成 蹊 大 学
自己点検・評価報告書

2008

成蹊大学

目　　次

Ⅰ．序　　章……1

Ⅱ．本　　章……3

1. 理念・目的……3
　1．1　大学……3
　1．2　経済学部・経済経営研究科……13
　1．3　工学部・理工学部・工学研究科……15
　1．4　文学部・文学研究科……21
　1．5　法学部・法学政治学研究科……25
　1．6　法務研究科……27

2. 教育研究組織……31
　2．1　経済学部・経済経営研究科……31
　2．2　工学部・理工学部・工学研究科……33
　2．3　文学部・文学研究科……39
　2．4　法学部・法学政治学研究科……40
　2．5　法務研究科……41
　2．6　アジア太平洋研究センター……43
　2．7　成蹊学園国際教育センター……46
　2．8　学園情報センター……55

3. 教育内容・方法……71
　3．1　学士課程……78
　　3．1．1　経済学部……78
　　3．1．2　工学部……101
　　3．1．3　理工学部……112
　　3．1．4　文学部……131
　　3．1．5　法学部……156
　3．2　修士課程・博士課程……172
　　3．2．1　工学研究科……172
　　3．2．2　経済経営研究科……182
　　3．2．3　法学政治学研究科……195
　　3．2．4　文学研究科……205
　3．3　教職課程……223

4. 学生の受け入れ……229
　4．1　大学……229
　4．2　学部……238
　　4．2．1　経済学部……238

4. 2. 2　工学部……247
4. 2. 3　理工学部……254
4. 2. 4　文学部……267
4. 2. 5　法学部……277
4. 3　大学院研究科……287
4. 3. 1　工学研究科……287
4. 3. 2　経済経営研究科……293
4. 3. 3　法学政治学研究科……298
4. 3. 4　文学研究科……301
4. 3. 5　法務研究科……311

5. 学生生活……319
5. 1　学生への経済的支援……319
5. 2　生活相談等……325
5. 3　就職指導……334
5. 4　課外活動……340

6. 研究環境……345
6. 1　大学……345
6. 2　経済学部・経済経営研究科……353
6. 3　工学部・理工学部・工学研究科……359
6. 4　文学部・文学研究科……366
6. 5　法学部・法学政治学研究科……371
6. 6　アジア太平洋研究センター……376

7. 社会貢献……385

8. 教員組織……395
8. 1　大学……395
8. 2　学部……402
8. 2. 1　経済学部……402
8. 2. 2　工学部……410
8. 2. 3　理工学部……415
8. 2. 4　文学部……424
8. 2. 5　法学部……431
8. 3　大学院研究科……435
8. 3. 1　工学研究科……435
8. 3. 2　経済経営研究科……440
8. 3. 3　法学政治学研究科……444
8. 3. 4　文学研究科……447
8. 3. 5　法務研究科……451

9. 事務組織……457
9. 1　事務組織の構成……457

9．2　事務組織と教学組織との関係……460
9．3　事務組織の役割及び大学院の事務組織……462
9．4　スタッフ・ディベロップメント（SD）……465
9．5　事務組織と学校法人理事会との関係……466

10．施設・設備……467
10．1　施設・設備等の整備……467
10．2　先端的な設備・装置……470
10．3　キャンパス・アメニティ等……471
10．4　利用上の配慮……472
10．5　組織・管理体制……473
10．6　環境活動……474

11．図書・電子媒体等……477
11．1　図書，図書館の整備……477
11．2　情報インフラ……489

12．管理運営……495
12．1　大学……495
12．2　経済学部・経済経営研究科……505
12．3　工学部・理工学部・工学研究科……508
12．4　文学部・文学研究科……512
12．5　法学部・法学政治学研究科……515
12．6　法務研究科……517

13．財務……519
13．1　中・長期的な財務計画及び教育研究と財務……519
13．2　外部資金等……521
13．3　予算編成と執行……523
13．4　財務監査……524
13．5　私立大学財政の財務比率……525

14．自己点検・評価……529
14．1　自己点検・評価……529
14．2　自己点検・評価に対する学外者による検証……531
14．3　大学に対する指摘事項及び勧告などに対する対応……532

15．情報公開・説明責任……535
15．1　財政公開……535
15．2　情報公開請求への対応……536
15．3　点検・評価結果の発信……537

Ⅲ．終　　章……539

Ⅰ．序　章

Ⅰ．　序　　章

1995 年 3 月に最初の自己点検報告書を公表し，4 年後の 1999 年に 2 度目の自己点検・評価結果を，『成蹊大学自己点検・評価報告書』として公表しました。1995 年の報告書は初めてのことでもあり，もっぱら「現状」の把握に努め，一歩ふみ込んで「評価」まで行うことはできませんでした。この報告書を作成した委員会でも，次に本格的な「自己点検・評価」を行うための第一段階として，次につながる報告書を作成しておこう，と言うことであったそうです。

2 度目のものは，前の報告書を基としながら，ちょうど本学開学 50 周年の年でもあり，一歩進めて，大学 50 年の歴史を振り返りながら，自己点検・評価を行った結果を公にしたものでした。そしてこの自己点検・評価に基づいて，1999 年度に財団法人大学基準協会の評価を受け，その認証を得，大方好評を得ることができました。

3 度目は，大学基準協会からいただいたさまざまなご意見を参考にしながら，どこまで改革・改善ができたか，どれだけより良い大学造りを進められたか，どんな問題点が残っているか，あるいは新たにどんな問題点が出てきているかを中心に自己点検・評価を行いました。

今回は 4 度目となり，2004 年度に認証評価機関による認証評価が義務化されてから初めての自己点検・評価になります。この自己点検・評価報告書は，認証評価機関である大学基準協会に提出され，認証評価のための資料となります。

認証評価結果は公表されますので，その結果を真摯に受け止め，本学の改革に結びつけていきたいと思っております。各方面からも，忌憚のないご批判，ご助言をぜひともお願い致します。

成蹊大学長　栗　田　恵　輔

Ⅱ．本　章

1．理念・目的等

Ⅱ. 本　　章

1. 理念・目的

1. 1　大学

【現状の説明】

成蹊大学は，1949（昭和 24）年，現在の学校法人成蹊学園によって開設された政治経済学部に始まり，その後，経済学部，工学部（2005 年に理工学部に改組），文学部，法学部の 4 学部を開設して今日に至り，また，その間，それぞれの学部，学科を基礎として，大学院研究科（博士前期課程・博士後期課程）を開設してきた。さらに 2004 年には，本学初めての専門職大学院である法科大学院（法務研究科）を開設した。

成蹊学園は，中村春二が 1906（明治 39）年に創立した私塾成蹊園，さらには 1912（明治 45）年に開校した成蹊実務学校より始まるが，知育偏重の画一主義的教育に反対し，個性尊重の人格教育をその創設理念とし，そのために少人数制教育を重視した。しかし，この理念の高等教育における展開は，1925（大正 14）年に創設された旧制 7 年制の成蹊高等学校の理念にみるべきであろう。イギリスのパブリックスクールをモデルとした，自由闊達な学風，教員と学生との人格的接触を可能とする少人数教育，課外活動への配慮など，成蹊学園においての高等教育レベルにおける伝統的理念の更新がそこに新たに展開されたのである。本学における教育理念は，このような自由闊達な学風，少人数制に基づく個性尊重の人格教育の継承を基軸としているのである。本学において，少人数制のゼミナールを重視しているのは，この伝統的理念を継承し，実現していくためである。

このような伝統的理念を踏まえながら，本学は発足以来，常に人間・社会・技術に関する基礎的な知識と幅広い語学力とを専門分野の学修に結びつけるため，様々なカリキュラムの工夫をしてきた。また，教育理念や目的を堅持しつつ，その時代々々にあわせ，学部・学科や研究科・専攻の開設・改組を行ってきた。これは，複雑で変化の激しい現代社会にあって，進展する社会の要請に応えて，広い視野に立った総合的な思考力と合理的な判断力とを持ち，問題解決に向けて柔軟な応用力のある国際感覚豊かな社会人・職業人を養成することを本学の目的とするからである。本学の伝統である少人数制教育によって，教員と学生との，また，学生同士の人格的な接触が可能となり，個々の学生の個性を大切にしながら切磋琢磨していく中でこそ，個性尊重の人格教育と，創造的で応用力ある能力を開発する教育との 2 つがあいまって実を上げ，真に社会の要請に応えることのできる人材を養成することができるであろう。

【点検・評価】

➢理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

成蹊大学学則第 1 条において，本学の目的及び使命を次のように規定している。

「この大学は教育基本法に則り，学校教育法の定める大学として学術の理論および応用を研究教授すると共に成蹊学園建学の精神に基づき，健康にして良識ある人格高き社会の指導的人物を養成することを目的とする。」

この本学の目的を達成するため，本学の教育目標等及び各学部の基本理念，人材養成方針等を具体的に定め，2008 年 4 月に公表した。

成蹊学園は，大正自由教育の旗手であった中村春二が 1912 年に設立した「成蹊実務学校」から始まりました。中村春二は，当時の画一主義，知育偏重の風潮を憂い，それぞれの学生の個性を尊重しつつ，人格，学問，心身にわたってバランスのとれた人材を養成するための全人的な教育を目指しました。そのために，何よりも学生と教員の距離の近さを重視しました。この建学の精神は現在に至るまで脈々と受け継がれ，成蹊学園の教育を支えてきました。

2012 年には学園創立 100 周年を迎えますが，今後も本学はこの建学の精神と，大学の前身である旧制高等学校時代から育んできた，偏見にとらわれない自由で誇り高い学風を大切にしていきます。

伝統的な少人数教育と人格教育の特質をさらに深め，多くの課題をかかえる 21 世紀の社会に貢献する専門性をそなえた教養人を育成することが，本学に課せられた使命であると考えています。この使命を達するために，以下のような基本的な教育目標を掲げます。

- 多様性を受け入れる豊かな感性と人間性を培う
- 生涯学び続けるための自力学習の基礎をかためる
- 国際舞台でリーダーシップを発揮できる能力を涵養する

教育目標を達成するために，以下の 7 つの取り組みに重点を置きます。

・ゼ　ミ　重　視：少人数でのゼミナールや卒業論文・卒業研究の重視は成蹊教育の根幹をなすものであり，教員と学生の日常的な触れ合いを通じて，高い知性，深い教養とともに豊かな人間性と主体性を育む。

・教養・基礎教育：柔軟な思考力と広い視野を養うには何よりも豊かな教養と基礎学力が重要であるとの認識のもとに，ワンキャンパス総合大学の利点を生かし，文系・理系の枠組みにとらわれない教育を全学的に展開する（2010 年度より全面実施）。

・専　門　教　育：それぞれの学部・学科の教育理念と目標に沿った専門教育を教養・基礎教育と有機的に連携させ，すべての学生に学士課程修了者にふさわしい知識と技能の獲得を促す。

・国　際　教　育：「国際教育センター」を核として，『歴史に学ぶ』『世界と日本』『現代を生きる』などの科目群を柱とした国際理解教育により国際感覚を養い，さらに，充分な語学力をつけるために英語教育を徹底する。

・キャリア教育：「キャリア支援センター」を中心とする教育支援プログラムによって低年次からキャリア教育を実施し，学生の進路選択に対する意識の高揚と学修意欲の向上を図る。

・海　外　留　学：多様なプログラム（長期・中期・短期留学）に基づく海外の大学への留学を奨励し，授業料減免，奨学金，単位認定などによって支援する。

・学生サポート：指導教授による相談体制，教員のオフィスアワー制度，学長プロジェクト（学長オフィスアワー，学長昼食会，学長意見箱）などを充実し，学問以外の領域においても，学生と教員の緊密な関係を構築し，学生の状況を的確に把握した上で学生支援を実践していく。また，就職個別相談，課外活動・社会貢献活動に対する支援，奨学金などを拡充する。

◎　経済学部

基本理念

分業が高度に発達した今日では，自分が必要とする資源を全て自分自身で生産している人はありません。自らの生産物と他の人の生産物とを交換することなくしては，私たちは日常の生活さえできなくなるでしょう。現代社会の市場や企業は，生産や交換を効率的に行うために人間が作り出した組織に他なりません。また，これらの組織は万能ではなく，その欠点を補う政府の役割が重要です。

経済学部は，人間の経済行動に不可欠なこれらの組織の機能や望ましいあり方を研究・教育し，次世代の人々にその成果をわかりやすく伝えることを使命とします。

人材養成方針

経済学部では，経済学・経営学を総合的に学び，現代社会が提起する多様な課題に対応し，その解決のために必要とされる高度な専門性に裏付けられた企画運営能力をもち，時代にふさわしい知性と良識をかねそなえた人材を養成することを基本方針とします。

教　育

- **入学者選抜の方針（アドミッション・ポリシー）**

  経済学部に入学するためには，経済学・経営学の特別な基礎知識は必要としません。なによりも，大学で学ぶにふさわしい勉学意欲と幅広い基礎学力を備えた人材であれば全ての人を歓迎します。入試形態を多様化して幅広い人材がキャンパスに集まることを心がけて来たのはそのためです。また，高度に国際化した現代社会で活躍するビジネス・プロフェッショナルを養成するため，英語の学力を重視しています。

- **教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）**

  (1) 経済学・経営学の現在の学問的成果を学生に総合的に伝えるため，基礎から応用に至る科目を体系的に配置し，知的フロンティアを開発していく能力の育成を目指します。

  (2) 学生の視点に立ち，経済学・経営学の垣根をこえて実践的かつ理論的に学ぶ機会を提供するため，自由に選択できる 5 つのコースをおいています。

  (3) 国際化・情報化に対応する高度な能力を育てるため，2 つの特別プログラムをおいています。

  (4) すべての学年に少人数のゼミ科目を設け，大学での学習の基本的な姿勢から専門分野の学習に至るまで，段階を追って発展的な教育をする方針をとっています。

- **学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）**

  経済学部ではアカデミック・アドバイザリー・ボード(AAB)を設け，学生の履修が適正に行われ十分な学力が養われるように懇切な指導・支援を行っています。成績評価にあたっては，定期試験ばかりではなく，小テスト・レポートなどを含めた普段の学習状況を考慮して総合的かつ厳正に行い，経済学部の卒業生としてふさわしい学力を確保しています。

研　究

知の創造は大学に身をおくものの使命であり，そのためには自由闊達な研究環境と，学部・大学の垣根をこえた研究者相互の交流が必要とされます。最先端の学問的成果を吸収しそれをさらに発展させるばかりではなく，新たな研究分野を開拓しそれを世界に発信する積極的な姿勢がなにより求められてお

り，経済学部はこの目的の実現のため全力をあげて取り組みます。

◎　理工学部

基本理念

成蹊学園建学の精神である「個性の尊重と人格の陶冶」を基本とした理工学の少人数教育により，「科学技術を通じて知識基盤社会の進展に貢献する人材」を養成することを目標としています。

人材養成方針

- **理工学部**

深い教養と倫理観を備え，かつ広い視野をもった技術者がこれからの知識基盤社会を支えることになるため，理工学部では基礎教育を重視しています。また，伝統的な区分にとらわれない学際的な専門教育を充実させて，急速な技術革新，自然との共生，持続発展型社会の実現などの現代社会がかかえる多くの複合的な諸問題に果敢に取り組める幅広い素養をもった人材を養成します。

- **物質生命理工学科**

物質・ナノサイエンス，バイオ・ライフサイエンス，環境・エネルギーという先端的な 3 分野を設定し，化学，物理，生物がクロスオーバーした境界領域まで系統的に教育することによって，多元的な視点，柔軟な思考，豊かな発想力を養い，変化の激しい分野でも活躍できる人材の養成を目指しています。

- **情報科学科**

教育研究内容はハードウェア・ネットワーク，ソフトウェア・アプリケーション，数理科学・経営科学・計算科学の 3 分野に大別され，情報科学の基礎から応用まで深く教育することによって，変革の速度がますます大きくなる情報科学分野での先導的な役割を果たす人材の養成を目指しています。

- **エレクトロメカニクス学科**

社会・産業の基盤を形成するものづくりの基本的分野である，機械工学，電気電子工学，経営工学の 3 つの領域をカバーし，それぞれの領域を有機的に統合したカリキュラムによって，技術革新に対応できる確かな実力を養い，産業界で活躍できる有能な技術者の養成を目指しています。

教　育

- **入学者選抜の方針（アドミッション・ポリシー）**

社会で幅広く活躍する技術者，研究者などを目指す，知的好奇心旺盛な人を歓迎します。そのため，英語と数学の 2 科目型の入試を含め，各種の入学試験を実施しています。

- **教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）**

ものづくりや科学技術の発展に寄与できる創造性と応用力を培うため，本学園の伝統である実学を重視しています。実験や実習で実際に手を動かして試行錯誤し，体験を通して生きた知識を自分のものにすることを何よりも大切にしています。

専門分野は，これまでの学問分野の枠にはとらわれず，複数の学問分野を系統的，有機的に結合

したものとし，複合的なカリキュラムによって科学技術分野の基礎から応用へと段階的に，着実に学べるようにしています。

また，1 年次には意欲と科学技術への興味を高めるために，各教員が少人数クラスを担当して指導するフレッシュマンゼミと理学基礎実験を必修としています。また，インターンシップを 3 年次に配置して企業活動の実際を体験する機会を設けています。

さらに 3 年次後期からは研究室に配属して卒業研究の準備段階としての教育を実施し，教員による密接な指導が行われています。

➢ **学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）**

各学科，学年ごとに指導教授を配置するとともに，3 年次後期から開講の実験・演習においては，各教員が少人数の学生を担当してきめ細かな教育指導をして効果を上げています。1 つの学期中に，小試験，演習，レポートを積極的に取り入れ，また授業における学生の質疑応答などを考慮した総合評価を行い，厳密な評価にもとづいて単位の修得を認定しています。

卒業研究については研究発表会を開き，多人数の教員が関与して単位の修得を認定し，卒業生の質の確保に努めています。

研　究

研究成果は，教員・学生共著の論文および国内外の学会での発表などを通して公表されています。教員個人の研究にとどまらず，異なる分野の教員によるグループとしてのまとまった研究を可能にするため，学内外プロジェクト研究の促進が図られ，多くの独創的・先端的な研究が行われています。これらの成果は教育に反映されるとともに，社会に還元されています。

◎　文学部

基本理念

成蹊大学文学部は，文化現象の総合的理解とその継承を教育・研究の目標にしています。この目標にもとづき，日本および諸外国の過去から現在に至る社会・文化の多様な様相を多角的な視点や方法によって分析・研究するとともに，ますます多様化し複雑化しつつある社会・文化の諸状況の中にあっても自己の主体性を失わず，「時代と社会の変化に柔軟に対応できる自立的な人間」を育成することに努めます。

人材養成方針

➢ **文学部**

文学部の主たる教育目標は文化現象の総合的理解とその継承です。この目標を実現するために，少人数教育を基本とする，教養教育と専門教育との適切なバランスを考慮したきめ細かなカリキュラムによって，問題発見能力と多面的な分析能力の伸長をはかります。また，言葉をとおして形づくられた人間・歴史・社会の多様なありかたを考究し，共感をもって他者を理解する能力と，自己を他者に正確に伝達する能力を涵養することによって，社会的な活動を自律的に展開するための基礎を構築することをめざします。

➢ **英米文学科**

英語を学ぶことにより言語そのものに対する意識を育み，英米文学・文化を学ぶことを通して文化が言葉によって成り立つことを認識させ，自国の文化および異文化を相対化して読み解く力を育てます。第 2 言語としての英語の運用能力を強化するとともに，英語圏の文化と歴史について幅広い理解をもち，自らの文化的背景に立脚した価値観に立って判断し行動する真の国際感覚を備えた人材，および日本の英語教育に貢献する人材の育成に力を入れます。

➢ **日本文学科**

日本語と日本文学を学ぶことを通して，高度で柔軟な日本語運用能力を身につけるとともに，日本人と日本文化についての幅広く体系的な教養と深い理解を獲得し，それらを社会生活において有効に活用しつつ，次の時代に受け渡すことのできる人材を養成します。あわせて，多様な国際社会の中で，みずからの文化的特性に立脚しつつ自立的に行動できる基礎的な判断力，およびみずからの思いを積極的に伝えることのできる豊かな表現力を備えた人材の育成をはかります。

➢ **国際文化学科**

画一化と多様化が同時に進む現代世界の複雑な動きを的確に理解して，人類の社会と文化が直面する諸課題に柔軟に対処できる人材を養成します。そのために，「国際関係」「文化人類学」「歴史・文化研究」を内容とする 3 つの基軸的な科目群をバランスよく習得させ，加えて幅広い知見に基づく情報分析能力と国際社会で通用する実践的なコミュニケーション能力を身につけさせます。異文化理解の実践を通じて文化間の媒介者となれるような，自律的な地球市民の育成を最終目標とします。

➢ **現代社会学科**

社会学およびコミュニケーション研究の理論と実証的研究法を学ぶことにより社会を理解するための基本的枠組みを習得させます。また，少人数による演習を通じて，自ら課題を設定し，過去から現在にいたる資料を調査し，議論によって自らの意見を鍛え，他人に向けて説得的に表現する能力を育みます。このような教育を通じて，現代社会の抱える諸問題をその背景にまでさかのぼって多角的に検討できる思考力と，状況に的確に対応できる判断力・行動力を兼ね備えた人材の育成をはかります。

教　育

➢ **入学者選抜の方針（アドミッション・ポリシー）**

文学部では人間・歴史・社会・文化の研究に対して旺盛な好奇心を持つ人材を求めています。入学後の勉強において必要となる幅広い基礎学力と勉学意欲を判断するために多様な形態の入学試験を行っていますが，その際，4 学科それぞれの学科理念に基づいて，学科ごとにウェイトを付けた配点も導入しています。

➢ **教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）**

文学部の教育が目標とする文化現象の総合的理解とその継承に向け，4 学科の理念と基礎となる教養の考え方に基づきながら，人間・歴史・社会・文化の多様なあり方を研究するための授業科目を体系的に配置しています。また，各学科相互に修得可能な併置専門科目を用意し，学部内における学科間の垣根をできるだけ低くするよう工夫しています。以上のようなカリキュラム構成により，4 学科それぞれの独自性を維持しつつ，文学部全体としてのまとまりを確保するよう努めています。

➢ **学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）**

1年次から指導教授制をとり，4年次における卒業論文（全員必修）の作成まで文学部全体としてきめ細かな履修指導を行っています。また，学部として成績評価のガイドラインを設け，各授業科目については，定期試験，レポート，授業態度，出席状況等を総合的かつ厳正に判断しながら成績評価を行っています。このようなきめ細かな履修指導と厳正な成績評価に基づき，文学部が目指す質の高い学生を社会に送り出すよう努めています。

研　究

大学における豊かな教育は，各教員の密度の高い研究が基盤となります。文学部においては，各教員がそれぞれの研究領域で十分な成果を挙げることができるよう，自由闊達な研究環境の整備に努めています。また，近年における研究の国際化にあわせて，海外の研究者との連携に対しても積極的なサポートを行っています。

◎　法学部

基本理念

法は個人の権利と社会や組織の円滑な活動を保障するものであり，政治はそうした法を生み出し実行する究極の原動力となるものです。この意味で，法と政治は人間にとって決して欠かすことのできない要素であり，その重要性はとりわけ今日においていっそう増大しているといえるでしょう。

法学部における学問は，このように専門性の高いものであると同時に，人間とは何かという原理的な問いへの哲学的かつ歴史的な考察を伴わざるをえないものでもあります。したがって法学部で学ぶということは，学問のまさに神髄と醍醐味を味わうことを意味しているのです。

成蹊大学の法学部は，学生との相互のコミュニケーションを取りながら，授業の工夫とカリキュラムの定期的な点検を通じて，このような学問的特徴と使命を持つ法学教育がさらに魅力あるものとなるよう常に努力し実施します。

人材養成方針

➢ **法学部**

成蹊大学法学部は，密接に相互関連する法と政治についての専門的な知識を与えるとともに，それを通じて社会科学的な思考力と合理的な判断力，および問題発見・提起能力と問題解決能力を育み，複雑で変容の激しい今日の社会においてリーダーシップを発揮できる，国際感覚豊かな人材の養成を図ります。

➢ **法律学科**

主として実定法およびその解釈に関する学習を通じて，法の現状と問題点について深い考察力を持ち，個人の権利の保障に配慮しながら個人間，集団間の利害調整や紛争解決に寄与できるような，リーガルマインドとリーダーシップを持った人材の養成を図ります。

➢ **政治学科**

主として地方自治から国際政治にいたる様々な問題に関する学習を通じて，政治と人間につ

いて思想的，歴史的，実証的な深い考察力を持ち，世界を見通す確かな分析力と未来を構想する豊かな想像力が身についた，国際感覚豊かな人材の養成を図ります。

教　育

➢ **入学者選抜の方針（アドミッション・ポリシー）**

法学部では，それぞれ異なる能力を問う様々な入試を通じての人材のリクルートに努めており，入学後に多様な資質をもつ学生が相互に交流することによって，法学部での学生生活が活性化することを図っています。

➢ **教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）**

法学部が提供する教育内容やカリキュラムは，成蹊教育の伝統である少人数教育を通じて，時代を超えた法学教育の基本の習得のみならず，社会における多様な関心や現代的な動向にも応えることができるよう工夫されています。具体的には，1 年次から 4 年次にいたるゼミの設置，1 年次からの準専門的あるいは専門的科目の提供，4 年間の幅広い教養・語学科目の配置などの工夫を挙げることができます。また，法律学科と政治学科との科目の共通化を図るとともに，それぞれの学科のより専門的な深い学習を可能にする特別コース（Legal Expert 科目，Political Science Expert 科目）も設けています。

➢ **学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）**

法学部では，以上のようなカリキュラムの履修について懇切な指導をするとともに，それぞれの科目についてはレポート提出や定期試験等の総合的かつ厳正な評価に基づいて単位の修得を認めることによって，学部の人材育成方針にかなうよう卒業生の質の確保に努めています。

研　究

法学部では，それぞれの分野の第一線で活躍し学界をリードする優れた研究を生産すると同時に，専門性に留まることなく現実の世界への高い関心に基づいて学問的成果を社会に還元する活動にも積極的に参加することが研究の基本方針とされています。

また，大学院の目的については成蹊大学大学院学則第 1 条において，法科大学院の人材の養成及び教育研究上の目的については成蹊大学法科大学院学則第 2 条において，それぞれ次のように規定している。

成蹊大学大学院学則

第 1 条　成蹊大学大学院は，成蹊学園建学の精神に基づき，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥を究めて文化の進展に寄与すること及び高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

2　本大学院は，人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について研究科ごとに定める。

成蹊大学法科大学院学則

第 2 条　本大学院は，高度な実践能力を有する法曹を養成するため，法理論と法実務を結合した教育による法的専門能力及び法曹倫理を修得し，かつ，関連分野の基礎的素養を涵養することを目的とする。

以上の本学の教育目標等及び各学部の基本理念，人材養成方針等については，従来から本学が取り組んできた諸施策と，これから取り組もうとしている施策を重点化し，本年 4 月に文書化したものであるが，従来から培われている理念・目的・教育目標を基礎として，それに伴う人材養成等の目的を明示していることから，適切性は確保されているものと考える。

また，21 世紀における成蹊学園の新たな創造に向け，成蹊学園を構成する各学校がその教育の基礎に据えるべき共通の理念について，1999 年から 1 年をかけて「成蹊学園 21 世紀構想検討委員会」で鋭意検討され，成蹊学園のアイデンティティを示す一貫した教育理念を，「人間の教育」を目指した創立者中村春二の精神を汲んで，「個性をもった自立的な人間の創造」に置くこととした。この「個性をもった自立的な人間」を創造するためには，科学教育に裏打ちされた情報教育，英語教育，歴史教育に力点を置いた教育を行うとの教育基本方針が示され，また，教育組織，情報化と国際化，施設・設備，財政等に対する構想も示された。それらの具体化に向けた検討を行うため，「成蹊学園将来構想検討委員会」が設置されたが，この委員会では，学園創立 100 周年を迎える 2012 年までに学園や各学校が推進すべき事業や施策の検討を行い，次の結論に至った。

＜学園が行うべき事業・施策等＞

① 国際社会を理解し，国際化に対応し得る能力の開発を目的として，「国際教育センター」を設置すること。

② 電子化対応機能を備えた「情報図書館」を新設すること。

③ 緑化や運動施設の整備を進めて，学園環境の充実を図ること。

④ 恒常的な収入を確保するための募金事業を積極的に推進すること。

⑤ 理事会及び評議員会のあり方について検討し，寄附行為及び関連する規則を検討すること。

＜大学が行うべき事業・施策等＞

⑥ 工学部学科再編の推進を図ること。

⑦ 文科系 3 学部の再編成を検討すること。

⑧ ロースクールの開設を検討すること。

⑨ 大学 1 号館・2 号館・5 号館・6 号館エリアの再開発に取り組むこと。

①については 2004 年度，学園事務局に，小学校から大学に至る一貫教育を推進する縦断組織として，本学の国際交流センターを取り込んだ形で「成蹊学園国際教育センター」が設置され，英語教育と歴史教育に重点化した教育を推進している。②については 2006 年 9 月に竣工し，本学の知の拠点としての役割を果たしている。③，⑨については 400m グラウンドの人工芝化や 5・6 号館エリアの再開発など未対応の部分はあるが，概ね計画どおりに整備された。④については事務局として募金課を設置し，募金総額 50 億円の確保を目指して活動している。⑤については私立学校法の改正内容を含め，整備を終えた。⑥については工学部 5 学科を理工学部 3 学科に改組し，2005 年度に理工学部を開設した。⑧については 2004 年度に法科大学院（法務研究科）を開設し，全国平均，あるいは全国平均を上回る新司法試験合格者を出している。残る⑦については検討されていない。

以上のとおり，21 世紀の成蹊学園を創造する取り組みは計画に沿って進められ，創立者の教育理念を具現化し，「個性をもった自立的な人間」を創造するための環境は概ね整備された。

また，教育理念の具現化に向けた取り組みとして，全学共通の教養教育カリキュラムの導入がある。

これは，学園の建学以来，およそ 1 世紀にわたり脈々と受け継がれてきた成蹊教育の理念である「個性の尊重」，「品性の陶冶」，「勤労の実践」を本学のカリキュラムの中に具体化し，「成蹊教養カリキュラム」と称

して本学独自の教養教育を全学に展開するものであり，2010 年の導入を目指し，検討を進めているところである。

また一方で，このカリキュラムの具体化にあたり基本理念の 1 つとしたのは，成蹊学園における高等教育のスタートである成蹊実業専門学校の設立趣意書（1917（大正 6）年）であり，その中に次のように記されている。

『 教育は一生のものなり。学校教育は教育の一部にして，……，こは基礎の教育にして社会活動の為の教育にはあらざるなり。社会活動の為の教育は他力教育なるべからず。自ら苦しみ自ら啓発する自力教育ならざるべからず。……されば高等専門教育の大方針としては，根本となるべき学科に全力を傾倒せしめ，親切なる指導者の下に自発的研学の精神を高めしめ，活ける学問をなし，他日社会に出でて，十分に自己教育をなし得るだけの基礎と意気込とを養成せしむるを要す。』

これを受けて, 成蹊教養カリキュラムの基本理念を次のとおり定め, 理念に沿った教育が展開できるよう, カリキュラムの策定作業を進めているところである。

① 個性の尊重と人格の陶冶（豊かな人間性の形成）

個性の尊重と人格の陶冶により，豊かな人間性を育み，新しい文化の創造の担い手として社会に貢献していく人材を養成する。とりわけ，意欲ある学生の個性を大きく伸ばすことを目指す。

② 自力教育の礎を築く

自らの問題意識に基づいて，自らの力で考え抜いていく自発的研学の精神を涵養し，社会の一員として自立していくために必要な基礎力を身につけ，卒業後も自己学習が可能な人材を養成する。

➢理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

上記，成蹊大学学則，大学院学則及び法科大学院学則は，ホームページで公開している。また，本学及び各学部の教育目標等はホームページで公開しているほか，成蹊学園評議員会や成蹊学園協議会（成蹊学園が設置する各学校間の連絡調整・意思決定機関）などでも披露し，周知に努めているが，2008 年 4 月に定めたこともあり，大学案内等の印刷物には反映されていない。したがって，大学の教育目標等は，今後，大学案内にも取り入れ，受験生や保護者にも本学の教育目標等を伝え，理解を得たいと考えている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

伝統的な少人数教育と人格教育の特質をさらに深め, 多くの課題を抱える 21 世紀の社会に貢献する専門性を備えた教養人を養成し, 社会に送り出すことが本学に課せられた使命であり, 教育目標に掲げられている 7 つの取り組みを重点的に実践していくことが，すなわち本学の理念・目的を実現する手立てとなるものと確信している。また，2010 年から成蹊教養カリキュラムを実施することで，より建学の理念に即した教育が展開され，人材養成等の目的にかなった成果が出るものと期待している。

しかしながら，大学として，あるいは学部・研究科として，理念・目的の達成に向けて改善・改革を積み重ねる努力をしているものの，理念・目的を教職員が共有し，意思統一されていると言い切れないところもあり, 上記のような改革と理念･目的との関係が必ずしもはっきりと理解されていない面もある。このため，理念・目的を堅持しつつ，時代に即した大学改革を絶えず実行するためにも，本学の教育目標や学部の基本理念などを全教職員が共有し，理解した上で，改革のベクトルを合わせ，不断の努力をすることがますます重要となってくるであろう。

1．2　経済学部・経済経営研究科

【現状の説明】

経済学部は，1949（昭和 24）年設立の政治経済学部が 1968（昭和 43）年に経済学部と法学部に分離して発足した。これに続き，1970（昭和 45）年には大学院経済学研究科，1972（昭和 47）年には大学院経営学研究科が発足した。設立以来，本学部は経済・経営の 2 学科制をとっていたが，2004 年度から両学科を統合して，経済経営学科の 1 学科制を採用した。

学士課程の 1 学科制が 2007 年度いっぱいで完成したのに伴い，大学院の両研究科が統合されて大学院経済経営研究科が発足した。大学院は，正式には 2007 年度から 1 研究科（経済・経営の 2 専攻）体制となったが，既に 2005 年度から両研究科のカリキュラムを同一とし，授業を合同で運営してきた（なお，従来の両研究科のうち，経済学研究科は在籍者がいなくなったため 2008 年 4 月をもって廃止され，経営学研究科も現在の在籍者はごくわずかである。また，学士課程においても，2004 年度より前の年度の入学者が残存しているものの，その数はわずかである）。

以上の経緯を考慮し，今回の自己点検・評価では，学士課程については経済経営学科を中心に記述する。また，大学院については，経済経営研究科に関する記述に，必要に応じて旧研究科に関する記述も含める形にとどめる。

本学部の教育の基本理念は，次項に述べるように，高度職業人の養成に置かれている。経済学部規則や学部ホームページに公表されている「人材養成方針」の表現を用いれば，「経済学・経営学を総合的に学び，現代社会が提起する多様な課題に対応し，その解決のために必要とされる高度な専門性に裏付けられた企画運営能力を持ち，時代にふさわしい知性と良識をかねそなえた人材」の養成である。大学院においては，これに加えて，専門的研究者となるための基礎的知識と研究能力の涵養を目指している。以上の基本理念は，かつての政治経済学部時代に理念として掲げられていたもの（詳細は前回の自己点検・評価で言及したが，「品格を備え，誠実重厚にして良識ある人物」を世に送り，「卒業後直ちに社会人として活動し得る」人材の養成に努めることが記されている）と多くの点で共通しており，それを現代化したとみなすことができよう。

【点検・評価】

➢理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

＜学　部＞

2004 年度に 1 学科体制を採用するための認可申請にあたり，我々は，近年の社会構造の急激な変化とそれに伴う学際領域の拡大，学生ニーズの多様化に注目し，経済学と経営学の 2 つを分立させた従来の学科構成を抜本的に見直す必要があると考えた。従来の 2 学科構成は学問領域の伝統的分立を反映するものであったが，学問分野としての経済学・経営学自体が多くの面で融合しつつあり，それをカリキュラムにも反映させることが望ましいと判断したわけである。

先述した「人材養成方針」は，①現代社会が提起する多様な課題への対応力，②高度な専門性に裏付けられた企画運営能力，③知性と良識の兼備,の 3 方針に分けることができるが，学科統合の理念は，主に①に関係する。また，この学科統合にあたり，本学部は同時に，学生個々の問題意識に応じて選択可能な「社会と環境」,「企業と戦略」等の 5 つのコースを設けた。これは，それ以前から実施されていた「国際社会プログラム」,「情報分析プログラム」とともに，主として②の能力育成を目指すものである。これと同時に，「人間総合科目」,「文化コミュニケーション科目」は，自己の世界観の形成や社会人としての基本的なツールを修得させ，いわゆる「専門科目」とともに，③の理念を達成しようとしている。特に，入学第 1 年次において

「基礎演習」を必修で導入したのは，少人数のクラスで教員との人格的接触により，③の理念の実現に役立たせようとすることが理由の 1 つである。総括的に言えば，本学部の教育理念は「自立した職業人の育成」と表現できるが，「自己の形成」，「人格（人間性）の陶冶」，「職業能力の涵養」といった教育理念は，近く創立 100 周年を迎える成蹊学園の一貫した教育方針と言って差し支えなく，この基本的方向を今後とも維持したい。

＜大学院＞

2007 年度から適用されている経済経営研究科の諸規則は，従来の両研究科規則を継承したものであり，実質的な 1 研究科体制は 2005 年度からスタートしていた。学部段階とは違って，経済学専攻・経営学専攻の 2 専攻体制をとっている。博士前期課程を修了するには 38 単位の履修を要するが，このうち専攻別に必修となっているのは 18～26 単位で，残余は自己設計単位（自由選択単位）となる。

経済経営研究科の博士前期課程は，経済学専攻・経営学専攻のそれぞれに，①研究者養成コースと②経済・マネジメントコースを置く（経営学専攻の経済・マネジメントコースは，さらに一般プログラムと高度税務プログラムに分かれる）。②の教育目標は学部のそれと基本的に同一であり，高度職業人の養成にある（同研究科規則第 3 条第 1 項第 2 号）。一方，①の教育目標は，当然のことであるが，博士前期課程・博士後期課程を通じて次世代の自立的研究者を養成するための教育を目指す。なお，本研究科では，社会人プログラム（経営学専攻のみ。1 年で修了），長期履修プログラム（博士前期課程を 4 年で修了）を設け，入学者の便宜を図っている。

本研究科の教育目標は，言わば高度職業人の養成と後継研究者の養成との 2 つに置かれるが，これは，大学院設置基準第 3 条・第 4 条の趣旨を受けたものであり，基本的に適切と考える。

なお，本研究科のカリキュラムの特色として，博士前期課程に経済学・経営学の伝統的科目に加え，国際理解科目（英語関連）・実践科目（実務家レクチャーなど）を設置し，また，学際科目として，本学の他研究科とも協力しつつ設置する科目がある。これは，高度職業人養成・研究者養成という教育目標に十分合致するものと考える。

➢理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

＜学　部＞

本学部の教育理念は経済学部規則第 1 条の 2 に定められており，これを敷衍したものが学部ホームページ（「経済学部を知ろう」）に開示されているほか，大学案内・学部案内等の媒体を通じて，主として入学志願者向けの周知が図られている。在学生に対しては，現状では，カリキュラムそのものが周知の主な手段である。また，保証人に対して毎年開いている父母懇談会も，周知手段の 1 つと言えるかもしれない。したがって，本学部の教育理念等は，内外の広範な対象に開示されていると言える。周知方法の有効性について検証した経験がないが，大学案内等はオープン・キャンパスなどの入試広報の機会に大量に配布されており，一定の理解が得られていると考える。

なお，教育理念はカリキュラム・授業編成を通じて具体的に周知されるのが本来の姿であり，この面での本学の基本理念に関係する授業科目の設置や，本学部の理念に即したカリキュラム改善の継続的な努力が今後とも必要であろう。

＜大学院＞

経済経営研究科の理念は，基本的には学部のそれと同じであり，経済経営研究科規則第 2 条，第 3 条に教

育目標が定められている。また，大学院ホームページにもこれを敷衍したものが開示されており，大学院案内も存在する。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学部にせよ大学院にせよ，現在の本学の教育理念は長い歴史の上に培われてきたもので，時代の趨勢に即した表現の改善はやがて必要になるかもしれないが，基本的な内容は妥当なものと理解している。ただし，教育理念は端的にはカリキュラムを通じて開示されるものであり，その意味では，カリキュラム改善の継続的努力が何よりも求められる。現在，いわゆる教養教育カリキュラムの全学共通化を志向したカリキュラム改善作業が全学ベースで行われているが，これに伴い，学部固有の諸科目についてもカリキュラム改善に向けた作業を行っている。その中で，本学の基本理念に関する授業科目の設置や，現行経済学部の理念である高度職業人の養成に沿った改善案が検討されており，本学及び本学部の教育理念により即したカリキュラムの導入及び実践を通じて，本学部の理念・目的・教育目標等の実現と周知が図られるものと確信している。

なお，カリキュラム改善の具体的な方向については，3.1.1 の関係箇所を参照されたい。

1．3　工学部・理工学部・工学研究科

【現状の説明】

＜工学部＞

工学部は，工業における研究開発と生産に必要な基礎学力と応用力を涵養するための教育を，徹底した少人数教育によって行うことを目的として，1962（昭和 37）年に発足した。当初は工学の根幹として，機械工学，電気工学，工業化学，経営工学の 4 学科で編成されていたが，科学技術の横断的な展開への対応を図るため，1989（平成元）年に計測数理工学科を新設した。さらに，1992（平成 4）年には電気工学科を電気電子工学科に，2001（平成 13）年には工業化学科を応用化学科に，経営工学科を経営・情報工学科に，計測数理工学科を物理情報工学科にそれぞれ名称変更し，時代の要請に沿うように教育内容の見直しと変更を行ってきた。しかし，2005 年 4 月の理工学部開設に伴い，本学部での学生募集は停止となり，2008 年 3 月には大部分の工学部生が卒業し，近い将来，本学部は廃止されることとなるが，各学科の教育理念の骨子，技術応用を念頭に置いた工学基礎教育，研究室を核とする少人数教育，技術英語教育などは，新生した理工学部の教育方針として発展的に活かされている。

＜理工学部＞

21 世紀に入ってからの社会は，大量生産，大量消費を基礎として利便性と快適さを追求してきた工業化社会から，多様性と持続・共生を指向して，より総合的，人間的な欲求を求める知識基盤社会へと急速に変貌を始めた。科学技術においても，自然現象の探求がすぐさま技術的な応用に結びつき，社会で利用されるという理学と工学との距離が縮小するとともに，情報技術のあらゆる分野への浸透が進行して，“基本発想の段階からの学際的な視点”が科学技術を発展させるのに不可欠の要件となってきた。このような社会及び科学技術の変化のもとで，来るべき知識基盤社会において活躍し，貢献していくための基礎を与えることのできる科学技術教育を実施することを目的として，工学部を改組し，2005 年 4 月に理工学部（Faculty of Science and Technology）を設置した。

本学部では,「個性の尊重と人格の陶冶」を基本理念として，理工学の少人数教育によって,「科学技術を通じて知識基盤社会の進展に貢献する人材」を養成することを目標としている。これからの知識基盤社会を支える技術者は，深い教養と倫理観を備え，かつ，広い視野を持っていなくてはならない。また，急速な技術革新，自然との共生，持続発展型社会の実現などの現代社会が抱える多くの複合的な諸問題に果敢に取り組める人材が期待されている。このため，本学部では，基礎教育を重視するとともに，伝統的区分にとらわれない学際的な専門教育を充実させることとした。

本学部の教育は，各学科の対象とする専門分野において活躍していく上で，一般的，共通的に必要となる基礎能力の養成に重点を置くこととし，高度な専門能力の養成は大学院において行うこととした。このような位置づけのもとに，本学部において知識基盤社会に送り出す人材に付与すべき基本的要素として，①科学技術への興味と意欲，②自ら考えることのできる基礎学力，③広い視野からの総合的な判断力，の 3 点に集約した。

学科編成においては, 基礎理学部分の合理的, 効果的な集中を行い, これを工学と分離したものとはせず, 理学的リソースと工学的リソースとを有機的に共存させて配置する学科構成とした。また，複合的，学際的学問分野への積極的な取り組みを可能とするため，学科の目的実現に必要な学問分野について多角的な視点からの検討を行い，理学と工学の双方において有機的に複合化された学問分野からなる学科構成を行った。本学部では，科学技術の使命として，21 世紀が知識基盤社会と呼ばれる所以をなす, “ 知の創出 ”, “ 知の伝達と共有 ”, “ 知の活用 ” の 3 つを設定し，それぞれの使命に対応する科学技術分野として,「革新的科学技術分野」,「情報基盤技術分野」,「産業・社会基盤技術分野」を選定した。そして，各分野を構成する上で重要な学問要素を集結した形で，以下の 3 学科を設置した。

＜物質生命理工学科＞

［Department of Materials and Life Science，学位：学士（理工学），入学定員：120 名，専任教員数（助教を除く）：2005 年度 16 名，2008 年完成年度 15 名］

革新的科学技術分野を構成する学問群からなる学科である。「物質・ナノサイエンス」,「バイオ・ライフサイエンス」,「環境・エネルギー」という先端的な 3 分野を設定し，化学，物理，生物がクロスオーバーした境界領域まで系統的に教育することによって，多元的な視点，柔軟な思考，豊かな発想力を養い，変化の激しい分野でも活躍できる人材の養成を目指している。

＜情報科学科＞

［Department of Computer and Information Science，学位：学士（理工学），入学定員：2005 年度開設時：110 名，2007 年度より 120 名に変更，専任教員数（助教を除く）：2005 年度 12 名，2008 年完成年度 14 名］

情報基盤技術分野を構成する学問群からなる学科である。教育研究内容は,「ハードウェア・ネットワーク」,「ソフトウェア・アプリケーション」,「数理科学・経営科学・計算科学」の 3 分野に大別され，情報科学の基礎から応用まで深く教育することによって，変革の速度がますます大きくなる情報科学分野での先導的な役割を果たす人材の養成を目指している。

＜エレクトロメカニクス学科＞

［Department of Electrical and Mechanical Engineering，学位：学士（工学），入学定員：2005 年度 130 名，2007 年度 120 名に変更，専任教員数（助教を除く）：2005 年度 16 名，2008 年完成年度 15 名］

産業・社会基盤技術分野を構成する学問群からなる学科である。社会・産業の基盤を形成するものづ

くりの基本的分野である，「機械工学」，「電気電子工学」，「経営工学」の 3 つの領域をカバーし，それぞれの領域を有機的に統合したカリキュラムによって，技術革新に対応できる確かな実力を養い，産業界で活躍できる有能な技術者の養成を目指している。

以上の 3 学科に加えて，基礎科学教育の充実，国際化への対応などを勘案した上で全人的教育を支える組織として，数学，物理，化学，生物の共通的理学の基礎及び英語，体育，総合教育科目（教養科目）の教育に関し責任を持つ教員からなる組織（専任教員数（助教を除く）：2008 年度 6 名）を設置している。そして，理工学部への改組に合わせて，部署の名称を工学部での「一般教養」から「共通基礎」に変更した。この共通基礎が持つ使命は，上に記した卒業生に付与すべき基本要素の中でも特に②及び③に貢献することにある。

＜工学研究科＞

大学院工学研究科は，個性の尊重と人格の陶冶に加え，自主性と独創性の尊重を理念として，本学の最初の大学院として設置された。深い専門知識の涵養と研究開発能力を育てることを目的として，電気工学，工業化学，機械工学専攻の修士課程が 1966（昭和 41）年に，さらに，各専攻分野での独立した研究能力を持つ研究者を育てることを目的として博士課程が 1968（昭和 43）年に創設された。その後さらに，1972（昭和 47）年に情報処理専攻の修士課程，1974（昭和 49）年に同博士課程が，1993（平成 5）年に計測数理工学専攻の修士課程，1997（平成 9）年に同博士課程が設置された。その後名称変更があり，現在では，電気電子工学，応用化学，機械工学，情報処理，物理情報工学の 5 専攻のすべてが博士前期課程，博士後期課程を持つに至っている。

本研究科における人材養成の方針は，それぞれの工学分野で，創造性豊かで優れた研究活動を行っていくために必要な広い視野と深い知識を修得せしめ，また，実際に研究活動に携わることで，開発能力を涵養することである。博士前期課程における目的は，将来の研究者や社会貢献できる技術者を養成することであり，一方，博士後期課程の目的は，高い倫理観と創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者の養成である。これらの方針に基づいた，各専攻における人材の養成に関する目的，その他の教育研究上の目的は，次のとおりである。

電気電子工学専攻では，電気，電子及び情報通信の分野における幅広い科目の履修及び文献講読により，高度な専門知識を修得する。これとともに，所属研究室における研究活動により，知識の応用力を養成し，電気機器類及びシステムの研究，開発及び運用に必要な能力を持つ人材の養成を目的とする。

応用化学専攻では，化学を基盤とした技術に関する多彩な特論科目の履修により，高度な専門知識を修得する。これとともに，専攻科内の研究発表等により，プレゼンテーション能力及び研究開発能力を涵養することを目的とする。

機械工学専攻では，機械に関連する実験手法，解析手法及びこれらの基礎となる理論を体系的に幅広く学修する。これとともに，演習及び実験の履修により，専門知識をものづくりの現場において有機的に関連づけ，自在に活用する応用力を持つ人材の養成を目的とする。

情報処理専攻では，情報科学の基礎から応用にわたる多彩な専門科目の履修により，幅広い知識を修得する。これとともに，実際のシステム構築及び文献講読により，情報の収集から分析に至るまでの能力を高め，専門職としての情報処理技術者及び情報科学分野における研究者の養成を目的とする。

物理情報工学専攻では，応用物理学を教育理念の中心として，基礎科目群及び学際科目群の履修により，情報処理技術を駆使した質の高い実務能力及び研究開発能力を涵養し，高度の専門性を持つ応用物理系工学技術者及び研究者の養成を目的とする。

以上の目的に沿って，本研究科各専攻の博士前期課程及び博士後期課程において教育が展開されているが，そのうち，修士論文，博士論文は研究科の教育の完成にとって最も重要視され，指導教員による重点的な指導が行われている。この結果として，研究能力，開発能力に磨きがかけられており，修了生の多くが企業や大学などの研究・開発部門で活躍している。

先に述べたように，社会と時代の要請に応えるために，5 学科体制の工学部を 3 学科体制の理工学部へと改組したが，学部と大学院を通しての教育・研究の連続性・継続性を確保した教育研究体制を構築するため，2009 年 4 月に 1 専攻 3 コースからなる理工学研究科を設置すべく文部科学省へ設置届出書を 7 月下旬に提出し，9 月下旬に受理された。なお，理工学研究科についての詳細は，「2. 教育研究組織」で述べることにする。

【点検・評価】

➢理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

＜工学部＞

成蹊学園の建学の精神を理念として設置された工学部は，時代の変遷に伴って，構成学科数・学科名称・学生定員の変更，カリキュラムの改編，科学技術の変化を勘案した教員人事，建物・装置・設備の充実などにより，最終的には 5 学科体制のもとで，工学基礎教育の重視，少人数教育体制の維持，技術英語教育の充実及び高度技術教育などを軸に，工業における研究開発と生産に必要な基礎学力と応用力を涵養するための教育を行ってきた。1966 年からこの 2008 年の間に，本学及び他大学で教鞭をとる者をはじめ，広範な分野で活躍する多くの人材を輩出しており，本学の理念に基づく教育により，社会に貢献できる人材の養成ができてきたものと考えている。

＜理工学部＞

理工学部は，この 2008 年度をもって完成年度を迎える。少人数教育は，本学の建学以来の基本理念である。これを全面的に完全に実施することは理想であるが，教員数の問題や経営上の問題から困難である。特に，学部全体の入学定員の変化はないが，理工学部への改組によって，5 学科から 3 学科編成になり，入学定員数が物理情報工学科 60 名，他の 4 学科 75 名から，1 学科 120 名へと増員となった。これに対処するため，基礎教育である数学，物理，化学，英語科目に関しては，クラスを 2 分あるいは 3 分する対応をとり，少人数教育の維持に努めている。また，1 年次前期に開講されているフレッシュマンゼミでは，1 グループを 8～12 名の少人数に分けて，大学で何を学ぶかについて導入教育を行っている。内容は，科学技術への興味と学問への動機づけを行いながら，社会で求められるキャリア教育に目覚めさせ，基礎学力向上へと誘っている。さらに，2 年次以降に開講されている専門基礎科目では，クラスを 2 分して少人数的授業を実施したり，成績不振者に対しては次学期に直ちに再履修の機会を与え，進級時に一定の基礎学力を付与させるため，前期・後期で同一クラス配置を設けるなどの方策を講じており，基本理念の実現に向けて努力しているところである。

また，文部科学省が進めてきた助教制度が 2007 年度に本学にも導入され，本学部に勤務する助手の助教への任用と新たな助教の採用が進み，2008 年 6 月の時点では 17 名の助教を有し，少人数による学部基礎教育の目的を実現するために大きな貢献をしているが，本年度に理工学部としての初めての卒業生を社会に送り出すことから，人材の養成等の目的に合致した教育が行われているかどうかは，今後の卒業生の動向にかかっている。

近年，高等学校における理科の指導要領の軟化もあって，大学入学時点での学生の理工系学力が低下して

いるように見受けられる。一方で，大学卒業時にはこれまでと同様の学力を付けて学生を送り出すことが要請されている。この問題を解消するため，2002 年度から物理及び数学科目の一部において，入学時に Placement Test を実施して，到達度別クラス分けによる授業が，また，現在は 1 年次の英語科目に関しても，同様の仕組みで授業が行われている。さらに英語科目に関しては，Exit Test が 1 年次終了時に実施されるようになり，学生の大学入学時と 2 年次への進級時とで語学能力の向上に関する比較検討が行える状況にある。また，科学（理工学）の中身も常に進歩し変わっていくものである。教育の基本理念を堅持しつつも，こうした変化に対応して，科目の構成及び教育内容を常に見直し，改善していく必要がある。今後は，現代の科学技術の分野間相互依存性がますます深まると予想され，学科間で教育の一層の連携を図っていく必要もあろう。

＜工学研究科＞

工学系大学院に対する社会からの要請の高まりと，それに対応した専攻の入学定員の変更と，本研究科における種々の努力の結果，多くの学部生が大学院博士前期課程に進学するようになった。現在，博士前期課程における入学者数は，定員をやや上回る程度に確保されている。今後も社会から技術革新に対する需要がある限り，工・理工系大学院に対する期待が薄れることはないと考えている。

一方で，博士後期課程の入学者数は依然として少ない。大学院の充実は，大学における研究の高度化に不可欠であり，博士前期課程，博士後期課程とも，教育理念に基づき社会に有為の人材を送り出すためにも，さらに多くの大学院生を受け入れる体制を作ることが必要である。ちなみに，過去 5 年間（2003～2007 年度）における本研究科からの学位授与状況は，修士授与者 347 名，博士（課程）授与者 13 名，博士（論文）授与者 11 名である。創設以来の累計として，博士前期（修士）課程修了者 1,623 名，博士後期（博士）課程修了者 49 名，論文博士 51 名を送り出したが，修了生の多くが研究・開発部門で活躍しており，教育理念等が適切に教育に反映されていると考えている。

2001 年度から博士前期課程の学生にティーチング・アシスタント制度を適用する体制ができた。大学院生への経済的な補助になる一方，その活動を通じて自らも学ぶとともに，大学との一体感の醸成にも役立つもので，これは狙いどおりの効果を上げている。

2002 年 2 月に，大学 14 号館として実験実習棟が竣工した。この建物には，学部生のための大規模実験実習室のほかに，大学院講義用の教室が確保されている。一方，この建物の完成によって，旧来の建物（11 号館，12 号館，13 号館）に余裕が生じ，改修耐震工事後の研究室の再配置により，大学院生のための実験室も広くなり，教育，研究の効率化，高度化が進められている。

2008 年度に理工学部は完成年度を迎えた。在学生がいない学科は廃止となり，残る学科によって工学部が存続しているに過ぎない。学部と大学院を通しての教育・研究の連続性・継続性を確保した教育・研究体制を構築するため，2009 年 4 月に 1 専攻 3 コースからなる理工学研究科を設置すべく，設置届出書を 7 月下旬に文部科学省に提出し，9 月下旬に受理された。また，2008 年 4 月には助教の任用が始まり，文部科学省の基準によれば，新たに専任教員が 17 名増員されたことになる。この新しい研究能力を持つ人材による大学院生との交流は，教育・研究指導に大いに活かされ，学部・大学院の研究の活性化への貢献は非常に大である。

これらすべての視点から，本研究科の教育目標及び人材養成等の目的は適切に設定されていると考えられる。

➢**理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性**

＜工学部＞

本学部及び各学科の理念・目的等については，大学案内，学部パンフレットの配布物や学部ホームページによって，また，入学者に対しては，学年初めに設定されているガイダンスを通して周知が行われ，十分に認識されている。

なお，保証人に対しては，入学式後に行う新入生父母懇談会や，2・3 年次生の父母懇談会を通じて直接説明し，十分に理解を得られている。

＜理工学部＞

本学部及び各学科の理念・目的等については，大学案内，学部パンフレットの配布物や学部ホームページによって，また，入学者に対しては，学年初めに設定されているガイダンスや動機づけ科目であるフレッシュマンゼミを通して周知させており，十分に認識されている。

なお，保証人に対しては，入学式後に行う新入生父母懇談会や，2・3 年次生対象の父母懇談会を通じて直接説明し，十分に理解を得られている。

＜工学研究科＞

本研究科及び各専攻の理念，目的等については，学部や大学院パンフレットなどの配布物や専攻ホームページによって，また，入学者に対しては，入試における面接や大学院履修要項や学年初めに設定されているガイダンスを通して周知させており，十分に認識されている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

＜理工学部＞

「科学技術を通じて知識基盤社会の進展に貢献する人材の養成」という目標のために，多くの選択科目を用意して，学生の幅広い要望や発展的学習に応えるように教育課程が設定されている。しかし，学生の中にはカリキュラムを系統的に履修せず，進級・卒業の要件を満たす範囲で単位修得の容易な科目選択をもくろむ者が見受けられる。系統的なカリキュラム履修が社会的要請にかなったものであることを学生に十分に説明する一方で，核となるカリキュラム分野を絞らせるような規則を設ける必要がある。

＜工学研究科＞

博士前期課程の入学者数は定員をやや上回る程度に確保されているが，博士後期課程の入学者数は少ない。博士前期課程，博士後期課程とも，さらに多くの大学院生を受け入れる体制を作ることが必要である。そのためには，大学院生の納付金のさらなる軽減や奨学金制度の充実を図り，経済的負担を軽減する必要があろう。それとともに，本研究科における研究を活性化させ，研究の魅力を訴える努力を行うことが重要であり，その方策が取られるべきである。そのためには，教員が研究及び研究指導に専念できる体制を作ることが必要であり，行政業務や雑務の軽減が望まれる。研究業務と行政業務を明確に分け，個々人の能力に相当する，あるいは適任の業務に専念させる体制を作る必要があると思われる。

産学共同研究や学内における研究協力についても，その促進が望まれる。文部科学省の私立大学学術研究高度化推進事業の１つであるハイテク・リサーチ・センター整備事業の採択は，本研究科各専攻の枠を離れ，異なる分野の教員の協力体制を作る契機となった。この事例から，工学部の学科編成と同じ専攻からなる本研究科から理工学研究科への改組は，研究の活性化に結びつくものと期待される。さらには，ここ数年にわ

たって継続検討されている理工学研究所の設置が実現すれば，大きなプロジェクト研究の実施に向けて動き出せるものと考える。また，産学共同研究の受け入れ体制の構築においても，その設置が望まれる。

外国人学生の受け入れは，大学院教育及び研究水準の向上に効果が期待される。実際，一部の教員は，外国人研究員を数多く受け入れているので，博士後期課程への留学生の受け入れも，方策を探れば拡大・促進できる可能性がある。ただし，そのためには，学費の軽減や奨学金制度の充実など，なお一層の就学環境の改善を図る必要もあり，この点は今後の課題であろう。

1．4　文学部・文学研究科

【現状の説明】

＜学　部＞

文学部は，1965（昭和 40）年に英米文学科・日本文学科・文化学科の 3 学科で発足したが，2000 年度からは英米文学科・日本文学科・国際文化学科・現代社会学科の 4 学科体制に改組し，現在に至っている。学部としての理念・人材養成方針は本章冒頭に挙げたとおりであるが，学部開設以来一貫して文化現象の総合的理解及びその継承を教育・研究の基本理念とし，その実現のために，少人数教育を基本とするきめ細かなカリキュラムを提供することに努めている。以下，各学科について略述する。

英米文学科は，英語の運用能力を強化するとともに，英語圏の文化と歴史について幅広い理解を持った人材を養成するため，「イギリス文学」，「アメリカ文学」，「英語学・英語教育」を研究対象とし，それを人間・文化・社会の間のダイナミックな関係として研究することができるよう，学際的に編成されたカリキュラムを提供している。とりわけ，異文化コミュニケーションの基礎となる実践的な英語力の修得に力を入れ，専門知識に裏打ちされた高度な英語の運用能力が身につくよう，語学教育の充実を図っている。

日本文学科は，「日本語」と「日本文学」を学ぶことを通して，日本人と日本文化についての幅広く体系的な教養と深い理解を獲得し，それらを次の時代に受け渡すことのできる人材を養成することを目標とし，併せて，多様な国際社会の中で，自らの文化的特性に立脚しつつ自立的に行動できる基礎的な判断力及び自らの思いを積極的に伝えることのできる豊かな表現力を備えた人材の養成を図るために，カリキュラムの改善を進めてきた。

国際文化学科は，「国際関係」，「文化人類学」，「歴史・文化研究」を内容とする 3 つの基軸的な科目群をバランスよく修得させ，加えて幅広い知見に基づく情報分析能力と国際社会で通用する実践的なコミュニケーション能力を身につけさせることを学科の教育目標としている。異文化理解の実践を通じて文化間の媒介者となれるような，自律的な地球市民の養成を最終目標として謳っている。

現代社会学科は，「社会学系」と「コミュニケーション・メディア研究系」の専門領域を体系的に学びながら，現代社会に存在する家族や都市，地域社会，環境，福祉などの問題分析と研究方法によって「社会と人間」の関係を探求し，現代社会の問題点を検証しようとする学科である。そのため，学生には，生活の周辺に存在する身近な事柄への問題意識から出発し，現代社会のテーマと分析の方法論を身につけて，「社会と人間」に関わる自己の興味や関心を探求することが求められる。

＜大学院＞

文学研究科は，文学部の完成に伴って，1971（昭和 46）年，英米文学専攻・日本文学専攻・西洋文化専攻

の 3 専攻を置いて発足したものであるが，学部が 4 学科に改組されたことに合わせて西洋文化専攻を社会文化論専攻と改め，現在に至っている。

研究科の設置以来，入学者が定員を満たさない状況が続いているが，2004 年度からは各専攻の博士前期課程に，創造性豊かな優れた研究活動を行っていくために必要とする基礎的な知識の修得，研究能力の養成及び分野を横断した幅広い視野の涵養を目的とする「研究コース」に加え，広い専門的知識を備えた高度な専門職業人及び広く高度な知的素養を備えた人材の養成を目的とする「総合コース」を置くとともに，長期履修制度を導入することにより，広く市民や社会人にも門戸を開放して，入学者の確保に努めている。なお，英米文学専攻にはこの 2 コースのほかに，英語教育に関する高度な理論及び方法並びに授業実践に結びつく専門的知識を有する優れた英語教員の養成を目的とする「英語教育コース」を置いている。各専攻とも，「研究コース」では修士論文，「総合コース」，「英語教育コース」では特定の課題についての研究の成果の提出が求められている。

【点検・評価】

➢理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

＜学　部＞

先述したような本学部の教育理念は，多様化・複雑化が進む社会・文化の諸状況の中にあっても，自己の主体性を失わず，時代と社会の変化に柔軟に対応できる自立的な人間を養成することを中心に据えたものであり，成蹊学園全体の教育方針の中で本学部が担うべき役割を適切に表したものと言える。学部・学科の人材養成目標等は，いずれもそれまで様々なかたちで示されていた理念等の形式を揃えるかたちで 2007 年度に決定されたものである。

英米文学科の人材養成目標は，近年における学問分野のさらなる学際化や社会全般の国際化に応じて改定されたものである。現在の学問環境や社会環境のニーズに応えるとともに，本学科の教育の現況を十分に踏まえた上で定められたものなので，理念と実践がバランスよく保たれており，現時点においてさしたる問題点は見受けられない。本学科では，2004 年度から「パフォーマンス論」，「翻訳・通訳セミナー」，「Intercultural Communication」などをカリキュラムに取り入れ，学生の関心が高い分野で英語による表現力を学べる科目を増やしたほか，英語教員養成に特化した英語教育に関する授業も開設した。また，2006 年度からは「Academic Writing」科目を増設し，英語論文作成力の強化を図った。さらに，WBT システム（Web-Based Learning System）を利用した CALL 授業を英語必修授業として継続的に行い，高い学習効果を上げている。このように，本学科では，その教育目的に沿って様々な授業科目が新設され，学際的な専門教育と実践的な語学教育の充実が図られている。

日本文学科の人材養成目標自体の適切性については現時点で問題は出ていないが，現状との関わりについて記すと，本学科のカリキュラムでは，2 年次において古典文学，近現代文学，日本語学の 3 領域の「基礎研究」を必修として課しており，これが，日本人と日本文化についての体系的知識と深い理解を育むための基盤となっている。そして，3・4 年次の演習では，自ら課題を追究して発表，表現する能力を鍛え，卒業論文とその口頭試問を通してその能力を確認している。また，特に「日本語錬成科目」を置いて，日本語運用能力を高める教育を目指し，また，日本語教員養成課程を置いて，国際的な異文化交流の場で働く人材の養成にも力を入れている。さらに，年に 1 度の日本文学科研究奨励賞（欅賞）募集もまた，自立的な行動や豊かな表現力を涵養するための器となっている。以上，概ね現実的にも有効性を持つ目標と考えられる。

国際文化学科についても，理念・目的そのものについての問題点は現れていない。本学科のカリキュラムでは，1 年次の「国際文化研究の現在」で学科専任教員全員が担当するオムニバス授業により，「国際関係」，

「文化人類学」,「歴史・文化研究」を内容とする 3 つの基軸的な科目群を幅広く概観し，また，1・2 年次において半期ごとの 4 つの演習を履修することにより，3 分野に関わる基礎的知識の修得とともに，自律的な研究調査能力や情報発信能力の基礎を身につけることを目指している。そして，3・4 年次の演習では，自ら課題を追究して情報を収集し，分析し，説得的な議論を組み立て，発表，表現する能力を鍛え，卒業論文にその成果を結実することを目指している。広領域をカバーする本学科の特性は，ともすれば学習が「広く浅く」なる危険性を伴うため，卒業論文で本格的な学術的議論に触れる機会をとりわけ重視している。2006 年度・2007 年度は特別予算を得て，優秀卒業論文集を作成するなどの工夫もしている。また，本学科では，2005 年度から「国際交流セミナー」として国際機関で働く卒業生などの外部講師の講演会やワークショップを開催するなど，学生の国際社会への関心を高めるための努力も重ねている。この運営の一部は学生との協力によってなされており，学生は，これらの機会の中で，企画能力や交渉能力，実務能力も身につけていく。近年，自ら学んだことを様々な実践に結びつける試みをする学生が育ちつつある。こうした活動の一部に，教員も必要な支援をするなどの地道な努力を重ねている。こうした努力の結果，カリキュラム内，カリキュラム外での教育の成果が少しずつ現れてきている。

現代社会学科は，社会学及びコミュニケーション研究の理論と実証的研究法を通じて，社会を理解するための基本的枠組みを修得させ，また，少人数による演習を通じて，自ら課題を設定し，過去から現在に至る資料を調査し，議論によって自らの意見を鍛え，他人に向けて説得的に表現する能力を育むことを学科理念・目的・教育目標としている。本学科の目標は，上記のような教育を通じて，現代社会の抱える諸問題をその背景にまで遡って多角的に検討できる思考力と，状況に的確に対応できる判断力・行動力を兼ね備えた人材の養成を図ることにある。これら学科理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成の目的の適切性については，学科として，また，学生にとっても，専門分野の基礎的な知識とその応用能力の養成という面で特に大きな問題点は見られず，一定の評価をすることができる。最近，必要性が高まりつつある社会調査士の資格取得のための科目，社会とメディアの関係を学ぶ「メディア・リテラシー実習」，社会福祉主事任用資格科目など，現代社会のニーズを反映した科目を開講している点も，本学科の大きな特徴である。

＜大学院＞

上述のように，本研究科の教育目標は，研究者の養成と高度な職業人・教養人の養成との 2 本立てとなっているが，これは，大学院設置基準の規定に照らして適切なものであると考えている。

英米文学専攻においては，現在のところ，理念や人材養成目標にさしたる問題点は見受けられない。とりわけ「英語教育コース」が，人材養成目標の明快さや学生の職業意識の高まりなどによって，開設以来入学者も多く活況を呈し，現職教員のスキル・アップ及び教員志望学生の専門性や動機づけの強化に役立っている。また，自らの研究領域のみならず，他分野の基礎知識も学生が修得できるよう,「コア・カリキュラム」が必修科目として各分野に設けられた。

日本文学専攻についても基本的には日本文学科と同じく，理念・目的そのものについての問題点は現れていない。現状との関わりについて記すと，日本文学における各時代を網羅し，日本語学とのバランスも十分に考慮して，大学院生に偏りのない研究環境を提供している。また，大学院生の研究意欲を刺激し，研究成果を発表する場として，年に 1 度の日本文学科研究奨励賞（欅賞）募集や，毎年夏の日本文学専攻研究集会などが定着している。ただし，大学院への志願者はやや減少傾向にあり，今日の社会における大学院の意義については今少し検討を進める余地があると思われる。

社会文化論専攻では,「研究コース」と「総合コース」の 2 つのコースを設け，修了後の進路に合わせて教育を行うシステムが少しずつ定着しつつある。新設の「総合コース」からは，学部卒業より専門性が高く，

調査研究・発表能力の高い人材が養成されつつある。広領域の講義・演習を提供できる点は，講義・演習に参加する大学院生の専門領域が異なり，互いの視野を広めたり，刺激を与えあう点で長所もあるが，とりわけ「研究コース」の場合は，1つの専門領域を深めるという点で弱点にもなり得る。

➢理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

＜学　部＞

本学部及び各学科の人材養成目標は，文学部規則に明記されており，入学者選抜の方針・教育課程編成の方針・学位授与の方針を加えたものが学部のホームページにおいて開示されている。また，受験生向けの大学案内・学部案内パンフレットにも簡略化したかたちで紹介されている。さらに，年度初めに行われる新入生父母対象の懇談会や6月に行われる3年次生父母対象の懇談会を通じて父母にも説明している。このように，現在活用し得る媒体や機会を有効に活用して周知に努めているところであるが，上述のように，これらの目標等が整備されたのは2007年度のことであり，在学生を含めた関係者すべてに認識されるまでにはまだ相当の時間が必要であろう。

＜大学院＞

本研究科についても，その目標は文学研究科規則，ホームページ等に開示されているが，学部のそれに比して規模は小さいと言える。ただし，大学院では学生と教員の議論の機会が多く，教育目標や大学院のあるべき姿に関して日常的に浸透を図るよう，各教員が心掛けている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

＜学　部＞

現在，2010年度実施予定の新カリキュラムの策定作業が進行中であり，現行カリキュラムの見直しが進む中で，学部・学科の教育理念・目的に，より合致した教育課程が編成されることが期待されている。

前回の自己点検・評価において指摘した諸課題のうち，セメスター制導入への対応については，2004年度から実施されている現行カリキュラムにより，ほぼ問題なく解決している。時代や社会的ニーズの変化と本学部の教育理念との間の緊張関係にいかに対応すべきかという問題は，我々が常に意識して検討を続けるべき永遠の課題であると考えている。

国際文化学科の学科理念・イメージと学科カリキュラムとの乖離，現代社会学科の広領域性と専門性確保の問題については，下に述べるようにそれぞれの学科の努力によって次第に改善の方向に向けて実を上げつつある。

英米文学科については，2010年度からの「成蹊教養カリキュラム」の始動に伴い，英米文学科の英語必修授業が全学共通英語科目として統一的に運営されることへの対応が課題となり得る。語学力は異文化コミュニケーションの基礎であり，授業の運用形態が学科主導ではなく全学主導で行われる場合，現在と同じ授業レベルや密度を保持するにはかなりの努力が必要であろう。英語必修科目の全学化への移行に伴い，本学科では，WBTシステムを利用したCALL授業や「Academic Reading」を専門科目として開設するなどの検討がなされており，専門教育における語学教育を強化する意図がある。また，専門教育においても，講義科目の担当者を半期ごとに変え，多様化する学生の関心に応えることが計画されている。

日本文学科の理念や人材養成の目標そのものについての問題点は，特に見あたらない。しかし，その目標の具体化のための仕組みについてはなお改善の余地があろう。また，非常勤講師への高い依存率が問題視される中で，効果を上げている演習の少人数教育形式をいかに維持するか，全体を合理化しつつ，学生の要求

する領域の講義をいかに維持または取り入れていくか，細かな検討が必要である。具体的な領域としては，殊に日本文化関係の科目について，体系性を考慮した適切な科目の配分を検討すべきであろう。

国際文化学科では，カリキュラムや教育内容の充実という点で積み重ねてきた努力が少しずつ実を結びつつあると言える。しかし，今後，非常勤講師への依存率を抑える要請が強まることが予想され，とりわけ広領域をカバーしなければならない本学科の場合，これまでと同様の教育水準を維持することには，よほどの工夫をしない限り困難であり，議論を重ねているところである。カリキュラム外での様々な取り組みにより，学生の積極性，実践的能力を高めてきた実績を体系化し，学科の財産としていくことも求められていると言えよう。

現代社会学科の場合，学科理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成の目的の適切性は，現状でも一定の評価をすることができるが，今後さらに改善・強化すべき点は，2 年次から 4 年次までの学生を対象として，「社会学の基礎Ⅲ・Ⅳ」や「マス・コミュニケーション論」を必修基幹科目に加え，理解の幅と考察の深さを得る機会を増大させることであると捉えている。

＜大学院＞

本研究科に関して，理念や目的には特段の問題点はないと考えるが，前回の自己点検・評価で指摘した諸課題のほとんどについては，残念ながら依然として改善策を見出せないままであると言わざるを得ない。特に，志願者・入学者の確保策は，今後も最大の課題である。

修士修了要件の複線化，カリキュラムの改善，社会人入学の推進，他大学院との単位互換制度の充実等，この間の改革の成果が見られる課題も少なくない。これらの改革が着実に入学者の増加につながるよう，検討が続けられなければならない。

英米文学専攻について，大学院の進学者は，英語教育の分野では堅調であるものの，文学・文化系列の分野では減少しがちである。これは本学に限らず，全般的な傾向であるのかもしれないが，本専攻のあり方が分かりやすく理解されるよう，周知に策を講じる必要があるだろう。

日本文学専攻の理念や人材養成の目標は，不易なる価値を堅持しながらも，時代の要請に応じて絶えず検討されるべきであろう。近年，大学院に進学する学生は減少傾向にある。減少が必ずしも悪しき問題とは断定できないが，今日の社会における大学院の意義については今少し検討して周知する余地があると思われる。

社会文化論専攻は，基本的には現在の理念や人材養成目標と教育のあり方については堅持しつつ，全国的な大学院教育の強化の中での人材確保の方策については工夫が必要となろう。博士後期課程については，博士号取得者の数という点での実績が必ずしも良好でないことを鑑み，教育体制の強化が必要である。

1．5　法学部・法学政治学研究科

【現状の説明】

法学部は，1949（昭和 24）年に設立された政治経済学部が，1968（昭和 43）年に経済学部と法学部とに分離して発足した。1970（昭和 45）年には大学院法学研究科法律学専攻が設置され，1972（昭和 47）年には政治学専攻を開設するため，研究科名称を法学研究科から法学政治学研究科に変更した。

本学部は，法律及び政治に関する学問を幅広く教育・研究することを目的とする学部であり，法律学科と政治学科との 2 学科から構成される。本研究科は博士前期・博士後期の 2 課程からなり，そのいずれにも法

律学専攻と政治学専攻とが設けられている。

法は，個人の権利と社会や組織の円滑な活動とを保障するものであり，政治はそうした法を生み出し，実行する究極の原動力となるものである。この意味で，法と政治は人間社会にとって決して欠かすことのできない要素であり，その重要性はとりわけ今日において，一層増大していると言えるであろう。本学部及び本研究科で進められている学問は，極めて専門性の高いものであると同時に，人間とは何かという原理的な問いへの哲学的かつ歴史的な考察を伴っている点で特徴的である。したがって，本学部及び本研究科では，教育や研究を通じて学問の神髄や醍醐味を共有すると同時に，広く社会に出てからも有用な社会に対するパースペクティブを養うことを目標としている。

本学部及び本研究科の理念は，密接に相互関連する法と政治についての専門的な知識を供与するとともに，それを通じて社会科学的な思考力と合理的な判断力及び問題発見・提起能力や問題解決能力を育み，複雑で変容の激しい今日の社会においてリーダーシップを発揮できる，国際感覚豊かな人材の養成を図ることにある。そのために，学生との相互のコミュニケーションを取りながら，授業の工夫とカリキュラムの定期的な点検をし，このような学問的特徴と使命とを持つ法学教育が，さらに魅力あるものとなるよう常に努力している。

【点検・評価】

➢理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

上記の学部の理念に基づき，法律学科では，主として実定法及びその解釈に関する学習を通じて，法の現状と問題点について深い洞察力を持ち，個人の権利の保障に配慮しながら個人間，集団間の利害調整や紛争解決に寄与できるような，リーガルマインドとリーダーシップとを持った人材の養成を図ることを目的としている。同様に政治学科では，地方自治や国際政治，思想史や政治理論などの様々な問題に関する学習を通じて，政治と人間について思想的，歴史的かつ実証的な深い考察力を持ち，世界を見通す確かな分析力と未来を構想する豊かな想像力を身につけた，国際感覚豊かな人材の養成を図ることを目的としている。

本研究科の博士前期課程では，法律学または政治学の分野において，社会及び学界に貢献する優れた研究活動を行っていくための研究能力の養成及び基礎的な知識の修得を目的としている。また，博士後期課程では，博士論文や様々な研究論文の出版などを通じて，社会及び学界に貢献するオリジナリティの高い優れた研究を発表できるような研究者の養成を目的としている。

このような目標のもとに，学部では，法律学の基本的な知識や思考方法の会得に始まり，高度・専門的な法律学へと導くカリキュラムが工夫されている。また，政治学科でも，導入的な講義科目や基礎演習から，専門性の高い授業や演習へと系統立った学修をしていくことが可能なカリキュラムになっている。これまでの間，広範な分野で活躍する多くの人材を輩出しており，学部の理念に基づく人材養成がなされているものと考えられる。

また，研究科では，少人数の演習や複数の教員が指導する演習が開講され，論文指導もきめ細かく行われている。それらを通じて身につけた専門性を活かし，公務員や大学教員になる者もおり，研究科の理念が適切に教育に反映されているものと考えられる。

よって，学部及び研究科における人材養成等の目的は，それぞれの理念や目的に適切に対応しているものと判断し得る。

➢理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

学部及び研究科の理念・目的・教育目標等については法学部規則及び法学政治学研究科規則に明記し，よ

り詳しい説明は，大学及び大学院案内のパンフレット，大学の公式ホームページにおいて掲載し，在籍の学生及び大学院生はもちろん，受験生及び広く社会に対して広報を心掛けている。これらの手段を用いた周知により，本学部の教育に対する姿勢が充分伝わっているものと考えている。また，2008 年度には学部のホームページを一層充実させ，学部独自のパンフレットを作成して，学部の理念等につき周知をさらに徹底する予定である。

なお，保証人に対しては，毎年父母懇談会を開催し，直接本学部の理念・目的等を説明することにより，十分に理解を得られている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学部の理念及び人材養成等の目的については，特に問題はない。研究科については，志願者及び入学者が減少しており，定員未充足となっている。両専攻いずれにおいてもそうであるが，とりわけ法科大学院設立後は，法律学専攻においてこの傾向が著しい。両専攻においても研究科の広報を一層強化すると同時に，論文以外の課題をも修了要件とする，あるいは入学選考において学内選考や社会人枠を別枠として設けるなど，志願者の増大を図ることが必要と思われる。司法改革が進む中で，法科大学院とは場を異にする大学院教育がどのように行われ得るのか，何が必要とされているかなどに関しては，理念，人材養成等の目的を含めて包括的に検討すべきであろう。

1．6　法務研究科

【現状の説明】

本学が大学院に新たに法務研究科を設置し，専門職学位課程のうち専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする課程（以下「法科大学院」という。）を置くのは，第 1 に，それが司法制度改革の一環として設けられた法曹養成制度改革の要であり，その一端を担うことが本学として重要かつ意義のあることと判断したからであり，第 2 に，今後の大学改革の重要な柱の 1 つが，法科大学院を端緒とする専門職大学院の設置だと考えたからである。

司法制度改革審議会答申にもあるように，複雑化・高度化・国際化する今日の日本社会において，様々な形で生じる紛争の解決に必要な法曹が量的に不足しているばかりか，質的にも追いついていないという認識の下，従来の大学法学部から司法試験受験を経て司法研修所に至る法曹教育の抜本的な改革が求められていた。従来の大学法学部は，「リーガルマインドを備えたジェネラリスト」養成を主眼とし，その目的を必ずしも法曹養成には特化して来なかった。他方，大学院法学研究科は，研究者養成を主眼としていたため，結果として，司法試験受験指導を予備校に委ねることになった。大学法学部は基礎理論，受験予備校は解釈技術，そして司法研修所は実務基礎と，バラバラで一貫性のない法曹養成教育が行われていたのである。本学の法科大学院も，その点の反省に立って，正規の教育課程として，理論と実務を架橋するような，また，法曹に求められる教養と倫理を涵養するような法曹教育を行う趣旨で設置した。

本学法学部は，従来，他大学法学部と同様，「リーガルマインドを備えたジェネラリスト」養成を主眼とし，主として民間企業に人材を送り込んできた。もとより，国家試験・資格試験を希望する学生に対しても充分の配慮をしてきており，量的には多くないものの，着実に成果を上げてきたと言える。それは，社会的には民間企業に強い大学との評価を得て，国家試験・資格試験を希望する学生が必ずしも多くはないという背景

があったからである。しかし，長引く不況の下，学生の国家試験・資格試験志向が強まり，他方，企業サイドからも専門的能力を求められる中で，学部及び大学院教育の見直しを進めるとともに，国家試験・資格試験のため，当初，国家試験研修室を設置してその強化・充実を図り，現在はキャリア支援センターによる国家試験支援として引き継がれてきている。本学法科大学院は，従来の司法試験への取り組みと熱意を背景にしながら，専門職大学院としての法曹教育を行うことを中核とし，法曹三職のみではなく，企業法務スタッフ，国家及び地方公務員といった，広義の法律専門職を養成することをも目的とするものである。

本学法科大学院における教育は，従来の大学法学部における法学教育が陥りがちであった「学説紹介中心の大教室講義」を克服し，少人数の学生を対象に，理論と実務との結びつきを意識しながら，判例・事例に則した問題発見・解決能力を養成するため，学生と教員との対話を重視した双方向型の授業形態をとっている。これは，長く「実学」を重視し，また，「少人数教育」を大切にする教育を実践することで「人格の陶冶」を目指してきた成蹊学園の開学以来の伝統にも適っているのである。

また，本学法科大学院の教育目標は，まず，法曹となるにふさわしい充分な基礎的かつ体系的な学識を修得させることである。そして，そのような高度の専門的な法的知識を実践的に活用することのできる能力を備えるとともに，豊かな人間性を基礎とした法曹としての職業倫理を身につけ，社会の様々な分野において活躍することのできる人材の養成を目指すものである。このような教育方針は，成蹊教育が設立当初より中核としてきた個性重視の「人格の陶冶」にも合致するものである。

【点検・評価】

➢理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

本学法科大学院の理念に基づき，養成しようとする法曹は，以下のとおりである。

① グローバリゼーションの下で変化する企業と社会の諸問題に対処し，解決できるような広義の法律専門家。

② 法曹全体に対する要請は幅広い広がりを持つが，個々の者はどれか 1 つの知識を深く学び，そして，現実に生じる多くの問題については柔軟かつ合理的に対処することのできる人材。

③ 企業間の国際取引や多国籍企業の経営に詳しく，渉外的法律問題に対応能力を発揮でき，英語による契約書の作成や交渉，法廷実務に長けた，いわゆる渉外弁護士及び弁護士としての企業法務スタッフ。

④ 専門職として，法曹としての法律に関する知識や考え方を学ぶのみならず，法曹としての倫理観念を十分理解し，身につけ，一個の人間としての人格形成にも関わる教育を受けた人材。

すなわち，人として自立していることを前提に，今日の社会状況に対応した多様な法的ニーズに対処可能な幅広い法的知識と分析能力を兼ね備え，社会生活の様々な方面で活躍することのできる人材の養成にあるが，同時に，ある分野においては相当に深い専門的知見を有する人材をも養成することにある。そのため，本学法科大学院では，本学が重視してきた少人数教育の伝統を生かし，実務家教員を基準より多めに置き，研究者教員との緊密な協力に基づく教育体制をとってきた。そして，展開・先端科目の担当者を国際経験豊富なスタッフを中心に組み，渉外・企業法務を重視するとともに，働きながら学ぶ社会人に対して，夜間及び土曜日の学習を可能としたところに特色を置いている。

この結果，2004（平成 16）年 4 月開設時に法学既修者として入学した 30 名のうち，退学（うち，現行司法試験合格による退学 2 名）及び中途休学をした者を除く 25 名が修了し，その全員が 2006 年 5 月に実施された新司法試験を受験し，最終合格者 11 名という成果を上げることができた。その後，法学未修者も含め，2007 年には 16 名，2008 年には 17 名の最終合格者を出している。これは，本学が今回の法曹養成制度改革に

真摯に取り組んでいる成果の現れと認識している。

以上のとおり，本学法科大学院における人材養成等の目的は，本学及び本学法科大学院の理念や目的に適切に対応しているものと判断し得る。

➢理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

法曹養成制度改革の一端を担うことを目的として，2004 年 4 月に法科大学院を設置し，これまで上記の理念・目的，法曹像等を資料（法科大学院パンフレット，大学案内），自己点検・評価報告書（2004・2005 年度版，2006・2007 年度版）に記載し，ホームページ等で明示・公表しており，それに基づいたカリキュラムを構築し，教育を遂行してきている。また，個別進学相談会において，理念・目的等の周知に努めている。

これらを通じて，本学法科大学院の理念・目的・教育目標，人材養成等の目的は，有効に周知が図られているものと考えている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

専門職としての法曹像に加えて，本学として重視したいのは，一人の人間としての自立した存在であることである。成蹊学園の教育方針は，個性の尊重，人格の陶冶及びその手段としての少人数教育であり，成蹊の教育的伝統をどのように進めていくかは大きな課題である。このうち，法曹との関係では特に，個性の尊重と人格の陶冶とが重要である。人として，それぞれが優れた個性を持ち，人格者であることは，既に大学院へ入学する前に，ある程度身についているべきものと思われた。しかし，それはまた，生涯をかけて追求されるべき課題でもある。個人として独立し得る資格は不断の努力により練り上げて作られていくものであり，個人の特性は自らの自覚と訓練によって維持し，増進して行かなければならない。大学院教育では，しかも，かなり年齢の高い社会人をも対象としなければならないという点において，このような側面の教育自体の困難さを認識せざるを得ないが，今後も，教員のみならず職員も一体となって，認識し，担って行かなければならないと思われる。

Ⅱ．本　章

2．教育研究組織

2. 教育研究組織

2. 1　経済学部・経済経営研究科

【現状の説明】

＜教育組織＞

経済学部は，2004 年度以降，経済経営学科のみの 1 学科体制であり，その上に乗る形で設置されている大学院経済経営研究科は,1 研究科 2 専攻（経済学専攻・経営学専攻）の体制である。

学部教員（計 45 名）のうち狭義の経済学・経営学を専攻する 37 名（教授 26 名（うち，特別任用教授 3 名），准教授 11 名）が 1 表教員，8 名（教授 6 名，講師 1 名，教職課程・教授 1 名）が教養科目を主に担当する 2 表教員として構成されているが，これはフォーマルな所属であり，実態としての両者は一体である（例えば，1 表教員はすべて経済経営研究科の教員を兼任するが，2 表教員も研究科教員を兼任する場合がある。これは，経済経営研究科のカリキュラムが・・国際理解科目のように・・狭義の経済経営系の科目に限られないからである）。そのほかに，キャリアプランニングを担当する客員教授が 1 名おり，学部教員の共同研究室に，教育研究活動の補助を担う助手が 1 名いる。また，主として「国際社会プログラム」の授業担当のために，外国人特別教員（半期）を招聘することがある。

本学部のカリキュラムを大まかに 3 分すると，①経済・経営関係の専門科目，②国際社会・情報分析の両プログラム，③語学・基礎演習等のいわゆる教養科目，の 3 グループとなる。それぞれのグループの科目を当年度に主として担当する教員を 3 つの「学科懇談会（通称）」に配置して，授業運営をしている。このため，1 学科体制にもかかわらず，「学科懇談会」が 3 つあって紛らわしいが，それぞれの「学科懇談会」メンバーは固定しておらず，担当科目により毎年若干の変化がある。「学科懇談会」は教員の専攻分野に依存する組織ではなく，カリキュラムに即した組織である。各学科懇談会のチーフ（計 3 名）を「学科主任」と呼称する。

本学部の組織的意思決定は，最終的には専任教員で構成する教授会によるが，業務執行は，教授会のもとに置かれる各種委員会が担当する。これらのうち，運営委員会・教務委員会・入試委員会・人事委員会について，以下で説明する。

学部長（研究科長を兼任）が統括する運営委員会では，学部教授会・経済経営研究科委員会に諮る重要事項を検討する。運営委員会は，学部長・評議員 2 名・学科主任 3 名（うち 2 名は大学院の専攻主任を兼ねる）・教務委員会委員長・人事委員会委員長がメンバーである。

教務委員会・入試委員会はそれぞれの委員長が統括するが，人事委員長を除く運営委員会メンバーは全員 ex officio の委員であり，それに加えて，複数の専任委員がいる。教務委員会と関係の深い AAB 委員会（Academic Advisory Board，委員長は教務委員会メンバー）は，学生の履修や生活上の相談の窓口として重要である。教務・入試の両委員会の委員長は，それぞれ，学部横断的な委員会である全学教務委員会・全学入試委員会のメンバーでもある。

専任教員人事（昇任を含む）は，人事委員会が担当する。新規採用にあたっては，運営委員会・教授会で決めた採用方針に基づき，人事委員長と専任メンバーが人事選考作業を行う。選考過程に学部長・評議員が関与するのは，教授会への人事提案の可否を決める最終段階での拡大人事委員会に限られる。学部の運営に主に関係するのは以上の諸委員会である（なお，学生の課外活動・奨学金等の事項は，全学的な組織である学生部が担当する）。

教授会では，学部内の各委員会からの提案を協議決定するが，ほとんどの場合，運営委員会を通じて上がってきた議題が審議される。

大学院に関する意思決定組織は大幅に簡略化されており，運営委員会（上記）での事前検討を別とすれば，学部教授会に相当する研究科委員会で大半の事項が直接協議され，決定される。日常的な研究科の運営や教務・入試等の運営は，研究科長と専攻主任（2 名）が行う。

以上が常設的な学部・研究科の教育組織であるが，カリキュラム改正のような大きな改正の際には特別委員会を設置する場合が多い。最近の例で，現在進行中のものとしては，学部カリキュラム改善のための特別委員会が設置されており，執行部メンバーが中心になって組織されている。

＜研究組織＞

本学部の組織としては「成蹊大学経済学部学会」があり，研究会を定期的に催すとともに，『成蹊大学経済学部論集』を定期的に刊行して，学部専任教員（経済経営系に限らない）の研究成果の発表の場を提供している。本学部以外の組織としては成蹊大学アジア太平洋研究センターがあり，学内教員だけに限らない共同研究への助成を行っている。また，本学の研究助成制度に基づき，各種研究に対する研究費助成が行われている。

【点検・評価】

➢学部・大学院研究科の組織構成と理念・目的等との関連

＜教育の運営組織＞

学士課程・大学院を通じての本学部の基本的な教育理念は，経済学・経営学双方の素養を持った職業人の養成にある。2004 年度から従来の両学科が統合されて 1 学科となり，経済・経営系科目が融合したカリキュラムが導入されたが，2 学科体制であった時期には，人事をはじめとするそれぞれの学科運営は基本的に独立しており，学部としての一体性は必ずしも強くなかった。また，カリキュラムの策定・運用も，基本的には各学科が独自に行う傾向が強く，学部全体として決めていく要素に乏しかった。

現在の学部運営組織は，1.2 に述べた 1 学科体制への移行に即応したものである。このような体制に即応する学部組織としては，教員の研究上の専攻にほぼ対応していた従来の学科組織は不適当であり，執行部に相当強い権限を集約してカリキュラムに即した教員編成を実施する必要があった。現在の本学部の内部組織は，運営委員会を主体とする学部執行部に従来以上に権限を持たせることにより，かつての学科分立を克服しようとしたものと認識している。その端的な現れは，学科懇談会の人員構成の変化及び学部専任人事方式の変化である。現在の学科懇談会は，経済・経営系の専攻者を集めたものと国際社会・情報分析両プログラムの担当者を集めたもの及び教養系の授業担当者（一部は経済・経営専攻者よりなる）の 3 つからなっており，カリキュラム上の授業内容に即した編成となっている。

また，人事に関しても，経済・経営の専攻区分を所与として行うのではなく，基本方針を運営委員会で立案して教授会の承認を得た上で，具体的な人事選考を人事委員会が担当する慣習が定着した。これらの変化は，現在のカリキュラムの基本的考え方を実現する上で十分に意義のあるものと考える。

なお，いわゆる教養系の教育のあり方であるが，現在，これを学部横断的に共通化する方向での検討が全学的に進行中である。学部教育の専門性を過度に追求することには大きな問題があり，大学教育には各学部共通のカリキュラムによって行うべき部分が必ず存在する。言うなれば，これは本学部が専門科目カリキュラムにおいて実施した学科統合と同一の理念を，全学的な教育の側面で実行しようとする試みと言える。この側面での点検・評価は，全学化の試みがまだ検討途上であるからここでは触れないが，全学共通化の方向性を積極的に推進すべきであり，そのための組織的再編もいずれ必要になると本学部では認識している。

大学院に関して言えば，本研究科の学生数は少なく，学部のようにかなり複雑な組織を作らないと対応で

きない状態ではない。これは，研究科長・専攻主任ら執行部の業務負担が様々な領域に拡がりやすいということでもあるが，意思決定の仕組みの再編を要するとまでは認識していない。本研究科のカリキュラムは学士課程のそれと基本的な考え方の多くを共有しており，中長期的な政策立案の責任を運営委員会（研究科長・専攻主任はともにメンバー）が責任を負うことは，学士課程と同様である。現状では，大学院の在籍者数が十分でないことが大きな問題であるが，たとえ定員を充足したとしても，大学院について独自の意思決定組織を追加的に設置する必要性は大きくないと考える。

＜研究組織＞

研究組織について一言すると，そもそも経済学・経営学のアカデミックな研究は個人的に行われ，その成果に対する学問的･社会的評価も研究者個人に帰属することが通例である（共同研究もしばしば行われるが，それはあくまで個人ベースの研究の集まりである）。経済・経営関連の研究「組織」のあるべき姿は，基本的には個人ベースでの自由闊達な研究のサポートに限られており，「学部単位」での「組織的研究体制」の構築にはさしたる意義が認められない。この点が，「調査」を主体とする一般の経済経営系研究機関とは根本的に性質を異にする。このような前提に立てば，現在の本学部の研究組織は，経済経営系を主体とする本学部の性格を素直に反映していると考えられ，十分に評価できるものである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学部の教育運用に関する現在の組織は従来に比べ，学部長・運営委員会に，より多くの権限が集中したものになっていると認識するが，これは学科統合の理念を実現するために必要なことであって，基本的には適切と考える。若干の問題点としては，いわゆる一般教養系教育に関する組織が依然として学部単位で編成されているため，この分野の教育が専門教育にともすれば浸食される可能性が否定できないという点であり，これは本学部に限らない懸念である。この点については一般教養教育の全学化への模索が現在進行中であることを上述したが，この方向への改善が具体的に進展することが大事と考えており，本学部としてそれを積極的に支持していきたい。なお，研究組織に関しては，現在の状況を維持することが適切と考える。

2．2　工学部・理工学部・工学研究科

【現状の説明】

＜工学部＞

2005 年度に工学部を改組して理工学部を設置して以来，2 つの学部が共存している。工学部は機械工学科，電気電子工学科，応用化学科，経営・情報工学科，物理情報工学科及び教養担当部門から構成されている。各学科の教員構成は，機械工学科，電気電子工学科，応用化学科，経営・情報工学科では教授，助教授，講師を合わせて各 9 名，物理情報工学科では教授 8 名であった。教養担当教員は，自然科学系で教授 5 名，語学担当として教授 1 名及び保健体育担当の助教授 1 名であった。また，各学科には専任助手及び契約助手が 5～7 名，教養には専任助手 2 名が配置されていた。これら構成員のもとに各学科の教育課程として，講義，実験，卒業研究の指導から研究の推進まで，工学部各学科の教育・研究の業務に携わっていた。

なお，2005 年の理工学部への改組にあたっては，機械工学科の全教員，教授 5 名，助教授 3 名，講師 1 名，助手 5 名が，理工学部エレクトロメカニクス学科の所属となった。電気電子工学科教員のうち助教授 1 名，

助手 1 名が理工学部物質生命理工学科に，教授 4 名，助手 1 名が理工学部情報科学科に，また，教授 3 名，助手 3 名がエレクトロメカニクス学科に所属することとなった。応用化学科では，全教員，教授 8 名，助教授 1 名，助手 7 名が物質生命理工学科の所属となった。経営・情報工学科の教員のうち，教授 5 名，助手 3 名が情報科学科に，教授 3 名，助手 1 名がエレクトロメカニクス学科に所属することとなった。物理情報工学科では，教授 6 名，助手 6 名が物質生命理工学科に，教授 2 名が情報科学科に所属することとなった。

工学部に入学した学生の大部分は 2008 年 3 月に卒業し，応用化学科及び物理情報工学科は廃止された。他の学科も，近い将来にその歴史を閉じることになる。

＜理工学部＞

理工学部への改組に伴う学科編成では，基礎理学部分の合理的で効果的な集中を行い，これを工学と分離したものとはせず，有機的に共存させて配置することにした。また，複合的，学際的学問分野への積極的な取り組みを可能とするため，学科の目的実現に必要な学問分野について多角的な視点からの検討を行い，理学，工学双方において有機的に複合化された学問分野からなる構成を行った。このため，従来の工学部で複数の学科にいた教員が，新学科の教育目的・目標の実現に向けて取り組んでいる。さらに，2007 年度に本学で導入された助教制度により，多くの助手，契約助手が資格審査を経た上で助教に任用され，2008 年度からは研究・実験ばかりではなく，授業を担当することになって，学部教育の活性化に貢献するようになった。

物質生命理工学科は，「物質・ナノサイエンス」，「バイオ・ライフサイエンス」，「環境・エネルギー」の 3 分野から成り立っている。当初 16 名の専任教員から構成されていたが，2006 年～2008 年 3 月の間に計 5 名の教員が定年などによって退職した。うち 1 名の教員枠は情報科学科に移し，新メンバー4 名を補充して，現在，「物質・ナノサイエンス分野」5 研究室，「バイオ・ライフサイエンス分野」5 研究室，「環境・エネルギー分野」5 研究室として構築されている。この分野構成は厳密なものではなく，新しい技術分野へいつでも発展できるよう，分野間の交流と協力が進められるような体制となっている。2008 年 5 月現在の教員の職位構成は，教授 12 名，准教授 2 名，専任講師 1 名である。これに助教 10 名（うち 1 名は公募中），助手 3 名が授業や研究室の運営を支えている。

情報科学科では，教育研究内容を「ハードウェア・ネットワーク」，「ソフトウェア・アプリケーション」及び「数理科学・経営科学・計算科学」の 3 分野に大別し，情報科学の基礎から応用まで深く教育することを目的としている。2005 年の学科設立当初は 12 名の専任教員から構成されていたが，2007 年度に 1 名の増員，さらに 2008 年度に 1 名の増員を図り，2008 年 5 月現在，教授 11 名，准教授 3 名の専任教員と，4 名の助教，4 名の助手によって学科を構成している。

エレクトロメカニクス学科では，「ロボット・メカトロニクス」，「生産技術・人間工学・経営工学」，「機械設計」，「電気電子工学」の 4 分野をカバーし，ものづくりにおける設計から評価までの教育研究を行うことを目的としている。学科設立当初は，教授，助教授，講師を合わせて 16 名であったが，他学科との定員平準化のため，2007 年度以降は講師以上の定員が 15 名となり，2008 年 5 月現在，教授 11 名，准教授 4 名である。助教と助手の定員ははっきりと決まっていないが，2008 年 5 月現在，助教 3 名，助手 6 名が所属しており，実験科目・卒業研究の安全な実施と研究推進など様々な業務において，大いに貢献している。

共通基礎は，①科学技術への興味と意欲の醸成，②自ら考えることのできる基礎学力の付与，③広い視野から総合的に判断できる能力の養成，を教育目標として，「人間と社会（人間と文化，現代社会，心と身体）」，「理工学の技法（自然科学，基礎技法）」，「言語とコミュニケーション（英語，独語，仏語，露語，中国語，海外研修科目）」に分類されるカリキュラムを管理運営している。また，学科専門科目の基礎科目と位置づけされるようになった理工学基礎（数学，物理，化学，理学基礎実験）科目の管理運営も担当している。2007

年度まで，これらの科目のうち，“ 理工学基礎 ” は助手 2 名を含む 7 名の理系教員が，また，“ 英語 ” 及び “ 心と身体（人間と社会）” をそれぞれ 1 名の人文系教員が中心となって担当し，その他の科目は非常勤講師に委ねている。2004 年の学園国際教育センターの発足に伴って，本学部で国際教育センター読替科目が設けられ，同センターから人事面での支援が得られるようになった。また，2007 年度に助教制度が発足し，2008 年度から，共通基礎でも 1 名の助教が理学基礎実験以外の理工学基礎科目を担当するようになった。なお，理工学基礎科目のいくつかは，学科に所属する助教のうち 7 名が担当することとなり，学生教育と同時に本学部の活性化に貢献している。

＜工学研究科＞

本研究科は現在，電気電子工学専攻，応用化学専攻，機械工学専攻，情報処理専攻及び物理情報工学専攻の 5 専攻から構成されており，いずれも博士前期課程，博士後期課程を有している。このうち，情報処理専攻及び物理情報工学専攻は，各学科からの卒業生を横断的に受け入れることを建前に発足したものである。本研究科では，基礎を深く理解し，自ら考える力と柔軟な研究能力を持ち，科学技術の発展に寄与できる技術者と研究者の養成を目指して継続的な努力を行っている。

本学では，法科大学院を除き，大学院のみに所属する教員はおらず，本研究科の構成員は理工学部・工学部との兼任であり，授業の担当と同時に研究（論文）指導を行っている。研究面での実態に違いはあるものの，組織上で学部との間に明確なボーダーは存在しない。大学院における授業担当資格，指導資格については研究実績や教育経験実績などを勘案して基準が設けられ，研究科委員会の審査，議を経て認定される。共通基礎所属の教員も，多くの者が大学院教育や研究に参画している。

各専攻の教員及び研究室構成は基本的に工学部の組織を引き継いでいるが，工学部が理工学部へ改組されたことによって，教員の異動が生じ，創設時とは幾分異なる構成となっている。各専攻の構成は以下のとおりである。

電気電子工学専攻は，バイオエレクトロニクス，光通信網，ユビキタス工学，画像工学，映像情報，ロボティックス，電気機械，電子デバイス，電力系統，の 9 研究室，16 名の教員(教授 7 名，准教授 2 名，助教 3 名，助手 4 名）により構成されており，広範囲にわたる電気工学並びに電子工学を網羅する体制になっている。

応用化学専攻は，2007 年度まで応用化学科の教授 8 名，准教授 1 名で運営されていたが，所属枠の異動によって，2008 年度は教授 6 名及び共通基礎に所属する教授 1 名，准教授 1 名，専任講師 1 名をそれぞれ中心とする，精密有機合成化学，プロセスシステム，環境材料化学，応用錯体化学，天然物応用化学，環境化学工学，細胞分子デバイス，生体分子化学，の 8 研究室により運営されている。また，助教 5 名，契約助手 1 名が運営を支えている。

機械工学専攻は，教授 5 名及び共通基礎に所属する特別任用教授 1 名，准教授 3 名，助教 2 名，助手 3 名の計 14 名の教員が配置され，材料力学，環境・流体力学，機械工作，心理・物理音響工学，機械創成，計算力学，制御工学，知能機械，の 8 研究室より構成されており，広範囲にわたる機械工学を網羅する組織となっている。

情報処理専攻は，2007 年度までは経営・情報工学科の教授 7 名，准教授 2 名の 9 名の教員構成であったが，2008 年度からは 4 月に着任した情報科学科の教授 1 名及び准教授 1 名を加え，11 名の教員構成となり，人間工学，統計学，情報数理，ソフトウェア，認知工学，経営システム工学，情報・生産システム，モデリング＆アルゴリズム，コンピュータシステム，分散システム，知的インタフェース，の 11 研究室により運営されている。また，これら教授・准教授のほかに，助教 1 名及び助手 4 名を加えた総勢 16 名のスタッフによって

教育・研究を行っている。

物理情報工学専攻は，物理情報工学科に所属していた教授 8 名及び共通基礎に所属する教授 2 名の計 10 名の教授並びに助教 5 名，助手 1 名が配置され，動的システム，物質情報計測，情報ネットワーク，数理解析，ナノテクノロジー，光システム計測，物理計測，薄膜・表面物性，の 8 研究室により運営されている。研究室の枠を超えた細やかな学生指導が実施されている。

【点検・評価】

➢学部・大学院研究科の組織構成と理念・目的等との関連

＜工学部＞

機械工学科では，材料・機械力学，熱・流体力学，計算・制御，加工・設計の 4 分野の基礎をしっかりと学ぶために 8 研究室を配置し，基礎学力と豊かな創造力に加えて，人間と社会を含めたあらゆる要素を総合的に判断した上でものをつくることのできる技術者を養成している。電気・電子工学科では，電気，電子，通信に関わる広範な分野から，エネルギー・制御，通信・情報処理，エレクトロニクスの 3 分野の履修コースを敷いて，9 研究室によって，自ら問題を発見し，解決していく能力や，独創的な創造力を持った技術者を養成している。応用化学科では，機能材料・機能素子，食品・バイオ，ファインケミカルズ，レーザー・光物性，環境・プロセスの 5 分野に分けて，実験や実習とともに，主体性や問題解決能力を養うべく 8 研究室が教育指導にあたっている。経営・情報工学科は，情報工学と経営工学を 2 本の柱として，コンピュータのソフトからハードまでの基礎的な知識と，さらにそれらを応用する手法を学び，技術と社会，技術と人間のより良い関係を築く技術者を養成するため，9 研究室から構成されている。物理情報工学科では，コンピュータ活用のための基礎教育，物理現象の工学的応用，高精度計測，コンピュータシミュレーション，システム制御，の 5 本の柱からなる教育課程の中で，コンピュータを道具とする応用力にあふれた技術者を養成するべく，8 研究室から構成されている。教科に対する学生からの幅広い要望に応えるために，カリキュラム構成上，多くの科目を非常勤講師に頼っていた。これは，各専門分野のエキスパートに講義を依頼できる利点の反面で，学生への懇切な指導に欠けるという指摘もあった。欠点については，理工学部では改善されている。

＜理工学部＞

物質生命理工学科は，物質・ナノサイエンス，バイオ・ライフサイエンス，環境・エネルギー分野の 15 研究室から構成されている。ただし，研究室はいずれかの分野に帰属して独立しているのではなく，分野間の相互交流と協力を図るよう積極的に努めている。就職実績は工学部の教育体制によるものであるが，上位年次の学生に対して施された十分な専門教育によって，エレクトロニクス，電気・機械，精密機械，材料，生命科学，薬品，食品，環境工学，工業化学など非常に広い分野で，物質合成・製造からソフトウェア開発までの職種に卒業生を送り出し，社会からの要請に応えていることから，本年度初めて卒業生を送り出す本学科についても高い評価を得るものと期待できる。

情報科学科では，教育研究内容をハードウェア・ネットワーク，ソフトウェア・アプリケーション及び数理科学・経営科学・計算科学の 3 分野に大別し，情報科学の基礎から応用まで深く教育することによって，変革の速度がますます大きくなる情報科学分野での先導的な役割を果たす人材を養成している。2005 年の学科設立当初に比べ，2008 年には 2 名の専任教員の増強が図れ，少人数教育を実現する上でも効果が上がっていると考える。

エレクトロメカニクス学科は，機械工学，電気電子工学，経営工学を有機的に統合したカリキュラムにより，ものづくり技術を総合的に理解した，将来のリーダーとなる人物を養成している。カリキュラムとして

機械設計，生産技術・管理，ロボット工学，電気電子の 4 分野を設定しているが，そうした分野への就職にあたって，企業から推薦依頼の多いことが，十分な教育を実施できていることの証である。

共通基礎では，本学部の教育目標の 1 つである「自ら考えることのできる基礎学力の付与」のために，主として基礎教育を担当している。2008 年度より助教が理工学基礎科目の授業担当者として配置されるようになったことは，教育上で多いに有効であった。これは，大学の掲げる少人数教育の趣旨にかなう改革でもあった。

＜工学研究科＞

各専攻ともに，それぞれの理念を実現する教育と研究の体制が組まれ，実際に多くの大学院生を擁しながら，広範な専門分野に精通した教員の指導を受けていて，専攻の教育理念・目的の達成が図られていると言える。

【将来の改善・改革に向けた方策】

＜工学部＞

課題は理工学部で改善される予定である。

＜理工学部＞

物質生命理工，情報科学，エレクトロメカニクスの各学科を構成するいずれの分野においても，技術革新は日進月歩である。学術面だけでなく，工業技術的な側面にも注視しながら，教育研究組織でバランスが取れた構成となるように常に留意する必要がある。教員の採用にあたっては，教育研究組織において新時代のバランスが保たれるように適切な充当を行い，産業界の要請に応えられる教育研究体制を作っていく必要がある。

共通基礎の教育体制としては，入学してくる学生の多様性に対応するために，入学初年度の基礎教育に多くの人的資源を投入する必要がある。助教を理工学基礎科目の授業担当者として活用する制度が導入されたが，これはさらに充実させることが望ましい。また，英語教育では，国際教育センターからの支援が今後さらに期待できる。同時に，2009 年度から理工学部でも英語教員を 1 名増員する予定であり，これが実現すれば，より充実した英語教育を学生に提供できるものと考える。

＜工学研究科＞

現在の本研究科の組織は，研究教育上からみて概ね問題はないが，共通基礎所属教員の大学院教育への関わりについて，制度的に明確にする必要があると前回の点検・評価で指摘されている。しかし，これは全学的な問題であるため，本研究科としてはそれ以上の検討を行っていない。

工学部が理工学部へと改組された結果として，理工学部の教育は，各学科の対象とする専門分野において活躍して行く上で，共通して必要とされる基礎能力の養成に重点を置き，高度な専門能力の養成は大学院において行うこととした。このため，学部と大学院教育の継続性・連続性を保ちながら，学部と大学院の理念を実現するために，2009 年 4 月に理工学研究科を設置すべく，設置届出書を 7 月下旬に文部科学省に提出し，9 月下旬に受理された。新しい研究科は，工学研究科 5 専攻を理工学専攻 1 専攻とし，理工学部 3 学科に対応する 3 コースを設けたもので，科目履修の自由度は従来より大きくなっている。以下にその概要を記す。

理工学研究科においては，大学院担当資格を有する学部 3 学科の教員が，それぞれの学科に対応する 3 コースの教育研究に携わることになる。

博士前期課程の目的は，理工学の分野において，創造性豊かで優れた研究活動を行っていくための広い視

野と深い知識の修得及び研究能力の涵養により，高度な専門知識を持って社会に貢献できる技術者を養成することである。具体的には，“技術立国日本”を支える製造業，IT 関係企業，自動車・機械・エレクトロニクス関連企業等の研究・開発職に人材を送り出すことを目指す。また，博士後期課程への進学者を意識した研究者の養成も併せて行う。各コースがカバーする分野と目的は，以下のとおりである。

＜物質生命コース＞

物質・ナノサイエンス，バイオ・ライフサイエンス，環境・エネルギー各分野の基礎知識と基礎技術を幅広く修得し，新たな科学技術の創造に挑む技術者を養成することまたは研究者の素養を涵養することを目的とする。

＜情報科学コース＞

ハードウェア・ネットワーク分野からアプリケーション分野，さらには数理・経営科学・計算科学分野を含む多様な情報科学の分野において，幅広い知識の修得と高度な研究手法の獲得により，革新的科学技術の創造に挑む先導的な情報関連技術者を養成することまたは研究者の素養を涵養することを目的とする。

＜エレクトロメカニクスコース＞

機械工学・電気電子工学・経営工学を融合したものづくり技術の分野において，創造性豊かな優れた研究・開発を行っていくための深い知識の修得及び研究・開発能力の涵養により，高度な専門知識と高い倫理観を持って社会に貢献できる技術者または研究者を養成することを目的とする。

また，博士後期課程の目的は，理工学の分野において，高い倫理観と創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者を養成することである。博士後期課程を修了した後は，博士前期課程修了者と同様に，製造業，IT 関係企業，自動車・機械・エレクトロニクス関連企業等の研究・開発職へ就職できるが，それだけでなく，博士研究員（ポスト・ドクター）として全国の大学や研究機関で展開されているプロジェクトへの参加や大学への就職も目指す。博士後期課程の各コースがカバーする分野と目的は，以下のとおりである。

＜物質生命コース＞

物質・ナノサイエンス，バイオ・ライフサイエンス，環境・エネルギー分野において，多元的な視点を持って革新的科学技術の創造に挑む研究者を養成することを目的とする。

＜情報科学コース＞

ハードウェア・ネットワーク分野からアプリケーション分野，さらには数理・経営科学・計算科学分野を含む多様な情報科学の分野において多元的な視点で先導的な立場に立ち，高い倫理観を持つ発想豊かな研究者を養成することを目的とする。

＜エレクトロメカニクスコース＞

機械工学・電気電子工学・経営工学を融合したものづくり技術の分野において，創造性豊かな優れた研究・開発を行っていくための深い知識の修得及び研究・開発能力の涵養により，高度な専門知識と高い倫理観を持って社会に貢献できる研究者を養成することを目的とする。

研究活動の活性化に向けた取り組みの 1 つとして，理工学研究科に理工学研究所を設置する構想が検討されているので，議論の概要を以下に述べる。

大学において研究を実施する環境は，近年大きく変化しており，個人ベースの研究を主体とする従来型の研究からでは対応が困難な状況が生まれている。この新しい状況に積極的に対応していくためには，研究を組織として総合的に把握し，戦略的に研究を展開し，また，科学研究費等の資金の獲得を含めて外部との連

携を強めて行くことが必須である。このような状況に鑑み，理工学部，理工学研究科を挙げて研究を活性化し，総合的，戦略的な研究への取り組みを行うことを目的として，理工学研究所の設置を目指している。理工学研究所が実現されれば，研究活動がより活性化され，さらに総合的で戦略的な研究への取り組みが可能となると思われる。

2．3　文学部・文学研究科

【現状の説明】

文学部は，2000 年度より英米文学科・日本文学科・国際文化学科・現代社会学科の 4 学科体制を採っており，これらの学科を基盤として，文学研究科には英米文学専攻・日本文学専攻・社会文化論専攻の 3 専攻を置いている。

学部教員（定数 45 名。2008 年度においては 1 名が欠員）のうち，全学共通の教職課程を担当する 4 名（教授 2 名，准教授 2 名）を除いた 41 名（教授 28 名（うち，特別任用教授 3 名），准教授 11 名，講師 1 名，欠員 1 名）が，上記 4 学科に所属して教育にあたっている。この中には，大学設置基準第 13 条に定めるいわゆる 2 表教員 7 名（教授 1 名，准教授 6 名）が含まれるが，本学部においてはこれら 7 名も，いわゆる 1 表教員と一体となって学科の専門教育を担っている。これは，特に各学科 3･4 年次生に対する演習・卒業論文（いずれも必修）の指導において，本学部の基本的な方針である少人数教育を維持するための措置である。いずれの学科の 1 表教員数も，学生収容定員に対して大学設置基準上の必要数を 1～4 名上回っているが，これに 2 表教員を加えた各学科の教育にあたる教員数は，英米文学科 13 名（大学設置基準上の必要数 7 名），日本文学科 8 名（同 6 名），国際文化学科 10 名（同 6 名，うち 1 名欠員），現代社会学科 10 名（同 6 名）である。

文学研究科の教員数は，2008 年度においては 38 名（教授 28 名，准教授 10 名）であり，すべて学部との兼任である。

本学部における研究組織としては，「成蹊大学文学部学会」がある。専任教員全員を会員とし，『成蹊大学文学部紀要』（年刊）を刊行して研究成果発表の場を提供するとともに，会員（及び会員外の研究者）の共同研究の成果として『成蹊大学人文叢書』をほぼ毎年度 1 巻ずつ刊行してきている。このほか，英米文学科教員を中心に『成蹊英語英文学研究』，日本文学科を基盤に『成蹊國文』，大学院社会文化論専攻を中心に『成蹊人文研究』（いずれも年刊）を発行している。

【点検・評価】

➢学部・大学院研究科の組織構成と理念・目的等との関連

本学部の教育に関する理念・目的は既述（1.1 及び 1.4）のとおりであるが，本学部はそれを達成するための基礎を，成蹊学園の伝統の中核でもある少人数教育に置いている。この点に関する認識は専任教員全員に共有されており，特に，学生にとって 4 年間の学修の集大成である卒業論文の作成については，全専任教員がその重要性を自覚して，熱意をもって指導にあたり，毎年優秀な論文を少なからず生み出している。

本研究科においては，学生数が定員を下回る状況が続いているため，結果的にはマンツーマンのきめ細かな教育・指導が行われており，理念・目的の実現に関して組織構成上の問題は発生しておらず，個々の大学院生の指導上，教員間の連携も密に取りやすい状況にある。ただし，後に詳述（8.2.4 参照）するように，入学定員を充足する状況になったとしても，こうした状態を維持し得るだけの教員数は配置している。

本学部・研究科における教育運営上の意思決定は，最終的には学部教授会及び研究科委員会において行われるが，学科・専攻における教育に関する実質的な議論や計画立案は，学科会議及び専攻会議で行われている。教育・カリキュラムに関する学科間の調整作業は，各学科選出の委員からなる教務委員会の場で行われるほか，教養教育に関する検討・立案を担当するものとしては，総合教育委員会が置かれている。これら委員会は大学評議員のうちの 1 名が委員長を務め，学科会議・教授会・学部長と連絡を密に取りながら運営されている。

研究上の組織については，上述した文学部学会が，学部教員の研究活動を促進する上で必ずしも有効な機能を果たしていないことが問題点として挙げられる。ただし，本学部教員の専門領域は極めて多岐にわたり，その研究も個人的に行われる場合がほとんどであることから，個々の研究の成果を発表する機会を各種紀要類の刊行を通じて提供している現状には，一定の評価を与えることができよう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学部における教育上の組織は，各学科の専門教育を，学科間のある程度の統一を図りつつ有効に実践するためには適切に機能していると言えるが，いわゆる教養教育（本学部にあっては総合教育カリキュラムと呼称）に関しては，上述の総合教育委員会（各学科教務委員＋初修外国語，体育，情報教育等の担当委員）で議論が行われるものの，専門教育に関する作業により多くの時間とエネルギーをとられがちであるというのが現状であった。その点で，現在準備が進んでいる全学的な教養教育（「成蹊教養カリキュラム」）のための検討・運営組織を通じて，本学部を含めた教養教育の充実が図られることが期待される。

前回の自己点検・評価でも指摘したことであるが，本学部の教員数が大学設置基準の必要数を上回っているとはいえ，少人数教育のメリットをさらに追求するためには専任教員の増員はぜひとも実現したい。本学を取り巻く一般的状況からして容易ではないであろうが，そのための努力を怠ってはならないと考える。

2．4　法学部・法学政治学研究科

【現状の説明】

法学部は，法律学科と政治学科の 2 学科制を採用している。両学科とも講座制をとらず，専門科目や教養科目及び外国語科目などに体系的かつ多様な科目を置くことができるよう教員数を確保している。2008 年 4 月現在での学部の教員は，法律学科 14 名（教授 6 名，准教授 7 名，講師 1 名），政治学科 12 名（教授 11 名，准教授 1 名），語学教養関係 7 名（教授 6 名，准教授 1 名），教職課程 1 名（准教授）のほか，法律学科の客員教授 1 名，計 35 名（欠員：法律学科，語学教養各 1 名）であり，いずれも学科の学生定員に対し大学設置基準上で必要となる教員数（法律学科 13 名，政治学科 10 名）を上回っている。また，本研究科は，法律学専攻と政治学専攻の 2 専攻制を採用している。教員数（学部と兼任）は，法律学専攻 14 名，政治学専攻 13 名のほか，法律学専攻の客員教授 1 名，計 28 名である。

以上に加えて，法務研究科と本学部法律学科及び本研究科法律学専攻との兼担者が 2 名いる。

学科あるいは専攻に所属する教員は，原則的に自分の所属する学科，専攻の専門科目，講義，演習を担当し，語学教養の教員は学部あるいは他学部の授業を担当する。しかし，2004 年度からスタートしたカリキュラムにおいては，学科共通科目の枠を大幅に増やしたため，学科所属教員の担当する授業の多くは各自の所属する学科の学生のみならず，多くの他学科学生も履修している。本研究科の各専攻に所属する教員は，基

本的に各自の所属する専攻の大学院生に対して講義をし，研究指導をしている。

【点検・評価】

➢学部・大学院研究科の組織構成と理念・目的等との関連

学部の理念及び人材養成目的等を実現していくためには，きめ細かい指導や少人数教育を可能にする十分な教員数とカリキュラムが必要であることは言うまでもない。両学科ともに設置基準上の教員数は充たしてはいるが，それだけでは少人数教育が実際に行われることを保証するものでは必ずしもない。とりわけ法律学科においては，大学に法科大学院が独立組織として設置され，本学部から教員が異動したために，教員数は減少した。それにもかかわらず，学科の学生定員数は変わっていないため，教員 1 人当たりの学生数が増大している。したがって，法律学科の教員を増やすことが必要であろう。

また，少人数教育の要である演習科目（ゼミナール）の履修率が両学科共に減少している。これは，演習科目を選択必修から選択科目にしたためと思われる。カリキュラムの改定や履修指導により，演習科目の履修率が上がるように努めていくことが必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

法律学科の教員数を増やすための改善策については，既に着手されている。語学教養教員枠から 1 名を法律学科枠に移し，2008 年度から法律学科の教員枠が 1 名増えたからである。

また, 助教枠が新たに配分される予定であり, それによって両学科共に教員数が一層充実することになる。

演習科目の履修率低下問題については，2010 年度からスタートする新カリキュラムにおいて，演習科目を選択必修とすることなどが目下検討されている。

2．5　法務研究科

【現状の説明】

本学法科大学院の特色は，以下の 4 点にある。このことは，創立以来変わらず守られてきている。

① 本学が重視してきた少人数制教育の伝統を生かすこと。

② 実務家教員を基準より多めに置き，研究者教員との緊密な協力に基づく教育体制を採ること。

③ 展開・先端科目の担当者を国際経験豊富なスタッフを中心に組み，付加価値として渉外・企業法務を重視すること。

④ 働きながら学ぶ社会人に対して夜間及び土曜日の学修を可能にすること。

第 1 に，少人数教育は，成蹊の伝統であるとともに，より教育効果を上げるために必要なことである。本学法科大学院の入学定員は 50 名（収容定員は 150 名）で，設置基準告示に言う法律基本科目の標準授業学生数に等しく，また，このうち法学未修者は 30 名で，充分に教育効果を高めることのできる規模である。専任教員は，2006 年度においては 16 名，2007 年度においては 20 名，2008 年度においては 18 名であり，対学生比は収容定員との関係でも，2006 年度は 1：9，2007 年度は 1：7.5 で，いずれも基準の 1：15 を上回っている。しかも，同一科目が昼・夜配置されることによって，実際の講義の受講者はさらに分散することになる。さらに，本学法科大学院の教員研究室は，講義室，大学院生研究室と同じ棟にあり，講義時間以外の質問等

にも対応することができるため，少人数教育の実を上げることができるのであり，教員と学生の交流密度が高くなり，より行き届いた指導が可能となっている。成蹊の伝統である少人数教育は，教員と学生の距離を近いものとし，一人一人の個性を尊重するという教育本来のあり方に近づくものである。

第 2 に，本学法科大学院の実務家教員は，2006 年度においては，弁護士を主たる業務としている 3 名を含めて 4 名であったが，研究者教員で弁護士登録をしている者 6 名と，弁護士登録をして何らかの形で実務を経験している者はスタッフ 16 名の半数以上を占めていた。また，2007 年度においては，実務家教員が 7 名となった。しかも，本学法科大学院の実務家教員は，実務基礎科目，一部の展開・先端科目を担当するのみならず，法律基本科目をも担当する能力を有している。一般に，研究者教員の強みが体系的な知識と理解に，実務家教員の強みが実務上の知識・経験の豊富さにあるとすれば，本学法科大学院のように，法科大学院の主要な科目につき両者を組み合わせて担当者とすることが，今後の法曹教育の理念にも合致するであろう。

第 3 に，本学法科大学院の教員には，独占禁止法，国際経済法，国際私法，国際取引法，知的財産法（工業所有権法及び著作権法）などの各分野における第一人者が研究者教員（弁護士でもある）として教育に当たるが，それぞれ国際経験も豊かであり，国際的な知名度も高い。また，実務家教員の中には我が国有数の渉外事務所において経験を積み，活躍中の弁護士がいる。さらに，研究者教員ではあるが，弁護士登録も行っており，かつ，アメリカのロースクールで M&A に関する講義経験等が豊富な者もいる。法曹教育にとって基本科目の教育が重要であることは言うまでもないが，将来の付加価値として，然るべく教育を受けておくことが自信となると思われ，このように，渉外・企業法務を重視し，この分野での教育体制を整えることを目指したスタッフ構成となっている。

第 4 に，本学法科大学院では，社会人を積極的に受け入れている。そのことが，新司法制度の下における多様な人材を確保することにつながると思われたからである。ただ，本学法科大学院へ入学してくる社会人がどのような環境の下にあるかは必ずしも明らかではないが，働くことを止めて通常の学生と同じように勉学することを試みる者，退職することなく自らのキャリア・アップのために学ぶ者，休職をする者，あるいは，勤め先から一定の便宜を受けて入学する者など，様々な社会人入学者がいる。本学法科大学院では，そのような社会人の中で，働きながら学ぶ人々に対して夜間と土曜日を利用して主要な科目を提供している。夜間とは 6 時限（18 時 30 分～20 時 00 分）及び 7 時限（20 時 10 分～21 時 40 分）の活用であり，土曜日は 1 時限から 6 時限までの時間帯の活用である。その場合，法律基本科目については，できるだけ同一の科目を 2 クラス提供している。すべての科目を二重に提供することは，時間と人員の点で限界があるが，夏期休業期間等における集中講義も予定しており（2006 年度及び 2007 年度においては実際には行われなかった），本人の相当の努力は必要であることは言うまでもないが，若干の休暇を利用することによって，月曜日～金曜日の昼間時間帯以外の夜間及び土曜日を利用した学修で必要単位数を十分に修得できる体制を採っている。また，働きながら学ぶ社会人に対して，2006 年度より，丸の内に 2 室のサテライト・オフィスを設置し，職場との関係でどうしても 18 時 30 分に間に合わない場合はこれを利用する便宜を与えている。サテライトにおいては，本キャンパスの授業を同時並行的に聴講し，かつ，双方向の対話も可能である。その利用については要領を定め，これにしたがって実施している。さらに，6 時限及び 7 時限の授業については DVD に撮り，これを備え付けのパソコンで何時でも見ることが可能になっている。これも，社会人のための方策であり，仕事の都合でどうしても出席することができなかった場合は，後に DVD を見て授業内容を自習可能にしている。

なお，入学試験との関係でも社会人に対して相当の対応をしていることは，「4. 学生の受け入れ」に記載のとおりである。また，本学法科大学院では，入学前の個別進学相談会を 4 月から 6 月にかけて数度行っているが，社会人の受け入れとの関係で，サテライト・オフィスにおいても夜間数度これを実施しており，こ

のことも，本学が社会人を積極的に受け入れていることを表す一事と言ってよいであろう。

【点検・評価】

➢大学院研究科の組織構成と理念・目的等との関連

法科大学院教員の担当授業時間数については，教育理念である少人数教育の徹底や，社会人の積極的受け入れ等を実現するために，年間 4 コマ（16 単位）を基準としているものの，実際には同一科目の昼夜開講や学部との兼担などにより， 4 コマ以上を持たざるを得ない者もいる。また，みなし教員である実務家教員については 12 コマを 6 人で配分する形にしてあるが，いずれも学生からの補講の要請や質問等への対応など，授業以外の負担も増えている。

上述のとおり，教育理念や人材養成の目的を達成するために様々な工夫をしており，実績も上がっていることから，理念・目的に即した組織構成であると言えるが，法科大学院においては教育にかける労力が極めて大きく，日常的な形での研究の積み重ねを期待することはなかなか困難である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

財政的な制約もあるが，教員の増員により，担当コマ数を基準コマ数に近づけるよう努力する必要はあるが，あわせて今後，教育支援体制として，チューター制度など，教員とは異なる立場で授業において補助的役割を果たす者，あるいは課外で学生に様々なアドバイスができるような人員を配置することができれば，さらに改善されると思われる。

研究環境としては，従来にも増して，研究専念期間（サバティカル）の制度を設ける必要があると思われる。

2．6　アジア太平洋研究センター

【現状の説明】

アジア太平洋研究センターは，1981（昭和 56）年 4 月に発足し，以来現在まで 27 年間にわたり，本学唯一の研究センターとして学際的な研究活動を続けてきた。本センターの設立の趣旨は「アジア太平洋地域に関連する各分野の学術的・国際的共同研究の推進，その研究成果の社会への還元及び国際的学術交流の促進を目的とする」（センター規則第 2 条）とある。このような目的を実現するために，具体的には次のような事業活動を行っている。

① 研究プロジェクトの企画，組織化及び運営
② 研究成果及びジャーナルの刊行
③ 国際的学術活動に関する助成
④ セミナー・シンポジウム・公開講座などの開催
⑤ 日本研究関係図書情報サービス並びにアジア太平洋地域に関する研究資料の収集・整理・保管
⑥ 国内外の大学・研究機関及び研究者との学術交流
⑦ 若手研究者への支援
⑧ その他本センター設立の目的の達成に必要な事業

本センターの実際の活動内容は，概ね上記設立の趣旨に則したものとなっていると言ってよい。本センターの中心的事業である研究プロジェクトの内容は学際的で，アジア太平洋地域の政治，経済，社会，文化及び技術に関連したテーマを扱ってきており，内外の研究者による共同研究として実施され，その研究成果が「アジア太平洋研究センター叢書」として公刊されているからである。また，本センターの国際的な学術活動の成果として，レフェリー制の研究紀要『アジア太平洋研究』(Review of Asian and Pacific Studies) を年 1，2 回発行している。さらに，海外の研究機関との学術交流を深めるため，海外研究者の招聘・研究機会の提供，招聘研究者によるセミナー及び講演会の開催，海外研究機関への教員の派遣，共同研究の実施などを実現してきている。また，本センターは独自の図書収集を行っており，日本関係の英文図書，アジア太平洋地域に関する図書などを収集し，研究者のための便宜を図っている。加えて，新たに若手研究者の育成や支援を積極的に開始しており，具体的にはポスト・ドクターを特別研究員として採用する制度や，大学院生を学術研究員として採用する制度などを設けている。

【点検・評価】

➢研究所等の組織構成と理念・目的等との関連

本センターの組織は，所長，所員，事務職員，特別研究員から構成されている。所長は学長から任命され，任期は 3 年である。所員は各学部から 1 名，計 4 名が所長の推薦によって学長から任命されており，任期は 1 年（再任可）である。特別研究員は最長任期 3 年であり，2008 年度現在 3 名が採用されている。本センターの業務は所長及び所員による所員会議で検討され，事務職員及び特別研究員のサポートの下に運営されている。さらに，本センターには運営委員会が設置されており，センターの運営に関する重要事項を審議している。運営委員会の構成メンバーは，4 学部から選出された 4 名（任期 2 年）と委員長であるセンター所長である。運営委員会は，所員会議において作成された予算，年次事業計画の策定，研究プロジェクトの採択，外国人研究員の招聘，国際的学術活動への助成など，センターの運営に関する基本方針の原案について審議する。事務職員は，大学国際交流センターが 2004 年度より学園国際教育センターに改編されたことに伴い，同年度より研究助成課が所管部署となり，そのうち専任職員 2 名と派遣職員 1 名（現在 1 名枠を 2 名でシェア）の計 3 名が本センターに配属されている。

以上のように，本センターの組織構成は，その理念・目的を遂行する上で一応の体制を整えていると言えよう。しかし，センターの研究活動はともかく，その組織構成上の問題としては，次の点を指摘すべきである。すなわち，それは本センターが本学唯一の研究センターであるにもかかわらず，研究機関に直接所属する専任研究者も事務職員もいないということである。所長や所員はすべて学部兼任であり，任期が終わると交代する。所長及び所員に対しては手当が支給されているが，授業コマ数軽減等の配慮はされていない。これは，本センターの所長に限らず大学図書館長及び大学学生部長も同様であり，国際教育センター所長等学園の機関長に対する扱いとは対照的であると言わざるを得ない。また，学内及び学外の研究者から構成される本センターの共同研究プロジェクトは最長 3 年間に限定され，プロジェクト終了とともに共同研究グループも解散するので，センター固有の継続的研究者集団は存在しない。専任事務職員についても，センターの設立当初はセンター固有の専門職員を採用していたが，その後学園の人事政策が変更され，現在では学園の一般職員の枠組みの中で採用されており，専門職としての位置づけはない。本センターが，固有の専任研究者も職員も存在しないという状況の中で，これまでアジア太平洋に関する確かな研究実績を上げて来られたのは，ひとえに所長・所員と研究プロジェクトの責任者となった個々の教員たちの自発性と研究への情熱，そして，それを支える職員の献身的活動によるものである。

こうした問題に対応する形で本センターは，特別研究員の枠を設け，さらに 2006 年度からはその枠を増設

し，2008 年度においては 3 名となっている。任期制ではあるが，将来のアジア太平洋研究を担う若手の研究者をセンター及び研究プロジェクトの共同研究者として複数採用できるようになったことは，本センターの研究活動を一層推進していく上で組織構成上の大きな前進であると言えよう。しかしながら，本センターの研究活動の中核が，依然として個々の教員の自発性に大きく依存しているという基本構造は変わらない。もちろん，本来研究とは自発性に基づいて行われるものであるが，入試や授業など他の通常業務が年々増大する現在の状況の下で，自身の研究に加えて，さらにセンターや共同研究プロジェクトを運営していくことが個々の教員に過剰な負担を強いるのであれば，自発性へのインセンティブを著しく低下させることとなり，ひいてはセンター全体の活動に大きな支障が生ずることも避けられないであろう。この点は，本センター直属の事務職員がいないという問題とともに，今後とも改善について検討する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

将来に向けて検討すべき課題としては，前述したように，本センター固有の研究体制をどのように維持し，発展させていくかにある。センターが自前の研究者を抱えることは財政的に困難であり，他大学の研究機関においても，その多くは学部や大学院との兼担で運営されているのが実情であろう。したがって，取りあえず検討すべきことは，兼担ではあっても，個々の教員がセンターや共同研究プロジェクトの運営に携わることに対するインセンティブを高めるようなシステムを構築することである。そのためには，まず第 1 に，本センターの運営やプロジェクト・メンバーの授業コマ数等，業務の軽減が挙げられる。また第 2 に，長期若しくは中期の研修者も本センターの所員やプロジェクト・リーダーとなって，センターの運営や研究活動の中核的担い手となれるように，現行の研修制度を改めることである。

もとより，本センター自身も，センターや共同研究プロジェクトに対する教員の関心やインセンティブを高めるよう努力を払わなければならない。既にセンターは，センターのオリエンテーションを新任者等に対して毎年行うなどの広報活動を展開しており，昨年度には例年より多くのプロジェクト申請が提出され，今年度のプロジェクト説明会においても予想以上の参加者がみられた。また，プロジェクトの中間報告会を昨年より開始したことも，センターへの関心を喚起する上で大きな役割を果たしたと考えられる。したがって，今後ともこうした広報活動を通してセンターへの関心を広め，教員のセンターの研究活動への参加を促していくことが必要であろう。

また，本センターに対する関心は，教員のみならず，大学の研究活動の他の担い手であるポスト・ドクター，大学院生，さらには学部生にも広めていくべきであろう。ポスト・ドクターに対しては，既に特別研究員制度が設けられており，それはセンターへの関心を高める上で貢献した。今後さらに契約等の任期制研究員の枠を確保し，プロジェクトの運営はもちろん，センターの運営も分担してもらうことによって，センターへの関心を一層高めるとともに，そうすることによって教員や職員の負担をカバーできる体制をつくることができるのであれば，本センターが直面している組織構成上の問題を改善することにもつながるであろう。大学院生についても，既にセンターには学術研究員制度が設けられており，センターへの関心を高めることができたと思われる。今後は，本センターは研究機関であるが，本学大学院の全研究科の共通科目である学際分野特殊研究科目の企画や担当者の提供などを通じて，大学院の教育にセンターが関わっていくことも検討する価値があるであろう。学部生に対しても，アジア太平洋地域に関連する時事的な問題等をテーマとした一般向けの講演会を，年間を通じて定期的に提供することによって，センターへの関心を広めていくことが重要と思われる。これについては，既に毎年公開講座等を企画・実施し，多くの学生や社会人からなる参加者を得ている。さらに，博士論文出版助成の制度を設けることなどにより，本センターの若手研究者支援制度をさらに充実させることによって，センターやプロジェクトの運営への積極的な参加を促していくこと

についても今年度から検討を開始しており，次年度から実施する予定である。

2．7　成蹊学園国際教育センター

【現状の説明】

成蹊学園では，21 世紀における成蹊学園の新たな創造に向け，成蹊学園を構成する各学校がその教育の基礎に据えるべき共通の理念について「成蹊学園 21 世紀構想検討委員会」で鋭意検討され，成蹊学園のアイデンティティを示す一貫した教育理念を，「人間の教育」を目指した創立者中村春二の精神を汲んで，「個性をもった自立的な人間の創造」に置くこととした。

この「個性をもった自立的な人間」を創造するためには，情報教育，英語教育，歴史教育に力点を置いた教育を行うとの教育基本方針が示され，その具体化に向けた検討を行うため，「成蹊学園将来構想検討委員会」が設置されたが，この委員会において，学園創立 100 周年を迎える 2012 年までに学園が推進すべき事業として，『国際社会を理解し，国際化に対応し得る能力の開発を目的として，「国際教育センター」を設置すること』が掲げられた。

これに基づき，成蹊学園が設置する大学，高等学校，中学校及び小学校における国際理解教育，国際交流及び国際教育研究を行うとともに，各学校間の連携を推進するために必要な業務を行うことを目的として，小学校から大学までの縦断組織である「成蹊学園国際教育センター」が 2004 年に設置され，あわせて成蹊学園国際教育センターの下部組織として各学校に国際教育センターを置くことが規定されたことに伴い，本学では成蹊大学国際教育センターを附属機関とし，学則に規定した。

以上のような経緯により，学園と大学の両方に国際教育センターが設置されているが，以下に記すように，大学の国際教育センターは学園の国際教育センターと一体化しており，意思決定も学園の国際教育センターの委員会で行われていることから，成蹊学園国際教育センター（以下「本センター」という）として本稿を記載することとする。

本センターの前身は，1993 年に大学の附属機関として設置された国際交流センターであり，その設置目的は，本学の教育と学術研究の充実・発展を促進すること，本学と外国の大学・教育機関との交流を推進し，それに必要な業務を行うことであった。この国際交流センターを基に，学園が，小学校から大学までの学園縦断的な組織である本センターを設置したのは，総合学園としてのメリットを活かして小学校から大学までの一貫教育を行うこと，各学校の国際交流事業と国際理解教育を強化していくことにあった。

本センターは，所長，所員，常勤講師（任期つき専任教員）及び所長が委嘱する者若干名で構成されており，所長は理事長から任命され，任期は 3 年である。所員は本センターの下部組織として置かれている各学校の国際教育センターの所員が兼務することとなっており，2008 年 4 月現在，11 名（大学 9 名，中学・高等学校 1 名，小学校 1 名）の所員がいる。また，常勤講師 5 名，日本語講師（専任教員）1 名が所属する。本センターの日常業務は所長及び所員による企画執行委員会で検討され，本センター国際課の事務職員のサポートの下に運営されている。

また，大学においては本センターの下部組織として，成蹊大学国際教育センターを置いている。成蹊大学国際教育センターは所長と所員で構成されているが，所長と所員は学園の国際教育センターの所長と所員が兼ねているため，大学の国際教育に関する実質的な意思決定は本センターにおいて行われている。したがって，大学の国際教育に関しては，学長と本センター所長との定例打合せ会（月 1 回）を通じて意思疎通を図

っている。さらに，本センターで企画された内容を大学において検討する機関として国際教育委員会が設置されており，委員長と各学部選出の委員に加え，本センターから英語教育担当及び国際理解教育担当の 2 名が委員として出席し，国際教育委員会と本センターとの意思疎通を図っている。

本センターには，次の 3 つの委員会が置かれており，成蹊学園全体の国際教育に関する事項を取り扱っている。

① 国際教育センター運営委員会

本センターの運営方針，予算編成，諸規則の制定改廃など運営上の重要な事項を審議する委員会で，所長，所員のうちから所長が任命する者のほか，学長，中学・高等学校長，小学校長等により構成されている。

② 国際教育センター企画執行委員会

本センターの業務全般にわたる企画及び執行，常勤講師及び非常勤講師の採用等を任務とする委員会で，所長，各学校の国際教育プログラム実施委員会委員長・国際交流プログラム実施委員会委員長，大学国際教育研究プログラム実施委員会委員長，教員選考委員会委員長，所員のうちから所長が任命する者，国際課長等により構成されている。

③ 国際教育センター連絡委員会

本センターが実施する国際教育プログラム，国際交流プログラム等について，同センターと大学，中学・高等学校，小学校の間における連絡調整を行う委員会で，所長，各学校の国際教育プログラム実施委員会委員長･国際交流プログラム実施委員会委員長, 大学国際教育研究プログラム実施委員会委員長，各学校の国際教育委員会委員長，国際課長，所員のうちから所長が任命する者により構成される。

大学国際教育センターについては次の 3 つの委員会があるが，実際には本センターの企画執行委員会において取り扱われている。

① 大学国際教育センター国際教育プログラム実施委員会

国際理解教育に必要な国際教養科目，国際コース関係科目等の非言語系科目（日本事情に関する科目を含む）及び国際理解教育に必要な言語系科目（協定留学生向けの日本語科目を含む）の企画・運営，授業計画，教材開発，TOEFL 講座等センター独自に開設する講座・講演会等の企画・運営，諸規則の制定・改廃などを任務とする委員会である。

② 大学国際教育センター国際交流プログラム実施委員会

本学と外国の大学・教育研究機関との提携・協定，外国からの研究員等の受け入れ，学部生及び大学院生の外国への留学及び外国からの留学生の受け入れ，大学各部署が行う国際交流，国際交流に関連する外国事情の調査研究，成蹊大学国際交流会館の管理運営等を任務とする委員会である。

③ 大学国際教育センター国際教育研究プログラム実施委員会

国際理解教育を推進するために必要な言語・歴史等の教育方法の調査研究，国際理解教育を推進するために必要な教材の研究，国際理解教育における一貫教育の調査研究等を任務とする委員会である。

以上が本センター及び大学国際教育センターの組織概要であるが，本センターの設立目的である国際理解教育，国際交流及び国際教育研究の実施内容は，次に掲げるとおりである。

(1) 国際理解教育

大学における国際理解教育のうち，各学部の正規科目として提供しているものは，国際教養教育と英語

教育の 2 種類である。

国際教養教育は，全学部の学生を対象に，『歴史に学ぶ』，『現代を生きる』，『世界と日本』の 3 つの分野に区分された科目群で構成された「国際教養科目」があり，国際関係や近現代史，文化を学ぶことで，国際社会に求められる知識や多角的な視野を養うことを目的とし，2004 年度から毎年全学部生を対象に 6～8 科目を教養的科目として各学部に提供している。また，経済学部の「国際社会プログラム」，文学部の「国際社会コース」，法学部の「PSE（Political Science Expert）科目」の履修者を対象とした「国際コース科目」があり，学部に関わらず将来国際関連の就職を目指す学生や国際的な問題に関心の高い学生が学び合うことで，新たな発見や知識の修得ができるよう支援することを目的とし，2005 年度から毎年 8～10 科目を専門的科目として提供している。

一方，英語教育は，経済学部については必修科目である文化コミュニケーション科目の「外国語と文化（第 1 群）」の「英語 1」（Communicative Grammar），「英語 2」（Intensive Listening），「英語 3」（Plain English 1），「英語 4」（Plain English 2）を，理工学部については必修科目である総合教育科目群の「言語とコミュニケーション（第 1 群）」の「英語演習Ⅰ」（Plain English 1），「英語演習Ⅱ」（Plain English 2），「英語講読Ⅰ」（Communicative Grammar），「英語講読Ⅱ」（Intensive Listening）を，法学部については選択必修科目である「外国語科目」のうち，「英語Ⅰ」（Communicative Grammar），「英語Ⅱ」（Intensive Listening），「英語会話Ⅰ」（Plain English 1），「英語会話Ⅱ」（Plain English 2）と Extensive Reading（多読）の授業である「英語Ⅲ」，「英語Ⅳ」を，それぞれ本センターが提供している。

本センターの常勤講師は全員，英語教育の専門家であり，上記 3 学部の英語科目を担当するが，国際コース科目の一部の科目も担当する。

(2) 国際交流

国際交流関係の業務は，大学国際交流センター時代からの業務を引き継いでおり，日常的に行っているのは，外国人協定留学生の受け入れ，本学学生の協定校（長期・中期・短期）その他への留学，日本語科目及び日本事情に関する科目の開講，国際交流・留学に関する各種講座の実施，外国人聴講生の受け入れ，外国人留学生の在留資格確認，外国人留学生対象の奨学金手続き業務，国際交流のためのプログラムやイベントの企画・実施，本センターの活動に関するニューズレターや案内リーフレットの発行，TOEFL-ITP テストの実施，成蹊大学国際交流会館の管理運営などである。

2008 年度に本学が受け入れている留学生（私費外国人留学生，協定留学生，外国人聴講生）は，次のとおりである。

表 2.1　受け入れ留学生数（2008.5.1 現在）

区　分		所　属	学年	区分	入学年月	国　籍	備考（協定校）
私費外国人留学生（外国籍を持つ一般学生）	博士後期課程	工学研究科・応用化学専攻	3	正規生	2006.4	エジプト	
		工学研究科・応用化学専攻	1	正規生	2008.4	チュニジア	
		工学研究科・応用化学専攻	1	正規生	2008.4	中国	
		工学研究科・情報処理専攻	2	正規生	2008.4	イラン	
		文学研究科・社会文化論専攻	2	正規生	2007.4	中国	
	博士前期課程	文学研究科・日本文学専攻	1	正規生	2008.4	中国（台湾）	
		文学研究科・社会文化論専攻	2	正規生	2007.4	中国	
		文学研究科・社会文化論専攻	2	正規生	2006.4	中国	
		経営学研究科・経営学専攻	2	正規生	2006.4	中国	
	学部	経済学部・経済経営学科	4	正規生	2005.4	ミャンマー	
		経済学部・経済経営学科	3	正規生	2006.4	中国	
		理工学部・物質生命理工学科	1	正規生	2008.4	韓国	
		理工学部・物質生命理工学科	1	正規生	2008.4	中国	
		理工学部・物質生命理工学科	1	正規生	2008.4	中国	
		理工学部・ｴﾚｸﾄﾛﾒｶﾆｸｽ学科	3	正規生	2006.4	中国	
		法学部・法律学科	4	正規生	2005.4	中国	
		法学部・法律学科	2	正規生	2006.4	中国	
海外協定校からの受入留学生	協定	国際教育センター	-	協定生	2007.9	イギリス	エディンバラ大学
		国際教育センター	-	協定生	2007.9	ドイツ	ボン大学
		国際教育センター	-	協定生	2007.9	タイ	チェンマイ大学
		国際教育センター	-	協定生	2007.9	フランス	リヨン第三大学
		国際教育センター	-	協定生	2008.4	オーストラリア	マードック大学
		国際教育センター	-	協定生	2008.4	オーストラリア	モナシュ大学
		国際教育センター	-	協定生	2008.4	オーストラリア	グリフィス大学
		国際教育センター	-	協定生	2008.4	オーストラリア	グリフィス大学
外国人聴講生	聴講	国際教育センター	-	聴講生	2008.4	カナダ	
		国際教育センター	-	聴講生	2008.4	韓国	
		国際教育センター	-	聴講生	2008.4	韓国	
		国際教育センター	-	聴講生	2008.4	韓国	
		国際教育センター	-	聴講生	2008.4	韓国	
		国際教育センター・経済学部・理工学部・文学部	-	聴講生	2008.4	韓国	
		国際教育センター・経済学部	-	聴講生	2008.4	韓国	
		国際教育センター・文学部	-	聴講生	2008.4	韓国	
		国際教育センター・文学部	-	聴講生	2008.4	韓国	
		国際教育センター・文学部	-	聴講生	2008.4	韓国	
		国際教育センター・文学部	-	聴講生	2008.4	韓国	

注）所属において「国際教育センター」とのみ記載のある者は，主として日本語科目の学習のみを行う学生である。

また，学部及び大学院の正規課程に受け入れた外国人留学生（聴講生及び協定留学生を除く）の年度別の学生数は，次のとおりである。

表 2.2　年度別外国人留学生数（1 月 1 日現在）

年 度	国費（大学院）	私費（大学院）	私費（学部）
2003	1	20	5
2004	1	8	4
2005	0	7	6
2006	0	7	10
2007	0	8	8
2008	0	9	8

注）2008 年度は 5 月 1 日現在

本学と外国の大学との長期（1 年または半年）の学生交換協定及び学生派遣協定は現在，次のとおりであり，2003 年度以降 2008 年度までに新規に協定を締結したのは，チェンマイ大学（タイ），高麗大学（韓国），同済大学（中国），ビクトリア大学（カナダ）の 4 校，協定を廃止したのはアクアイナス大学（アメリカ）1 校であるが，現在協定に向けて，復旦大学（中国）とも協議が進行している。

① アメリカン大学（アメリカ）：派遣のみ（2 名以内）
② エディンバラ大学（英国）：交換（2 名以内）
③ グリフィス大学（オーストラリア）：交換（4 名以内）
④ モナシュ大学（オーストラリア）：交換（2 名以内）
⑤ マードック大学（オーストラリア）：交換（1 名）
⑥ ボン大学（ドイツ）：交換（2 名以内）
⑦ ハイデルベルク大学（ドイツ）：交換（1 名）
⑧ リヨン第 3 大学（フランス）：交換（2 名以内）
⑨ チェンマイ大学（タイ）：交換（2 名以内）＜2003 年度に協定締結＞
⑩ 高麗大学（韓国）：交換（1 名）＜2006 年度に協定締結＞
⑪ 同済大学（中国）：交換（1 名）＜2008 年度に協定締結＞
⑫ ビクトリア大学（カナダ）：交換（2 名以内）＜2008 年度に協定締結＞

これらの協定留学は，個々の大学との協定による留学であり，留学期間中は，本学への授業料等の納付金の 3 分の 2 が減額されるほか，交換留学の場合は留学先での授業料が全額免除される。アメリカン大学の場合は交換留学と異なり，プログラム費用・学生寮確保などの優遇を受けるものであるため，留学先で授業料を納入する必要があるが，本学から奨学金が 90 万円支給される。

以上の長期協定留学生の年度別派遣及び受け入れ状況は，次のとおりである。

表 2.3　年度別長期協定留学生数（派遣及び受け入れ）（1 月 1 日現在）

年 度	派　遣	受け入れ
2003	14	9
2004	14	17
2005	13	14
2006	8	16
2007	10	11

注）2004 年度からの 3 年間に限り，本学と上海交通大学，同済大学，復旦大学（いずれも中国）との間で

協定を締結し，各年度各大学１名，計９名を本大学院経営学研究科の正規生として受け入れ，いずれも修士の学位を授与したが，上表にはその数字を含んでいる。

上記の協定留学以外に，JSAF（Japan Study Abroad Foundation）を通じ，アメリカ，イギリス，アイルランド，オーストラリア，ニュージーランドの 40 以上の大学に留学できるプログラムがあり，JSAF プログラムと呼んでいる。このプログラムを利用した留学期間中は，本学に納付する授業料等の納付金は全額免除される。

また，半年間を留学期間とする中期協定留学制度があり，マンチェスター大学ジャパンセンターが取りまとめる形で９週間の集中的な英語学習と，マンチェスターにおける企業，教育機関などにおいて４週間のインターンシップを行うプログラムがそれである。当初は後期のみであったが，現在は，前期にも留学できるようになっており，留学期間中は本学に納付する授業料等の納付金が全額免除されるとともに，一定の要件を満たした学生の中から選考の上，奨学金が給付されるようになっている。

短期間の留学に関しては，夏期または春期休業中の約１カ月間を留学期間とし，北京大学（中国），ケンブリッジ大学（英国），エディンバラ大学（英国），ゴンザガ大学（アメリカ），チェンマイ大学（タイ）の５校と短期留学協定を結んでいる。留学先の大学では，語学研修や専門科目，現地学生との交流など，多彩なプログラムが用意されている。留学先で修得した単位は，各学部で単位認定用に置いている科目の単位として認定され，卒業所要単位に算入することができる。

このほか，学生自身で留学先を選定し，教授会の承認を経て留学する認定留学制度がある。

以上の制度による年度別派遣留学生数は，次のとおりである。

表 2.4　年度別中期・短期・認定派遣留学生数

年 度	JSAF(SAF) プログラム	中期協定留学 (マンチェスター)	短期協定留学	認定留学
2003	0	12	40	33
2004	6	33	62	33
2005	7	26	46	14
2006	11	32	59	22
2007	9	25	68	20

注）2006 年 8 月から SAF（Study Abroad Foundation）との契約を解消し，新たに JSAF と協定を締結した。

なお，協定留学生（派遣）に対しては，TOEFL のスコアやドイツ語技能検定試験，実用フランス語技能検定試験等の取得級により，成蹊学園留学奨学金が支給される。奨学金の詳細については，「5．学生生活」の「5.1　学生への経済的支援」を参照されたい。

(3) 国際教育に関する研究及び調査について

国際教育に関する研究及び調査は，本センターに所属する常勤講師を中心に行われており，現在，日本における新しい英語教育方法である多読教育プログラム（Extensive Reading）についての研究が進められ，学部に提供している英語科目の授業にも取り入れられている。これは，やさしい英語で書かれた絵本や薄いペーパーバックなどから始めて，自分のペースで楽しみながら読み進めていく学習法で，1）やさしい英語を無理せず読むこと，2）できるだけたくさんの量を読むことが多読の目標となっている。たくさん読むことで，知らず知らずのうちに自然な英語が身についていくことが特徴で，日本における新たな教育方法

として，本センターでいち早く導入した。また，大学では全国初となる多読専用教室を本センター内に 2 室設け，授業や自習で使用している。

この多読に使用する蔵書は大学図書館にも配架されており，科学，歴史などの読み物，ハリウッドスターや有名スポーツ選手の伝記，探偵小説，世界の名作，児童文学などバラエティに富んでいる。1 ページに 1 語しかない絵本から上級者向けの単行本まで幅広く揃っており，自分の語彙レベルに合わせた読み物を選べることができるよう工夫されている。

【点検・評価】

2008 年 4 月に公表された本学の教育理念は，多くの課題をかかえる 21 世紀の社会に貢献する専門性を備えた教養人を養成することが大学の使命であり，この使命を達成するために，「多様性を受け入れる豊かな感性と人間性を培う」，「生涯学び続けるための自力学習の基礎をかためる」，「国際舞台でリーダーシップを発揮できる能力を涵養する」の 3 つを教育目標として掲げている。また，この教育目標を達成するための重点的な取り組みを 7 つ掲げているが，そのうち本センターに課された課題は，次の 2 点である。

① 国際教育

「国際教育センター」を核として，『歴史に学ぶ』，『世界と日本』，『現代を生きる』などの科目群を柱とした国際理解教育により国際感覚を養い，さらに，充分な語学力をつけるために英語教育を徹底する。

② 海外留学

多様なプログラム（長期・中期・短期留学）に基づく海外の大学への留学を奨励し，授業料等の納付金の減免，奨学金，単位認定などによって支援する。

大学の附属機関であった国際交流センターは，学生の国際交流が中心的な業務であり，教育という面では課外講座や留学生に対する日本語の授業等の実施にとどまっていたが，本センターは，国際教育，国際交流，国際教育に関する研究という 3 つの大きな業務を行う位置づけとなり，また，上記の重点政策を実施する重要な役割を担う機関となった。

(1) 国際理解教育

国際教養科目は，主に専任教員が担当しているが，一部の科目は複数の専任教員の授業であったり，専任教員をコーディネーターとし，外部講師を招いたオムニバス形式の授業であったり，履修者を 40 名に限定した国際性を身につけるための授業であったり，武蔵野市からの寄附講座も本センターの国際教養科目として開講したりと，バラエティに富んだ授業運営を心掛けている。履修者制限の科目を除き，各科目とも概ね 100 名～300 名の履修者がおり，多くの学生に対し，国際教養を身につけさせるための教育がなされていると評価している。また，国際コース科目は，経済学部，文学部及び法学部が設置するコース等がそもそも履修者数を限定したものであり，各提供科目とも 10 名～20 名の履修者にとどまるが，その分少人数によるきめ細かい教育がなされており，評価できる。

英語教育に関しては，提供科目がそれぞれの学部において必修や選択必修の科目であり，また，1 クラスが 30 名程度の少人数教育を徹底している。使用するテキストについては，授業担当者には推奨テキストを例示することで，本センターの英語教育における方向性を示している。また，経済学部と理工学部の学生に対しては，入学時に Placement Test を実施して習熟度別クラス編成を行い，1 年次の終了時点では Exit Test を実施し，学生の 1 年間の学習到達度を測るとともに，2 年次のクラス編成の参考資料としている。

以上のとおり，本センターの設立趣旨に則り，きめ細かな国際教養教育と英語教育を組織的に行うこと

ができるのも，本センターの特徴と言える。

2010 年度からは，全学共通の成蹊教養カリキュラムが実施される予定である。このカリキュラムでは英語教育を重視しており，全学部とも 8 単位が必修となる。この 8 単位（8 科目）の基礎的な英語教育と選択の上級英語科目は本センターの提供科目として位置づけられており，本センターは一層重要な役割を果たすこととなる。

成蹊教養カリキュラムは全学教育委員会が責任主体となり，分野ごとに科目部会を設置して，現在詳細な詰めの作業を行っている。英語教育に関しても，全学教育委員会の下部組織として置かれた英語部会において検討されているが，英語科目が本センター提供であるにもかかわらず，実際に検討しているのは大学組織である英語部会である。この英語部会には本センターの英語担当所員も参加しているが，本センターの英語教育における基本方針との齟齬が生じてきている。総じて言えば，本センターと関係する大学組織は，大学国際教育センター，大学国際教育委員会，全学教育委員会の英語部会とがあり，それぞれに役割は異なるものの，関連する委員会が複数あることは，意思疎通の面で，あるいは迅速な意思決定の面で問題が生じやすく，したがって，組織面の整備を行う必要があると思われる。このためには本センターの位置づけを再確認し，大学との役割分担を明確にすることが必要であろう。

(2) 国際交流

国際交流については，大学国際交流センター時代の業務を引き継いで行っているが，その後，2002 年度に英国マンチェスター大学とインターンシップを含めた中期協定留学制度を，2003 年度に SAF（Study Abroad Foundation）プログラムとの協定による留学制度を新しく設けたほか，2003 年度にタイのチェンマイ大学，2006 年度に韓国の高麗大学との長期交換留学協定を締結，さらに 2008 年度はカナダのビクトリア大学，中国の同済大学と協定を締結し，重視しているアジアの大学と，手薄だった北米の大学との協定を果たせたことは大きな成果であり，本学の教育目標である留学の奨励にも弾みをつける結果となった。

しかしながら，協定校からの受入留学生は増加傾向にあるものの，派遣留学生は減少傾向にある。派遣留学生の応募が少ないことについては，次の問題点が挙げられる。

① 日本における就職活動は 3 年次の後期から開始されるため，3 年次生の応募者が減少している。
② 受入大学の語学力等の基準が高くなったり厳密になったりしているため，応募者が限られてきている。
③ 経済的に不況が長引いてきており，経費の負担が重い。
④ 国際情勢が不安定であり，安心して生活できる国が限られてきている。特にその傾向は，新型インフルエンザの問題や治安問題もあり，アジア地域に見られる。

就職活動に対する問題点については，長期協定であっても半期の送り出しが可能な大学については，半期の送り出しをすることを認めるなどの対策を講じている。また，経済的な負担については，学園創立 100 周年の記念事業の一環として整備した成蹊学園留学奨学金や，三菱グループからの寄附を原資とする成蹊学園三菱留学生奨学金の新設により，相当程度充実してきた。よって，送り出す側としての環境は整備されてきていると思われる。

今後は，留学することの意義を学生に対し積極的に PR することと，危機管理体制の一層の強化を図ることが重要であると考えている。

(3) 国際教育に関する研究及び調査

日本における新しい英語教育方法としての多読教育プログラム（Extensive Reading）をいち早く導入し，多読専用教室を設置するなど，本センター常勤講師による研究と教育が進められており，2008 年前期に研究成果の中間発表会が本センターで行われた。

今後も本センターとしては，多読教育プログラムを推進するとともに，成蹊教養カリキュラムにおける英語教材のあり方の検討，さらに「成蹊メソッド」として他大学の範となる英語教育体系の構築に向けた検討を進めることとしたい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本センターの活動範囲は大学に限らず，例えば，成蹊小学校における英語授業のサポートや多読教育プログラムを用いた課外授業の実施，本学とケンブリッジ大学との協力関係を活かした成蹊高等学校における同大学への短期留学の実現，同大学の学生によるペンブルック劇団の招聘による上演会を通じた同大学生と本学学生・成蹊高等学校生徒との国際交流など着実な成果を上げてきており，成蹊学園における国際理解教育や国際交流に大きな役割を果たしているものと思われる。

組織間の意思疎通方法についてはいずれ解決しなければならない問題であると認識しているが，大学に対しては，成蹊教養カリキュラムの 2010 年度の導入が大きな課題であり，本センターとしても，全学部必修となる英語科目の教育体制を拡充するため，常勤講師を増員することを検討しているほか，学園創立 100 周年募金で本センターの運営資金として割り振られる資金を使った新しい事業の企画を策定するなど，対策に乗り出している。例えば，学内で新入生全員に TOEIC を受験させ，その結果をクラス分けに利用するほか，さらに 1 年後あるいは 2 年後に再度受験させ,英語力の向上度を測ることなども 1 つの案として検討しており，英語重視の方針にかなった教育体系を構築することが，本センターの喫緊の課題でもある。

成蹊教養カリキュラムを通じて，どれだけの英語力をつけさせて学生を社会に送り出せるか，研究が進められている多読教育（Extensive Reading）を活かした成蹊メソッドと呼ばれ得る英語教育方法の開発をどこまで進めることができるか，国際交流を活発化するためにどのような手段を講じる必要があるかなど，本センターが解決すべき課題は多いが，その成否の鍵は，専任教員，常勤講師，非常勤講師，本センター所員それぞれが立場を超えて協力しあい，目的実現のために努力，邁進できるかにかかっていると言っても過言ではなく，その点においては正しく本センターのリーダーシップにかかっていると言えよう。

2．8　学園情報センター

【現状の説明】

本学の情報教育のあり方については，21 世紀における成蹊学園の新たな創造に向け，成蹊学園を構成する各学校がその教育の基礎に据えるべき共通の理念について検討した「成蹊学園 21 世紀構想検討委員会」において，「個性をもった自立的な人間」を創造するために，情報教育，英語教育，歴史教育に力点を置いた教育を行うとの教育基本方針が示された。あわせて，①21 世紀の学校には，まず，情報化に対応して，情報機器を用いる能力と情報を選択し活用する能力との開発を目的とした情報教育の高度化が求められており，②情報教育を推進するためには情報システムを一元的に管理する組織が不可欠であるとしている。そのため，学園情報センター（当時）をさらに強化して，情報処理と情報教育とを 2 本の柱とし，小学校から大学までをカバーする組織へと発展させて行くことが必要である，と述べられている。

当時の情報教育支援組織は，大学の教育研究を支援する成蹊大学情報処理センター（1981 年設立）と視聴覚教育を支援する学務部学務課視聴覚事務室に分かれていたが，1999 年 10 月に事務組織が統合され，視聴覚事務室は情報処理センターに所属することになり，名称もマルチメディアルームと改称された。その後，小学校から大学までのネットワークと，教務・経理・管財・人事等の事務処理システムの維持管理を行う事務部署として学園情報センターが設置され，上記答申を実現するための情報処理センターと学園情報センターの事務室統合を経て，2002 年 10 月に情報処理センターと学園情報センターが組織統合され，小学校，中学・高等学校，大学及び事務を包括し，学園全体に係る教育研究用情報システムと事務処理用情報システムの規格統一・運用管理など全般を受け持つ新たな学園情報センターとして生まれ変わった。

学園情報センターは事務組織であり，上記の業務を行うため，情報システム課が置かれている。2008 年 5 月現在，センター長（2005 年度までは事務職であったが，2006 年度以降は大学教員が兼務），専任事務職員 8 名，契約職員 5 名の計 14 名及び派遣職員 11 名（常勤者以外も含む），業務委託会社社員 2 名（ネットワーク，サーバ管理等の専門スタッフ）で構成されている。

大学においては，情報技術（視聴覚関連技術を含む）を利用して行う教育に関する基本方針及び情報関連施設・設備等の管理運営など重要事項を審議するための委員会として，「成蹊大学情報教育委員会」が置かれている。学長任命の委員長，各学部選出の委員 8 名，学園情報センター長，授業課長の計 11 名で構成され，本センター情報システム課が事務所管である。また，この委員会には下部組織として「情報技術を利用した語学教育専門委員会」があり，CALL システムや MOLL システムを用いた語学教育等について検討している。

以上のとおり，大学情報処理センターと学園情報センターが統合されたことで，本学に情報関連の教育研究を支援する附属機関が存在しないこととなったが，本学の情報教育研究支援は，本センターが実質的に担っている。

(1) インフラ整備

大学情報教育システムのネットワークは，学園基幹ネットワークとあらゆる意味で密接に関連しており，「情報機器の整備・充実，情報機器や情報ネットワークを駆使した教育システムの開発」に積極的に取り組むことが学園の方針である。

① ネットワーク環境

現在，基幹ネットワークではスター型トポロジを採用しており，7 号館の基幹コアスイッチから各建屋スイッチに 1Gbps のケーブルで接続され，そこから各フロアへ 1Gbps 或いは 100Mbps のケーブルで接

続されている。

2002 年度以降，学外基幹ネットワークの容量増強は逐次行われ，2003 年 11 月に，国立情報学研究所が運営する学術情報ネットワーク（SINET）は，ノードとなる電気通信大学との間に 100Mbps の専用線を敷設した。また，学内においては，2002 年 9 月から順次各建屋間を 1Gbps に改修し，2007 年度は大学 3・5・8・9 号館の各教室についても 100Mbps に改修し，一般利用時のアクセススピードの改善を行った。

しかしながら，近年商用サイトへの接続が増加の一途をたどり，SINET がボトルネックとなっていたため，2002 年 9 月に商用 ISP である USE ブロードネットワークスと 100Mbps の契約を行い，一般教室からのアクセススピードの改善を図った。

なお，近年，インターネット上での動画配信サービスが増え，学生は大学のパソコンを使い，動画を閲覧することが多くなってきている。動画閲覧はネットワークの帯域を大きく占有する要因となることから，授業への影響が懸念される。そのため，学外の主な動画配信サイトにアクセスできない，あるいはアクセスできるものの一定の帯域までに止める，という制限をかけられるような仕組みを導入することも，今後考える必要がある。

② 無線 LAN

2006 年 9 月に開館した情報図書館は，全館無線 LAN のアクセスポイントを設置した。2007 年には，旧大学図書館別館が大学 2 号館（演習棟）としてリニューアルされたのにあわせて全館無線 LAN のアクセスポイントを設置した。また，大学 3・8・9 号館においても各建屋の 1 階フロアを中心に，無線 LAN のアクセスポイントを設置した。

表 2.5　無線 LAN の利用状況（アクセスポイント使用者数）

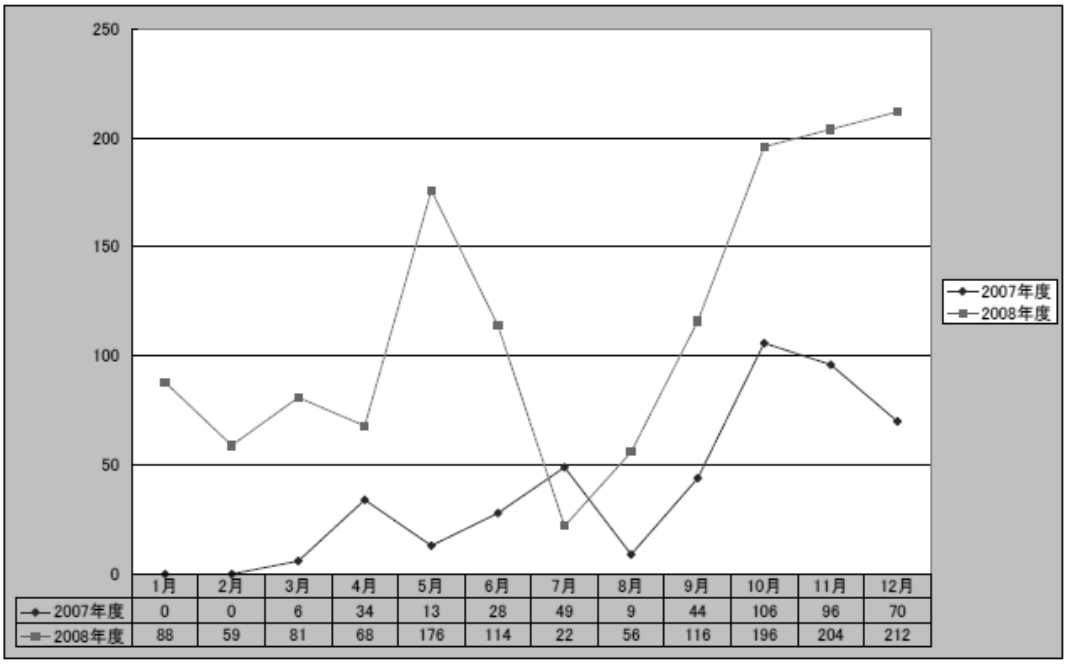

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2007年度	0	0	6	34	13	28	49	9	44	106	96	70
2008年度	88	59	81	68	176	114	22	56	116	196	204	212

③ ダイヤルアップ接続

ダイヤルアップ接続サービスは，常時接続が普及する以前は，授業準備や研究のため教員が自宅から大学のネットワークに接続するための試験的サービスとして導入し，INS デジタル回線 2 回線 4 接続のダイヤルアップ接続サービスが提供されていた。また，学生・教職員のメール利用等のため，KDDI 大手

町のデータセンターに学外アクセスポイント INS1500 デジタル回線 2 回線 22 接続を設置していた。

しかしながら，年々利用者は減り続き，2005 年 3 月に KDDI 大手町の学外アクセスポイントを廃止し，2007 年度に 2 名を残すのみとなった大学のネットワーク接続サービスは，セキュリティ上の脆弱性もあることから 2008 年 6 月をもってサービスを廃止した。

④ IC カードの利用と認証システム

本センターでは，2002 年 4 月に教職員及び大学・大学院生を対象に，IC カードを利用した認証システムを導入し，大学図書館の入館と図書の貸出し及び証明書自動発行システムの利用を開始した。2003 年には情報教育システムのリプレイスに際して，情報教育用施設のパソコンに IC カードリーダを設置し，Windows へのログオンに IC カード（学生証）を利用する認証システムを稼動させた。2004 年，法科大学院の開学にあわせて竣工した西 1 号館の入館及び教室，研究室への入室時の認証に IC カードが全面的に利用されるに至り，2007 年には旧大学図書館を改修して設けられた大学 1 号館大学院共同研究室への入室に利用されるなど，施設面での入室管理に利用が普及している。

また，2005 年の 14 号館教育システムでは，携帯型 IC カードリーダを試験的に 5 台導入した。導入当初は授業での出欠確認時に利用することを想定していたが，台数に限りがあるため積極的には広報をしなかったこともあり，一部の教員が試用したにとどまっている。その一方で，多数の学生の参加を見込んだ研修会において参加者を把握するため，事務部署による利用が増えてきた。

なお，2006 年 9 月の情報図書館の開館以降，卒業生及び近隣住民への図書館開放に伴い，IC カード利用者の範囲が拡大した。

⑤ 学生利用パソコン

学生利用パソコンは用途で大別すると，授業で利用されるパソコンと自由利用パソコンとに分けられる。大学教育における学生のパソコン利用は，パソコン教室での授業利用だけにとどまらず，レポートや課題作成に使われる時間が増加しており，そのための自由利用パソコンは台数を少しでも多く確保することが望ましい。また，学生が社会に出た後も大学で身につけた操作能力を生かせるよう，極力汎用的な環境とすることも求められる。

授業のため教室に必要な台数については，カリキュラム編成や教室規模の物理的制約から決まることとなるが，パソコン教室の授業利用がリテラシ教育やプログラミングといったコンピュータ教育から情報の収集，加工，発表と情報そのものを対象とした授業に変わってきたことに伴い，教室規模もより小さいものが求められている。

本学の各施設におけるパソコン台数の変遷は下表のとおりであるが，2006 年 9 月に開館した情報図書館に設置した自由利用のパソコン（138 台）は，学生たちのレポートや課題作成に活用されている。

表 2.6　各施設の学生利用パソコン台数とその変遷

場所	部屋名称	1998 年	2000 年	2003 年	2006 年(現在)
3 号館 2 階	視聴覚学習室	20 台	20 台	20 台	20 台
	デジタルガレージ				12 台
7 号館 1 階	101 実習室	45 台			
	スタディホール		48 台	48 台	70 台
	多目的パソコン室	12 台	14 台	14 台	10 台
	デジタルガレージ		12 台	12 台	※3 号館に移設
7 号館 2 階	201 パソコン教室	120 台	120 台	120 台	120 台
7 号館 3 階	301 パソコン教室		48 台	48 台	48 台
	302 パソコン教室		26 台	26 台	26 台
	303 パソコン教室		26 台	26 台	26 台
8 号館 1 階	パソコン教室	70 台	70 台	70 台	84 台
14 号館 1 階	パソコン教室			120 台	120 台
情報図書館					138 台
合　　計		267 台	384 台	504 台	674 台

表 2.7　情報図書館フロア別使用ユーザ数（2008.4～2008.10）

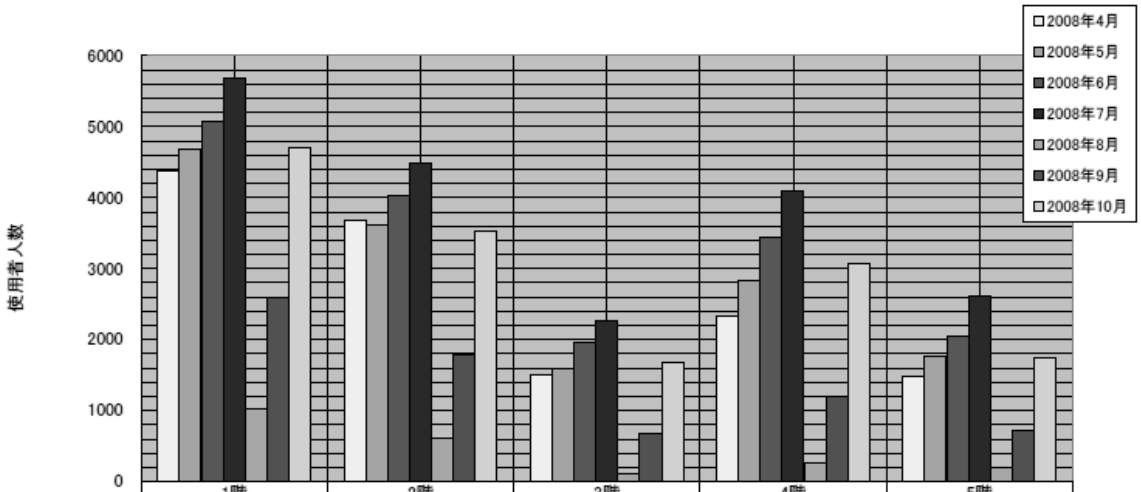

	1階	2階	3階	4階	5階
2008年4月	4368	3681	1498	2332	1485
2008年5月	4681	3611	1592	2833	1769
2008年6月	5070	4019	1969	3447	2055
2008年7月	5689	4496	2264	4085	2614
2008年8月	1014	606	111	258	187
2008年9月	2598	1796	677	1207	718
2008年10月	4707	3535	1688	3063	1746

⑥　印刷環境

学生の印刷環境の提供については，以前から大きな問題点として取り上げられている。2002 年度の自己点検・評価の中でも，「印刷サービスの無料化による用紙代・トナー代の負担増が問題となり，パソコン室内とは別に印刷専用コーナーを設けるとともに，資源保護を目的として学習に必要なもののみの印刷をするよう指導を行い，利用者にコスト意識を高めるため印刷用紙を自費による持ち込みとした。その後，学生から印刷用紙の持ち込み方式について不満が出たため，2002 年からオンデマンドプリンタを導入し，年間 1 人当たり 200 枚の印刷枚数上限を設け，それ以内であれば用紙の持ち込みなしに印刷で

きるよう対応した」との記載がある。

現行システムは，教員が授業のために使う授業用プリンタと，学生が自由利用時に使うオンデマンドプリンタを用意している。用紙持込印刷用インクジェットプリンタは紙詰まり等のトラブルが頻発することや，サークル活動用のチラシを大量にカラー印刷するなどしたため維持コストがかさみ，2007 年度末をもって運用を停止したが，それに代えて，オンデマンドカラープリンタの印刷枚数を有料で追加するサービスを提供した。

なお, 2003 年度の印刷枚数は, モノクロ 539,237 枚, カラー14,328 枚で, 合計 553,565 枚であったが, 2006 年度はモノクロ 786,124 枚，カラー52,349 枚のほか，情報図書館がモノクロ 139,516 枚で，合計 978,989 枚，2007 年度はモノクロ 652,788 枚，カラー55,108 枚のほか，情報図書館がモノクロ 391,938 枚で，合計 1,099,834 枚と，増加の一途をたどっている。

(2) 教育支援

情報教育に関する教育課程，授業内容に関しては，各学部及び大学情報教育委員会により策定され，運用されている。ここでは，教育のための環境を整えるという側面から，教育支援関連システムの状況及び支援業務体制について記すこととする。

① 授業支援システム「IT's class.」

元々は複数の授業支援システムを使っていた経済学部からの要望を実現する形で，統一的な授業支援システムとして「IT's class.」を 6 カ月の試用期間を経て 2003 年に導入した。その後，本センターによる利用拡大促進活動もあり，授業支援システムの利用教員は年々増加している。

表 2.8　2007 年度 IT's class.利用統計

※授業担当者が1回以上編集した授業ごとに収集したアクセスログを集計した値です(2008年2月21日現在)

2008.3.4
学園情報センター

	学部・研究科	経済学部	理工学部	工学部	文学部	法学部	経済学研究科	経営学研究科	経済経営研究科	工学研究科	文学研究科	法学政治学研究科	法務研究科	総合計
	利用教員数	35	21	3	19	27	2		2	2		1	2	**114**
	授業数	177	40	3	50	84	2		2	5		1	4	**368**
学生による閲覧回数	**講義概要**	137,853	31,544	38	39,029	68,237	530		169	838		16	546	**278,800**
	お知らせ	21,544	11,697	13	5,517	12,477	252		15	326		0	22	**51,863**
	講義内容	30,452	6,525	10	11,600	25,974	212		16	219		0	41	**75,049**
	教材	45,172	15,175	9	16,070	23,093	356		16	583		1	118	**100,593**
	ディスカッション	52,635	2,073	4	3,289	11,581	149		35	34		0	21	**69,821**
	レポート	76,882	14,465	5	27,367	30,879	291		265	19		0	25	**150,198**
	関連リンク	5,218	1,363	3	2,423	3,089	2		16	8		0	13	**12,135**
	テスト	12,044	6,644	4	2,620	19,664	2		14	11		0	385	**41,388**
	アンケート	7,127	2,371	2	1,490	2,706	1		13	26		0	12	**13,748**
	出席管理	9,125	5,813	2	5,304	5,109	40		17	81		0	15	**25,506**
	受講・編集者一覧	188	53	0	17	3,439	2		2	9		0	1	**3,711**
	更新履歴	3,615	2,574	9	1,787	254	74		13	158		0	20	**8,504**
	閲覧回数合計	401,855	100,297	99	116,513	206,502	1,911		591	2,312		17	1,219	**831,316**
	授業別平均	2,270	2,507	33	2,330	2,458	956		296	462		17	305	**2,259**
教員による編集回数	**デザイン**	138	96	1	23	105	9		1	24		1	0	**398**
	講義概要	59	31	1	5	29	2		4	6		0	3	**140**
	お知らせ	388	433	1	79	242	18		1	72		0	0	**1,234**
	講義内容	397	129	0	287	244	15		0	7		0	0	**1,079**
	教材	1,046	519	1	314	668	17		3	163		8	27	**2,766**
	レポート	501	121	0	325	138	1		15	0		0	0	**1,101**
	関連リンク	10	9	0	11	30	0		0	0		0	0	**60**
	テスト	20	28	0	0	44	0		0	0		0	16	**108**
	アンケート	100	14	0	3	4	0		0	3		0	0	**124**
	出席管理	1,012	2,645	5	1,538	1,805	35		2	45		0	0	**7,087**
	受講・編集者一覧	126	50	0	31	25	0		2	6		0	0	**240**
	編集回数合計	3,797	4,075	9	2,616	3,334	97		28	326		9	46	**14,337**
	授業別平均	21	102	3	52	40	49		14	65		9	12	**39**

② e-Learning システム「Web Class」

2004 年に e-Learning システム「Net Tuter」を導入し，運用を開始した。その後，2006 年後期より「Web Class」に入れ替え，現在は学生が情報倫理などを自習できるようにしている。また，その機能を利用し，利用資格取得講習やホームページ開設講習も Web 上で行っている。

③ クライアントアプリケーションの学外利用

これまでは，大学内に設置したパソコンを学生が利用して，レポートや課題作成等を行うことを前提に考えられていた。そのため本センターでは，授業利用時以外の教室開放や自由利用できる施設としてスタディホールの設置や情報図書館へのパソコン設置などを推進し，利便性を高める対策を講じてきたが，近年は学生のパソコン保有率が高まり，また，各家庭においてもネットワークの常時接続が普及してきているため，授業支援システムの導入によりコンピュータを使った学習の場が，大学内から各学生の自宅等へと広がっている。そのため，レポートや課題作成のために必要となるアプリケーションソフトを学外から利用させるための仕組みが必要となっている。

この解決策として，例えばパソコン教室を閉室している夜間，学生の自宅等からの遠隔接続により，個人で購入するには困難な授業用ソフトウェアを使用できるようにすることで，大学施設の枠を超えた教育環境の改善と学習環境の提供を図ることができる。

④ 電子メール

本学が電子メールシステムを導入し，学生全員にメールアドレスを付与したのは 1997 年からである。その後，Grace Mail，Outlook® Web Access（OWA）といくつかのシステムを利用しているが，これは学園の方針に基づき，情報を適切に使いこなす能力を身につけさせるための施策であり，社会的要請と教育上の必要性から全学生に電子メールを利用できる環境を提供している。

現行システムは，2003 年度のシステム更新時に採用した「OWA」が 1 万名を超えるユーザに対応できないという Microsoft Exchange の仕様上の制限を克服することと，学習型迷惑メールフィルタ機能を搭載していること，他大学における導入実績が多いことから Active!mail を採用している。

⑤ 情報発信（ホームページ作成）

学生の情報発信については，学園の方針でも小学生の段階から身につけるべき能力として位置づけられており，大学のシステムにおいても学生が容易に情報発信できることが求められている。授業の中でも html ファイルの作成や Web サーバへのアップロードが取り扱われており，個々の学生が Web ページを公開できる仕組みを提供している。

⑥ CALL システム

CALL（Computer Assisted Language Learning）システムは，大学情報処理センターと学務部視聴覚事務室が組織統合する以前に，ビデオ・オン・デマンドシステムとして 1 教室導入された。その後，2002 年夏に 3 号館 301 教室設備をリプレイスし，2003 年に 3 号館 405 教室を改修して CALL 教室を 2 室とした。あわせて 3 号館 203 教室にパソコンを設置し，CALL システムの簡易機能を登載した MOLL（Magnetic-Optical Language Laboratory）を導入した。

表 2.9　教室別 CALL システム

教室名	学生用 PC	教員用 PC	CALL システム	備　考
3-301	48	1	PC@LL Ver2（内田洋行）	
3-405	48	1	PC@LL Ver3（内田洋行）	
3-203	32	1	Com School（内田洋行）	会話機能がない

(3) マルチメディア対応

情報教育とあわせて「授業・講義においてマルチメディアを活用した教育展開を推進」することは学園の方針である。また，そのための施設整備と現場教員の技術向上を要請している。

① 一般教室の視聴覚設備対応

従来，視聴覚教室は多種多様な視聴覚設備を備えた専用教室が中心で，その他付随的に一般教室に大型テレビを設置するのが一般的であった。近年はビデオ録画を教室で視聴させるような授業から，PowerPoint 等のプレゼンテーションソフトを利用した,より視覚的な授業形態がとられるようになった。これらのソフトウェアによる教材の利用及び作成が自ら行われるようになったことと，Excel 等の表計算ソフトや統計解析ソフトを利用した授業が増加したことにより，従来からある大型テレビではこれらの教材の映像出力に対応できなくなってきたため，より詳細に表示できる大型スクリーンを求められるようになった。

それらのニーズに応えるため，一般教室に設置してある大型テレビを撤去し，80 インチから 100 インチクラスのスクリーンを備え，ビデオプロジェクタを常設した教室の設置を，次のように年次計画で進めている。

＜改修年度と改修内容＞

2004 年

- 8 号館 101 教室改修，液晶プロジェクタ天吊りによる 100 インチ 2 画面対応。

2005 年

- 収容人員が 100 名を超える 16 教室（8 号館 201，203，303，304，401，402，403，501，502，503，601，602，603，9 号館 201，302，303）改修。
- 液晶プロジェクタ及び 100 インチスクリーン設置。
- 8 号館 201 室に 120 インチワイド画面対応のプロジェクタを導入。

2006 年

- 9 号館の 80 名から 90 名規模の 5 教室（9 号館 301，401，402，403，501，502）を改修。
- 9 号館全室のワイヤレスマイクシステムを無線式から赤外線式に交換。

2007 年

- 8 号館の 60 名から 80 名規模の 8 教室を改修。
- 8 号館 301，302，404，405，504，505，604，605 教室に 100 インチ手動スクリーン，液晶プロジェクタを天井取り付けとした。DVD-VHS デッキを導入。
- 8 号館全室のワイヤレスマイクシステムを無線式から赤外線式に交換。

2008 年

- 5 号館 101 教室改修。1999 年に設置したシステム連動型の電動ブラインドや天井収納型プラズマディスプレイを撤去し，120 インチ電動スクリーン及び液晶プロジェクタ 2 面を設置。室内照明回路や DVD デッキ等の制御をシステムリモコンと非連動とする。

・ 9 号館 203，204，304，305，404，405，503，504 教室に 100 インチ手動スクリーン，液晶プロジェクタを天井取り付けとした。DVD-VHS デッキを導入。

本センターでは，2004 年度から本格的に一般教室のマルチメディア化に取り組んできた。その際，教室設備の基準として，利用者（教員）にとって操作が直感的に分かりやすいものであること，1 教室 100 万円相当で設備改修できることを条件とした。利用者にとって操作が分かり易いこととは，それが自動化されていることと同義では決してない。従来は教室のシステムリモコンを立ち上げ，プロジェクタを選択すると，スクリーンが降り，暗幕が自動的に外光を遮光し，室内照明はダウンライトに切り替わった。しかしながら，1 つ操作を間違えると，これらの自動化された作業が一巡するまで次の操作が行えないといった支障があった。

今回の改修に際しては，これらの自動化処理をすべて廃止し，天吊りとなっているプロジェクタの電源制御以外はすべての機器の電源を自分で ON/OFF することとした。これは，自宅において録画・編集された教材を持参し，使用する例が増えており，教室設備を自宅の環境に合わせることで，マニュアルが無くても直感的に操作できることを目指したものである。

このことで多くの制御機器が不要となり，1 教室あたりの設備改修単価を 100 万円相当までに引き下げることが可能となった。

② 学内 CATV 網と海外衛星放送

本学では，大学校舎の再開発に際して，すべての教室に CATV の放送網を設備した。その当時は，大学 3 号館マルチメディアルームを学内放送局との位置づけとし，視聴覚資料をマルチメディアルームに設置したビデオデッキから学内 CATV 網を介して必要とする教室に配信し，教室に設置した TV モニタに映し出すシステムであった。その後，各教室にビデオデッキ等を整備するようになったのにあわせて，視聴覚教材がテレビ放映された画像等の再利用から PowerPoint 等のコンピュータソフトを利用して自作されたプレゼンテーション資料にニーズが変化してきた。これに伴い，学内 CATV 網は学生への情報伝達手段として，教室棟の各フロアに設置されたインフォメーション TV への情報送信と，海外衛星放送用に用いられるのが主要目的となった。

表 2.10　学内 CATV のチャンネルとテレビ放送

チャンネル	放送局	チャンネル	放送局
1ch	NHK 総合	21ch	Voice of America（アメリカ英語放送）
3ch	NHK 教育	23ch	中央電視台（北京・中国語放送）
4ch	日本テレビ	25ch	学内インフォメーション
5ch	NHK BS1	27ch	KBS 衛星第 1TV（韓国語放送）
6ch	TBS テレビ	29ch	RAITALIA（イタリア語放送）
8ch	フジテレビ	31ch	（実験放送中）
9ch	NHK BS2	33ch	DW－TV（ドイツ語）
10ch	テレビ朝日	35ch	TV5（フランス語）
11ch	CNN インターナショナル	38ch	テレビ埼玉
12ch	テレビ東京	40ch	TVE（スペイン語）
14ch	MXTV	42ch	テレビ神奈川
16ch	放送大学	46ch	千葉テレビ

③　教材作成支援

本センターでは，2006 年に 3 号館 2 階マルチメディアルーム内を改装し，各種メディアに対応できる編集機器を設置し，授業用教材作成・編集作業の支援業務を開始した。そのサポート担当として，2006 年と 2007 年に各 1 名の専従者を配置し，教材編集の支援業務にあたっている。

マルチメディア教材作成支援業務を始めるきっかけは，各教室に視聴覚設備の設置が進むなか，それぞれの教室に設置された機器の統一が図られないまま設置が進んだことで，従前使われていたレーザーディスク装置・カセットテープレコーダ・スライド映写機・OHP 等の設備が混在する状況を招き，結果としてマルチメディア担当の職員がそれらの機器を抱えて走り回る日々が続いた。これを解消するために，教室で使用できる視聴覚メディアの種類を限定することとし，マルチメディアルーム担当者の業務軽減を図った。合わせて，教室に設置する視聴覚機器の種類を限定することで 1 教室にかける設備コストが軽減でき，視聴覚設備の設置教室数を増やすことができた。一方，授業担当者にとっては，どの教室で授業を行っても同じ仕様の視聴覚機器を使用できる環境を提供されるものの，限定された視聴覚メディアへの対応を強いられることになり，このためメディアの変換や編集作業を行うサービスを提供する必要が生じた。現在は，教材作成支援業務に対する潜在的ニーズが高かったこともあり，利用者も急増している。

可能な作業例

- デジタルビデオカメラの動画をパソコンで編集し，DVD やパソコン再生用ファイルに出力する。
- 音声をパソコンで編集し，CD を作成する。
- 写真やスライドパソコンに取り込み，デジタルデータ化する。
- デジタルカメラで撮影した写真を加工する。
- Web 用の画像を作成する。
- 各種メディアを変換する。

(4) 教育サポート

情報化教育の基本的な考え方の 1 つに，本センターの教育機能の活用を謳っている。授業・講義においてマルチメディアを活用した教育展開を推進するためとして「現場教員の技術向上」を求めており，また，社会人を対象とする「各種の講習などのサポート」は，果たし得る教育的役割である。

①　教職員への情報技術講習

本センターでは，大学授業担当者を対象として，授業支援システム「IT's class.」，e-Learning システム「Web class」，語学教育のための CALL システムの利用者講習を導入当初より開催してきており，利用者数の拡大を図ってきた。その成果もあり，着実に利用者は増加している。また，2004 年度から教職員を対象としたパソコン講習を開催しているが，特に 2005 年度から始めた業務系システムの再構築に伴い，今までのシステムが本学の業務手順に従い作られたものから，市販のパッケージソフトを利用することとなり，利用者各自がデータ加工を行うことが求められることとなった。そのための情報技術の習得を目的として，事務職員を中心にデータベースソフト Access や表計算ソフト Excel の講習会を開催した。

また，マルチメディアを活用した教育を展開していくことは，教職員を対象としたマルチメディア教材作成講習会等の開催を必要とされる。2005 年度に実施した作成講習会は，参加者数こそ少ないものの，ニーズの高さを確認することができたことから，2006 年度に授業用教材作成支援を目的とした「マルチメディア教材編集室」の開設に至っている。

表 2.11　講習会の開催状況

2004 年度 〔教職員対象のパソコン講習会〕 開催日，参加者数 ・Word ステップアップコース：　11 月 11 日(木) 19 名，25 日(木) 23 名，12 月 2 日(木) 23 名 ・Excel ステップアップコース：11 月 12 日(金) 24 名，26 日(金) 24 名，12 月 3 日(金) 24 名 開催時間　14：50～16：20　（※各コース，全開催日共通）
2005 年度 〔教職員対象のパソコン講習会〕（講習内容：Access 基本操作とデータベース） 開催日，参加者数 ・月曜コース　11 月 14 日，21 日，28 日　　24 名 ・金曜コース　11 月 11 日，25 日，12 月 2 日　23 名 開催時間：9：10～10：30　（※各コース，全開催日共通） 〔教職員対象のマルチメディア教材作成講習会〕 ・マルチメディア編集コース：　12 月 16 日(金)　18:10～19:30　参加者 5 名 ・PowerPoint への応用コース：　12 月 20 日(火)　18:10～19:30　参加者 4 名
2006 年度 〔事務職員対象エクセル講習会〕 開催日：2006 年 11 月 13 日(月)～12 月 20 日(水)　週 2 回(月，水)　計 12 回開催 開催時間：9 時 10 分～10 時 30 分　　出席者：94 名（延べ人数）

② 社会人教育（武蔵野市初心者 IT 講習会）

武蔵野市教育委員会の委託を受けて，武蔵野市民を対象とする初心者 IT 講習会を開催している。この事業は本センターが発足する以前から本学の社会貢献の 1 つとして実施されてきた経緯がある。例年多くの申し込みがあり，社会的ニーズの高さが伺えることから，今後も継続して武蔵野市に協力していくこととしたい。

表 2.12　武蔵野市初心者 IT 講習会実施状況

2002 年度 〔エクセル講習〕 日時・受講者数：10 月 3 日(木) 111 名，7 日(月) 102 名，10 日(木) 100 名，17 日(木) 99 名， 21 日(月) 97 名，24 日(木) 91 名，28 日(月) 91 名，31 日(木) 94 名 8 時 20 分～19 時 50 分
2003 年度 日時・受講者数：10 月 9 日(木) 113 名，16 日(木) 109 名，23 日(木) 108 名，30 日(木) 103 名， 11 月 6 日(木) 98 名，13 日(木) 98 名　　18 時 50 分～20 時 50 分 日時・受講者数：2004 年 1 月 31 日(土) 115 名，2 月 7 日(土) 114 名，21 日(土) 101 名， 28 日(土) 102 名，3 月 6 日(土) 99 名，13 日(土) 95 名　　14 時～16 時
2004 年度 〔ビギナーズコース〕 日時・受講者数：9 月 11 日 111 名，18 日 107 名，25 日 108 名，10 月 2 日 100 名，16 日 98 名， 23 日 85 名　　10 時～12 時 〔ステップアップコース〕 日時・受講者数：9 月 11 日 111 名，18 日 106 名，25 日 102 名，10 月 2 日 104 名，16 日 99 名， 23 日 91　名　　15 時～17 時
2005 年度　（講習内容：初心者向けの文書作成，集計表作成，インターネット操作） 〔午前コース〕〔午後コース〕 日　程：9 月 17 日(土)，24 日(土)，10 月 1 日(土)，8 日(土)，15 日(土)，22 日(土) 時　間：午前コース 10 時～12 時　午後コース 15 時～17 時 受講者：午前コース 116 名，午後コース 73 名
2006 年度（講習内容：初心者向けの文書作成，集計表作成，インターネット操作） 〔秋のコース〕 日　時：10 月 29 日(日)，11 月 5 日(日)，12 日(日)　　10 時～12 時，13 時 30 分～15 時 受講者：120 名

〔冬のコース〕 日　時： 2007 年 1 月 14 日(日)，28 日(日)，2 月 4 日(日)，18 日(日)　　13 時～16 時 受講者： 120 名
2007 年度（講習内容：初心者向けの文書作成，集計表作成，インターネット操作） 〔初秋の土曜日コース〕 日　時： 9 月 29 日(土)，10 月 6 日(土)，13 日(土)　　13 時～17 時 受講者： 71 名 〔晩秋の日曜日コース〕 日　時： 11 月 11 日(日)，18 日(日)，12 月 2 日(日)　　13 時 ～17 時 受講者： 80 名
2008 年度 〔パソコン超初心者コース〕 日　時： 9 月 27 日(土)，10 月 4 日(土)，11 日(土)，18 日(土)　　9 時 30 分～12 時 30 分 受講者： 31 名 講習内容： マウス操作から簡単な文書作成まで 〔インターネット活用コース〕 日　時： 10 月 19 日(日)，26 日(日)　　9 時 30 分～12 時 30 分 受講者： 48 名 講習内容： インターネット使いこなし術 〔Excel 実践コース〕 日　時： 11 月 2 日(日)，9 日(日)　　9 時 30 分～12 時 30 分 受講者： 77 名 講習内容： 表計算ソフト使いこなし術

【点検・評価，将来の改善・改革に向けた方策】

① ネットワーク環境

「現状の説明」で述べたとおり，ネットワーク環境は 2002 年度以降整備が進められており，学園の中期的方針として基幹ネットワークの大容量化が示されてはいるが，学内基幹ネットワークについては帯域利用の現状を考えれば，早急に大容量化を図る必要はない。ただし，ユーザから学外アクセスに関して遅延に対する不満が寄せられていることから，改善の方策を検討することは必要である。

なお，学外からの Web アクセスは必要不可欠なものとなっていくことは明らかであり，特にセキュリティの確保は重要課題となっている。

② 無線 LAN

総務省の謳うユビキタスネットワーク（どこにいても，いつでもネットワークにつながり，様々な情報サービスが受けられる）の整った大学環境は求められているところであり，本学においても整備を進めているところである。無線 LAN はいつでもどこでもネットワークにアクセスできるため，利便性が高いが，問題点としては，アクセスポイント設備は常時待ち受け状態であり，電気エネルギーとして無駄が多い。無線 LAN の導入を検討し，キャンパス内でのネットワーク利用をさらに活性化させる必要性については学園の方針として既に示されてはいるが，成蹊学園が取り組む環境 ISO14001 の認証取得に鑑みて，大学生のパソコン持参率の上昇が高まらない現状においてどこまで無線 LAN のアクセスポイントを増設させるべきであるかは，学園の方針の再考が必要かもしれない。

③ IC カードの利用と認証システム

大学図書館の入館と図書の貸出し，証明書自動発行システムの利用開始，Windows へのログオンに IC カード（学生証）を利用する認証システムの稼動など，事務手続きの省力化や管理面の強化が果たされており，評価できる。また，法科大学院のある西 1 号館の入館及び教室，研究室への入室時の認証に IC カードを全面的に利用したことで，建物・施設の 24 時間利用が可能となり，セキュリティ面での効果も

高い。

しかしながら，本センターが所管する学生利用端末については，原則として IC カード認証システムを基本として利用環境の整備を進めてはいるが，CALL 教室や情報図書館のパソコンには設置されておらず，Windows へのログオン方法が統一されていない。

そのため，2009 年度に導入を予定している次期システムでは，すべてのパソコンに IC カードリーダを設置することを計画しており，1) パスワードのほかに物理的なキーを必要とすることにより，セキュリティを高めることができる，2) パソコン利用者イコール ID（学生証）所有者本人であることが担保される，3) 学生証の常時携帯を徹底できる等により，一層の IC カード利用認証の推進を行う予定である。

なお，本学が採用している IC カードの規格は Mifare であるが，本システムを採用した時点以降，JR や私鉄グループが定期券用 IC カードシステムに FeliCa を採用したことを皮切りに，日本国内の IC カード規格のスタンダードが FeliCa になろうとしていると言っても過言ではない。カードリーダをはじめとする Mifare 用周辺機器やアプリケーションソフトは価格的にも高く，数も少ない状況にあるが，この状況が大きく変わらない限り，IC カードの規格変更を考えなければならない時期となっている。

一方で，携帯型 IC カードリーダによる認証システムは，授業時の出席確認だけにとどまらず，取得データを多方面で有効に利用できることから，事務部署による利用も増えてきている。今後は，利用方針を含めた機器の整備計画を検討する必要がある。

④ 学生利用パソコン

学生利用パソコンは，表 2.6 のとおり施設改修や新築にあわせて年々増強してきている。現在は 674 台所有しているが，1 台当たりの学部生数は 11.7 名であり，また，理工学部の上級年次生は同表に含まない所属研究室のパソコンを利用することが多いことを考えると，台数的には相当程度整備が進んでいると評価できる。

しかしその一方，学生利用パソコンにはいくつかの課題がある。その 1 つは，近年パソコン教室を利用する授業が増加しており，学生が自由に利用できる時間帯が少ないことである。また，時間割の都合上パソコン設置台数の多い教室で少人数の授業が行われることがあり，それが利用者の不満につながっている。ちなみに，授業では使用せず，学生がいつでも自由に利用できるパソコンは，視聴覚学習室 20 台，デジタルガレージ 12 台，スタディホール 70 台，多目的パソコン室 10 台，情報図書館 138 台の合計 250 台（1 台当たり 31.7 名）にとどまる。そのため少しでも多くの自由利用パソコンを確保することが求められており，今後は 7 号館や情報図書館以外にも自由利用できるパソコンの設置を検討する必要がある。

また，運用管理面における課題として，本学では 2008 年 11 月に ISO14001 の認証を取得したが，その一環としてコンピュータの省エネルギー対応も大きな課題となっている。

学生の利用記録についても考える必要がある。学園セキュリティポリシーでも追跡可能性（トレーサビリティ）の確保が規定されており，クライアントパソコンのログ採取に対応する必要がある。

情報教育のためとはいえ，IT インフラに要する経費は膨大となる。そのため，費用対効果を図ることが求められており，その 1 つとして授業利用パソコンにインストールするソフトウェアの利用率を定期的に調査し，データ収集・解析を行うことが求められる。

なお，CALL 教室 2 室（96 台），MOLL 教室（32 台）のパソコンは授業専用であり，学生の一般利用は認めていない。

⑤　印刷環境

印刷枚数は増加の一途をたどっており，課金をして学生の印刷コストに対する意識づけをさせるようにはしているが，効果は薄い。特に，授業支援システム「IT's class.」の導入以降は，教員が授業の資料を紙で授業中に配布していた頃に比べ，はるかに膨大な資料を「IT's class.」に電子データとしてアップしており，それを学生がプリントアウトすることによって，結果として印刷枚数が増加するという事態を引き起こしている。

いずれにせよ，学生が無制限に印刷できるようにするわけではないため，印刷できる枚数を管理する仕組みが必要である。特に，授業利用の場合に限り，学生は自分の「持ち枚数」を減らすことなく印刷できるが，省資源化の流れからも，課金だけではなく，学生にコスト意識を持たせる教育や仕組みが必要である。

(2) 教育支援

①　「IT's class.」，e-Learning システム「Web Class」

「IT's class.」，e-Learning システム「Web Class」とも教員の利用は増えており，また，学生は自宅からもアクセスでき，教育支援という観点からも評価できる。

今後は，教育研究に留まらず，事務業務等でも幅広く利用されることが見込まれることから，それらへの対応として，多岐のジャンルにわたり多くの既製コンテンツが利用できるシステムの導入や自作コンテンツの作成サポート等が課題である。

②　電子メール

教育環境においても実社会においても電子メールは必要不可欠のものとなった今，大学としてノンストップのサービスを提供することはコスト面から難しい状況である。Google・Microsoft・Yahoo 等の外部アプリケーションサービスの無償メールが大学のドメイン名で利用できるなど機能が充実してきた昨今，メールシステム自体を大学が維持保有することの意義は薄れてきている。それ以上に携帯メールの利用が社会生活の中で地位を占めている状況を鑑みると，一般の電子メールアドレスを持つことのアイデンティティすら薄れているとも言える。

その一方で，卒業生への情報提供という目的から，教育課程を修了した者についても引き続きメールアドレスを利用できるようにすることが望まれているが，膨大な量のメールアドレス管理と，メール容量の資源割当てが発生するため，実現は容易ではない。

③　CALL システム

CALL 教室の整備とあわせて，同システムの有益性を生かすものとして，本学独自の WBT（Web-Based Training）システム「もも吉」の開発を行い，文学部を中心に授業利用が行われているほか，全学生を対象に TOEFL,TOEIC の自主学習教材を提供するなど幅広く活用されており，評価できる。また，2005 年には，音声付中国語音声教育 DB システム（科学研究費補助金研究成果公開促進費，私立大学情報教育協会情報教育研究会奨励賞受賞）及び本学オリジナルマルチメディアコンテンツを使用する中国語音声教育（CALL 機能利用）を開始し，その開発実績を基盤に，2006 年度現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代 GP：文部科学省）に応募，採択され，全国で唯一の中国語単独科目による教育モデルとして，本格的な e-Learning システムの開発に着手した。これらの成果は，早くも試用段階で 2 度にわたる学会賞（2007 年度日本 e-Learning 学会審査員特別賞・2008 年同学会最優秀論文賞）を受賞するなど，社会的

に高い評価を得るものとなった。

しかしながら，現在のシステムは導入後 6 年が経過し，パソコンの OS は Windows2000 である。CALL 教室を使用する語学の授業は増加しており，ここ数年は学部間での調整が必要な状況で，利用希望に対応しきれていない。OS のサポートが打ち切られることと，教材対応が狭まることを考慮すると，システムの継続使用は限界に近づいていると言ってよい。そのため，「情報技術を利用した語学教育専門委員会」（情報教育委員会下部組織）が主体となり，CALL 教室の現状と課題，次期システムへの要望などについて，CALL 教室を使用している教員のみならず，非常勤講師を含む語学担当教員すべてからアンケートをとり，情報収集を進めた。

2007 年 10 月に実施されたアンケート結果（専任，非常勤の語学講師 185 名）は，表 2.13 のとおりである。

表 2.13

ＣＡＬＬ教室利用に関するアンケート結果

（2007年10月実施）

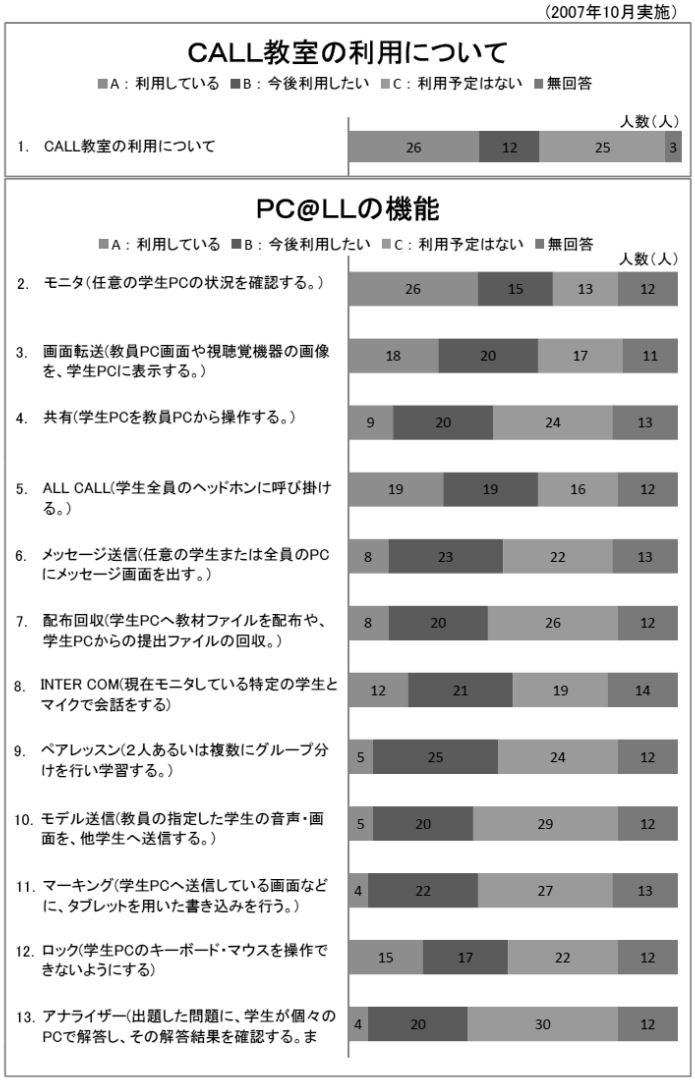

(3) マルチメディア対応

① 一般教室の視聴覚設備対応

DVD 等のメディア機器は 2000 年頃から順次導入を進めたが，初期のころに導入した機器は DVD-RAM や DVD-RW に対応していない等の支障が出ている。その後導入した機器についてはデジタル放送を自宅で録画してくるケースが増え，著作権保護された CPRM 対応が条件となった。現在この仕様に対応している教室機器が少ないため，授業用のポータブルの貸出用機器を導入せざるを得ない状況となっている。

今後，ブルーレイディスク等による高精細画像の録画資料を教材として希望することが想定されるため，教室設備の整備と録画媒体としてのメディアの変化は，資金的対応を含めて大きな課題と言ってよい。

なお，DVD 等メディア規格の多様化と著作権の遵守が今後の大きな課題となることが懸念される。

② 学内 CATV 網と海外衛星放送

現在は，中学・高等学校を含む学園全域に学内 CATV 網で地上波放送と海外衛星放送を送信しており，2011 年 7 月 24 日に予定されている地上波デジタル放送への対応が迫られている。

解決策としては，既存の学内 CATV 網を生かしてデジタル対応のヘッドエンド装置を導入することが考えられるが，学内に設置されたアナログ対応のテレビ受像機やビデオデッキにデジタルチューナーを負荷する必要があり，また，ヘッドエンド装置が高価なため費用対効果を考えると，この方法には検討の

余地が残る。学内ネットワークを利用したストリーミング放送に切り替えることも含めて，大きな課題である。

③　教材作成支援

マルチメディア教材の作成支援を行っていく上で障害となるのが，対象となるコンテンツの著作権である。そのため，コンテンツの複製，編集については著作権法第 34 条及び第 35 条の範囲内であることを条件に支援を行うこととなり，法令遵守への対応が責務となっている。

(4) 教育サポート

①　教職員への情報技術講習

入学してくる学生の情報スキルは年々向上している。特に，2004 年度から高校の授業科目に「情報」の教科が入ってからの変化は著しいものがある。出身高等学校により取り組み方の差があるものの，レベルが向上していることは確かである。その点，受け入れ側教職員のスキルは自己責任と言ってよい状況である。2004 年度から教職員を対象としたパソコン講習を開催してきたが，参加者の多くは事務系の契約職員等の有期雇用の者が大半である。教職員の情報技術の向上は学園の求めるところであり，本センターとして如何に教職員にとって参加しやすい企画を提供できるかが問われている。

②　社会人教育（武蔵野市初心者 IT 講習会）

IT 講習会は 10 年近い歴史のある社会貢献事業であるが，主催者である武蔵野市は情報伝達に使われる媒体が紙ベースのものから電子媒体に変わろうとしている中で，情報を享受できない人たちが取り残されることがないようにすることが元々の開催趣旨であった。そのため，講習会の名称も初心者とされているが，それから数年が経過する中で，一般家庭へのネットワークの普及は急速に拡大し，光ファイバーを使った常時接続が今や常識となっている。また，各家庭のパソコン保有率も向上しており，武蔵野市民の大半の家庭は何らかの形でパソコンを保有しているものと思われる。

パソコンの普及に伴い，市民の利用形態も変化してきていることが，この講習会の参加者数の推移からでも読み取れる。2006 年度までは応募者多数のため抽選で受講者を決めていたものが，2007 年度以降は応募者が定員に満たない状況となっている。これは，初心者講習を必要とする市民が確実に減っていることを物語っており，提供すべき講習内容の見直しが求められていることとあわせて，このことは大学が新入生に実施しているリテラシ教育の内容の見直しを暗示していると言っても過言ではないだろう。

Ⅱ．本　章

3．教育内容・方法

3. 教育内容・方法

【到達目標】

成蹊大学の基本的な教育目標は，①多様性を受け入れる豊かな感性と人間性を培う，②生涯学び続けるための自力学習の基礎を固める，③国際舞台でリーダーシップを発揮できる能力を涵養すること，の3点であり，この目標を達成するために，「ゼミ重視」，「教養・基礎教育」，「専門教育」，「国際教育」，「キャリア教育」，「海外留学」，「学生サポート」の7つの取り組みに重点を置くこととしている。また，各学部・研究科とも，成蹊教育の根幹をなす演習，卒業研究等における少人数教育・人格教育を重視しつつ，それぞれ特色を持った教育を実践しているが，これらの教育を実践し，多くの課題を抱える21世紀の社会に貢献する専門性を備えた教養人を育成することが目標である。

なお，上記の取り組みのうち，主に「教養・基礎教育」，「国際教育」，「キャリア教育」に対応するため，「個性の尊重と人格の陶冶による豊かな人間性の形成」，「自力教育の礎を築く」を基本理念とした成蹊教養カリキュラム（全学共通教養カリキュラム）を2010年度に開設する。

「教育内容・方法」については，基本的に各学部・研究科等により意思決定され，運用されていることから，詳細については後述の各学部・研究科等を参照されたいが，学部や研究科に共通する制度であるものについて，あらかじめその概略をいくつか説明しておくこととしたい。

(1) 成蹊教養カリキュラム（全学共通教養カリキュラム）

本学の教養科目は，従来から学部において必要と判断される科目を学部独自にカリキュラム化し，運用してきた。2 学部合併開講や全学部合併開講のものもあるが，それはごく一部に過ぎず，全学的な見地に立った教養教育体系についての議論はほとんどなされて来なかった。

そのような中で，旧来の一般教育の体系（人文，社会，自然，外国語，体育）を見直し，21 世紀にふさわしい教養教育の姿を模索するとともに，新しい考え方に基づく教育体系（外国語教育を含む国際教育，情報基盤教育，健康増進教育，キャリア教育など）との調和をどのように図っていくか，また，幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い，豊かな人間性を涵養するために必要となる教養カリキュラムを主として支える第 2 表教員の構成や非常勤講師依存率，履修者の過少・過多クラスの取り扱いなどを全学的な見地から見直し，本学にふさわしい教員組織と教員配置はどうあるべきかの検討方針が学長から示され，2005 年 4 月に「全学教育検討委員会」（学長補佐 2 名を委員長，副委員長とし，各学部長，全学教務委員会委員長，各学部から選出された委員各 1 名及び学務部長（事務職員）の計 12 名により構成。後に構成メンバーを増員し，「全学教育委員会」と改称）が設置された。

当委員会では，専任教員の担当コマ数の見直し，非常勤講師依存率の是正，過少・過多クラス問題等をまず検討し，その後に全学共通の教養カリキュラムのあり方について議論を本格化させ，2010 年度からの導入を目指し，現在，科目内容の詳細な詰めを行うに至っている。

全学共通教養カリキュラムの策定にあたっては，1.1 で触れたように，学園の建学以来，およそ 1 世紀にわたり脈々と受け継がれてきた成蹊教育の理念である「個性の尊重」，「品性の陶冶」，「勤労の実践」を本学のカリキュラムの中に具体化し，本学独自の教養教育を全学に展開すること，また，成蹊学園における高等教育のスタートである成蹊実業専門学校の設立趣意書（1917（大正 6）年）にある「自力教育」を具現化することの 2 点を柱とし，次に掲げる基本理念を定めた上で，教養教育のあり方，構成等の検討を

行った。

1) 個性の尊重と人格の陶冶（豊かな人間性の形成）

個性の尊重と人格の陶冶により，豊かな人間性を育み，新しい文化の創造の担い手として社会に貢献していく人材を養成する。とりわけ，意欲ある学生の個性を大きく伸ばすことを目指す。

2) 自力教育の礎を築く

自らの問題意識に基づいて，自らの力で考え抜いていく自発的研学の精神を涵養し，社会の一員として自立していくために必要な基礎力を身につけ，卒業後も自己学習が可能な人材を養成する。

以上の経緯を経て固まりつつある全学共通の教養カリキュラムを，本学では「成蹊教養カリキュラム」と称している。科目の詳細については現在検討中であるが，概要は次のとおりである。

① 基本的なカリキュラム構造は，本学の建学の理念や創立者中村春二の教育思想等から派生する内容を「桃李成蹊科目」と称して特別な科目区分を設け，また，教育に視点を置いた 2 つの系統（自立的な社会人として必要となる基本的な考え方や技能を身につけることを目的とした「人間形成系統」と，学生自身に新しい文化を創造していくことを意識させ，洞察と思索に基づいて様々な問題に対して熟考する姿勢を養うことを目的とした「文化創造系統」），育成に視点を置いた 2 つの群（社会人として必要不可欠な知識，技能，思考力など社会人基礎力を身につけることを目的とした「社会性の育成」と，英語力だけでなく，歴史認識や異文化理解に基づいた国際性を身につけることを目的とした「国際性の育成」）の 2 系統・2 群の組合せを基本とし，本学の理念等に照らし重要性の高い科目をコア科目，それをベースに展開する科目を発展科目とに区分するものである。

② 科目区分の構成は，次のとおりである。

［桃李成蹊科目］ 基礎演習（コア科目：必修），A 群（成蹊のアイデンティティを求めて），B 群（成蹊と地域の共生をめざして），C 群（他人を思いやる豊かな心を育む）

［人間形成系統］ 英語科目（コア科目：必修），日本語力科目，キャリア教育科目，情報基盤科目，健康・スポーツ科目

［文化創造系統］ 総合文化科目（人間と文化，社会と文化，科学技術と文化），国際理解科目（初修外国語・異文化理解科目，国際教養科目，実践国際理解科目）

③ 成蹊教養カリキュラムの規模は 34 単位（理工学部は 30 単位）とし，桃李成蹊科目の基礎演習 2 単位（必修）と人間形成系統の英語 8 単位（必修）を含む 18 単位以上，文化創造系統は総合文化科目群 8 単位，国際理解科目群 8 単位（理工学部は 4 単位）の 16 単位以上（理工学部は 12 単位以上）である。また，各学部とも自由選択枠を設けることとしており，その単位数は学部により異なるが，34 単位を超えて修得した単位も，自由選択の単位として卒業所要単位に算入することができる。

(2) GPA制度

高等教育のユニバーサル化と学生の多様化が進展している日本の大学においては，国内はもとより，世界の大学との競争力を備えた質の高い高等教育機関としての整備が求められており，その一環として，文部省の大学審議会（1998年。省名，審議会名は当時のもの）により，「大学の社会的責任として，学生の卒業時における質の確保を図るため，教員は学生に対してあらかじめ各授業における学習目標や目標達成のための授業の方法及び計画とともに，成績評価基準を明示した上で，厳格な成績評価を実施すべきである」との指摘がなされている。

これに対し，本学では，シラバスの記載内容の充実を図ってきたが，さらに，教員に対しては総合的な

成績評価を促し，学生に対しては責任ある履修と積極的な授業参加を促す必要があるとの認識のもと，成績評価基準を見直すこととした。

これに基づき，①全学的に統一した基準とすること，②公平性，透明性に優れた基準を導入すること，③国際的に通用する基準を用いること，の 3 点を満たすことを柱とし，検討を進めた結果，欧米などで広く採用されている成績評価制度である「GPA（Grade Point Average）制度」を新しい成績評価制度として 2004 年度から全学部一斉に導入することとし，また，併せて従来の 4 段階評価（優（100～80 点），良（79～60 点），可（59～50 点），不可（49 点以下）。工学部は A，B，C，D で表示）から 5 段階評価（S，A，B，C，F）を採用することとした（大学院については，法科大学院は 2004 年度から，他の研究科は 2005 年度から導入）。

本学の GPA 制度の概要は，次のとおりである。

① 成績等の表示，成績評価基準及び算出方法

成績等の表示，成績評価基準及び算出方法は，次の表のとおりである。

表 3.1 成績等の表示，成績評価基準及び算出方法（全学部・研究科共通）

区分	評価	成績評価基準	GP	評 価 内 容 （英文内容）
合 格	S	100～90 点	4.0	特に優れた成績を表す。 （Excellent）
	A	89～80 点	3.0	優れた成績を表す。 （Good）
	B	79～70 点	2.0	妥当と認められる成績を表す。 （Satisfactory）
	C	69～60 点	1.0	合格と認められる最低限の成績を表す。 （Passing）
不合格	F	59 点以下	0.0	合格と認められる最低限の成績に達していないことを表す。 （Failure）
GP 対象外	T	単位認定科目	―	転編入や留学などにより他大学等で修得した科目を本学の単位として認定したことを表す。（Credits Transferred）
	W	履修中止	―	所定の手続きを経て，履修を中止したことを表す。 （Withdrawal）

GPA の算出方法

$$\frac{4.0\times S \text{ の修得単位数}+3.0\times A \text{ の修得単位数}+2.0\times B \text{ の修得単位数}+1.0\times C \text{ の修得単位数}}{\text{総履修登録単位数（「F」の単位数を含む。）}}$$

注1) 「T（単位認定科目）」，「W（履修中止）」は，計算式に含まない。また，教職課程科目など卒業所要単位に算入しない科目は，GPAの算出の対象としない。

注 2) 「総履修登録単位数」には，不合格科目（F 評価）を再履修して合格の評価を得た場合及び再履修の結果再び F 評価であった場合の，それぞれ再履修前の F 評価は算入しない。ただし，学期ごとに算出する GPA にはそれぞれ算入する。

注3) GPAは，小数点第4位を四捨五入し，小数点第3位までの数値で，成績通知表には学期ごと，年度ごと，通算のGPAを，成績証明書には通算のGPAを記載する。

② 不合格科目の成績証明書への記載

成績証明書に通算の GPA を記載することとしたが，不合格科目（「F」評価）も GPA の換算対象であり，GPA 値の算出根拠であること，成績証明書は基本的には学業成績証明書であり，透明性の観点から掲載が望ましいことから，成績証明書に不合格科目を表示することとした。

③ GPA の活用

GPA は，推薦指定校の選定，大学院内部推薦資料，就職指導，入･卒業式の代表選定，奨学金の決定

などに活用されているが，学部により，早期卒業の成績基準，退学勧告基準，履修登録上限単位数を超えて履修を認める際の基準，履修制限，成績優秀者に対する特別表彰基準などにも活用されている。また，成績評価の透明性，公平性を高め，評価方法の改善を図るため，個々の科目の GPA，学部全体の GPA，同一学部の同一分野ごとの GPA などの成績分布を作成している。

なお，本学では，成績評価は絶対評価によることとしているが，学部によっては評価割合を目安として示し，相対評価の要素を取り込んでいるところもある。

GPA 制度の導入によって，学生にとっては在学中に学んだ成果（学修の到達度）を客観的な数値で把握することができ，大学にとっては科目ごとの教育目標（到達目標）に対する学生の到達度や科目間での成績評価のばらつきを数値で把握することができるようになった。また，欧米の大学で採用している成績評価制度に準拠していることから，海外留学，海外の大学院進学，外資系企業への就職などの際に，学力を証明する指標として用いることができるようになった。

なお，本学では GPA 値を卒業要件には加えていないが，卒業生の質を保証する 1 つの方策として，GPA 値を卒業要件に加えることも検討する必要があろう。

(3) 学部の単位互換制度

本学は，2 つの単位互換制度を有している。その 1 つは武蔵野地域 5 大学単位互換制度であり，もう 1 つはネットワーク多摩単位互換制度である。

武蔵野地域 5 大学単位互換制度は，武蔵野市近辺の大学との連携を模索していた本学が，本学と同じ武蔵野市にある亜細亜大学，日本獣医畜産大学（現，日本獣医生命科学大学）及び杉並区にある東京女子大学，西東京市にある武蔵野女子大学（現，武蔵野大学）に呼びかけ，各大学の自主独立を尊重しつつ，互恵の精神に基づき，各大学の学部における教育内容を可能な限り開放して学生の学修機会の拡大を図り，もって学生の勉学意欲を喚起し，学修成果の向上に資することを目的として，2001 年 12 月に「学部教育における学生交流に関する協定」を締結し，その学生交流事業として 2002 年度（東京女子大学は 2003 年度）から始めたものである。毎年各大学が他大学に提供する教養科目・専門科目は，5 大学あわせて 1,500 科目を超える。

一方，ネットワーク多摩単位互換制度は，本学が加盟する社団法人「学術・文化・産業ネットワーク多摩」(注参照) において，企業からの講師派遣による寄附講座 (提携講座) をネットワーク多摩が受け入れ，開設大学を定めて単位互換協定締結校に提供するもので，朝日新聞社による「朝日新聞提携講座」が 2003 年度に始まり，2005 年度から「NHK 提携講座」，2007 年度から「讀賣新聞提携講座」が開始された。この 3 科目は，いずれも遠隔授業としても位置づけられており，インターネットを介して配信されている。このほか，ネットワーク多摩で行われている環境教育を明星大学の正規科目として開講する「環境教育プロジェクト」も提携講座の位置づけである。また，2008 年度から，上記の提携講座に加え，単位互換協定校において開講する正規科目の提供を始めた。

(注) 多摩地域に所在する電気通信大学，東京農工大学，首都大学東京，中央大学，法政大学など 40 を超える大学と，立川市，八王子市などの地方公共団体，京王電鉄，多摩信用金庫，ベネッセ・コーポレーションなど多摩に本拠を置く，あるいは活動拠点のある企業，財団法人大学セミナーハウス，財団法人東京市町村自治調査会，各 NPO 法人など，あわせて約 90 の機関が集まる産公学民連携のコンソーシアム。

上記 2 つの単位互換制度を利用できるのは，本学の 2 年次生以上の学生であり，各学部とも在学中 12 単位まで卒業所要単位に算入することができる。教材費や実習費を除き聴講料は無料であり，各大学の図書館などの施設が使用できる。また，定期試験を欠席した場合でも，正当な理由があるときは追試験を認め

るなど，単位互換生の学習や単位修得に支障のないよう，できるだけの便宜を図ることとしている。

両単位互換制度による過去 5 年間の派遣・受入状況は，次の表のとおりである。

表 3.2　単位互換による派遣・受入状況

①　武蔵野地域 5 大学単位互換

	2004		2005		2006		2007		2008	
	派 遣	受入れ	派 遣	受入れ	派 遣	受入れ	派 遣	受入れ	派 遣	受入れ
経済学部	2(2)	23(30)	5(7)	15(24)	11(15)	13(17)	1(1)	15(21)	1(2)	4(4)
理工(工)学部	4(7)	0(0)	1(1)	8(9)	0(0)	13(14)	0(0)	9(9)	4(6)	5(15)
文 学 部	14(24)	35(46)	19(39)	31(53)	8(15)	26(51)	6(10)	34(65)	0(0)	20(35)
法 学 部	5(7)	6(9)	11(18)	5(6)	7(9)	4(8)	2(3)	3(4)	1(4)	2(2)
学 部 計	25(40)	64(85)	36(65)	59(92)	26(39)	56(90)	9(14)	61(99)	6(12)	31(56)
実 数 計	25(37)	61(58)	36(46)	50(65)	26(31)	50(62)	9(14)	52(71)	6(11)	28(51)

注 1)（ ）内は受講科目数を表す。

注 2)「派遣」については，1 人で複数大学の科目を受講する，あるいは 1 科目で複数の受講者がいる場合もあるため，「実数　計」では実数を表示した。

注 3)「受入れ」については，1 人で複数学部または複数科目の受講者がいるため，「実数　計」では実数を表示した。

②　ネットワーク多摩単位互換

	2004	2005	2006	2007	2008
	受入れ	派 遣	派 遣	派 遣	派 遣
経済学部	—	2(2)	0(0)	0(0)	0(0)
理工(工)学部	—	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
文 学 部	182(142)	6(5)	1(1)	5(5)	0(0)
法 学 部	—	13(13)	9(8)	10(10)	4(4)
計	182(142)	21(20)	10(8)	15(15)	4(4)

注 1)（ ）内は遠隔授業による受講者数を表す。

注 2）2004 年度は本学文学部が「朝日新聞提携講座」の開設大学となり，12 大学（うち，遠隔授業による受信大学は 8 大学）から単位互換生を受け入れた。

上記いずれの単位互換制度も，制度開始頃に比べ本学学生の利用は伸び悩んでおり，特に武蔵野地域 5 大学単位互換制度の利用者は，ここ 2 年間一桁にとどまっている。また，単位互換制度は単位修得のみが目的ではなく，他大学の学生との交流も意図したものであるが，履修を中止する学生も少なからず見受けられる。一方，ネットワーク多摩単位互換制度は提携講座に加え，2008 年度から正規科目の提供も始めたが，提携講座の履修者は少なく，正規科目の履修申請者はいなかった。

単位互換制度の履修者が少ない原因としては，距離的に近く，授業時間帯もほぼ同じである武蔵野地域 5 大学単位互換制度の利用に際し，受講科目の該当授業時間の前後の時間帯にある本学の科目の履修を認めていないことが挙げられる（ネットワーク多摩単位互換制度も同様である）。これは，距離が近いといっても各大学までは 10 分以上通学にかかるため，受講先大学及び本学での授業に遅刻しないようにするための措置であるが，受講希望科目の前後に必修科目や履修希望科目が入っていれば，単位互換科目の履修は

できなくなる。また，単位互換説明会をガイダンス期間中に行っているが，出席者は 100 名前後であり，そもそも他大学に出かけて授業を履修しようと考える学生が少ないのが実情である。単位互換制度は，提供科目の選定・各大学への通知，シラバスの交換，ガイドブックの作成，履修申請受付など事務的にも手間暇かけて成り立っている制度であるため，その負担に見合う履修者が出るよう制度を見直すとともに，広報にも力を入れる必要がある。また，単位互換以外の学生交流を活発化させることによって，単位互換希望者の増加にもつながるものと考えられる。

なお，単位互換制度の魅力は，他大学の授業や学生生活の雰囲気を味わえ，他大学生との交流も可能であること，本学では開講していない分野の科目を履修でき，知識の幅を広げることができることにあるが，本学で初級レベルのみ開講しているタイ語を学習した学生が，さらにタイ語の習得を目指して亜細亜大学で開講する中級以上のタイ語を履修した例もあり，これも単位互換制度の魅力の 1 つと言えよう。

(4) 遠隔授業

前項に記載のとおり，ネットワーク多摩が企業から受け入れる寄附講座（提携講座）のうち，朝日新聞提携講座，NHK 提携講座及び讀賣新聞提携講座の 3 講座について，開設大学からインターネットを介して配信される映像を所属大学のキャンパスにおいて視聴する遠隔授業として実施している。これは，広大な多摩地区に点在する大学の学生に対して受講機会を提供するために始められたものであり，基本的にはリアルタイムでの受講としている。配信側（開設大学）では，提携講座専用のホームページや学内者向け授業支援システムを用いて資料を配信したり，掲示板（BBS）や電子メールを用いて質問や回答を行うなど，面接授業に相当する教育効果を確保するための措置を講じている。また，受信側では視聴覚教室やパソコン教室で授業を視聴するが，受信側には授業担当教員がいないため，本学ではティーチング・アシスタントを採用し，出欠席のチェックや，機器，ネットワークのトラブル対応などの授業管理に従事させている。

遠隔授業は，所属大学に居ながら他大学の魅力ある授業を受講し，単位を修得できる点で有益であるが，実施運営上の問題も多い。本学の例で言えば，開設大学と本学の授業時間が異なり，開設大学の 4 時限目が本学の 3・4 時限目にまたがることから，リアルタイムでの受講ができない点である。この対応として，別の日に授業時間を設定して，開設大学から配信される録画データを視聴させたが，授業時間の設定の仕方によっては小レポートの提出期限が短くなるなど，問題もある。また，遠隔授業の実施にあたっては，配信側では撮影やインターネット配信，受信側ではリアルタイム受信時について受信トラブル対応のための要員を確保しなければならないが，本学で受信する際の要員確保が容易ではないため，3 講座のうち讀賣新聞提携講座は遠隔授業では実施していない。さらに，定期試験実施上の問題もある。遠隔授業の受講生（直接受講の受講生を含む）は所属大学で定期試験を受験できるようにしているが，公平性を保つため，開設大学が定める曜日・時限に実施することとしている。しかしながら，前述のように授業時間が異なるため，試験時間の調整や公平性の確保が必要となる。

なお，2004 年度に本学文学部において「朝日新聞提携講座」を開設し，8 大学にインターネット配信したが，視聴しているだけでは授業への参加意識が薄くなるため，双方向性を出す工夫として，携帯電話によるアンケート集計システムを用いて，授業中に直接受講者・遠隔受講者の両者にアンケートを実施し，その結果を授業中に表示して講師にコメントを添えてもらったり，質問受付専用の電子メールアドレスを設定して，授業中に遠隔受講生から質問を受け付け，授業の最後に講師に答えてもらったりした。また，本学学生向けの授業支援システムを開放し，講義資料の閲覧やレポート提出に使用したほか，掲示板機能を用いて授業後に書き込まれた質問に答えるようにした。

(5) 高大連携

本学では，生徒の学問に対する意欲の啓発及び進路意識の向上を図るため，大学・地域のコミュニティにおいて本学と高等学校との間に新たな連携を創出することを目的とし，後期中等教育から高等教育への円滑な移行を促すため，2002 年度から高大連携を進めている。

高大連携校は現在次のとおりであり，近隣の高等学校 10 校と協定しているが，2009 年度から都立石神井高等学校，都立保谷高等学校の 2 校が新たに加わり，12 校となる。

［都立］　武蔵高等学校，武蔵野北高等学校，荻窪高等学校，井草高等学校，豊多摩高等学校，東大和高等学校，調布北高等学校，杉並総合高等学校

［私立］　藤村女子高等学校，文化女子大学附属杉並高等学校

また，連携の具体的な内容は，次のとおりである。

① 公開講座の聴講の受け入れ
② 理工学部研究室の見学の受け入れ
③ 聴講生（全高等学校）・科目等履修生（都立武蔵・井草の 2 校のみ）の受け入れ
④ 高等学校の進路指導講演会等への講師派遣
⑤ 図書館及び情報教育用施設の利用
⑥ 本学からの教職実習生の派遣

このうち，聴講生の受け入れ，講師派遣が主な連携内容となるが，このほか，大学施設見学，授業体験，本学体育会学生との交流なども行っている。また，科目等履修生として修得した単位は，本学に入学後，入学前の既修得単位として認定することとしており，また，⑥については一部の高等学校との協定にとどまるが，実習先が見つからなかった学生を受け入れてもらうこともあり，大学，高等学校双方にメリットのある連携となっている。

そのほか，2006 年度までは，本学が加盟している「学術・文化・産業ネットワーク多摩」において，多摩地区高等学校進路指導協議会に加盟する高等学校の生徒を対象に，「チャレンジキャンパスプログラム」と称して聴講生を受け入れていた。また，本学園と直接の関係はないが，福島市に所在する私立福島成蹊高等学校とも連携関係にあり，毎年大学施設見学や体験授業，講師派遣を行っているほか，同校を会場として，武蔵野地域 5 大学による進学相談会を開催している。

なお，本学の併設校である成蹊高等学校を加えた聴講生・科目等履修生の受入状況（過去 5 年間）は，次のとおりである。

表 3.3　聴講生・科目等履修生の受入状況（過去 5 年）

	2004		2005		2006		2007		2008	
	聴講生	科目等履修生	聴講生	科目等履修生	聴講生	科目等履修生	聴講生	科目等履修生	聴講生	科目等履修生
高大連携校	21	0	24	0	8	0	14	0	10	2
ネットワーク多摩	4	—	2	—	3	—	—	—	—	—
成蹊高等学校	0	3	0	0	0	0	0	5	0	19
小　計	25	3	26	0	11	0	14	5	10	21
合　計	28		26		11		19		31	

注 1）高大連携校のうち，協定に基づき科目等履修生として受け入れるのは 2 校（都立武蔵・井草）である。
注 2）ネットワーク多摩からの科目等履修生での受け入れはない。なお，ネットワーク多摩の事業の見直しにより，2007 年度以降「チャレンジキャンパスプログラム」は中止されている。

3．1　学士課程

3．1．1　経済学部

3．1．1．1　教育課程等

（1）教育課程

【現状の説明】

経済学部のカリキュラムは，①「人間総合科目」，②「文化コミュニケーション科目」，③「基幹科目」，④「応用発展科目」，⑤「数学情報科目」の 5 つの科目群に大別され，そのうち③，④，⑤が狭義の経済経営系専門科目群である。一方，①，②は専門科目とは異なる視点から，幅広く深い教養と総合的な判断力を養うこと，外国や日本の社会・文化に対する理解を深めることを目的としている。

①は，「現代（21 世紀）を考える」，「世界観の形成に向けて」，「社会人として生きる」の 3 区分で構成される諸科目及び健康スポーツ科目に加え，基礎演習・キャリアプラニング・インターンシップから構成されている。そのうち，「基礎演習（必修）」・「キャリアプラニング 1」を入学初年次に履修させる。また，②では，外国語（英語及び選択外国語 1 カ国語が必修）を学びつつ，世界の各地域の歴史・社会・文化の特性を扱う科目を配置しており，履修開始可能年次を指定して，段階的な学修がなされるよう配慮している（なお，②のうちの「上級コミュニケーション科目」は，後述する国際社会プログラム所属者専用の科目群である）。

経済経営系科目群のうち③は，コース制を採用する本学部の特徴的な部分である。1 年次に履修する「コース準備科目」では，経済経営系の入門科目群を一通り学び，2 年次から 5 つのコースのいずれかに所属する。一方，④には，各コースに共通の内容を持つ科目及びレベルがやや上級と目される科目を中心に配置している。3 年次には「応用発展演習」を配置し，学生の約 9 割はこれを履修する。さらに，⑤の数学情報科目群には，経済経営系科目を学ぶ上で必要なデータ分析能力を養うため，統計学・数学の諸科目に加えて，パソコンの取り扱いに習熟させる科目（そのうち，1 年次での「情報科学Ⅰ」は必修）を配置している（なお，⑤のうちの「上級情報科目」は，後述の情報分析プログラム所属者専用の科目群である）。

国際社会プログラム及び情報分析プログラムは，2 年次から所属するのが原則である。いずれも 40 名程度の定員であり，GPA（Grade Point Average）等の客観的基準を用いて選抜の上，登録許可を与える。プログラムの修了要件は 20 単位弱であるが，プログラム所属学生は，一方ではコースにも登録しているから，両者を履修するのは可能だが，同時に修了するには相当ハードな学修を必要とする。

国際社会プログラムでは，ディベート等の英語訓練系の科目とカレント・トピックスのような社会・文化系の科目とを学ぶ。類似したプログラムが他学部にも存在し，かなりの授業が各学部や全学的な機構である国際教育センターと共同で実施されている。情報分析プログラムは，データ分析やコンピュータを用いたプレゼンテーションの技法を集中的に学び，情報処理能力を身につけることを目指すもので，統計学やエコノメトリックスの要素を含むが，それより広い範囲を学修する。両プログラムとも学生に好評であり，所属者のレベルも高い。

授業運営の学期別構成はセメスター制を採用しており，単学期完結である（「卒業研究」を除く）。3.1.1.2 の（2）で詳述するように，成績評価基準は事前にシラバスで公開することが原則で，定期試験のほか，日常的な小テスト（出席管理の役割も果たす），レポート等を加味して評価する例も多い。

【点検・評価】

➢教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第 19 条第 1 項）

①「人間総合科目」の諸科目は，伝統的な人文・社会・自然の 3 区分ではなく，「現代（21 世紀）を考える」，「世界観の形成に向けて」，「社会人として生きる」に分類しており，恐らくこの方が学生に理解しやすいであろう。「基礎演習（必修）」・「キャリアプラニング 1」を入学初年次から履修させるのは，大学生活への適応と将来設計意識の早期育成に配慮した結果である。高学年では学生の発達に即して，より実践的な各種インターンシップを配置している。なお，①の諸科目には伝統的な人文系科目が手薄に見えるかもしれないが，これらの科目は②「文化コミュニケーション科目」に数多く配置されている。②には多くの語学習得科目も配置されているが，外国語の習得には同時に文化的背景の理解が重要なことを考えると，この配置が適切であろう。

専門科目群である③「基幹科目」，④「応用発展科目」，⑤「数学情報科目」には，経済・経営の両分野を総合的に学ぶことを必要とする本学部の基本理念がカリキュラムに反映されている。特に，③の入り口である「コース準備科目」では，8 科目すべてを履修登録必須とし，5 科目以上の単位修得を要求しており，どちらかの分野にバイアスした履修はできない点が重要である。また，個別コースの科目には，コースのテーマに関係深い科目を体系的に配置している。ただし，各コースの科目間にはかなりの重複が見られる。これは，「コース」が排他的な「学科」と意識されるのを避けるためであるが，一面では，コースの性格をやや不明確にしているかもしれない。また，コースについては定員制をとらない（所属選択を学生に委ねている）こともあり，現状では約半数の学生が 1 つのコースに集中し，他の 4 コースに残りの学生が分散していることを問題と捉える見方もある。

④及び⑤の位置づけに関しては，カリキュラム実施後 4 年を経て，いくつかの問題点が指摘されつつある。

④に含まれる「応用発展演習」の履修率は高く，特に問題はないが，その他の「経済経営応用発展科目」群の性格づけにはやや曖昧な点がある。もともとこのグループは，テーマ別に構成されている各コースの固有科目としての位置づけが困難なもの（例えば統計・計量系の科目）及びレベルがやや上級と目される科目（例えば「比較経済史」や「税務会計」などがそうであるが，統計・計量系の科目にはこちらの側面もある）を集めたものであるが，それだけに，1 つのまとまりとしての性格が必ずしも十分ではない。

同じことは，⑤についてもかなりの程度に指摘できる。経済学・経営学の理解のためには統計学・数学の素養は極めて重要であり，これらの科目は本学部の専門科目として基幹的なものであるから，入学試験でも数学型のものを導入しているほどだが，現在のカリキュラムにそれが十分に表現されているとは言いにくい。この点については，さらに検討が必要との認識が強まりつつある。

総じて言えば，本学部のカリキュラムは，大学設置基準第 19 条第 1 項に適合する適切なものと言える。特に，低学年段階での導入教育（基礎演習，コース準備科目）は学部理念との整合性も十分あり，ほぼ満足すべきと考える。ただし，コース科目・応用発展科目については，一層の工夫が必要な段階に入ったと考える。

国際社会及び情報分析の両プログラムは本学部に定着しており，学生の評価も高い。国際化・情報化の進展に対応し得る人材の養成は本学部のミッションとして重要であるが，現在の両プログラムは十分機能しており，細かい点は別として，大規模な再検討は必要ないと思われる。

➢教育課程における基礎教育，倫理性を培う教育の位置づけ

いわゆる教養教育の意味での「基礎教育」については，既に上で述べた。また，「専門教育の入門的部分」の意味でのそれについても同様である。いずれについても，本学部カリキュラムの重要な構成部分として位置づけられている。したがって，ここでは「倫理性を培う教育」について述べる。

「倫理性を培う教育」と言えば,「修身・道徳」のような授業科目や宗教的科目が想像されるかもしれないが，本学部にはそのような，言わば「伝統的倫理性の育成を第 1 の目的とした授業科目」はない。

本学部で長期にわたって重視されてきたものに「演習」がある。演習は 15～20 人程度の比較的少人数で行われるから，狭義の勉学の機会としてばかりではなく，教員との人格的接触の機会としても重要である。本学部では，全学年に演習を設けている（4 年次生対象のものは「卒業研究」と呼ぶ)。「演習」は「倫理性の育成を第 1 の目的とした授業」とは言えないが，そのような観点からは比較的伝統的な授業形態であろう。

より現代的な取り組みとしては，各種インターンシップ（及びそれに先行する科目として，キャリアプラニング）を挙げることができよう。本学部では，客員教授人事を行った上でキャリアプラニングの授業を設定し，卒業後の自己設計の問題意識を持たせることを図っている。高学年ではインターンシップの機会を提供して，学生の社会的視野の健全な育成を図っている。

「倫理性」のカバーする領域は非常に広く,「倫理性」が何を意味するか，大学教育において，とりわけ学部の教育において，どのような形でそれを涵養する教育が行い得るのかは難しい課題であるが，本学部の教育課程における措置は概ね適切と考えている。

➢「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的，学問の体系性並びに学校教育法第 83 条との適合性

本学部の専門教育カリキュラムは，経済学・経営学の両方の領域を同時に学ぶことが高度職業人の養成という本学部の目的にとって適切との考えから実施しており，維持していく必要がある。このため，低年次においてはこの両分野にまたがる諸科目をかなり必修度の高い形で修得させた上で，コース制及び情報分析・国際社会の両プログラムの設置により，より専門的で現代社会の課題に即したテーマやスキルを履修できる環境を作っている。これらは学校教育法 83 条の趣旨に適合しており，適切と考える。

しかし，現カリキュラムへの改正後 4 年余を経て,「基幹科目」,「応用発展科目」の位置づけや「数学情報科目」の位置づけについて，学部理念との関係において一層の明確化が必要との認識が強まりつつある。「コース」は学科ではなく，学生の学習上の興味に応じたテーマの提供というのが本来の狙いであるから，各コースの登録者数がアンバランスになること自体に別段の問題性はないが，学生の実際の履修状況がやや経営学系にバイアスしていることが指摘されている。また，数学情報科目は本学部にとって正に基幹的な科目であるが，これが独立のグループとして編成されているため，そのことが分かりにくくなっているおそれがある。

この点については,2007 年度当初から学部内にカリキュラム改善委員会を設置して改善案を策定中であり，これに基づいた教授会での協議が進行中で，2010 年度の実施を目指している。

➢一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い，豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

本設問の対象は，主として①「人間総合科目」，②「文化コミュニケーション科目」の 2 つであると理解するが，これらの科目の設置目的は，幅広く深い教養と総合的な判断力を養うこと，外国や日本の社会・文化に対する理解を深めることにあり，①のうち,「基礎演習（必修)」・「キャリアプラニング 1」を入学初年次に履修させ，②では，外国語（英語及び選択外国語 1 カ国語が必修）を学びつつ，世界の各地域の歴史・社会・文化の特性を扱う科目を配置している。いずれの科目も履修開始可能年次を指定して，段階的な学修がなされるよう配慮しており，カリキュラム編成上適切であると考えている。

しかし，これらの科目の授業計画は，非常勤講師の人事も含め，本学部独自に行っているケースが大半で

ある。学部間で共同して行うケースもあるが，比較的小部分にとどまっており，これは必ずしも十分に適切とは言えない。これらの科目は学部間共通性が高いため，各学部で授業計画を策定することが適切とは必ずしも言えないのであり，また，専門科目によるこれらの諸科目の浸食を適切に抑制することが重要である。これについては学部の個別対応ではなく，全学的な対応が必要と考える。

➢外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため，外国語能力の育成」のための措置の適切性

国際化の進展に適切に対応する外国語能力の育成は，本学部が長期にわたって重要な問題意識としてきたものである。特に英語に重点を置いており，必修英語の授業にあっては授業開始前に Placement Test を実施して学力別のクラス分けを行い，年度末には Exit Test を行って翌年度のクラス分けの参考とする。また，国際化の進展に適切に対応する能力の育成にあたっては，外国語能力の育成のみで足りるわけではなく，文化的・社会的等々の側面での多面的な理解が不可欠である。「文化コミュニケーション科目」には，狭義の語学科目に地域研究や歴史等に関連する科目を配置して，この側面にも配慮している。さらに，本学部では英語 6 単位（これは，若干不足と認識している）を必修とし，うち 2 単位分はネイティブ・スピーカーに担当させており，いわゆる第 2 外国語（4 単位必修）についても，言語によって多少の違いはあるが，ほぼ半分はネイティブ・スピーカーに担当させている。

また，必修英語は全学生が学ぶものであるが，本学部ではこれに加えて，選抜プログラムである「国際社会プログラム」をカリキュラムに配置しており，英語によるコミュニケーション能力の育成・国際社会の多面的な理解を目指している。このため，コースの修了要件として，「Debate」，「Composition」等の英語関連科目を充実するとともに，「World Englishes」のような文化社会的授業や，国際性を育てるためのキャリアプラニング的な授業を実施してきた。本学部には，語学としての英語専攻教員以外でも在外経験が豊富な専任教員がかなり在職しているので，それらの教員の協力も得て授業を実施している。

以上のとおり，本学部のカリキュラムは，1 つの学部のそれとしては特に問題はなく，高度に国際化した現代社会で活躍するビジネス・プロフェッショナルを養成するための語学力重視（特に英語の学力）の教育方針はカリキュラムに適切に反映されていると考えるが，授業計画のあり方については，なお改善の余地があると思われる。特に英語のように，コミュニケーション能力の育成が重要な科目については，特定の学部が自学部だけを対象にした授業計画・人事等を行うことは必ずしも望ましくなく，大学全体として国際化の方向性を重視する方向での改善が望まれる。

➢教育課程の開設授業科目，卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性，妥当性

本学部の卒業所要単位数は 124 単位である。その内訳を図示する。

表 3.4　卒業所要単位数の内訳

区分			区分別必要単位数	卒業所要単位数
人間総合科目	演習科目		2	18
	キャリアプラニング科目			
	人間社会基礎			
	健康スポーツ	第1群	2	
		第2群		
基幹科目	コース準備科目		10	50
	コース科目		24	
	一般基幹科目			
応用発展科目	演習科目		14	14
	経済経営応用発展科目			
文化コミュニケーション科目	日本と外国の文化			22
	外国語と文化	第1群	6	
		第2群	4	
		第3群		
		第4群		
	上級コミュニケーション科目			
数学情報科目	情報データ分析		2	
	数学統計学			
	上級情報科目			
自己設計科目				20
合計				124

これらを大別すると，「専門的授業科目」に最も近いのは「基幹科目」，「応用発展科目」であり，ここで 64 単位（50＋14）以上の履修が必要である。「基幹科目」中の「コース準備科目」は 8 科目中 5 科目以上，「コース科目」については，所属コースの科目中から 24 単位以上の履修を必要とする。

次に，「一般教養科目」に最も近いのは「人間総合科目」（18 単位以上の履修が必要）であるが，すぐ述べるように，「一般教養科目」と分類してよいもので，カリキュラム上の区分が異なるものが「文化コミュニケーション科目」中に含まれているので，これとあわせて考えた方が便利である。

「文化コミュニケーション科目」は，「外国語科目」（英語 6 単位，初修外国語 4 単位が必修）と「一般教養科目」の 2 つの要素を持ち，「数学情報科目」とあわせて 22 単位以上の履修が要求される。したがって，仮に外国語の履修を 10 単位，数学情報科目の履修を 2 単位で済ませた場合，「一般教養科目」としては事実上，28 単位（18＋（22－10－2））の履修が必要となる。他方，外国語や数学情報科目の履修に重点を置いて履修することも可能である。

「上級コミュニケーション科目」，「上級情報科目」は，国際社会・情報分析両プログラム専用の科目群で，それぞれのプログラムを修了するには，国際社会プログラムは 18 単位以上，情報分析プログラムは 16 単位以上を修得する必要がある。

「自己設計科目」は学生の科目選択の自由度を高めるためのものであり，以上の区分での卒業に必要な単位数を超えて修得した単位数をこの区分で認定する。

以上が，卒業所要単位の区分別内訳である。一般教養系科目（外国語を含む）と専門科目との単位数の割り振りは難しい問題であるが，現行カリキュラムでは，狭義の一般教養系科目（人間総合科目＋外国語）で

最低限 28 単位を修得する必要がある。カリキュラムの自由度が高いため，実際には 30 単位台の前半を修得する例がほとんどと思われるので，専門科目による一般教養系科目の浸食が深刻化しているとは言えないと考えられ，概ね妥当な配分であろう。ただし，基準の置き方によっては，一般教養系科目の履修度を高めるべきであるという評価があり得るが，現在，一般教養系カリキュラムの全学共通化の検討が進んでおり，外国語科目を含む一般教養系の卒業所要単位数を文系学部共通に 34 単位とする予定であるため，本学部の現行カリキュラムに比べると，一般教養系科目に割り振る単位数をやや増やす方向での改定になる。これにより，専門科目に割り振り得る単位数が現在よりやや減少する見込みであるが，特に異論は出ていない。

➢基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

「基礎教育」と「教養教育」との定義の差異が明確でないが，ここでは「基礎教育」を学部専門科目の基礎的部分という意味に理解して記述する。

学部内には，学科懇談会（第 1 から第 3 までの 3 つの部会に分かれる）があり，経済経営の専門科目，両プログラム，教養関係諸科目（外国語を含む）に分かれて担当するが，政策的な具体化は教務委員会等の各種委員会を通じて行われる。

学部専門科目の基礎部分として重要なのは，1 年次の「コース準備科目」である。上記のように，これは 8 科目中 5 科目を選択しなければならず，実際には全科目を履修する学生が少なくない。本学部としても，卒業要件上の要求単位数にこだわらず，なるべく多数の学生にできれば全科目を履修させたいので，他科目を同時に配置しないなど，時間割の設定に配慮している。また，科目の重要度に鑑み，これらの授業はクラス分割して実施し，統一教科書（ほとんどが自主開発）を使用して，進度や評価基準も教員間で調整している。

「教養科目」はその内容が多岐にわたるので，授業実施段階での責任は主として個別教員が負うが，必修英語及び基礎演習についてはやや事情が異なる。必修英語については学部横断的な国際教育センターが学部教務委員会と共同して，推奨教科書の選定，学力に応じたクラス分け（Placement Test，Exit Test），常勤講師・非常勤講師の人選などを行う。また，基礎演習（1 年次）については教務委員会が中心となって，学生への周知，オープンクラス（模擬授業）の実施などを行っている。

「基礎教育」，「教養教育」に限らず，授業を中心とする学部教育の運営に直接責任を持つのは学部教務委員会である。「基礎教育」について前記したクラス分割や時間割等の調整には，学部教務委員会があたっている（例えば，これらの科目の授業時間帯には，個別教員には選択の余地がほとんどない）。「教養教育」中の「基礎演習」についても同様であり，適切な運営がなされている。

以上のとおり，学部の授業運営に関する責任体制のあり方の現状は，ほぼ満足すべきものと認識している。ただし，一般教養系カリキュラムの全学共通化が検討されており，全学的組織である全学教育委員会が一般教養系のカリキュラムの実施・運営に責任を負う体制となる。基本的なあり方としては，学長の権限を高めることにより，大学全体としての取り組みが可能な方向に持っていくことであり，この線での改善が望まれる。これに伴う学部専門科目の改編が必要であるが，これについては現在，本学部内にカリキュラム改善委員会を設置して検討している。

➢カリキュラム編成における，必修・選択の量的配分の適切性，妥当性

本学部の授業科目のうち，完全な必修科目は「基礎演習（2 単位）」，「健康スポーツ（2 単位）」，「英語（6 単位）」，「初修外国語（4 単位）」，「情報科学Ⅰ（2 単位）」の 16 単位である。これに次いでやや必修度が高いものは，「コース準備科目」（8 科目中 5 科目）である。「コース科目」は 24 単位を要求しているが，開設授業科目の単位数はその倍ほどあり，自由度が高い。また，「応用発展科目」中の「応用発展演習（3 年次）」

及びそれに続く「卒業研究（4 年次）」は，必修ではないが，学部としては履修することを原則と考えている（特に，3 年次）。このため，広報に力を入れており，結果的には 9 割以上の学生が履修している。

必修・選択の量的配分は難しい問題であるが，全体としては，本学部のカリキュラムの必修度はそれほど高くないと思われる。かつ，科目選択の自由度を上げすぎることで無秩序な履修が行われる懸念に対しては，コース制によって対処している。また，本学部の基本理念として経済学・経営学の同時履修ということがあるが，コース準備科目に含まれる科目にはこの両方が含まれ，かつ，必修度が比較的高いので，この点においても現在のカリキュラムは相応の成果を上げていると評価している。

1 つの問題点として時々指摘されるのは，コース所属のばらつきである。現在，約半分の学生が 1 つのコース（「企業と戦略」コース）に集中している。ただし，これが是正すべき問題点かどうかは微妙である。「コース」は学科ではなく，学生の興味・志向に応じた体系的履修を促進するのが本来の目的であり，その目的は現状で十分達成されていると評価することもできる。ただし，1 つのコースが巨大化すると，クラスサイズの増加を招きがちになるなど，問題点がないわけでもない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

「教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第 19 条第 1 項）」の点検・評価で問題点として指摘した諸点については，以下の方向での改革が望ましいと考えられる。これらについては，既に本学部内で，あるいは全学的に組織的検討がされており，それほど遠くない将来に，これら 2 つのいずれについても具体的なカリキュラム改善が行われる予定である。

第 1 に，学部の理念である経済学・経営学の総合的教育をカリキュラム上さらに明確化する方向性が重要であり，各科目を易から難の順に配置するなど，体系性をさらに強める必要があろう。その際，本学部として極めて重要な科目群である数学情報系科目，特に統計系科目の位置づけを強化する工夫も必要である。なお，コース選択のアンバランスも是正の必要があり得るが，定員制の採用などは考えていない。むしろ，各コースの性格づけの明確化を検討すべきであろう。

第 2 に，2.1 でも述べたが，大学教育には各学部共通のカリキュラムによって行うべき教養教育の部分が必ず存在しており，これを重視する必要がある。本学部の教養教育は主として「人間総合科目」，「文化コミュニケーション科目」の科目群によって行われている。それ自体に大きな欠陥があるとは認識しないが，全学共通化の方向を目指すべきと考えており，本学部としても現在進行中の教養カリキュラムの全学化作業に全面的に協力しているところである。特に，本学部の英語必修単位が 6 単位であるのは若干不足と前述したが，これについても 8 単位必修とすることが予定されている。なお，英語教育の基本的方向が Communicative English の方向に向かうべきであることについて，全学的な認識に達しつつあると理解している。

教育課程における基礎教育，倫理性を培う教育については，将来の改善に向けて何をなし得るかを考えると，1 つには演習のような少人数教育を今後とも重視していくことがある。現在，本学部ではカリキュラム改善の作業を進めているが，演習を今後とも重視していくことは既定方針となっている。また，本学の歴史・理念等を扱った授業科目を設定し，その内容をこの目的に即したものにすることも考えられるが，この点については教養カリキュラムの全学化作業の中で扱われており，これも実現の方向である。

（2）カリキュラムにおける高・大の接続

【現状の説明】

本学部では，カリキュラムにおける高・大の接続に配慮して，1 年次に少人数による対話・討論型の双方

向的な授業を重点的に配置し，きめ細かな授業運営を図ってきた。1 年次には必修授業として「基礎演習」が配置されている。「基礎演習」は，教養関係の教員のみならず，経済学，経営学を専門とする教員も担当し，調査，報告，討論，レポート作成などの大学生としての基礎的な学力を身につけることを目的としている。また，4 月には担当教員によるオープンクラス（模擬授業）を開催し，学生は希望演習に志望理由を明記して登録した上，履修定員の上限数を超えた場合は，志望理由書による選抜を行っている。

また，1 年次の教育体制として，従来から外国語（英語及び第 2 外国語）と保健体育実技をクラス指定により履修させている。これは，入学動機あるいは入学経歴の異なる者を同一のクラスに均等に混在させることで，教育効果の均等化及び学部所属意識の高揚を図るものである。1 クラスの履修人員は，保健体育実技については 30 名程度，外国語科目のクラスは 30 名以下に抑えて，教育効果を上げるように図っている。

2004 年度入学生より経済経営学科に統合されたため，1 年次には経済学の基礎として，「経済のしくみと制度」，「マクロ経済学入門」，「ミクロ経済学入門」，「企業と市場」の 4 科目を，経営学の基礎として「会社入門」，「企業会計入門」，「企業経営入門」をクラス指定により履修させる。「経済のしくみと制度」，「マクロ経済学入門」，「会社入門」，「企業経営入門」の 4 科目については本学の担当教員執筆によるオリジナルのテキストを使用し，学習効果の進展を図っている。また，2004 年度入学生より「キャリアプラニング 1」も登録必須とされ，オリジナルのテキストを用い，単なる就職支援にとどまらない，有為な学生生活を送るために不可欠な「自己を見つめるための視座」などを内容とする科目を配置している。同科目は，2 年次以上の「キャリアプラニング 2」や「インターンシップ」につながる導入科目でもある。

1 年次の後期には，「コース登録」を行うため，「現代の社会問題」という 5 コースの概要や代表的なトピックスを学ぶ授業を設けている。すべてのコースの概要を学ぶことによって，自分の履修目標をより明確にすることができる。さらに，毎年度「現代の社会問題」が開講される曜日（金曜日）に，コース登録の説明会と担当教員による個別相談会を設け，学生は十分な検討の上でコース登録ができるよう配慮している。

高等学校と大学との橋渡しの方策の 1 つとして，成蹊高等学校や，高大連携校である都立武蔵高等学校，都立井草高等学校などの生徒を聴講生や科目等履修生として受け入れ，一部の授業・公開講座の聴講，図書館・情報センター等の施設利用を認めている。科目等履修生として修得した単位は，本学に入学した場合，入学前の既修得単位認定の対象となる。今年度は，成蹊高等学校から対象者 1 名が入学した。

さらに，「チャレンジキャンパスプログラム」として，社団法人「学術・文化・産業ネットワーク多摩」において，本学を含む 40 を超える会員大学・短期大学が多摩地区高等学校進路指導協議会に加盟する高等学校の生徒を対象に，演習や語学などを除く，主に 1 年次生向け科目の聴講生としての受講を認めているが，全体的に受講希望者が少なく，2007 年度以降は当該事業を中止している。

【点検・評価】

➢学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

前回の点検・評価では，基礎演習が隔週・通年ないしは半期で開催されていることにより，一部担当者から，各回の授業間隔が開きすぎて良好な教育効果が望めないという指摘があった。2004 年度からの新カリキュラムにおいてセメスター制に移行し，半期で毎週開講に統一され，改善が図られた。また，演習科目の配当年次については，1 年次だけでなく，2 年次以降も「コース演習」，「応用発展演習」，「卒業研究」を配置し，1 年次から 4 年次まで演習を履修することができるようになっている。

1 年次において経済学・経営学の基礎を学ぶカリキュラムは，現実の経済問題を学ぶ上で非常に重要であり，オリジナルのテキストを使うなど本学教員の努力と工夫が一層生かされることになった。

英語教育については，経済学部新入生全員を対象に Placement Test を行い，自分のレベルにあった英語の

クラスを登録できるようにしている。2006 年度からは，1 年次末に Exit Test も実施されるようになり，1 年次の英語履修による効果が確認できるようになった。

高大連携による科目等履修生・聴講生制度やチャレンジキャンパスプログラムなどは，高校生の学問に対する意欲の啓発と進路意識の向上を目的とした制度であるが，在学生にもよい刺激となっており，また，本学への受験意欲の喚起という効果も現れている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

1 年次生向けの情報関連科目群と「基礎演習（必修）」において，パソコンを活用した授業を行う教員が増加している。しかし，情報教育機器が配置された教室数は限られており，これらを優先した場合に，2 年次生以上の情報教育機器を利用する授業との時間割配置の調整が問題となる。

「基礎演習」については学生の希望演習に所属できるようにするため，4 月初旬に説明会やオープンクラスによる説明及び学生の志望理由書による履修希望調整を行うが，「企業と戦略コース」の内容を扱う「基礎演習」に履修希望者が集中する傾向があり，第 2，第 3 志望を選択せざるを得ない学生が増加している。結果として，「基礎演習」の時間割配置が他科目との時間割重複を引き起こすこともあり，履修登録に不慣れな 1 年次生には，履修登録作業が複雑化している。「基礎演習」の登録のあり方は，今後の検討課題である。

最後に，英語の Placement Test の受験率はほぼ 100%であるのに対し，Exit Test の受験率は必ずしも英語の成績と直結するものではないため，80%程度にとどまっている。Exit Test は，1 年間の英語の履修効果を測る手段として有効であるが，試験日時の設定や成績とのリンク方法など検討の余地がある。なお，試験日時に関しては，従来，後期定期試験終了後に実施していたものを，受験率の向上を期待して，今年度は 12 月下旬に実施することとした。

（3）カリキュラムと国家試験

【現状の説明】

本学部関連の国家試験としては，公認会計士・税理士，国家公務員試験等があるが，本学部の学士課程カリキュラムはこれらの資格試験受験を目的としておらず，特段の配慮は払っていない。

【点検・評価】

➢国家試験につながりのあるカリキュラムを持つ学部・学科における，カリキュラム編成の適切性

上記の現状であり，点検対象がない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

資格試験のためのカリキュラム作成の必要性は，現在のところ，感じていない。

（4）インターンシップ，ボランティア

【現状の説明】

本学では，1 年次から実施しているキャリア教育の最終段階としてインターンシップに積極的に取り組み，単位認定している。エントリーの方式に違いがあるため，民間部門と公共部門の 2 つに分けている。前期に「準備講座」，後期に「実習」と合わせて履修させ，合計 4 単位を認定している。

2003 年度から 2006 年度までは，本学部生を中心として，毎年民間部門のクラスで 60 名程度，公共部門のクラスで 20 名程度の学生が履修と実習を行った。2007 年度からは，文系 3 学部が合同で開講している。

ボランティア活動の単位認定は実施していない。

【点検・評価】

➢インターンシップを導入している学部・学科等における，そうしたシステムの実施の適切性

前期の「準備講座」授業では，実習の目的や実習先団体の活動について各自調査を行わせ，ディスカッションや発表などを行っている。インターンシップ実習の教育効果を上げるには，実習生による事前学習や心構えを高めることなどが重要である。単に実習先の選定に腐心することだけで，このような取り組みを学生の自主的学習に委ねることは，大変難しい。準備講座を通じて各自の問題意識がより明確になると同時に，グループワークを通じてコミュニケーション能力が高まり，実習に対する不安も払しょくされるため，自信を持って実習に臨むようになった。

また，マナー講座やエントリーシートの記入方法など，実際の就職活動やその後の社会人としての活動に直結した指導を適時実施しているため，インターンシップとの相乗効果が極めて高い。高度職業人の養成を目的とする本学の教育に適した内容と言えよう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

実習の目的や実習希望先が様々で，企業や団体の受け入れ方法も変化が激しい。多様なニーズに応えるため教員の負担もかなり重いので，受け入れ学生人数に制限（上記）を設けている。そこで，就職課から発展的に改編した「キャリア支援センター」と連携し，対外的な事務を処理することで，教員の負担を軽減させた。これにより，よりきめ細かい指導が行えるとともに，幅広いニーズに応えることができると考えている。今後は，さらに同センターとの適切な協力を進めていくことが適当と思われる。

（5）授業形態と単位の関係

【現状の説明】

授業科目ごとに定められた単位数は，45 時間のまとまりを持つ学修を 1 単位相当の学修としている。授業の教育効果を上げるには，授業時間のほかに予習・復習を含めた自発的な学習時間が当然必要であり，各授業担当者は適宜課題を出して成果物の提出を求めるなど，学生の積極的な学習を促している。この授業時間外の学習時間も考慮に入れ，現行カリキュラムの本学部の開設科目の単位数は，次のとおりになっている。

① 講義科目

毎週 90 分（2 時間とみなす）の授業が週 1 回半期 15 週行われる科目で，その単位数は 2 単位である。

② 演習科目

双方向的な授業形態がとられる点で講義科目とは異なるが，単位計算上は①と同様に考え，週 1 回半期 15 週をもって 2 単位としている。なお，「卒業研究」（4 年次演習）は隔週 1 回で 15 週行われるが，授業と研究成果の両者を合わせ 4 単位としている。

③ 外国語

毎週 90 分（2 時間とみなす）の授業が週 1 回半期 15 週行われる科目で，その単位数は 1 単位である。

本学部の各授業科目について，出席時間数，授業への参加状況，随時行う試験やレポート（課題提出物）

などの成果物，質疑・応答も含めた発表・プレゼンテーションや，各学期末の定期試験などを総合評価し，合格した場合に単位が与えられる。

【点検・評価】

➢各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における，その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

上記のように，正規の授業時間に加えて，学生自身による予習・復習を含めた自発的学習時間が当然必要であり，自発的学習を具体化するため，各授業担当者は適宜課題を出し，成果物の提出を求めるなど，学生の学習を促している。より具体的に述べれば，演習での発表の義務づけ，発表に基づく積極的な質疑・応答などの意見交換を実施させる場合や，毎回，課題に基づく小レポートを提出させ，それに基づく討議を義務づける授業も多く見られる。また，講義科目においては，毎回の授業終了時に授業内容の要約や小論文を提出させ，その提出物について評価を行うなどの場合もある。定期試験を実施せずに平常点で評価する授業も存在するが，そうした授業においては，原則として毎回，学生の積極的な授業への参加を義務づけたり，小テストを実施することで，学生が相当の時間を予習と復習に費やすように運営している。

以上のような取り組みにより，各授業科目における単位数は概ね妥当なものと考えている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

厳格な総合評価の実施に伴い，定期試験以外の多様な課題が課され，出席状況の調査もより詳細に行われてきている。それに伴い，多様な評価材料から客観的な評価を引き出すことには複雑さが生じることにもなる。客観性の実現については，外国語や演習科目など比較的少人数で受講者の把握が容易な授業では綿密な状況把握に基づく客観的評価の実現は可能であるが，多人数の授業においては，その徹底には困難な点が残存していると思われる。このため，他学部や他大学での有効な対処法を調査するなどして，その改善に現在努めている。

（6）単位互換，単位認定等

【現状の説明】

① 大学などで修得した単位の互換方法

在学中及び入学前に国内外の大学または短期大学などで履修した授業科目は，成蹊大学学則に基づき，卒業に必要な単位として，下記の留学や単位互換による認定単位及び②による認定単位とあわせて 60 単位を限度に単位認定できる（「経済学部履修要項」に明記）。

外国の大学については，本学が中期・長期の留学協定を結んだ諸大学並びに学生からの申請の都度本学部が適切性を審査し，認定する大学を対象に，留学中の修得科目のうち 60 単位までを限度に単位認定する（審査と認定は，「成蹊大学経済学部外国留学に関する内規」の規定に従い，厳密に行われる）。また，国際教育センターが主催して米国，英国等の大学で行われる短期留学プログラムでの学修を修了した学生には，文化コミュニケーション科目の「外国の言語と文化」，あるいは応用発展科目の「外国の社会と経済」として，単位認定される。

単位互換に関しては，2 年次生以上を対象に，武蔵野地域 5 大学（成蹊大学・亜細亜大学・東京女子大学・日本獣医生命科学大学・武蔵野大学）間の単位互換制度が 2002 年度に整備され，また，ネットワーク多摩単位互換制度が 2003 年度から設けられている。

② 大学以外の教育機関での学修及び入学前の既修得単位等の認定

一定の技能試験などに合格し，本学部において大学教育に相当する水準を有すると認めた者には，①による認定単位とあわせて 60 単位を上限に単位認定する制度が適用される。例えば，簿記検定 3 級合格者には「基本簿記」2 単位が「S」評価で認定される。2007 年度では，技能試験によって単位認定された本学部生は 151 名にのぼる。なお，受講者及び合格者が少ないなどの理由により，2008 年度から単位認定を目的とした数学と情報処理の Placement Test は実施を取り止めた。

転部生については，元の学部での既修得単位のうち，教務委員会において適切と認められた単位に関して単位認定を実施している。定員に余裕がある場合に実施される学士入学・転入学・編入学に関しても，同様の単位認定手続きが行われる。

【点検・評価】

➢国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第 28 条第 2 項，第 29 条）

上記のように，本学部では，国内外の大学などでの学修における単位認定や入学前の既修得単位認定などについて，「成蹊大学経済学部外国留学に関する内規」や「経済学部学生の在学中又は入学前に他大学等において修得した単位等の認定に関する内規」に詳細な規定を設けた上で，極めて適切な運用を実施している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学部では，入学前の既修得単位認定において，認定の対象となる学修に期限をつけていない。今後，学生が多様化した場合を想定すると，入学前の既修得単位認定の対象学修に何らかの期限をつけるべきかを検討する必要があると考えられる。また，単位認定対象試験のうち「経済学検定試験」（ERE）など昨今受験生が増加している検定に関しては，資格取得難易度の適切性を教務委員会で随時検討する必要があると考えられる。

（7）開設授業科目における専・兼比率等

【現状の説明】

本学部の開設授業科目に占める専任教員担当科目数の比率は，専門教育では 78.2%，教養教育では 42.3%である。全体では，ほぼ 60%が専任教員の担当である。基礎演習，コース準備科目，応用発展演習等の重要科目はすべて専任教員だけで担当している。

なお，2004 年度から，英語については国際教育センターでの常勤講師（任期付き）の雇用が可能になり，専任教員担当比率の低下が若干なりとも抑えられている。

【点検・評価】

➢全授業科目中，専任教員が担当する授業科目とその割合

教養教育において専任教員担当比率が低くなるのは，財政の健全性を維持しつつ，外国語・健康スポーツ科目等の低年次科目のクラスサイズを適切に保つためにはやむを得ない面がある。専門教育における専任教員担当比率は 80%近くに達しており，概ね適切と認識している。

➢兼任教員等の教育課程への関与の状況

兼任教員は，本学他学部の専任教員と非常勤講師とに分かれるが，いずれも教務委員会が，必要に応じて

授業運営に関する学生の要望，定期試験の運営などを伝えている。教育内容それ自体についての要望は，教務委員会から直接に行うよりは，任用の際の仲介を行った専任教員から伝えるのが普通である。

また，兼任教員が担当する専門教育の授業内容は，任用時に学部の仲介者から十分説明することを別にすれば，大体において担当者に任されており，それで問題が生じた例は少ない（数少ないが，休講が多いなどの苦情が出たケースについて，教務委員会・学部執行部が処理したことはある)。教養教育の兼任教員の大半は非常勤講師であり，数も多いので，教育内容について問題が発生することは時々ある。多くの場合は教務委員会が調整にあたるが，事案によっては学部執行部が対応することもある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教養カリキュラムの全学化についてしばしば述べてきたが，この導入と同時に，助教の導入及び常勤講師制度の拡大が予定されている。また，専任教員の教養教育への寄与を拡大すべきことも検討されており，各学部の責任で成蹊教養カリキュラムに出講すべきミニマムのコマ数を決めることも検討されている。これらが実現すれば，教養教育における専任教員担当比率の向上に役立つとともに，カリキュラムの全学化の検討に伴って新たに作られた成蹊教養カリキュラムの運営組織によって，授業運営についての管理が従来よりも組織的に行われることが期待される。専門教育については，早急に改善すべき事項は見当たらない。

（8）社会人学生，外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

外国人留学生のうち，協定先大学から 1 年以内の期間受け入れる者（協定留学生）は本学国際教育センターが窓口になり，日本語教育・生活面でのケアを担当する。協定留学生が本学部への所属を希望した際には，一般の本学部生と同様に処遇するが，学部教務委員会の下部組織として AAB 委員会（Academic Advisory Board）があり，委員の 1 名は国際交流担当として，受入協定留学生の学習相談に応じる。本学部は，受入協定留学生と一般の学生とが勉学を通じて交流することを望んでおり，その観点から少人数演習への所属を弾力的に認めている。また，英語を母語とする，あるいは得意とする留学生が比較的多いので，授業のうち英語で行われるものや国際社会プログラムの英語科目に参加させ，一般学生との教室での交流を深める機会をなるべく設けている。

協定留学生ではない一般留学生も，時として入学する（AO 入試を経て入学する場合が多い)。入学後は一般学生と同様に扱っており，教育課程上の特段の配慮は行わないが，カリキュラム中には外国人留学生に関する授業科目が定められており，日本語科目が「外国語」として選択可能である。

社会人（及び帰国生）には，AO 入試を通じた受け入れ窓口がある。入学後は一般学生と同様に扱っており，教育課程上の特段の配慮は行っていない。

【点検・評価】

➢社会人学生，外国人留学生，帰国生徒に対する教育課程編成上，教育指導上の配慮

協定留学生の受け入れの際は上記のような若干の配慮をしており，特段の問題は発生していない。

本学で受け入れている協定留学生のかなりの部分は，日本語力が必ずしも十分でないため，特定学部に所属せず，国際教育センターが提供する日本語研修授業をもっぱら受講して帰国する。この場合，一般の学部生との交流機会が失われがちになる。これは，本学部固有の問題というより全学的な問題であるが，せっかくの交流機会を十分に活用できていないということであり，惜しまれる。

AO 入試で入学した外国人留学生等については，特段の問題は発生していない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現状で早急に対応しなければならない事項はあまりないと考えるが，受入協定留学生と一般学生との交流の活発化については今後とも努力していく必要がある。このためには，1 つには，協定相手先として日本語教育が充実している大学を増やす必要があり，最近の協定相手先の選択にあたってはこの点が重視されていると承知している。もう 1 つには，英語で行われる学部授業に受入留学生を積極的に参加させるよう配慮することである（受入協定留学生のすべてが英語を母語とするわけではないが，かなりの学生は英語能力が高い）。いずれも，現在既にこの方向での努力がなされているが，今後ともその方針を強化する必要がある。

3．1．1．2　教育方法等

(1) 教育効果の測定

【現状の説明】

従来，本学部では，個別科目における成績評価（別掲）以外には，教育効果の測定を行う方策はなかったが，2004 年度より全学統一の GPA 計算基準に基づき，本学部全学生の GPA（Grade Point Average）を算定し，学期（セメスター）ごとに各人の成績通知表に出力する体制を整えた。GPA 制度の導入以後は，GPA 値を，学生への履修指導，履修制限，学生表彰，奨学金受給者の選考等，多方面に活用している。

また，2006 年度より，英語科目について Exit Test（到達度テスト）を導入した。同テストでは，1 年次の授業の終了時に 1 年間の英語学習の到達度を測定するものであり，その成績を 2 年次の英語クラスの編成に活用している。このほか，一部の学生は，経済学検定試験（ERE）や簿記検定を受験することで，自身の学習成果を積極的に測っており，本学部もこの検定試験の結果による単位認定を行うなど，受験を奨励している。

【点検・評価】

➢教育上の効果を測定するための方法の有効性

本学部では，経済学と経営学を一体化させ，学生が各自の問題意識や進路希望に応じて柔軟かつ多様な履修計画を組めるカリキュラムを 2004 年度から提供している。この点で，在学中の教育効果を卒業論文に集約できる文学部系の学部学科とも，JABEE 制度に適合する体系的かつ厳格なカリキュラムを提供できる理工系の学部学科とも異なり，本学部においては教育効果の一元的測定は困難である。ましてや，単一の検定試験によって多様なニーズを有する学生の教育効果を測ることも困難である。このため，GPA 制度は，唯一の総体的な効果測定法と言えるものである。すなわち，GPA 値は，自身の設計した履修計画に対して，各自が全体としてどこまで努力し，成果を上げたかを知る重要なメルクマールとなっている。GPA 制度の導入直後は，「各科目の担当教員によって成績評価の基準が同一でないのではないか」という危惧が全くないわけではなかったが，本学部では，S 評価，A 評価の割合に一定程度の基準を設けることによって，授業担当者間の不均整が生じることを防いでいる。現在のところ，制度自体，また，本制度を活用した履修指導等の取り組みは円滑に機能していると見てよい。

一方，2006 年度より導入した英語の Exit Test は，国際的なコミュニケーション能力の向上を期待する本

学部の教学上の狙いを，さらに具現化しようとする取り組みであり，今後の成果が大いに期待される。しかしながら，前述のように，約 2 割の未受験者が看取されるなどの問題点がある。

➢卒業生の進路状況

本学部生の就職決定率(就職希望者数に占める就職決定者の割合)は,2005 年度 99.5%,2006 年度 97.0%,2007 年度 99.5%と，非常に高い値で順調に推移している。就職のうち，1.3%が公務員，0.3%が教員によって占められる以外は，大多数が民間企業への就職である。民間企業就職者のうち，約 60%が上場企業（及び上場企業を持ち株会社にする企業）への就職，規模別にみると約 75%が従業員 500 名以上の大企業への就職である。就職以外の進路では，3 カ年を平均すると,「進学」が全卒業者の 1.4%,「国家資格受験や教員採用試験，進学の準備」が 3.7%,「家事手伝い・一時的な仕事」が 1.9%である。

上記のような好調な就職実績が，教育効果に連動しているかを客観的に示す論拠は，残念ながら存在しない。しかし，以下のことは教員の日常的な感覚の中から指摘できる。

① 他大学，他学部に先駆けて導入した本学部におけるキャリア教育の体系が功を奏し，学生が明確な進路意識を大学入学後の早い時期から抱くようになっている。

② 本学・本学部及び同卒業生の過去 40 年にわたる努力が，本学・本学部卒業生に対する信頼を社会で勝ち得るようになっている。

③ 本学部特有の選抜クラスである「国際社会プログラム」及び「情報分析プログラム」の所属学生が，就職活動においても積極的な活動を展開し，他の学生に対しても良好な刺激を与えている。

④ 公務員の経済職，金融機関の総合職，シンクタンク，会計事務所等への就職など，本学部で身につけた専門性が就職に直結している事例も少なからず見いだすことができる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

GPA 制度をより効果的に維持するとともに，英語の Exit Test の運用改善に努め，本学部の卒業生に対する社会的信頼性を引き続き確保し，また，それを一層高めるべく，今後も努力を続けていくことが肝要である。その際，本学部と，キャリア支援センター，国際教育センターとの間で，それぞれの領域において，一層効果的な連携によって，教育効果を推し量る仕組みを整えていかなければならない。

（2）成績評価法

【現状の説明】

授業形態と単位認定との関係については,3.1.1.1 の（5）を参照されたい。ただし,以下に述べるように,本学部の各授業科目について，出席時間数，授業への参加状況，随時行う試験やレポートの成果，定期試験の成績などを総合評価し，合格した場合に単位が与えられるのを原則としている。

成績評価に関しては，2001 年度より，成績評価の方法を明記するなどシラバスの標準化を図るとともに,評価制度の見直しを行い，GPA（Grade Point Average）制度を 2004 年度から全学一斉に導入した。

本学の GPA 制度の詳細については前述の大学の共通項目に記載されているとおりであるが,GPA の数値は,学内では奨学金の選定などに使用されるほか，本学部では履修指導に活用している。優秀な学生に対しての特別表彰制度（GPA 上位 10%以内）や早期卒業の要件の 1 つ（通算の GPA が 3.46 以上），また，2 年次以上の配当科目を履修するための要件の 1 つ（連続する 2 学期の GPA が両方とも 1.0 以上），退学勧告制度の要件の 1 つ（学期ごとの GPA が 3 学期連続して 1.0 未満の者）の指標としても広く活用している。

【点検・評価】

➢厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法，成績評価基準の適切性

2004 年度以降，GPA 制度の導入により，学生はより計画的な学修を，そして教員はより厳格な成績評価及びその方法を明示することとなったが，成績評価基準の適切性を維持するために，2004 年度より，本学部開講科目の成績評価ガイドラインとして，以下の 2 つの基準を設けている。

① 講義科目では，S の割合は 15%，A は 25%を目安とし，GPA の分布に偏りがないように配慮する。

② 演習科目や外国語科目，実習系科目などの少人数で行われる授業については，出席や提出レポート，プレゼンテーション，発言などの点を考慮して成績評価をするが，特に分布の目安は設けない。

また，前回の自己点検・評価で，シラバスや最初の授業で成績評価の基準を受講生に明示した上で，厳格で多面的な成績評価を行う必要性が指摘された。この対応策として，学期末の定期試験やレポートのほかに，出席状況，口頭試問，授業内の小テストや課題レポートの提出など，さらに多面的な評価を行う教員が増加した。また，シラバスには，成績評価の仕組み（定期試験，レポート，出席状況など）及び各項目の評価割合を明確に記載することとし，2008 年度からは，その割合をパーセント表示で示すこととされた。

さらに，前回の自己点検・評価で指摘された，受講者が多い授業における出席調査が困難である点については，ティーチング・アシスタントなどによる授業補助制度の活用が考えられるが，未だ改善には至っていない。

➢履修科目登録の上限設定等，単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

卒業要件として学生が修得すべき単位数について，学生が各年次において 1 年間に履修科目として登録できる単位の上限を，本学部では 40 単位と定めている（例外として，①前年度までの通算 GPA が 3.20 以上である者，②国際社会プログラムあるいは情報分析プログラムへの登録が認められた者，③教職履修者，には履修科目登録の上限設定を 48 単位とし，学習意欲のある者に対して配慮している）。履修単位を 40 単位に制限することで，各履修科目の学習時間が確保され，前述の小テストの実施等による予習・復習の時間の確保とあわせ，単位の実質化を図るための措置として，概ね適切に運用されていると考えている。

また，本学部では，学生の勉学意欲の向上を図り，かつ，留学・就職活動等を支援するために，在学または入学前に他大学等において修得した単位または行った学修（英検，TOEIC，簿記検定，経済学検定試験など）を本学部で修得した単位として認定している。特に，認定対象試験及び認定科目・単位数は多岐にわたり，成績評価は S 認定としている。これによって，多くの学生が認定対象試験の学修に取り組み，学習意欲の向上に効果を上げている。

➢各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

本学部においては，先述した GPA を広く履修指導に活用し，退学勧告者，成績不振者に対する面談等や履修状況の確認にも用いており，厳格な成績評価として有効に活用している。また，早期卒業生には高い GPA 数値のハードルを用い，十分に学修効果の検証を行っている。さらに，2004 年度の学科統合に伴うカリキュラム改正にあわせて，AAB 委員会（Academic Advisory Board）を新設し，各年次に教員を配置して学生へのきめ細かな履修指導を行うなど，学生の質を検証・確保するための努力をしてきており，適切な対応がなされている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

認定対象試験が頻繁に改廃されるため，履修要項に記載された認定対象試験が実情とそぐわなくなるおそれがある。2010 年度の新カリキュラム導入に向け，認定試験の見直しを現在行っているところである。

(3) 履修指導

【現状の説明】

新入生向けには入学直後の 4 月の 1 週目に，教務委員長を中心とし，学科主任・AAB 委員・学務部職員などによる履修ガイダンスを実施する。早期卒業制度や 2 年次からのコース登録に必要な修得単位に関する説明もこの場で行う。2 年次以上の在学生向けには，新年度直前の 3 月末から 4 月初旬にかけて教務委員を中心とした教員による履修相談が実施され，この中でコース別履修相談も受け付ける。その他,「ビジネスインターンシップ」及び「公共インターンシップ」のオリエンテーションも新年度直前に実施する。

オリエンテーションに際しては,「経済学部履修要項」と「経済学部シラバス（講義要項)」の情報が学生に提供されている。2004 年度のカリキュラム改正に伴い，これらの内容を刷新し，参照のしやすさや理解しやすさが大幅に増している。また，2006 年度以降，在学生は「経済学部シラバス（講義要項)」を Web 上で前年度の 3 月 10 日頃から閲覧できるようになり, 履修に先立って講義内容を検討する期間が大幅に長くなった。学務部では，履修に関する相談を随時受け付け，相談に応じる。

「情報分析プログラム」及び「国際社会プログラム」では，10 月にそれぞれ募集説明会が開催され，翌年 3 月末に新規登録者オリエンテーションが実施されている。

演習科目については，以上の指導に加えて，特別の履修指導を行う。1 年次必修の「基礎演習」では新入生向け履修ガイダンス時に趣旨と目的の説明を行い，担当教員によるオープンクラス（模擬授業）も開催する。3 年次の演習については，前年度の 7 月に担当予定教員と各演習の内容を掲示した上で，9 月末頃に「応用発展演習 1・2」募集要項及び登録用紙を配布し，説明会を開催した上で，担当教員ごとに志望理由書や面談などによる選考が実施され，所属する演習を決定している。4 年次の「卒業研究」については前年度の 7 月に応募要領を掲示するとともに,3 年次演習の担当教員が学生の相談に個別に応じて履修を決定している。

【点検・評価】

➢学生に対する履修指導の適切性

現在のカリキュラムの目的や実際の履修方法などについて，きめ細かで丁寧な説明及び指導がなされている。特に，教務委員会及び AAB 委員会のメンバーである教員及び学務部職員が連携を取り，適切にこれらの業務を遂行していると評価できる。現行カリキュラムでは 3 年次演習は必修ではないが，2005 年度より一貫して履修率が 9 割を超えているのはこの効果もあると思われる。

前回の自己点検・評価で指摘された「シラバス」の記述が一部揃っていない点に関しては,「テーマ・概要・目標」,「授業の計画」,「授業の方法」,「成績評価の方法」,「必要な予備知識／先修科目／関連科目」,「テキスト」,「参考書」の項目ごとに記述が漏れなくされるように改善され，学生が履修科目を選ぶ際の資料として有効に活用されていることから，問題は解消されたと評価できる。

➢留年者に対する教育上の措置の適切性

2004 年度の現行カリキュラム実行時より，2 年次以上配当科目の履修制限に抵触し，かつ，コースに所属できない学生（以下,「成績不振学生」という）には特別に教育上の指導を行っている。まず，入学後の半年

時点で成績不振学生には警告の通知をしている。また,希望に応じてAAB委員が保証人及び本人と面談する。

また,本学部には退学勧告制度がある。この制度は次に掲げるいずれかの基準に抵触した際に適用するが,それ自体として退学を勧めることを目的としたものではなく,正常状態への復帰を促すことを目的とする。AAB委員は退学勧告の対象学生についても保証人を含めた面接を行い,勧告後も個別の指導を継続して行うなど,留年者に対しては手厚いフォローがなされていると評価できる。

① 学期ごとの修得単位数が3学期間連続して8単位未満の者

② 学期ごとのGPAが3学期間連続して1.0未満の者

【将来の改善・改革に向けた方策】

2007年度より開講された現行カリキュラムの「卒業研究」(4年次演習)においては,いくつかの過少クラスが存在している。3年次演習時における履修指導によって,この点の改善が望まれる。

(4) 教育改善への組織的な取り組み

【現状の説明】

2004年度から,経済学部でFD委員会を設置した。中心的な活動は,新カリキュラムの施行に伴う問題点の洗い出しと改善であった。並行して,FDへの意識づけとして必須教材と考えられる教員向けのFD用教材を各教員に配布するとともに,本学部の共同研究室にFD関連の参考資料,とりわけ他大学における積極的な取り組みを紹介した書籍資料を配備することで,教員自身による更なる啓発活動を促した。また,より幅広い情報収集を兼ねた具体的な授業方法の改善のため,定期的に学部のFD委員や若手教員などを私立大学連盟主催の合宿型FD研修会に派遣し,学部においてその報告会を開催するなどして他大学の取り組みを参考にしている。また,随時外部講師を招き,有効な授業方法を学ぶ機会を設けている。

【点検・評価】

➢学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み(ファカルティ・ディベロップメント(FD))及びその有効性

現在では,学部のFD委員会の上部組織として大学FD委員会が設置されており,学部から委員を出し,全学的な取り組みを進めている。本学部としては,この大学FD委員会との連携の下で,学部FD委員会の新たな役割や機能のあり方について再検討している最中にある。

➢シラバスの作成と活用状況

シラバスの作成においては,授業回数に従い,原則として1回ごとの授業につきそれぞれ明確に授業目標と内容を提示し,学生に授業全体の見取り図を提示し,準備にも資するように配慮してきた。また,同一科目で担当者が異なる場合に,成績評価において客観性を維持するために,科目ごとに責任者を置くなどして事前の調整作業を行ったり,共通教科書の作成・利用により授業方法まで含めて統一したりすることで,より均一な授業を確保する努力をしている。

なお,シラバスは本学ホームページで公開されているが,システム上,公開後の修正に対応できない。このため,授業計画に変更が生じた場合は,その都度授業担当者が学生に周知しているが,本学の授業支援システムである「IT's class.」にもシラバスが掲載されており,これは修正が可能であるため,授業支援システムを使用する授業担当者はこのシステムを活用して,シラバスの修正を学生に周知している。

➢学生による授業評価の活用状況

本学部では，2001 年度より，学生による授業評価を開始した。前期・後期それぞれの学期に 1 回ずつアンケートを実施している。これには，学生が自由に意見を記述する箇所も含まれている。アンケート結果は学部全体と分野ごとに集計されるとともに，担当科目についての集計が各教員にフィードバックされると同時に，専任教員については科目ごとの集計結果が学内 Web 上で学生と教職員に公開されている。現在は，個々の担当教員による改善にとどまっているが，同一科目ないし科目群の担当者が随時，意見交換するなどして，授業運営と成績評価に関して公平性・客観性が維持できるようにしている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記のような授業運営と成績評価に関する調整のための会合が行われるのは，一部の科目ないし科目群に限られるが，多くの授業科目で教員間での授業内容や授業評価に関する情報共有と，それに基づく個別的な改善が行われている。2010 年から新たにスタートする予定の成蹊教養カリキュラムにおいては，現行カリキュラムで学部別に実施されていた教養系の科目が全学共通の科目として開講されることもあり，より客観性に配慮した形で，全学的に FD 委員会が機能していくことが求められていると思われる。

（5）授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

授業は，講義，演習のいずれかの形態で行われている。基幹科目をはじめとした多くの科目が講義形式で行われ，それらの授業の大半は，テキストや配布資料を用いながら，板書やプレゼンテーション機器を利用して，一方向的方式で行われる。

一方，少人数教育の柱として演習科目を重要視し，すべての年次に配置している。1 年次「基礎演習」は必修である。2 年次以降の「コース演習」,「応用発展演習 1・2」,「卒業研究」は選択科目であるが，履修率は高い。これらの演習科目の授業は，少人数クラスであることの特徴を活かし，学生による資料の収集と処理，学生によるメディア機器を用いたプレゼンテーション，学生と教員間のディスカッションを軸に，双方向的方式で進められる。

これらの演習科目は，各年次全学生を対象とする科目であるが，それとは別に，意欲的で，より高度な学修を望む学生を対象として,「国際社会プログラム」,「情報分析プログラム」の 2 つの特別プログラムが設けられている。これらのプログラムには，少人数・双方向的な科目群を系統的に配置し，ネイティブの英語教員や多様なメディアに通じた教員が学生を指導している。

また，本学部では，入学直後の早い段階にメディア機器に慣れることを目指しており,「基礎演習」,「情報科学Ⅰ」を 1 年次配当科目としている。基本的なメディア機器の扱い（表計算，レポート作成・提出，プレゼンテーション）に習熟することで，情報に関する基礎概念を理解し，情報活用能力の修得を目指す。その後，より高度な技能を修得したいと考える学生のために「情報分析プログラム」を用意している。また，本学に導入されている「IT's class.」という IT による授業支援システムを活用する授業もある。これらの初期の授業科目で修得した基本的技能は，2 年次以降に履修するコース基幹科目，応用発展演習，卒業研究，特別プログラムなどで，資料作成，レポート執筆，プレゼンテーションに活かされている。

なお，本学は社団法人「学術・文化・産業ネットワーク多摩」に加盟しているが，そこで提供される産学連携による提携講座を遠隔授業科目として学生に提供している。詳細については前述の大学共通事項に記載されたとおりであるが，履修学生は，開設大学からインターネットを介して配信される映像を本学キャンパ

スにおいて視聴し，定期試験を経て単位を修得することができ，本学部生においても 2003 年度及び 2005 年度において，数名の単位認定の実績がある。

【点検・評価】

➢授業形態と授業方法の適切性，妥当性とその教育指導上の有効性

少人数で運営される演習科目は，本学部設立当初からの長い伝統を持ち，学生と教員の直接的な学問的触合いを通じて，専門知識の修得のみならず，豊かな人間性を涵養することにも役立てられてきた。2 つの特別プログラムに配置された授業科目では，少人数制の特徴が最大限に活かされており，その一例として，情報分析プログラムでは担当教員の指導のもと，学外の各種の統計コンクールでの入賞作品を生み出すなど，「目に見える」成果を毎年継続して上げている。

講義形式の一般授業は，ともすれば一方向的になりがちであるが，授業コメント，質問票，小テストなどを通して学生からのフィードバックを確認しつつ，双方向的授業の推進に努力する教員は少なくない。学生の興味と理解を促す上で，一定の効果を上げているものと思われる。

➢多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

本学部は小規模であるとはいえ，相当数の科目については大教室での講義形式による授業運営を避け得ない状況にある。そのような中，本学では上述の「IT's class.」を用いて講義資料や練習問題（及びその解答）の掲示，レポート課題の提出や返却，質問の受付や回答を行う形式を授業に導入している。また，このシステムを用いて，大学が学期末に一律に行う授業評価アンケートとは別に，教員個々に授業評価アンケートを継続的に実施し，授業に反映させるように努めるなど，専任教員が常に「学ぶ側」の視点に立ち，授業を補完することを念頭に置いた教育がなされている。

さらに，ビジネス・プロフェッショナルを目指す学生のために用意された「情報分析プログラム」では，「複雑な情報を読み解く」分析能力の育成を目指し，コンピュータに関する上級スキルと，情報分析能力とプレゼンテーション能力の修得を目標としている。

➢「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における，そうした制度の運用の適切性

朝日新聞社などの事業者による提携講座は，例えば朝日新聞社では，新聞報道の第一線で働く記者，編集委員，論説委員，編集局幹部などを講師とし，講座を開設する大学に派遣する形で実施されているが，このような授業への積極的な参加は，生きたジャーナリズムの現場，直面している課題，役割と意味，将来の展望を理解していくだけでなく，講師たちの視点，問題意識を知る良い機会となっており，学生自身が現代のメディア事情，社会，世界への理解を深めていくことへとつながっている。遠隔授業として実施している 3 講座は，2004 年度に朝日新聞提携講座を本学文学部で開講し，ネットワークを通じて他大学に配信したのを除き，中央大学，明星大学，東京工科大学で開設されているが，直接受講するためには，いずれの大学も本学から 1 時間以上の通学距離にあり，距離的，時間的にも厳しい状況であることから，本学に居ながらリアルタイムで他大学の特色ある授業を受講できる遠隔授業は有効である。

しかしながら，大学共通の項目でも述べてあるが，遠隔授業自体には問題はないものの，その運用においては, 例えばリアルタイムで受講するには開設大学との授業時間帯が異なり, 受講できない場合があること，視聴覚教室やティーチング・アシスタント，ネットワーク監視要員を確保する必要があることなど，いくつか運営上の問題点も散見される。

【将来の改善・改革に向けた方策】

「授業形態と授業方法の適切性，妥当性とその教育指導上の有効性」及び「多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性」の 2 点については，極めてスムーズに進められており，本学部としての改善点は特には見当たらない。

遠隔授業の実施にあたっては，配信大学との調整が必要であり，また，面接授業に相当する教育効果を保つための工夫も必要である。情報通信技術の進展により，送受信に関する技術的問題は克服されつつあるが，遠隔授業を広げるためには運用面での検討が課題であり，具体的な改善・改革に向けた方策は，参加大学間での十分な議論を待つことになる。

（6）3 年卒業の特例

【現状の説明】

例外的に成績優秀な学生が希望した場合は，3 年間で大学を卒業できる「早期卒業制度」を 2002 年度以降の新入生を対象に導入した。学士課程の修了後，さらに高度な専門知識を身につけるべく大学院に進学しようという意欲を高めるためには，大学院博士前期課程までを 5 年間で修了できる制度が有用と考え，早期卒業制度を設けたものである。本制度の最初の適用事例となった 2005 年 3 月卒業生から 2008 年度 3 月卒業生までに 13 名の早期卒業生を送り出している。卒業後の進路の内訳は，13 名のうち，大学院進学（他大学を含む）6 名，就職 4 名，海外留学 2 名，資格試験の受験準備 1 名となっている。

【点検・評価】

➢4 年未満で卒業若しくは大学院への進学を認めている大学・学部等における，そうした制度の運用の適切性

早期卒業制度は，次のような手順に従って，厳格な基準，審査の上に運用されている。

① 2 年次の終了時点で，1）卒業に必要な修得単位数の合計が 76 単位以上，2）通算の GPA が 3.20 以上をともに満たす学生が，早期卒業制度の適用を受けることができ，希望する学生は，同年次の 3 月末日までに「早期卒業登録願」を提出する。

② 早期卒業希望者は，専用の演習授業「応用発展特殊講義（経済経営ワークショップ）」を履修し，早期卒業の認定条件の 1 つである課題研究の作成に取り組むとともに，学科主任より随時履修指導を受ける。

③ 課題研究の提出を受けて，各候補者に対し，主査 1 名，副査 2 名の専任教員より構成される審査委員会が，「早期卒業認定試験」（口頭試問）を実施する。

④ 上記の認定試験において所定の成績を満たした上に，3 年次終了時において，1）卒業に必要な単位をすべて修得している，2）3 年間の通算の GPA が 3.46 以上である，の 2 条件を満たし，かつ，本人が早期卒業希望意思を継続させている場合に限り，教務委員会及び教授会での議を経て，早期卒業が認定される。

これまでの 4 年間，本学部は，上記のような手順を厳格に遵守して運用してきており，制度運用自体には現状では何ら問題はないと考える。しかしながら，以下のような状況が看取される。

制度導入の契機となったのは，大学院進学の奨励であるが，実際の早期卒業希望者の中には就職希望者も少なからず含まれる。しかし，一般の民間企業の中に早期卒業者に理解を示し，迎え入れようとする企業を探し出すことは事実上困難であり，就職先は外資系企業や政府機関などに自ずと限られてくる。このため，早期卒業の要件を満たしつつも，結果的に早期卒業希望を取り下げる学生が散見される。また，授業料等を納付する負担を軽減する目的から早期卒業登録を願い出る学生も皆無ではなく，この場合にも，実際の早期

卒業に至っていない。これらの点に関する注意を「早期卒業ガイダンス」等で喚起し，卒業後の進路を見据えた上で，早期卒業を希望するよう指導を行っている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上述したように，早期卒業の制度自体は円滑に運用されているが，本制度の基本的ポリシーが在学生には完全には理解されていないようである。このため，従来からの「早期卒業ガイダンス」おいてのみならず，その他の履修指導の機会，また，父母懇談会においても，早期卒業登録に関する諸注意を伝達する取り組みを既に開始している。

3．1．1．3　国内外との教育研究交流

【現状の説明】

本項は，教育内容（学士課程）についての点検であるから，教員の研究活動に関する事項は別項（6.研究環境）に譲る。また,「国際化」は極めて幅広い概念であるが，ここではカリキュラム上の留学制度について主に述べる（なお，本学の留学制度は学部ではなく大学全体での制度であるので，以下の記述の大半は本学他学部にもあてはまる)。送り出し・受け入れのいずれについても，留学制度の基本的目的は，学生に海外体験の機会を提供して海外への目を開かせるところにあり，特に短期留学・中期留学（下記）についてはその要素が強い。

学部段階での送り出し留学制度には，協定留学・認定留学の 2 種類がある。協定留学は，本学と外国大学との間の個別の留学協定によって実施されるものである。認定留学は，学生個人が留学先を開拓してきたものについて，学籍上「留学」と扱う（休学としない）ものである。

協定留学には短期・中期・長期の 3 種類があり，それぞれ 1 カ月，半期，1 年をめどとして海外の協定校に派遣する。短期・中期留学（送り出しのみ）は 10～30 名程度の規模で行い，派遣先は，米国（1 校）・英国（3 校）・中国（1 校）・タイ（1 校）である。長期交換留学の派遣先は，英国（1 校）・米国（1 校，送り出しのみ)・オーストラリア（3 校)・韓国（1 校)・フランス（1 校)・ドイツ（2 校)・タイ（1 校）である。

また，認定留学と協定留学との中間的な形態として，JSAF プログラムがある。これは，本学が外部の仲介機関である日本スタディ・アブロード・ファンデーションと協定を結んで実施しているもので，学生は JSAF を通じて留学先を選定し，学内手続きを経て協定留学と認められる。

学校間協定に基づく受け入れ留学は，長期（1 年）が原則である。受け入れ先は長期交換協定の送り出し先と同じである（米国の 1 校を除く)。受け入れ生は大部分が学部レベルでの受け入れであるが，先方の希望により，大学院レベルの授業を履修させることもある。

留学制度を中心とする国際交流は，本学では国際教育センターが一括して所管しており，各学部の所管ではない。受け入れ生は本学の国際交流会館に居住するのが通例で，同会館には本学の一般学生の希望者から選抜された学生をアドバイザーとして居住させ，学生間の交流の促進を図っている。

本学と交換留学協定を結んでいる外国大学への留学者は，学費は協定上相互に免除されるので，送り出し先大学には授業料納付の必要はない。在外中の本学の学籍は「留学」として扱われ，本学への学費は 3 分の 2 が免除となる。これに加えて，年額 45 万円の奨学金（成績優秀な場合，その倍）が与えられる場合がある。

中期留学については，留学費用は全学自己負担であるが，留学学期（半期）の学費は全額免除されるほか，成績により，10 万円の奨学金がある。短期留学については，学費の減免はなく，費用も全学自己負担である。

ただし，成績により，10 万円の奨学金がある。

認定留学については，外国大学への学費は全学自己負担であり，在外中の本学学費は 3 分の 2 が免除となる。成績により，年額 66 万円の奨学金が受給可能である。

なお，交換協定による受け入れ留学生は，本学への納付金を免除される（生活費は自弁）。国際交流会館の入居費にほぼ相当する奨学金を与える場合がある。なお，このほかに，三菱グループ各社からの寄附金を原資とする「三菱留学生奨学金」（年額 120 万円～220 万円）の運用が 2008 年度から始まった。

留学制度以外の措置としては，外国人特別教員の招聘制度（半期）があり，国際社会プログラムの授業を担当させることを主目的として随時活用されている。

【点検・評価】

➢国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

短期・中期の送り出し留学については，協定先と国際教育センターが協力して授業内容（主として語学研修であるが，講義やインターンシップが含まれる場合もある）を綿密に調整しており，教育内容は問題ない。長期の送り出しの場合の学習内容は学生個人の選択によるが，国際教育センター及び本学部 AAB 委員会の担当者・所属演習の担当者などが随時アドバイスしており，問題は特にない。

留学に関する特殊事情として，危機管理の問題がある。近年の経験でも，国際情勢の影響でテロそのほかに巻き込まれる危険がないとは言えないので，送り出しに際しては，国際教育センターと大学執行部との連携を密にするほか，参加者に対する出発前のオリエンテーションの充実に配慮している。

➢国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

上を望めばきりはないが，長期協定留学を中心とする本学の送り出し留学奨学金制度は相当程度に充実している。ただし，長期協定留学への参加者全員に奨学金を必ず支給する制度にはなっておらず，語学要件等をクリアする必要がある。これについては賛否両論があり得るが，奨学金の獲得には競争的要素を加味するのが適切と判断している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

以上のように，本学の現行の留学制度はかなり充実してきたが，長期交換留学については協定先の一層の拡大を図る余地がある。従来，アジア地域の協定先がやや不足していたと思われるが，最近では韓国が加わったほか，中国上海にある 2 大学とも協定を締結する予定である。また，北米地域の協定先も増やす必要が感じられるが，これについてもカナダの 1 大学と協定を締結し，具体的な改善が図られている。

また，上記のように，現状の奨学金制度は既に相当の水準に達しているので，急いで充実を図る必要性はそれほど高くないと思われる。中・長期的には，送り出し・受け入れの双方にわたり，一層の充実を図る必要があると思われるが，具体的な施策は今のところ検討されていない。

3．1．2　工学部

3．1．2．1　教育課程等

（1）教育課程

【現状の説明】

工学部では，科学技術の進展に寄与する人材は，技術者・研究者としての基本的知識を持つとともに，人間性豊かであるべきと考えてきた。そうした総合力を有する人材を養成することを教育の基本理念として，学生の自主性を涵養し，新しい問題に挑戦し，自らの力で考え，これを解決していく力をつけるための教育を実践してきた。

これからの社会的要請に応えられる水準の技術者･研究者としては,基礎学力とその応用力が必要である。それらは狭い視野にとらわれず，広くサイエンスを学ぶことにより培われる。本学部では，教養科目と専門科目の配置をくさび形にして，基礎科目を重視しつつ，低学年から多くの専門科目が学べるような科目配置とし，興味を喚起しながら広い分野から徐々に深い専門を学習できるようにしている。バラエティに富む科目履修の実践に対しては，他学科開講科目の履修制度の弾力的運用や，希望者に対して語学教育で短期海外派遣教育を実施するなど工夫を凝らしてきた。

外国語教育については英語を必修とし，工学に役立つ英語として技術英語を，また，ネイティブ・スピーカーの教員によるオーラル英語教育などを開講し，充実させてきた。コンピュータ教育については 1 年次よりプログラミング演習を開講し，その基礎を醸成するとともに，興味を喚起するように努めてきた。

専門科目の配置は，基礎的な専門科目を幹として，しっかりした土台の上に応用的知識を積み上げるような系統立った科目の履修システムをとり，学科によっては先修科目制度を採用している。4 年次には，卒業研究を必修として課し，マンツーマンのきめ細かい指導が行われているのも特徴であり，1 つのテーマを掘り下げて研究することで，新しい技術を開発する喜びを体験できるようになっていた。

【点検・評価】

➢教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第 19 条第 1 項）

各学科の卒業所要単位は 132～135 単位である。主要な科目は必修科目としているが，学生が主体的・自主的・計画的に学習できるよう，専門科目の限定必修または準必修科目と選択科目を多く開講し，選択の自由度を高くしている。また，1 年次前期から専門科目を配当し，後期からは学生実験も開始し，早期に専門分野に接することによって，大学入学時の目標に向かって充実感を持って学習できるように，学習意欲を喚起している。さらに，専門基礎科目においては，知識の確実な修得を目的として，講義と演習を組み合わせることにより，学生の理解度の適切な把握に努めており，教育課程の体系性が確保されているものと考えている。

➢教育課程における基礎教育，倫理性を培う教育の位置づけ

倫理性については，各専門科目において各教員がそれぞれ倫理教育を行ってきた。特に，応用化学科においては「工学倫理」，機械工学科と電気電子工学科においては「技術者倫理」と題する科目を開講し，技術者としての倫理を涵養してきた。

➢「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的，学問の体系性並びに学校教育法第 83 条との適合性

「現状の説明」で述べたように，専門科目を 1 年次から 4 年次まで系統立って配当し，基礎を固めた上で応用的知識を修得させるなど，カリキュラムは本学部の基本理念に基づく構成となっており，学校教育法第 83 条に適合している。

➢一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い，豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

法学，社会学などの社会科学系科目や生物学，天文学などの自然科学系科目を配置し，総合的な判断力を培うことができる。また，哲学，文学などの人文系科目も配置し，豊かな人間性を涵養できる。これらを通して，全体として幅広く深い教養が身につけられるようになっている。

➢外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため，外国語能力の育成」のための措置の適切性

英語科目のいくつかを必修とし，また，工学に役立つ英語科目を多数開講しており，適切に外国語能力の育成を図っている。

➢教育課程の開設授業科目，卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性，妥当性

一般教養科目 38 科目（人文系 10，社会系 15，自然系 13），保健体育 9 科目，初修外国語科目 32 科目，英語科目 20 科目を開講し，各学科の卒業所要単位 132～135 単位のうち 28 単位の修得を課している。修得単位数は卒業所要単位数の 20%程度であるが，科目数としては全科目数の約半分を占めており，これは，学生の希望に沿って広い範囲の中から興味ある科目を選択できるように配置しているためである。

➢基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

専門基礎教育については共通基礎（一般教養）に属する基礎教育の専門教員が担当し，入学時から大学上級学年における専門性の高い教育へ，その知識が無理なく積み重ねられるように配慮している。また，その運営にあたっては，学科の教員との連携を密にすることにより，更なる充実を図っている。

➢カリキュラム編成における，必修・選択の量的配分の適切性，妥当性

学生の学習の希望に沿うよう，多岐にわたる選択科目を用意し，学生の自主的な選択を尊重している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

理工学部の項で述べる。

（2）カリキュラムにおける高・大の接続

【現状の説明】

高等学校における，特に専門科目に関係する学習内容の減少，あるいは入学試験の多様化によって，入学生の間に学習内容の偏りが発生している。このため，大学において専門教育を行う前の基礎教育の段階にお

いて，特に，数学・力学・英語などの基礎科目において，各学生の学習内容の偏りを補完すべく，いくつかの対策を施している。

また，高校生に対して，大学の教養科目の一部を聴講できる制度を設けて，進学や専門科目の積極的な履修に興味が湧くように図っている。

【点検・評価】

➢学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

高等学校における学習内容の減少及び入試の多様化に伴う高等学校での数学，物理など基礎的科目の履修状況の多様化に伴い，入学生を大学専門教育へ円滑に移行させるための対策が必要となっている。1つには，柔軟なカリキュラムの実施及び指導方法の改善である。例えば，応用化学科では本学部の他学科に比較して，微積分や物理の未履修生が増加したことが問題となった。同様の事態が他学科でも認識され，2002年度からは本学部共通として，物理，数学について，入学時に実施するPlacement Testに基づく到達度別クラスを設定し，高等学校での履修が不十分な学生に対しては補習を実施するなど，専門教育へ円滑に移行できるように工夫を図った。

さらに，1年次に開講されている専門基礎科目においても演習を積極的に実施し，学生の理解度を確認しながら講義の進行速度を調節するなどの種々の努力を行っている。また，授業形態においても理解度を向上させるため，視覚教材も多く取り入れるなどして，できるだけ多くの学生が講義に対し，興味を持ち，さらに理解度を深めるような工夫をしている。

なお，公開している一部の教養科目に対し，主として近隣の高校生が聴講している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

入学時の学力差の拡大に伴い，大学の専門教育への移行のための必然性から学力の低い学生に対しての理解度の向上に主眼を置くことは意義のあることではあるが，一方で，能力の高い学生に対しては，特に1年次前期においては講義の進行速度が遅く，また，既に理解済みの内容であることも多いために，学習意欲の低下をもたらすことが懸念される。したがって，さらに各科目で到達度別クラスの実施や補習クラスの充実を図るなど，個々の学生の能力に応じたきめ細かい対応が必要である。

(3) カリキュラムと国家試験

【現状の説明】

電気電子工学科においては，所定の科目を修得することにより，総務省無線従事者及び経済産業省電気主任技術者試験免除資格または総務省電気通信主任技術者・工事担任者試験一部免除の資格が得られる。

経営･情報工学科においては経済産業省情報処理技術者試験，応用化学科においては危険物取扱者試験等，それぞれ国家資格試験合格に向けて役に立つ科目を開講している。

【点検・評価】

➢国家試験につながりのあるカリキュラムを持つ学部・学科における，カリキュラム編成の適切性

無理なく実施できている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現状で何の問題もなかった。

(4) インターンシップ，ボランティア

【現状の説明】

機械工学科，物理情報工学科において，インターンシップ科目を設置している。

機械工学科においては,「工場実習」の名称で，必修科目としてインターンシップを実施していたが，受け入れ可能な企業が減少し, 継続困難な状況となっている。物理情報工学科においては,「実地演習」の名称で, 選択科目として設定していた。

【点検・評価】

➢ **インターンシップを導入している学部・学科等における，そうしたシステムの実施の適切性**

理工学部の項で述べる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

理工学部の項で述べる。

(5) 授業形態と単位の関係

【現状の説明】

授業の単位数は，講義については週 1 コマ 2 時間（半期 30 時間）に対して 2 単位，外国語及び体育実技に関しては週 1 コマ 2 時間（半期 30 時間）に対して 1 単位としている。数学，物理，化学，プログラミングなどの 1 年次配当の基礎科目の演習に関しては，教育効果などを考慮し，週 1 コマ 2 時間（半期 30 時間）に対して 1～2 単位としている。また，実験科目に関しては，週 2～3 時間（半期 30～45 時間）に対して 1 単位としている。さらに，1 年間で実施する「卒業研究」に対しては，週 30 時間（前期 450 時間，後期 450 時間）に対し 10 単位を認定している。

【点検・評価】

➢ **各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における，その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性**

各科目の単位数に関しては，個々の科目の性質及び教育目的･目標に従って適切に計算されている。また，個々に教育上の配慮が必要な演習及び実技の単位数に幅を持たせる配慮も行われており，適切なものと考える。

【将来の改善・改革に向けた方策】

特に問題はなかったが，課題については理工学部の項で述べる。

（6）単位互換，単位認定等

【現状の説明】

まず，本学学則第 37 条の 2，第 37 条の 3 及び第 37 条の 4 の規定により，他大学・短期大学（外国の大学等を含む）での履修，本学以外の教育施設での学修，あるいは入学前の既修得単位の認定は，それらをあわせて 60 単位を超えない範囲で認められる。

単位互換に関しては，武蔵野地域 5 大学（本学と武蔵野大学，亜細亜大学，日本獣医生命科学大学，東京女子大学）及び社団法人学術・文化・産業ネットワーク多摩における単位互換制度の実施により，2 年次生以上の学生は，在学中 12 単位までの履修及び単位認定を受けることが可能となった。この制度により単位認定された科目は，教養科目の単位として卒業所要単位数に算入される。なお，応用化学科では，日本獣医生命科学大学が提供する一部の科目について，専門選択科目としての認定も実施している。本学部の制度は，理工学部にも引き継がれている。

【点検・評価】

➢国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第 28 条第 2 項，第 29 条）

近隣大学間での単位互換制度の実現は，大きな前進であった。学生にとって移動時間も少なく，現実的かつ実質的に各大学の特徴とする開講科目を履修することができる。海外の大学との協定留学に関しては，協定留学対象校も数多くあり，長期留学（原則 1 年まで。最長 2 年），短期留学とも派遣実績がある。長期及び中期留学による単位認定については，帰国後に留学先の授業内容や成績などの資料をもとに認定している。短期留学については，英語・教養科目の中に認定用の 7 科目（「海外研修講座 1～4」，「外国の科学技術」及び「英会話研修 1・2」）があり，さらに専門科目では，各学科で判断した相当する科目の単位として認定される。また，外国語に関しては，英語では TOEFL の所定以上の点数の取得やドイツ語・フランス語の所定の検定試験に合格した場合には，それぞれ英語科目または教養科目の外国語として単位認定しており，いずれの単位認定においても適切な運用がなされている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

単位認定については，今後ますますその必要性が高まるであろう。大学間の相互理解を深め，幅広いカリキュラムの中から学生が自由に学ぶ科目を選択できることの意義は大きいと考えられる。ただし，単位互換制度をより効果的に実施するためには，今後，各大学間の学則の違いを調整するために，成績評価基準，所属大学の主体性維持を目的とする履修制限と選択範囲の拡張とのバランス，時間割における配慮などの運用規則を整備することが必要と考えられる。

また，現在，英語及び外国語において実施している単位認定に加えて，学生の学習意欲を喚起するためにも，各種資格試験などによる単位認定も各学科で実施する方向で積極的に検討する必要がある。

（7）開設授業科目における専・兼比率等

【現状の説明】

各学科ともに，主要な専門必修・実習・演習科目の大部分を専任教員が担当している。ただし，一般教養科目及び外国語（英語），数学，物理系基礎科目においては，専任教員がそれぞれの分野に対し 1～2 名しか在籍していないため，多くを非常勤講師に依存せざるを得ない状況であった。

【点検・評価】

➢全授業科目中，専任教員が担当する授業科目とその割合

専門基礎科目や多人数履修科目においては，複数人数が同一科目をクラス分けして担当しており，全体における割合への影響も大きく，単純な計算が困難であるが，概略は以下のとおりである。

一般教養科目及び外国語において専任教員が担当する割合は，1～2 割程度である。また，数学，物理，化学系専門基礎科目については，ほぼすべての科目を専任教員が担当しているが，クラス分けした場合の担当割合は 3 割程度になる。

一方，学科固有の専門必修科目，限定必修・準必修科目については，8 割以上を専任教員が担当している。学科専門教育における基幹科目についてはほとんどを専任教員が担当し，学生の理解度を確認しながら他の科目との関連性も考慮し，教育を実施している。また，選択科目においては，専任教員の担当割合は 4 割以下である。ただし，当該分野の権威に講義を依頼することは，広範囲かつ充実した内容を学生に提供することになるため，むしろ有益と考えている。

➢兼任教員等の教育課程への関与の状況

毎年専任教員と非常勤講師との教育に関する懇談会を実施し，学部の教育における連携を図り，教育効果の向上に努めてきた。また，教養科目においては「総合科目」を他学部の教員に依頼している。大学内における各学部の専門性を活用して他学部の学生の教育にもあたることは，きめ細やかで充実した講義内容が期待できる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教員の充当にあたっては，学部専門基礎科目の担当も視野に入れて人選することが必要である。ただし，理工学部体制ではかなり改善されている。

授業内容において，非常勤講師と連携を持つことは，専門教育の効果を向上させるために重要である。このため，科目の授業内容及び理解度などについて，非常勤講師と情報や意見の交換をする場を今までより密に持つようにしたい。

（8）社会人学生，外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

本学部には，外国人留学生は在籍していない。社会人入学生は，以前より受け入れている。

【点検・評価】

➢社会人学生，外国人留学生，帰国生徒に対する教育課程編成上，教育指導上の配慮

入学後に，専門基礎科目での学力不足が認められた場合は，担当科目の教員が補習や補講などを行って個別に対応しており，支障なく教育が実施できている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

特に問題はない。

3．1．2．2　教育方法等

(1) 教育効果の測定

【現状の説明】

教育効果の測定に際しては，多くの科目では，原則として中間試験や小テスト及び授業時間中の質疑応答状況などを含めた平常点と期末試験成績を合計した総合点により判定している。また，期末試験に代えて所定の課題についてレポートを提出させ，平常点とともに総合評価する場合もある。さらに，実験･実習科目ではレポートの成績に加えて，出席状況，実験態度，口頭試問への応答なども評価の対象とし，実験担当者全員の協議で評価を決定している。成績評価にあたっては，定期試験における知識の一時的な暗記のみによる対策を止めさせ，普段からの地道な努力を重視して，平常点を含めた総合的評価を行う旨の評価方針を広く取り入れている。

また，2004 年度より GPA（Grade Point Average）制度を導入したが，成績評価を客観的数値で把握でき，個々の学生の到達度や科目間の比較などが容易にできるようになった。

なお，授業評価アンケートにより，各授業に対する学生の意見を吸い上げている。

【点検・評価】

➢教育上の効果を測定するための方法の有効性

授業時間内の演習や小試験は，授業の理解度を的確に判断することを可能とするため，授業を進める上で重要な役割を果たしている。どの学科でも，特に専門基礎科目では講義と演習を並行して行い，毎回あるいは数回ごとに演習を提出させ，理解度を確認している。期末試験のみの成績評価ではなく，出席及び平常点を加味することを周知させることにより，学生に根気よく日常的に努力する姿勢が生まれてきたように感じられる。実験科目では毎回，実験終了後に個々の学生に対し口頭試問を行い，実験内容及び技術の修得度を確認している。

また，GPA は成績評価を客観的数値で測ることができるため，学生に対しては，学修成果の到達度を測る尺度として見ることができ，教員に対しては，担当科目の到達状況や他の同じ分野の科目との比較を行うことで，授業改善につなげることができ，有効な手段となっている。

成績以外の教育効果を知る手段として，最後の授業時及び卒業研究終了時に行う学生による授業評価アンケートが利用されている。教育上の効果に関連した調査項目として，学生の興味や努力の程度，科目の意義の理解度などが含まれる。

➢卒業生の進路状況

約 15%の卒業生が，他大学大学院を含む大学院博士前期課程に進学する。また，多くの学生は，修得した技能を活かした職種に就職している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

個々の学生に対し，正しく理解度及び到達度を評価することが今後の課題となる。特に，入学時の学力格差に基づく到達度別クラスにおける評価方法も検討の余地が残っている。

また，GPA 制度をより効果的に活用できるよう運用改善に努めることが必要である。

授業評価アンケートについてはより公正な内容となるよう，アンケートの質問内容について，引き続き議

論することが必要である。

（2）成績評価法

【現状の説明】

成績は，GPA 制度の導入に伴い，従来の A・B・C・D の 4 段階から S・A・B・C・F の 5 段階で示され，「S・A・B・C」の評価は単位の修得を認定され，「F」は認定されない。

本学の GPA 制度の詳細は，前述の大学共通項目に記載されているとおりであるが，GPA の数値は，履修指導や奨学金・学位授与代表者の選定，大学院への内部推薦などに活用している。

【点検・評価】

➢厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法，成績評価基準の適切性

成績は，GPA 制度の導入に伴い，卒業に必要な単位数に算入する科目については学期ごと，年度ごと及び通算の GPA が算出される。従来の 4 段階評価に比較して「S」評価を加えたことは，成績優秀者に対する配慮として非常に有効であり，授業に対する学生の姿勢をさらに積極的にしていることは明らかである。また，GPA 制度の導入は，成績に対する普遍的な評価を可能とした点が評価される。また，期末試験のみならず，平常の課題得点，取り組み状況，受講態度などを併せた総合的評価を行うことが制度化されている。

GPA 制度によって成績が数値で明確に表示されることは勉学の励みとなることは確かであるが，GPA の数値のみに固執する悪い風潮も生み出している。GPA 制度では悪い評価の科目があると数値が下がることから，学生は不得意科目への挑戦を回避することとなり，登録しても途中で履修中止にする行為を誘発させることになる。

➢履修科目登録の上限設定等，単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

履修科目として登録できる総単位数の上限は年間 60 単位である。多くの学生は年間 60 単位に近い科目を履修登録している。卒業要件である 135 単位から考えた場合に，4 年次配当必修科目である 12 単位を除いて，3 年次終了までに年間 40 単位程度のペースで修得することが望ましい。これは，4 年次において卒業研究に専念できる環境を作るためである。意欲を持って履修登録を行う科目の単位数として，年間 60 単位は非常に有効であると考える。

しかし，1 年次，2 年次における履修科目を 60 単位も認めることは，専門科目に対する勉学の集中度を薄めているとの指摘もある。

➢各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

各学年にはそれぞれ進級要件が設定され，上級学年への進級にはこの要件を満たすことが義務づけられる。学生は毎年の進級基準を充足するために，すべての学年において着実に学び，単位を修得することが必要となる。この制度によって修得すべき知識を確実に身につけた後，さらに専門性の高い上級学年配当科目を履修することになる。前項に記したように，特に 4 年次においては卒業研究に専念できる環境をもたらすので，充実した卒業研究を実施する上で非常に効果的である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

新しい科学技術分野を開拓するために，広範な分野の履修を促し，より難度の高い科目を履修することが

奨励される。成績を普遍的に評価できるGPA制度の導入は好ましい効果も生んだが,成績にばかり執着して,不得意科目を回避する履修行動をもたらす原因にもなっている。積極的に広い知識の修得を目指し，難度の高い科目に挑戦する学生に高い評価を与えられるような運用方式を探る必要がある。

年間の履修科目登録上限数60単位に関しては，高い目的意識を持った学生には制限となり，安易な履修を目指す学生には多すぎる数値である。いずれにせよ，学ぶ意欲を持つ学生がより有利に評価されるような制度とするように，今後のカリキュラム改定にあたって履修方式などを整えていく必要がある。

(3) 履修指導

【現状の説明】

授業に対する総合的な履修指導は，入学時のオリエンテーションにおいて，一般教養及び各学科の教務委員あるいは各学年に置かれた学年担当教員によって，工学部履修要項を用いて行ってきた。また，各学年の初めにシラバスを全員に配布して，科目の具体的内容と位置づけなどを知らせ，1～3年次生については学年担当教員が中心に，4年次生については卒業研究指導教授が中心になって，綿密な履修指導を行ってきた。指導内容は，必修，限定必修または準必修，選択科目の位置づけ，その重要性，履修上で注意するべき事項などのほか，進級基準，卒業必要単位などに関するものである。

経営・情報工学科ではコース制と系統履修について，機械工学科では系統履修についての説明も行ってきた。個々の学生に対しては，各学科の教務担当の教員名及び学年担当の教員名を学生に周知し，必要に応じて随時相談するよう指導している。

また，履修手続上の事務的な種々の問題点については学務部の職員が対応しており，毎年次の開始時までに前年度までの成績表が保証人宛に送付され，後期初めには前期の成績が学生宛に配布されている（前期成績については，2008年度からWeb対応の教務システムに更新され，学生はWeb上で成績を確認することができるようになったため，配布しないことになった)。

さらに，各学科の各学年担当教員が履修状況・成績を適宜審査し，問題ある学生は個々に面接を行い，何らかの助言を与えている。学生の家庭からの意見や質問には随時教員が対応しているが，2・3年次の学生に対しては，父母懇談会を催し，履修，就職，大学院進学などについて全般的な説明を行ってきた。

【点検・評価】

➢学生に対する履修指導の適切性

入学時及び各学年進級時における履修ガイダンスを詳細に実施してきた。また，学年指導教員及び教務担当教員が学生からの個別の履修相談を受け付けている。4年次については卒業研究指導教員が個別に履修相談にあたっている。特に，卒業研究及び卒業後の進路に関連した履修計画の立て方について，かなりの時間を割いて指導にあたってきた。これらの指導は，順調な学生はもちろん，留年生などに対しても十分なされており，少人数教育でしかできない非常に手厚いものであったと考えている。

➢留年者に対する教育上の措置の適切性

各年次の終了時，すなわち後期終了時には，進級基準を満たさなかった学生に対して，必要に応じて父母同席のもとに個別面談を行い，綿密な履修指導を実施している。学科によっては，留年生の単位修得状況に応じて上級学年科目の履修を指導教員の指導の下に学科として許可するなど,きめ細かい指導を行っていた。また，各学科とも，後期授業開始時点でも，前期成績が不振であった学生に対して後期の履修指導を個別に

行っており，留年させないような教育指導を行ってきたと自負している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

進級要件の充足のみを目標に履修する学習法を止めさせたい。系統的に履修し，基礎から専門科目までの知識を着実に修得するよう，しっかりと履修指導を行うことが望まれる。卒業後の進路にあわせた履修計画を立てるために，専門分野別の履修モデルなどを提示することが必要である。

（4）教育改善への組織的な取り組み

【現状の説明】

授業評価アンケートを全科目について毎回実施し，その結果を公表することにより，授業改善に対する担当者の自覚を促してきた。また，機械工学科，電気電子工学科，経営・情報工学科においては JABEE 認定取得を目指して，授業方法，成績評価の厳格化に関する検討を継続的に行ってきた。

【点検・評価】

- **学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（FD））及びその有効性**
- **シラバスの作成と活用状況**
- **学生による授業評価の活用状況**

以上の点検・評価は，理工学部の項に記す。

【将来の改善・改革に向けた方策】

少人数教育が，十分な教育指導の基本であると考えている。改善方策については，理工学部の項に記す。

（5）授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

大部分は講義形式であるが，科目の目的・性質により，実習，演習，実験形式を取り入れた科目も多くある。ほとんどの講義が，必要に応じて適切な画像・映像の映写などを行っている。また，特に実習，実験においては助手やティーチング・アシスタントを配置し，教育効果の向上を図っている。

なお，本学に導入されている「IT's class.」という授業支援システムを使って，教材の配布，質問の受付・回答，レポート提出等に活用している授業もある。

【点検・評価】

- **授業形態と授業方法の適切性，妥当性とその教育指導上の有効性**

少人数教育により，個別に目の行き届いた教育が行われており，全く問題はない。

- **多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性**

必要に応じて，適切な画像・映像の映写などを行うことにより，授業内容の伝達に成功している。ただし，映像類を用いた解説は視覚面からの理解を促すものの，黒板を板書するなどの学習作業に比して，上滑りな

学習になることもある。しかし，少人数教育に特有の目の行き届いた授業を実施しているために，真に適切なマルチメディアの利用が行われていると考える。

➢「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における，そうした制度の運用の適切性

本学は社団法人「学術・文化・産業ネットワーク多摩」に加盟しているが，そこで提供される産学連携による提携講座を遠隔授業科目として学生に提供している。詳細については前述の大学共通事項に記載されたとおりであるが，履修学生は，開設大学からインターネットを介して配信される映像を本学キャンパスにおいて視聴し，定期試験を経て単位を修得することができる点で有効であり，本学部生においても 2003 年度に単位認定の実績がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

理工学部の項で述べる。

（6）3 年卒業の特例

【現状の説明】

学士課程を 3 年で卒業する制度はない。ただし，3 年次終了時に，成績が特に優秀である学生で希望するものに対して，大学院博士前期課程への入試を受けさせ，合格した場合に進学を認める飛び級制度がある。特に優秀であることの具体的条件は，4 年次配当の必修科目以外の卒業に必要な科目及び単位数を修得し，修得単位数の 3 分の 2（機械工学専攻のみ 85%）以上が「S」または「A」の評価であることである。

【点検・評価】

➢4 年未満で卒業若しくは大学院への進学を認めている大学・学部等における，そうした制度の運用の適切性

これまでのところ，本学部全体で，毎年数名の学生が飛び級で工学研究科へ進学している。優秀な学生の勉学意識をさらに向上させるために有効な制度である。ただし，現時点で問題は生じていないが，飛び級で大学院に進学した学生が博士前期課程を修了できなかった場合，学部卒業の資格も得られないことになる。

広く実施されるようになった飛び級制度であり，本学だけが厳しく査定することはできないが，基本的には，博士前期課程において実施する研究活動の基礎は学部 4 年次の卒業研究によって培われるところが多く，学部 3 年次から大学院へ進級した場合は，実験技術や研究に対する基礎知識の修得の不足が問題となることもある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

より短期間で修士の学位を取得できる飛び級制度には利点も多いので，飛び級による大学院への進学を目指す学生に対しては，3 年次後期に志望研究室における基礎知識や実験技術の修得が可能となるような機会を提供するなどの対策が考えられる。

3．1．2．3　国内外との教育研究交流

➢国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性
➢国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

理工学部の項で述べる。

3．1．3　理工学部

3．1．3．1　教育課程等

（1）教育課程

【現状の説明】

理工学部の教育は，将来それぞれの専門分野において活躍していく上で，一般的，共通的に必要となる基礎能力の養成を目的としている。それらの基礎能力の要素は，科学技術への興味と意欲，自ら考えることのできる基礎学力，広い視野からの総合的な判断力，の 3 点にあると考えている。そして，全体の教育課程としては，基礎理学部分の合理的で効果的な集中を行って，理学的リソースと工学的リソースとを有機的に共存させて配置する構成としている。また，複合的，学際的学問分野への積極的な取り組みを可能とするため，各学科の目的実現に必要な学問分野に多角的な視点からの検討を加え，理学と工学の双方において有機的に複合化された学問分野にマッチした学科構成としている。

本学部は，物質生命理工学科，情報科学科，エレクトロメカニクス学科の 3 専門部門と，それらの基礎理学部分を担当する共通基礎部門から構成されている。いずれの学科においても，より広い分野にわたって履修を進めることが望ましいが，卒業に必要な単位数を修得する上で積み上げるべき履修の流れとして，いくつかのコースプランを提示している。

各学科における現状は，次のとおりである。

＜物質生命理工学科＞

本学部の中で「知の創出」を受け持ち，既存の学問分野にとらわれない革新的科学技術分野を担当する学科として，2008 年 5 月現在で 15 研究室から構成されている。理解を深めるべき専門分野として「物質・ナノサイエンス分野」，「バイオ・ライフサイエンス分野」，「環境・エネルギー分野」の 3 分野を置いている。いずれも今後の発展が期待される革新的な技術分野の研究を行う研究室であるが，教員の退職と充当に際しては，理工学部設置の理念に沿って，新研究室の拡充を行っている。

＜情報科学科＞

コンピュータサイエンスはもとより，コンピュータエンジニアリング及びインフォメーションシステムを含む広い範囲のコンピュータ及び情報処理に関する知識と技術をバランスよく学ばせている。カリキュラムは情報科学系カリキュラムのグローバルスタンダードとなっている IEEE/ACM の定めた Computing Curricula 2005 に準拠しているが，中でも実践的プログラミング教育に力を入れているのが特徴である。そのプログラミング教育では，徹底的な少人数教育と学生の習熟度に合わせた柔軟性のあるカリキュラム体制をとっている。

＜エレクトロメカニクス学科＞

機械工学，電気電子工学，経営情報工学の 3 分野を有機的に統合したカリキュラムを設定し，ものづくりの一連の過程，すなわち設計，製作，生産，評価に関する基礎知識・基本技術を総合的に学べるようにしている。これにより，社会的な視野を持つ総合的な判断力と実践力のあるエンジニアの養成を目指している。

＜共通基礎＞

共通基礎が主として担当するカリキュラムは，低年次で開講される学部共通的な基礎科目と総合教育科目群からなっており，これに学科ごとの専門科目が加わる。このうち，基礎科目としては，数学，物理，化学及び理学基礎実験をいずれの学科においても必修ないしそれに準ずるものとして配置している。また，生物学についても，学科によっては必修に準じた扱いとしている。数学と物理科目については 2 年次においても基礎科目として配当し，基礎学力の充実に寄与すると同時に，専門科目カリキュラムにスムーズに移行できるように努めている。なお，総合教育科目群は，社会の一員として必要な教養と総合的判断力を養うと同時に人間性の涵養を目的とし，大きく「人間と社会」，「理工学の技法」，「言語とコミュニケーション」の 3 分野に分けて用意されている。

【点検・評価】

➢教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第 19 条第 1 項）

各学科とも，基本的には学年制を採用し，着実に知識を積み重ねるために各年次に進級基準を設けている。卒業に必要な単位数は 124 単位であり，各科目群で修得すべき単位数の学科ごとの内訳は，以下の表に示すとおりである。さらに，同様な形式で，学科ごとに進級基準が設けられている。いずれも，1 年次において，理工学分野に必要な各種基礎科目を確実に修得できるようにしている。

表 3.5　卒業所要単位数の内訳

<table>
<tr><td colspan="2">学　　科</td><td colspan="2">物質生命理工学科</td><td colspan="2">情報科学科</td><td colspan="2">エレクトロメカニクス学科</td></tr>
<tr><td colspan="2">総合教育科目合計</td><td colspan="2">28</td><td colspan="2">28</td><td colspan="2">28</td></tr>
<tr><td rowspan="3">専門科目</td><td>必修科目</td><td colspan="2">44</td><td colspan="2">47</td><td colspan="2">48</td></tr>
<tr><td>準必修科目</td><td>13</td><td rowspan="2">52</td><td>25</td><td rowspan="2">49</td><td>8</td><td rowspan="2">48</td></tr>
<tr><td>選択科目</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">専門科目合計</td><td colspan="2">96</td><td colspan="2">96</td><td colspan="2">96</td></tr>
<tr><td colspan="2">総合計</td><td colspan="2">124</td><td colspan="2">124</td><td colspan="2">124</td></tr>
</table>

物質生命理工学科では，必修とする専門科目が 17 科目，44 単位と少ないことが特徴である。学生が主体的・自主的に学習するように，専門科目の準必修科目と選択科目を多く開講し，選択の自由度を高くしている。2 年次からは学部の専門科目を 3 年次の先端科目に継続できるように，専門科目を配置している。特に，2 年次の物理系及び化学系の専門基礎科目は，前期に単位を修得できなかった学生に対して後期にも開講し，3 年に進級した時点で，すべての学生が所定の水準に到達しているように配慮している。さらに，3 年次においてはより専門性を高めるための科目を多数開講し，個々の学生の勉学目的にできるだけ合致するようにしている。また，2 年次から 3 年次にかけて，専門性の高い学生実験も配置し，充実感を持って学習できるようなカリキュラムとしている。

情報科学科の専門カリキュラムは，情報科学としての分野ごと，例えばコンピュータサイエンス，ネット

ワーク，プログラミング，情報数理など，に体系化され，相互に関連づけて配置されている。カリキュラムを体系的に配置したチャートが入学時の履修ガイダンスで配布される。このチャートには科目の先修関係が明示され，それに従って効果的な履修指導が行われている。

エレクトロメカニクス学科では，将来の進路や興味に応じて，目標達成のために不可欠な知識と技術をバランスよく修得できるように，基礎から専門に至るまで必要な科目を体系的に配置している。また，系統履修制度を導入することによって，順序立てた学習が行われるようにしている。

共通基礎が担当する総合教育科目群は，次の表のようにいくつかに区分され，卒業に必要な単位数の合計28単位に対して，各指定数以上修得しなければならない。また，進級基準としても修得が義務づけられていて，バランスのとれた順序で履修が進むよう促している。

以上のとおり，各学科とも体系的にカリキュラムが構成されており，それらの学習を通じて卒業に必要な学力が身についているものと考えている。

表 3.6　総合教育科目群の単位数の内訳

<table>
<tr><th colspan="3">科目区分</th><th>2年</th><th>3年</th><th>卒業研究
着手</th><th>卒業</th></tr>
<tr><td rowspan="10">総合教育科目群</td><td rowspan="3">人間と社会</td><td>人間と文化</td><td rowspan="5"></td><td rowspan="5"></td><td rowspan="3">9</td><td rowspan="3">9</td></tr>
<tr><td>現代社会</td></tr>
<tr><td>心と身体</td></tr>
<tr><td rowspan="2">理工学の技法</td><td>自然科学</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>基礎技法</td></tr>
<tr><td rowspan="4">言語とコミュニケーション</td><td>第1群</td><td>2</td><td rowspan="2">6</td><td>6</td><td>6</td></tr>
<tr><td>第2群</td><td></td><td>2</td><td>2</td></tr>
<tr><td>第3群</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>海外研修科目</td></tr>
<tr><td colspan="3">合 計</td><td></td><td></td><td>28</td><td>28</td></tr>
</table>

➢教育課程における基礎教育，倫理性を培う教育の位置づけ

物質生命理工学科では，理工学分野の基礎教育として1年次に数学，物理，化学及び生物の基礎科目（10科目）並びに基礎実験科目を配置し，高学年における専門教育への導入をスムーズに行うための体系的な基礎教育を充実させている。また，倫理性については各専門科目において各教員がそれぞれ倫理教育を行うとともに，3年次においては「工学倫理」と題する科目を開講し，研究者・技術者としての倫理性を涵養している。

情報科学科では，数学を主とする理工学基礎科目を主要な専門科目として位置づけ，多数配置しているばかりでなく，そのうちの数科目は学科所属の教員が教育にあたっている。倫理性の涵養は情報系学科においては特に大事で，情報科学科とエレクトロメカニクス学科の共通科目「技術者倫理」のほかに，学科固有専門必修科目「情報社会倫理」を設けて対応している。

エレクトロメカニクス学科では，理工学分野の基礎教育として，1年次に数学，物理学を主とする基礎科目を多数配置し，高学年で開講される応用的専門科目への継続性に配慮している。また，倫理性の涵養を図るために，必修科目として「技術者倫理」を設けている。

➢「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的，学問の体系性並びに学校教育法第 83 条との適合性

物質生命理工学科では，多様な技術的要求に対応可能な人材を輩出することを目的として，物理・化学・生物のすべてを修得し，それらを融合することを基本的な考え方としている。したがって，従来の狭い意味での専門にとらわれることなく，勉学の幅を広げられるように，多岐にわたる専門科目を開講している。また，3 年次後期にはすべての学生を研究室に配属し，4 年次の卒業研究を効果的かつ速やかに実施可能とするための専門基礎技術を涵養している。

情報科学科の開講科目は，グローバルスタンダードと言える IEEE/ACM の Computing Curricula 2005 に準拠しており，学生が意欲的に履修する限り，カリキュラムの質と量は保証されるものであり，学科の理念・目的及び学校教育法第 83 条に体系的に適合している。

エレクトロメカニクス学科では，機械・電気電子・経営情報の分野を融合させ，ものづくりを行う際の基幹になる機械設計，ロボット・メカトロニクス，電気・電子技術，生産技術・人間工学といった専門分野に直結する知識，技術を基礎から応用に至るまで系統的に学習できるようにしている。

共通基礎が担当する数学，物理，化学及び理学基礎実験は，いずれの学科においても理工学の専門基礎として位置づけられ，必修ないしそれに準ずる扱いとし，学科共通で重視している。

以上のとおり，本学部では，学部・学科の教育理念や目的に沿った体系的な専門教育が用意されており，学校教育法第 83 条に適合している。

➢一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い，豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

総合教育科目群のうち「人間と社会」では，人文系科目と社会科学系科目及び健康科目が配置されている。従来の「法学」，「経済学」，「文学」といった科目名では，必ずしも現在の学生にはその科目の内容と意義が伝わらないと判断し，学問名ではなく，より科目の内容が明確になるような名称にすることで，学生がより興味を持って科目の選択にあたることができるような配慮を行っている。また，ファッションや芸術，宗教やジェンダーなどの社会学系科目も用意し，幅広く学生の興味に訴えるような科目構成となっている。「理工学の技法」では，本学部生にとっては自然に興味の持てる自然科学系科目のほか，プレゼンテーションや文章作成，ディベート，データ整理法など，実用的な科目が用意されている。

「人間と社会」は 30 科目以上，「理工学の技法」は 14 科目を用意し，学生個々が自分の興味に応じて選択できるようになっており，適切な配慮がなされている。

➢外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため，外国語能力の育成」のための措置の適切性

総合教育科目群のうち「言語とコミュニケーション」では，必修の英語のほか，初修外国語としてドイツ語，フランス語，中国語，ロシア語があり，より広い国際化の視点を養成できるような科目構成となっている。

「英語」科目は，1 年次及び 2 年次を通じて学科によらない共通の内容と，2 年次での各人の興味や個性に応じた選択科目で構成されている。学生数を抑えた編成として，Placement Test の結果に基づくクラス分けを行い，各人の実力に応じたクラスで効率の良い授業を受けられるような配慮がされている。また，1 年次の終了時には学習効果や到達度を測り，また，2 年次のクラス分けに反映させるため，Exit Test を実施している。

➢教育課程の開設授業科目，卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性，妥当性

各学科とも，卒業所要単位数 124 単位のうち，専門科目が 96 単位，総合教育科目 28 単位である。さらに，総合教育科目中では外国語科目の履修として 8 単位が要求されている。数字の上で，一般教養系の総合教育科目がやや少ないが，これは理工学の基礎科目が専門科目に分類されているためであって，基礎科目は充実した内容となっていて，妥当なものと考えている。

➢基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

基礎教育については，共通基礎部門が主体となって，学科との連絡を緊密に取りながら基礎科目である数学，物理，化学及び理学基礎実験科目を運営している。また，総合教育科目については，英語や体育科目担当教員及び共通基礎主任・教務委員を中心に，科目担当者との連絡や意思疎通を図りながら，履修者数状況なども把握しつつ授業計画を立てている。また，文科系 3 学部の専任教員による授業も用意されており，これらの教員を通じて，人文，社会系科目の運営についてアドバイスを受けながら，授業計画を進めている。

➢カリキュラム編成における，必修・選択の量的配分の適切性，妥当性

本学部では，卒業に必要な 124 単位中で 96 単位以上の専門科目を履修する必要がある。

物質生命理工学科では，専門科目として必修：17 科目（44 単位），準必修：9 科目（21 単位），選択：73 科目（151 単位）を提供している。学生の学習の希望に沿うように，多分野にわたる選択科目を用意して，学生の自主的な選択を尊重しているのが特徴である。

情報科学科では，専門科目として必修：21 科目（47 単位），準必修:18 科目（35 単位），選択：38 科目（75 単位）を提供している。必修科目は学科の基本となる科目と最終成果となる卒業研究，輪講などから構成され，準必修科目は共通性の高い重要科目から，また，選択科目は応用・発展科目から構成されており，そのバランスは幾分必修の割合が多い傾向があるものの，それぞれの指定要件は課程を修了する上で最適なものとして立案されている。

エレクトロメカニクス学科では，専門科目として必修：20 科目（48 単位），準必修：6 科目（12 単位），選択：71 科目（141 単位）を提供している。選択科目の比率を大きくすることで，広範囲な知識が求められるものづくりを志向する学生が，興味や目標に応じて自由に勉学の計画を立てて，それを実現できるようにしているところに特徴がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

多少の学科間の差はあるが，基本は，多岐にわたる選択科目を設置して，学生側の多様な希望に沿った履修計画を実行できるようなカリキュラムとなっている。成績基準も GPA 制度の採用によって明解になり，学習意欲の向上と同時に，より高い達成度の実現を育む背景となっている。しかし，進級・卒業に必要な単位数の条件のみに注目して，系統的でない履修を図る学生も見受けられる。今後，系統的な履修を進めることをベースに，その上で自由な履修が進められるようなカリキュラムに修正する必要も考えられるため，科目の整理統合をしながら系統化に向けて，改善を進める予定である。

現行の総合教育科目は，2010 年以降，全学的な取り組みである成蹊教養カリキュラムへと移行する。これによって，人文社会系列の専任教員が不在なため，手薄になりがちだった科目群の充実が図られるものと期待される。特に英語科目については，国際教育センターを主体とする全学的な協力体制のもとで実施運営されることになる。本学部としても，英語専任教員を 2009 年度より現状の 1 名から 2 名へと拡充することで，

成蹊教養カリキュラムに，より積極的にかかわることが可能となり，本学部生に対する授業もさらに充実してくることが期待される。

(2) カリキュラムにおける高・大の接続

【現状の説明】

高等学校の科目から大学の数学，物理，化学などの専門科目に無理なく接続できるよう，1 年次前期に高等学校での履修状況に合わせた基礎科目を配置し，到達度別にクラス分けした授業を実施している。特に，物理の未履修者に対しては,「力学」では授業時間を 1 コマ余計に配当して，専門科目を履修するための足並みを揃えるよう努めている。また，同じく 1 年次前期に配当されている「フレッシュマンゼミ」において，各教員が 10 名程度の新入生を担当し，大学において学ぶ心構え，考え方，将来への展望などを，高等学校までで学んできたことと関連づけながら指導を行い，スムーズに大学教育へと導いている。さらに，すべての専門教科において，平易な事項から可能な限り説明を加えて授業を進めている。

AO 入試及び外部推薦入学者に対する入学前通信教育として,学習計画,答案の添削指導などを行っている。

【点検・評価】

➢学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

理工学への興味を喚起するとともに，4 年間の学習を実りあるものにしていくためのロードマップの作成と進路について考えられるように，1 年次前期に「フレッシュマンゼミ」を開講している。具体的内容として，物質生命理工学科では，各教員の専門分野の研究内容を平易に解説する持ち回り講義を実施し，高度な専門教育に対する興味を喚起している。情報科学科では，①基礎知識としての高等学校までの学習内容を復習し，発展させる，②科学技術者としてのものの考え方や種々の問題に対する態度を学ぶ，③理工学部及びその先にある大学院への進学や就職に対するキャリアアップについて考えるきっかけを作る，の 3 項目を目的として実施している。エレクトロメカニクス学科では，次の 3 点を主たる課題としている。①専門科目の学習・理解に必要な物理，数学などを復習し，また，工学上の実際の問題への応用を通してその重要性を認識させる，②キャリアプランニング（経済活動や就業の意味。インターンシップなど）についての解説や，4 年次生，大学院生の就職活動や研究，大学院生活に関する情報提供を行い，自己の将来について考えさせる，③研究室の設備・装置を用いた実習，あるいは模型や電気機器を作製し，それらを用いた実験を通して現象を理解する力を養う。

学科によって指導法に多少の違いはあるが,それぞれの学科の性格に即した教育法であるため,いずれも,多くの学生に好評である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

1 年次の基礎教育に工夫を凝らして専門教育への接続性を図ることは，概して好評を得ている。しかし，意欲にあふれる学生からは,「大学らしい授業」を期待する声も聞こえる。これに対応して，物質生命理工学科では，1 年次にも専門基礎科目を配置することを検討している。また，情報科学科では，数学の全般的な学力低下が専門教育に大きな影響を与えている現状に，カリキュラムとして対応する必要があると考えている。具体的対応策は，現在進行中のカリキュラム改革に盛り込む予定である。エレクトロメカニクス学科では，これまで専門科目を低学年から学べるようにカリキュラムを編成してきた。しかし，2 年次から 3 年次前期に専門科目が集中し，3 年次後期になると履修率が低下する傾向が見られること，また，段階的かつ系

統立てた教育を実施できるようにするため，専門科目の開講年次の見直しを進めている。

（3）カリキュラムと国家試験

【現状の説明】

情報科学科及びエレクトロメカニクス学科では，専門科目の中で指定された科目の単位を修得して卒業すれば，申請によって，第 1 級陸上特殊無線技士及び第 3 級海上特殊無線技士の免許を取得できる。

また，エレクトロメカニクス学科では，定められた電力工学に関する科目の単位を修得し，卒業すると，必要な年数の経験を積み，申請することで，第三種電気主任技術者免許状，第二種電気主任技術者免許状，第一種電気主任技術者免許状を得ることができる。

【点検・評価】

➢国家試験につながりのあるカリキュラムを持つ学部・学科における，カリキュラム編成の適切性

上記それぞれの免許取得に必要な科目は専門科目で対応しており，カリキュラム編成上も，無理なく単位修得が可能である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

特に改善を要する点はない。

（4）インターンシップ，ボランティア

【現状の説明】

＜インターンシップ＞

キャリア教育を専門とする大学組織であるキャリア支援センターとの密接な連携の下に，学生に対するキャリア教育の充実を図っている。また，本学部では，産業界との連携を強めることにより，学生のインターンシップ受け入れ先を独自に開拓している。

本学部のキャリア教育の特徴を，以下に述べる。

① 組織における業務を対象として体験し，それら組織の中での業務の位置づけ，役割の大切さを実感し，就職活動や大学卒業後の進路の設定に役立てることを目的に，2007 年度より 3 年次配当の学部専門科目として「インターンシップ」を開講している。

② 基本的には, 夏期休業期間中に 1 週間程度以上の期間をかけて企業実習が行われる。学生の希望により，春期休業期間中も実施可能としている。

③ 企業実習に先立ち，ガイダンス，インターンシップセミナー（インターンシップに対する心構え，社会での活動における周囲との接し方やマナーを中心とした講習）を学科ごとに数回実施している。

④ 実習先の選定には，自己開拓，キャリア支援センター経由，学科・学部の紹介，の 3 つの形態がある。

⑤ 成績は，インターンシップセミナーにおける演習及び報告書，インターンシップ実習先からの評価及び報告書，プレゼンテーションにより評価している。

⑥ 履修登録した学生で実習先が見つからなかった場合には，12 月に期間を設けて履修中止の申請を受け付け，成績処理上で不利益が生じないように配慮している。

＜ボランティア＞

本学部では，対応していない。

【点検・評価】

➢インターンシップを導入している学部・学科等における，そうしたシステムの実施の適切性

実施状況を以下にまとめるが，現時点で大きな問題点は見つからない。

① 初年度である 2007 年度は 14 名の学生が企業実習を実施した。業種は 3～4 程度であった。

② 夏期休業期間中を基本とする実習時期に特に問題はなかった（2007 年度の春期実習者はゼロ）。

③ 学生に対するヒヤリングの結果，企業実習で経験した内容は，卒業研究を含むその後の勉強並びに就職活動に良い影響を及ぼしている。

各学科とも，3 年次～修士 1 年次の夏期あるいは春期休業期間中に，所属する研究室教授の斡旋により，関連会社への短期のインターンシップを実施している例もある。いずれの場合も，技術者養成教育の中で非常に有意義な体験をもたらしている。

ただし，現在のところ，参加する学生数は必ずしも多くない。これは，受け入れ企業と大学あるいは学生との間で，期待する内容あるいは実施時期などで調整が困難なことが理由であろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

＜インターンシップ＞

当面の方策として，次の 3 点について検討を進めることとするが，インターンシップは制度として，学生のキャリア教育に有意義であるので，今後さらに充実発展させていく方向で検討する必要がある。

① 学生の動機づけ，より効果が期待できる実習先の選定などの強化を図る。そのための施策の 1 つとして，履修希望者を対象とした「理工学部インターンシップセミナー」（キャリア支援センターも参加）を 2008 年 3 月に開催した。

② 実習先企業の開拓とともに，業種の拡大も検討する必要がある。

③ 現在，学科ごとに個別に実施しているマナーセミナーなどで，統合可能なものは一本化していく。

＜ボランティア＞

本学部としてのボランティアの実施目的を議論し，実施する場合には，その進め方を明確にする必要がある。

（5）授業形態と単位の関係

【現状の説明】

本学部各学科ともに，授業で修得できる単位数として，講義については週 1 コマ 2 時間（半期 30 時間）に対して 2 単位，外国語及び体育実技に関しては週 1 コマ 2 時間（半期 30 時間）に対して 1 単位としている。専門基礎科目の演習科目に関しては，週 1 コマ 2 時間（半期 30 時間）に対して 1 単位としているが，講義と演習を同時間内に並行して実施している科目については教育効果などを考慮し，講義と演習をあわせて週 1 コマ 2 時間（半期 30 時間）に対して 2 単位としている。また，実験科目に関しては週 1 コマ 2～3 時間（半期 30～45 時間）の実施に対して 1 単位としている。さらに，1 年間の「卒業研究」に対しては，週 9 時間（前

期 135 時間，後期 135 時間）に対し 6 単位を認定している。

物質生命理工学科では，2 年次以後に実施される半期 75～90 時間の「物質生命実験Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（いずれも必修）」に対して，各 3 単位を付与している。

情報科学科のプログラミング教育においては，「基本」，「応用」，「上級」の各段階とも，講義科目と実験科目を設け，両者を一体化した形で教育を行って教育効果を高めている。その結果，講義（半期 2 単位）と実験（半期 1 単位）を一体化して評価することとなり，講義と実験で半期 3 単位の 1 科目と同等である。

エレクトロメカニクス学科では，2 年次後期から実施される「エレクトロメカニクス実験Ⅰ（必修）・Ⅱ（必修）・Ⅲ（選択）」に対して各 2 単位（半期 45～60 時間）を，プログラミングの基礎教育として 1 年次後期に実施される「コンピュータプログラミングⅠ（必修）」に対して 3 単位（半期 45～60 時間），その上級の 2 年次後期から実施される「コンピュータプログラミングⅡ（選択）・Ⅲ（選択）」に対して 2 単位（半期 22.5～30 時間）をそれぞれ付与している。また，機械加工・加工作業を体験させることに主眼を置いた 1 年次後期または 2 年次前期に実施される「工作実習（選択）」に対して 1 単位（半期 45～60 時間）を付与している。

基礎科目のうち，数学は「解析」，「線形数学」を週 1 コマの講義と隔週の演習によって各 3 単位，物理は週 2 コマの講義によって 3 単位，化学は講義だけのクラスが 2 単位，演習を伴うクラスは 3 単位の計算となっている。また，「理学基礎実験」については週 2 コマで 1 単位である。

総合教育科目については，通常科目では週 1 コマ 2 単位であり，体育の実技と外国語科目だけは週 1 コマ 1 単位である。

【点検・評価】

➢各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における，その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

各学科ともに，授業，演習，実験・実技の各科目の単位数に関して，個々の科目の性質及び教育目的・目標に従って適切に計算されている。

特筆することとしては，物質生命理工学科とエレクトロメカニクス学科においては，個々に教育上の配慮が必要な演習及び実習に対して，単位数に幅を持たせる配慮が行われており，適切なものと考える。また，情報科学科のプログラミング教育における実験科目では，個人的進捗状況の差が著しいため，実験授業終了後に補講時間を確保して，進捗が授業計画から遅れた学生に個別に対応しており，実際には公称の授業時間よりもはるかに多い指導を行っている。さらに，どの学科でも特に重要な科目では，単位の算定に含めない補講がそれぞれの実情にあわせて行われている。いずれも十分な時間をかけて，それぞれの科目を提供しており，その教育目的や目標に従って単位は適切に計算されており，妥当である。

共通基礎が担当する基礎科目及び専門基礎科目においては，概ね学則上の単位計算を踏襲している。ただし，数学，物理，英語の習熟度別クラス編成においては，補習者クラスでは，標準よりも週 1 コマ多くの授業を実施している。しかし，修得単位数としては標準クラスと同じである。これらの場合，追加の 1 コマが補習的な意味合いを持っているからである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

授業形態も，従来の座学を中心とする受動的な形態から，より学生の自発性を尊重する学生参加型授業の必要性が高まることが予測される。「卒業研究」においても，実験系においては年間を通じて週 40 時間を実施している場合も少なくない。従来，演習及び実験などは認定される単位数が講義科目に比較して低くなっているが，学生参加型あるいは学生発信型授業や研究実験における認定単位数を見直すことにより，学生の勉学意欲や積極的な意識をより高めることが可能と考える。

（6）単位互換，単位認定等

【現状の説明】

本学学則第 37 条の 2，第 37 条の 3 及び第 37 条の 4 の規定により，他大学・短期大学（外国の大学等を含む）での履修，本学以外の教育施設での学修，あるいは入学前の既修得単位の認定は，それらをあわせて 60 単位を超えない範囲で認められる。

単位互換に関しては，武蔵野地域 5 大学（本学と武蔵野大学，亜細亜大学，日本獣医生命科学大学，東京女子大学）及び社団法人学術・文化・産業ネットワーク多摩における単位互換制度の実施により，2 年次生以上の学生は，在学中 12 単位までの履修及び単位認定を受けることが可能である。この制度により単位認定された科目は，共通基礎科目の単位として卒業所要単位数に算入される。

留学生が留学先で修得した単位は，専門科目においては内容に相当する開講科目がある場合はその科目を，専門科目以外の場合は，総合教育科目群の言語とコミュニケーション分野の海外研修科目として認定される。

【点検・評価】

➢国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第 28 条第 2 項，第 29 条）

武蔵野地域 5 大学間での単位互換制度は，学生にとって移動時間も少なく，現実的かつ実質的に各大学の特徴とする開講科目を履修することができる。海外の大学との協定留学に関しては，協定留学対象校も数多くあり，長期留学（原則 1 年まで。最長 2 年），短期留学とも派遣実績がある。長期及び中期留学による単位認定については，帰国後に留学先の授業内容や成績などの資料をもとに認定している。短期留学については，総合教育科目群の「言語とコミュニケーション」の中に認定用の 7 科目（「海外語学研修Ⅰ・Ⅱ」，「海外研修講座Ⅰ～Ⅳ」，「外国の科学技術」）があり，さらに専門科目では，各学科で判断した相当する科目の単位として認定される。また，外国語に関しては，英語では TOEFL の所定以上の点数の取得やドイツ語・フランス語の所定の検定試験に合格した場合には，それぞれ「言語とコミュニケーション」に配当されている科目の単位として認定しており，いずれの単位認定においても適切な運用がなされている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

単位認定については，今後ますますその必要性が高まるであろう。大学間の相互理解を深め，幅広いカリキュラムの中から学生が自由に学ぶ科目を選択できることの意義は大きいと考えられる。ただし，単位互換制度をより効果的に実施するためには，今後，各大学間の学則の違いを調整するために，成績評価基準，所属大学の主体性維持を目的とする履修制限と選択範囲の拡張とのバランス，時間割における配慮などの運用規則を整備することが必要と考えられる。

また，現在，英語及び外国語において実施している単位認定に加えて，学生の学習意欲を喚起するためにも，各種資格試験などによる単位認定も各学科で実施する方向で積極的に検討する必要がある。

（7）開設授業科目における専・兼比率等

【現状の説明】

物質生命理工学科では専門科目のうち，専任教員が担当している科目数は，必修科目では 17 科目中 13 科目（76%），準必修科目では 9 科目中 9 科目（100%），選択科目では 73 科目中 42 科目（58%）である。情報科学科では，専門科目全 77 科目の中で専任教員が 49 科目担当しており，専任教員比率は 64%である。エレ

クトロメカニクス学科では,専任教員が担当している科目数は,必修科目では20科目中19科目で比率は95%,準必修科目では6科目中5科目（83%），選択科目では71科目中47科目（66%）となっている。

共通基礎では，数学，物理，化学及び理学基礎実験の科目のうち，専任教員が担当する割合は約50%である。総合教育科目については，体育が講義と実習のうち70%，英語は10%を専任教員が担当しているが，ほかの総合教育科目では，専任教員による担当はない。

【点検・評価】

➢全授業科目中，専任教員が担当する授業科目とその割合

いずれの学科も専門科目のうち，基礎的な科目は専任教員が担当し，学生の到達度や理解度を把握しながら継続的に教育している。これは，学生を教育指導する上で非常に有効であって，高く評価できるシステムである。また，どの学科でも，広範囲の分野にわたる専門科目の中で，特に先端的な科目についてそれぞれの分野の最先端の研究者を，また，産業界で広い視野から研究している専門家を非常勤講師として迎えている。バラエティに富み，充実した講義を実施することは，学生にとって有意義であると考えている。

共通基礎が担当する基礎科目のうち，数学及び物理の補習クラスについては専任教員が担当して，親身な指導をしている。また,「理学基礎実験」はすべて専任教員が担当して，高等学校で実験実習を十分に経験していない学生に対して，大学における専門実験に容易に移行できるよう，時間をかけた指導をしている。英語科目で専任教員の比率が少ないのは，少人数クラスとしてクラス数を多く設定していることによるものである。専任教員担当比率は学生の教育に対する責任の持ち具合とみなされるが，特に語学教育ではクラスサイズを小さくすることが，学生にきめ細かい対応をする上で有効であり，そのための非常勤講師数増は丁寧な教育を志向するものである。これらのバランスの上で，現在の語学教育が実施されており，適切な対応であると評価できる。

➢兼任教員等の教育課程への関与の状況

共通基礎では，数学の演習科目，物理及び化学の講義科目の一部を兼任教員が担当している。また，総合教育科目のうち，本学部独自科目6科目，全学共通科目10科目を文科系3学部の兼任教員が担当している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学部として，教育の内容を充実させ，教育効果を上げるためには，専任教員と非常勤講師との連携が重要であると考えている。今後，基礎科目から先端科目までカリキュラムの体系化を進めていく中で，専任教員と非常勤講師との連携を密にする機会を増やし，協力体制を強化していく予定である。特に情報科学科においては，この数年で専任教員が増えて，主要科目を専任教員が担当できるようになった。今後のカリキュラム改革において，さらに専任化を進める予定である。

英語科目については，2009年度より専任をもう1名採用する予定であり，また，2010年度以降は全学的な成蹊教養カリキュラムの中で実施される。これに伴って，専任ないし兼任比率の数値が現在よりかなり改善される。また，人文系・社会系科目についても全学的な枠組みの中で実施される予定であり，兼任比率が現行よりも改善されることになっている。

（8）社会人学生，外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

本学部には，外国人の留学生はいない。社会人学生あるいは帰国生については，各学科とも，平均して年

に１名程度が入学している。

【点検・評価】

➢社会人学生，外国人留学生，帰国生徒に対する教育課程編成上，教育指導上の配慮

社会人学生あるいは帰国生で，入学後に学力不足が認められた場合には，補講や補習によって授業について行けるまで指導している。また，企業に在籍したまま社会人入学している学生については，卒業研究として，会社に戻ってから役立ちそうなテーマを設定するなどの配慮をしている。

以上のように，学生の状況に応じた個別指導がなされており，充分に評価できるものと考える。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後，社会人学生や帰国生，留学生が増えてくることが予想される。受け入れる体制は概ねできているので，広報活動を行えば，入学者数をもう少し増やすことはできるであろう。

3．1．3．2　教育方法等

(1) 教育効果の測定

【現状の説明】

教育効果の測定に際しては，原則として中間試験や小テスト及び授業時間中の質疑応答状況などを含めた平常点と期末試験成績を合計した総合点に基づく総合評価により判定している。また，科目によっては期末試験に代えて所定の課題についてレポートを提出させ，平常点とともに総合評価する場合もある。さらに，実験・実習科目ではレポートの成績に加えて，実験態度，口頭試問への応答なども評価の対象とし，実験担当者全員の協議で評価を決定している。成績評価にあたっては，従来の定期試験のみの評価では，試験時の専門知識の一時的な暗記に依存する傾向が懸念されたため，学期期間中の毎日の学生の地道な努力についても重視し，平常点を含めた総合的評価を広く取り入れている。

また，GPA（Grade Point Average）制度の導入により，成績評価を客観的数値で把握でき，個々の学生の到達度や科目間の比較などが容易にできるようになった。さらに 2006 年度より，英語科目について Exit Test を導入したが，これは，1 年次の終了時に 1 年間の英語学習の到達度を測定することができ，その成績を 2 年次の英語クラスの編成に活用している。

成績以外の教育効果を知る手段として，授業終了時及び卒業研究終了時に実施している学生による授業評価アンケートが利用されている。このアンケートは本学部の全科目で実施し，教育上の効果に関連した調査項目として，学生の興味や努力の程度，科目の意義の理解度などに関連した質問が含まれている。学生による授業評価アンケートは，学生の立場から教育上の効果を測る方法として，外部からも良好な評価を受けている。

【点検・評価】

➢教育上の効果を測定するための方法の有効性

複数の専門基礎科目において，毎回あるいは数回ごとに演習及び小テストを実施し，学生の理解度を確認し，講義の進行速度に反映させている。期末試験のみの成績評価ではなく，こうした平常点を加味すること

により，学生に根気よく，日常的に勉学に努力する姿勢を身につけさせることが可能となっている。また，実験科目では毎回，実験終了後に教員が個々の学生に対し，実験に関する簡単な口頭試問を行い，実験内容及び技術の修得度を確認している。学生に対する個別の指導を担当教員が直接実施することは，学生の理解度を高めるばかりでなく，教員と学生のコミュニケーションを密にする機会としても有効である。

また，GPA は成績評価を客観的数値で測ることができるため，学生に対しては，学修成果の到達度を測る尺度として見ることができ，教員に対しては，担当科目の到達状況や他の同じ分野の科目との比較を行うことで，授業改善につなげることができ，有効な手段となっている。

なお，学生による授業評価結果は，大学ホームページ上で公開している。公開は専任教員の担当科目にとどまっているが，公開によって，各科目における教育効果の総合的あるいは相対的な評価も可能となり，今後のカリキュラムの構成や教育方法における有効な情報を提供している。

➢卒業生の進路状況

本学部は 2005 年度に開設されたため，2008 年度末に第 1 期の卒業生が誕生することになる。したがって，卒業生の進路状況については 2009 年度以降に点検・評価することとなる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

測定した教育効果を，いかに迅速に教育に活用していくかが今後の改善点と考える。従来の期末試験による評価は学生の単位の認定を認めるか否かを決定することが主たる目的であったが，教育効果の向上を目的とした場合にはきめ細かい理解度の把握が必要不可欠であると考える。したがって，授業時間内における学生の理解度を測定する小テスト及び演習は今後ますますその重要度が増加し，さらにこれらの結果を生かした授業の進行速度の調節が必要と考える。また，特に下級学年の学生の能力差の拡大に柔軟に対応するためにも，個々の学生の理解度に応じたきめ細やかな指導をできる限り取り入れることも今後必要と考えている。

授業評価アンケート結果を教育効果の評価方法の 1 つとして有効に活用するため，質問内容や回答方法などをさらに詳細に検討することが必要と考えられる。また，教育効果の測定方法については，個々の学生に対するきめ細かい教育効果の評価を目標とすることに加えて，単に科目ごとの評価のみならず，学科の専門教育としての全般的な教育効果の，より多角的及び総合的な評価を目指して今後の工夫が求められている。

（2）成績評価法

【現状の説明】

本学部では成績評価にあたって，期末試験に加えて，授業時間内に実施する中間テスト，小テスト，演習や課題に対するレポート提出などを実施し，多面的，総合的な評価を実施している。

また，成績評価方法については学部シラバスに詳細に記載することによって，学生への周知を行っている。

成績評価に際しては，全学的に GPA 制度を用いており，本学の GPA 制度の詳細は前述の大学共通項目に記載されているとおりであるが，この GPA に基づいて成績順位が決定され，奨学金取得者の選抜，大学院への推薦入学，就職時の選考などに使用されている。

複数の専門基礎科目では，授業時間内における演習，小テストなどを実施し，平常点として日頃の努力や勉学態度を評価している。また，学生実験や演習などの科目においては，最終的な評価のみを重視するのではなく，全授業期間にわたって学生に対する理解度の把握に努め，指導を密にすることによって，個々の学生に対する正当な評価を可能とするようにしている。

クラス分けに伴って，複数教員で担当する科目においては，共通の試験問題によって期末試験などを実施し，それを基準にした成績評価を行うことで，クラス分けによる不公平が生じないような配慮がされている。また，合格のための最低基準を統一し，平常点を考慮しても担当者による差異が最小限となるよう，工夫を行っている。さらに，評価方法・評価基準については，あらかじめ学生に公表している。

履修科目登録の上限は年間 60 単位，卒業には 124 単位の修得が必要である。また，学年ごとに進級要件が設定され，上級学年への進級にはこの要件を満たすことが義務づけられている。学生は毎年の進級基準を充足するために，すべての学年において着実に学び，単位を修得することが必要となる。この制度によって，修得すべき知識を確実に身につけた後，さらに専門性の高い上級学年配当科目を履修することになる。

【点検・評価】

➢厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法，成績評価基準の適切性

成績評価は適切に実施されている。特に，従来の 4 段階評価に比較して「S」評価を加えたことは，成績優秀者に対する配慮として非常に有効であり，授業に対する学生の姿勢をさらに積極的にしている。また，GPA 制度の導入は，成績の優劣に対する普遍的な評価を可能とした点で評価される。GPA 制度で成績が客観的な数値で表示されることは，多くの学生にとって勉学の励みとなっている。しかし，その一方で，難度の高い科目や不得意科目への挑戦を回避する傾向が学生の一部に見られるようになった。成績優秀な学生でさえ，上位年次の専門科目を敬遠しがちである。このような安易な履修態度では，真に必要とされる技能は身につかない。

➢履修科目登録の上限設定等，単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

履修科目として登録できる総単位数の上限は年間 60 単位である。多くの学生は，その上限である年間 60 単位に近い科目数を履修登録している。また，4 年次配当必修科目である 7～8 単位以外の単位はそのほとんどを 3 年次までに修得している。年間 60 単位の上限は，3 年次までに「卒業研究」に必要な知識を修得し，4 年次における「卒業研究」に専念できる環境をもたらすことから，概ね妥当なものと考えられる。

➢各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

学年ごとに設定されている進級要件により，修得すべき知識を確実に身につけた後に上級学年配当科目を履修している。また，前項に記載したように，4 年次においては「卒業研究」に専念できる環境が提供されていると考える。これらにより，各年次及び卒業時の学生の質は確保されていると判断される。

【将来の改善・改革に向けた方策】

GPA 制度の導入によって，勉学の達成度が普遍的な数値で表示されるようになり，多くの学生にとって勉学の励みとなっている。ただし，新しい科学技術分野を開拓するためには，不得意な分野に踏み込み，より難度の高い科目を履修する必要がある。そうした学生に高い評価を与えられるような運用方式を探る必要がある。GPA 制度を真に活用するためには，履修にあたって重要なことは，GPA 得点を高めることではなく，履修要項に示されている各学科・コースの履修モデルに従って受講することであることを，履修ガイダンスなどを通じて十分に説明する必要がある。

年間の履修科目登録数の上限が 60 単位と設定されていることの是非は，学生が高い目的意識を持っているかどうかで判断が分かれる。勉学に励む学生には足かせとなる一方で，難しい科目を途中で放棄する，すなわち履修中止にするつもりでいる学生には多すぎる。ただ，優秀な学生であったとしても，1 年次と 2 年次

で履修できる科目数の多さは，個々の科目に対する勉学の集中密度を薄めていると指摘される。いずれにせよ，今後のカリキュラム改定にあたっては，意欲のある学生にとって有効で，かつ，意欲ある学生が有利に評価されるような制度となるように，履修方式を整備していく必要がある。

(3) 履修指導

【現状の説明】

授業に対する総合的な履修指導は，入学時のオリエンテーションにおいて，共通基礎及び各学科の教務委員あるいは各学年に置かれた学年担当教員によって，理工学部履修要項を用いて行われる。また，シラバスを通して，科目の具体的内容，位置づけ，授業計画，評価方法などを知らせている。1～3 年次生については学年担当教員が中心に，4 年次生については卒業研究指導教授が中心になって，綿密な履修上の指導を行っている。指導内容は，必修，準必修，選択科目それぞれの位置づけ，重要性，履修上特に注意すべき事項などのほか，進級基準，卒業必要単位などである。

個々の学生に対しては，各学科の教務担当の教員名，学年担当の教員名及び連絡先を履修要項で学生に周知し，必要に応じて随時相談するよう指導している。また，1 年次から 3 年次までは，年度開始時に指導担当教員及び教務担当教員による履修ガイダンスを実施し，詳細な履修指導を実施している。後期開始時においては前期の単位修得状況を確認し，必要な場合には後期科目の履修変更についても指導担当教員が指導している。各学科の各学年担当教員が履修状況・成績を適宜確認し，問題ある学生に個々に面接し，助言を与えている。学生の家庭からの意見や質問には，随時教員が対応している。

履修手続上の事務的な種々の問題点については学務部の職員が対応している。毎年次初めには前年度までの成績表が保証人宛に送付される。また，後期初めには前期までの成績が学生に配布されていたが，2008 年度から Web 対応の教務システムに更新され，学生は Web 上で成績を確認することができるようになった。

なお，2008 年度から退学勧告制度を導入した。これは，「学期ごとの修得単位数が，3 学期連続して 8 単位未満」の場合に退学を勧告するもので，指導教授または学年担当の指導を受け，その後も改善の見込みがない場合に除籍または退学処分とするものである。

【点検・評価】

➢学生に対する履修指導の適切性

入学時及び各学年進級時に，詳細な履修ガイダンスを実施している。また，学年指導教員及び教務担当教員が，学生からの個別の履修相談を随時受け付けている。後期開始時においては前期の単位修得状況を確認し，必要な場合には後期科目の履修変更についても指導担当教員が指導している。4 年次については卒業研究指導教員が個別に履修相談にあたっており，各年次において，適切に履修指導が行われていると考えている。

➢留年者に対する教育上の措置の適切性

留年生については，指導担当教員が学年終了時に個別に面談（必要に応じて父母も交えた面談）を行い，その結果をもとに綿密な履修指導並びに生活指導を実施しており，適切に対応されている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

卒業後の進路にあわせた履修計画を立てるために，専門分野別の履修モデルなどを提示しているが，学生

の中には履修に際して，進級要件の充足のみを目標にするケースが見られる。このため，基礎から専門科目までを系統的に履修し，着実に知識を修得するように，個別の履修指導をより充実することも必要と考えられる。

（4）教育改善への組織的な取り組み

【現状の説明】

入学生の学習能力に合わせて，より効果の高い教育体制の構築に常に真剣に取り組んでいる。具体的には，1 年次における英語，数学，物理，化学の基本科目については到達度別に少人数クラスを設置し，学生の理解度に合わせた教育方法を採用している。特に，高等学校での履修状況の差を高学年まで持ち越すことが無いように，到達度の低いクラスでは通常クラスよりも 1 コマ分多く授業や演習を行い，より早い速度で理解度の向上に努めている。

また，大学として年に数回実施している FD 活動に関する講演会やセミナーにも本学部の教員は積極的に参加して，教育方法の改善に努めている。教務委員会においても，学部の教育効果向上のために，種々の検討及び討論を行うことにより，組織的な教育改善を実施している。学科としても，定期的に開催する学科会議において，学科の教育についていろいろな角度からの情報交換及び検討を随時行っている。

また，近年，学生参加型の研究プロジェクトも行われるようになったが，これは，参加学生だけでなく，本学部の活性化にも資することから，これらに対しても，学部研究予算を割いて資金的援助を行っている。

【点検・評価】

➢学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（FD））及びその有効性

授業の活性化のために，大学として FD 活動に取り組んでいる。学外で実施される講演会への参加や学内での FD に関する講演会の開催など，教育の活性化に向けて常に努力している。特に，新任教員に対しては，教育指導方法についての教育を実施し，新任教員も先輩教員の授業の参観などを自主的に行い，教育指導方法の向上に努めている。授業においては情報機器を有効に利用することで，現在の学生に適した教育方法の探索に常に努めている。

➢シラバスの作成と活用状況

シラバスは，「テーマ･概要･目標」，「授業の計画」，「授業の方法」，「成績評価の方法」，「必要な予備知識/先修科目/関連科目」，「テキスト」，「参考書」の項目別に詳細に記述している。また，授業開始時にシラバス内容について詳細に学生に説明している。学生はシラバスを参考に履修科目を決定するなど，有効に活用されている。なお，シラバスは大学ホームページ上で前年度の 3 月 10 日頃から公開し，常に閲覧可能になっている。また，1 年次生には印刷版も配布している。

➢学生による授業評価の活用状況

学生による授業評価のためのアンケート結果は，担当教員に対し通知されるとともに，専任教員の担当科目については学内専用ホームページ上で公開され，閲覧可能となっている。その中には学部全体の平均値及び分野別平均値が示され，個々の教員のデータに対する客観的評価が可能になっている。また，アンケート用紙には自由記入欄も設けてあり，学生から寄せられた意見を今後の授業に活用するように努めている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生の能力差の拡大に伴い,教育指導方法の向上に対する要求度は年々高まるばかりである。講義方法として視覚教材を取り入れることや学生参加型にすることなど，指導方法の工夫が求められている。また，指導方法のみならず，主要科目はできるだけ少人数クラスでの講義にするなど，教員と学生との触れ合いが密になるような方策を工夫することも重要と考える。さらに，大学教育においては知的好奇心に基づく学生の主体的な勉学意欲こそが重要であり，学生の勉学に対する意欲を一層向上させていく制度を作っていくことも必要である。

（5）授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

多くの教室に視聴覚教材を利用するための機器が整備され，これらを活用した授業が年々増加している。教材などをインターネット上で配信するシステムも確立しており，現代の学生にあわせた教育方法を常に取り入れている。また，主要科目についてはクラスを分割し，学生に対してきめ細かな講義が可能な形態を採用している。前期開講の主要科目については，単位未修得者を対象とした再履修クラスを後期に開講し，上級学年における履修に支障を来さないように考慮している。

また，本学は社団法人「学術・文化・産業ネットワーク多摩」に加盟しているが，そこで提供される産学連携による提携講座を遠隔授業科目として学生に提供している。詳細については前述の大学共通事項に記載されたとおりであるが，履修学生は，開設大学からインターネットを介して配信される映像を本学キャンパスにおいて視聴し，定期試験を経て単位を修得することができる。

【点検・評価】

➢授業形態と授業方法の適切性，妥当性とその教育指導上の有効性

基礎科目においては，板書を中心とした講義を中心としている。学生は自らノートに板書内容を筆記することにより，その内容をより深く理解することができる。上級学年及び専門科目においてはパソコンを用いた授業が増加しており，多くの新しい情報を学生に伝える方法として有効に利用されている。

また，多くの基礎科目では演習が頻繁に実施され，学生が能動的に授業に参加することによって，自らの理解度を確認することが可能となっている。調査・発表・討論など学生参加型授業の実施により，学生の自ら学ぼうとする意欲の向上が見られている。

さらに，実験科目は少人数クラス分けを実施し，レポートのきめ細かい添削指導，学生との双方向コミュニケーションなどが可能となっている。

以上のとおり，それぞれの授業科目の特性にあわせた授業方法がとられており，有効に機能している。

➢多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

講義で使用する教室の多くはマルチメディア機器を備えており，多くの教員が画像，映像などを駆使した分かりやすい授業を実施している。また，上級学年では，多くの講義科目においてスライド（パワーポイントで作成）を使用しており，その際には印刷資料を配付するなど，より理解しやすい体制を整えている。さらに，学園情報センターで運用する授業支援システム「IT's class.」を用いて，講義資料の掲示，レポート課題の提出や返却，質問の受付や回答に利用されている。

これらマルチメディア機器の適切な使用は，学生の理解度を向上させるのに大変有効に機能していると考

えられる。

➢「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における，そうした制度の運用の適切性

学術・文化・産業ネットワーク多摩による遠隔授業は 3 講座あるが，2004 年度に朝日新聞提携講座を本学文学部で開講し，ネットワークを通じて他大学に配信したのを除き，中央大学，明星大学，東京工科大学で開設されている。直接受講するためには，いずれの大学も本学から 1 時間以上の通学距離にあり，距離的，時間的にも厳しい状況にあるため，本学に居ながらリアルタイムで他大学の特色ある授業を受講できる遠隔授業は有効である。

しかしながら，大学共通の項目でも述べてあるが，遠隔授業自体には問題はないものの，その運用においては，例えばリアルタイムで受講するには開設大学との授業時間帯が異なり，受講できない場合があること，視聴覚教室やティーチング・アシスタント，ネットワーク監視要員を確保する必要があることなど，いくつか運営上の問題点も散見される。

【将来の改善・改革に向けた方策】

映像世代の学生に対し，マルチメディアを駆使した授業は，学生の理解度を向上させるために大変有効な手段である。ただし，授業に対して参加する姿勢よりも，映像を単に視聴する姿勢になりやすいことが一部で指摘されており，双方向の授業を取り入れ，学生個々の進行度にあわせた課題の提示や質問に対する対応など，よりきめ細かな対応が求められる。この点，少人数教育では，学生の一人一人に目が行き届くために，真に適切なマルチメディアの利用が可能になっていると考える。

また，遠隔授業の実施にあたっては，情報通信技術の進展により，送受信に関する技術的問題は克服されつつあるが，遠隔授業を広げるためには，授業時間帯の調整や要員の確保など運用面での検討が課題であり，具体的な改善・改革に向けた方策は，参加大学間での十分な議論を待つことになる。

（6）3 年卒業の特例

【現状の説明】

現状では 3 年次から大学院への飛び級入学制度は運用されているが，大学院への進学に伴い，当該学生は大学を 3 年次の年度末に退学することとなる。3 年次卒業の特例は設けていない。

【点検・評価】

➢4 年未満で卒業若しくは大学院への進学を認めている大学・学部等における，そうした制度の運用の適切性

3 年次終了時に以下の所定の要件を満たした学生について，入学試験を実施し，合格した場合に大学院博士前期課程への進学を認めている。すなわち，成績が特に優秀（4 年次配当の必修科目以外の卒業に必要な科目及び単位数を修得し，修得単位数の 3 分の 2 以上が「S」または「A」の評価であること）であり，研究者または高度専門職業従事者を強く志望していることが条件である。

この制度を利用することで，成績優秀な学生は，通常 6 年を要する大学院修士の学位を 5 年間で取得できるため，成績優秀な学生を支援する有効な制度であると考えている。

ただし，大学院では，ほとんどの研究室において修士論文を完成させるための研究を実施している。大学院での研究を開始するのに必要な基礎的素養は，学部 4 年次の卒業研究によって涵養されることが多く，欠落分の教育を補う必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究の基礎を学ばないままに飛び級で大学院に進学する学生に対しては，3 年次後期に配属されている研究室において，研究に必要な基礎的素養を修得する機会や経験をできるだけ提供する工夫が必要である。ただし，こうした基礎的素養の一部については，大学院博士前期課程の教育課程で涵養するべき素養となる可能性もある。

3．1．3．3　国内外との教育研究交流

【現状の説明】

学園が設置する大学及び各学校における国際理解教育，国際交流及び国際教育研究を行うとともに，各学校間の連携を推進するために必要な業務を行うことを目的として，2004 年に学園縦断組織である成蹊学園国際教育センターが開設され，そのセンター内の 1 機関として大学国際教育センターが設置されている。本学と外国の大学・教育機関との交流の推進，本学学生及び大学院生の外国留学や海外からの留学生へのサービスは，この国際教育センターによって行われている。

国際会議への参加や外国の研究者との研究交流は日常的に行われているものの，学部・学科レベルでの国内外との教育研究交流は行われていない。

近隣大学との教育交流（3.1.3.1 の（6）参照）として，武蔵野地域 5 大学による単位互換制度とネットワーク多摩単位互換制度がある。

【点検・評価】

➢国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

学生の国際交流を推進するため，休学することなく留学できる外国留学制度を実施している。留学には，協定留学（長期，中期，短期）及び認定留学があり，それぞれ国際教育センターが中心となって実施している。また，留学による単位認定制度も充実している。さらに，協定留学先の大学数も増加し，学生の多様な希望に対応できるようになってきた。

➢国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

留学希望者に対して，単位の修得・認定及び進級・卒業要件などの運用は，できるだけ柔軟に実施している。しかしながら，現在，留学期間は，通常の在学期間に上乗せとなっている。これは，各学年に配当されている学生実験などの必修実技科目の単位を修得できず留年してしまうからであり，学年進行できないことが留学意欲に少なからず悪影響を与えている可能性がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

留学期間が通常の在学期間に上乗せとなる問題は，学生実験などの必修実技科目の単位修得に関わるものである。国際レベルでの教育研究交流をどのように図るべきか，または，その必要性について今後検討することが考えられる。

本学部として国際教育研究交流を推進するためには，協定留学先に理工系大学を加えることなどの可能性を検討する必要がある。

3．1．4　文学部

3．1．4．1　教育課程等

(1) 教育課程

【現状の説明】

文学部は，2000 年度にそれまでの 3 学科体制から現在の 4 学科体制に移行し，2004 年度には 4 学科体制を整備・充実させるためのカリキュラム改定を行った。5 年目を迎えた現行のカリキュラムについては，社会や時代の要請に応じる形で各学科において微調整が加えられてきている。その一方で，2010 年の成蹊教養カリキュラムの導入にあわせたカリキュラムの改定作業も進んでいる。

英米文学科は，イギリス文学，アメリカ文学，英語学，英語教育の 4 分野を柱とし，英語英米文学研究の伝統と最近の展開を踏まえながらカリキュラムを充実させる中で，国際社会に対応できる人材の養成に努めている。1・2 年次の必修の講義科目と 1 年次から 4 年次までの演習科目を通して，英語英米文学研究のコアの部分を修得できるようにするとともに，「イギリス文学・文化」，「アメリカ文学・文化」，「英語学」，「英語教育」等の選択講義科目においてバラエティに富んだ内容の授業を提供している。例えば「英語教育」は，最近の英語教育に対する関心に呼応するもので，教職課程が提供する科目とは別に，児童英語教育に光をあてた授業を行っている。また，ビデオ・オン・デマンドによる視聴覚教材を用いた CALL 教室での授業，読解力養成のための「英語講読演習」，ネイティブ・スピーカーが担当する「Oral English」，「English Composition」，ライティング強化のための「Academic Writing」を必修科目として設け，卒業までの 4 年間で英語の 4 技能が十分に修得できるよう配慮している。このほか，学科専門科目の中に，新たに「翻訳・通訳セミナー」，「Intercultural Communication」を加え，さらに幅広い科目の選択を可能にするとともに，異文化理解に関する授業の充実を図っている。

日本文学科は，古典文学，近現代文学，日本語学の 3 分野それぞれの伝統的研究手法を修得し得るとともに，新しい研究動向や学際的観点にも目配りしたカリキュラムを学科創設以来維持してきた。その大きな特色の 1 つは，各学年にゼミ科目を配置し，充実した卒業論文作成に向け支援する体制をとっていることである。1 年次には「日本文学入門」において研究を行う上での基礎体力作りを行い，2 年次に，上述の 3 分野すべての基礎研究科目を必修として課し，学生が 3 分野を学ぶなかで最も興味を持った分野を 3・4 年次に所属演習で深く考究できる現行のカリキュラムは，学生に研究への動機づけを持たせる上で大きな効果を上げている。また，高度な日本語力を身につけたいという学生の希望に応える形で 2004 年度より導入された日本語力練成科目は，漢字検定試験を意識した「実践漢字講座」や情報社会に対応した日本語・日本文学研究に導く「日本語・日本文学のためのコンピュータ」など新鮮な科目を導入したこともあって，現在のところ概ね成功している。

国際文化学科は，国際関係研究，文化人類学研究，歴史・地域研究という 3 分野の専門科目群によって支えられている。これらの分野は，世界の現状を歴史的背景と文化システムのあり方に基づいて理解することを可能にしている。また，上記 3 分野に加え，言語・思想・芸術等の専門科目を文化研究科目として別途配置し，応用力に富んだ複眼的視点を獲得できるようにしている。さらに，文化理解の基礎を言語習得に置き，英語を含む多くの外国語の学習を奨励するために，［言語専門科目］を選択科目の中に設けていることが国際文化学科の大きな特徴である。ここには英語以外の外国語科目の上級会話・講読が置かれているほか，特に 3 年次以降に配当されている「実践国際コミュニケーション」は，高度な外国語科目として，高い専門性と国際性を求める学生の実際的なニーズに対応している。

現代社会学科は，社会学とコミュニケーション研究という 2 つの研究分野を軸として，現代社会を解明することを目指している。身近な問題を実証科学の手法で多角的に検証し，社会の全体像を把握した上で，問題解決のための方策を立案できるよう学生の指導にあたっている。1 年次の基幹科目によって現代社会の様々な課題を学んだ上で，1 年次から 4 年次までの少人数による演習を通じて，学生が自ら課題を設定し，その課題について説得力をもって自分の意見を表現できる能力を獲得できるようにしている。また，学科専門科目として，家族や都市という身近なテーマから，環境問題やグローバリゼーションといった大きな問題までをカバーする授業科目を配置し，卒業論文の作成に向けて，学生それぞれの研究を深化させることができるよう工夫している。現代社会学科については，「メディア・リテラシー実習」と「社会調査実習」を授業科目として設けていることも，大きな特色として挙げることができよう。「メディア・リテラシー実習」は，本学の地元の地域情報団体の協力を得ながら，学生自らが番組や Web サイトを創作し，その完成作品を武蔵野・三鷹地域に向けて発信するというもので，この実習を通じて，テレビやインターネットの特質や問題点，取材や編集にあたっての留意点を修得できるようにしている。また，「社会調査実習」は，社会調査士資格関連の科目として，調査の企画から報告書の作成までの社会調査の全過程について実習を通じて学ぶもので，調査票の作成，対象者・地域の選定，集計，仮説検証等を体験することができる。時代を正しく捉え，情報を発信することが社会的にますます重要になっている状況の中で，これらの授業は現代社会学科の大きな魅力となっている。

【点検・評価】

➢教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第 19 条第 1 項）

本学部は，総合教育科目を基礎教養科目に位置づけた上で，専門科目は必修科目と選択科目を柱に組み立てている。必修科目としての演習科目は，1 年次から 4 年次までのすべての学年に配当され，4 年次の演習は卒業論文指導に充てられる。これらは入学から卒業に至るまで，専門知識を教員と学生の双方向の対面授業によってきめ細やかに修得できるよう配慮されたものである。選択科目では，各学科の専門教育に必要な科目を，通時的，共時的，構造的に学べるよう幅広く配置されている。また，多様な専門性を揃えた本学部の学際的特色を生かして，より広い視野を身につけるため，他学科開講の授業の中で特に各学科の専門に深く関連する授業を併置専門科目として指定し，選択科目に取り入れている。

以上のような必修科目と選択科目の体系的な枠とは別に，学生の卒業後の進路に対応できるよう，教職課程，学芸員課程，日本語教員養成課程，学校図書館司書教諭課程と，多くの資格関連科目を履修できるようにしている。さらに，幅広い視野を身につけるために，併置専門科目以外の他学科開講科目及び他学部や他大学で開講されている科目も，総合教育科目に配置された学際科目として履修することができる。

4 学科体制は，この 8 年間で順調な発展を遂げてきた。本学部が掲げる教育理念とそれを実践しようとする姿勢は，在学生・受験生に概ね好感を持って受け取られていると考えてよいであろう。もちろん，本学部が目指す教育目標の実現のためには，今後も不断の努力が必要であることは言うまでもない。4 学科とも，学生の卒業後の多様な計画に十分に対応できるよう，バランスの取れたカリキュラムを提供することが求められよう。その一方で，学力が不足していると思われる一部の学生のためには，リメディアル科目の創設を検討することも今後は必要となろう。また，学問の学際化に対する関心が高まりを見せている今日，本学部においても学際化を強く意識したカリキュラムを学科間で協力して構築していくことも，今後の重要な課題となろう。

➢教育課程における基礎教育，倫理性を培う教育の位置づけ

本学部では，本学部が目指す教育の基礎を担うものとして，総合教育科目を配置し，4 学科における専門教育の学修につなげている。基礎教育としての総合教育科目には，倫理性を培う科目として「憲法と社会」，「女性・男性・ジェンダー」，「老人福祉論」等を用意し，専門科目を学ぶ際及び社会人として生活していく際の指針を提供するようにしている。例えば「女性・男性・ジェンダー」では，現代社会におけるジェンダーと仕事の関係，ジェンダーと高齢化社会の関わり等について考察する中で，よりよいジェンダー関係を構築する可能性を探る試みが行われている。

➢「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的，学問の体系性並びに学校教育法第 83 条との適合性

本学部では，学校教育法第 83 条に基づき，「広く知識を授けるとともに，深く専門の学芸を教授研究し，知的，道徳的及び応用的能力を展開させる」ことを実現している。

本学部では，各学科とも 3・4 年次の「演習」を必修とし，本学部の基本理念でもある少人数教育の場を確保している。「演習」は，文字通り本学部における各学科の理念・目的を実践する基盤となるもので，学生は各自の目指す専門の修得に十分な時間をかけることになる。演習のクラスは各学年 10～15 名程度の規模で，学生の発表・発言を中心に行われている。また，1・2 年次においても演習的性格の授業を置き，初期段階で主体的な学習方法を修得するよう導いている。各学科とも，大学での学修の集大成として，卒業論文の提出を必修としている。自らの視点で論文を書くことが，最も能動的な研究法であることは言うまでもない。自ら問題解決に取り組むことによって，専門の学芸を修得するためのプロセスを踏むことは，学生にとっても大きな自信につながるものと考えられる。

➢一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い，豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

本学部における一般教養的授業科目は，総合教育科目が担っている。総合教育科目は［文化とコミュニケーション］，［人間と社会の探究］，［情報・科学・健康］という 3 つの部門からなる。［文化とコミュニケーション］では，英語をはじめとする外国語，学際的なテーマを扱った国際教養科目，それに日本の文化・芸術等を扱った科目を学修することにより，世界について学ぶ一方，日本の文化と社会についても理解することを求めている。また，［人間と社会の探究］では，哲学，心理学，地域福祉論，インターンシップ等により，人間と社会の探究を実践することになる。［情報・科学・健康］では，情報社会に対応し得るコンピュータ・リテラシーの修得とともに，スポーツ＆フィットネスを通して，自己の身体と心の変化に対して＜気付き＞を持たせるようにしている。

その他，毎年学生に関心のありそうなテーマを選んで開講する「トピック・セミナー」は，本学部の大きな特徴である。25 名を上限とする少人数クラスで，学科を問わず学生が活発な議論を行う場として，学生にも人気のある授業である。

以上のような授業科目の配置により，幅広く深い教養と総合的な判断力を培い，豊かな人間性を持てるようになるよう配慮している。

➢外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため，外国語能力の育成」のための措置の適切性

本学部では，学科ごとに 2 カ国語ないし 1 カ国語の履修を必修科目として義務づけている。英米文学科，

国際文化学科，現代社会学科では，第 1 外国語として英語が指定され，1 年次，2 年次ともに Placement Test の成績によってクラスが指定されることになる。必修の第 2 外国語は，ドイツ語，フランス語，中国語，スペイン語のうちから 1 カ国語を選択する。日本文学科においては，必修の外国語として，英語，ドイツ語，フランス語のうちから 1 カ国語を選択する。総合的な人間力を身につけた国際教養人の養成を目指す本学部の理念に基づいて，本学部では，国際化が進む現代において柔軟に対応できる能力を養うためにも，外国語教育には力を入れている。例えば英語では，CALL 教室を利用して，社会のニーズにあった英語の授業を実践しているのも特徴の 1 つである。学生が常に Web から自習教材にアクセスできる本学独自の「もも吉」システムを使い，英語の発信力強化を目指している。1・2 年次生には TOEFL-ITP の受験を義務づけ，自分の勉強の成果を実感しながら次のステップに進めるように工夫されている。特に英語については，国際化に対応する運用能力が求められている今日，本学部ではその要請に十分応えられるようにするための教員同士の研究活動も盛んで，その研究成果は『成蹊英語英文学研究』の中で紹介されている。なお，2010 年度からは成蹊教養カリキュラムの導入に伴い，4 学科すべてについて英語が必修となる。

さらに，GPA 上位者及び TOEFL-ITP 高得点者を対象として，「国際社会コース」を設置している。国際化する社会についての知識と洞察力を養うこと並びに英語による発信能力を身につけることを目的としたコースで，定員は 25 名である。毎年 1 年次の後期に募集をし，2 年次からコース用に特別に設けられた英語のクラスや国際関係の授業等を履修している。この国際社会コースは，文字通り本学部の理念・目的を実現する 1 つの試みと言ってよいであろう。2007 年度の学位授与式の際には，国際社会コース第 1 回目の修了者に対して修了証書が授与され，学生の中にもだいぶ浸透してきているようであるが，内外の期待に耐え得る充実したコースにするためには，更なる検討が必要になっていることは言うまでもない。

➢教育課程の開設授業科目，卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性，妥当性

本学部の卒業所要単位は 124 単位である。その内訳は，学科によって多少の違いはあるが，必修・選択を含めて専門科目で概ね 80 単位，総合教育科目では，必修の外国語，フィットネス，情報処理で 18 単位，それに選択の 12 単位が義務づけられている。残りの部分がいわゆる自己設計科目で，学生が主体的な履修計画を立てられるようにしている。卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分については，本学部・各学科の理念と学生の主体的なカリキュラム設計を考えれば，概ね適切・妥当と考えてよいであろう。

➢基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

本学部では，基礎教育及び教養科目の実施・運営のために，教務委員会とは別に総合教育委員会を設置している。総合教育委員会の構成は，教務委員長を委員長とし，各学科教務委員 4 名のほかに，第 2 外国語，フィットネス，情報処理，インターンシップ担当の委員が加わり，本学部の総合教育を広い視点から統括している。授業計画については，適宜委員会を開催して，科目の適切性に関する点検・評価を含めて検討し，担当者の補充が必要な場合は，委員会として相応しい教員を探すこととしている。このような委員会の体制により，特定の個人に依存しない授業計画の策定等が可能になっており，その運営状況も概ね順調とみてよいであろう。

➢カリキュラム編成における，必修・選択の量的配分の適切性，妥当性

まず，総合教育科目については，英米文学科，国際文化学科，現代社会学科では，第 1 外国語 8 単位，第

2 外国語 6 単位，情報処理 2 単位，フィットネス 2 単位が必修となっている。日本文学科では，外国語として第 1 外国語，第 2 外国語の区別なく 8 単位を必修とし，そのほかに 4 学科共通で総合教育科目群から 16 単位以上は選択するように義務づけている。

専門科目については，英米文学科では，必修科目 44 単位（基幹科目 16 単位，基盤科目 4 単位，演習科目 24 単位）にあわせて，学科専門科目・併置専門科目等の選択科目から 40 単位以上の修得を義務づけている。日本文学科では，必修科目（基本ゼミ科目）を 26 単位とし，文学史科目・日本語力練成科目・併置専門科目等の選択科目から 60 単位以上の修得を義務づけている。国際文化学科では，必修科目 26 単位（基幹科目 2 単位，演習科目 24 単位）のほか，国際関係研究科目・併置専門科目・言語専門科目等の選択科目から 54 単位以上の修得を義務づけている。また，現代社会学科では，必修科目 36 単位（基幹科目 12 単位，演習科目 24 単位）のほか，学科専門科目・併置専門科目からなる選択科目 40 単位以上の修得を義務づけている。

このように，学科によって多少の違いはあるが，総合教育科目において本学部での学修にとって必要となる基礎科目を，必修，選択に分けて配置し，それを基盤として専門科目につなげる体制を組んでいる。専門科目においては，必修としての演習科目（24 単位。日本文学科のみ 26 単位）を中心にして，それを囲むように学科専門科目，他学科開設の併置専門科目を選択科目として修得するよう指導し，総合教育科目，専門科目の学修を土台にして，必修としての卒業論文の作成にあたらせている。

本学部が必修として卒業論文を課していることを考慮すれば，学科主導の必修科目と学生主体の選択科目の量的配分は概ね適切と考えられる。必修科目と選択科目，それに学生自ら計画を立てる自己設計科目の量的バランスについては，今後もさらに検討が必要であることは言うまでもない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

以上，本学における教育課程の現状について見てきた。2010 年度からの成蹊教養カリキュラムの導入にあわせて，本学部においてもカリキュラムの改定作業が進んでいる。大学，学部，学科の理念・目的を実現するカリキュラムの策定及び実施が求められる今日，本学部 4 学科においても，それぞれの理念に沿った運営が従来にも増して必要となってきている。

今日の社会状況を考えれば，教育課程においてどのように倫理性を培う教育を充実させていくかということは今後の大きな課題となろう。専門だけに偏らず，広い視野に立った豊かな人間性を涵養する教育体制を構築するためにも，いわゆる教養教育の充実と発展が必要となる。その意味からも，成蹊教養カリキュラムには大きな期待がかかる。幸い成蹊教養カリキュラムにおいては，[他人を思いやる豊かな心を育む]という科目群が予定されている。その中の「人権とジェンダー」，「こどもと社会」，「福祉社会に生きる」等の科目（科目名は仮称）が，学生に倫理性を培うことにおいて重要な役割を果たすものと思われる。

成蹊教養カリキュラムでは，外国語教育を基盤とした異文化理解教育を重要視している。グローバル化した今日の世界情勢において，とりわけ英語に対する比重はますます高くなると思われるが，英語を含めた外国語科目の編成については，国際化に対応するよう細かな目配りが必要となろう。現在本学部では，日本文学科だけが，第 1 外国語，第 2 外国語の区別のないカリキュラムを組んでいるが，成蹊教養カリキュラム導入に伴い，第 1 外国語として英語が必修になり，第 2 外国語についても他学科とほぼ同じような履修形態になる。これが外国語教育充実のためのよいきっかけになることが期待されている。

学部，学科の理念の実現にとっては，学科主導の必修科目は必要であることは言うまでもないことであるが，一方で，学生の主体的な履修計画を確保することも必要である。現在進められているカリキュラム改定では，学生の自主性を尊重して，より自由度の高い自主的な履修計画を学生が設計できるようにすることも検討されている。

成蹊教養カリキュラムが導入された段階で，基礎教育と教養教育の実施・運営は全学的な組織に移行するが，そのような体制の中にあっても，本学部における基礎教育・教養教育をどのように実践していくかという問題は，並行して検討する必要があろう。全学的な教養教育と両立する形で，本学部独自の教養教育に対するスタンスを確立することが求められよう。

(2) カリキュラムにおける高・大の接続

【現状の説明】

本学部では，入学者が高等学校での学習から大学での学習にスムーズに移行できる環境をつくるべく，次のような配慮をしている。

① 各学科の 1 年次に少人数の基礎演習科目を置き，専任教員が担当して大学での学習に必要なスキルや各専門分野の基礎的な知識・方法論を修得させている。

② 英語を必修とする学科の入学者を対象に，入学時に Placement Test を実施し，自己のレベルを認識させるとともに，高レベルの学生用のクラスを用意している。

③ 高等学校における情報教育の内容にばらつきがあることから,「情報処理Ⅰ」を 1 年次前期に必修とし，大学での学習に必要となるコンピュータ・スキルを全員に身につけさせている。

④ 1・2 年次生が多く履修する総合教育科目，各学科が 1・2 年次に配当している必修専門科目においては, 高等学校での学習から専門分野の学習への橋渡しとしての位置づけを意識した授業内容になるよう，学科内で議論を重ねたり，担当教員に要請したりすることに努めている。

また，本学が高大連携の協定を結んでいる特定の高等学校の生徒には，一部の授業科目について聴講・科目履修を認めて受け入れているほか，本学が加盟している「学術・文化・産業ネットワーク多摩」でも，高大連携を多摩全域で行い，いくつかの科目をチャレンジキャンパスプログラムでの開放科目として提供している。

【点検・評価】

➢学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

入試種別の多様化を背景に生じている入学者の学力差については，本学部の教員間でも様々な捉え方があり，2010 年度施行予定の新カリキュラム検討の過程でも議論になっているが，現在のところ，いわゆるリメディアル教育を行う必要性で意見が一致するまでには至っていない。

入学時及び年度初めの学部・学科オリエンテーション・プログラムを通じて，特に 1・2 年次生に対しては履修すべき科目に関する指導が適切に行われており，現状では，上述の基礎演習科目や各学科が専門分野への導入を目的として 1・2 年次に配置する科目群により，高等学校から大学へ，さらに大学入学から 3・4 年次における専門性の高い演習科目への導入教育は，ほぼ円滑に達成し得ているものと考えている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現時点においては，上述のように大きな問題は意識されていないが，入学者の学力レベルの低下傾向は近年全教員が等しく感じているところであり，今後は，特に 1 年次に履修させる科目とそのコンテンツについて真剣な見直しが必要となろう。現在検討中の成蹊教養カリキュラムにおいても，入学直後の基礎演習が全学部必修となることから，大学教育への導入という面でこの科目の果たすべき役割の重要性について，全教

員が認識を共有する必要がある。

(3) カリキュラムと国家試験

【現状の説明】

本学部における国家試験関係では，資格関連科目として，教職課程・学芸員課程・日本語教員養成課程・学校図書館司書教諭課程・社会調査士課程・社会福祉主事任用資格の科目群が配置されている。

教職課程では，学年ごとに毎年教職課程ガイダンスを実施しており，それに欠席した学生は教職課程の履修ができない。ここで取得できる教育職員免許状の種類は，英米文学科では中学校教諭一種免許状と高等学校教諭一種免許状の「英語」，日本文学科では中学校教諭一種免許状と高等学校教諭一種免許状の「国語」，国際文化学科と現代社会学科では中学校教諭一種免許状の「社会」と高等学校教諭一種免許状の「地理歴史・公民」である。教職科目は，一部の科目を除いて学部の卒業に必要な単位にはならないので，1 年次に配布される教職課程履修ガイドに沿って履修する必要があり，また，3 年次以降には実習科目である「介護等の体験」（中学校免許取得希望者）及び「教育実習」の履修が義務づけられている。

学校図書館司書教諭課程は，この資格取得のために必要な授業科目（5 科目 10 単位）は，教職課程の関係科目として用意してあり，教職課程履修ガイドの中に詳しい履修方法を載せている。

学芸員課程では，博物館等の施設の中でも，美術・文化史系の美術館や資料館で働く学芸員の養成に限っている。ここでは本学部の設置科目のほかに，学外の施設や関係者に協力を依頼して行う「博物館実習」という授業科目の履修が義務づけられている。所定の授業科目の単位を修得した者は，卒業時に本人が申請すると「学芸員資格単位修得証明書」が発行される。

日本語教員養成課程は，法律に基づく免許制度はまだ確立されていないが，文部科学省の調査研究会の報告に準拠して，要請された所定の授業科目の単位を修得した者は，卒業時に本人が申請すると「日本語教員養成課程修了証明書」が発行される。実習科目である「日本語教育実習」2 単位の履修が義務づけられている。

社会調査士課程は，社会調査士資格認定機構が発行する社会調査士という資格を取得するための課程で，社会調査士資格認定機構が要請する所定の授業科目の単位を修得した者は，卒業時に本人が申請すると「社会調査士課程単位修得証明書」が発行される。実際に社会調査を行う「社会調査実習」が 2 科目義務づけられている。

社会福祉主事任用資格とは，生活上の困難に直面している人や，障がいがあるために支援を必要とする人々のニーズを把握して，情報の提供と関係組織・機関への連絡や調整を行う仕事をするための資格で，福祉事務所などの公務員，社会福祉施設の相談員や指導員，社会福祉協議会などの職員募集の際に，資格として要請される。本学部では，厚生労働省の指定した科目を 4 科目用意しており，そのうち 3 科目修得すると資格が得られる。卒業時に本人の申請に基づき，「社会福祉主事任用資格単位修得証明書」が発行される。

以上の資格は，本学部では入念なガイダンスのもとに，真面目で誠実な学生のみが取得できるように，単位面や時間割で工夫を凝らしている。

【点検・評価】

➢国家試験につながりのあるカリキュラムを持つ学部・学科における，カリキュラム編成の適切性

各資格に対して，本学部では最初に入念なガイダンスを行い，単に資格でも取っておこうかといういいかげんな学生を極力排除している。外部の組織や機関にお願いする実習科目があるため，実習途中で投げ出す

ような学生には取ってもらいたくないのである。資格関連科目には，卒業に必要な単位以外の科目が相当数あるため，それらを時間割の周辺に配置し，意欲のある学生にしか取れないようにしている。また，最初のガイダンスに欠席した学生には，その資格を取らせないように指導している。その結果，真面目で誠実で社会的なモラルを備えた学生が資格を取るようになってきている。資格の場合，できるだけ多くの学生が資格を取った方がよいということにはならない。本当にやる気のある，資格に相応しい学生をいかに選別できるかで，カリキュラムの真価が問われるのである。

しかし，前回の自己点検・評価時と比べて，社会調査士課程と社会福祉主事任用資格が資格課程として増えている。資格を取りたいというやる気のある学生に対しては，より多くの資格を取る可能性を大きくしていると評価してよいであろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

各学科とも，それぞれの専門性の特徴を生かしたカリキュラムとなっている。今後も，これまでの実績の上に，さらなる改善を重ねていくことが望まれる。また，現代の学生の要求に応じられるような資格科目の新設も考える必要がある。

だが，資格の取得には，実習科目修得が条件になっているものが多い。実習を成り立たせるには，外部の組織や研究機関に協力を要請しなければならない。そのためには外部とのネットワークを持った専門の教員が必要である。教職課程には専門の教員が 4 名（大学全体で 6 名）いる。社会調査士課程では専門の教員が 1 名しかいない。学芸員課程には専門の教員がいない。日本語教員養成課程でも専門の教員はいない。したがって，もし資格課程を重視するのであれば，外部とのネットワークを持った専門の教員の採用が必要であろう。社会調査士課程では，現在非常勤の助手がその任に当たっているので，ギリギリで回っている。今問題なのは学芸員課程である。ここに実習を指導できる専門の教員が早急に必要になっている。

加えて教職課程にも問題がある。教職課程の専門教員は「教育実習」は十分指導できても，「介護等の体験」を指導できる福祉の専門家ではない。現在は指導可能な福祉の専門教員がいるが，2008 年度で定年退職する。同程度の福祉の専門教員が採用されればよいが，福祉関係のネットワークが乏しい場合は実習が困難になることも考えられる。

資格の取得は，その目的は何であれ，希望する学生は多い。彼らのために様々な資格を用意しておくのは大学としての務めである。もし，本学部として資格関連の専門教員を配置するのが困難なのであれば，大学レベルで対応するしかないのではないか。

（4）インターンシップ，ボランティア

【現状の説明】

本学では，公共インターンシップとビジネスインターンシップの 2 種類のインターンシップが文科系 3 学部横断的な教育課程の中に用意されている。これに加えて本学部では，専門教育との内容的関連を基礎として，第 3 のインターンシッププログラムとして NPO インターンシップのコースを 2007 年度から実施するに至った。大学は閉じた聖域であるべきではなく，社会に開かれた，具体的には地域に根ざした教育を進める義務がある。本学部ではその 1 つとして，大学のある地域，すなわち武蔵野市，三鷹市，杉並区など近隣で活動している NPO に協力を仰ぎ，提携を結んだ。NPO の置かれた厳しさや展望を学生自身に経験させ考えさせるために，NPO インターンシッププログラムはスタートした。現在，実社会の中における経験は，履修者にとってはかけがえのないものとなっている。さらに，大学で学んだ知識の社会的活用への可能性を学生に感

じさせることは，学習へのモチベーションを高める効果も期待できる。市民・地域と大学が一体となって教育的連携を行うことは，今後の教育の先駆的実験の１つである。

ボランティアについては，単位認定等の制度的措置は行っていないが，これは，ボランティアという趣旨を尊重することこそボランティア教育であるという立場をとっているためである。ボランティアをする学生への支援は，各教員のそれぞれの意思で行われている。

【点検・評価】

➢インターンシップを導入している学部・学科等における，そうしたシステムの実施の適切性

インターンシップを単に教育の外注とはせず，大学と地域とが一体となって学生を育み，社会生活への自信を身につけさせようとする教育上の趣旨は，重要であると評価できる。その実績はまだ始まったばかりで未確定な部分が多々あるが，NPO インターンシップ後のレポートは良いものが多く，教育効果にも手応えを感じている。初めは少人数で確実にインターンシップ教育の道筋を固め，徐々にそれを拡大していくという予定で発展して欲しいところである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学部の NPO インターンシップは，2007 年度から始まった新しいカリキュラムであり，まだ実績が積まれていないので，今のところは教育効果を冷静に観察し，成果向上への努力をすることが求められている。改善・改革の方策が練られるのは，その分析を踏まえてからであろう。

ボランティアについても，既述の理由で教育制度の中に包含されていないので，本学部としての改善や改革の対象でないと思われる。教育制度に包摂するかしないかの判断をも含め，いかなる方法が教育の本質をより効果的に達成するのかについて，成熟した判断が求められるところである。

（5）授業形態と単位の関係

【現状の説明】

本学部の授業科目は，専門科目，総合教育科目，特設科目に分かれている。専門科目については，各学科とも学生が段階的に専門性を身につけられるよう工夫されている。また，所属学科以外の学科専門科目の一部を併置専門科目として配置するなど，専攻分野の学修に対して様々な角度からアプローチができるよう配慮がなされている。

英米文学科では，講義科目の「英米文学概論」,「英語学概論」,「イギリス文学史」,「アメリカ文学史」，英語の読解力とライティングの強化を図る「英語講読演習」,「Academic Writing」，それに演習科目としての「フレッシュマン・セミナー」,「基礎演習」,「演習」を必修としている。学生はこれらの科目を通して，段階的かつ体系的に英語英米文学研究の基幹部分を学修することになる。演習科目は少人数制で行っているため，学生のプレゼンテーションやディスカッションを通じて，学生の理解度を把握しつつ，きめの細かい指導が可能となっている。特に 3・4 年次の「演習」では，通常の授業以外（合宿を含む）にも時間を設けて卒業論文を指導する中で，学生同士並びに教員と学生の間の相互理解を深めている。「Oral English」等の英語科目では，ネイティブ・スピーカーの担当するクラスを多く設ける一方，視聴覚設備（CALL 教室，VOD，Web-Based Learning System など）を活用することによって，学生の英語の修得を支援している。

日本文学科では，「日本文学入門」,「基礎研究」,「演習Ⅰ・Ⅱ」を必修とし，これらの演習科目で日本文学・日本語学の専門知識と方法が徐々に修得できるよう，各学年に配置されている。選択科目は，学生が自らの

関心に沿って履修計画を立てられるようになっているが，日本文学・日本語学の専門的知識が偏りなく修得できるよう細かな配慮がなされている。必修科目の「基礎研究」においても，偏りのない修得という観点から，古典文学，近・現代文学，日本語学という 3 分野すべてについて履修するよう義務づけている。また，日本文学理解のための背景的知識の修得のためにも，日本文化史などの併置専門科目を配置している。

国際文化学科では，演習科目のほかに，1 年次前期の「国際文化研究の現在」を必修にしている。この科目は，国際文化学科の専任教員が全員で担当するもので，各教員がそれぞれの専門分野の最先端の研究状況を分かりやすく講義するとともに，学外の講師が国際文化研究に関連した特別講演を行っている。また，1・2 年次の「基礎演習」では，国際文化研究に関して幅広い視野を持てるようにするという観点から，前期と後期で異なるクラスを履修するよう義務づけている。このような授業形態は，国際文化学科の特色の 1 つで，学生が 3・4 年次の「演習」で卒業論文のテーマを決める際の重要な基盤となっている。なお，言語専門科目については，講義科目は 2 単位，会話科目は 1 単位が原則であるが，国際文化学科が独自に設定している高度な会話能力を要する演習形式の「実践国際コミュニケーション」には 2 単位が与えられている。

現代社会学科では，4 年次の卒業論文の作成に向けて，1 年次から体系的に学べるよう配慮されている。1 年次には基幹科目としての「現代社会の諸問題」，「現代社会の理論」，「社会学の基礎」，「コミュニケーション論の基礎」，「コミュニケーション論の展開」により，学科の柱である社会学とコミュニケーション研究の基礎を学び，2 年次では，学科専門科目を中心として各自の関心に沿って，専門知識を体系的に学んでいく。演習科目は，1 年次の「現代社会研究の基礎」，2 年次の「現代社会研究の方法」，3・4 年次の「演習」からなり，少人数によるこれらの演習を通じて，学生は自ら設定した課題に対して，過去から現在に至る資料を丹念に調査するとともに，議論によって自らの意見を鍛え，他人に向けて説得的に表現できる能力を養うことになる。これらの授業科目を通して，各自の研究テーマを掘り下げていき，その中で得た知識を活かして 4 年次で卒業論文を作成することになる。

総合教育科目は，前述のように［文化とコミュニケーション］，［人間と社会の探究］，［情報・科学・健康］という 3 つの部門からなる。多くは講義科目であるが，この分野には外国語や情報科目，フィットネス科目も含まれるので，授業形態・単位は多様である。このうち，本学部の特色科目の 1 つである「トピック・セミナー」は，全学科の学生が履修可能な科目として上記 3 部門のすべてに置かれ，少人数の演習形式で行われる。

【点検・評価】

➢各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における，その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

本学部における単位計算は，概ね講義，演習科目については 15 時間の授業をもって 1 単位，外国語，実習科目については，30 時間の授業をもって 1 単位としている。

博物館実習は，外部機関での実習が加わるため，3 単位が与えられる。また，学修の集大成としての卒業論文には 8 単位が与えられる。本学はセメスター制を敷いており，限られた一部のものを除き，ほとんどの授業が半期単位の開講形式になっている。授業科目の単位計算方法については概ね妥当と考えてよいであろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学部における改善・改革の基盤は，やはり少人数教育の維持と学生のニーズに応えるカリキュラムの提供になろう。英米文学科では，英語の必要性がますます高まる今日，現行の授業形態のほかに，内容に基づく content-based の科目を積極的に導入していくことも検討してよいであろう。英語を学ぶことから英語で

学ぶ枠組みへのシフトであり，それにより学科の独自性を出すのも 1 つの方法である。日本文学科については，専門科目の授業形態と単位の関係については現行では特に問題はないと考えてよいだろう。なお，日本文学科専門科目のうち，「演習」の半期科目化及び「基礎研究」の半期 2 単位への変更若しくは通年 4 単位への変更については，教育効果上の得失を踏まえて慎重に検討していくことが必要であろう。国際文化学科では，キャリア・オリエンテーションなどの実習を含む科目や，ボランティア活動に基づく研究活動に対して単位認定をすることを検討しているが，従来からの講義科目の単位とこれら新規科目のバランスについては，慎重に検討する必要があろう。現代社会学科では，学科の柱である社会学とコミュニケーション研究に関して，より深い理解を得られるようにするため，必修科目のうちの基幹科目についての検討が進められている。

なお，現在検討が進んでいる成蹊教養カリキュラムは，2010 年度からの導入が予定されているが，本学部のカリキュラムとの関係で見れば，特に総合教育科目の授業・履修形態に大きな変更が生じることになる。現行カリキュラムの質や魅力を確保・維持しながら，さらに内容を充実することが期待されている。

（6）単位互換，単位認定等

【現状の説明】

単位互換制度としては，本章冒頭に述べたように「武蔵野地域 5 大学単位互換制度」及び「ネットワーク多摩単位互換制度」の 2 つがある。この制度によって学生は，在学中 12 単位を上限に単位認定を受けることができる。

次に単位認定関連では，入学前に修得した単位の認定，検定・資格試験による単位認定のほか，外国留学関連の認定があり，在学期間を通じての限度は上記互換制度等による単位を含めて 60 単位である。留学には 2008 年現在で長期・中期・短期の「協定留学」及び「JSAF（日本スタディ・アブロード・ファンデーション）プログラム」，「認定留学」の 3 種があり，そのうち短期協定留学は，それぞれ全学共通の認定システムにより単位の読替認定がされ，長期・中期協定留学，JSAF プログラム及び学生が自分で大学等を選んで留学する認定留学については，授業内容や授業時間数，レポート類などを詳細に検討して，単位認定を行っている。協定校や留学の期間の種類は，前回の自己点検・評価の時点から相当に拡充されてきている。

また，検定試験等によるものとしては，「初級システムアドミニストレーター試験」，「パソコン検定試験」などにおける成果に対して，「情報処理Ⅰ」の 2 単位を認定している。

【点検・評価】

➢国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第 28 条第 2 項，第 29 条）

各種の単位認定は，大学設置基準に沿って制度化が進められ，適切に行われている。

このうち，中期・長期の留学協定及び認定留学の単位認定は，「成蹊大学文学部外国留学に関する取扱内規」の規定に従い，厳密に行われている。また，国際教育センターが主催して米国，英国等の大学で行われる短期留学は，総合教育科目の「外国の言語と文化」，あるいは「外国の文化と社会」（英米文学科は専門科目）として単位認定される。

入学前の既修得単位認定は，本学に入学する前に他大学等で修得した単位を認定するほか，高大連携により本学の講義科目を科目等履修生として修得した場合に認定するが，その例はさほど多くない。検定試験による単位認定もそれほどの例はないが，これらの認定にあたっては，「文学部学生の在学中又は入学前に他大学等において修得した単位等の認定に関する内規」の規定に基づき，適切な運用を行っている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今のところ，単位互換や単位認定の実施にあたって問題となる点はないが，単位互換については，武蔵野地域 5 大学単位互換に参加していない武蔵野地区に近接する他の大学，つまり，国際基督教大学，ルーテル学院大学，東京外国語大学，東京経済大学等との単位互換の可能性を探り，学生に多様な学びの機会を提供することも検討されてよいであろう。

（7）開設授業科目における専・兼比率等

【現状の説明】

本学部専任教員の現員は，2008 年 5 月現在 44 名（特任教授 3 名，教職課程 4 名を含む）であり，そのうち一般教育担当教員は 7 名，専門教育担当教員は 33 名である。全開設科目における専任教員担当科目の割合は，以下のようになっている。

英米文学科専門教育（全 137 科目）　約 49%
日本文学科専門教育（全 128 科目）　約 47%
国際文化学科専門教育（全 194 科目）　約 35%
現代社会学科専門教育（全 135 科目）　約 51%
学部共通教養教育科目（全 159 科目）　約 21%

【点検・評価】

➢全授業科目中，専任教員が担当する授業科目とその割合

全 753 科目のうち，専任教員が担当する授業科目は 297.7 科目で，その割合は約 40%になる（同一科目を複数の教員が担当している場合，専任教員と兼任教員の人数比に応じて除算しているため，小数点以下の数字が現れる）。他学部と比較して，専・兼比率は低い数字にとどまっているが，授業科目数の多さもまた類を見ないものであろう。これは，学科ごとに専門教育で求められる内容が異なるためであり，また，人文科学の分野を扱う英米文学科・日本文学科・国際文化学科に加えて，社会科学の分野を扱う現代社会学科を擁しているためでもある。人文科学・社会科学における分野の多様さや，近年の研究対象の広がりを考えると，提供科目を減らすことは決して賢明ではない。また，学生の関心や興味も同じく多様化しつつあるため，そのニーズに応えるためにも授業科目はできる限り現状の数を維持したいところである。

➢兼任教員等の教育課程への関与の状況

学部共通教養教育科目・専門教育科目の中で高度に専門性を有し，専任教員の研究分野とは重複しない講義を兼任教員が教えている。また，長期研修その他で専任教員が一時的に不在の場合には，演習を担当することもある。さらに，英語をはじめとする学部共通教養教育科目の中で，専任教員がコーディネーター役となって，チームティーチングを行うものについて，兼任教員がその一翼を担うことがある。いずれの場合も，担当を依頼する際には科目等の趣旨や位置づけについて，学科・コーディネーターから十分な説明が行われている。特に，演習科目の担当者（本学部では学生の指導教授となる）として兼任教員を起用する場合には，別に専任教員が当該クラスの学生の指導教授となって，担当者と緊密な連携を保ちながら学生の指導にあたることとしている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

限られた教学資源を有効に使い，今後は専任教員がなるべく多くの科目を教えることで専・兼比率を下げる，というのも 1 つの見識であろう。とはいえ，上記に述べたように，多くの科目を提供することが本学部の使命であり，また，学生の要望であるという考え方からは，現状の専・兼比率はそれほど大きく変えることができないという見方もあり得る。いずれにせよ，重要なのは数値ではなく，提供する教育内容が学生の興味や関心を喚起し，学習意欲をわかせるものであるかどうかであり，学問の府として相応しいものであるかどうかである。今後は専任教員と兼任教員の連絡を一層密にすることで，この点を改善したい。

（8）社会人学生，外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

これまで本学部では，社会人，外国人留学生のみを対象とした特別な入学試験は行って来なかったので，学部生の中で社会人経験者や外国人留学生はほとんどいないと言ってよい。ただし，各授業の履修者としては，社会人の聴講生や協定校その他からの留学生がいる。これらについては，各授業担当者にその存在を通知して必要な配慮を要請しているほか，特に留学生に関しては，通年の授業を後期から履修し始める場合もあり，他の一般学生同様指導教授を指定して，日本滞在中の学修・生活の全般にわたり，きめ細かく指導・助言を行っている。また，ゼミ学生など日本人学生との交流の機会をなるべく多く提供するよう努めている。

帰国生については，1981 年以来特別入試を行っており，毎年数名ずつ入学者をみている。教育課程編成上特別なカリキュラムや授業は設けていないが，外国語の履修に関しては，個々の帰国生の能力に応じて一般学生より上級のクラスを履修させるなどの配慮をしている。しかし，2003 年度からは AO 入試の導入により，帰国生対象の特別入試も AO 入試の一部として行われている。

【点検・評価】

➢社会人学生，外国人留学生，帰国生徒に対する教育課程編成上，教育指導上の配慮

学生・受講者の多様性を確保するため，2003 年度入学者に対する AO 入試が導入されたが，その中に一般受験のほかに，社会人，外国人，帰国生（それぞれ定員若干名）の各枠を設け，入試を実施している。

カリキュラムの面で特に制度上の配慮はしていないが，現状ではこれらの枠組みで入学する者がごく少数にとどまっていることから，個別の事情に対応した指導が可能であり，外国語科目の履修で初めからより上級のクラスに入れるなどの措置をとっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

AO 入試の実施に伴い，今後は少しずつ多様な学生の入学も予想される。本学部では幸い少人数の授業科目が多いので，個々の学生の状況に即したきめ細かい指導・助言が可能であるが，同入試による社会人，帰国生，外国人の入学者数が増える場合には，カリキュラム・制度上の配慮も必要になるであろう。

本学が受け入れている社会人・市民の聴講生は，特に本学部の授業科目に数も多く，歴史も長い。地域社会との交流，大学の知的資源の還元など，多くの点で高く評価し得る実績と言えよう。

3．1．4．2　教育方法等

(1) 教育効果の測定

【現状の説明】

ここでは,「教育効果の測定」を，大学における教育の効果を学生が実感できる仕組みと幅広く捉え，これに関する本学部での全般的現状を解説する。

本学部では，各期末に講義及び演習の成績評価を行う。2004 年度のカリキュラム改定に伴い，成績評価には大きな制度的進展がみられた。セメスター制の導入によって全教科の成績が開講学期の末に評価・開示されるようになり，きめ細かい教育効果の測定が実現された。また，GPA 制度の導入により，個々の学生の相対的実力の明確化を図ることができた。学年末の成績評価は保証人の住所宛に保証人・本人連名宛で郵送されており，家族等の関係者にも遺漏なく通知される。成績評価の具体的な方法や問題点などは，次項「成績評価」を参照されたい。授業ごとの到達目標や成績評価基準の明確化については，シラバスでの記述を具体的に詳しく行うことによって向上が図られている。

通常の授業成績の評価のほかにも，学習効果を実感する機会は折々に設けられている。その第 1 は，卒業論文の作成である。本学部では，卒業論文の執筆を全学生に課しており，論文作成のための研究が 4 年間の学習効果を総合的に実感できる重要なプロセスとなっている。卒論指導は通常 3 年次から始まり，少人数（数名から 10 数名）の演習クラスで行われる。各指導教員は，個人指導やクラスでの報告のほか，他学年を交えた合宿や公開発表会など，学生が切磋琢磨して研鑽を積む環境づくりを工夫している。国際文化学科で 2007 年度から行われている『卒業論文選集』の刊行など，特色ある論文を選定して内外に公表する試みもある。ゼミ内部の評価にとどまらず，研究成果が広く公開されることで，教育効果をより客観的な形で実感することができ，達成感も高まると考えられる。

卒業論文とは別個に，学科ごとのカリキュラムの特色を踏まえた教育効果の測定も，今回の評価対象期間では盛んに試みられている。例えば，英米文学科においては 1・2 年次，国際文化学科においては 1 年次に TOEFL-ITP の受験を義務づけており，英語教育の効果が客観的に把握できるよう努めている。現代社会学科の「メディア・リテラシー実習」のように，1 学期間の学習成果を学内外に広く公開し，受講者の意欲を高めている授業もある。また，国際文化学科では，2006 年度から実施している連続企画「国際交流セミナー」の企画運営に学生の発案や協力を採り入れている。同セミナーは正規教育の枠外で行われるボランタリーなものであるが，大学の教育事業運営に学生自身が関わることで，通常の授業で学習したことの成果を試験やレポートとはまた違った形で確認できる機会ともなっている。

【点検・評価】

➢教育上の効果を測定するための方法の有効性

前回の自己点検・評価報告書においては，前々回の点検で指摘された問題点として，学生に対して到達目標と評価基準を明確にしていくことが挙げられていた。前回の点検時点でも，シラバスに講義の進行内容を詳細に記載することで改善に取り組んでいたが，今回の点検評価対象期間中にはシラバスの記入項目がより具体的になり,各科目担当者に対しても可能な限り分かりやすい記述を求めることが徹底された。この結果,ほとんどの科目に関しては，科目ごとの客観的な目標とそれに向けた授業の運営方法や評価基準が明らかになり，実際の授業もこれに対応した形で実施されるようになっている。毎学期実施される授業評価アンケートでもこの点が項目の１つとなっており,「具体的なシラバスとそれに沿った授業運営こそが高い教育効果を

生む」という信念が，教員・学生双方に定着してきている。

ただし，このようにシラバスの記述が詳細になり，それに沿った授業運営が進められた結果，授業開始後に生じる様々な新しい事態を踏まえた柔軟な授業運営が行いにくくなる弊害も生じているようである。例えば，受講者の反応をみながら授業の難易度やトピックの内容を調整したり，シラバス執筆時には想定されなかったアクチュアルな問題を取り上げたりする余裕がなくなる状況がみられる。具体的なシラバスを提示した授業担当者ほどその到達目標や進行表に縛られ，十分な教育効果が上げられないとしたら，本末転倒と言わざるを得ない。授業担当者の側でも柔軟な運用の余地を残すようシラバスを工夫する必要がある一方で，大学教育の性質や人文社会系科目の特性を踏まえ，授業の目標到達点やそれに向けた道程を厳格に要求しがちな組織体制や学生意識のエスカレーションに歯止めをかける方策が必要かも知れない。

これとは別の論点として，成績表や企業就職率（後述）などの数字に表せない教育効果をどう測定し，評価するかという問題がある。本学部では，芸術活動やボランティア等の社会活動に対する在学生の関心が高く，これらの方面で実際に力を発揮する学生も目立つ。こうした活動は本学部の授業と内容的に関連しており，社会問題への取り組みなどにおいては授業に触発されて活動を始める学生も多い。しかし，活動に熱心な学生が必ずしも試験やレポートで高い点数を獲得するわけではなく，卒業研究につながらない限り，成績評価の対象になりにくいのが現状である。

学生の人間的・社会的な成長もまた，大学，とりわけ文科系学部における教育効果の重要な一部であり，この面で学生を伸ばすことは，本学の建学精神である全人教育とも大いに関連するところである。人格への介入や活動の強制は論外であるが，大学教育の中で自然に生まれ育まれてきた熱意や才能を，何らかの形でもう少し積極的に評価する仕組みがあってもよいのかも知れない。

➢卒業生の進路状況

本学部生の 2007 年度就職率は 86.4%（内定率 98.3%）で，全学部平均の 82.4%（同 97.7%）を上回っている。2003 年度の就職率 66%（内定率 98%）と比べると，就職率が 20%以上の高い伸びをみせており，内定率も一貫して高水準を保っている。就職先は 4 学科を通じて一般企業が圧倒的であり，分野的には金融・商社などが上位を占めている。本学部生の就職としては平均以上の良好な状況と言えよう。このように，本学部生の就職が安定好成績を保ち，特に大企業から高い評価を得ていることには，本学キャリア支援センターのきめ細かな就職活動サポートが大いに貢献しているが，社会から求められる知識と思考・表現力，人間性・社会性を備えた若者を育成してきた本学部の教育成果も過小評価してはならないだろう。

しかし，こうした進路状況は学生の目でみると，必ずしも完璧に満足できるものではないのかもしれない。上でも触れたが，本学部には一般企業での仕事に関心を持つ者だけではなく，非営利的・社会的な職業を志す学生も目立つのである。非営利分野での就職には力が不足している学生，趣味や余暇と仕事を使い分けるライフスタイルを選ぶ学生もいるが，十分な実力を持ち，こうした分野のキャリアを熱心に志望しつつ，具体的な準備に踏み出せないまま諦めてしまう学生も少なくない。卒業研究で質の高い論文を仕上げる学生が，大学院進学に関心をみせつつ，結局一般企業に就職する例も毎年見られる。本学部卒業生がその実力を存分に発揮し，学部での教育成果を社会に還元するために，一般企業就職以外でも進路指導において優秀な学生を励まし，その意欲をサポートする適切な体制を整える必要が，今日大学に求められているように思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

これまで述べてきたことから，大学の授業が直接的に生みだす教育効果の測定については，評価対象期間中にかなりの（一部では行き過ぎるほどの）改善努力がなされていると言える。前回の自己点検・評価報告

書では，「各学科の個性よりも本学部としての統一性に比重が置かれることへの懐疑は残る」としていたが，実際にはその後の 5 年間で，教育効果を高め，その効果を学生に実感させることに関して学科ごとに工夫がなされ，良い意味での学科間競争が進んでいるようにも思われる。今後は，一方でこうした学科の特色を本学部在学生・卒業生に浸透させていく努力を一層強化すると同時に，他方で大学・学部として学生・卒業生の質，いわゆる「学士力」を保証し，検証する適切な方策を探る努力を続けなければならないであろう。

本学部における教育効果の測定では，演習や前述の「国際交流セミナー」などで，個々の教員や学科の自発的な創意・気付きによって学生の実力が評価され，才能がすくい上げられてきたところが大きい。今後は，こうした個別の創意工夫をどのように維持発展させていくかが試される。本学部の教育の中で育まれる人間性・社会性は，正規教育の枠組みでは評価することが困難かも知れないが，学部あるいは学科内で意欲ある学生の活躍の場を増やしたり，そうした学生の活動成果の発表機会を設けたりすることによって，より多くの学生が教育効果を実感できよう。

非営利分野でのキャリアを志す学生のサポートに関しては，もう少し組織的な措置がとれる可能性がある。専門研究者の育成は各教員の努力に頼るところも大だが，NGO や NPO への就職，国際的なキャリア形成に関しては，卒業生のネットワークづくりや外部専門家の助言採用などの仕組みをつくることが可能だろう。こちらについては，キャリア支援センターや国際教育センター，設置が見込まれる学生ボランティア本部などとの関連もあり，むしろ，学部の枠を超えて全学的な整備が期待されるところである。

（2）成績評価法

【現状の説明】

成績評価は，各科目の特性に応じつつ，学期末に行われる定期試験の得点や平常点（授業中に課されるレポート及び小テスト等の内容，あるいは出席状況や授業態度など）を加味しながら総合的に行われており，その結果，一定の水準に達していると判断された場合に，所定の単位が認定される仕組みになっている。また，その認定にあたっては，従来の優・良・可及び不可の 4 段階表示に代わり，2004 年度から，S・A・B・C 及び F の 5 段階で表示されるようになった（ほかに，単位認定を意味する「T」及び履修中止を意味する「W」が表示される場合もある）。評価の基準は，100～90 点が S，89～80 点が A，79～70 点が B，69～60 点が C であり，59 点未満は単位が認定されず F（不合格）となる。また，成績評価に際しては，受講者間における相対評価ではなく，絶対評価で行われることになっている。

なお，学期末試験を実施する場合，従来は試験を欠席すると追試験を受けない限り不合格となっていたが，現行の制度では総合的に成績を判定するシステムとなっているため，試験の欠席が即不合格につながることはなくなっている。

【点検・評価】

➢厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法，成績評価基準の適切性

成績評価の方法については，年度初めに学生に示されるシラバスに明記されており，受講する学生はあらかじめどのような基準に基づいて評価が下されるのかを知ることができるようになっている。また，その成績評価の基準に関しても，具体的なやり方や点数の配分方法などは各授業担当者に委ねられているものの，学期末試験やレポートのみによる単一評価ではなく，前記したような様々な要素の組み合わせによる総合的な評価が行われており，多角的な観点から学生の成績評価を行うための態勢作りが着実に進行していると評価できる。加えて，2004 年度から導入された GPA 制度により学生の成績が数値化され，学生相互の成績を相

対的に評価することが可能な仕組みが整備された。

➢履修科目登録の上限設定等，単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

1 年間に履修できる単位数には，2003 年度以前に入学した学生は通年 50 単位，2004 年度以降に入学した学生については通年 44 単位（半期 26 単位）という上限が設けられている。これは，授業時間内での学習のみならず，その前後の事前準備や復習の時間を考慮して設定されたものであり，学生が年間を通して無理なく授業内容を修得することができるようにするためのものである。学生に対する授業・教育に責任を持つ大学としては，必要な措置と言えるだろう。とはいえ，すべての学生の修得進度や理解力が同じであるとは限らず，この上限設定がかえって学生の学習意欲を阻害する危険性もないではない。そこで，そのような問題に対応するために，前年度の年度 GPA が 3.0 以上の学生（2004 年度以降に入学の学生）については，通年 56 単位（半期 36 単位）まで上限設定を引き上げることで，弾力的な運用が図られている。また，この上限設定には，総合教育科目に含まれない教職に関する科目や特設科目及び外国留学により認定される科目は含まれておらず，教員免許等の資格取得を目指す学生の足かせにならないような配慮もなされている。

➢各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

本学部では 1 年次から演習が必修となっており，各学科の専門的な内容を，それぞれの年次の能力に応じて学修できる仕組みになっている。この演習は一部非常勤講師に任されることもあるが，基本的には専任教員が担当することになっており，少人数教育の特性を生かして学生一人一人の質をきめ細かく確かめながら，上級学年の学習内容へと無理なく移行できるように構成されている。また，本学部では卒業論文が必修となっており，最終学年になると，大学生活の総仕上げとしてそれぞれの指導教授の下で論文執筆に取り組むことになる。学生は，通常の演習以外にも，卒業論文の中間発表会や合宿などを通して他の学生と議論を積み重ねたり，指導教授との個人面談を通して直接の指導を仰ぐなどしたりしながら，論文の質を向上させていくことになる。

また，本学部では，基礎的な学力を身につけてから段階的に応用的知識を修得させるため，各年次に進級基準を設けており，体系的な学修のもと，社会に送り出している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

単位の形骸化を防ぐために，公正かつ厳密な成績評価の方法が確立されてきてはいるものの，なお改善すべき点も少なくない。例えば，担当教員によって成績の付け方にばらつきが見られる点や，学期末試験と平常点の得点配分が必ずしも一定していない点などである。授業科目や担当教員ごとにある程度の幅が生じることは避けられないが，しかしそれが成績評価の公平性を揺るがすことにつながるのは好ましくない事態である。授業内容によっては客観的な評価になじみにくいものもあるが，成績評価の基準を教員間である程度共有するなどして，本学部としての成績評価の統一性を確保していく道が模索される必要があろう。あるいは，前回の自己点検・評価でも指摘されたことだが，学生に対して成績評価をするだけで終わっていることが多く，不正解箇所の指摘や論述内容の不備や欠点等を示す体制が整っていない点も，長期的には検討されるべき問題であろう。現行の制度でも，自己の成績に疑問を抱いた学生は，学務部履修課を通じて「履修・成績質問票」を提出することができるが，成績評価の適切性を確保し，その透明性を増していくためにも，何らかの形で成績評価の基準を開示する方策が検討されてもよいだろう。

また，2004 年度より GPA 制度が導入されたことに伴い，S や A の割合を全体の何パーセントとするというような緩やかな枠組みが示されたが，絶対評価というシステムとの間に問題を生じさせることにもなってい

る。いたずらに好成績を与えるのはよくないが，しかし，学生の努力を評価したい教員が，この枠組みのためにその努力を正当に評価しにくくなっているとの声も聞く。学生の成績管理の基準として有効活用していくことも含めて，GPA という制度の取り扱い方について，もう少し検討していく必要があると言えよう。

(3) 履修指導

【現状の説明】

学生への履修指導にあたっては，年度の初めに配布する「文学部履修要項」及び Web 上に公開される「文学部シラバス（講義概要）」（2006 年度より開始。2006 年度はシラバス冊子も配布，2007 年度からシラバス冊子の配布は新入生のみ）によって，学生への履修に関わる知識の周知徹底を図っている。「文学部履修要項」は履修に関わる規則や手続きを詳細に説明した冊子であり，シラバスは各講義について，その概要，年間の授業計画，成績評価の方法や使用テキスト及び参考書などを説明するものである。いずれも懇切・詳細な記載がなされており，特にシラバスは，毎回の講義内容を細かく記すことを心掛けている，学生は，「履修要項」と「シラバス」の 2 つを参照することにより，履修に必要な手続きや，履修科目を決定するための情報を得ることができる。

さらに，これらを補う形で，毎年，新年度のオリエンテーション日程や履修登録手続きについて重要な点を分かりやすくまとめた「文学部行事日程・履修登録ガイド」も作成し，履修規則，手続きの一層の理解を目指している。

まだ履修登録を経験したことのない新入生に対しては，学部全体レベルでのオリエンテーションと各学科レベルでのオリエンテーションを実施し，履修全般にわたる注意事項と学科ごとの事情に応じた注意事項の双方について，きめ細かい指導を行っている。

3・4 年次生の演習の登録に際しては，毎年演習の内容を紹介するオリエンテーションを行い，学生がどの演習を受講するかを決定する上で十分な情報が得られるようにしている。

卒業論文の提出を控えた 4 年次生に対しては，卒業論文の提出にあたって注意すべき事項及び手続日程，卒業論文を書く上での全般的な注意等についての指導を行っている。

また，特別な履修計画が必要となる「教職課程」，「学芸員課程」，「日本語教員養成課程」，「学校図書館司書教諭課程」履修希望者に対しては，年度初めに学年ごとにオリエンテーションを実施し，学生の履修計画作成を支援するための指導を各学科適宜に行っている。

上記の全体的指導に加え，各々の学生が履修相談を希望する場合には，事務手続きに関しては学務部履修課の職員が，講義の内容に関しては講義担当教員や演習の指導教授が，それぞれ個別に対応している。

【点検・評価】

➢学生に対する履修指導の適切性

「文学部履修要項」や「文学部シラバス」は毎年より詳細に，分かりやすく記述するよう配慮されており，学生は履修の指針を立てやすくなっている。シラバスが Web 上に公開されることで，学生は従来よりも早い 3 月 10 日頃に閲覧できるようになった。このほかにも Web 上のシラバスの利点として，学生は「科目名」，「教員名」，「キーワード」などからシラバスを検索することができ，より早く効率的に自分の関心に合わせて講義の情報を得ることができるようになった。また，同じシラバス情報を利用する授業支援システム「IT's class.」では，学期の途中に講義の参考文献の追加等の情報をシラバス更新情報として記載することも可能になった。

オリエンテーションの実施時期や方法，配布資料の学生の利便性など履修指導の適切化については，学科ごとの事情も踏まえながら毎年学部内教務委員会で検討を重ね，改善を心掛けている。

➢留年者に対する教育上の措置の適切性

本学部では，きめ細かい履修指導を行っているため，履修登録に関わるトラブルはこれまでも最小限に抑えられてきた。ただし，それでもまだ単位の計算間違い等による留年者は稀に存在する。また，GPA 制度の導入に伴って履修中止も認めるようにしたことで，進級や卒業所要単位の計算などに，より細かな注意が必要となってきている。本学部の方針では，進級や卒業に関する単位計算は基本的には学生個人の責任に委ねられているが，履修登録においては，学務部履修課が進級や卒業の単位を満たす登録が行われているかをチェックしている。それでも学生が修得単位について計算違いをすることもある。ケアレス・ミスによる留年がないよう，また，留年者についても適切な対応をするべく，学生が単位に関する相談を希望する場合には演習の指導教授が対応にあたり，事務手続きの面では学務部履修課の職員が個別に対応している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

近年見受けられるケースとして，学科・学年ごとに決まった曜日・時限に配当されている必修科目，あるいは必修の演習が，学生が履修したい他の科目（主として外国語科目や教職科目など）の時限と重なってしまい，学生にとって希望する履修が達成されない場合がある。この点については，学務部授業課の職員が，なるべく演習の時限が外国語科目や教職科目などと重ならないよう，学生の個別のケースを踏まえながら細かな時間割配置を心掛けている。すべての学生の希望に沿う形での科目配置は事実上不可能ではあるが，学生の履修意欲を損なわないよう，また，学生の履修の選択を狭くしないよう，より柔軟な科目配置について学部・学科内で検討・改善が図られるべきである。

（4）教育改善への組織的な取り組み

【現状の説明】

年度当初に配布する「文学部シラバス」において，開設科目の「テーマ・概要・目標」，「授業の計画」，「授業の方法」，「成績評価の方法」，「必要な予備知識/先修科目/関連科目」，「テキスト」，「参考書」を明示し，授業への見通しと学び方を意識させて，学修への構えを引き出すことに努めている。また，授業担当者も，日頃それを意識して，一貫性のある授業方法の工夫に取り組んでいる。

学生の意識や学力のレディネスの多様化が進む状況の中，1・2 年次の学生を対象とする基礎演習や語学関連科目等の重点科目においては少人数でクラスを編成し，学生の個々の状況に応じた指導を行い，意欲・態度を涵養し，基礎的・基本的な力を習得させるよう取り組んでいる。

また，本学では，視聴覚機器やコンピュータの設備を統一して運用すべく，別々に置かれていた委員会を 2005 年より大学情報教育委員会に一本化し，活用方法の周知を進めてきた。その結果，情報機器を活用する授業が年を追って増加している。特に，授業支援システム「もも吉」や Web-Based Learning System は，語学関連の授業や自習に活発に利用され，効果を発揮している。さらには，すべての学生が学内・学外を問わずアクセスできる授業支援システム“IT's class.”を導入し，授業の情報提供を行って復習や予習に役立てさせたり，授業前日までに提出させたレポートを授業に取り入れたりすることができるよう環境を整えてきている。

授業評価制度としては，受講学生を対象に，毎学期末に授業時間を割いて「授業評価アンケート」を実施

している。単に授業方法の改善資料にするだけでなく，学生の意欲に応え，発展的な学習を支援しているか点検し，学生の満足度の向上に向けてフィードバックさせるよう図っている。

【点検・評価】

➢学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（FD））及びその有効性

既に全学 FD 委員会が本学に置かれ，教師力の向上を図ってきた。その企画として，2007 年 9 月 20 日に財団法人日本高等教育評価機構の高山裕司氏を招いて催された研修会では，本学部の出席可能なほぼすべてのファカルティ・メンバーが参加し，氏の講演を聴いた。示された課題意識は大いに共有できるものであったが，既に学部の中で配慮してきたものであり，学部としての考え方の方向が間違っていないことを確認できた。特に，組織が硬直して縦割りの壁ができ，横の連携による改善が取りにくいという一般的な状況と比べ，本学部の現在の取り組みがコースや学科を超えて率直に意見が交流できる点で，大変先進的で有意義なものであることを再認識し，意を強くすることができた。

本学部では，2008 年度に全学科及び教職課程から 1 年任期で選出した委員によって構成する文学部 FD 委員会を設置し，定期的にどこが改善点か検討するとともに，改善への取り組み方について組織的に協議を重ねはじめている。重要なのは，授業に直接責任を持つ教員が，そうした FD の意識を深めていくことであるという考えのもとに，ファカルティ・メンバー全員のさらなる教育改善の意識強化に努めている。

➢シラバスの作成と活用状況

本学では，前回の自己点検・評価の時点においても，既に統一的な様式でシラバスの作成を行い，年度当初に全学生に紙媒体で配布していたが，厚く重いものであるため，普段気軽に確認するものとはなっていなかった。しかし，2005 年度からは，先に述べた授業支援システム“IT's class.”にシラバスを再掲し，インターネットが使えればどこからでも学習計画を確認できる状況を実現した。シラバスについては履修登録をする前でもアクセスして閲覧できるので，履修科目の選択を検討する際にも活用できるものとなった。さらに，2006 年度からは，大学ホームページでトップページから少ないクリックで素早く見られるようになった。いろいろなシラバスを見比べて検討することが，ワンクリックでできる。教員にとっては関連する科目のシラバスを確認して活かしたい場合などに，便利になった。

“IT's class.”を授業で活用している場合は，頁を開くたびに最初に表示されるので，学生にはシラバスを意識させる効果を生んでいる。

また，シラバスの主要記述項目である「授業の計画」は各科目とも 15 回の授業のすべての計画を明記する方向で足並みを揃えるよう努めることとした。ただし，履修者人数が想定数と異なった場合は，授業方法や評価などをより有効になるよう修正するほうが望ましいのであるが，“IT's class.”では修正を表示できるものの，大学ホームページ掲載のシラバスではそうした修正を加えることができない。また，授業計画や授業方法などについては，修正することにしても学生が異論を唱えることはみられないのに対して，評価方法については，少数ながら当初の提示どおりに行うことに強くこだわる傾向がある。しかも，結果的に学生が思わしい評価を取れなかった場合に限って，シラバスでの評価方法の記載を根拠にして，クレームを付けてくるケースも見られる。学生は，必ずしも授業担当者が期待するようなシラバスの読み方をするわけではない場合もあるわけである。このようなズレについても，考えさせられるものがある。

➢学生による授業評価の活用状況

学期末の授業中に「授業評価アンケート」によって，学生による授業評価を行っている。アンケート票は，集計結果を授業担当者に示し，次年度の改善に活かしてもらうという方法をとっている。2007 年度からは，本学部でも大学ホームページに結果を開示し，学生も閲覧することができるようにしている。ただし，アンケート項目に関しては，尋ねなくとも判断できるものが少なからずある一方で，例えば毎時の授業の終了時間が時間いっぱいであるより，中身を減らして早めに終わる方が好意的な評価が高まるとか，熱心でない学生が楽に単位が取れそうな授業に好意的な評価をするとかいう傾向もあり，アンケート項目を妥当性のあるものにする努力を続ける必要があると考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

入学者の知識や課題意識がかつてより低下しつつある実情を見つめれば，教育改善としては，授業方法や情報提供の改善だけでなく，全般的な学生の学習意欲や主体的に思考する課題意識等を喚起するといった面での支援も必要になっていると考えている。その面から「教員との相談時間」の制度化が既に行われている。これが，緩効的ながら着実な効果を上げていると受け止めている。

これからも教育改善のためには，やはりファカルティ・メンバーが主体的な FD の意識を持ち，意見交換や相互の提言を積み重ね，自己の授業を改善していくことが最も基本的な要件であろう。

シラバスについては，提示項目・内容に関して，具体的な到達目標の記載にまだ不十分な面もある。さらに，新年度の公表された段階では改善点が見つかっても修正できないという課題がある。記載項目のほか，柔軟性の持たせ方などに検討の余地が残されている。また，授業支援システムは，改善が加えられているとはいえ，実用性の点で使いにくい面が多々ある。今後も効果的で手軽に使えるものに改善を続けることが課題である。

授業評価については，どんな点を実現している授業が本当に学生の学力向上の利益になるか，また，ある年度や期間では何を重点課題とするか，という根本的な着眼点を検討していくことが求められる。学生の学修を深め，向上させる方向での望みをこそ把握できるよう，アンケート項目の改善が続けられていく必要があろう。また，アンケート結果の Web 公開は，あくまでも学生の学修成果を向上させる面で利益につながったかどうかという視角から利用価値を考えていかなくては，その本旨が歪んでしまうおそれもあるので留意したい。

FD の面からは，ある時期の重点課題をメンバー全員で検討していくことが，道のりは遠いであろうが，より効果的で組織的な授業改善に結実する方策であろう。

（5）授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

本学部の授業形態は，通常の講義科目，外国語科目，スポーツ・フィットネス科目，情報処理科目，1・2 年次生を対象とするフレッシュマン・セミナー，基礎演習，3・4 年次生を対象とする演習に分かれる。このほかに，総合教育科目の一環として，対面で授業を行わずに WBT システム（Web-Based Learning System）とオフィスアワーを利用して英語の集中的訓練を行う e-Learning English 科目もある。また，インターンシップ（全学科）やメディア・リテラシー実習（現代社会学科）など実地に作業を行う科目も設置されている。

外国語科目，基礎演習，演習では 1 クラス当たりの学生人数を極力少人数に押さえ，学生一人一人が授業に積極的に関与できる環境を用意し，学生の自発的学習を重んじた授業運営を行っている。これらの授業で

は 1 クラス当たりの学生数を少人数とするために，受講学生数によってはクラス増を図るなどの努力を行っている。また，演習のクラスによっては，通常の授業のほかに夏期・春期休業中などに合宿指導を実施するところもあり，集中的な卒業論文指導，学生と学生，学生と教員との相互理解を深めている。外国語科目では，ネイティブ・スピーカーの担当するクラスを多く設ける一方，1 年次生全員の必修英語科目では，視聴覚設備（CALL 教室，VOD，Web-Based Learning System など）を活用して統一シラバスと統一教材による授業を展開し，学生の語学習得を支援している。入学時と 1 年次終了時，2 年次終了時に TOEFL-ITP を学内で受験させ，英語のクラス分け及び自己の英語力確認，各種留学制度の選考資料として活用している。

講義形式の授業においては，ビデオ教材，マルチメディア対応のパソコンなどの設備を利用することによって，学生の学習意欲の向上と教育効果を高めるための努力が行われている。また，授業内容のレジュメ，印刷資料などを学生に配布することは，多くの教員によって日常的に行われている。講義形式の授業にあっても基本的に少人数教育を目指しており，日常的に小レポートを提出させるなど，学生の理解度を把握しつつ授業を進める工夫が行われている。

なお，本学は社団法人「学術・文化・産業ネットワーク多摩」に加盟しているが，そこで提供される産学連携による提携講座を遠隔授業科目として学生に提供している。詳細については前述の大学共通事項に記載されたとおりであるが，履修学生は，開設大学からインターネットを介して配信される映像を本学キャンパスにおいて視聴し，定期試験を経て単位を修得することができる。

【点検・評価】

➢授業形態と授業方法の適切性，妥当性とその教育指導上の有効性

外国語科目，基礎演習，演習では少人数教育の利点が活かされ，学生の学習意欲の向上や自発学習の啓発に貢献している。近年，インターンシップやメディア・リテラシー実習のほかにも実習を伴うプロジェクト型の授業内容も見られるようになった。例えば，演習科目において，文献を読んで発表するだけでなく，英字雑誌（cf. Rosebud）を発行したり地域調査を行ったりする授業もあり，学生の学習意欲と目的意識を高めている。また，既述の演習で行われる合宿指導は，2007 年度の場合 26 名の教員（専任教員の約 3 分の 2）が 30 回にわたり実施しており，これにより，学生相互，学生と教員間の緊密な関係が形成され，学習効果の向上につながっている。必修英語科目においては，既述のような視聴覚設備を有効に用い，全学生に統一シラバスと統一教材による授業を効率よく行って，学生の語学習得に貢献している。また，同じ基準で統一試験を実施して成績評価を与えているため，成績の公平性が保たれていることは，大いに評価できる。

➢多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

情報教育施設を利用した授業は，1 年次全員必修の「情報処理Ⅰ」と選択の「情報処理Ⅱ・Ⅲ」のほかに，学科専門科目「日本語・日本文学のためのコンピュータ」や「現代社会研究の方法」などがある。また，CALL 教室においては，必修英語科目が本学の WBT システムを利用して効率的に行われている。一般の講義や演習でも，ビデオや DVD の資料を提示して学生の理解の助けにすることも多い。2008 年度視聴覚教室使用希望調査票によれば，毎週または隔週でビデオや DVD を利用する授業は 155 コマにのぼっている。近年ではこのような特別な設備を利用しなくても，授業時にノートパソコンを教室に持ち込み，画像資料を教室で提示したり，プレゼンテーションソフトで板書の代わりにしたりするケースも増えている。同調査で，パソコン教室や CALL 教室以外の一般教室に備え付けのパソコンまたは持ち込みのパソコンを何らかの形で授業に利用すると回答した科目は 85 コマであった。このことからも，画像や動画資料の提示がますます重要な授業形態となっていると言える。

➢ **「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における，そうした制度の運用の適切性**

e-Learning English 科目（選択）として「Grammar Practice Ⅰ・Ⅱ」,「TOEFL Preparation Ⅰ・Ⅱ」,「TOEIC Preparation Ⅰ・Ⅱ」,「Extensive Reading Ⅰ・Ⅱ」など 8 科目を置き，通常の対面授業を行わずに WBT サーバーにある教材をスケジュールに従って学生の都合の良い時間に自由に学習させ，教員の方は学習履歴を閲覧して学生の学習状況を把握し，また，電子メールで連絡を取りながら，オフィスアワーでも指導を行っている。単位認定は，各週の学習状況と一斉に行われる筆記試験を勘案して行っている。TOEFL-ITP の結果を見てみると，2004-2005 年度英米文学科の場合，1 年次終了時には平均約 20 点，2 年次終了時までには 40 点上昇しており，大いに英語科目の学習効果がみられたが，特に e-Learning English 科目の有効性を見てみると，2004 年度 1 年次生では「Grammar Practice Ⅰ・Ⅱ」の履修者は，非履修者よりも平均で 10 点上昇しており，自律的学習態度を身につけさせると同時に，英語力の増強に非常に役立っている。

また，学術・文化・産業ネットワーク多摩による遠隔授業は 3 講座あるが，2004 年度に朝日新聞提携講座を本学部で開講し，ネットワークを通じて他大学に配信したのを除き，中央大学，明星大学，東京工科大学で開設されている。直接受講するためには，いずれの大学も本学から 1 時間以上の通学距離にあり，距離的，時間的にも厳しい状況にあるため，本学に居ながらリアルタイムで他大学の特色ある授業を受講できる遠隔授業は有効である。しかしながら，大学共通の項目でも述べてあるが，遠隔授業自体には問題はないものの，その運用においては，例えばリアルタイムで受講するには開設大学との授業時間帯が異なり，受講できない場合があること，視聴覚教室やティーチング・アシスタント，ネットワーク監視要員を確保する必要があることなど，いくつか運営上の問題点も散見される。

【将来の改善・改革に向けた方策】

前回の自己点検・評価では，多人数となる講義科目の解消と多様な授業形態の導入が，改善すべき課題として挙げられていた。多人数となる講義科目については，依然として 200 人を超える授業も 2008 年で 15 コマ程度あるが，本学部の教室使用状況をみると，200 人以上の教室の利用率は 7～8%で，全学部で最も低い。とはいえ，特に専門科目で履修者数が過多となるクラスは，適正となるよう極力努力を続けたい。総合教育科目の過多クラスでは，今後成蹊教養カリキュラムを導入するに際しては，特別な注意が必要だろう。

多様な授業形態の導入については，新カリキュラム導入後にインターンシップやメディア・リテラシー実習が始まり，ある程度の多様性が見られるようになった。今後は，ボランティア活動なども授業の一環として位置づけるかどうかの検討をする必要があるだろう。また，「○○実習」という授業名でなくとも，学科によっては演習等の授業の中に，さらに教室の内外で実地に行う活動を盛り込む工夫をしていくことが期待される。

e-Learning English 科目は，導入当初の予想以上に学生の関心を集めた。その結果，学習意欲も高まり英語力の向上に役立ったが，今後はその意欲に応えて，自宅からのアクセスを可能にすることを検討すべき時期に来ていると思われる。また，オフィスアワーに来ない学生も多いので，ある程度は面談を義務づける方策も検討した方がよいであろう。

遠隔授業の実施にあたっては，情報通信技術の進展により，送受信に関する技術的問題は克服されつつあるが，遠隔授業を広げるためには，授業時間帯の調整や要員の確保など運用面での検討が課題であり，具体的な改善・改革に向けた方策は，参加大学間での十分な議論を待つことになる。

3．1．4．3　国内外との教育研究交流

【現状の説明】

＜学部学生海外派遣＞

本学部の学生が在籍中に留学する制度には，次の 3 つがある。

① 協定留学として，本学が協定を結んでいる海外の 14 大学へ留学する。長期協定留学協定校 10 校，中期協定留学協定校 1 校，短期協定留学協定校 5 校。

② JSAF（Japan Study Abroad Foundation）を通じて留学する。

③ 認定留学として，自分の学びたい留学先大学を選んで留学する。

いずれの場合でも，留学終了後，学部として単位認定を行っている。単位認定については，各学科の主任と教務委員が面接を行い，協定先から報告された成績をもとに，授業時間数の確認，授業内容の審査，提出レポートの閲覧などによって本学部各学科で該当する科目の単位として認定する作業を行っている。

表 3.7　海外派遣の状況

	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
協定留学	（1年間）8（8）	6（4）	5（4）	6（5）	5（5）
同	（中期）2（2）	23（22）	22（22）	26（26）	19（18）
認定留学	（1年間）5（5）（内半期1）	5（5）	4（3）	2（2）	1(1)(半期)

＜学部生の海外からの受け入れ＞

海外の大学からの留学生の受け入れは，各学部で受け入れる場合と，国際教育センターで受け入れる場合の 2 通りがある。ここでは，前者について記す。

表 3.8　海外より受け入れの状況

2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
3	2	0	0	0

＜他大学との単位互換＞

本学部生は次の 2 通りの方法で，他大学，他の教育機関で修得した単位を合計 12 単位まで認定することができる。

① 武蔵野地域 5 大学単位互換制度

② ネットワーク多摩単位互換制度

＜教員の海外研修＞

本学部では，学部独自の教員の研修割り当て制度を作っている。着任からの年数及び前回の研修からの年数を数値化して，4 つの学科の教員及び教職担当教員に研修の優先順位を定めている。毎年 3 名（4 名）が 1 年間の研修を行っている。国内研修の場合は国内の研究機関に所属し，海外研修の場合は海外の研究機関に所属して研修を行う。

表 3.9　教員の海外研修の状況

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
国内研修	2	0	1	1	2
海外研修	1	3	1	2	2(内1件2ヶ月)

＜教員の海外出張＞

学会参加などの目的で，次の経費を使用して海外出張を行う。

（1）個人研究費

（2）アジア太平洋研究センターのプロジェクト予算

（3）アジア太平洋研究センターの国際会議参加助成（海外学会での発表等のための航空費等滞在費補助制度）

表 3.10　教員の海外出張の状況

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
(1)	25件	21件	28件	32件	23件
(2)	0件	0件	1件	2件	1件
(3)	0件	0件	6件	6件	0件（制度休止）

＜海外研究者の受け入れ＞

本学部として海外研究者を受け入れる場合，①教授会メンバーが招聘により学部客員研究員として受け入れる場合と，②アジア太平洋研究センターの海外招聘客員研究員として招聘する場合がある。

① 2003 年度： 4 名（タイ 2 名，韓国 1 名，アメリカ 1 名）

② 2003 年度： 4 名（韓国 4 名）
2004 年度： 6 名（タイ 1 名，アメリカ 3 名，オーストラリア 1 名，モロッコ 1 名）
2005 年度： 7 名（オーストラリア 4 名，ドイツ 1 名，中国 1 名，タイ 1 名）
2006 年度： 4 名（オーストラリア 1 名，イギリス 1 名，アメリカ 2 名）
2007 年度： 6 名（中国 4 名，ネパール 1 名，韓国 1 名）

【点検・評価】

➢国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

教育における国際化については，本学部としては柔軟に対応しており，学生の留学希望と意欲に十分応えている。1 年あるいは半年の留学期間をはさんでも，演習の単位などを認定することによって，4 年間で卒業可能な道を開いていることもその証拠である。

一方，教員の国際化については，本学部としての推進への努力とともに，アジア太平洋研究センターとの連携により活性化への取り組みが効果を上げている。

➢国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

学生への留学推奨及び留学へのサポートについては，入学時と新学期のオリエンテーションで行われており，国際教育センターでの指導も行われている。

本学部では，独自の計算法により教員の国内・海外研修の機会を平等かつ確実な形で確保している。教員からの海外・国内研修には，毎年定員を超えた数の申し出があることは，本学部教員の研究への熱意の表れ

ととれる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生の留学については，入学前のオープンキャンパスや，入学直後のオリエンテーションで情報を与えており，学生からの関心も高い。しかし，留学には経済的負担もあるため，学生への経済的援助を充実させることが，より活発な教育交流のためになることと考えられる。また，3・4 年次の演習の単位の認定については，専門性，授業における課題の量，その他を十分検討した上で単位認定を行うことが必要であろう。殊に，卒業論文に相当する単位を海外の大学で修得した単位で認定する場合は，課題レポートの内容などをみて慎重に評価するべきであろう。

教員の国内外における研究交流については現状でも活発に行われていると言えるので，1 年間の長期研修の制度を今後も堅持していきたい。ただし，海外出張及び海外の研究者の招聘については，日本の大学の学年暦の関係から年々困難な状況になっている。欧米諸国の大学教員・研究者たちは 5 月末から夏休みに入り，6 月・7 月に学会・研究会を行うケースが増えているにもかかわらず，日本では授業回数確保のため 8 月初旬まで海外渡航しにくい。海外の研究者との交流をさらに盛んにするための柔軟な対応が望まれる。

3．1．5　法学部

3．1．5．1　教育課程等

(1) 教育課程

【現状の説明】

2001 年度に続く 2004 年度のカリキュラム改正では，法科大学院の開設に伴って必要となった修正が行われた。その際，本学部の教育課程には，主として以下の 3 点に関して変更が加えられた。

第 1 に，社会の第一線で活躍できる実力を養うための，より高度な専門知識と技術を学べる「LE（Legal Expert）科目」と「PSE（Political Science Expert）科目」という一連の科目を開講した。これらの科目は，希望者が多い場合には選考を行うことを想定して設置された。第 2 に，民間企業等でビジネスインターンシップの実習を行うために必要な知識の修得・能力の開発を目的とする「インターンシップⅠ・Ⅱ・Ⅲ」が開講された。第 3 に，法律学科と政治学科との間における科目履修上の制約をできるだけ少なくして，いずれの学科の学生も他学科の開講科目を取りやすくなるように改めた。

【点検・評価】

➢教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第 19 条第 1 項）

➢教育課程における基礎教育，倫理性を培う教育の位置づけ

法律学科，政治学科ともに，1 年次より演習科目を配置し，予習・復習の習慣，授業での討論への参加の仕方，レポートの書き方や報告の仕方などが身につくようなカリキュラム上の工夫がされている。また，少人数での議論や教室内外での活動によって，大学という場を超えた社会での自分の位置づけを考えるなど，法律学・政治学的思考の基盤となるような人間形成が可能になるように指導がなされている。

法律学科のカリキュラムは，憲法，民法，刑法を 1 年次から配当し，基礎固めをしてからより高次の科目

に移行できるようになっている。また，政治学科では，「社会科学方法論」という演習が 1 年次の必修となっていると同時に，基礎講義群として，半年 2 単位の講義科目が国際政治から政治史，行政学など幅広い分野で提供されている。総じて，学士課程としての教育課程の体系性及び基礎教育，倫理性を培う教育の位置づけなどは適切であると考えられる。

➢「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的，学問の体系性並びに学校教育法第 83 条との適合性

1・2 年次で基礎的な科目を履修した後は，法律学科・政治学科ともに講義と演習の両方で，より専門性の高い科目を履修できるシステムになっている。法律学科では，演習が 4 年次まで開講されており，また，民法の発展講義，不動産登記法や家族法，商法など幅広い法律分野での講義が履修できる。政治学科でも，演習科目が 4 年次まで開講されていると同時に，政治理論・歴史，行政・自治，国際政治経済などの分野で，多くの専門科目が提供されている。

専門科目が体系的かつ柔軟性をもって開講されているという点で，専門教育的授業科目のあり方は適切であると考えられる。

➢一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い，豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

➢外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため，外国語能力の育成」のための措置の適切性

本学部では，学生の自主性を尊重するという考え方のもとに，英・独・仏・中・西・韓の中から自由な語学選択ができるカリキュラムとなっている。それぞれの言語については，「言語と文化」と名づけられた入門講義があり，履修者は言語のみならず，それぞれの文化圏について学ぶことができる。

法律学・政治学ともに，一般教養的授業科目で得られる知見の土台なしには学び得ない。本学部では，隣接する社会・文化・自然系の科目，スポーツや学際科目などを開講している。専門科目のみならず，多様な外国語科目と一般教養的授業科目が展開されているという点で，現在のカリキュラムは適切であると考えられる。

➢教育課程の開設授業科目，卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性，妥当性

卒業所要単位（128 単位）の内訳は，基幹科目（専門科目）60 単位，関連教養科目 32 単位，自由選択単位（専門，関連教養，他学部など）36 単位となっている。科目選択の自由度の高さを特徴としているが，専門分野での学力をつけるために，専門科目の割合を増加することも考えられよう。

➢基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

教育の実施に関しては，原則として教務委員会が責任を負っている。委員会は，法律学科主任，政治学科主任（いずれかが教務委員長を務める），教養主任並びに両学科及び教養からそれぞれ 1 名の教務委員，合計 6 名からなっている。教育の全般的な方針に関わる問題については，教務委員会構成員に加え，学部長，2 名の大学評議員が政策策定に加わる。教員数が少ない学部でもあり，現時点では，学部長，大学評議員，教務委員会を核とした体制での運営が適当であると考えられる。

➢カリキュラム編成における，必修・選択の量的配分の適切性，妥当性

必修科目は，法律学科 4 単位，政治学科 8 単位となっている。選択必修科目は，法律学科 18 単位，政治学科 14 単位である。専門科目における選択科目が多く，自由度が高いのが特徴であるが，体系的な学習と専門知識の向上とを考えると，必修・選択必修科目を増加させることも検討すべきであろう。

なお，2004 年度カリキュラムの改正において，前回の自己点検・評価で課題とされた，専門科目数の削減と低学年に移されすぎていた専門科目を適切な上級学年へ戻すこと，学科横断的科目，学部横断的科目の設置という点はほぼ達成することができた。

2004 年度の改正は，同年 4 月の法科大学院の開設に伴う本学部固有科目の整備が主眼であり，特に法律学科の教員減からくる，法律学科のカリキュラムのスリム化を生じさせた。

法律学科と政治学科の両方に共通する専門科目を数多く設けて，両学科の垣根を低くするとともに，早い段階から専門科目の講義も履修できるようにすることで，学生が主体的に履修科目を選択できるようにするというカリキュラム全体の自由化は実現されたと評価できるものの，法律科目の削減に伴う問題もないとは言えない。今後は，法科大学院への進学を目指す学生のほか，一般企業への就職を目指す学生をも視野にいれた上で，法律科目の一層の充実を考慮することも必要ではないかと考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2004 年度のカリキュラム改正において，法律学科の科目は縮小整理することを余儀なくされたが，その後の法律学科の教員の補充が進んだことに伴い，今後は，時代の変化をにらみつつ，適切な科目を新規に開設するなど，法律科目を充実させる必要がある。

なお，前回の自己点検・評価で課題とされた点のうち，少人数教育の徹底は，現在検討中の 2010 年度からの新カリキュラムにおいて達成されるよう配慮している。特に，1 年次における演習科目の必修化あるいは選択必修化や，意欲のある学生のための発展科目の充実などが大きなポイントである。

また，2010 年度からは，全学部共通の成蹊教養カリキュラムの開設が予定されているので，法律学科，政治学科のいずれの科目も，成蹊教養カリキュラムの内容を考慮した上で検討を行うことが要請されている。

（2）カリキュラムにおける高・大の接続

【現状の説明】

本学部では，高等学校での学習から大学での学習への移行がスムーズに行われるよう，カリキュラムの配置を工夫している。1 年次の学生には，法律学科も政治学科も，関連教養科目として，「言語と文化」，「外国語科目（英語，ドイツ語，フランス語，中国語，スペイン語，韓国語）」，その他の選択科目（国際コミュニケーション科目，スポーツ実習，国際教養科目を含む）が用意されており，法律学や政治学を学ぶ際に不可欠の幅広い教養を身につけるように配慮されている。他方，法律学科では，専門科目の中の基幹科目である，「憲法Ⅰ」，「民法ⅠA・ⅠB」，「刑法Ⅰ」，「民法ⅠB 発展講義（LE 科目）」，「演習ⅠA・ⅠB」，関連科目として政治の基礎に関する科目群が，2 年次以後にさらに専門性の高い法律科目を学ぶための基礎を固めることができるよう配置されている。また，政治学科では，基幹科目として，「社会科学方法論Ⅰ・Ⅱ」という演習科目，政治学の多様な分野に対応する基礎講義群の科目が充実して配置されており，2 年次以後に専門性の度合いが高まった科目にも対応できるよう配慮されている。

なお，AO マルデス入試で受け入れた学生及び推薦入学試験の合格者には，4. 2. 5. (5)に記載のとおり，「入学準備プログラム」を課し，法律学や政治学を学ぶための準備作業として，読解力・論述力の向上を図

っている。

【点検・評価】

➢学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

高等学校から大学へ入学した時点で，どの程度専門科目を受講させることが好ましいのかについては多様な考え方があり，判断が難しいところであるが，現在の本学部のカリキュラムにおける 1 年次配当科目は，1 年次生でも十分理解可能であるとともに，2 年次以後の学習の基礎作りとしても大いに役立っており，適切であると考える。

なお，法律学科における「民法ⅠA・ⅠB」は，法科大学院が設立された際に議論を重ねた上で決められた「民法重視」の考えに基づいて設置されたものである。その運用方法については，依然改善の努力が続けられているものの，比較的少人数の講義科目であるという特徴が，法律の基礎知識を確実に提供するという点で重要な役割を果たしている。法律学科の「演習ⅠA・ⅠB」，政治学科の「社会科学方法論Ⅰ・Ⅱ」は，本学部における少人数教育重視の現れであるとともに，大学での学問や授業の形式を学ぶ場として不可欠の役割を果たしている。

従来，学部ごとに別個に用意されてきた教養科目は，専門教育との連携をとりやすいという点でメリットがある反面，大学に入学しても同じ学部の学生とは知り合うことができるが，他学部の学生と知り合う機会が少なくなってしまうというデメリットも存在していたと言える。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2010 年度より，本学においては教養カリキュラムを全学で統一することが予定されている。そこでは，現在，桃李成蹊科目（基礎演習（コア科目必修 2 単位），人間形成系統（英語科目（コア科目必修 8 単位)），日本語力科目，キャリア教育科目，情報基盤科目，健康・スポーツ科目の計 16 単位），文化創造系統（総合文化科目と国際理解科目の計 16 単位）の合計 34 単位の教養カリキュラムを創設することが検討されている。法律学科の 1 年次配当の「演習」及び政治学科の「社会科学方法論」は，新たなカリキュラムの体系でも，高･大の接続において重要な役割を果たすことが期待されている。その際，単に科目を設置するのみならず，設置クラス数を充実させるとともに，高・大の移行をよりスムーズに行うようなコンテンツの充実を図っていく必要がある。また，現在のところ，適切に運用されている 1 年次配当の専門科目についても，難易度や内容について，継続的に検討をしていく必要がある。

（3）カリキュラムと国家試験

【現状の説明】

本学部の学生が目指す国家試験としては，司法試験，公務員試験，公認会計士試験等を挙げることができるが，現在の本学部のカリキュラムでは，これらの国家試験の対策にのみ向けられた特別の科目は用意されていない。

その理由の 1 つに，在籍する学生の中で国家試験を指向する学生の比率がそれほど高くはないということが挙げられるが，他方で，国家試験受験に必要な知識は，現在，本学部において用意されている憲法，行政法等の通常の科目を受講することで，十分に修得可能であると考えられるからである。また，法科大学院設置時に議論されたように，本学部が国家試験のための予備校と化してしまうことの弊害は非常に大きいので，本学部においては，あえて試験対策的科目を設置せず，むしろ幅広い教養，思考力と判断力の形成につなが

る法学や政治学の教育を重視して行っている。

【点検・評価】

➢国家試験につながりのあるカリキュラムを持つ学部・学科における，カリキュラム編成の適切性

2004 年度のカリキュラム改正において新設された LE（Legal Expert）科目, PSE(Political Science Expert)科目は，本来，特別に国家試験対策用に用意されたものではなく，より高度な内容を対象として，実践的な知識と技術の修得を目的とするものである。しかし，国家試験の受験を志望する学生にとっては，このような科目を通じて受験において必要とされる知識の修得が可能である。その意味で，このような科目の充実を今後とも図ることが，本学部における国家試験対策にもより実質的に対応するものであると認められる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学部のカリキュラムに国家試験対策のためのみの特別な科目を設けることは，将来的にも考えられない。ただ，カリキュラムの再検討にあたっては，法律科目の中で，国家試験の受験や法科大学院への進学と密接な関連性を有するものについては，より深い知識の修得を可能にするように配慮することは十分あり得る。

法科大学院への進学を希望する学生は，法律学科にも政治学科にも見られる。そのような学生に対し，「進学対策」的科目の設置以外の方法によって，法科大学院への進学をサポートする工夫は必要となるであろう。そのためには，既存のエキスパート科目を実践的な知や判断力を一層高めるよう運用していく必要があるかもしれない。

（4）インターンシップ，ボランティア

【現状の説明】

2004 年度のカリキュラム改正において，「インターンシップⅠ（3 年次前期，2 単位）・Ⅱ（3 年次後期，2 単位）・Ⅲ（2 年次，2 単位）」の 3 科目が開設された。ボランティア活動については，現在のところ制度的な単位認定は行っていない。

「インターンシップⅠ」は，学生が実際に企業等において実習を行うにあたり，その事前準備の教育を施すものであり，本学部においては日本における代表的な企業（日本航空，日本郵船，東京海上日動，みずほ銀行，第一生命等）の法務部の方，市役所等の公務員の方を中心に 1～2 回ずつ各分野における企業活動の状況について講義を行ってもらい，学生からの質問にも対応するものとした。

「インターンシップⅡ」は，「インターンシップⅠ」の受講を前提とした上で，実際に 1 週間から 2 週間程度，企業や地方公共団体を中心に実習を行うものである。学生がどのような実習を行ったかについては，日誌的な記録及び活動全体の内容をまとめる活動報告書の作成が義務づけられている。

「インターンシップⅢ」は，マンチェスター大学への中期協定留学プログラムに付随して提供されているインターンシップ活動に対して単位を認定するものである。

なお，本学部独自で運営していた上記インターンシップは，2007 年度からは，「ビジネスインターンシップ」と「公共インターンシップ」の 2 種について，文科系 3 学部の合同により運営されている。

【点検・評価】

➢インターンシップを導入している学部・学科等における，そうしたシステムの実施の適切性

インターンシップ科目は，2004 年度開講時において，日本航空が 2 名のインターン生を受け入れてくれた

こともあり，学生も強い受講の動機を持てる科目として用意することができた。開講時の学生数としては 30 名を予定し，志望理由書に基づく選抜を行った。本科目の本学部全体のカリキュラムの中での位置づけともからみ，どの程度の規模でこれを行うべきかが問題であるが，当初のスタート時の規模としては 30 名というのはほぼ適正なものであった。

現在の，「ビジネスインターンシップ」と「公共インターンシップ」の 2 種の併存形式は，学生の多様な希望により沿っているものと思われ，妥当なものであると評価し得るが，引き続き学生の希望に沿った運用がなされるよう，本学部と他学部・キャリア支援センターとの連携が必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2004 年度の開講時から，「インターンシップⅡ」の実習先を探すことの難しさが問題点として指摘されており，受け入れ先を見出すことができない学生がかなりいた。実際には，大学内のキャリア支援センターでの情報をもとに受け入れ先を見つけ出す者が多かったが，なお受け入れ先を見つけられない学生は，「インターンシップⅡ」の単位修得が不可能となった。このような場合の取扱いとして，学生個人の側の帰責事由に基づく履修不能ではないことから，履修中止の願出期間を通常の期間より延長することを認めてきた。今後は，受講生に対しては，受け入れ先を確保できるよう大学が支援する制度を確立していくことが要請される。

（5）授業形態と単位の関係

【現状の説明】

本学部の授業科目は，「基幹科目」，「関連科目」，「関連教養科目」の 3 つに分かれている。法律・政治の専門的ないし主要な授業科目である「基幹科目」は，必修科目，選択必修科目及び選択科目からなっている。それ以外の専門分野の授業科目である「関連科目」は，選択科目のみからなっている。また，社会・人文・自然の分野の一般教育，外国語，スポーツ実習などから構成される「関連教養科目」は，選択必修科目及び選択科目からなっている。

「基幹科目」と「関連科目」には，講義形式の授業と演習形式の授業とがある。「関連教養科目」には，講義形式の授業及び一定の人数に制限された外国語の授業，スポーツ実習の授業及びコンピューター入門の授業がある。なお，本学部にはインターンシップの場合を除き，実習等の科目はない。

学則上，単位は，講義については 15 時間の授業を 1 単位に計算し，演習，外国語及び体育実技については 30 時間の授業を 1 単位に計算することになっている。ただし，演習については，教育効果等を配慮し，15 時間の授業を 1 単位とすることができる。

本学部では，週 1 回 90 分の講義と演習については，通年で 4 単位，半年で 2 単位を与えている。また，外国語科目とスポーツ実習については，週 1 回 90 分の授業に対し，通年で 2 単位，半年で 1 単位を与えている。実質の授業時間数（週 1 回 90 分）に換算すれば，半年 15 週 22.5 時間で 2 単位（外国語，スポーツ実習は 1 単位），通年 30 週 45 時間で 4 単位（外国語，スポーツ実習は 2 単位）となる。

【点検・評価】

➢各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における，その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

専門科目に関しては，必要とされる学習の程度と与えられている単位の関係は概ね適切であると評価できる。他方で，一部の演習科目の中には，予習・復習に要する時間や実施されている授業時間数において，規定の時間を大幅に超えた学習が行われている場合も見られる。現在のところ，思考力や判断力を高めるとい

う実感を持っているため，それに関して学生からの不満が強く表明されているわけではないが，演習科目の設置や運用については工夫が必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

前項で指摘した演習科目の超過時間については，制度の設計変更ではなく，適切な運用がなされるよう工夫していくべきである。

（6）単位互換，単位認定等

【現状の説明】

学則上，他大学において履修した授業科目について修得した単位を，卒業に必要な単位として 60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。また，国内の他大学との単位互換制度として，2002 年度から，武蔵野地域 5 大学（本学のほか，亜細亜大学，日本獣医生命科学大学，武蔵野大学，なお東京女子大学は 2003 年度から参加）間の協定によるものが全学的に開始された。また，多摩地域にある大学，公共団体，企業等によるコンソーシアムである「学術・文化・産業ネットワーク多摩」における大学間連携事業として実施している単位互換制度があるが，それ以外に，本学部独自の国内の他大学との単位互換制度は設けられていない。1 年若しくは 1 年以上の協定・認定留学によって外国の大学で修得した単位については，本学部カリキュラム上の授業科目のうち，内容的に一致するか，若しくは関連性の強いものに読み替えて単位認定を行っている。短期留学で履修した語学コースあるいは外国語による講義科目については，留学の単位認定用の科目である「海外語学研修」や「外国の社会と文化」などの科目として単位認定を行っている。

入学前の既修得単位については，他大学及び他学部からの転入，短期大学卒業（予定）者を対象にした編入について，認定単位数によって 2 年次若しくは 3 年次への入学を認めている。短期大学からの編入希望者に対しては，従来は一律に 2 年次へ編入させていたが，1994 年度より 3 年次への編入をも含めた受け入れ方式に変更した。しかし，近年は，少人数教育の実践という観点から，在籍学生数が十分いる状況では編入学生を受け入れるべきではないと判断し，編入学生は受け入れていない（ただし，編入学の制度自体を廃止したわけではない）。既修得科目の単位認定は，本学部のカリキュラム上の授業科目と内容上一致するか，若しくは関連性の強いものに読み替える方式で行われる。その際，転・編入希望者の大学・短期大学のシラバス等を参照しながら，単位認定，読み替え科目が検討される。

大学以外の教育施設等での学修については，2001 年度新カリキュラムから，「語学検定」，「情報検定」という認定用の科目を設置し，TOEIC，TOEFL などの一定スコア以上の取得者に単位認定するようにした。

【点検・評価】

➢国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第 28 条第 2 項，第 29 条）

転入学や学士入学の学生の単位認定，留学中の学習に関する単位認定は，実質を吟味しつつ，本学独自の教育に支障を来さない範囲で適切に行われている。

他方，武蔵野地域 5 大学の単位互換協定は，実施後定着を見たものの，本学部の開講科目の他大学生による履修も，本学部生の他大学開講科目の履修も必ずしも多いとは言えない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

単位認定に関しては，学生の多様な学習経験が背後にあるため，一律の制度にすることは難しく，学生の個別的な学習の実態に即した単位認定という現行の方法を踏襲する以外にはないように思われる。他方で，語学留学などの単位認定に関しては，全学的な統一が必要な場合もあり，それには学部横断的な組織を通じた調整が必要である。

（7）開設授業科目における専・兼比率等

【現状の説明】

現在，本学部の教員数（専任）は，法律学科，政治学科，一般教育，教職課程の合計で 34 名（教授 23 名，准教授 10 名，講師 1 名）であり，これに対し，非常勤の教員数は 122 名となっている。

その結果，人数の比率は，専任教員が 21.79%，非常勤教員が 78.21%となり，非常勤の教員数が多いように見受けられるが，これは 2004 年度に法科大学院が設立され，その際に法律学科の専任教員のうち多くの教員が法科大学院に転任した結果，現在の法律学科の専任教員の数が減少したことによるところが大きい。

【点検・評価】

- **全授業科目中，専任教員が担当する授業科目とその割合**
- **兼任教員等の教育課程への関与の状況**

専任と非常勤とで担当している科目数は，専任教員が 249.5 科目，非常勤教員が 368.5 科目であり，その割合は，専任教員が 40.37%，非常勤教員が 59.63%という比率になっている。

関連教養科目を除き，法律学科においては，「憲法Ⅰ」，「民法ⅠA・ⅠB」，「刑法Ⅰ」，「民法Ⅱ・Ⅲ」，「刑法Ⅱ」，「商法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」，「民事手続法Ⅰ・Ⅱ」等の法律学の基本的な科目は専任教員が担当し，それ以外の「社会保障法」，「家族法」，「不動産登記法」，「刑事手続法」，「工業所有権法」等を非常勤教員に依頼している。政治学科においても同様に，政治学における基本的な科目については専任教員が担当しているが，「福祉政策Ⅰ・Ⅱ」，「マスコミ論Ⅰ・Ⅱ」，「アジア政治社会論Ⅱ・Ⅲ」，「オセアニア政治社会論」などを非常勤教員に依頼している状況にある。なお，過去数年間は，専任教員の配置と学内の職務の関係から，基幹的科目と言える「日本政治史Ⅰ・Ⅱ」や「地方自治論Ⅰ・Ⅱ」を非常勤に依頼している状況にある。

法律，政治の専門科目及び教養科目いずれも，本学部の専任教員が多くの科目を担当できればそれに越したことはないが，各教員の専門分野を大幅に逸脱した科目を担当することは，教育上も問題がある。また，多様な科目を学生に提供するという教育面での必要性からは，一定程度は非常勤教員に依存することは避けられない面もあろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

法科大学院の設置に伴う法律学科教員数の減少という事態への対応が進められてきた結果，とりわけ法律学科の教育において基幹的な科目がほぼ専任教員によって担当されるという状況まで改善を達成してきた。

非常勤教員への依存率を下げることは今後とも当然考慮すべきことではあるが，専任教員の増員が容易ではない以上，非常勤教員への依存率の低下自体を目的とするような方向を目指すべきではないであろう。むしろ，今後とも，設置科目との関連を配慮した専任教員の補充を確実に行いつつ，専任教員による充実した教育体制を確保した上で，非常勤教員による講義の開講方法や運用について，継続的に検討していくべきである。

(8) 社会人学生，外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

本学部では，1995 年度より社会人特別選抜試験と外国人留学生入学試験を導入している。前者の試験の入学者には，一般入学試験による入学者と同一のカリキュラムのもとでの履修が義務づけられており，教育課程編成上の特別の配慮はしていない。後者の試験の入学者に対しても，当初ほかの試験による入学者と同一のカリキュラム履修が義務づけられていたが，その後外国語については外国人留学生のために「日本語」と「日本事情」を新たに設けている。また，教育指導上の配慮として，外国人留学生に対しては，英語の履修に際して特別クラスを開講している。帰国生についても教育課程上の特別の配慮はしていないが，場合によっては外国語の履修に際して 1 年次から上級年次の科目履修ができるよう教育指導している。また，社会人及び外国人留学生に対しては，必要に応じて，入学時の特別オリエンテーションなどによって履修指導を行っており，さらに懇談会を開いて学生生活全般に関する相談に応じている。

【点検・評価】

➢社会人学生，外国人留学生，帰国生徒に対する教育課程編成上，教育指導上の配慮

在籍する社会人学生，外国人留学生，帰国生の実数がそれほど多くはない本学部の現状においては，教育課程編成上，教育指導上の配慮として本学部が行っているきめ細かな個別的対応は，制度化され硬直した対応よりも，柔軟で適切であると認めることができる。

問題は，むしろ，本学部を志願する社会人学生や外国人留学生がそれほど多くはないという点にあるかもしれないが，それは本学全体に共通する傾向でもある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

前回の自己点検・評価において，社会人，外国人留学生に関しては，「『教育課程編成上，教育指導上の配慮』を超えた制度改革が必要であろう。特に社会人に関しては，法律や経営の専門的能力を高めるため大学院へ進む者もいれば，教養の幅を広げる程度で満足する者もいるという具合に志向が多様であり，この点の綿密な分析を踏まえた戦略的な対策を全学的に早急に検討すべきであろう」との指摘がなされたが，今のところ特別な対策は行われていない。

しかし，前項で指摘したとおり，これらの学生数がそれほど多くはない現状では学部独自の「制度改革」は不要であり，大学全体で社会人学生や外国人留学生をどのように位置づけていくのかという議論を深めていく必要があろう。

3．1．5．2　教育方法等

(1) 教育効果の測定

【現状の説明】

学生に対する教育上の効果を測定するための方法としては，本学部では①定期試験，②学期末レポートが採用されているが，そのほかに，各教員が必要と判断する場合には，③小テスト，④質問票や講義内容の要約の提出などが課されている。③や④は学部として制度化されたものではなく，各教員の授業運営の必要か

ら行われているものであるが，学生の習熟度を知りつつ授業の運営を行うために重要な役割を果たしている。演習においては口頭発表の内容や授業中の発言からも，学生に対する教育効果を知ることができる。

また，大学生活全体を通じた教育効果を測る 1 つの方法として，学生の就職状況を見ることが挙げられるかもしれない。本学部の学生は 4 年間の大学での学修を終了した後，大半の者は，企業へ就職するか公務員として国家ないし地方公共団体の活動に参加することになる。ちなみに，本学全体の 2007 年 3 月卒業生の就職内定率は 98%であるが，これは他大学と比較した場合，極めて高い率である。

2007 年 3 月末での本学部卒業生の就職状況をみると，金融機関等が 35%，サービス業等が 29%，製造業等が 18%，商業等が 11%，公務員等が 6%となっており，民間企業へ就職するものが圧倒的に多いことが明らかである。

学生の就職活動を支援するため，従来は就職部がその役割を担ってきたが，現在では就職部を改編し，発展させたキャリア支援センターがその業務を行うとともに，その活動を一層充実させたものとなっている。

なお，2004 年度から法科大学院制度が開始されたため，法曹家を目指して法科大学院へ進学する者も出てきている。

【点検・評価】

➢教育上の効果を測定するための方法の有効性

➢卒業生の進路状況

本学部における教育の効果を客観的に判断する方法としては，定期試験やレポートのでき具合以外のものを指摘することは難しい。他方で，現在の本学部では，学生との密接なコミュニケーションが実現している演習科目における教育過程を通じて，各教員が学生の学習意欲や知的水準をかなり詳細に把握しつつ，教育効果が上がるよう多様な工夫をしており，これが有効に機能している。正に少人数教育の効果が現れていると言えるが，しかし，その効果を定量的に示すことは困難である。

他方，教育上の効果を測定する方法として，学生の就職状況を分析・検討することも重要である。この点に関して，学生が就職状況に関する情報をすべてキャリア支援センターに提供しているか否かについては若干疑問があり，より一層正確な就職状況に関する情報の収集が要求されるところである。

また，学部生の就職活動に際しては，教員が演習を媒介して学生に就職活動についてアドバイスしたり，ゼミの先輩を紹介したりするなどして，適宜，学生を支援することができる。さらには，演習を通じた読解・調査・検討・文章の作成・口頭での発表などが，学生の総合的な知性の向上に重要な役割を果たしているものと認められる。

なお，GPA（Grade Point Average）制度の導入により，成績評価を客観的数値で把握でき，個々の学生の到達度や科目間の比較などが容易にできるようになったが，これも教育上の効果を測定するための 1 方法と位置づけることができるかもしれない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

授業を通じた学生に対する教育効果の測定については厳密に行われているが，他方で，測定された結果を教育の手法や内容に反映させていく部分に関しては，対応は容易ではない。演習科目などを通じて，個別に手厚い配慮をすることで，学生の総合的な知的能力が大きく伸びることは多くの教員が実感しているところであり，今後とも，その部分の強化が図られるべきである。

他方，教育効果を測定するための指標として学生の就職状況を検討することは重要なことではあるが，それは高度の教育効果を測定するための唯一のものではない。その意味で，学生に対する教育効果を測定する

方法それ自体について，GPA 値を含め，さらに総合的に検討を行っていく必要がある。

（2）成績評価法

【現状の説明】

本学においては，2004 年度より，成績評価の方法をいわゆる GPA 制度に改めた。本学の GPA 制度の詳細は前述の大学共通項目に記載されているとおりであるが，本制度が導入されるに至った理由は，学生が自己の学修の成果を客観的な数値を通して知ることができ，より一層の躍進を図ることができるとともに，欧米の大学における成績評価の制度と共通性が認められることから，海外留学，外資系企業への就職の際にも学力を証明する指標として用いることが可能であると認められることにある。

本学部においては,履修登録単位の制限があり,1 年間に登録することができる単位は 50 単位までである。また，進級制限制度もあり，2 年次から 3 年次へ進級するためには，2 年次修了時において，卒業所要単位 50 単位以上の修得が要件として課されている。

なお，個々の科目の成績評価方法（評価対象項目，評価割合など）については，シラバスに記載することによって学生にあらかじめ周知しており，また，最初の授業時にも説明するようにしている。

【点検・評価】

- **厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法，成績評価基準の適切性**
- **履修科目登録の上限設定等，単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性**
- **各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性**

現在行われている GPA 制度は，導入されてから 4 年が経過する。厳格な成績評価の制度として一応定着してきたものと認めることができるが,「S」の運用に関しては，各教員間でばらつきがあるようである。基本的に当該科目に関する学生の成績を絶対的に評価するのが GPA 制度の趣旨であるので，本学部では，他学部のように,履修学生中の「S」の比率に関して数値上の目安を設けてはいないが,「S」の意味内容については，教員間で相互了解を図る必要があるかもしれない。

履修関係で若干問題とされたのは，インターンシップにおける実習との関係で受け入れ先が見つからない場合である。これは，学生の個人的な努力とは別の理由から履修ができないことになるので，履修中止を認める期間を通常の科目より長期的なものとする配慮が必要になった。

1 年間の履修上限単位を 50 単位としている点については，本学部のカリキュラムが科目選択の自由度が高く，また，多様な科目の履修を推奨していることから，学習意欲の高い学生については概ね妥当ではないかと考えられる。

3 年次生になる際に必要とされる 50 単位の進級制限については，専門科目を中心に勉学するためには，最低限その程度の学力を身につけていることが必要と考えられることから，今後とも維持すべきものと考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

従来，本学部では厳密な成績評価が行われてきており，基本的には，成績評価に関して根本的改善の必要性はない。しかし，前項で指摘したように,「S」に関しては，GPA 制度導入後 4 年経った現状において，運用のメリットや問題点を把握しつつ，その位置づけや意味づけを本学部教員間で共有する工夫が必要となっている。

なお，成績評価とは直接関係ないが，他学部・他学科科目の履修登録について，年間 8 単位までに制限されている本学部の現状について，履修許可単位数を多少増やす可能性について検討すべきである。本学部科目の修得を基本とすべきであることは言うまでもないが，他学部・他学科の科目を履修することも教育上有意義な面が少なくないからである。

(3) 履修指導

【現状の説明】

計画的な履修は本学部における学修にとって不可欠であるため，履修方法に関しては，入学時に相当の時間をとって懇切丁寧なガイダンスを行ってきた。また，政治学科においては，必修科目である「政治学への案内Ⅰ」において，政治学科のカリキュラム構成の学問的な意味を説明して，体系的な学修を奨めるとともに,「楽な科目」に流れないよう注意を促している。それでも毎年，若干名の留年者が出ているが，彼らに対しては，3 月末から 4 月初めにおける履修ガイダンスの初日に留年者履修相談の日を特に設けて，履修上の個別的な相談に応じている。

学生の履修や授業等に関する質問・相談は，演習の担当教員がインフォーマルに行うのが通常であり，そのような場においても少人数であることが有効に機能している。また，個別の科目については，授業の終了時に随時質問を受け付けているが，それ以外の時間帯については，専任教員の場合には，あらかじめ相談時間・場所を定めて学生の相談を受けることにしている。

【点検・評価】

- **学生に対する履修指導の適切性**
- **留年者に対する教育上の措置の適切性**

本学部における教育の一般的な傾向として，学生が教員と接する機会を持つことが比較的少ないという指摘がしばしばなされる。これは，伝統的・一般的に法学部の教育が大教室における講義を中心に行われてきたという事実に基づくものであろうが，近時の法学教育は従来のそれと大きく変わってきており，法学教育においても演習中心の少人数教育に重点を置くところが少なくない。

本学における法学部は，設立当初から少人数教育を重視してきたため，その意味では学生に対する履修指導はかなりきめ細かくなされてきたと言うことができ，適切な対応がなされていると考えられる。

なお，科目等履修生，聴講生，市民聴講生等の正規学生と異なる学生に対しては，できる範囲で講義を聴く際に困難が生じないよう特に配慮しているが，実際上は，講義を担当する教員の判断に委ねられている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生に対する履修の指導は，学務部履修課をはじめとする事務方との緊密な協力の下に，学科主任，教務委員会が制度的責任を負いつつ, 個別には演習の教員が行っており, これが基本的には有効に機能している。

それでもなお，演習を履修しない学生にどのような手当てを行うのかという問題が残されている。現時点では，事務方と学部長，教務委員長，学科主任，教務委員が共同でこのような学生の指導にあたっており，有効に機能を果たしている。したがって，現時点で，このような問題の処理に関して，学生の履修指導のための何らかの恒常的な委員会や制度を学部内に設ける必要性はないと考えられる。

計画的履修ができない学生やその他の問題に関しては，現行の対処方法の有効な機能を確保するよう，継続的に配慮していく必要がある。

（4）教育改善への組織的な取り組み

【現状の説明】

学生の学習の活性化及び教員教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みである FD（Faculty Development）については，本学部においては，法律・政治・教養の各学科主任が中心となる FD 委員会を中心として，多様な面で恒常的に行うよう努めている。

例えば，従来の教育方法に関する情報を共有しつつ，改善方法を模索する試みは，各学科単位でも継続的に行われている。また，各学期末には，授業評価アンケートを各教員 1 科目以上に関して必ず実施するよう義務づけている。さらに，学生に授業の内容を明らかにするシラバスの作成にあたっては，統一的な様式で共通性を与えるとともに，詳細な内容の記載を行うよう求めてきた結果，非常に充実したものになってきている。ちなみに，授業評価アンケートの集計結果とシラバスは，全学的に Web 上で公開されている。また，教員の研究・教育レベルを向上させる目的で，本学部教員と法科大学院教員が構成する法学会，法科大学院が主体となって行っている定期的なランチョン・ワークショップ，大学院政治学専攻において定期的に行われている政治学研究会などにおいて，研究報告する機会を設けている。

【点検・評価】

➢学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（FD））及びその有効性

➢シラバスの作成と活用状況

➢学生による授業評価の活用状況

FD 活動は，狭義の教育方法の改善のみを目的とするのではなく，研究と教育の連携がなされるよう配慮して進められてきた。また，教育改善に関しては，組織として制度化した FD 委員会の活動とともに，日常的に行われているインフォーマルな情報の交換・共有が極めて重要な比重を占めている。その意味では，教員に多様な行政上の負担が生じている現状にあっては，このようなインフォーマルな FD のための時間的余裕を確保することこそが重要である。

また，シラバスは，極めて有用な役割を果たしている。しかし，コスト高のみに気をとられて Web 化を進めたことで，学生への周知と教員の情報共有に関して支障を来している面がある。大学という知の創出と伝達の場において，シラバスのように本質的に重要な文書について，コスト面の配慮のみで 2 年次以上の学生への冊子配布をやめるなどの制約を設けることが果たして妥当か，改めて検討されて然るべきである。

学生による授業評価アンケートについては，その結果をその後の授業の実施に際し，活用すべきであるが，制度化以来時間の経過とともにマンネリ化しつつあり，評価する学生の側に真剣さが感じられにくくなっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

シラバスについては，たとえ多少のコストがかかるとしても，大学における講義にとって極めて重要なものであると言えるので，これの文書化をおろそかにすべきではなく，文書化されたものが各教員にできるだけ多く活用されるように工夫努力する必要がある。

学生による授業評価アンケートについては，その実施時期と回答結果の連絡までの間にある時間差の故に，集計結果を教員が受け取ってそれを授業の改善に役立てようとしても，実際にはそのような状況が存しないといったことがしばしばある。また，回答をする学生側の熱意の欠如も問題である。アンケートの運用と回

答の利用方法については，積極的な再検討が必要である。

（5）授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

本学部における授業の形態・方法としては，外国語科目のように 30 名前後の中規模で行っているものを除き，大きく分けると，大教室における講義形式のものと少人数による演習形式の 2 種類が存する。学生に各分野における基本的な知識を修得させる場合には，講義形式によって多数の学生に対し共通性の高い知識を得させることが可能であるが，一層深い知識の修得や実践的な思考力の涵養を目的とする場合には，教員と学生，あるいは学生間での議論を通じて行うことが効果的であり，少人数形式の授業である演習が必須であると言える。

本学部は，伝統的に少人数教育を重視してきており，少人数科目の開講数も充実させてきた。依然として履修希望が殺到する演習や一部の外国語科目では選考が行われており，希望者全員が履修できるわけではないが，こうした状況の改善に努めてきた。ただし，演習に関しては，理論的には在籍する学生全員を収容するに足る演習が開講されている。なお，本学部では，熱意のある学生は同時に 2 つまで演習を履修することを認めている。

【点検・評価】

- **授業形態と授業方法の適切性，妥当性とその教育指導上の有効性**
- **多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性**
- **「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における，そうした制度の運用の適切性**

本学部が伝統的に少人数教育を重視し，学生に対するきめ細かい教育を行ってきたことは大いに意義があったものと高く評価することができる。本学部の卒業生が実社会における活動に参加した際に，比較的好意的な評価を得てきたこともその傍証とすることができるであろう。

本学部における教育に講義形式のものと演習形式のものがあることは上記記載のとおりであるが，本学部の学生は，1 年次生のときから演習に参加することができるとともに，各年次に多数の演習が用意されているので，極めて恵まれた状況にあるものと認められる。

多様なメディアを活用した授業としては，本学で開発された中国語の音声データベースの活用がまず挙げられる。このデータベースを基盤とした中国語音声教育プログラムは，本学部の中国語担当教員が取組実施責任者となり，全学展開しているものであるが，その取り組みが 2006 年度の「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代 GP)」に採用され，2009 年度からの運用に向けて整備が進められている。また，その他にも，インターネットを通じた e-Learning， CALL 教室を活用した授業など，外国語の会話科目を中心に様々な試みがなされている。また，講義科目でも，パワーポイントやビデオ・DVD 教材など，各種メディアを利用し，学生の理解と関心とを高める努力がなされている授業も多い。概して，教員各人の努力により，多様な授業形態が試みられていると言えよう。

インターネット経由の遠隔授業としては，社団法人「学術・文化・産業ネットワーク（ネットワーク多摩)」の提供する朝日新聞・NHK 提携講座が学生に提供されているが，現在のところ，これのみにとどまっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学部においては，大教室における講義の充実も図りつつ，今後とも，少人数教育を重視することによっ

て，学生に対して充実した内容の法学・政治学教育を実施していくべきである。FD 活動ともあわせて，演習形式の授業の内容や形式を充実させ，学生の学修意欲を高めていく組織的工夫が必要であろう。

なお，マルチメディアを活用した教育手法としては，全学的に授業支援システムである「IT's class.」が用意されており，学生と教員間での情報の連絡がコンピューターを通していつでも可能とされている。これは講義形式の場合には特に有効に機能しているが，演習科目においても，討論機能などを用いて広く上手に活用されていくことが望まれる。

（6）3 年卒業の特例

【現状の説明】

現在，本学部においては，卒業要件として，所定の単位の修得（128 単位）及び所定在学年数（4 年間以上）が掲げられており，3 年卒業の特例は認められていない。

【点検・評価】

➢4 年未満で卒業若しくは大学院への進学を認めている大学・学部等における，そうした制度の運用の適切性

現時点では制度として認められていないので，特に点検・評価に関するコメントはない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

他大学の法科大学院などでは，3 年次終了生に受験・入学資格を与える動きなどが出てきていることから，本学部においても 3 年卒業の制度を設けるべきか否かは，多様な要素を総合的に配慮しつつ，真剣に検討されるべきであろう。その際，多くの真面目な学生が，3 年次終了時点で卒業に必要な 128 単位を修得済みであるということが配慮されるべきである。また，大学院法学政治学研究科では志願者の減少という深刻な問題があり，この問題と 3 年卒業との関係づけなども，今後検討の課題として設定されるべきであろう。

3．1．5．3　国内外との教育研究交流

【現状の説明】

本学においては，現在，長期の協定留学先としては，ボン大学・ハイデルベルク大学（ドイツ），高麗大学（韓国），チェンマイ大学（タイ），エディンバラ大学（英国），アメリカン大学（米国），リヨン第三大学（フランス），グリフィス大学，モナシュ大学，マードック大学（オーストラリア）があり，本学部の学生も積極的に参加している。そのほかにも短期・中期の留学制度が用意されている。なお，本学部における外国留学の単位認定については，3.1.5.1 の（6）で述べたとおりであり，学生の外国留学を積極的に推奨している。

また，国内の教育研究交流の関係では，武蔵野地域 5 大学及びネットワーク多摩加盟大学間の協定によって単位互換が開始されていることも既に指摘したところである。

さらに，本学部と北京大学国際関係学院との間で，教員間の学術交流協定が結ばれている。同協定の下で，本学部と北京大学国際関係学院が交互に相手先に出向き，毎年 1 回，テーマを定めた学術討論会を行うとともに，懇親も深めている。さらに，毎年 2 名までの研究員を 2～3 週間にわたって相互に受け入れることも定められている。北京大学の教員が本学に訪問・滞在する場合には，学生向けの研究会や講演会を開催するなどの工夫も行っている。

【点検・評価】

➢国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

➢国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

現代社会においては，学生が若いときから海外へ目を向けることは大変好ましく，かつ，重要であると考えられることから，学生が外国留学に行くことを積極的に推奨している。そのための方策として，協定留学・認定留学を問わず，留学先で修得した単位を認定する制度を設けるほか，留学終了後に帰国した際に，進級や履修に関して不利益を被らないように配慮している。しかし，学生の間では留学への関心は，全般的に見て必ずしも高いとは言えない。他方，国際教育センターが設立されたことにより，外国留学に関するプログラムは同センターが全学的に担当しており，本学部独自の留学推進プログラムを持っているわけではない。

北京大学国際関係学院との学術交流活動は既に定着しているのみならず，相互訪問は豊かな成果をもたらしており，その一部は，本学紀要『成蹊法学』に掲載されている。また，学術交流は関わった個々の研究者に有形無形の資産を残しており，研究や教育に多様な形で生かされている。さらに，学生向けの講演会なども，概ね好評である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生の留学は，今後とも積極的に推奨すべきであり，そのために必要あるいは適切と考えられる方策を可能な限り導入すべきである。日本社会全体の経済状況や 4 年での卒業と就職を最優先する安定志向の故に，学生の留学への関心がそれほど高くはない現状に鑑みて，まずは，留学の意義や必要性に関する学生の認識を改めるとともに，多様な支援策の導入が必要であるが，これは全学的に検討していくべき課題であろう。

教員の学術交流活動に関しては，豊かな実りをもたらしている北京大学国際関係学院との交流は，今後も継続されるべきであろう。また，海外の研究者による学生向けの講演会などはさらに積極的に開催すべきであろう。理想的には，他の研究機関との交流も積極的に推進されるべきであるが，学部の制度に依拠しない国際的学術活動が，本学部教員によって積極的に行われている現状に鑑みると，制度に基盤を置く国際交流よりは，教員それぞれの活動を支援する方策を模索する方が有効な帰結をもたらす可能性が大きいように思われる。

3．2　修士課程・博士課程

3．2．1　工学研究科

3．2．1．1　教育課程等

（1）教育課程

【現状の説明】

本研究科においては，個性の尊重と人格の陶冶に加え，学部での基礎学力と実社会に出た後での応用力の涵養を踏まえ，より深い専門知識の涵養と問題解決能力を高め，技術者，研究者としての研究開発能力を育成することを目的としている。高度の専門知識と広い視野に立つ学識を授けるため，専任教員の担当する専門研究分野の講義に加え，現在活躍中の学外の専門家を非常勤講師として迎え，先端的な研究内容を取り入れたカリキュラム編成をするよう努力している。また，専攻ごとに学生が基礎的な知識と専門的な知識をバランスよく学べるようカリキュラム編成を工夫している。

【点検・評価】

➢大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 99 条，大学院設置基準第 3 条第 1 項，同第 4 条第 1 項との関連

現行の教育課程及び教育研究指導体制はうまく機能しており，学校教育法第 99 条，大学院設置基準第 3 条第 1 項，同第 4 条第 1 項の趣旨は十分に生かされていると思われる。

学生の履修状況をみると，学生自身の研究テーマに近い授業のみを履修するという傾向が一部にみられる。社会や時代の変化進展に伴う要請に即応できるように，カリキュラムを整備し，講義内容の充実を図ることが，研究を活性化する上で不可欠である。今後，理工学研究科理工学専攻に移行するにあたって，この点は十分考慮されている。

➢「広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

専任教員のほかに学外の非常勤講師を迎えての先端的なカリキュラムと，少人数教育によるきめ細かな指導が行われており，修士課程の目的への適合性に問題はない。現在，2009 年 4 月から理工学研究科理工学専攻への移行を準備中であるが，1 専攻としている理由は，特に「広い視野に立って」という点である。その一方，専攻内の各コースでは，「精深な学識を授け，専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」ことが可能となるよう，コース間共通の科目とそれぞれのコース独自の科目とを併置している点に特色を持たせたいと考えている。

研究成果については，大部分の学生が何らかの形で研究発表を行っている。2001 年度より，大学院生の国内外での学会発表に対し旅費助成制度が設けられ，学会発表をより積極的に行えるようになった。この発表までの努力により，学生の思考力，プレゼンテーション技術は飛躍的に向上し，その教育効果は大きいと考えられる。

➢「専攻分野について，研究者として自立して研究活動を行い，またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

博士学位取得者数の量的な問題を別にすると，修士課程と同様，博士課程の目的への適合性に関する質的な問題はない。大学院博士後期課程教育では，学生が主たる指導教授と連絡を取りながらも，基本的には自立して研究活動を行うための環境は整っている。また，高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うために，指導教授と相談の上，他の分野の教授からも指導を受けている。

研究成果については，博士後期課程の大部分の学生が，国際会議などの国際的な場で研究発表を行っている。これは前述のように，大学院生の国内外での学会発表に対し旅費助成制度が設けられ，学会発表をより積極的に行えるようになったことにもよる。この発表までの努力により，英語を介しての学生の思考力，プレゼンテーション技術は飛躍的に向上し，その教育効果は大きいと考えられる。

➢学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と，当該学部の学士課程における教育内容との関係

学部における講義内容の発展，あるいはより整理された体系的内容，あるいは国際的な会議での発表能力の涵養など，広く深く，あるいは応用性の高い内容となっている。また，学部所属の教員が大学院担当教員を兼担しており, 基本的には学部の卒業研究指導教授が大学院においても指導担当するので, カリキュラム，研究指導の両面から学部の教育内容と研究科の教育内容に乖離は全くない。

なお，学部生が希望する場合は選考の上，本研究科の科目等履修生として，年間 8 単位までを履修することができる。このとき修得した単位は，入学した後に本研究科の単位として認定される。

➢修士課程における教育内容と，博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

基本的には，博士前期課程の 1 年次では，幅広く専門分野の知識を修得するために，授業科目を修得するスクーリングを主体としている。専任教員によってカバーできない一部の分野については，その分野を専門とする非常勤講師によって補われている。学生は 1 年次から各研究室に所属し，論文輪講，特別演習などを通して高度の専門知識を修得するとともに，学位論文作成のための個別指導を受けている。そして，2 年次には学位論文作成に向けて，さらに多くの個別指導を受けることになる。

博士後期課程においては，学生は 1 年次から多くの時間をかけ，学位論文のための研究を行っている。学位論文の作成及び関連する事項をより深く理解し実践するための特別演習と特別研究などを通して，個別的な研究指導が行われている。また，博士前期課程と博士後期課程での授業の選択科目は，順を追って学ぶことができるよう配置されており，高度の専門職や研究職としての備えるべき能力を涵養できるものとなっている。

➢課程制博士課程における，入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

公明かつ厳正な入試により入学者を選別し，国内外での研究発表，学内での中間発表を経て，資格審査を受けた学内の審査員に学外の専門家を加えた 3～5 名の審査員による最終審査を実施して学位授与を行っている。入学から学位授与までのプロセスは適正に機能している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現状の研究指導体制については，いずれの専攻も特に問題はなく，その大枠は現行のままでよいと考えられる。その一方で，理工学研究科理工学専攻に移行が予定されており，その際には複数の教員による指導の

有効性を活用し，研究室間の連携をより適切に行うことを目的として，複数指導教授制（主担当指導教授と副担当指導教授）を導入する予定である。

学外研究機関との連携については，第一線の研究者から直接研究指導を受けられること，学内にはない最先端の研究設備を利用できること，「指示待ち人間」の意識が払拭され，学生が短期間で旺盛な研究意欲を示すようになること，など多くのメリットが現れている。

博士前期課程の 1 年次生はスクーリングが主体であるが，学生の学力低下に伴い，スクーリングと研究活動の両立が困難となり，その結果，研究にじっくり取り組めないという状況が一部で生じてきている。理工学研究科への移行に向け，その対策を検討していく予定である。

学位論文の多くは学会で発表されており，研究のレベルは概ね高度であると判断される。大学院修了者の社会的役割，要請の変化への対応を適確にするため，授業科目の内容，研究課題，研究設備などの更新，改善を継続していくことは不可欠である。また，学外の人からの意見を聴く機会を積極的に設ける必要があると考える。

（2）授業形態と単位の関係，単位互換，単位認定等

【現状の説明】

博士前期講義科目に関しては，教員 1 名に対し，若干名から 20 名程度までの少人数で行われる。授業形態は講義形式，輪講形式及び発表形式とそれぞれの科目の特性にあわせて設定されている。授業の形式や評価方法の詳細はシラバスに記載され，大学ホームページ上で公開されている。単位修得の認定は，筆記試験や研究報告などをもとに担当教員が行っている。また，通常の講義及び演習科目は半期 1 コマ×2 時間（90 分），15 週で 2 単位が原則であり，実験科目は週当たり 3 時間を半期行い，2 単位としている。

講義主体の授業にあっても，学生に適宜課題を課すなど，学生が受身にならないような工夫を加えている。狭い専門のみに偏ることがないよう，学際分野特殊研究など全研究科横断の授業の履修も積極的に勧めることにより，幅広い知識の獲得を目指している。さらに，学生自らの研究成果を内外の学会などで口頭発表し，学術論文としてまとめるという情報発信にも取り組んでいる。

博士後期課程についても，講義・演習科目については，前期講義科目と同様のシステムとなっている。広く開講されてはいるが，課程在籍者数も少ないため，実際には履修者と教員との相談により，授業形態が決定される。

また，大学院学則の規定により，国内外の他大学の大学院で修得した単位のうち 10 単位以内に限り，本学大学院の単位に算入できる。

【点検・評価】

➢各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における，その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

各教員の教育目標に合った授業形態をとり，教室での座学に加え，各学生が自学し，主体的に答えを見出すような課題も適宜出すよう努めている。また，必要と考えられる履修形態を設置し，これに合わせた単位計算方法を採用しており，妥当であると考えられる。

➢国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学院設置基準第 15 条）

一部専攻においては，他大学院の学生との交流が実施されていて，学生の自主性並びに積極性が養われている。この制度の運用は，大学院生に対する教育を活性化する効果があると考えられる。また，国外の大学

で交換留学の協定校であるグリフィス大学と大学院レベルでの交換が開始されたが，現状では本研究科でこの制度を利用した交流はなく，今後積極的にこの制度を利用すべきであると考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

実施している研究に関連する内容で，異分野あるいはコースの学生や教員と議論・討論を行うことが奨励される。特に博士前期課程の学生に対して，研究室内での議論にとどまることなく，異分野の教員や学生と一緒に議論できるように研究指導をすることが望ましい。

（3）社会人学生，外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

外国人，社会人，他大学出身者などの学生受け入れ数は多いと言える状況ではないが，多くの専攻で社会人受け入れ実績を積み重ねつつある。また，外国人，他大学・大学院出身者もわずかではあるが，受け入れており，実績を重ねつつある。

講義に際しては，各学生の語学力を考慮しながら実施し，科目の履修にあたっては，指導担当教員がきめ細かな指導を行っている。また，一部専攻では，千代田区丸の内にある成蹊学園サテライト・オフィスにおいてセミナーを行うなど，社会人学生に配慮した研究指導を行っている。

【点検・評価】

➢社会人，外国人留学生に対する教育課程編成，教育研究指導への配慮

カリキュラム自体は社会人もしくは外国人留学生を十分に想定したものになってはいない部分もあるが，少人数制であることから，現状はフレキシブルに対応できていると考えられる。特に，社会人に対しては，仕事との両立を考慮した時間割設定を，また，外国人留学生に対しては，英語による講義などを実施している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

外国人留学生に対しては，大学全体としての受け入れ体制（寮，日本語教育，奨学金，生活サポート）の一層の整備が必要と考えられる。

3．2．1．2　教育方法等

（1）教育効果の測定

【現状の説明】

本研究科では，各授業は講義形式，輪講形式及び発表形式と，その授業目的に従って実施されており，授業形式に即した教育効果の判定が行われている。ほとんどの科目においては，発表，討論，レポートによって到達度と理解度に基づいて総合的に評価している。また，授業期間中に複数回のレポート提出を求めるなどして授業効果を確認しつつ，内容を検討する科目を増やしている。

【点検・評価】

➢教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

教育効果については現状で説明したように，理解度と到達度によって総合的に評価しており，評価法として適切と考えている。研究指導の効果については，ほとんどの大学院生が国内外の専門学会での研究発表を活発に行い，その内容も評価の対象となっている。

また，大学院在学中は継続的に指導教員や研究室メンバーの中で，質疑応答を交えた成果報告が随時なされている。最終的には各専攻で研究発表会を開催し，学位授与に相当する研究がなされたか，3～5 名の審査員による厳正な審査を受け，さらに研究科委員会でその内容が審議される。博士後期課程の場合は，論文審査委員会を設置するにあたって，その研究題目分野で著名な学外の研究者を審査員に加えている例が多い。これらは，教育・研究指導上の効果を客観的に測定しており，有効に機能している。

➢修士課程，博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況

博士前期課程修了者のほとんどは，研究分野に関連した企業の研究・開発部門に就職しており，現状では，博士後期課程へ進学する学生は少数にとどまっている。博士後期課程修了者も，多くは民間企業あるいは公的な研究機関に職を得ている。

➢大学教員，研究機関の研究員などへの就職状況と高度専門職への就職状況

助教などの大学教員として，母校あるいは他大学に就職する例はここ数年で数名の実績がある。高度専門職への就職希望は高いが，求人が少ないこと，これらの職が期限つきであることが多いことなどが，実績が少ない理由と考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学院における修士課程及び博士課程の教育，研究の充実が，将来の科学技術の発展において重要であることは間違いない。企業にとって，博士前期課程を即戦力として重視することは理解できるが，博士後期課程修了者への求人数は少ない。研究能力を養成するためにはある程度の時間を要することから考えると，大学，企業，研究機関が連携して，技術者，研究者を養成するシステムを強化することが一層必要である。

（2）成績評価法

【現状の説明】

大学院における成績評価は，2005 年度から導入した GPA 制度に基づき，学部と同様に S，A，B，C，F の 5 段階評価により実施されている。実験科目及び演習科目の成績評価においては，複数の担当教員による合議に基づき評価されている。

【点検・評価】

➢学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

成績評価については，適切に実施されていると考えられる。ただし，ほとんどの講義が少人数で実施されているため，その評価における客観性が問題となる場合がある。学生の資質向上を考えた場合，さらに到達目標を明確に設定して，客観的な評価を可能にすることが必要と考える。

【将来の改善・改革に向けた方策】

各科目における到達目標に対する達成度を一層客観的に評価する方法を，今後検討していく必要がある。

（3）研究指導等

【現状の説明】

本研究科では，指導教授制に基づき，所属研究室において個別の研究指導が実施されている。大学院生は指導教授のきめ細かい指導を受けながら，授業時間を除くほぼ終日，修士論文・博士論文に関連した研究に取り組んでいる。また，定期的な経過報告や月間レポートの提出，国内外の専門学会での発表，専門論文誌への投稿などの機会を積極的に設けており，研究活動が活発に行われている。

【点検・評価】

➢教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

研究指導は，指導教授によってきめ細かく適切に実施されている。適切性は，修士論文または博士論文の中間発表及び最終発表会において，専攻の教員全員により評価されること，また,その研究成果は学会等の研究発表会において発表され，指導教授のみならず，論文審査委員及び他の教員によっても詳細な指導が行われていることから言える。さらに，学位論文は，主査，副査により厳格な査読が行われるため,学生は緊張感を持って論文の作成にあたっている。

➢学生に対する履修指導の適切性

年度初めに履修ガイダンスを専攻ごとに実施するとともに，各指導教員が個々の学生に対してきめ細かい履修指導を実施している。また，履修登録においては指導教授の確認をとることを学生に義務づけている。

➢指導教員による個別的な研究指導の充実度

研究室において各指導教員による個別の指導が頻繁に行われているため，充実度は高いと考えられる。各教員は十分な研究スペース及び研究設備の中で，1 学年当たり最大 4 名程度を指導するため，指導教員によるきめ細かい研究指導が実現されている。研究成果については，大部分の大学院生が何らかの形で研究発表を行っているが，その際に，優秀発表などの表彰を受ける例も多く，客観的に高い評価が与えられている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学院での教育・研究の範囲をより広げるため，専門分野の異なる教員を含む複数教員によって指導を行う体制への移行が模索されている。新設される理工学研究科では，この方向で実施される予定である。

（4）教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

【現状の説明】

大学院での教育と研究指導のあり方については，専攻ごとに必要に応じて随時検討を行っている。また，専攻ごとに，専攻会議において，成績評価法や履修要項の改善などを随時検討している。

【点検・評価】

➢教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（FD））及びその有効性

FD セミナーや講習会が学内で開催されるようになったが，個々の教員が自発的に参加する段階であり，大学院教育・研究を目的とした組織的な取り組みに向けてどのように進めていくかを議論しているところである。

➢シラバスの作成と活用状況

すべての講義科目について，「テーマ・概要・目標」，「授業の計画」，「授業の方法」，「成績評価の方法」，「必要な予備知識/先修科目/関連科目」，「テキスト」，「参考書」を記載した詳細なシラバスが作成され，大学ホームページ上で 3 月 10 日頃から公開されており，学生の履修科目の選択にあたり，有用な情報として活用されている。

➢学生による授業評価の活用状況

現在，授業評価はアンケートという形式では実施されていないが，少人数教育において学生の希望や要望などは常に意識されている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

工学部から理工学部への改組に伴い，2009 年度から理工学研究科が発足する予定である。

これまでの工学研究科の実績に基づき，さらに教育・研究活動を活発化するための議論が研究科として頻繁に実施され，組織的に取り組んでいる。また，FD セミナーへの参加など，教育指導に関して外部の情報に触れることによる授業改善などの取り組みは，今後も必要と考えられる。

3．2．1．3　国内外との教育研究交流

【現状の説明】

国内では，1999 年に本研究科応用化学専攻と学習院大学大学院自然科学研究科化学専攻との間に，単位互換及び学生交流に関する協定書が取り交わされている。また，教員の個人レベルのつながりで，国内他大学や公的研究機関あるいは企業の研究所から講師あるいは特別研究員を招聘したり，大学院生を通じて短期あるいは長期の共同研究を行ったりしている事例は多い。

国外では，博士後期課程に随時外国人留学生を数名程度受け入れている。また，日本学術振興会の外国人論文博士号取得希望者に対する支援事業にも協力し，外国人客員研究員も若干名在籍している。さらに，外国人研究者を適宜招聘し，学術講演会などを実施している。

ほとんどの教員が，所属学会の講演大会への参加や研究会活動を通じての研究交流を行っている。また，多くの大学院生が，本学の学会発表旅費助成制度を利用して，国内外での発表を行っている。

【点検・評価】

➢国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

現状は教員ごとの活動が主体であり，今後一層の推進を図るためには研究科としての対応も追加していく

ことが必要と考えられる。

➢国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

客員研究員等に対しては，校宅使用や国際交流会館使用も許されており，受け入れ体制は比較的整っている。しかしながら，急な来日などの場合には手続きが間に合わないこともあり，柔軟な対応が望まれる。

➢国内外の大学院との組織的な教育研究交流の状況

理工学研究科への移行が予定されており，移行後に検討することとする。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現状では，他大学院との交流並びに国際交流は教員ごとの活動が主体である。今後は本学のアジア太平洋研究センターなどとの協力のもとで，組織的に進めることが期待される。

3．2．1．4　学位授与・課程修了の認定

(1) 学位授与

【現状の説明】

表 3.11 に，過去 6 年間の本研究科における修士・博士の学位授与一覧を示す。博士前期課程，博士後期課程のいずれにおいても，各課程で所定の単位を修得した者について修士論文あるいは博士論文の審査が行われる。論文審査にあたっては，各専攻で修了予定者による論文発表会あるいは論文公聴会が開かれ，本研究科所属教員や他大学，他研究機関に所属する研究者による質疑が行われる。大学院指導資格を有する指導教員 1 名を主査として，他に関連分野の大学院指導資格を有する教授または准教授の 2 名以上を副査とする審査委員会で，論文の独創性，信頼性，有効性などを評価し，学位授与の可否が判断される。その後，工学研究科委員会での議を経て，修士の学位授与が決定される。博士の場合には，教授及び博士指導資格を有する准教授が参加する博士学位を審査する工学研究科委員会にて投票により議決され，さらに大学院協議会の議を経て博士の学位授与が決定される。なお，博士論文の審査にあたっては，学外の専門家がさらに副査として加わることも行われている。表 3.11 に示したように，過去 6 年の間に，博士後期課程を修了して博士の学位を取得した者，いわゆる課程博士は 15 名である。

本研究科には，この課程博士のほかに，企業，研究機関での研究歴が所定の条件を満たす者が，学位論文を提出することによって博士の学位を取得する論文博士の制度がある。ここでは予備審査に合格した者から提出された論文について，課程博士と同様にして審査にあたる。ただし，学力認定については，原則として専門科目と語学について筆記試験を課している。表 3.11 に示したように，過去 6 年の間に，この制度で博士の学位を取得した者は 12 名である。

学位論文の内容に関連する論文の専門学術誌への掲載数に関しては，学術分野の差異もあり，各専攻で内規を定めている。また，社会人を含め博士後期課程に在籍する優秀な学生に対して，在学期間を短縮して学位を授与できる規定があり，1996 年度及び 2001 年度に適用者を送り出したが，その後適用者はいない。

表 3.11　工学研究科修士・博士学位授与一覧

研究科・専攻		学　位	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
工学研究科	電気電子工学専攻	修　　士	14	10	21	22	16	21
		博士（課程）	1	-	-	-	1	-
		博士（論文）	1	-	-	-	1	-
	応用化学専攻	修　　士	11	21	17	17	13	16
		博士（課程）	1	1	-	-	1	4
		博士（論文）	-	1	1	1	1	3
	機械工学専攻	修　　士	9	14	19	9	14	12
		博士（課程）	-	-	-	-	1	1
		博士（論文）	-	-	-	-	-	-
	情報処理専攻	修　　士	15	6	13	9	9	8
		博士（課程）	-	-	-	-	1	-
		博士（論文）	-	-	-	-	-	1
	物理情報工学専攻	修　　士	9	7	11	10	11	21
		博士（課程）	-	-	2	-	-	1
		博士（論文）	-	1	-	-	1	-

【点検・評価】

➢修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

本研究科に入学したほとんどの学生は, 様々な制度の助けもあって, 対外的発表等を積極的に行っている。また，専攻によって回数は異なるが，その進捗状況を定期的に教員がチェックしていることもあり，標準修業年限にて学位を取得している者が多い。これは，授与基準を満たすように教員が積極的に働きかけている結果である。学位論文の質的レベルの確保のため，修士では義務化はしていないものの，国内外での研究発表や研究論文投稿を強く指導している。博士については，レフェリー付き専門学術誌へ主たる発表があることを義務づけている。博士学位論文の内容に関連する論文の専門学術誌への掲載数に関しては，専攻によってその基準は異なるものの，全体的に比較的厳しい基準を採用している。いずれの学会誌においてもその分野で厳格な審査が行われており，この基準を満たすために学生に努力を求めていることにもなる。その結果として，いずれも優れた博士学位論文が提出されている。

以上から，修士及び博士の学位論文の審査は適正かつ厳正に行われ，現行の制度は適切に機能しており，妥当なものと考えられる。

➢学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

審査水準の客観評価は難しい側面もあるが，修士・博士論文審査にあたっては，審査員 3 名以上を含む多くの教員及び大学院生等に公開された場で，公開での口頭論文発表会が行われている。そこでは十分な発表時間が与えられており，論文内容が明らかにされるとともに，教員との質疑応答を通して学生の発表能力も客観的に評価される。また，博士論文の審査会において内容が不十分と指摘を受ける場合もある。そのような場合は，修正加筆して，半年後に再審査を受ける。こうした判断は審査員全員の合意によるものであり，複数名で審査することによって，審査水準の客観性が高まっているものと考えられる。

このように，修士及び博士の学位論文の審査は透明かつ厳正に行われており，妥当なものと考えられる。

なお，博士論文の場合は，論文審査委員会を設置するにあたって，その研究題目分野で著名な学外の研究者を審査員に加えている例が多く，このことも，学位審査の透明性・客観性を高める有効な措置であると言える。

➢**修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性**

制度として導入しているが，該当例はない。特定課題研究は，社会人などが大学院で勉学する可能性を広げるために修士論文に代わるものとして設けられたが，社会人の博士前期課程への入学者自体が少ないこともあって，適用者は出ていない。

➢**留学生に学位を授与するにあたり，日本語指導等講じられている配慮・措置の適切性**

国際教育センターにおいて，学部に所属する留学生に対して日本語の能力に合わせた授業を開講しており，その修得単位を認定する体制となっている。大学院生に対しての日本語科目の設定はしていないが，学部生と同様に受講は可能である。教員による個人指導は行われているが，研究科として特には実施していない。また，審査過程では日本語による口頭発表を強いてはおらず，英語による発表により審査が行われることもある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学位授与に関する審査過程については，特に問題はないと考える。しかしながら，今後理工学研究科に移行するにあたり，1 専攻となることから，研究の達成度の目安とされる学会誌に掲載された論文数などに関わる内規を整備し直す必要がある。

大学院の社会的使命を考えると，修士・博士ともより多くの学位を授与できるよう，教員が協力しあっていくことが必要である。特に博士後期課程進学者の増加を図るためには，進学する学生の質を考慮することはもちろんであるが，経済的な負担を軽減する方策をさらに検討することも必要である。

（2）課程修了の認定

【現状の説明】

本研究科においては，5 専攻とも，博士前期課程ではその所属専攻の授業科目について，選択科目を含めて 30 単位以上を修得しなければならない。また，博士後期課程ではその所属専攻の授業科目について，選択科目を含め 20 単位以上を修得しなければならない。そして，いずれの課程においても必要な研究指導を受けた上，修士論文あるいは博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。また，修士論文に代わる特定課題研究によって博士前期課程を修了するには，授業科目について選択科目を含めて 38 単位以上修得しなければならない。履修科目の単位認定は，試験または課題提出の結果を考慮して行われる。修士論文及び博士論文の審査は，それぞれ審査委員会を開いて行われ，前者については 1 人当たり 30 分，後者については 1 時間程度の発表と質疑応答の時間を与え，研究の理解度や指導効果が調べられ，その結果をもとに審査委員が合否を決定している。そして，必要があれば，最終提出までさらなる論文の修正や改善が要求される。審査委員会で合格を得た後，最終的に，本研究科委員会において合否の認定を受ける。

【点検・評価】

➢**標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における，そうした措置の適切性，妥当性**

博士前期課程において該当事例はない。一方，博士後期課程において，過去に社会人学生について適用された例がある。このケースは，標準修業年限未満に修了所要単位数を満たし，また，入学以前にも研究実績があり，研究業績が優れていたために修了の認定がなされたもので，適切な措置であると考えられる。しかし，それらは稀なケースであり，今後も個々についてそれぞれ適切かつ慎重に判断していく必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現状での大きな問題点は見当たらない。

3．2．2　経済経営研究科

3．2．2．1　教育課程等

(1) 教育課程

【現状の説明】

経済経営研究科は，従来の経済学研究科（1970 年設置）と経営学研究科（1972 年設置）が統合して，2007 年 4 月に開設された。本研究科は，以下のとおり構成されている。

① 経済学専攻と経営学専攻の 2 つの専攻がある。

② 各専攻とも博士課程が設置され，博士前期課程と博士後期課程に区分されている。

③ 博士前期課程には，履修上の区分としてそれぞれの専攻に，研究者養成コースと経済・マネジメントコースが置かれている。

④ 経済・マネジメントコースには，標準修業年限，対象学生に応じて，さらに一般プログラム，長期履修プログラム，高度税務プログラム，社会人プログラムの 4 つの区分がある。ただし，高度税務プログラムと社会人プログラムは，経営学専攻者のみを対象とする。

本研究科博士課程は，博士前期課程と博士後期課程に区分され，博士前期課程を修士課程として運営している。博士前期課程の構造を表にすると，以下のとおりである。

表 3.12　博士前期課程の構造

	経済学専攻	経営学専攻	標準修業年限
研究者養成コース	研究者養成コース	研究者養成コース	2 年
経済・マネジメントコース	一般プログラム	一般プログラム	2 年
	長期履修プログラム	長期履修プログラム	4 年
		高度税務プログラム	2 年
		社会人プログラム	1 年

研究者養成コースは，経済学，経営学，税法の分野で専門的な研究者になることを目指す人のためのコースであり，博士後期課程への進学を想定した研究指導が行われる。

経済・マネジメントコースのうち，長期履修プログラムは，一般プログラムの課程を 4 年間かけて学修する人のためのプログラムである。高度税務プログラムは，税務に関して専門的な研究を行い，将来税務に関する高度な職業に従事する人材の養成を目的とするプログラムである。社会人プログラムは，実務経験が 3 年以上ある社会人を対象とし，1 年間で経済・マネジメントコースを修了することを前提とするプログラムである。博士後期課程は，標準修業年限 3 年となっている。

【点検・評価】

➢大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 99 条，大学院設置基準第 3 条第 1 項，同第 4 条第 1 項との関連

既に 1.2「経済経営研究科の理念・目的等」に述べたとおり，本研究科の理念・目的は，学校教育法第 99 条，大学院設置基準第 3 条第 1 項，同第 4 条第 1 項の趣旨に沿うものであって，これらに即したカリキュラムの編成を行っている。

➢「広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

本研究科博士前期課程の経済・マネジメントコースは,「経済学及び経営学の分野における深い専門知識及び現代の知識基盤社会を支える広い知的素養を兼ね備えた職業人を育成する」ことを目的とし，経済学・経営学の多角的な視点から実践的な教育を行うカリキュラムとなっている。このコースは，概ね以下の 3 つの人材養成方針の下に運営される。

① 企業経営や人間組織の本質を理解し，財務や戦略などで必要不可欠な分析ツールを修得し，高度職業人として世界に雄飛する人材を育成すること。

② 経済の状況を的確に分析することによって，学生各自が興味のある経済問題を発見し，自らの力で解決の道を模索する過程の中で，高度職業人として必要な分析ツールや洞察力を培うこと。

③ 情報分析能力や豊かな国際感覚を身につけることによって，国際化や情報化に迅速に対応できる能力を涵養し，実務家教員による講義やインターンシップ実習などの実践的な科目を通して，現実の経済やビジネスの姿に触れ，適応力や判断力の涵養を図ること。

以下に詳述するように，経済・マネジメントコースのカリキュラムは，大学院設置基準第 3 条第 1 項の修士課程の目的に適合した教育内容であると言える。

➢「専攻分野について，研究者として自立して研究活動を行い，またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

博士後期課程では,「経済学または経営学の分野において，創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等を養成する」ことを目的としている。

博士後期課程では，研究指導を受けるだけでなく，自立した研究活動を行うために必要な理論や実証分析の手法をも学ぶ。博士論文を完成させるまでには，研究論文を原則として 3 本以上著して，学内外の学会で研究成果を報告することが要求される。こうして博士課程修了者は，オリジナルな研究を持続的に行う力を身につけていく。

本研究科は発足したばかりなので，課程博士はまだ出ていないが，従来の経済学研究科と経営学研究科では，2003 年度以降 4 名に博士号を授与している（うち 1 名は論文博士)。大学院設置基準第 4 条第 1 項の博士課程の目的に適合した教育内容であると言える。

➢学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と，当該学部の学士課程における教育内容との関係

学部の教育課程の項で詳述したとおり，本学経済学部では 2004 年度より「自立した職業人の育成」を目的として，経済学科と経営学科を統合した。大学院でも，学部改革を受けて，2005 年度より経済・マネジメントコースを新設し，さらに 2007 年度より経済・経営の両研究科を統合したが，特に経済・マネジメントコー

スにおいては「高度職業人の養成」を目的として，経済学専攻者も経営学専攻者も 6 つのユニット（戦略マーケティング，組織人間，会計税務，数量分析，公共政策，ファイナンス）から科目を履修できる。

このように，学部と大学院ではともに経済学，経営学（会計学，税法を含む）の垣根を取り払って，職業人として実践的なスキルを身につけさせる教育内容となっている。本学経済学部と大学院経済経営研究科の教育理念は極めて整合的であり，学生は 1 つのコンセプトのもとに編成されたカリキュラムを大学院においても引き続き学び続けることができる。

2003 年度募集から導入された「大学院エントリー型 AO 入学試験」では，優秀な成績を修めた本学学部生を対象に，面接試験によって，本研究科の経済・マネジメントコースへの入学を審査している。エントリー型 AO 入試は，学力試験では測り得ない志願者の目的と資質に重点を置いた入学試験であると同時に，優秀な本学学部生の大学院進学を促す効果がある。

さらに，本学経済学部を 3 年間で卒業する早期卒業制度を活用すれば，大学入学後 5 年間で学士号と修士号を取得可能になる。早期卒業制度は，とりわけ成績優秀で学習意欲の高い学部生に対して大学院進学を奨励する仕組みとなっている。本学経済学部を早期卒業して本研究科（旧経済学研究科と旧経営学研究科を含む）に進学した学生は，2005 年度以降 5 名いる（うち 1 名は，学部卒業後 1 年間他機関に在籍）。

なお，本学学部生が希望する場合は選考の上，本研究科の科目等履修生として年間 12 単位まで履修することができるようにしており，修得した単位は，入学後に本研究科の単位として認定される。

➢修士課程における教育内容と，博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

博士前期課程における教育課程は，演習科目，基本科目，基幹科目，上級理論科目，実践科目，国際理解科目及び自己設計科目の 7 つの科目区分により構成される。博士後期課程には，演習科目のみ配置している。演習科目は各年次で履修することが原則であり，他の科目区分は基礎科目区分の科目の履修により十分な基礎力を養成した後に，基幹科目や上級理論科目に進むことを原則としている。実践科目，国際理解科目，自己設計科目は，自分が研究対象とする分野にかかわらず，関連分野に視野を広げ，知的素養を身につけることに資するものである。各科目区分の特色と概要は，以下のとおりである。

① 演習科目

討論や発表などを中心とした演習形式で行われる。学生は，基礎的な演習科目（「経済経営基礎演習」，「クリティカルシンキング」など）を通して，文献調査の方法，データ収集の方法，研究発表の仕方，討論の仕方などの大学院生としての基本的なスキルや研究手法を身につけ，さらに研究指導と連携して運営される演習科目（「経済総合演習」または「経済学上級演習」など）によって，特定の課題についての研究（以下，「特定課題研究」という）に必要な分野の修得または修士論文の作成のために必要な学修を行う。「補助演習」は，学士課程教育の段階において，経済学や統計学にほとんど触れていない学生のための補助的な性格を有し，修了に必要な単位には含めない。

② 基本科目

経済学及び経営学を修得する上で最も基本的な事項を学習するための科目区分である。研究者養成コースにおいては，それぞれの専攻に応じて必修科目等が定められている。経済・マネジメントコースにおいては，すべてのプログラムにおいて 6 単位の選択必修となっている（大学院科目は，「補助演習」以外はすべて 1 科目が 2 単位である）。

③ 基幹科目

基幹科目は，本研究科の博士前期課程の中心をなす科目区分である。原則として，経済学，経営学，統計学などの分野をさらにテーマ別に細分化した科目を配置している。基幹科目は，それぞれ 6 科目程度か

らなるモジュール化された 6 種類の科目群（本研究科では「ユニット」と呼んでいる）で構成されている。ユニット内の各科目は，相互に密接に連携して運営されることとなっている。学生は，6 つのユニット（戦略マーケティング，組織人間，会計税務，数量分析，公共政策，ファイナンス）から，コース，プログラムに応じて，1 つまたは 2 つのユニットを選択する。選択した各ユニットから 8 単位以上をまとめて修得することを義務づけている。例えば高度税務プログラム所属学生は，会計税務ユニットの履修が必修となっており，このユニットの科目を 8 単位以上修得することが修了要件である。また，一般プログラムの学生は，6 つのユニットから 2 つを選択することとなっている。

④　上級理論科目

経済学，経営学，税法などの上級理論科目によって構成される。とりわけ経済学専攻の研究者養成コースにおいて，将来研究者を志す学生にとって必要な研究能力を涵養するために不可欠な科目及び高度税務プログラムにおいて将来高度な税務に就くことを志す学生に必要不可欠な上級の税法科目を配置し，それぞれの履修上の区分において必修科目としている。

⑤　実践科目

職業人として自立するためには，専攻分野に関する理解を深めるだけでなく，視野を広げ，実務の現状を知り，現実感覚を養っていくことが重要である。実践科目群はこのような目的を達成するために設けられたものであり，実習科目（インターンシップ），実務家レクチャー，学際科目からなる。実務家レクチャーは，三菱関係者や成蹊学園の卒業生などで実務に携わる人たちを講師として招聘している。学際科目は，本学大学院の他研究科と共同で開講される科目であり，広範かつ多角的な視座の構築を促進することを目的としている。この科目群は，すべて選択科目である。

⑥　国際理解科目

将来，政策またはビジネスの分野で国際的な活動を主体とする職業に携わることを希望する学生のために設けられた科目区分である。社会経済に関する時事英語，国際的な時事問題に関する講義，国際的な諸問題を扱うセミナー，特定の地域に関する研究など，全体として国際感覚の涵養を目指した科目を配置している。

⑦　自己設計科目

個々の学生が自分の学修計画に合わせて，上記の科目区分の中から自由に科目を選択して修了に必要な総単位数（38 単位）に算入できるようになっており，本研究科ではこれを「自己設計科目」と呼んでいる。

博士後期課程では，博士前期課程のコースワークで培った知識をベースにして，学位論文の作成に取り組む。以下で述べるように，博士後期課程の教育内容は博士前期課程の教育内容に基づいており，かつ，それぞれの課程は，大学院設置基準の理念・目的に照らし合わせて適切な内容であると言える。

➢課程制博士課程における，入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

博士前期課程では，所属するコース及びプログラムの修了に必要な単位を合計 38 単位修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上で，修士論文または特定課題研究の成果の審査及び最終試験に合格すると，修士号が授与される。修了に必要な修得単位数は単に合計 38 単位を満たすだけでなく，それぞれのコース及びプログラムごとに修得すべき科目群が定められており，入学時から体系的な学修ができるよう配慮されている。研究者養成コースと高度税務プログラム所属の学生は修士論文を提出する。高度税務プログラム以外の経済・マネジメントコースに所属する学生は，修士論文の代わりに，教員から研究課題を提示され，研究調査結果をまとめたものを特定課題研究の成果として提出する。

博士後期課程では,「経済学（ないし経営学）上級演習」を 8 単位修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上で，博士論文の審査及び最終試験に合格すると，博士号が授与される。博士後期課程では，研究者の養成という目的を考慮し，経済学ないし経営学の分野における博士論文の作成に必要な高度に専門的な知識・学力の修得を促し，実際に博士の学位にふさわしい学位論文を作成するための指導体制を，8 単位の演習科目を必修とすることで確保している。

このほかにも，正規授業以外の時間帯において必要かつ十分な研究指導を受けられるような研究指導体制を整備している。専門以外の分野に関して幅広い学識を養うためには，博士前期課程の開講科目（他大学大学院や本学他研究科の開講科目を含む）を博士後期課程の学生が履修することも自由であり，特に他大学大学院の修士課程を修了した博士後期課程在学者はそれらの科目を履修している。例えば，企業を定年退職後に博士後期課程（旧経済学研究科）に入学した社会人に対しては，指導教授が授業の内外で情報機器の操作の基礎から教えて，博士論文の完成に導いた。また，博士後期課程在学者は，博士論文の進捗状況を，随時研究セミナーの形で報告発表して，指導教授以外の教員から広くコメントや意見を収集する。このように，誤りや曖昧さを極力除去し，質の高い研究成果を確保するためのきめ細かい指導が続けられる。

以上のとおり，課程制博士課程における入学から学位授与までの教育システムは，高度な専門性と幅広く豊かな学識の涵養に役立つ適切なシステムであると言える。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本研究科は 2006 年 7 月に文部科学省に設置届出を受理され，2007 年 4 月に開設したばかりであり，現状では特に改善を要する問題点はない。

なお，研究科横断的な学際科目の開講を年々増やしており,「データの科学」,「知的財産と経営」,「知の創出」などのテーマについて，文科系，理工系の大学院生が共に学ぶ学際研究の機会を充実させつつある。また，前回の自己点検・評価報告書では「博士前期課程の実践的な職業人養成コースの中から，博士後期課程への進学者が出ることも期待される」という内容を述べているが，これは近年実現した。2008 年度に博士後期課程（経営学専攻）に入学した大学院生は，過去に経営学研究科の「経済・マネジメントコース」を修了した社会人である。博士論文の研究テーマを持つ社会人を博士後期課程に受け入れることは，研究者養成の新たな枠組みとしても期待され，しかも高度な生涯教育の実践を担うものであり，社会的要請に合致するものである。

（2）授業形態と単位の関係，単位互換，単位認定等

【現状の説明】

3.2.2.1 の（1）で述べたとおり，博士前期課程では，各科目を①演習科目，②基本科目，③基幹科目，④上級理論科目，⑤実践科目，⑥国際理解科目，⑦自己設計科目に区分し，それぞれ各半期 2 単位が配当されている。①演習科目は演習形式で，それ以外は講義科目の形式をとっている。博士後期課程では,「経済学（ないし経営学）上級演習」を各半期 2 単位×2 年の 8 単位を配当している。演習科目，講義科目とも，1 コマ×2 時間（90 分），15 週で 2 単位である。科目修了の認定は，筆記試験，レポート，平常点のいずれかを各科目の担当教員が選んで評価を行い，研究科委員会で評価を公開し，最終決定している。

単位互換は，本研究科規則第 11 条に，他の大学（外国の大学を含む）の大学院の授業科目，あるいは本学大学院の他の研究科の授業科目を履修し，単位を修得（10 単位を限度とする）することができる旨規定しており，また，第 12 条には，本研究科に入学する以前に他の大学院で修得した単位についても同じ取り扱いを

する旨の規定がある。

単位互換は現在，武蔵大学，成城大学，上智大学，学習院大学及び本学の経済経営研究科の間で単位互換協定を締結しており，他大学院の授業の履修を簡便な手続きで認めることとしている。

【点検・評価】

➢各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における，その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

本研究科では，高度な専門性を要する職業人と研究者養成を目標としている。このため，幅広いテーマの科目を提供する必要がある。しかし，修士学生がそれらの科目を適切に選択できるよう，博士前期課程の中心をなす基幹科目をモジュール化し，ガイドラインに沿って選択するよう 1 年次の演習指導担当者（専攻主任）が指導している。基幹科目は，それぞれ 6 科目程度からなるモジュール化された 6 種類の科目群（本研究科では「ユニット」と呼んでいる）で構成し，ユニット内の各科目は相互に密接に連携して運営している。学生は，6 つのユニット（戦略マーケティング，組織人間，会計税務，数量分析，公共政策，ファイナンス）から，コース，プログラムに応じて，1 つまたは 2 つのユニットを選択する。選択した各ユニットから 8 単位以上をまとめて修得することを義務づけている。例えば，高度税務プログラム所属学生は会計税務ユニットの履修が必修となっており，このユニットの科目を 8 単位以上履修することが修了要件となっている。また，一般プログラムの学生は，6 つのユニットから 2 つを選択することとなっている。

以上の特色ある科目群を含め，演習科目，講義科目ともに半期 2 単位科目としているが，少人数での演習形式の授業であり，発表や討議あるいはターム・ペーパーなどが求められることから，単位計算の方法は妥当である。

➢国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学院設置基準第 15 条）

本学と武蔵大学ほか 5 大学院間の単位互換協定（上述）は，かつて本研究科（の前身の経済学研究科）の学生による利用があった。また，経営学研究科の博士後期課程修了者は，データベース・マーケティングに関しては本学に必要な科目がないため，この制度を利用し，学習院大学の経済学研究科で単位修得を行った。だが，残念ながら，現在ではその活用は見られない。大学院生の科目選択の自由度を上げる意味で重要な制度と言えるので，この制度を効果的に運営する方策の実施（例えば，協定参加大学院間での授業内容の相互周知，将来的には各大学院間での授業の調整を行うことなど実施面での整備など）が求められる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本研究科規則に規定された規則に関しては，今のところ特に問題はないと考えている。

5 大学院間の単位互換協定に関しては，協定参加大学院間での授業内容の相互周知を進めること，将来的には各大学院間での授業の調整を行うことなど，実施面での整備が今後とも必要であろう。

（3）社会人学生，外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

社会人学生への教育上の配慮に関しては，経済・マネジメントコースで，「一般プログラム(2 年)」を基本としつつ，社会人が 4 年間で修了できる「長期履修プログラム」，あるいは企業を退職若しくは休職し，短期で修了できる「社会人プログラム」を準備している。このうち，社会人プログラムの制度を利用して，2004 年度から 3 年間，上海交通大学，同済大学，復旦大学から毎年 3 名の学生を経営学研究科に受け入れ，9 名

に修士号を授与した。

外国人留学生等への教育上の配慮に関しては，特別に行っていない。筆記試験，面接試験を行う一般選抜方式において，筆記試験と面接の合格基準は日本人学生と同じ扱いで設定しており，入学後の学修に齟齬を来さないよう注意している。

【点検・評価】

➢社会人，外国人留学生に対する教育課程編成，教育研究指導への配慮

「社会人プログラム」の学生に対しては，指導教員が 1 年次において特定課題研究を完成させるよう綿密な個人指導を行っている。社会人に限らず，修士論文，特定課題研究，博士論文に関しては，後期に研究分野に近い他の教員をレビュアーに割り振り，指導教員とは別の視点でアドバイスを行い，公開の研究発表会の後，審査を行っている。かなりの割合で，審査結果に付帯条件がつき，内容の改善を指導している。

外国人留学生に対する教育課程編成上の配慮は，特に設けていない。経営学専攻（あるいは 2007 年度以前は経営学研究科）には多くの外国人留学生を迎えているが，上海交通大学，同済大学，復旦大学からの外国人留学生を指導した経験豊富な教員を極力外国人留学生の指導教員とするなどの配慮を行っている。また，2006 年度は，韓国からの留学生に博士号を授与した。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後は，定年退職後の社会人を積極的に受け入れることも選択肢の 1 つとして考えるべきである。また，「研究者養成コース」では，一旦博士前期課程を修了して社会人になり，問題意識を持って博士後期課程で学ぶことも有効な選択肢である。社会人として，仕事に関連した研究テーマを設定することで，問題意識が明確になり，学位取得も有意義になる。このためには，現行の博士前期課程の制度と同様に，博士後期課程においても，仕事を持ちながら研究できるような指導体制を検討する必要があろう。

3．2．2．2　教育方法等

（1）教育効果の測定

【現状の説明】

教員による教育効果の測定には，授業科目担当教員が行う成績評価と，指導教員の指導によって作成された学位論文の内容の評価を通して行われている。成績評価については，研究科委員会で成績の得点分布を公表し，評価者による極端な偏りを避けるようにしている。学位論文は，後期の適切な時期に専門の近い複数教員によるレビュー，教員と大学院生を対象にした公開の発表会などを行っている。審査は，指導教員を含む 3 名の審査委員によって評価された後に，本研究科委員会において最終的な合否判定が下される。その際には，論文の評価とともに，指導教員の教育・指導の適切さとその教育効果を評価する機会にもなっている。従来は，特定課題研究に修士論文並みの新規性などを求める教員もいたが，特定課題研究は修士論文とは異なることを周知徹底するため，2007 年度に特定課題研究の指導法と審査基準のガイドラインを整備し，あわせて特定課題研究の成果の書式をマニュアル化して，大学院生に配布した。

【点検・評価】

➢教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

上記のように，教育・研究指導上の効果の測定は，授業科目の成績評価と，学位論文の審査を通して客観的かつ適切に行われていると考える。

➢修士課程，博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況

修士課程，博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況は，修了者が本学の就職担当部署に自己申告することになっているが，学部同様就職先が決まった学生でも未申告が少なくなく，必ずしも全員の進路を把握できていない。また，外国人留学生の修了者は修了後に母国に帰国するため，正確な追跡は行われていない。その中にあって，2004 年から 3 年間受け入れた前述の中国人留学生 9 名は，帰国後に大学教員，三井住友銀行の現地法人などに就職している。

2003 年度以降に，旧経済学・経営学研究科において，4 名に博士号を授与した。その後の進路については，1 名（定年退職者）は無職，韓国からの留学生は韓国に帰国して大学に奉職，他の 1 名は国内金融機関に就職した。論文博士の 1 名は，大学教員である。

博士前期課程の進路状況は，社会人入学者の場合は退職した企業よりステップ・アップしたものも多い。高度税務プログラム修了生は，税理士等になる者が多い。

➢大学教員，研究機関の研究員などへの就職状況と高度専門職への就職状況

修了者が大学教員として就職することは極めて稀で，その多くは民間企業の調査部門を中心に就職する。その中にあって，高度税務プログラム修了者は，税理士等の高度専門職に就く者が多く認められる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学院における修士課程及び博士課程の教育・研究の充実が，将来の科学技術の発展において重要であることは間違いない。企業にとって，博士前期課程を即戦力として重視することは理解できるが，博士後期課程修了者への求人数は少ない。研究能力を養成するためにはある程度の時間を要することから考えると，大学，企業，研究機関が連携して，技術者，研究者を養成するシステムを強化することが一層必要である。

（2）成績評価法

【現状の説明】

客観的・総合的な成績評価を行うために，各科目 S，A，B，C，F の 5 段階評価と全科目の加重平均点を算出する GPA（Grade Point Average）制度を導入している。この制度の厳格な運用のために，本研究科委員会における成績評価水準の申し合わせ，シラバスによる成績評価方法の公表，履修中止の制度化などの施策を行っている。

【点検・評価】

➢学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

2005 年度より導入された GPA 制度により，従来「全優」が少なくなかった大学院の成績評価を，客観的・総合的に実施することができている。この制度を実施するにあたり，本研究科委員会において最高評価である S 評価水準の申し合わせを行い，同時に，各授業のシラバスにおいて成績評価方法を公開することで，客

観的かつ公平な成績評価を行うことができている。また，履修中止を制度化して GPA の総合的評価機能を高め，早期修了や奨学金などの評価指標として活用している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

各科目とも，少人数での演習形式による授業であることから，発表や討議あるいはターム・ペーパーなどの総合評価が多く用いられており，特に問題はない。

（3）研究指導等

【現状の説明】

本研究科では，研究者の養成を主眼とした研究者養成コースと，実践的な教育によりビジネススキルの向上を目指す経済・マネジメントコースの 2 つが併設されている。現状では，両コースそれぞれの設立の趣旨に則った研究指導が実施されている。カリキュラムにおいては，モジュラーユニット方式や自己設計科目など受講者のニーズに比較的柔軟に対応できる制度設計が採用されている。また，実務家教員による講義なども比較的多く開講されており，その意味でもビジネススキルの向上という大学院生のニーズに合致するような工夫がなされていると言えよう。

課程修了のためには，特定課題研究または修士論文の提出・審査が必要となっているが，論文作成の指導については，それぞれの課程に対応した演習科目が複数開講されており，その演習を中心に，比較的少人数で実施されている。

【点検・評価】

➢教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

在籍者数に比べて演習の開講科目が多いので，多くの選択肢からの履修が可能であり，結果として，比較的少人数での指導が行われている。知識の修得やそのほかの能力を教員が直接的に把握可能であるため，大学院生のニーズに合致した研究指導が行いやすい環境が維持されている。

修士論文または特定課題研究の審査に先立って，毎年度，中間報告会が指導教員以外の他の教員の前で実施されている。多様なフィードバック情報を得られること，自らの研究の進捗状況を客観的に認識できる機会となり得ることから，学位論文の作成を効果的に指導するためには，有効な仕組みであると評価できる。

➢学生に対する履修指導の適切性

すべての大学院担当の教員がオフィスアワーを設けているため，履修相談の機会は常時，大学院生に与えられている。これに加えて，年度初めに，履修相談，ガイダンスなどが開催されているため，履修に関するミスマッチはほとんど起きていない。

➢指導教員による個別的な研究指導の充実度

論文作成に関する指導教員の選択にあたっては，大学院生の希望が，完全にではないが，かなりの程度，受け容れられている。この点は受講者にとってメリットである。また，少人数で密接な関係の中で指導が行われていることも，結果としてきめ細やかな指導が行われる傾向を促進している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在において，特段の改善点は見当たらない。

（4）教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

【現状の説明】

一般プログラムでは，経済学及び経営学の両分野にまたがる基礎並びに発展的知識を修得するため，コースワークに基づく指導体制を採用している。必ずしも大学で経済学・経営学を学修していない大学院生を含めた様々な教育的背景を持つプログラム履修生は，1 年次に基礎的学習のクラス（「経済経営基礎演習」）を履修する。このクラスを通じてコースワークの重要性を認識してもらい，個々人の学修目的に沿った履修計画となるよう指導している。高度税務プログラム，社会人プログラムにおいても，それぞれのプログラムの独自性を生かしつつ，一般プログラムと同様の指導を行っている。

2 年次では，一般プログラム学生を含むすべての学生が，特定課題研究あるいは修士論文を提出することが求められている。そのため，10 月初めに中間報告会を実施している。7 月下旬に中間報告の登録を学生が行い，それに基づいて，指導教授を含め適切な分野の専任教員が少なくとも 3 名コメンテーターに選出される。コメンテーターは中間報告においてコメントを提示するとともに，その後も最終審査の段階までチームとなって適時学生の指導にあたっている。

また，特定課題研究あるいは修士論文の作成について指導内容が一貫するように，成果あるいは論文作成のための指針とフォーマットを作成し，学生に周知している。

以上のとおり，教育・研究指導は計画立てて行われており，組織的に実施されている。

【点検・評価】

➢教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（FD））及びその有効性

1 年次に専攻主任が指導教授となって必修のクラスを担当することで，新しい学習環境に短期間で慣れてもらうことが可能になっている。個人の目的に合った学修計画を丁寧にアドバイスできるので，2 年次の特定課題研究や修士論文の作成にスムーズに移行でき，教育的効果が高い。

また，上記の中間報告とコメンテーターによるチーム指導は，早い段階から積極的かつ主体的に取り組んでもらうために導入したものである。中間報告会の登録を夏休み前に行うことで，学生の勉学意識も極めて高くなっている。チーム体制で実施される中間報告会のため，幅広いコメントを学生に行うことが可能になり，学生にも課題の内容がより明確に伝わる。コメンテーターとなった教員にとっても，審査までの数カ月間にわたって学習を継続的に見守ることができるため，時間的にも精神的にも十分な余裕をもって指導に当たることが可能となっている。以上のことから，中間報告会の有効性は極めて高い。

なお，このような組織的指導体制の構築は，ともすれば個別教員主体の指導に委ねられてきた伝統的な教育・研究指導方法からの脱却を目指して，従来の研究科を本研究科に統合する以前から，既に長年にわたって行ってきた教育・研究指導方法の改善の試みであり，その結果が徐々に定着してきたものである。

➢シラバスの作成と活用状況

シラバスの作成にあたっては，2007 年度から学部と同様に，標準的なフォーマットを定めて必要な内容を分かりやすく大学院生に伝えることを目指している。作成されたシラバスは，大学のホームページを通じて

前年度の 3 月 10 日頃から公開しており，学生は，履修に先立って講義内容を十分に検討することができる。

➢学生による授業評価の活用状況

本研究科では，定型的なアンケートに基づく授業評価は実施していない。ただし，少人数体制の下で，学生と教員の間のコミュニケーションは円滑に行われており，その内容は授業に反映されている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記のとおり，この項目においては特段の改善は必要ない。

3．2．2．3　国内外との教育研究交流

【現状の説明】

1999 年から武蔵大学，成城大学，上智大学，学習院大学の経済学研究科ないし経営学研究科と本学の経済学研究科・経営学研究科（現在，経済経営研究科）の間で単位互換に関する協定が締結されており，所属大学院生による他大学院の授業の履修を簡便な手続きで認めることとしている。また，2004 年から 2007 年の 3 年間中国の 3 大学（上海交通大学，復旦大学，同済大学）と協定を結び，9 人の留学生を経営学研究科博士前期課程（1 年修了のコース）に受け入れた。

【点検・評価】

➢国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

将来，政策またはビジネスの分野で国際的な活動を主体とする職業に携わる学生を養成するため，時事英語や国際的な時事問題に関する授業，国際的な諸問題を扱うセミナーなどで構成される「国際理解科目」をカリキュラム上に設定している。これにより，受講生が国際感覚を養えるようになっており，国際化への対応としては適切であると言える。

➢国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

教員には学術助成資金（個人研究 70 万円，共同研究 300 万円）や海外派遣研究制度があり，これらを通じて，個々の教員により国際比較研究や教育交流が行われている（6.2 参照）。

また，大学院生には，国内外で開催される学会での発表や参加に対し助成する制度があり，国内では発表・参加とも 2 万円，海外では研究成果の発表を行う場合は 7 万円，参加のみの場合は 2 万円を限度に助成する。利用者は少ないが，この制度により，海外の学会に参加し，交流を深めるきっかけにはなるものと思われる。

➢国内外の大学院との組織的な教育研究交流の状況

国内については，上述のように，学部での交流も長い武蔵大学，成城大学，学習院大学に加え，上智大学を含めた 5 大学の大学院で単位互換を行っている。ただし，その実績は必ずしも満足できるものではない（上記 3.2.2.1 の（2）を参照）。受講生の時間割がうまく合わないと受講できないが，科目選択の自由度を上げる意味でも意義ある制度であり，継続して行うべきである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

5 大学院間の単位互換協定に関しては，協定参加大学院間で，さらに多様な媒体を通じて相互周知を進めていくことが肝要である。

3．2．2．4　学位授与・課程修了の認定

(1) 学位授与

【現状の説明】

2007 年度から経済学研究科と経営学研究科が統合し，経済経営研究科となったばかりである。

このため，2007 年度における学位授与は，博士前期課程における経済・マネジメントコース「社会人プログラム」(社会人 1 年制コース) 所属であった 1 名のみ修士号を取得している。

統合以前の経済学研究科，経営学研究科において 2003 年度から学位を取得した者の数は，次の表に示すとおりである。

表 3.13　経済学研究科

	博士前期課程	博士後期課程
2003 年度	2	1
2004 年度	4	1
2005 年度	3	0
2006 年度	2	0
2007 年度	4	1

表 3.14　経営学研究科

	博士前期課程	博士後期課程
2003 年度	9	0
2004 年度	17	0
2005 年度	13	0
2006 年度	16	1
2007 年度	13	0

【点検・評価】

➢修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

博士前期課程では，1 年制コースを除き，ほとんどすべての学生が 2 年間で論文ないし特定課題研究を作成し，学位を得ている。博士後期課程では，学位の授与は，まだ少ない。博士の学位を得た者も，標準修業年限の 3 年での獲得は稀である。博士の学位については，過去の学位の質との整合性を問題とすることが多く，獲得が難しくなっている。

➢学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

修士の学位の審査にあたっては，中間発表を前年度の 10 月に複数の教員並びに学生の前で行い，批判や助

言を受けている。また，最終審査では，複数の教員による面接を行っている。その結果の是非を研究科委員会で最終的に行っており，透明性，客観性を確保している。

博士の学位は，論文提出の条件として，学会発表や審査が行われている雑誌への投稿の有無など客観的な基準を設け，質の維持を図っている。提出前にも，複数の教員の前で発表を行い，論文内容の質の審査を行う。論文提出後は，審査と最終試験があり，透明性，客観性を確保している。

➢修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性

従来は，特定課題研究に修士論文並みの新規性などを求める教員もおり，また，経済学と経営学ではアプローチの違いがあり，共通化が難しい点も見られたが，特定課題研究は修士論文とは異なることを周知徹底し，特定課題研究の作成について指導内容が一貫するように，2007 年度に特定課題研究の指導法と審査基準のガイドラインを整備し，あわせて特定課題研究の成果の書式をマニュアル化して，大学院生に配布した。これにより，特定課題研究の水準を維持することが可能となった。

また，前項に記載のとおり，教員，学生からの批判や助言を特定課題研究の成果に反映させる機会として設けている中間発表も，学位認定の水準を維持する手段としては有効に機能している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

在籍者が少ない博士後期課程の入学者を確保する方策を検討するとともに，博士の学位授与方針について，さらに議論を深める必要があろう。

（2）課程修了の認定

【現状の説明】

博士前期課程には，経済・マネジメントコースと研究者養成コースがあり，学位取得には 38 単位が必要である。そして，指導教授の研究指導を受けた上で，経済・マネジメントコースは特定課題研究の提出及び最終試験が，研究者養成コースは修士論文の提出及び最終試験が必要になる。なお，経済・マネジメントコースにあっても，高度税務プログラムに属する学生は修士論文を提出する。

履修年限は標準的には 2 年であるが，経済・マネジメントコースでは，長期履修プログラムは 4 年，社会人プログラムは 1 年が標準修業年限となっているプログラムが用意されている。

博士後期課程は，演習科目 8 単位を修得し，かつ，指導教授の研究指導を受けた上で博士論文を提出し，審査と最終試験に合格すると博士の学位を取得できる。

なお，経済・マネジメントコースの一般プログラムの在学者に対しては，本学大学院学則第 13 条第 1 項ただし書の規定に基づき，特に優れた業績を上げた者に対しては，①本人が早期修了を希望していること，②修了に必要な単位をすべて修得し，かつ，必要な研究指導を受けていること，③通算の GPA が 3.8 以上であること，④特定の課題についての研究の成果の審査の結果，合格と判定されていること，⑤特定の課題についての研究の成果が，当該研究分野に関して高度な資質及び能力を示すものと判断されること，のすべての要件を満たす場合に限り，1 年または 1 年半の在学期間をもって早期に修了する制度を導入しており，過去に 2 名の早期修了生を出している。

【点検・評価】

➢標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における，そうした措置の適切性，妥当性

博士前期課程の経済・マネジメントコースには社会人プログラムがあり，1 年が標準修業年限となっている。これは，実務経験が 3 年以上ある人を対象にしたプログラムである。社会経験を積んだ後，さらに高度な職業人になることを目指した人を対象に設けられ，毎年在学者がいるとは限らないが，数名の修了者を出している。修得単位数は標準修業年限である 2 年の学生と同じであるから，非常に密度の濃い研究計画と強い意思が必要であるが，過去の修了者のレベルは高く，適切な制度運用がなされている。

早期修了に関しては，上記の要件の充足を十分に確認した上で修了を認めており，特に問題はない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

博士前期課程では，標準修業年限が 1 年から 4 年までバリエーションがあるプログラムを用意し，提供している。カリキュラムも基幹科目は 6 つのユニットから 8 単位をまとめて修得するよう設計されている。受講する学生にとっては科目数も多く，恵まれたものになっているが，大学院への進学者数が減少すると，受講生が非常に少ない科目も出てくる。このため，過少クラスが今後継続して出てくるようであれば，カリキュラムについて再考の可能性も考えられる。

3．2．3　法学政治学研究科

3．2．3．1　教育課程等

（1）教育課程

【現状の説明】

法学政治学研究科の教育課程は，高度な専門性と豊かな学識を備え，社会及び学界に貢献する優れた研究能力を備えた人材の養成という目的に従って編成されている。

博士前期課程の学生は，2 年以上在学し，30 単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査及び最終試験に合格することで，学位を取得する。履修すべき授業科目は「○○学基本研究」（4 単位），「○○学特殊研究」（2 単位）という主として演習形式の授業であり，履修年限の間に自己の専門に近い科目を組み合わせて 30 単位以上を修得しなければならない。ただし，修士論文提出の条件として，提出年度の前期終了（一般的には 2 年次前期終了）までに 20 単位以上を修得しておかなければならない。

博士前期課程の学生は，法学・政治学の多様な分野の演習への参加を通じて，専攻分野における研究能力や高度な専門性を備えるのみならず，広い視野に立って緻密で深い学識を備えられるよう配慮されている。

博士後期課程の学生については，2001 年度より，12 単位の履修を修了要件としている。それ以外には，指導教授からの指導の下，博士論文執筆のための研究を行うが，指導教授以外の教員からも専門的な指導を受けることができるよう配慮されている。これは，学生が博士論文執筆に必要な法学的・政治学的素養と広い視野を身につけるとともに，研究者として自立した研究活動を行い，高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を具備するようにするための措置でもある。

【点検・評価】

➢大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 99 条，大学院設置基準第 3 条第 1 項，同第 4 条第 1 項との関連

現状において，本研究科の教育課程は，自らの理念・目的，法令との関連において，基本的には適切に運用されていると言えるが，後述するように，博士前期課程・博士後期課程ともに，志願者数の減少と志願者の水準の低下に由来する入学生の減少のため，所期の教育効果を上げ続けるためには，教育手法に関して，一層の工夫が必要となっている。

➢「広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

主として演習形式の密度の濃い授業を通じて行われる本研究科の博士前期課程の教育は，在籍する大学院生の学習・研究能力の急速な向上をもたらしており，修士課程の目的に極めて適合的であると評価できる。課程の 1 年目には，専攻分野のみならず，幅広い分野の授業を受け，2 年目はそれに加えて修士論文の作成に向けて，指導教授の綿密な指導を受ける体制となっている。わずかな例外はあるが，ほとんどの学生は，博士前期課程 2 年間で修士論文を仕上げ，修士号を取得している。

➢「専攻分野について，研究者として自立して研究活動を行い，またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

博士前期課程と同様に，主として演習形式の密度の濃い授業と博士論文執筆のための高度な専門性を備えた指導を通じて行われる本研究科の博士後期課程の教育は，博士課程の目的に適合的であると評価できる。ここでも，学生は専門分野に限定せず，幅広い法律・政治学の授業を受け，複数の教員から指導を受けることが多い。ただ，博士号取得者数を増やすためには，標準修業年限を超えた学生に対しても，より緊密な指導が必要かもしれない。

➢学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と，当該学部の学士課程における教育内容との関係

本学法学部法律学科及び政治学科における学士課程の教育は，それ自体として，幅広い教養と多様な情報の中から本質的に重要な要素を見いだし，判断する能力を養う教育内容を備えている。本研究科では，当然，学部水準の教育内容よりは高度な専門性を養うべく教育を展開している。本研究科に在籍する学生は，必ずしも本学学士課程の卒業生とは限らないため，学士課程と本研究科における教育内容に連続性や高度の関連性を与えているわけではない。他方で，本研究科における教育内容は，法律学や政治学の学士課程を修了した者一般に対して，大きな違和感や無理のない内容から徐々に専門性を高めるよう配慮されており，現状において大きな問題はないと評価できる。

➢修士課程における教育内容と，博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

博士前期課程における教育は，それ自体として研究能力を高め，高度の能力を養うという目的に沿って運用されているという側面と，博士後期課程におけるさらに高度な研究の自律的な展開のための基礎的能力を育成するという側面とを合わせ持っている。博士前期課程から博士後期課程に進学する際には，既に高度な能力を身につけていることを示さなければならないため，前者から後者への移行は円滑に行われている。

➢課程制博士課程における，入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

入学から博士前期課程修了までの教育プロセスは，ほぼ円滑に運用されており，少数の例外を除いて，順調に修士号の取得に至っている。他方，博士後期課程に関しては，在学中に博士号を取得する大学院生は稀である。それは，法学・政治学の研究水準の向上とともに，参照・検討しなければならない先行研究の量が膨大になってきていることや，専門とする領域に関する学識を深め，研鑽を積む必要から留学するために時間を要するなどの事情がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在の本研究科の教育は，それ自体としては概ね良好に行われているが，在学する大学院生の減少に由来する問題と，標準修業年限内に博士号を取得する大学院生の数が少ないという問題がある。前者に関しては別項で論ずる。後者に関しては，指導教授が時宜を得た指導を丁寧に行うとともに，在籍する大学院生に，従来よりも明確な研究計画の策定と，その正確な実施を求める必要がある。

（2）授業形態と単位の関係，単位互換，単位認定等

【現状の説明】

本研究科では，在学する大学院生が少ないこともあり，徹底した少人数教育となっている。授業は演習形式をとることが多く，教員から事前に出された課題を大学院生が読解し，読み取った内容や自らの追加的な調査結果を紹介する。その後，読解内容に関して，教員と受講生相互間での質疑応答や教員からの追加的説明が行われるという展開である。結果的には，受講生間の討議を通じた論理的な思考能力や探求力の育成と，教員からの解説を通じた視野の拡大や問題の掘り下げがバランス良く行われている。

こうした演習形式の授業は，少人数で行うことによって大きな効果を上げ得るが，他方で，受講生が少なすぎると，受講生の負担が大きくなりすぎる場合があるのみならず，多様な見解や観点が検討の対象にならず，期待された教育効果を生まない場合がある。そうした問題を発生させないために，他大学院からの単位互換大学院生を積極的に受け入れるとともに，本研究科の元大学院生や単位互換協定のない大学院の学生との積極的な交流が行われるよう工夫して，総じて，少人数教育のプラスの側面が出るよう工夫している。

【点検・評価】

➢各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における，その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

各授業科目とも，1 コマ 2 時間（90 分），15 週で 2 単位（通年科目は 30 週で 4 単位）を付与しているが，本研究科の授業は主として演習形式であり，大学院生は事前に相当な準備を行っていることから，単位計算方法は妥当である。

➢国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学院設置基準第 15 条）

政治学専攻では，次に掲げる都内の政治学専攻を持つ 6 大学院との間で単位互換を行っている。その際，授業実施大学院における単位認定の方法を採用しているが，同程度の負担に対して同程度の評価が行われており，適切である。

学習院大学大学院政治学研究科
中央大学大学院法学研究科政治学専攻
日本大学大学院法学研究科政治学専攻

法政大学大学院社会科学研究科政治学専攻
明治大学大学院政治経済学研究科政治学専攻
立教大学大学院法学研究科政治学専攻

【将来の改善・改革に向けた方策】

単位互換の制度は，大学院生の専門的な学習意欲を満たす上で重要な役割を果たしており，今後とも，実効性のある運用が必要である。

また，在籍する大学院生の数が少ないという問題については別項で論ずるが，オーバードクターとなっている元大学院生や単位互換制度を採用していない他の大学院の学生との交流をさらに積極的に進めることで，教育上の効果を維持するよう工夫することが考えられる。

(3) 社会人学生，外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

現在，本研究科においては，社会人学生という枠組みは設定されていない。また，外国人留学生に関しては，従来，担当教員が個々の留学生に即して丁寧な対応をとることによって対応しており，研究科として制度化された教育上の配慮は行っていない。

【点検・評価】

➢社会人，外国人留学生に対する教育課程編成，教育研究指導への配慮

社会人，外国人留学生のための特別な教育課程編成は行っていないが，外国人留学生が学位を取得するために必要な教育研究上の配慮は，指導教員及び各専攻科の専攻主任が中心となって，個々の留学生に即した形で行ってきており，適切な教育研究指導がなされている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本研究科所属専任教員より，生涯学習の推進のための特別な入試枠やプログラムの導入に関する提案がなされたことはあるが，現在のところ，費用対効果の問題，本研究科の運営全般の改善との関係づけが明らかではないという問題から，それ以上の検討は行っていない。現在のところ，再度この提案を検討する予定はない。

他方，在籍する大学院生数の減少は深刻な問題でもあり，外国人留学生の積極的な受け入れが，この問題を解決する 1 つの方法と考えられないわけではない。しかし，これについても，従来から個々の留学生に対して行ってきた配慮に匹敵するような制度的対応を行うことは容易ではないので，安易な対応はとるべきではないと考えられる。

社会人学生，外国人留学生については，本研究科全体の運営方法の改善の方策を模索する中で明確な位置づけを得られるよう配慮する必要がある。

3．2．3．2　教育方法等

(1) 教育効果の測定

【現状の説明】

教育効果を測定する方法としては，指導教授による研究指導，論文審査，研究会や学会での発表・質疑応答，大学院紀要『成蹊大学法学政治学研究』への投稿・掲載が挙げられる。博士前期課程においては，研究科の授業科目の単位認定がこれらに付け加えられる。個々の授業科目の単位認定については，その担当者の判断に委ねられている。

法律学専攻においては，在籍者数が少ないこともあり，在学中の指導や教育効果の測定は，圧倒的に関連分野の教員との一対一の関係でなされることが多い。修士論文の審査には 3 名の教員があたり，修士論文の多くは，書き直しを経て大学院紀要に掲載される。

政治学専攻においては，博士前期課程在学中には最低 1 回，修士論文のための研究の途上で，専任教員，在籍する大学院生全員，元大学院生などが参加する「政治学研究会」において，研究成果を報告する義務を負っている。また，博士後期課程在学中の大学院生も，博士論文のための研究成果を，随時，同研究会において報告する義務を負っている。この研究会における報告に先立っては，大学院生の研究の進捗状況に関して，指導教授による精査と緻密な指導が行われている。研究会における報告とも合わせて，教育効果を測定する最適の機会となっている。

【点検・評価】

➢教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

現状の教育・研究指導上の効果を測定するための方法に，大きな問題点はない。ただし，とりわけ，博士後期課程の大学院生が在籍期間中に博士論文の提出が可能となるようにするには，さらに，上記の「政治学研究会」を有効に機能させる必要がある。また，法律学専攻においても専攻全体での研究会を開催するなど，刺激を与え合う環境を作ることが求められるであろう。

➢修士課程，博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況

博士前期課程修了者のうち，博士後期課程に進学しない者は，一般企業，教育，マス・メディアなどの分野に就職したり，様々な国家試験を受験したりしている。博士後期課程修了者や満期退学者の多くは，後述の研究・教育職に就いているほか，アルバイトをしながら研究を継続している。

➢大学教員，研究機関の研究員などへの就職状況と高度専門職への就職状況

博士号取得者が直ちに大学や研究機関の専任職員として就職できる例は少ないが，2007 年度には，本研究科の博士号取得者を本学部法律学科及び本研究科法律学専攻の教員として迎え入れた。多くの場合，博士後期課程修了者は，大学の非常勤講師，任期付きの助教，研究員，客員研究員などを兼職しながら，専任の職を探している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

博士前期課程に関しては，別項で論じている FD 活動などを通じて，大学院生の資質の向上に寄与する工夫を行う必要がある。博士後期課程に関して言えば，一定の教育効果を上げつつも，博士論文の執筆が在籍期

間中に終えられる例は稀であり，その結果として，その後の進路における不安定な状況を生み出す背景となっている。法律学や政治学の分野において，大学その他の研究機関に専任職員として職を得る機会が開かれること自体が多くないため，本研究科独自の努力で進路状況を改善することは困難である。逆に言えば，在籍年限内ないしはそれを大幅に超えない範囲で博士論文を提出し，博士号を取得することが，修了後に安定した職を得るためには不可欠だと言うことになろう。別項でも論じているように，博士論文執筆に向けての研究計画の策定をより緻密にすることを求め，指導教授も，従来より早めのペースで論文の執筆が進行するよう，大学院生に対する指導を強化する必要がある。政治学専攻の大学院生に関しては，そのために，「政治学研究会」が有効に機能するよう工夫していく必要がある。

（2）成績評価法

【現状の説明】

本研究科における成績評価は，各授業科目担当者の判断に委ねられているが，2005 年度から GPA 制度を導入したことに伴い，大学院学則にあるように，上位より S（100～90 点），A（89～80 点），B（79～70 点），C（69～60 点），F（59 点以下）の 5 段階をもって表示し，F を不合格，その他を合格としている。具体的な評価方法としては，基本的には，課題として出されたテキストについての読解と内容紹介，それに関する疑問点や論点の作成，授業中に教員や他の参加者から出された質問に対する応対の適切さ，授業中の討論への参加の程度，随時課されるレポートの内容などの要素を総合的に判断して行われている。出席することは当然であるため，出席は成績評価の際の判断材料とはなっていない。

本研究科における授業は，基本的に少人数の演習形式で行われているため，客観的なアチーブメントテスト形式による成績評価は行っていない。

【点検・評価】

➢学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

学生の資質の向上は，上記のような日常的な講義の中のやりとりを通じて検証されている。大学院入試を通じて基本的な学力の修得を証明している大学院生が，さらに，法学と政治学の分野において，専門的な知識や思考力を獲得していくプロセスは，演習や担当教員との間の高度な対話を通じてでしかあり得ない。そのような能力の水準の向上を検証するためには，個々の授業における対話や課題とされたレポートに示される思考力や総合的判断力の検討が適切であり，それが実際行われている。

また，政治学専攻においては，専門分野に関する高度な研究能力の獲得に関しては，個々の授業においてのみならず，専攻に所属する専任教員及び全大学院生，さらには OB・OG が参加する「政治学研究会」における体系的な研究成果の発表及びそれに関する質疑応答を通じて評価されており，その方法は適切である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

法学や政治学を専門とする大学院生としての資質を向上させていくためには，極めて広い範囲にわたる読書と，テキストに関する読解能力の向上を図る必要がある。現在のところ，個々の大学院生の資質や専門分野，研究対象に配慮したテキストの選定と授業の運用がなされているが，授業を横断して相互調整するなど工夫する余地が残されている。

（3）研究指導等

【現状の説明】

本研究科に所属する大学院生に関しては，指導教授が履修，研究，論文のテーマの設定，論文執筆など，多様な側面にわたる詳細な研究指導を行っている。自律的な研究者としての大学院生の自主的判断を尊重しつつ，細部にわたる指導が可能であるのは，少人数の大学院であるからこそである。

【点検・評価】

➢教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

博士前期課程においても博士後期課程においても，単位の修得から始まって，論文のテーマ設定，必要な資料の収集，論文の実質的な執筆過程など，それぞれの段階に応じた教育・研究指導が適切に行われている。

➢学生に対する履修指導の適切性

大学院生は，指導教授の全般的な指導に基づいて履修を行っており，実質的な効果としても適切に運用されている。

➢指導教員による個別的な研究指導の充実度

指導教授による個別的な研究指導は，多岐にわたっている。単位の修得，外国語の学習，研究テーマの設定，論文の中間発表のための準備と，論文の準備，論文草稿へのコメントなど，各大学院生の研究過程のそれぞれの段階に応じて必要な指導と助言が提供されており，極めて充実している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記のように充実した研究指導にもかかわらず，博士後期課程在学者に関しては，在籍期間中に博士論文の執筆を終了することが極めて困難である。大学院在籍者数の全体的な減少のために，学生相互間の切磋琢磨の機会が減少していることも，その背景をなす一因と考えられるので，本研究科全体の位置づけや構成についての再検討を通じて，博士論文執筆に向けた指導の強化を検討していくべきである。

（4）教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

【現状の説明】

本研究科は法学部の教員組織と基本的に重複するが，法律学専攻，政治学専攻それぞれの専攻主任を中心とするFD活動を行っている。専攻主任は，教育・研究指導を日常的に改善すべく，多様な改善の提案を行っている。他方，専任教員が参加する実質的なFD活動の多くは日常的な授業や研究会のプロセスに組み込まれており，例えば，法務研究科と共同して行われている「ランチョン・ワークショップ」や「政治学研究会」などにおいて，専任教員が自らの研究成果を報告することによって，研究と教育における資質の向上に努めている。

また，政治学専攻においては，随時，複数の教員が演習を合同で開催し，相互の教育・研究指導方法の共有や相互検証を図っている。

【点検・評価】

➢教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（FD)）及びその有効性

上記のように，専攻主任を中心として行われている FD 活動と，日常的な研究・教育プロセスに組み込まれた FD 活動は，有効に機能している。

➢シラバスの作成と活用状況

開講予定科目に関しては, すべてシラバスが作成されており, 大学院生はシラバスの内容を理解した上で, 受講科目を選択している。

なお，シラバスは学部と同じフォーマットで作成され，本学ホームページで前年度の 3 月 10 日頃から公開されている。

➢学生による授業評価の活用状況

在籍する大学院生数が少ないために，統計的処理を含むような授業評価は行っていない。他方，本研究科で行われている授業は，基本的に演習形式を採用しており，個々の大学院生の資質，希望，専門分野，研究対象，研究の進捗状況などを踏まえ，総合的に判断した形でテキストの採用や課題の設定が行われているため，大学院生による授業評価は日常的に授業へとフィードバックされている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現状において，個々の大学院生の希望やニーズに応じた教育は充実した形で展開されているが，大学院生全体の高度な研究能力の体系的な向上のための組織立ったプログラム作りや，教員相互間の教育指導方法や使用しているテキストに関する情報の共有などは不十分であり，今後，法律学専攻，政治学専攻のそれぞれの専攻分野において，情報交換の頻度と密度を引き上げていくことが必要である。また，とりわけ，法科大学院制度導入後の法律学専攻の位置づけに関する議論のみならず，本研究科全体として，大学院教育のあり方に関する本格的検討を行う必要がある。

3．2．3．3　国内外との教育研究交流

【現状の説明】

本研究科における教育・研究交流は，極めて活発に行われている。具体的には，学内の研究助成，本学アジア太平洋研究センターを基盤とした国際交流活動，科学研究費や外部資金を利用した学術活動などを通して，各教員が国内外の研究者との緊密な学術交流を極めて活発に展開している。他方で，これらは基本的に所属教員が個人として参画しているものである。

研究科自体としてではなく，学部を基盤としてではあるが，北京大学国際関係学院との間で学術交流協定が交わされており，毎年，北京ないしは東京において，学術討論会を開催している。また，この討論会とは別に，毎年 2 名程度が 3 週間程度の滞在を可能にする研究者交換プログラムも運用されているが，どちらかというと, 北京大学からの受け入れ回数の方が多く, 本学から北京大学に出向いて滞在研究する例は少ない。

【点検・評価】

➢国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

国際化と国際交流に関しては，本研究科という組織としては，基本方針をもって臨んでいるわけではないが，研究科所属専任教員の取り組みは活発である。国内外で開催される法律学，政治学関係の国際学会や国際シンポジウムなどに参加し，報告する事例は非常に多い。また，外国の大学での講義や講演の依頼を受ける教員もいる。

制度的基盤を持つ国際研究交流としては，当面，学部を主体として行われている北京大学国際関係学院との交流がすべてであり，今後は，本研究科のあり方全般との関係で，国際交流の組織化を検討していかなければならない。

➢国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

上記の北京大学との研究交流以外に制度化された国際的な交流の措置はとられておらず，今後，本研究科が国際的な学術発信地として機能していくためには，その他のプログラムの整備も検討されなければならないであろう。

➢国内外の大学院との組織的な教育研究交流の状況

別項で論じたように，政治学専攻に関しては，都内 6 大学院との間で単位互換協定がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本研究科では，各教員が世界水準の研究を展開することを前提としており，各教員が国内外の研究者との学術交流を極めて活発に展開している一方で，研究科全体としての研究交流に関する基本方針を備えていない。長期にわたる制度的な交流計画を策定するのは容易ではないが，戦略的な国際交流プログラムの可能性について検討する余地はあるだろう。

他方，本学に限らず，国内において法学部を基盤として存在している法学研究科や法学政治学研究科は，いずれも研究者養成機関として存続していくために必要なだけの志願者を得ているとは言い難い。そうした状況を改善するためにも，都内私学やその他の大学との研究・教育面での交流を深める措置を，多様な形で模索していくべきである。

3．2．3．4　学位授与・課程修了の認定

(1) 学位授与

【現状の説明】

学位論文の審査及び最終試験は，修士論文については，原則として指導教授を含む 3 名の研究科所属専任教員からなる審査委員会が行い，その結果については，研究科委員会に報告される。博士論文については，原則として指導教授及び他専攻の専任教授 1 名を含む 4 名以上の研究科所属専任教授からなる審査委員会が行い，その結果が研究科委員会に報告され，投票による認定を経て，学位授与が決定される。

【点検・評価】

➢修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

2002 年度から 2007 年度における学位授与の実績は，以下のとおりである。

表 3.15　学位授与の実績

	博士前期課程（修士号）		博士後期課程（博士号）	
	法律学専攻	政治学専攻	法律学専攻	政治学専攻
2002年度	3	1	0	0
2003年度	5	1	1	1
2004年度	3	1	0	0
2005年度	2	4	0	0
2006年度	1	2	1	0
2007年度	1	2	0	0

学位授与方針・基準は，法学政治学研究科規則に規定されているとおりであり，博士前期課程に関しては，「法律学または政治学の分野において，社会及び学界に貢献する優れた研究活動を行っていくための研究能力の育成及び基礎的な知識の修得を目的とする」とあり，修士号の授与にあたってはこの条件を満たさなければならない。博士後期課程に関しては，「法律学または政治学の分野において，社会及び学界に貢献する優れた研究・開発能力を持つ研究者等を養成することを目的とする」とあり，博士号の授与はこの要件を満たすことが必要である。いずれも適切に運用されている。

➢学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

学位審査に先立っては，中間報告会が開かれ，博士論文の内容についての議論やアドバイスが提供される。ここで，博士論文の内容や進展具合についての情報が研究科教員に共有されることになる。

学位審査の透明性・客観性を高めるために，審査委員会の審査結果は研究科委員会に報告されており，当然ながら，研究科委員会構成員は，審査内容及び審査過程に関する質問を発することができ，博士論文の審査にあたっては投票によっている。さらに，審査委員会による審査結果は，大学院紀要『成蹊大学法学政治学研究』に公表されている。

➢修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性

本研究科では，修士論文に代替できる特定課題研究による学位認定を行っていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

修士号の認定に関しては，修士論文の水準，修了者の学力とも概ね適切に運用されているが，博士後期課程において，標準修業年限内に博士論文を執筆し，博士号を取得するためには，修士論文執筆時点での水準をさらに高める必要があるであろう。

（2）課程修了の認定

【現状の説明】

博士前期課程に関しては，法学政治学研究科規則に定めるとおり，博士前期課程に 2 年以上在学し，30 単

位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査及び最終試験に合格する必要がある。

博士後期課程に関しては，博士後期課程に 3 年以上在学し，12 単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格する必要がある。

【点検・評価】

➢標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における，そうした措置の適切性，妥当性

本研究科においては，標準修業年限未満での修了を認めていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

最も重要な課題は，博士論文の執筆と博士号の授与を，在学年限内に終了させるように計画的な研究と論文執筆が行われるような指導体制を作り出していくことである。実際上は，別項でも論じたように，博士号を与えるに足る研究業績を生み出すためには，一定期間以上の研究が不可欠であり，博士後期課程の在学年限である 6 年以内に博士論文を執筆するのは非常に困難である。しかし，博士後期課程進学者に対しては，当初から，早期の論文執筆が必要であることを繰り返し強調し，これまでよりも緻密な研究計画の策定とその厳格な実施を求めるなどの措置を講ずる必要がある。

3．2．4　文学研究科

3．2．4．1　教育課程等

（1）教育課程

【現状の説明】

文学研究科は，2004 年度から現在の新しい体制になっている。先進的な研究を担うことのできる研究者を養成する組織としての役割そのものには変更はないが，時代や社会の変貌に伴い，特に博士前期課程（いわゆる修士課程）には新たな役割が期待されるようになってきていることを踏まえ，以下のような 3 点を柱として改革を行った。

① コース制の採用。従来型の＜研究コース＞のほかに，新たな役割を担うものとして＜総合コース＞，それに英米文学専攻には＜英語教育コース＞を設けた。

② カリキュラムの改定。それぞれのコースに対応できるよう大幅な改定を行った。

③ 長期履修制度の導入。働きながら大学院で学ぼうとする社会人などのために，通常の 2 年間ではなく，4 年間で博士前期課程を修了する制度を導入した。

博士後期課程は，以上のような博士前期課程の改革を基盤として，さらに高度な最先端の学問研究を目指すもので，英米文学専攻，日本文学専攻，社会文化論専攻の 3 専攻について，自立した研究者を志すもののための課程として位置づけられている。

博士前期課程における修了所要単位は，研究コースについては，従来どおり各専攻が求める講義科目と指導教授による論文演習の履修をあわせた 30 単位である。一方，総合コース及び英語教育コースについては，研究コースの「論文演習」に代わるものとして，課題研究科目（英米文学専攻ではチュートリアル科目）が新たに導入され，講義科目とあわせて 34 単位の履修が義務づけられることになった。総合コース及び英語教

育コースの修了時には，修士論文の代わりに特定課題研究の成果を提出することになる。以上のような改革を踏まえた本研究科の現状は，以下のとおりである。

英米文学専攻博士前期課程の研究コースは，イギリス文学，アメリカ文学，英語学，英語教育の各分野において，創造性豊かな研究活動を行っていくために必要となる専門的知識の修得と研究能力の涵養を目的とするもので，主に博士後期課程へ進学する可能性を考えている学生を対象としている。総合コースは，前述の 4 分野について，広い専門的知識と知的素養を備えた人材の養成を目的としている。また，英語教育コースは，英語教育に関する高度な理論と方法並びに授業実践に結びつく専門的知識を有する優れた英語教員の養成を目的としたものである。最近では，英語教育に対する関心の高まりを反映して，研究コース，総合コースいずれについても英語教育を研究対象とする学生が増えている。英米文学専攻においては，大学院ではそれぞれの専門分野に特化した形での授業科目と並行して英米文学研究の基盤となるものも必要と考え，「コア・カリキュラム」という科目を設けている。異なる分野の学生が一緒に専門分野以外の基盤的授業に触れることにより，大学院生各自の研究対象が一層明確になるという効果も出ている。

日本文学専攻は，博士前期課程においては，優れた研究活動を行うための研究能力の養成を目的とした研究コースと日本語・日本文学領域の専門知識を備えた高度の専門職業人養成を目的とした総合コースの 2 コースを持つ。また，博士後期課程においては，博士前期課程よりもさらに高度な研究能力の涵養を図ることを目的とする。博士前期課程においては，共通講義において基礎知識の拡充が図られ，研究・演習科目において研究手法が身につけられるよう少人数による訓練が行われる。また，研究コース履修生は「論文演習」を，総合コース履修生は「課題研究」を通して各人の研究テーマに合わせた論文作成指導が行われている。博士後期課程においては，特殊研究科目において研究手法一般の研鑽が行われ，「論文演習」においては，博士論文執筆に向けての個別指導が行われている。なお，2008 年度より博士後期課程に特殊講義が導入され，講義形式によりその分野の最先端の知識を身につけられるようになった。

社会文化論専攻における博士前期課程では，研究コースは歴史学，文化人類学，地域研究，比較文化研究，社会学，コミュニケーション研究等の研究領域で優れた研究活動を行っていくのに必要な専門的知識の修得を主目的とし，同時に学際的な広い視野の涵養も目的としている。原則として，博士後期課程へ進学する者を対象としている。総合コースは上記研究領域において，専門知識を実践的活動へ導く能力を有する高度な職業人及び広い知的素養を備えた社会人の養成を目的としている。いずれのコースにおいても，教育職員免許状の取得を望む者に対しては，所要単位を修得することによって，社会（中学）及び地歴公民（高校）の教諭専修免許状が授与されるよう配慮されている。博士後期課程は上記研究領域において，創造性豊かな優れた研究・開発能力を有する研究者を養成することを目的としている。

コース制が導入された 2004 年度から 2008 年度までの博士前期課程入学者数のコース別内訳は，以下のとおりである。

表 3.16　博士前期課程入学者数

		研究コース	総合コース	英語教育コース
2004年度	英米文学専攻	1	0	2
	日本文学専攻	1	1	0
	社会文化論専攻	3	5	0
2005年度	英米文学専攻	3	0	0
	日本文学専攻	4	2	0
	社会文化論専攻	2	0	0
2006年度	英米文学専攻	2	0	3
	日本文学専攻	2	2	0
	社会文化論専攻	2	6	0
2007年度	英米文学専攻	1	1	1
	日本文学専攻	0	1	0
	社会文化論専攻	3	3	0
2008年度	英米文学専攻	0	0	0
	日本文学専攻	2	0	0
	社会文化論専攻	0	2	0

上記のデータからも，総合コース，英語教育コースは大学院進学希望者のニーズに応えるものになっていると考えてよいであろう。なお，長期履修制度については，2004 年度に社会文化論専攻の総合コースに入学した学生が 1 名利用している。

【点検・評価】

➢大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 99 条，大学院設置基準第 3 条第 1 項，同第 4 条第 1 項との関連

本研究科は，学校教育法第 99 条の定めるところにより，「学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥をきわめ，文化の進展に寄与する」ことを目的としている。この目的に照らして，高度に専門的な知識・判断力を持ち，自立した研究活動を行う研究者の養成と，広い視野に立って柔軟な認識力・指導力を持った専門的職業人の養成を目指すとともに，開かれた大学院として，生涯教育・社会人教育の考え方を積極的に取り込んでいる。また，外国人留学生の受け入れについても前向きに対応しながら，社会の多方面で活躍し得る人材の養成に努めている。

博士前期課程では，大学院設置基準第 3 条第 1 項に基づいて，「広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業などに必要な能力を養う」ことを実現し，また，博士後期課程では，同基準第 4 条第 1 項に基づいて，「専攻分野について，研究者として自立して研究活動を行い，またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」ことを実現することを目指し，英米文学専攻，日本文学専攻，社会文化論専攻の 3 専攻とも，博士前期課程では研究コースで 30 単位以上，総合コース及び英語教育コースで 34 単位以上，博士後期課程では 16 単位以上の修得を義務づけている。

特に，各専攻とも，研究コースでは指導教授による「論文演習」を，また，総合コース及び英語教育コースでは「課題研究（英米文学専攻においてはチュートリアル）」を必修とし，博士前期課程では各年次 4 単位の計 8 単位，博士後期課程では各年次 4 単位の計 12 単位の修得を定め，大学院生それぞれの研究テーマに沿ったきめ細かなカリキュラムを保証し，専門的研究能力の涵養に努めている。

➢「広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

2004 年度から導入されたコース制に基づく新体制により，広い視野と高度の専門性という 2 つの点を軸とした修士課程の目的については，その達成に向けて大きく前進し始めたと言ってよいであろう。大学院に進

学してさらに勉強を続けたいと考えている学部生の中には，自分が研究者に向いているかどうかはっきりしないと考える場合もあるが，新たな枠組みでは，総合コースから研究コースへの変更も可能であるため，大学院の授業を受けながら，じっくりと自分を見つめることもできるようになった。実際にこのようなケースも見受けられることから，本研究科の博士前期課程は，修士課程が目指す目的に十分対応できる体制になっていると言えよう。

➢「専攻分野について，研究者として自立して研究活動を行い，またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

博士前期課程に研究コース・総合コース・英語教育コースを設けたことにより，博士後期課程に対する大学院生の意識が明確になったことは大きな成果と言えよう。本研究科においては，1998 年度に 3 専攻すべてに博士後期課程が完備されて以来，研究指導の面では，大学院生個々人の研究テーマにきめ細かく対応しながら，同時に狭い専門性に偏ることのないように配慮し，本研究科博士後期課程の理念と目的を実現するための適切な指導がなされてきている。このようなきめ細かな指導が，研究に対する強い意識を持った大学院生の中に浸透してきていると見てよいであろう。

➢学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と，当該学部の学士課程における教育内容との関係

3 専攻すべてに博士後期課程が完備されて以来，それ以前はややもすると学部の附属的存在であった本研究科は，その組織を質・量ともに充実させるために，カリキュラムや教員授業担当資格など様々な面で学部教育との分離を図ってきた。もちろん，分離とはいっても，学部との関係を断ち切るという意味ではないことは言うまでもないことである。博士後期課程が完備したことで，学部・博士前期課程・博士後期課程の理念や目的がはっきりしたことは，それぞれのカリキュラムを組む際の大きな基盤となっている。本研究科においては，学部における基礎教育とそれを土台とした学部専門教育，さらにはその教育課程を踏まえた博士前期課程と博士後期課程の間で十分な連携が図られていると言ってよいであろう。本研究科は 2004 年度に新体制になったが，その際，学部 4 年次生については，科目等履修生として大学院の授業を 4 単位まで履修できるようにした。この制度を利用して 4 年次生の時に大学院の興味のある授業を履修した場合は，その単位は大学院進学後に修了に必要な単位として認定されるようになった。この制度を利用する学部生も実際におり，学部と大学院の連携という点から見ると大きな前進と言いえよう。この制度を利用して実際に大学院に進学してきた学生のモチベーションにはやはり高いものがあり，大学院の活性化にとっても重要な役割を果たしている。

英米文学専攻，日本文学専攻は，本学部の英米文学科，日本文学科に基礎を置いているが，社会文化論専攻の場合は，本学部の国際文化学科と現代社会学科の教育に対応している。社会文化論専攻では，研究科の研究領域のうち，歴史学，文化人類学，地域研究，比較文化研究は文学部の国際文化学科の教育内容の発展であり，社会学，コミュニケーション研究は同じく現代社会学科の教育内容の発展である。社会文化論専攻の教員は上記 2 学科のいずれかに所属しているため，学士課程の教育内容と研究科の教育内容とは連続性が保証されており，また，両学科にまたがる学際性にバックアップされた研究領域間の連携と専門性の発展は，研究科教育において適切に実現されている。

➢修士課程における教育内容と，博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

博士前期課程にコース制を敷いたことで，修士課程の教育内容については明確化が図られることになった。それに呼応するように，研究者を目指す博士後期課程の大学院生に対する教育内容についても，従来にもま

して明確な目標ができたと言える。最近の学問研究の傾向を考えた場合，そこには専門性の深化とともに広域化という傾向がみられる。この広域化は単に基礎力の充実や視野の広さというものではなく，関連する他の領域との協力を通して，積極的にその成果を取り入れ，より説得力のある説明を提示しようとするものである。現在の本研究科博士前期課程と博士後期課程は，このような点にも十分留意しながら授業計画や大学院生指導を行っている。

➢課程制博士課程における，入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

大学院生の研究テーマは，個々人によって狭く絞られるのが普通だが，その狭い研究テーマも，広い見通しがなければ追求は不可能である。入学試験は，これから大学院に進もうとする学生が，どれだけ必要な広い視野を有するかを試し，また，学生に自覚させる関門である。

本研究科は入学試験をより有効なものにするために，試験においては課題に対するプレゼンテーションや研究計画に対する質疑応答に時間を多く割くようにしている。言わば大学院版 AO 入試であるが，このような要素を入学試験に取り入れることで，大学院における研究に対する学生の意識をより確かなものにすることにつながっている。

入学すると，入学式直後に研究科オリエンテーション，続いて各専攻のオリエンテーションが開かれ，履修についての指導が行われる。大学院生は，学生同士が協力し，切磋琢磨することが学部以上に必要になることから，オリエンテーションの後には教員と学生を交えた懇親会が開かれ，その後に大学院生会の会合も頻繁に開かれる。

授業については，講義や演習のほか，論文指導が義務づけられ，指導教授によるきめ細かな個別指導が行われている。そのほか，単位互換協定によって，他大学院の授業を受ける機会も与えられ，学生の研究テーマに沿って十分なケアが施されるよう配慮されている。授業以外にも，専攻ごとに研究発表会等が開かれ，論文作成の成果，中間的な過程などを発表し，指導教授とともに，関係教員，他の大学院生からの批評も受け，さらなる研究の深化，発展につなげている。

研究成果を発表する研究誌としては，『成蹊人文研究』（成蹊大学大学院文学研究科発行），『成蹊英語英文学研究』，『成蹊國文』（どちらも成蹊大学文学部学会発行）があり，指導教授による指導を受けた上で作成した論文を発表し，学内外の評価を問うている。

このようなプロセスを経て，博士前期課程にあっては修士論文（研究コース）または特定課題研究の成果（総合コース及び英語教育コース）を，博士後期課程にあっては博士論文を作成し，学生それぞれが求める学位の取得につなげている。修士論文，特定課題研究の成果及び博士論文の作成にあたっては，指導教授による直接指導となる論文演習，課題研究，チュートリアルが果たす役割が大きなウエイトを占めることは言うまでもないことではあるが，本研究科では，論文演習，課題研究，チュートリアルを中心にしながらも，関連する講義や様々な活動を通して論文作成に必要なアドバイスが受けられる体制になっている。

博士論文の審査を希望する者は，事前に予備論文を提出する。それを受けて，専任教員 3 名以上による予備審査グループを設け，受理の適否を審査する。適当と判定された場合，提出者は改めて博士論文提出の手続きをする。博士論文の提出を受けて，主査 1 名を含む審査委員会が設けられる。審査委員会は論文の提出日から 1 年以内に審査及び最終試験等を行って，研究科委員会に結果を報告する。論文の内容によっては他大学あるいは他の研究機関の専門家を審査委員会に加える場合もある。審査のポイントとして，そのまま学術専門書として刊行できるレベルが要求されている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

以上のような体制にもかかわらず，博士の学位取得者がなかなか増えないという状況に大きな変化は見られない。ますます高度化する学問研究の発展に対応するためにも，さらにきめ細かな指導が求められることになろう。また，大学院生の就職に関する社会状況を反映してか，最近は本研究科博士前期課程に応募してくる学部生の数の減少が顕著である。この問題については，本研究科委員会の中にワーキンググループを立ち上げて善後策の検討に入ったところである。博士後期課程に関しても同様で，研究者養成としての本研究科の責任を果たすためにも，こちらについても更なる検討が必要となっている。

内外の学会や研究会において，本研究科の学生が発表を行うことも着実に増えていることも確かである。教育，研究指導の成果は，地味ではあっても着実に上がってきていると考えてもよいであろう。この線をさらに推し進めるためにも，学会での発表については，指導教授の指導の下で積極的に対応することが今後も必要となろう。

専攻別に見てみると，英米文学専攻では，英語教育コースを設けたことに伴い，現場の教員が更なる研鑽を求めて本研究科に入学してくるなどの変化が見られたことは大きな成果であろう。一方で，優秀な学部生を大学院の教育につなげていくためにも，学部カリキュラムと本研究科のカリキュラムに有機的な連携を図ることは，今後も検討していかなければならない課題である。さらに，「専門性」と「広域性」に対応するためにも，他分野との学際的連携，本学以外の研究機関との積極的な交流を推し進める必要がある。

日本文学専攻では，教育課程については，研究手法の修得，基礎知識の両面において概ね効果を上げており，特に博士後期課程が関連する特殊講義を通して隣接分野の知識を吸収することができるようになったことは，大きな改善点ではある。この点を踏まえれば，他の学問領域に関心を示す学生が多く見られる総合コースについても，他専攻や他研究科と協力体制を持てるようにすることが今後は必要となろう。

社会文化論専攻では，大学院生の研究テーマや研究領域によっては，通常の授業よりも短期的な集中講義の方がよい場合もある。より教育効果を上げるためにも，集中講義を適宜導入できるよう工夫する必要があろう。また，「専門性」と「広域性・学際性」に対応するためには，他専攻や他研究科，さらには学外の研究機関との積極的な交流をさらに推し進めることが必要となっている。また，既に受け入れ経験のある学外からの日本学術振興会特別研究員などの客員研究員や国外からの客員教員との交流・連携も，これまで以上に強化する必要がある。あわせて，博士後期課程における専門教育の充実と博士号授与のためにも，博士論文指導資格を有する教員の数を増やしていく必要があろう。

（2）授業形態と単位の関係，単位互換，単位認定等

【現状の説明】

本研究科では,3 専攻とも 2004 年度から博士前期課程にコース制を敷いている。博士前期課程においては，従来型の研究コースでは，講義科目と必修の論文演習をあわせて 30 単位以上，新しくできた総合コース，英語教育コースでは，講義科目と必修の課題研究（英米文学専攻はチュートリアル）をあわせて 34 単位以上を修得しなければならない。ただし，所属専攻以外の専攻または他大学の大学院若しくは外国の大学の授業科目を 10 単位以内に限り，修了所要単位の 30 単位の中に含めることができる。また，博士後期課程においては，講義科目と必修の論文演習をあわせて 16 単位以上を修得しなければならない。ただし，研究科委員会が教育上有益と認める場合は，その所属専攻以外の専攻または他大学の大学院若しくは外国の大学院の授業科目も履修することができる。

履修科目の認定は，当該科目の担当教員が，出席時間数や試験または研究報告の結果を考慮して，S，A，B，

C，F の 5 段階で評価を出している。

【点検・評価】

➢各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における，その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

英米文学専攻では，博士前期課程に［研究科目］として「イギリス文学研究」,「アメリカ文学研究」,「英語学研究」,「英語教育研究」,［演習科目］として「イギリス文学演習」,「アメリカ文学演習」,「英語学演習」,「英語教育演習」,［共通科目］として「Thesis Writing」,「コア・カリキュラム」，それに「論文演習」または「チュートリアル」が配置されている。研究科目，演習科目は従来型の科目であるが，新しい形の科目として「コア・カリキュラム」が導入された。これは，英米文学専攻の学生が共通に持って欲しい知識を，イギリス文学，アメリカ文学，英語学，英語教育の 4 分野について取り上げ，基礎的な面に光を当てながら学ばせるもので，各自の専門分野との関係でもよい効果をもたらしている。単位については，研究科目，コア・カリキュラムは半期 2 単位,「演習」,「論文演習」,「チュートリアル」については通年 4 単位となっている。博士後期課程は,「イギリス文学特殊研究」,「アメリカ文学特殊研究」,「英語学特殊研究」,「英語教育特殊研究」，それに必修の「論文演習」からなり，すべて通年 4 単位となっている。

日本文学専攻では，博士前期課程に［共通講義科目］として「古典文学共通講義」,「近代文学共通講義」,「日本語学共通講義」,「文献資料共通講義」,［個別研究科目］として「上代文学研究」,「上代文学演習」,「中古文学研究」,「中古文学演習」,「中世文学研究」,「中世文学演習」,「近世文学研究」,「近世文学演習」,「近代文学研究」,「近代文学演習」,「日本語学研究」,「日本語学演習」，それに「論文演習」または「課題研究」が配置されている。共通講義については半期 2 単位，個別研究科目については通年 4 単位，論文演習・課題研究は通年 4 単位となっている。また，博士後期課程では,「古典文学特殊講義」,「近代文学特殊講義」,「日本語学特殊講義」,「文献資料特殊講義」,「上代文学特殊研究」,「中古文学特殊研究」,「中世文学特殊研究」,「近世文学特殊研究」,「近代文学特殊研究」,「日本語学特殊研究」，それに必修の「論文演習」が配置されている。特殊講義については半期 2 単位，特殊研究については通年 4 単位，論文演習については通年 4 単位である。

社会文化論専攻では，博士前期課程に［一般研究科目］として「欧米文化研究」,「文化人類学研究」,「歴史研究」,「女性史・ジェンダー研究」,「社会学研究」,「メディア・コミュニケーション研究」,「地域福祉・NPO 研究」,［特殊研究科目］として「欧米文化演習」,「文化人類学演習」,「歴史演習」,「女性史・ジェンダー演習」,「社会学演習」,「メディア・コミュニケーション演習」,「地域福祉・NPO 演習」，それに必修の「論文演習」または「課題研究」を配置している。［一般研究科目］は半期 2 単位,［特殊研究科目］は通年 4 単位,「論文演習」及び「課題研究」は通年 4 単位となっている。また，博士後期課程では,「欧米文化特殊研究」,「文化人類学特殊研究」,「歴史特殊研究」,「社会学特殊研究」,「メディア・コミュニケーション特殊研究」，それに必修の「論文演習」が配置されている。すべて通年 4 単位である。

なお，本研究科では，通常の授業科目のほかに，博士前期課程に学際科目として半期 2 単位の「学際分野特殊研究」を配置している。これは，本学大学院各研究科の学生が共通に履修できるもので,「知の創出」,「データの科学」,「知的財産と経営」,「科学の考え方」等のテーマによる魅力的な授業科目となっている。

以上，各専攻の授業科目と単位について見てきたが，授業内容・履修形態及び単位計算の方法等については，概ね妥当なものと言える。

➢国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学院設置基準第 15 条）

本研究科の単位互換に関する協定は，歴史的に見れば研究科全体として，最初に武蔵大学大学院人文科学

研究科（1974 年），次いで成城大学大学院文学研究科（1988 年），そして最近では東京女子大学大学院文学研究科及び現代文化研究科（2004 年）と協定を結んだ。そのほかに，各専攻単位で協定を結んでいる場合もあり，その現状は以下のとおりとなっている。

① 本研究科としての単位互換協定校

武蔵大学大学院人文科学研究科
成城大学文学研究科
東京女子大学大学院文学研究科及び現代文化研究科

② 専攻単位の単位互換協定校

1）日本文学専攻

青山学院大学文学研究科日本文学・日本語専攻
実践女子大学大学院文学研究科国文学専攻
中央大学大学院文学研究科国文学専攻

2）社会文化論専攻

茨城大学大学院人文科学研究科
大妻女子大学大学院人間関係学研究科社会学専攻
駒澤大学大学院人文科学研究科社会学専攻
埼玉大学大学院文化科学研究科
淑徳大学大学院総合福祉研究科社会学専攻
上智大学大学院文学研究科新聞学専攻
専修大学大学院文学研究科社会学専攻
創価大学大学院文学研究科社会学専攻
千葉大学大学院文学研究科人文科学専攻，人文社会科学研究科公共研究専攻・総合文化研究専攻
中央大学大学院文学研究科社会学専攻・社会情報学専攻
都留文科大学大学院文学研究科社会学地域社会研究専攻
東京外国語大学大学院地域文化研究科
東京国際大学大学院社会学研究科応用社会学専攻
東洋大学大学院社会学研究科・福祉社会デザイン研究科福祉社会システム専攻
常盤大学大学院人間科学研究科
日本女子大学大学院人間社会研究科現代社会論専攻
法政大学大学院社会学研究科社会学専攻
武蔵大学大学院人文科学研究科社会学専攻
明治学院大学大学院社会学研究科社会学専攻
明治大学大学院政治経済学研究科政治学専攻・文学研究科臨床人間学専攻
立教大学大学院社会学研究科社会学専攻
立正大学大学院文学研究科社会学専攻
流通経済大学大学院社会学研究科社会学専攻

本研究科が受け入れた前回自己点検・報告以降の他大学大学院生（特別聴講学生）の実績は，次のとおりである。

2003 年度：日本文学専攻（5 名），社会文化論専攻（2 名）

2004 年度：日本文学専攻（3 名），社会文化論専攻（1 名）
2005 年度：日本文学専攻（3 名）
2006 年度：日本学専攻（1 名）
2007 年度：日本文学専攻（2 名），社会文化論専攻（1 名）
2008 年度：社会文化論専攻（1 名）

また，他大学大学院への本研究科大学院生の派遣実績は，次のとおりである。

2003 年度：日本文学専攻（3 名）
2004 年度：日本文学専攻（1 名）
2005 年度：日本文学専攻（1 名）
2006 年度：日本学専攻（1 名）
2007 年度：日本文学専攻（1 名），社会文化論専攻（1 名）
2008 年度：なし

【将来の改善・改革に向けた方策】

単位互換に関しては，着々とその実を上げているとみてよいであろう。現在においても，さらなる単位互換校の開拓を検討中である。単位互換校の授業内容等については指導教授からも，学生の研究テーマに沿ったものを紹介するなどして，この制度をより活性化させていくことが必要となろう。既に協定を結んで他大学院研究科との間で緊密な連携を取りながら，学生の指導態勢を整えることも重要な課題である。また，研究科全体とは別に，各専攻でさらに積極的に単位互換校を開拓することも必要となろう。他大学院の教員や学生との交流は，授業を受ける学生ばかりでなく，本研究科で指導にあたる教員にとっても，研究，教育の両面で大いに刺激になると思われる。

（3）社会人学生，外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

本研究科には，社会人経験を経て入学した学生や外国人留学生が毎年度一定数在籍しているが，定職につきながら学ぶという意味での社会人学生は，博士後期課程を除きほとんどいない。博士前期課程を 4 年間で修了する長期履修制度による入学者も，多くは高齢者である。

なお，入学試験では，社会人及び留学生については試験方法を変えるなどの配慮をしている。

【点検・評価】

➢社会人，外国人留学生に対する教育課程編成，教育研究指導への配慮

現在，社会人，外国人留学生に関してカリキュラム上の配慮を制度化してはいない。

2004 年度から実施している博士前期課程のコース制及び長期履修制度は，現役の社会人をも視野に入れたものではあったが，実際には本研究科の授業がすべて平日の日中に行われていること，修士論文または特定課題研究の成果提出資格として一定の修得単位が求められていることなどから，社会人と学生とを完全に両立させることは困難である。

外国人留学生については，そもそも本研究科の在学生数が少ないことから，個別の状況に応じた指導が可能であり，大学として実施している留学生対象の授業料減免措置などの奨学制度ともあいまって，学位取得まで懇切な指導が行われている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上述のように，本研究科の教育課程は，いまだ純粋な意味では社会人を受け入れられるものにはなっていないが，コース制及び長期履修制度の導入により，退職した中高年層を含む社会人の志願者を増やす結果につながっていることは確かであり，今後も可能な範囲でカリキュラムと制度を見直す努力は続けたい。

一方，日本の文化・社会を研究領域としてカバーする本研究科では，外国人留学生はほぼ毎年度志願者の中に含まれているので，これまで以上に魅力ある指導実績を積み重ねていくことが必要である。

3．2．4．2　教育方法等

(1) 教育効果の測定

【現状の説明】

本研究科では，今回の点検評価対象期間中，博士前期課程で研究コース，総合コース，英語教育コース（英米文学専攻のみ）の 3 つのコースを導入し，専門研究者を志望しない者をも対象に含めた指導体制を整えた。この結果，教員志望者，独自のテーマを追究したい中高年層，社会活動を実践しながら当該活動の理論的裏づけを学びたい者など，様々なタイプの大学院生が在籍するようになっている。したがって，彼ら，彼女らが大学院に求める教育も当然多様であり，教育効果を厳密に測定するには，こうした多様なニーズに本研究科の教育研究体制が対応できているか，個別のタイプごとに検討が必要になると考えられる。

しかし，本稿執筆時点ではまだ新体制導入から日が浅く，大学院生の在籍者数も限られているため，ここでは大学院としての全体的状況を整理・検討したい。

本研究科では，各期末における授業成績の評価，学位論文の執筆と審査に加えて，教育研究上の効果を大学院生が実感できる仕組みを各所で設けている。各研究科では個別の論文指導演習のほか，大学院生全体の研究発表会を定期的に開催し，ここに教員も出席して批判や助言を行っている。研究テーマによっては大学院担当でない教員など研究科の外部者も参加し，小所帯ながら可能な限り幅広い視野で学生の研究を評価検討できるよう工夫している。通常の授業においては，少人数演習形式の長所を生かし，個々の学生の能力とニーズに合った目標を設定して，その到達に向けた指導を行っている。また，学内の紀要への投稿を奨励することはもちろん，学会や他大学院でも研究発表を積極的に行うよう大学院生を指導している。

【点検・評価】

➢教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

大学院の教育・研究は，効果が判明するまでに時間がかかるなどの問題もあり，学部での教育効果に比べ，全般的に測定は困難と言わざるを得ない。ただ，大学院生もファカルティも少人数の本研究科においては，教員が個々の学生に寄り添って，授業・研究発表・論文執筆などの指導をきめ細かく行うことで，教員とのインターフェースにおいては実質的に個別ニーズに合った教育効果が上げられており，学生自身もその効果を自然に実感できているのではないかと考えられる。

問題があるとすればむしろ，大規模な大学院では既定条件となっているところの，大学院生同士の切磋琢磨が環境的に実現しにくく，その面での教育効果を学生が実感しにくいことであると言えよう。大学院の教育研究においては，研究テーマや問題意識を共有し，討論を交わす仲間の存在が，しばしば公式カリキュラムに匹敵する，あるいはそれ以上の教育効果を生みだしており，通常の授業や論文指導での学習成果も他の

学生とのコミュニケーションの中で実感されることが多い。しかしながら，本研究科では，大学院生の全体数の少なさに加え，最近では学生の間の能力・関心の差も開いてきており，切磋琢磨する仲間の輪が拡がりにくくなっているのが現状である。ただしその一方，学生の中で社会経験者の割合が相対的に増えた結果，年長の学生が現役世代の学生を励まし助言する場面も目立ってきている。今後こうした学生同士の新しい関係が，これまでとは違った形での教育効果を生みだすことを期待したい。

➢修士課程，博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況

前回の自己点検・評価作業においては，修了生の進路がなかなか決まらないこと，大学院生の進路を事務側が把握しきれていないことが反省点となっていた。本報告での検討対象期間においても状況は大きく好転してはいないが，博士前期課程の大学院生で課程修了後就職を希望していた者は，多くの場合一般企業への就職を実現している。背景には，キャリア支援センターにおける大学院生向け事務サポート体制の充実のほか，本研究科がコース制度を導入し，博士前期課程で研究に区切りをつけたい者に対して適切な研究・進路指導を行えるようになったことが関係していると思われる。

➢大学教員，研究機関の研究員などへの就職状況と高度専門職への就職状況

研究者としての就職に関しては，残念ながら状況は前回の自己点検・評価の時とほとんど変わっていない。ただ，これも前回の報告書で指摘されたとおり，本研究科の指導体制の問題というよりは，人文社会系研究職の就職を取り巻く制度的・社会的状況の全般的な厳しさが原因と考えられる。また，研究者志望の大学院生の中には，博士課程の途中で，より大規模な他の大学院に移っていく者もおり，これら元在籍者の最終的進路を含めると，状況はまた違ったものになるかと思われる。いずれにせよ，研究者養成を目的の 1 つに掲げる大学院としては，大学院生の研究成果を就職という形で社会に還元できるよう，引き続き努力を重ねなくてはならない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

コース制度導入からまだ日が浅い現時点で確定的判断をすることは慎重にしなくてはならないが，少なくとも総合コース在籍者の進路状況をみる限り，多様なニーズを持つ大学院生の教育を行う本研究科の新しい体制は一定の成果を上げており，大学院生自身もその効果を実感できていると考えられる。

他のすべての評価項目に共通することであるが，教育効果の面においても，本研究科の小規模体制という構造はプラス・マイナス両面で作用している。構造的要因からくる問題について，本研究科単独の努力で改善できることは限られるが，本学の他研究科や近隣の他大学院との連携を強化するなど，創意工夫を重ねて粘り強く取り組んでいくことが大切であろう。

（2）成績評価法

【現状の説明】

履修科目の成績評価は，授業担当教員により試験または研究報告等に基づき行われており，その結果，一定の水準に達していると判断された場合に，所定の単位が認定される仕組みになっている。また，その認定にあたっては，従来の優・良・可及び不可の 4 段階表示に代わり，2005 年度から，S・A・B・C 及び F の 5 段階で表示されるようになった（ほかに，単位認定を意味する「T」及び履修中止を意味する「W」が表示される場合もある）。評価の基準は，100～90 点が S，89～80 点が A，79～70 点が B，69～60 点が C であり，59 点

未満は単位が認定されずF（不合格）となる。

また，修士論文及び特定課題研究の審査については，1月末日を提出締め切りとし，2月中に主査1名と副査からなる審査委員会を作って行われる。修士論文は，研究コースの大学院生に課されるもので，先行研究の批判的摂取や研究対象の正確な理解，創造的な観点の有無などについて吟味される。水準としては，少し整理すればそのまま専門雑誌論文として通用するレベルが要求されている。他方の特定課題研究は，総合コースの学生及び英米文学専攻の英語教育コースの学生が，修士論文に代えて提出できるもので，内容は指導教授と相談の上決定されるが，研究論文的なものから，翻訳や注釈がなされていない作品の翻訳解説や翻刻注釈，あるいはフィールドワークに基づく調査報告などが想定されている。いずれを提出した場合でも，前記した審査委員会により，査読及び口述試問によって審査され，その後審査委員会が作成した評定案が研究科委員会に報告され，研究科委員会の議を経て評定が確定する仕組みになっている。

博士論文の審査は，11月末日を提出締め切りとするが，本研究科課程博士及び本学に在籍していた者の論文博士の博士論文の審査を希望する者に対しては，まず予備審査が行われる。予備審査は，9 月末日までに提出された予備審査用の論文に基づき，専任教員 3 名以上で構成される予備審査グループにより，博士論文として受理することの適否が審査され，適切と判断された場合に，11月末日締め切りの博士論文の提出が認められるというものである。11月末日までに博士論文が提出されると，主査1名と副査からなる審査委員会が作られ，その審査委員会により博士論文の審査が行われる。審査のポイントは修士論文の場合と同様だが，そのまま学術書として刊行できるレベルが要求されている。審査委員会は，課程博士の場合は翌年の 2 月までに，論文博士の場合は論文の提出日から 1 年以内に，審査及び最終試験等を終了し，評定案を研究科委員会に報告することになっている。研究科委員会はそれを踏まえて議決を行い，その結果評定が確定する仕組みになっている。

【点検・評価】

➢学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

専門的な内容を扱い，また，自発的にテーマを設定して研究を進めている大学院生の場合，成績評価に際してはきめ細かな対応が求められる。その点，比較的少人数の学生を相手に行われる本研究科の授業は，適切な成績評価が行われやすい環境にあると言えよう。また，学生の研究テーマに沿いながら論文執筆のための指導をする科目（論文演習など）が設置されていたり，学位論文の審査の際にも，必要であれば，本研究科に所属しない教員等を審査委員会に加えることができる制度が採用されていたりするなど，個々の学生により密着した形で成績評価を行うための基盤は整備されつつあると評価できる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究コース・総合コース・英語教育コース（英米文学専攻のみ）というコース制を導入した結果，様々な関心や目的を持った学生の入学が可能となり，大学院生の多様化が進むことが予想される。大学院での学習がより高度で専門的な内容を扱うことは言うまでもないが，必ずしも研究者になることを到達目標としていないそれら学生の成績や達成度をどのように測定すればよいのか，従来どおりのやり方には自ずと限界があることにも目を向ける必要があろう。それぞれのコースの学生の特性を踏まえつつ，公平な評価が可能となるような具体的な基準を今後とも求めていくことが大切であろう。

（3）研究指導等

【現状の説明】

英米文学専攻，日本文学専攻，社会文化論専攻の 3 専攻とも博士前期課程は講義科目，演習科目を柱として，他に学際的な分野からの考究を目指し，「学際分野特殊研究」を設けている。さらに英米文学専攻では，チュートリアル科目，日本文学専攻では古典文学，近代文学，日本語学，文献資料の各分野の共通講義が開設されるなど，充実が図られている。

博士後期課程においても，特殊研究，特殊講義，論文演習などの通常科目のほか，随時，研究課題に沿って個別指導が精力的に行われ，その成果は課程博士 3 名と論文博士 1 名の博士号授与へと結実している。さらに，大学院の研究活動を主な対象とする『成蹊人文研究』も刊行を重ね，既に 16 号を見ている。同誌への学会等での評価，関心も高く，参看，引用されることもしばしばである。

【点検・評価】

➢教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

本研究科の研究分野は多岐，多彩であるが，それぞれの研究課題に応じた指導を行っている。学内での研究指導はもとより，学外の研究者を紹介，あるいは学外，国外の学会，研究会などへの積極的な参加が増加している。

➢学生に対する履修指導の適切性

研究内容への指導に合わせて，研究活動への経済的支援の一環として，学内外の学会等への参加について，必要な経費を補助している。

➢指導教員による個別的な研究指導の充実度

個別的研究指導は多様に行われており，そのすべてを記述することは難しい。今，一例を挙げれば，個別指導の発展として，他大学の教員や大学院生を広汎に集めた研究会（成蹊大学中世文学研究会など）も活発に開かれおり，着実な成果を上げている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

将来の改善，改革に向けて検討するべき方策は多々あるが，そのうちの 1 つとして，他大学院とのより密接な交流が望まれる。現在，本学，武蔵大学，成城大学，東京女子大学，青山学院大学，中央大学，実践女子大学など諸大学院との間で，全専攻，あるいは一部の専攻において単位互換制度が交わされている。また，社会学分野では，茨城大学，駒澤大学，埼玉大学など，20 余の大学院と単位互換制度の協定を結んでおり，積極的に活用されている。今後，協定を一層拡大させる必要があり，さらに，将来的な見通しとしては，国外との交流も視野に入れるべきと思われる。

（4）教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

【現状の説明】

2004 年度に博士前期課程の大幅な改革を行った。第 1 に，コース制を採用し，研究者養成を目的とする研究コースに加えて，高度専門職業人養成を目的とする総合コース（及び英語教育コース）を設置した。第 2

に，それぞれのコースに対応できるよう，大幅なカリキュラム改定を実施した。例えば，英米文学専攻ではコア・カリキュラムと呼ばれる選択必修科目群を設け，博士前期課程の学生はこれらを受講することが義務づけられるとともに，各分野で必要とされる最低限の知識や考え方について知ることができるようになった。その他の専攻でも，広い視野を養うため，専門分野共通の講義科目を設け，専門分野をより明確にした。第3に，長期履修制度を導入した。博士前期課程の通常の修業年限は2年であるのに対し，この長期履修制度によって，働きながら大学院で学ぼうとする社会人などは，4年間で博士前期課程を修了することができるようになった。

【点検・評価】

➢教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（FD））及びその有効性

2007年度より全学FD委員会が設置され，外部講師を招いての講演など教員の間の意識向上に努めている。文学部FD委員会も同時期に設置され，他大学のFDの事例を研究している。これらは学部と連携した活動であるが，大学院の教員は全員学部に所属しているので，FD活動によって得た知見は大学院における教育・研究指導方法の改善にも役立っている。FDの有効性の検証については導入後間もないこともあり，今後の課題と考えている。

➢シラバスの作成と活用状況

全科目についてシラバスを作成し，冊子にして配布するとともに，学生が容易に閲覧できるようにWeb上に公開している。担当教員はシラバスに書かれた授業内容や進度，成績評価基準などに沿って教育を行うことが要請されている。

➢学生による授業評価の活用状況

学部では学生による授業評価を行い，複数の項目について学部全体の平均値などを算出して，科目担当者にフィードバックを行うことで授業内容の質の向上に努めているが，研究科における授業評価の実施は担当教員の判断に任されており，十分活用されているとは言い難い。

【将来の改善・改革に向けた方策】

少人数教育のもと，個別指導に近い形で学生の資質や理解度に応じた教育を行うことができている。その一方，教育方法や研究指導方法の策定については担当教員に任されており，客観性・透明性が十分確保されているとは言い難い面もある。学生による授業評価を積極的に活用し，より良いカリキュラムを模索するための仕組みを導入することを検討したい。

3．2．4．3　国内外との教育研究交流

【現状の説明】

＜大学院生の留学の現状＞

本研究科において，大学院在籍中に留学を経験することは研究の国際化という点で望ましいことである。しかし，実情としては，博士前期課程在籍中の留学は単位認定を伴わないことがほとんどである。博士後期

課程在籍中の留学は研究テーマの追求などの点で大学院生にとって有意義であり，単位認定も行われている。

研究科在籍中の留学状況は，2004 年博士前期 1 名（協定）,2005 年博士前期 2 名（協定），博士後期 2 名（認定），2007 年博士前期 1 名(協定)である。

＜研究科への海外からの学生の受け入れ＞

2003 年:博士後期　1 名（国費・仏・正規生）
　　1 名（私費・大韓民国・正規生）
　　1 名（私費・中華人民共和国・研究生）
2004 年:博士前期　1 名（私費・ネパール・正規生）
2005 年:博士前期　1 名（私費・ネパール・正規生）
　　1 名（私費・中華人民共和国・研究生）
2006 年:博士前期　1 名（私費・中華人民共和国・正規生）
2007 年:博士前期　3 名（私費・中華人民共和国・正規生）
　　博士後期　1 名（私費・中華人民共和国・正規生）

＜アジア太平洋研究センターへの客員研究員及び招聘研究者＞

アジア太平洋研究センターの項目で報告する。文学部教員の関係で招聘したり，文学部教員のプロジェクトで招待した研究者が催す研究会が，本研究科教員及び本研究科所属の大学院生に大きな刺激を与えていることを付記しておきたい。

＜他大学大学院との単位互換＞

研究科としては，本学・成城大学・武蔵大学各大学院間，また，東京女子大学大学院との単位互換制度がある。また，日本文学専攻は，青山学院大学，実践女子大学，中央大学の各大学院と，社会文化論専攻は，23 の大学院間での単位互換制度がある。

＜学術振興会特別研究員＞

大学院博士後期課程修了後，研究者としての研鑽をつみ，専任職に就くまでの時期を援助するシステムとして，特別研究員の制度は若手研究者にとってありがたいものである。制度が変更になり，所属する大学の大学院で指導を受けた教員ではなく，他の大学の大学院の教員の指導を仰ぎ，特別研究員に任命された場合，そちらの大学の研究科に所属するものとなっている。

本研究科では，これまで特別研究員として 4 人を受け入れている。

分　野	特別研究員	受け入れ教員	受け入れ期間
人文社会	東京都立大学大学院修了者	堀内　正樹	2005 年～2008 年
文学	東京大学大学院修了者	林　　廣親	2007 年～2008 年
文学	慶応大学大学院修了者	下河辺美知子	2008 年～2011 年
文学	東京大学大学院修了者	堀内　正樹	2008 年～2011 年

＜若手研究者育成のための国内外交流＞

アジア太平洋研究センターでは，特別研究員，客員研究員，学術研究員の 3 つの制度を設けて，本学及び

他大学の大学院出身者を採用している。特別研究員は，アジア太平洋研究センター共同研究プロジェクトなどで一定の役割を担う若手研究者を採用している。2008 年度は東京大学大学院，中央大学大学院出身者と並んで，本研究科出身者が採用されている。学術研究員とは，本学大学院生の育成支援を目的に作られた制度で，大学院生が指導を受けたいと考える学外の研究者をセンターが招聘し，当該学生のために研究会やセミナーを行い，個別指導をしてもらう。これを学術研究員メンター制度と呼び，他大学研究機関との交流に役立っている。

【点検・評価】

➢国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

大学院生の海外留学については，研究科として積極的に奨励しているわけではないが，英米文学専攻の博士後期課程在籍中に留学した学生の単位認定を行った実績はある。

➢国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

国際学会へ参加し，研究発表を行う教員の数は少しずつではあるが多くなっている。個人研究費またはアジア太平洋研究センターの補助金から旅費が支給され，援助体制も整っている。また，国際学会から招聘されるケースも出てきている。

➢国内外の大学院との組織的な教育研究交流の状況

他大学の大学院との単位互換の制度については，まだ実績が多くないので，今後，運用の工夫が望まれる。また，学術振興会特別研究員の受け入れ実績が積み重なっていることは，本研究科の教員が，他大学の研究機関から研究者として高く評価されていることを示している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

海外の大学院との協定留学制度を持つことは難しい状況にあるため，大学院生の留学を精神的にも制度的にも援助していく必要があるであろう。殊に，英米文学専攻，社会文化論専攻においては，博士論文を書いて博士号を請求するために海外の大学院留学によって研究を深めることが有効であると思われる。最近では，フルブライト奨学金でも「日本の大学で博士論文を書く大学院生のための留学」というカテゴリーがあり，そうしたものへチャレンジするよう指導していきたい。

学術振興会特別研究員については，受け入れるケースは増えているが，本学大学院を修了した研究者が応募した事例はまだない。競争率は高いが，研究者としての第一歩を踏み出すために積極的に挑戦していくよう指導していくことが望まれる。

3．2．4．4　学位授与・課程修了の認定

(1) 学位授与

【現状の説明】

本研究科では，修士論文あるいは特定課題研究の成果の提出をもって修士の学位を，博士論文の提出をもって博士の学位を与えている。本研究科の博士前期課程には 3 つのコースがある。まず研究コースでは，今

後研究活動を行っていくために必要とする専門的知識の修得及び研究能力の涵養を目指して，所定の修了単位を修得後，修士論文を提出する。次に総合コースでは，広い専門知識を備えた高度な専門職業人あるいは高度な知的教養を備えた人材の養成を目指して, 所定の修了単位を修得後, 特定課題研究の成果を提出する。第 3 に英語教育コースでは，これは英米文学専攻のみであるが，英語の授業実践に結びつく専門的知識を有する英語教員の養成を目指して，所定の修了単位を修得後，特定課題研究の成果を提出する。コースの目指すものの違いはあっても，あくまで論文の形で，研究課題への構想力，構成力，分析力，資料収集・整理力等を見るとともに，今後の研究者，高度の専門職業人としての能力を判定しようとしている。

修士論文の審査は，指導教授が主査を務め，同じ専攻内の副査 2 名とともにチームを作って行われる。特定課題研究の成果の審査も同様である。なお, 特定課題研究の制度は 2004 年度から導入された。博士論文は，日本文学専攻から 1997 年度に 1 件（課程博士），2003 年度に 2 件（課程博士と論文博士），2005 年度に 1 件（課程博士）が授与されている。博士論文の審査は，指導教授が主査を務め，同じ専攻内の副査 3 名と提出論文の領域で社会的評価が定まっている外部の専門研究者, 合わせて 5 人がチームを作って厳正に行われる。

修士論文の提出状況は次のようになっている。括弧内は特定課題研究の成果によるもので，内数である。

表 3.17　修士論文の提出状況

	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
英米文学専攻	1	2	3（2）	2	4（3）
日本文学専攻	3	4	2（1）	4	4（2）
社会文化論専攻	1	1	5（2）	5	7（6）

【点検・評価】

➢修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

授与状況は前項に示したとおりである。本研究科では 2001 年に，専攻ごとに「修士論文提出要領」及び「博士論文提出要領」を整備し,「文学研究科課程博士（論文博士）の学位授与審査に関する申合せ」を作成した。2002 年度より適用しており，方針・基準として適切と判断される。

➢学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

博士論文の提出資格については,「学外の学会誌ないしはそれに準ずる雑誌での掲載論文が 3 本以上あること」を，本研究科の共通理解とすることとした。これは，審査基準に客観性を持たせるとともに，博士論文の質の高さを確保することを目指したものである。また，課程博士及び本学卒業生の場合には，博士論文審査の前に「予備論文提出」のプロセスを設けることにより，博士論文の最終的な提出のために必要な助言を与え得る機会を持てるようにした。最終審査においても，それぞれの研究領域で社会的評価の定まっている研究者を審査員に入れることによって，審査の透明性と客観性を高めるとともに，提出論文の学問的水準を保証するように努めており，適切であると判断される。

➢修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性

個々の学生に合わせたきめ細かい指導がなされており，学位認定の水準は適切なレベルに保たれている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2002 年度より「博士論文提出要領」が整備されたことに伴い，大学院生の博士論文に対する関心が高まり

を見せているが，論文の審査に関しては，修士論文を含め，現在の体制のもとで厳しく，かつ，丁寧に指導していくことで，必ずや効果が上がっていくものと思われる。現在は日本文学専攻から 4 本の博士論文が出ているが，社会文化論専攻でも課程博士論文が 1 本，論文博士論文が 2 本，準備中である。

なお，学部における学業成績が一定水準に達している学生を若干名，内部進学者として面接試験等により入学させているが，日本文学専攻で実施しているように，研究科全体として，成績優秀者にも一定の試験を課すことも考えられる。それにより，より質の高い学生の確保が期待できる。そのほかにも，質の高い学生の確保のためには，本研究科の広報活動が重要であろう。何をどのように学べるかを示すことも大切だが，本研究科を修了するとどのような職業に就くことができるかを具体的に示すことも必要であろう。そこで 2008 年度から本研究科のホームページに，修了生の現在の活動状況を載せた。また，本研究科の紹介パンフレットも更新し，学内の成績優秀者に広く配布することも考えている。

（2）課程修了の認定

【現状の説明】

本研究科では，高度な専門的職業人の養成や生涯学習の場の提供といった，大学院に新たに求められている役割に応えるために，2004 年度より博士前期課程を大きく改革した。すなわち，従来型の大学院に相当する「研究コース」以外に，大学院の新たな役割を担うべく「総合コース」，「英語教育コース」を設け，大幅なカリキュラム改定を実施しただけでなく，働きながら大学院で学ぼうとする社会人などのために 4 年間で博士前期課程を修了する長期履修学生制度を全コースで新たに導入した。

以上のような改革により，博士前期課程の修了要件は複線化した。すなわち，博士前期課程に 2 年以上（長期履修学生の場合は 4 年以上）在学し，所属する専攻の授業科目を「研究コース」の場合は 30 単位，「総合コース」，「英語教育コース」の場合は 34 単位修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上で，「研究コース」にあっては修士論文の審査と最終試験，「総合コース」，「英語教育コース」にあっては特定課題研究の成果または修士論文の審査と最終試験に合格することが修了要件となった。

博士後期課程の修了要件に関しては，従来と変わらない。博士後期課程に 3 年以上在学し，所属する専攻の授業科目を 16 単位以上修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上で，博士論文の審査と最終試験に合格することが，課程修了認定の要件となっている。

【点検・評価】

➢ 標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における，そうした措置の適切性，妥当性

標準修業年限未満で修了することを認めていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学院は，つい最近まで先端的な研究を担い得る研究者を養成する組織として存在してきたが，時代や社会の変貌に伴い，新たな役割が要請されるようになっている。本研究科では既に，この時代と社会の要請に応えるために，2004 年度に博士前期課程について大きな改革を行った。だが今後も，時代と社会の急激な変化は大学院に新たな役割を要請し続けるに違いない。

そのような社会的要請を常に的確に把握し，それに柔軟に対応する改革を行っていくことが，今後とも必要であろう。

3．3　教職課程

(1) 教職課程の適切性

【現状の説明】

1998 年の改正教育職員免許法施行以来 9 年を経て，カリキュラムは完全に新課程に移行した。特に「教職の意義等に関する科目」に該当する科目は「教職研究」,「総合演習」に該当する科目は「教職総合演習」として安定した運営が行われている。「生徒指導，教育相談，進路指導に関する科目」と「教育課程及び指導法に関する科目」の単位数増加，教育実習期間（単位）に関しては，高等学校免許状においては据え置いた一方で，中学校免許状においては 3 単位から 5 単位へ単位数を増加し，教育実習期間を延長するという食い違った改正に対しても，法規の要請に準拠しつつ，4 学部構成の本学の状況に応じた教職課程を編成している。

本学における教育課程に関する具体的な適切性を，以下に述べる。

① 「教職の意義等に関する科目」に該当する「教職研究」は，1999 年まで選択科目として置いていたものを必修化し，教職の意義の理解と進路について早くから意識を持たせるため，1 年次から履修させるようにした。時間割上学生が履修できるよう，2 クラスのうち 1 クラスは夏期集中授業期間に開設している。

② 教科の指導法については，中学校の教科は 6 単位，高等学校の教科は 4 単位を必修としている。第 1 段階で，中高共通で教科指導法の科目を設置し，教科の目標や特質，共通する指導方法を学習させ，その枠組みの修得ができた者に対してのみ，第 2 段階で授業づくりの体験を含めた実践的な指導法の科目を修得するという構成をとっている。中学校免許に関しては，文部科学省からの新たな指導があり，必修は 6 単位であるが，希望する学生は 8 単位修得できるよう，2006 年度から 4 科目の指導法科目を開講している。文科系教科の指導法科目は，教職所属ではない学部専任教員の協力も得て，過半数を本学専任教員で担当できている。

③ 「教育の方法及び技術に関する科目」は，本学で取得できる免許教科全教科を 3 分野に分け,「教育方法論（社会・地歴・公民)」,「教育方法論（英語・国語)」及び理科系教科向けの「教育方法論（視聴覚教育メディア論 1 単位を含む。)」の 3 科目でそれぞれの特質に配慮した内容で開講している。特に，英語科・国語科の履修生には言語教育という観点から学習させるという斬新な取り組みをしている。

④ 「生徒指導，教育相談，進路指導等に関する科目」では,「教育相談」を必修にすることで修得単位増加を行ったが，実践的指導力の教育の効果が上がるようこれを少人数に分けて，4 クラスで開講している。

⑤ 総合演習は，大学の学習進行を考慮して 3 年次からの履修とし，演習の効果が上がるよう 30 人以下 5 クラス開講としている。

⑥ 教育実習は，実習期間が延長された中学校免許状の場合，3 種の形態で対応している。

母校での 3 年次と 4 年次における各 2 週間の分割実習を基本形態と考えた。3 年次の実習は，観察を主とする実習とし,「教育実践研究Ⅰ」という科目で事前・事後指導も行う。4 年次では教壇実習を主とし,「教育実践研究Ⅱ」という科目で事前・事後指導も行うものである。この変形形態として，法改正により隣接学校種でも可能となったことを活用し，3 年次の観察実習を成蹊小学校の協力により成蹊小学校で行う形態も設けた。3 つめの形態は，東京都の公立学校では要項で，最終年次に 3 週間の実習と決められていることに対応して，4 年次に 3 週間の実習を行うものである。

高等学校免許状のみを取得する場合の 4 年次 2 週間の実習を含めて多様な実習形態に対応できるよう,「教育実践研究Ⅰ」を 3 クラス置き，高等学校免許のみの履修生のために「教育実践研究Ⅱ」を 1 クラス

増やして 4 クラス置くこととした。

⑦　段階的に効果のある学習ができるよう，履修科目には開始年次を指定している。また，3 年次，4 年次それぞれの教育実習の前までに履修すべき科目を一部設定し，前提条件としている。その一方で，教職に関する科目の単位増によって，各年次での履修に支障を来さないよう，学年指定をしない科目を増やすことでバランスに配慮している。

⑧　「教科または教職に関する科目」には，「介護等の体験」の事前指導も含めた「地域福祉実践研究」と「学校図書館司書教諭課程」関連の諸科目を配置し，それらの単位を教育職員免許状取得のための単位として認められるようにした。

⑨　「教職に関する科目」は，教育実習の科目を除き，すべて 2 単位の半期科目とした。

⑩　1998 年度から施行された教育職員免許法の特例等に関する法律により，中学校免許状において所定の科目の修得とは別に必要となった 7 日間以上の「介護等の体験」については，特に体験内容のばらつきが懸念された社会福祉施設での 5 日間の体験を，学生への教育効果，大学と地域とのつながりを考慮して，武蔵野市の福祉公社の事業（高齢者の地域健康クラブの活動）への参加によって行うという独自の工夫を行っているのであるが，特別に協議を必要とする事態もなく順調に運営されている。特殊教育諸学校での 2 日間の体験についても，学生に共通の指導ができるように，立川養護学校単独での継続的実施をしてきた。改築・校名改称に伴い 2004 年には遠方の町田養護学校に依頼したが，2005 年 2 月からは再び改称後の武蔵台養護学校（07 年 5 月に武蔵台特別支援学校と改称）単独で継続的に行えるようになった。学校長に事前指導も引き受けてもらえている。

⑪　「学校図書館司書教諭課程」は，全学部全教科の免許の履修生が履修できるようにしている。

⑫　2005 年，工学部を理工学部へ改組した折りに，理科の免許状が高等学校だけであったものを中学校免許状も取得できるように，また，これまでなかった数学科免許状を中学・高等学校両校種で取得できるように文部科学省に申請し，課程認定を受けることができた。

前回の自己点検・評価時（2002 年）には，改正免許法に対応した新たな教育課程の編成が大きな課題であったが，詳細に検討して編成したこともあって，希望に応じた学校種の免許状が取れないということがなく，順調に運営されている。

教職に関する科目の増加による学部の科目との時間割上の競合，体験や実習と学部授業との競合も課題であった。前者の時間割上の競合に関しては，学生が単位修得に失敗しない限り，難しい問題は起こらなかった。後者については，体験や実習により授業を欠席することについて学部授業担当者に周知徹底し，状況の理解を得ることができた。今後も，非常勤講師を含めた授業担当者に，配慮を考えてもらうべく情報提供を継続していくことが必要であろう。

教育実習では，実習の多様性に対応した仕組みで効果的な教育が実現できるかどうか，問題があれば手直しが必要になるかという心配があったが，手直しの必要は出ずに済んでいる。

【点検・評価，将来の改善・改革に向けた方策】

特に少人数教育，実践的な力を持つ人材の養成など，本学の特色として工夫した諸点が円滑に機能していることは，評価できる。

成蹊小学校での実習は，小学校の先生方の丁寧な指導もあって，その魅力や自己の適性を自覚し，卒業後 2 種免許を取得して実際に採用合格となる履修者が毎年のように，また，年によっては複数名出るようになった。他の学校種の教員を希望する学生においても，教育実習という形で小学校教育の理解の機会を広げる

ことができたことは，大いに評価できるものとなっている。

介護等の体験を積極的に教職課程の教育に利用することで，教育効果の高い形態で教育実習が実施できているが，武蔵野市との連携という面で，地域にもメリットある活動ができていることも評価できることである。

ただし，教育実習については，今後検討すべき課題が 2 点浮かんできている。第 1 点は，当初高等学校が 3 週間実習を受け入れないという動きであったため，3 年次 2 週間・4 年次 2 週間という分割実習を基本に置いたのであるが，多くの高等学校が 3 週間でも受け入れることとなった一方，分割で受け入れてもらえる高等学校が 2 割程度にとどまったため,圧倒的な履修者が 4 年次に 3 週間実習をする状況になったことである。これにより，3・4 年次の 2 年間を通して実習体験を重ね深めること，4 年次での学部の授業の欠席を 2 週間に押さえることといった期待が実現していない。第 2 点は，3 年次に分割で実習を行ったにもかかわらず，受入校から 4 年次の実習で 3 週間の実習が要求され，4 年次の通常授業の欠席を 2 週間に押さえるという期待が実現できないケースが年により生じていることであり，残念な結果となっていることである。

改善に向けた方策については，実習受入校の要求には従わざるを得ないため，4 年次 3 週間実習を基本形態とするよう見直しすることが課題となろう。

（2）履修指導の適切性

【現状の説明】

1998 年の教育職員免許法改正に伴い，本学の新教職課程では 2000 年度以降,「教職に関する科目」の単位数が中学校教諭の場合 23 単位から 31 単位へ，高等学校の場合 21 単位から 23 単位へと増加したほか，中学校教諭では，1998 年度入学生からは介護等の体験が 7 日間義務づけられた。このため，これまででも時間割上存在した履修の難しさが一層激しくなった。そのため，解説冊子「履修ガイド」の改善を図ってきたほか，履修指導を綿密に行っている。具体的には,①4 月授業開始前の各学年を対象とした「教職課程ガイダンス」,②4 月上旬の「介護等の体験ガイダンス」,③常設している「教職課程指導室」における個別履修相談，④教職課程専任教員による相談，⑤教育実習事前指導の授業時間内における確認，の 5 通りの場面における定期的もしくは随時の指導である。これらの定期的な説明会に出席できなかった履修生がいた場合は,「教職課程指導室」職員が特別に呼び出して補充指導するなど，遺漏のないよう努めている。

① 4 月授業開始前の「教職課程ガイダンス」

4 月の授業開始前に，新入生から 4 年次生まで各学年別に 1 時間半ほどの時間をとって，冊子を参照させながら口頭で，1）教職課程履修の意義確認・奨励と心得の説明，2）「履修ガイド」の記述に沿った履修方法と留意点の説明，3）質疑応答を行っている。関連する学校図書館司書教諭や学芸員の資格取得奨励や必要な留意点の注意を喚起している。なお，学校図書館司書教諭の資格コースを，新課程施行に合わせて全学部学科に開放したため,「教職課程ガイダンス」の中で履修説明会を催している。

2 年次生以上の科目履修や教育実習では，いろいろな要件が求められているため，見落とすと卒業時までに免許状を取得できなくなる。そこで，2 年次生・3 年次生・4 年次生に向けては，教育実習の形態と実習科目の履修のしかた，教育実習を行うための手続き，依頼時や申請時の心構えと手続き，実習に臨む社会的責任について，特に注意点を詳しく入念に説明している。質問には納得できるまで答えている。その上でも分からないことについては，教職課程指導室でいつでも質問を受け付けている。

② 介護等の体験ガイダンス

本学での「介護等の体験」は，施設と特別に契約しているため，比較的運用しやすいものとなっている反面，事前の指導の徹底が求められている。4 月に，本学独自の介護等の体験プログラムについて仕組みや手続き，約束について念を入れて説明し，個別的な問題にも答えている。介護等の体験は，通常の授業期間にも行われるので，できるだけ履修に支障のないよう配慮している。

③ 「教職課程指導室」における個別履修相談

教職課程指導室は，それまでの 1 号館の解体に伴い，2004 年 9 月から 2007 年 1 月まで仮設の北 1 号館に移転していたが，2007 年 2 月から，旧図書館本館を改装した新 1 号館の 2 階に移転した。学生の下校動線に沿った位置に戻った。広さもやや広くなっている。

専属嘱託（2004 年度から契約職員）も 2000 年 4 月から 2 名に増員され，従来からの専任職員（教職を主担当とする履修課事務職員で兼担）を加えた 3 名で学生の相談に応じている。相談者は増加傾向を続けているが，他の仕事に優先して応対しているので，ほぼ相談に応じられる状況である。

しかし，登録しながらガイダンスに欠席した学生や手続きに遺漏が生じた学生，あるいは問題状況がうかがえた学生に対しては，手を尽くして連絡を取って呼び出し，指導や対策を講じている。

④ 教職課程専任教員による相談

教職課程の専任教員は，担当する教職科目の第 1 回で，関連科目の履修について全体構成や教育実習までの諸要件, 履修計画上の注意点などについて改めて説明し, 順調に履修を進める心構えを説くとともに，問題を感じたときの早めの相談を促している。授業の前後で相談が寄せられる場合は，できるだけその場で答えるよう対応している。研究室，教職課程指導室でも随時受けている。直接会えない場合や正確性を期す必要がある場合は，文書で要点を確認し，回答している。

また，教員が履修上の指導の必要性を感じた場合は，積極的に呼び出して指導をしている。

⑤ 教育実習事前指導の授業時間内における確認

2002 年度から新規になった教育実習にあたっては，中学校免許の 2 単位増加分については「教育実践研究Ⅰ」で，従来の 3 単位分については「教育実践研究Ⅱ」という実習を包摂した科目で，4 月から 5〜6 回にわたり事前指導を行い, 責任をもって充実した教育実習の着実な履修ができるよう, その特殊性と心得，視点，方法，手続きなどについて確認している。

新課程では，履修計画の難しさや履修の継続が旧課程に比べ格段に難しくなったため，大きな問題を生じさせないような指導が課題であったが，大過なく順調な運用を実現している。

実習期間の延長により，学部科目の履修や就職活動に問題が生じることが危惧されていたが，4 年次での 3 週間への期間圧縮などの対策で，全国的な状況より改善されている。

教職課程指導室は，専属嘱託（2004 年度から契約職員）が 2000 年 4 月から 1 名増員され 2 名となり，専任職員（教職を主担当とする履修課事務職員であるが兼担）を加えた 3 名で学生の相談に応じる体制ができた。このため，介護等の体験，修得単位の増加による計画的履修の実行についても状況が大きく改善し，問題の生起を未然に防げるケースが多くなった。

問題を抱える学生への早めで入念な指導のために，教職課程指導室の仕事が確実に増加しているため，履修課事務職員の兼任から専任化への変更による指導室常駐が次の課題であったが，まだ実現には至っていな

い。

【点検・評価，将来の改善・改革に向けた方策】

新課程以降，教職課程の履修方法が教育実習を含めて複雑になったが，その後大きな問題を生じることなく円滑に運営できている。特に，理工学部の発足に伴い，中学校理科，中学校・高等学校数学の免許課程が増設されたため，事務が複雑になり，指導も多様になったほか，問題を抱えたり，連絡報告をないがしろにしたりする学生が徐々に増えているため，学生指導に手間がかかるようになったが，専任・契約職員スタッフの努力で，今のところ円滑な履修の指導ができていると評価できる。

また，学生の教職課程科目や教員採用の学習を援助するため，2006 年度から，校長経験者に週 2 回教職課程指導室に嘱託として勤務していただき，指導や相談にあたってもらう体制が実現した。このため，教員を目指す学生に対して一層手厚い指導ができるようになった。

そうした指導があることと，教職課程指導室の位置が良くなったため，指導室に来訪する学生，特に教員採用を目指して勉強する学生が一段と増えたことは，大いに評価できる。

教育実習について，何とか問題を生じさせないような事前指導ができているとはいえ，教育実習に対する学生の取り組みに真剣さが薄れる傾向がみられることが懸念されるほか，1998 年度学習指導要領で中学校・高等学校の学習をしてきたことが大きな一因と思われるが，指導教科に関する学生の教養が大幅に低下しているため，実習での教科指導内容の把握に難しさを抱える学生が増えている。この状況にどう対処し，教科理解力を補い，指導力を充実させていくか改善を図ることが今後の課題であると言えよう。

(3) 資格取得状況ならびに進路指導への配慮

【現状の説明】

2004 年度から 2007 年度までの教科別の教育職員免許状取得状況は，表 3.18 のとおりである。この件数は大学から一括申請したものである。免許状取得件数は延べで毎年約 200 件前後（実人数で 120 人前後），近年はやや多い傾向にある。

表 3.18　免許状取得状況

年度	種類	中学校				高等学校								総計
		英語	国語	社会	計	英語	国語	地歴	公民	理科	工業	情報	計	
2004	1 種	19	23	22	64	21	28	24	23	15	3		114	178
	専修	1	2	2	5	1	3	1	1	1			7	12
2005	1 種	15	21	35	71	20	27	38	44	10		7	146	217
	専修	2	1		3	3	1			1	1		6	9
2006	1 種	19	20	37	76	22	23	39	42	11		2	139	215
	専修	1	2		3	1	4				1		6	9
2007	1 種	20	24	41	87	20	27	38	46	19	2	5	157	244
	専修	4	1	4	9	4	2	1	3	4			14	23

教員就職状況は，2004年度から2007年度までは，表3.19のとおりである。子供の数の減少により教員採用枠は厳しかったが，近年やや採用人数が回復している。東京都をはじめとする公立学校や私立学校に正式教

員として合格する者も増えている。また，この集計には算入されていないが，社会人をしてから教師になる卒業生もぽつぽつ出ている。卒業後，通信課程で小学校免許状を取得した人は，高率で小学校教諭に採用されている。私立学校の場合，講師で採用されて専任の採用を待ったり，期限付き契約教員として短期的に就職して，専任教員としての契約を待ったりする人も多く，就職状況として決して安定しているとは言い切れない。

表3.19　教員就職状況

種類／年度	教諭（専任）							講師（常勤及び非常勤）						総計
	公　立			私　立			計	公　立		私　立			計	
	中学	高校	支援	中学	高校	中高		中学	高校	中学	高校	中高		
2004	2	1					3		2		2	1	5	8
2005	3	2			1		6				1	6	7	13
2006	2	2					4				2	2	4	8
2007	4	1					5	3	1		3	1	8	13
計	11	6	0	0	1	0	18	3	3	0	8	10	24	42

進路指導については，新課程で1年次に「教職研究」が置かれ，最初に教職の意義，現状について知るとともに，適性を考える機会ができた。2年次の介護等の体験，3年次教育実習を経験する学生には，適性や進路についても視野に入れた指導を行っている。3年次後期には，本学の卒業生で，小・中・高の各校の教職に就いている現職の教員による，学校の現状，教師の仕事の魅力や困難さについての特別講演を開催し，実情を深く知る機会としている。これは，1996年に発足し，2005年に教職課程の主宰に改組した，小・中・高の教職に就いている卒業生や教職課程の教職員等でつくる「成蹊教育懇話会」と関連を持たせながら実施している。また，毎年8月頃に実施する研究大会には学生の参加を呼びかけ，現職の教員とのつながりができるようにしており，就職状況やその対策について知ることが可能となるというメリットが期待できる。同じく3年次後期に，教員採用試験合格者による特別講演を進路指導の一環として開催している。

教職課程指導室では，進路情報の提供，相談，自主的勉強会への便宜供与，模擬試験の実施等を行っている。

理工学部の発足の機会を捉えて，理科について，高等学校免許だけでなく中学校免許も取得できるようにした。数学についても，中学・高等学校の免許を取得できるよう文部科学省に申請し，課程認定を受けることができた。

進路指導については，各学年における指導を構造化して整理した。また，教職課程指導室に校長経験者を嘱託として招聘した1名の増加により，相談の体制は以前と比べ格段に改善された。

教職についている卒業生と教職課程履修生との接点ともなる「成蹊教育懇話会」の活動は，卒業生に運営委員を依託し，現場の状況を取り入れた企画運営を図ることとなった。また，研究大会への学生の参加も少しずつ増えている。

【点検・評価，将来の改善・改革に向けた方策】

進路指導については大いに充実したが，各学生の将来についての選択を教育的観点から指導できるよう，さらに検討したい。また，教科教養を十分身につけさせることが今後の大きな課題となると予想される。

Ⅱ．本　章

4．学生の受け入れ

4. 学生の受け入れ

【到達目標】

学部生及び大学院生の受け入れにあたっては，公正な入学試験の実施及び適正な入学定員と入学者数の比率，収容定員と在籍学生数の比率の管理に努めており，また，各学部・研究科とも，本学にふさわしい優れた人材を獲得するために多様な入学試験を実施し，様々な層からの入学者を受け入れているが，なお一層の努力をし，大学の活性化に資する人材を確保することが目標である。特に，工学研究科を除き在籍学生が少ない文科系研究科については，課程制大学院制度の基本に立ち返って，具体的な取り組みを行う必要がある。

また，各学部においては，本学の教育目標等に沿った入学者選抜方針（アドミッション・ポリシー）を策定し，求める人材を明らかにしているが，そのような人材を確保するための広報や入学者選抜方法のあり方の検討，カリキュラムの改善などを通じて，多くの課題を抱える21世紀の社会に貢献する専門性を備えた教養人を社会に送り出すという大学の教育目標を達成することも，学生の受け入れ目標である。

4. 1 大学

(1) 学生募集方法，入学者選抜方法

【現状の説明】

現在，本学においては，以下のとおり多様な入学者選抜による学生募集を行っている。

① 一般選抜入学試験（A 方式）

私立大学標準型の入試方式であり，大学入学後に必要となる能力が備わっているか否かを基準として，その学力水準を選択及び記述式試験で問うものである。総合的な学力水準を重視し，科目ごとの基準点を設けず，3 教科の合計点で合否を判定する。志願者数は学部・年度により違いはあるものの，総数としては，全学部で C 方式を実施した 2000 年度入試よりほぼ横ばいで推移していたが，2006 年度より 2008 年度にかけて漸減し，2008 年度入試においては 9,784 名であった。

② 全学部統一入学試験（E 方式）

2008 年度入試より新たに導入された入試方式であり，大学入学後に，学習を進める上で基本かつ必須となる 2 教科（経済学部・法学部・文学部においては「国語」,「外国語（英語）」，理工学部においては「数学」,「外国語（英語）」）に試験教科を限定した，「基礎学力重視型」の入学試験である。志願者数は，初年度の 2008 年度入試では 5,364 名であった。

③ 大学入試センター試験利用 3 教科型入学試験（C 方式）

大学入試センター試験は，受験生の基礎学力を総合的に判断することに主眼が置かれたものと言える。C 方式は，その大学入試センター試験の 3 教科の得点を合否判定に用いるタイプの入試である（本学における個別の 2 次試験は実施しない）。A 方式入試に比べ，受験科目の選択範囲が広いことから，受験科目の組合せに多様性が増し，受験生の基礎学力，適性を多面的に判断することが可能となる。学部の特性に従っ

て科目ごとの配点のウエイトを変えるなどして，求める学生の選抜に役立てている。また，遠隔地に居住する受験生にとっては，居住地で受験することが可能なことから，地方在住の受験生にとっても利便性の高い入試である。志願者数は，全学部で導入された 2000 年度よりほぼ横ばいで推移していたが，2005 年度より 2008 年度にかけて漸減し，2008 年度入試では志願者総数は 8,113 名であった。

④　大学入試センター試験利用 5 科目型奨学金入学試験（S 方式）

S 方式は 2007 年度入試より新たに導入された入試方式であり，大学入試センター試験の 5 科目の得点を合否判定に用いるタイプの入試である。3 教科型の C 方式と異なり，主に国公立大学受験を目指し，大学入試センター試験を 5 教科 7 科目以上受験する受験生が併願しやすい入学試験である。センター試験の 5 科目の合計点で合否判定を行い，高等学校で修得した教科・科目における学力を幅広く問うものである。

⑤　AO マルデス入学試験

本学では，創立以来の伝統である少人数教育を通じて，学生一人一人の個性と自由を尊重し，人間味あふれる知性を大きく育てたい，と考えている。この理念をさらに追求するために導入したのが，AO マルデス（The Multi-Dimensional Entrance Examination for Seikei University）入試である。従来の学力試験では測ることが困難な能力を判定すべく文章能力や表現力を審査するなど，マルチディメンショナル（多元的）な試験が行われる。

学部ごとに審査の内容や方法は異なるが，受験生のグループごとにディスカッション・討論を行う討論力審査やプレゼンテーションを行う発表・質疑応答審査，そして実験・実習を審査員と共同で進める実技／思考力審査などが含まれる。なお，AO マルデス入試の一環として，帰国生・社会人・外国人の特別受験を実施している。

文科系学部においては 2006 年度入試より，募集人員減に伴い志願者数は漸減している。

⑥　AO マルデス入学試験 ― 帰国生特別受験

日本国籍を有し，保護者の海外在留のため，あるいは単身での留学などにより，外国の学校に在籍した者を対象とした特別受験枠である。外国において，学校教育法における 12 年の課程を修了若しくは修了見込みであり，原則として，課程修了直前の 2 年間継続して在籍（見込みを含む）していることが主な出願資格である。

豊かな国際経験，国際的要素を持つ帰国生の受け入れは，本学に学生の多様化をもたらし，一般学生に学習上の刺激を与えるものと期待されている。

⑦　AO マルデス入学試験 ― 社会人特別受験

広く社会において活躍し，社会的に豊かな経験を持つ者（家事従事者も含む）を対象とし，リフレッシュ教育，生涯学習を積極的に推進することを目的としたものである。出願資格として，一般受験に準じた要件のほかに，一定以上の勤務経験年数（1 年以上）と大学入学時点の年齢要件（満 21 歳以上）を設けている。

⑧　AO マルデス入学試験 ― 外国人特別受験

外国人が日本の大学で学習・研究を希望するというニーズに応えるとともに，留学生と一般学生の交流を通して大学の一層の国際化を図るためのものである。

⑨　成蹊高等学校からの推薦入学

成蹊学園における一貫教育の理念に沿って，併設の成蹊高等学校から推薦された生徒を受け入れるものである。推薦基準を満たし，高等学校で行う推薦試験に合格した者について，面接や作文試験などを実施し，調査書との総合判断に基づいて入学者を決定している。なお，2008 年度入試より内推併願制度を採り入れたことにより，一定要件を満たす者は，その希望に応じて本学への推薦入学資格を保持したまま，他大学の入学試験が受験可能となった。初年度の 2008 年度入試では 18 名がこの制度を利用し，このうち 13 名が本学に入学，5 名が他大学に入学した。

⑩　指定校推薦入学

本学を第 1 志望とする生徒で，学業・人物ともに優秀で，入学後の成果が大いに期待できる者を，高等学校長または中等教育学校長の推薦により，入学を許可するものである。

指定校推薦入学は，高等学校在学時における学業成績や勉学態度が良好であることを基本要件とする制度であり，過去の実績からみると，当該入学者の入学後の修学状況もまた総じて良好である。こうした点から，同制度に対する評価は学内外ともに高く，大学にとっては有能で真摯な学生を安定的に受け入れることにもつながっている。推薦要件や指定校の選定は，後述の「全学枠」については全学入試委員会において行い，また，「学部枠」については各学部の判断を基本にして行っているが，必要に応じて指定校等について全学的な調整が検討される。

従来，入学者実績を主たる基準の 1 つとして指定校を定めていたことにより，首都圏所在の高等学校がその中心をなしていたが，有能な人材をより広範に募り，あわせて本学についての周知度を高めるため，学部を限定しない指定校（全学枠）推薦枠組みを 2002 年度入試から運用している。

⑪　大学院入学試験

本学の大学院は，現在，すべての学部・学科に対応した 4 つの研究科（工学研究科，経済経営研究科，法学政治学研究科，文学研究科）及び法曹の専門家養成を目的とする法科大学院（法務研究科）を設置している（工学研究科は，2009 年度より理工学研究科に改組となる）。

学生の受け入れは，一般入試によるほか，学部成績の優秀な者に対する内部推薦入学制度も設け，活性化を図っている。また，研究科・専攻によっては飛び級入試や社会人・外国人に対応する入試を実施したり，エントリー型 AO 入試などの新しい入試を試みるなど，幅広い受け入れ策を講じている。

【点検・評価】

➢ 大学・学部等の学生募集の方法，入学者選抜方法，殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には，その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

いわゆる大学全入時代を迎え，大学入試は大きな転機に差し掛かっている。受験生にとって入試は，これまでの勉学や高等学校生活の成果を試す機会であるとともに，自分の将来を真剣に見つめる機会とも言える。一方，大学にとっては，単に優秀な学生を選抜し確保する手段であるばかりでなく，大学の教育理念・目的の実現に向かって，どのような能力，資質，経歴を持つ学生の入学を期待するか，大学の方向性を示す機会と言える。

従来，私立大学における入学者選抜方式は，ほぼ類似の形式によって行われていた。具体的には 3 教科型の選抜方式に加え，推薦によるものが中心であり，一部ではそれを補完するために論文・面接による方式も行われてきた。しかし，ここ 10 年程の間に，当初国公立大学の入学者選抜に用いられてきた大学入試センタ

ー試験を利用する私立大学は増加の一途をたどり，また，AO 入試を取り入れる大学も増加し，教科・科目形式によらない新しい選抜方法も定着してきた。現在，推薦・AO による入学者の割合は，私立大学においては約半数に達している。

本学においては，高等学校の教育課程，受験生の適性等に配慮しながら，選抜方式の改善を目指し，従来の 3 教科型の選抜方式（A 方式）や指定校推薦によるものに加え，大学入試センター試験利用 3 教科型（C 方式）の早期導入を図り，また，2001 年度入試より経済学部で開始した AO マルデス入試は，2002 年度に法学部，2003 年度には工学部（現，理工学部），文学部を加えた全学部で実施の運びとなった。AO マルデス入試の導入に際しては，帰国生，社会人，外国人を特別受験として同入試の中で受け入れを図っている。大学院についても同様に，一部研究科において AO 入試の導入が図られている。2007 年度入試では，大学入試センター試験利用 5 科目型（S 方式）を導入した。5 科目を課すことにより，高等学校での幅広い教科・科目の学力を問う選抜方式となっている。2008 年度入試では，本学独自の 2 教科型の選抜方式（全学部統一入試：E 方式）を導入し，本学においては初めて学外の試験会場を設置した。全学部統一入試は，大学入学後に，学習を進める上で基本かつ必須となる 2 教科（経済・法・文学部においては「国語」,「外国語（英語)」，理工学部においては「数学」,「外国語（英語)」）に試験教科を限定した，「基礎学力重視型」の入学試験と位置づけている。ただし，基礎学力重視とはいえ，各試験について従来の 3 教科型（A 方式）よりも総じて長時間を割き，また，設問数も多く課すことで，当該科目の学力程度が的確に把握できるよう考慮されている。また，各学部・学科の特徴や教育方針に即して科目の配点ウエイトが考慮されており，他の入試方式とは異なった能力を持つ学生の受け入れが期待される。しかし，当該制度は開始したばかりであり，今後他の方式とあわせて入学後の成績追跡調査等を実施し，その的確性について検証する必要がある。

大学院入試においても，多彩なバックグラウンドや能力を持つ学生を集めるための社会人選抜や，飛び級入試，エントリーAO 型入試の導入など，入試制度の見直しを行ってきた。

このような積極的な入試制度の改革は，それぞれの選抜方式ごとに特色のある学生を受け入れることとなり，各学部・研究科はもとより，大学全体の活性化に寄与するものと考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2007 年度入試より導入された大学入試センター試験利用 5 科目型（S 方式）は，既に 2 回実施されたが，志願者数がそれほど伸びず，入学者数も募集人員に達しない学科が少なくなかった。本学にとって意義ある選抜方式にするため，科目数の設定や日程を含め，大幅変更をも視野に入れた改善策を早急に検討する必要がある。

AO マルデス入試については，2001 年度入試から導入され，2008 年度入試で 8 回実施された。しかし，AO 入試を取り巻く情勢は，受験者層やそれをサポートする高等学校や予備校を含め，導入当初とは大きく様変わりしており，抜本的に改善する必要があると考えられる。現状での問題点としては，まず，国公立大学を含む他大学での AO 入試が急増していることが挙げられる。アドミッション・ポリシーに合致する学生の募集という AO 入試本来の趣旨を実現することが次第に困難になりつつあり，また，あわせて，AO 入試における受験生の質が低下し，入学後の学業成績も総じて思わしくない，といった指摘もなされる。

また，予備校等における AO 入試への対策指導が徹底してきており，受験生が画一化の傾向にあり，優劣を判断するのが難しくなってきてもいる。改善策としては，定員の削減により，AO 入試でしか採れない有能な学生を「厳選」するという考え方がある。ただその場合でも，選抜の方法が現状どおりであると，従来から一部に指摘のある入試業務負担の過重の問題は解消されない。業務量の軽減と質の高い学生の厳選という 2 つの目標の両立を考慮に入れて，抜本的な改善策の検討を早急に行う必要がある。

（2）入学者受け入れ方針等

【現状の説明】

本学は，その伝統である少人数教育と人格教育に基づきつつ，21 世紀の社会に貢献し得る専門性を備えた教養人を育成することが，本学に課せられた今日的使命であると考え，この使命達成のため，以下の諸点を教育目標の柱として掲げている。

① 多様性を受け入れる豊かな感性と人間性を培う
② 生涯学び続けるための自力学習の基礎をかためる
③ 国際舞台でリーダーシップを発揮できる能力を涵養する

学生の受け入れにあたっては，この全学共通の目標を基礎にしつつ，各学部において基本理念，人材養成方針を定めており，これらに基づいた「入学者選抜の方針」（アドミッション・ポリシー）を以下のとおり定め，学生受け入れの指針としている。

＜経済学部＞

経済学部に入学するためには，経済学・経営学の特別な基礎知識は必要としません。なによりも，大学で学ぶに相応しい勉学意欲と幅広い基礎学力を備えた人材であればすべての人を歓迎します。入試形態を多様化して幅広い人材がキャンパスに集まることを心がけて来たのはそのためです。また，高度に国際化した現代社会で活躍するビジネス・プロフェッショナルを養成するため，英語の学力を重視しています。

＜理工学部＞

社会で幅広く活躍する技術者，研究者などを目指す，知的好奇心旺盛な人を歓迎します。そのため，英語と数学の 2 科目型の入試を含め，各種の入学試験を実施しています。

＜文学部＞

文学部では人間・歴史・社会・文化の研究に対して旺盛な好奇心を持つ人材を求めています。入学後の勉強において必要となる幅広い基礎学力と勉学意欲を判断するために多様な形態の入学試験を行っていますが，その際，4 学科それぞれの学科理念に基づいて，学科ごとにウエイトを付けた配点も導入しています。

＜法学部＞

法学部では，それぞれ異なる能力を問う様々な入試を通じての人材のリクルートに努めており，入学後に多様な資質をもつ学生が相互に交流することによって，法学部での学生生活が活性化することを図っています。

【点検・評価】

➢ **入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係**

各学部における「基本理念」，「人材養成方針」，「教育課程編成の方針」，「学位授与の方針」は上記大学全体の教育目標から導かれており，入学者受け入れ方針はそれらの内容に基づいて定められていることから，

概ね適切であると判断している。

➢ **入学者受け入れ方針と入学者選抜方法，カリキュラムとの関係**

入学者受け入れ方針に示された内容にあわせて，入学試験の教科・科目・配点は設定されている。また，教科・学力によらない入学試験（AO 入試）も入学者受け入れ方針に沿った審査内容を採用している。カリキュラムについては，各学部において入学者受け入れ方針に沿ったカリキュラム編成が行われており，人材養成目的を達成するための各種の特別コースや特色あるゼミが開講されている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

受験生が本学の入学者受け入れ方針を読むことにより，具体的な日々の勉学への示唆を得られるような内容も今後は必要であり，多様な入試制度との関係を十分考慮しながら，各学部においてさらなる改善の検討を要する。

（3）入学者選抜の仕組み

【現状の説明】

全学的な視点に立って本学の入学試験全般に係る業務を運営することを目的に，2007 年度より入試センターが設置された。入試センターはこの目的を達成するために，以下の業務を行っている。

① 入試業務の的確な遂行とそのための諸施策の計画及び管理
② 入試に係る企画及び立案
③ 入試広報の企画及び実施
④ 入試動向の調査分析

入試センターにおける意思決定及び実務遂行を担う機関として，センター長（大学教員）を委員長とし，関係教職員で組織される全学入試委員会が置かれている。また，入試日程の作成，入試広報，入試電算処理関係など，入試事務に関する取り扱いは入試センター事務室が所管し，上記委員会の審議に基づいて業務を遂行している。

入学試験の実施・入学者の選抜に関しては，入試センター及び各学部の入試委員会により実施要領が作成され，選考については各学部の入試委員会による原案作成と教授会における審議を経て，合格者の決定がなされる。

【点検・評価】

➢ **入学者選抜試験実施体制の適切性**

あらゆる試験において，試験問題や審査課題の適切性を十分検討する，問題の作成・管理の守秘を徹底する，記述問題の採点や面接評価は複数者が行い恣意性を排除する，合否判定資料には実名を記さず公正さを保つ等々，入学者選抜試験実施体制の適切性を実現するよう図っており，妥当であると判断している。

➢ **入学者選抜基準の透明性**

一般入学試験については，要項において試験科目・試験方法・配点等を明示し，試験終了後に各科目の平均点・合格者最低点・志願者数・合格者数・倍率などの入試結果を公表し，また，希望者には個別に成績の開示を行い，選抜基準の透明性を保持するよう努力している。

AO 入試については，要項において，各種審査における配点及び審査におけるポイント等を受験生に明確に示した上で審査を行っている。審査実施にあたっては，審査基準を担当者全員で共有し，面接や採点においては公正さを保持するために必ず複数の担当者が判定を行い，評価が異なる場合には必ず協議を行うこととしている。

指定校推薦入学については，要項において推薦基準を明確にし，提出された調査書をその基準に即して審査している。

以上のように，あらゆる試験について，入学者選抜基準の透明性は確保されていると判断している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

入学者選抜の仕組みについては，今後も公正さと適切性を最大限保持するべく，実施から選考に至る全プロセスについてその妥当性を常に点検していく必要がある。

（4）入学者選抜方法の検証

【現状の説明】

受験生が，大学入学後の勉学に対応し得る学力を備えているか否かを判定の基礎に置きつつも，多様な能力と志向性を評価し得るよう何種類かの選抜方法を用意し，また，常にその妥当性の検証を全学的あるいは学部内において行っている。

入試問題については出題グループにおける点検を複数回繰り返し，入稿後も校正・校閲を重ね（初校・再校・三校・念校・最終確認），出題者以外の点検も複数回実施されている。また，マークシートについても事前に十分な読み取りテストを実施し，採点ミスが発生しないよう対応をとっている。

試験実施後において，設問ごとの正解率を分析し，当該年度の入試問題の検証を行っている。

また，AO 入試や推薦入学における面接等の審査では，審査基準を面接者全員で事前に確認し，審査は必ず複数の面接者が行い，公正・公平な審査が実施される仕組みを保持している。

【点検・評価】

- **各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況**

出題担当者間（出題グループ内）で入試問題についての十分な検証を行うほか，出題者以外の担当者による検証も多段階で行っている。出題者以外の担当者による入試問題の検証については，「点検に関するガイドライン」を制定し，これに従って実施している。このガイドラインにより点検のポイントを明確にすることで，点検漏れの低減及び点検作業の効率化を実現している。

マークシートの採点テストについては，想定されるマークパターンを何種類も実際に作成して，採点方法（複数マーク欄解答の順不同や順固定等）・配点等の設定に誤りがないかを検証している。また，マークシートの読み取りレベルの検証も適宜行っている。

試験実施後は，入試電算システムより「設問別解答結果」を出力して，設問ごとの正解率を分析できるようにし，後年度の出題の適切化に役立てている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

出題ミスの発生を極力抑えるべく，現状の「点検に関するガイドライン」についても前年度の反省点を反映して，繰り返し改善を積み重ねていく必要がある。

(5) AO 入試（アドミッションズ・オフィス入試）

【現状の説明】

本学では，創設以来大切にしている少人数教育を通じて，学生一人一人の個性と自由を尊重し，人間味あふれる知性を大きく育てたいと考えている。この理念をさらに追求するために導入したのが，AO マルデス入試である。従来の学力試験では測ることのできない文章能力や表現力等を審査するため，マルチディメンショナル（多元的）な試験が行われる。

AO 入試は，学部ごとのアドミッション・ポリシーに沿って，以下の審査が実施される。

＜経済学部＞

・1 次審査・・・書類審査，英語基礎力審査，資料理解力審査

・2 次審査・・・自己表現力審査，討論力審査

＜法 学 部＞

・1 次審査・・・書類審査，資料読解力・文章表現力審査

・2 次審査・・・自己表現力審査，討論力審査

＜文 学 部＞

・1 次審査・・・書類審査，英語基礎力審査，文章読解力・表現力審査

・2 次審査・・・発表・質疑応答審査

＜理工学部＞

・書類審査，実技／思考力審査，面接審査

【点検・評価】

➢ **AO 入試（アドミッションズ・オフィス入試）を実施している場合における，その実施の適切性**

各学部のアドミッション・ポリシーに沿って，多様な能力を多角的に判定しながら，本学の入学者として相応しい資質を持った学生であるか否かを厳正に審査している。入学後の勉学に最低限必要な能力については，文科系学部においては，文章・資料や英語の理解力，読解力を試す審査を行っている。理工学部においては出願時に，数学と理科の最低履修要件を設定している。審査については適切・公正に判定し，個別の能力を審査する面接審査や討論力審査等については，恣意性を排除するため，必ず複数体制で実施し，審査の妥当性・適切性を確保している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教科・学力による審査の場合は純粋に試験の得点によるランキングで判定を行うことができるが，教科・学力以外の「個別の能力」を審査する際には，「公正さ」を厳密に保って，恣意性を一切排除する必要がある。今後においても，AO 入試実施体制の適切性・公平性を最大限保持するために，常に点検し，改善を行っていく必要がある。

(6) 入学者選抜における高・大の連携

【現状の説明】

入学者選抜において，特に高等学校と大学との連携の点で重要なのは，指定校推薦入学制度である。推薦指定校には現在，全学的視点で指定校を定め，志願学部を特定しない「全学枠」と，各学部で個別に指定校

を選定する「学部枠」の 2 種類がある。指定校の選定は大要次のとおりである。

まず,「全学枠」については，一般入試における志願者・合格者・入学者等の実績を参考にし，また，高等学校の実状を踏まえた上で，全学入試委員会が全学的視点から対象校を選定している。また，その妥当性については同委員会において随時検討している。

「学部枠」については，一般入試における入学実績や入学者の入学後の勉学状況を中心に各学部が然るべく判断し，推薦依頼校や推薦依頼人数を定めている。また，各年度にその妥当性を検証し，見直しを行うとともに，各学部の原案は全学入試委員会において全学的な視点で検討し，必要に応じて調整を図っている。

いずれの場合も，入学者等の実績や高等学校の教育内容・学力水準等の実状を総合的に判断して推薦依頼の対象校・人数を定め，推薦にあたっては，学部等が定めた基準を満たした生徒の推薦を高等学校に依頼している。なお，被推薦者の合否判定については，この制度が高等学校と大学との間の信頼関係に拠って立つとの認識から，明確な瑕疵がない限り，高等学校長の推薦が尊重される。

推薦枠の減員あるいは取消しについては，入学者数等の実績が基準を満たさなくなった場合，一定の年数以上継続して推薦が行われない場合，指定校推薦入学者の入学後の成績が著しく不良である場合，高等学校と大学との信頼関係を著しく損なう事態が生じた場合等に，協議の上で実施している。

【点検・評価】

➢ **推薦入学における，高等学校との関係の適切性**

指定校推薦入学制度は，高等学校と大学との信頼関係に基づいて成り立っているが，高等学校からは，学業成績，生活態度の両面において良好な生徒の推薦を受けており，入試制度として適切に運用されている。また，当該入学者の大学入学後の成績も，個別に多少の差異はあるものの，概ね他の入試制度による入学者と比較して良好な傾向を示している。

なお，指定校推薦入試及び AO マルデス入試での合格者には,「入学準備プログラム」として高等学校から大学への学修の連携をスムーズに行うための入学前教育を必須で課しており，ほぼ 100%の提出率となっている。

➢ **高校生に対して行う進路相談・指導，その他これに関わる情報伝達の適切性**

全国各地で開催される高校生対象の進学相談会や，高等学校，予備校が独自に開催する大学説明会には，入試センター事務室職員を中心に学内各部署の支援を得た「進学アドバイザー」職員を派遣し，本学の特徴，学部・学科の紹介，奨学金，キャリアサポート，留学，その他学生生活全般について説明・相談受付を行っている。また，入試センター事務室では，センター窓口のほか，常時，電話・FAX・電子メールによる高校生やその保護者などからの質問に素早く回答できるよう体制を整えており，適切な対応がなされている。

高等学校からの要望による学問系統別の説明会や模擬講義についても，本学教員を派遣して，学問分野の魅力の伝達を図っている。

高校生が直接本学へ来校する「大学見学会」も積極的に受け入れており，また，高大連携活動の一環として，高校生の授業聴講も積極的に受け入れている。また,「オープンキャンパス」は年 4 回延べ 6 日間開催され，本学教員・在学生との進路相談のほか，キャンパス見学ツアー，模擬講義の聴講などを通して大学生活を体験する機会を設けている。こうした機会は，高校生の進路検討にとっても，また，本学の広報戦略上も重要な役割を果たしている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

推薦指定校については，入学後の学業成績や高等学校全体の状況変化を常に追跡しながら，高等学校との信頼関係を保ちつつ，随時見直しを図っていく必要がある。

入学前教育については，高等学校からの意見も参考にしながら，高等学校と大学との連携に寄与する内容に高めていく必要がある。

4．2　学部

4．2．1　経済学部

(1) 学生募集方法，入学者選抜方法

【現状の説明】

経済学部では，入学者の選抜方法として，一般入試と AO 入試，推薦入試を設けている。

一般入試は，A 方式として，地歴公民型（「国語」・「外国語」と「日本史・世界史・地理・政治経済から 1 科目を選択」）と数学型（「国語」・「外国語」・「数学」）を設けてきた。また，大学入試センター試験を利用した C 方式として，3 教科型（「国語」・「外国語」と「地理歴史または公民または数学または理科から 1 科目を選択」），5 科目型（「外国語」と「国語または地理歴史または公民または数学または理科から 4 科目を選択」）を設けてきた。5 科目型は 2007 年度より，合格者全員に奨学金を給付する S 方式入試とした。さらに，2008 年度入試において，「国語」と「外国語」の 2 科目を入試科目とする全学部統一入試の E 方式を設けた。

AO 入試は，書類審査・英文理解力審査・講義理解力審査からなる 1 次審査と，自己表現力審査及び討論力審査により選考する 2 次審査からなり，AO マルデス入試と称している。ただし，より基礎的な学力を審査するために，2006 年度から英文理解力審査は英語基礎力審査に，講義理解力審査は 2007 年度より資料理解力審査に変更した。

推薦入試は，学業・人物ともに優秀で，入学後の成果が大いに期待できる卒業見込み者を，指定した学校の高等学校長または中等教育学校長の推薦を受け，講義理解力の審査を行い，選考している。また同様に，学業・人物ともに優秀で，入学後の成果が大いに期待できる成蹊高等学校卒業見込み者を，同校校長の推薦を受け，講義理解力の審査を行い，選考している。

【点検・評価】

➢ 学部等の学生募集の方法，入学者選抜方法，殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には，その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

A 入試の地歴公民型は経済学や経営学を学ぶ基礎的な知識と学力を持つ学生を，数学型は統計・分析等の基礎学力及び論理的な思考力を持つ学生を求めた入試形態である。C 入試の求める入学者の学力は A 入試と同様であるが，大学入試センター試験を利用することによって，より広範囲な入学希望者を募ることを目的としている。5 科目を課す S 入試は，多くの科目を課すことによって，幅広い学力を持った人材を求めようとするものである。一方，国語と外国語からなる E 入試は，基礎的な学力を持つ学生を求める入試として新たに設けた。AO 入試は，本学部への進学意欲が高い志願者の基礎的な学力を多方面から審査し，さらに自己

表現力という，演習等で中心となり得る人材を求めた入試形態である。推薦入試も，本学部へ進学意欲が高く，高等学校において基礎的な学力を身につけている人材を求めた入試形態である。

以上に述べた本学部の入試形態は，基礎的な学力を身につけた多様な幅広い人材を求めるものとして有効に機能していると考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

特に改善の必要はないと考える。

（2）入学者受け入れ方針等

【現状の説明】

本学部は，経済学・経営学を総合的に学び，現代社会が提起する多様な課題に対応し，その解決のために必要とされる高度な専門性に裏付けられた企画運営能力を持ち，時代に相応しい知性と良識を兼ね備えた人材を養成することを教育目標としている。この教育目標に相応しい勉学意欲と基礎学力を備えた幅広い人材を求めることを入学者受け入れ方針としている。「(1) 学生募集方法・入学者選抜方法」の項目で述べたように，幅広い人材を求めるために，A 入試の地歴公民型，数学型，全学部統一 E 入試，大学入試センター試験の 3 教科選択の C 入試，5 科目選択の S 入試，AO マルデス入試，推薦試験と入試形態を多様化してきた。

また，高度に国際化した現代社会で活躍するビジネス・プロフェッショナルを養成するため，各入試方式において外国語・英語の学力を重視してきた。A 入試では他の教科の配点が 100 点であるのに対して，英語の配点は 150 点とした。C 入試においても，3 教科型では他の教科が 200 点であるのに対して 300 点を，E 入試においても国語 200 点に対して外国語は 400 点を配点している。また，AO マルデス入試においても，英語基礎力審査を行っている。

AO マルデス入試合格者及び指定校推薦試験合格者については，合格決定後，入学準備プログラムを行っている。入学準備プログラムにおいては，経済学・経営学に関するエッセイの要約，課題図書の読書感想文作成，将来についてのドリームシート作成等によって，入学後に向けた学習意欲の増進とともに，経済時事英語についての長文読解，英語の経済用語の課題作成を通じて，英語力の向上を図っている。

【点検・評価】

- **入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係**
- **入学者受け入れ方針と入学者選抜方法，カリキュラムとの関係**

幅広い人材を求めて多様な入試形態を行っていることに対応して，カリキュラムでは，経済学・経営学の基礎的な学力を育成するために，1 年次において全員を対象とした経済学・経営学の入門の科目を配置している。また，入学者の幅広い多様な目標に対応するために，「社会と環境」，「組織と人間」，「企業と戦略」，「金融と会計」，「経済と政策」の 5 コースを設けている。現状において，本学部の教育目標と入学者の受け入れ方針は合致したものになっており，カリキュラムとの接合も十分妥当なものと考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

特に改善の必要はないものと考える。

(3) 入学者選抜の仕組み

【現状の説明】

A 入試，E 入試は，本学部においては専任教員が入試問題を準備し，試験・採点を行い，受験生の得点に基づき本学部教授会において合格者を決定し，本学キャンパス内の掲示板，インターネット上の本学ホームページ及び携帯サイトで合格者を発表している。C 入試，S 入試については，大学入試センター試験の受験生の得点に基づき教授会において合格者を決定し，本学掲示板・ホームページ・携帯サイトで合格者を発表している。また，各試験の志願者数・受験者数・合格者数・科目別平均点・合格最低点等の受験情報について，大学案内・ホームページ等において公開している。AO マルデス入試については，専任教員からなるチームが書類審査・資料理解力審査・英語基礎力審査の結果を，事前に決定した基準に基づいて点数化し，受験生の得点に基づき 1 次審査の合格者を教授会において決定する。2 次審査は，討論力審査・自己表現力審査を，各受験生について事前に定めた基準に基づいて複数の専任教員が行い，受験生の得点に基づき教授会において合格者を決定し，本学掲示板・ホームページに発表している。推薦入試については，事前に推薦基準を指定校及び成蹊高等学校に示し，指定校の学校長及び成蹊高等学校長からの推薦と，推薦入試の結果を踏まえて，教授会において合格者を決定し，学長を通じて各学校長に通知している。

【点検・評価】

- **入学者選抜試験実施体制の適切性**
- **入学者選抜基準の透明性**
- **入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況**

A 及び E の一般入試，AO マルデス入試，推薦入試のいずれについても，本学専任教員によって適切に実施されていると考える。また，合否判定も，受験生の得点に基づき教授会において決定し，受験生に通知する体制が適切に行われていると考える。

学部内においては，すべての入試について，一人一人の得点に基づき教授会において合格者を決定しており，選抜基準の透明性，入試結果の公正性・妥当性についても十分確保されていると考える。

受験生に対しては，A 入試と E 入試については受験生本人の申し出によって，本人の成績及び合格最低点を知らせている。また，C 入試と S 入試も含め，大学案内・ホームページにおいて前年度入試の平均点とともに，合格最低点を公表している。AO マルデス入試ではその審査対象が，推薦入試では推薦基準がそれぞれ公開されており，選抜基準の透明性は確保されていると考えられる。

本学部入試委員会と本学部教授会のみならず，全学入試委員会及び入試センターにおいても，入学者選抜における実施の適切性，選抜基準の透明性，その結果の公正性と妥当性の確保のために，それぞれの入試ごとに検討を行っている。

このように，本学部の入学者選抜の仕組みの下に，入学者選抜試験実施体制の適切性，入学者選抜基準の透明性はともに確保されており，入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムも機能している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

特に改善の必要はないと考える。

（4）入学者選抜方法の検証

【現状の説明】

入試問題に関する出題内容の適否の検討，正答の妥当性の再確認，入試終了後に寄せられる高等学校，予備校及び受験生からの質問への柔軟な対応を迅速に行うために，以下のような方策を採用してきている。

A 入試の出題では，出題関係者による問題作成時での綿密な検討はもちろんのこと，入試終了後においても検討を重ねている。また，学部内独自の点検方法を採用し，出題に関わらない教員によって，問題にミスが発生しないようにチェックを行っている（これらのチェックを「学部内チェック」と呼んでいる）。さらに，選択科目及び出題者から要請のあった科目については，本学の他学部と相互的に出題内容の適否及び正答の妥当性を確認し合うチェック（「他学部チェック」という）も併せて行っている。

C，S 入試では，入試終了後において，入試問題に関する検討は行っていない。

2008 年度入試より開始された E 入試については全学的な出題体制をとっており，学部内チェックは行っていない。

AO 入試の出題では，A 入試とほぼ同様の学部内チェック体制が敷かれている。他学部チェックは行っていない。

内部推薦入試及び指定校推薦入試では，45 分間の講義の後にレポート作成をする方法によって選抜を行っているが，実際に講義を行う出題者も加わって検討が行われているために，学部内チェック，他学部チェックは，どちらも行っていない。

【点検・評価】

➢各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

A 入試では，学部内チェック及び他学部チェックに基づく入試問題の検証が行われており，出題ミスの事前防止に役立てられている。また，AO 入試では学部内チェック体制が導入され，適正な選抜のために一定の効果を上げている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

受験者数が多く，社会的影響力も大きい A 入試及び E 入試の出題に関しては，現在でも周到かつ緻密なチェック体制を敷くべく努力がなされているが，それでも 2006 年度にはいくつかの出題ミスが発生した。本学部及び出題者による出題形式の工夫を追求することに加えて，より一層のチェック体制の充実が求められる。

（5）AO 入試（アドミッションズ・オフィス入試）

【現状の説明】

本学の AO 入試は，AO マルデス（The Multi-Dimensional Entrance Examination for Seikei University）入試との名称で，4.2.1 の（1）で説明した基本コンセプトにかなう学生を受け入れるための審査を主眼に置いている。まず，7 月と 9 月に行われるオープンキャンパスにおいて，「AO マルデス入試ガイダンス」，「教員による個別相談」等により，広く受験生に情報提供し，アドミッション・ポリシーの周知及び理解を促している。

入学選考プログラムの 1 次審査では，書類審査・英語基礎力審査（2006 年度までは英文理解力審査）・資料理解力審査（2007 年度までは講義理解力審査）を行い，合格者を選考する。英語理解力審査では，英語学

習に対する積極的な取り組みを評価するために，資格試験による当審査免除制度を設けている。3 つの審査により，基礎学力，何事にも真摯に積極的かつ主体的に取り組む意欲及び講義等を深く理解できる能力等を選考している。2 次審査では，自己表現力審査と討論力審査（外国人及び社会人受験生は除く）を行い，合格者を選考している。ここでは，演習等の授業を牽引し，ディスカッションを促す能力等を審査している。

合格者に対しては，課題図書，エッセイの要約や経済時事英語の内容を含んだ入学準備プログラムを提供している。これは，本学部で必要とされる前提知識を入学前に徹底することを意図しているが，同時に，合格発表から入学までの期間に勉学意欲を継続させるのに役立っている。

【点検・評価】

➢AO 入試（アドミッションズ・オフィス入試）を実施している場合における，その実施の適切性

AO マルデス入試では，一人一人の受験生の「顔が見える入試」を目指し，受験生の基礎学力に加えて多面的な能力を審査し，同時に本学の少人数教育の理想を叶えるために，豊かな個性と広い視野，オリジナリティを備えた人材を求めている。オープンキャンパスにおける豊富な情報提供，2 回にわたる審査における受験生との直接的なコミュニケーションにより，求める人材に近い学生を適切に受け入れることができている。

昨今問題視されている入試制度の多様化に伴う基礎学力低下に鑑みて，本学部では，書類審査において，高等学校での学力を示す調査書を審査対象としている。また，英語基礎力及び資料理解力の両審査により，文章等を深く理解する能力，図表等で示される論理を把握する能力及び解答を的確な形式で表現する能力を備えた学生を選考できている。

審査の客観性を保つために，複数の教員により，個々の受験生の声に耳を傾け，自己表現力及び討論力の審査を正当な基準に依拠し，慎重かつ時間をかけて行う選考方式を採用している。

当選考を経て入学した学生の成果に関しては，他の選考形式を経た学生と比較して，若干，成績（GPA）が低いという問題点が指摘される。この点に関しては，選考プロセスの吟味及び変更をもって対応を進めている（次項参照）。

【将来の改善・改革に向けた方策】

AO 入試により，アドミッション・ポリシーにかなう学生を受け入れることができているが，その反面，当入試による学生の入学後の成績（GPA）は，他の入試形態の受け入れ学生と比較して，若干芳しくないことも事実である。その一因として，当該学生について，長文や図表の理解力及び論理表現力が相対的に劣ることが挙げられる。そこで，2007 年度から受験生のこれら能力を審査するために，「講義理解力審査」を改め，「資料理解力審査」の実施を開始した。当審査の成果を分析し，改善を進めることが，さらなる課題である。

英語基礎力審査では，資格試験による受験免除制度を設けており，免除者には当審査受験者が獲得した最高得点が与えられる。しかし，昨今の資格試験制度の多様化に伴い，受験する資格の種類によりその能力に格差が見受けられる。そのため，2010 年度からは免除制度を廃止し，すべての受験生に英語基礎力審査を受験させることを予定している。

（6）入学者選抜における高・大の連携

【現状の説明】

本学部では，高・大の連携による入学者選抜として，本学部が指定した高等学校からの推薦（指定校推薦）に基づく選抜と，成蹊高等学校からの推薦（内部推薦）に基づく選抜という，2 つの推薦入学の制度を設け

ている。

高校生への進路相談・指導の機会としては，オープンキャンパス（1 年に 6 日程度）と，高等学校での模擬講義のための講師の派遣（1 年に 10 件程度）が挙げられる。

【点検・評価】

➢推薦入学における，高等学校との関係の適切性

指定校推薦の入学制度においては，出身高等学校別の学生の入学後の成績及び本学部への推薦の実績数に基づいて，毎年，（依頼数の増減を含む）推薦枠の見直しを行っている。ここ数年間，学業成績を入学経路別の平均で比較すると指定校推薦での入学者がトップであるが，それは，このような推薦枠の継続的な見直しにより，優良な指定校先を確保してきたことも大きな要因となっている。ただし，指定を外されたために強い不満を表明する高等学校があることも事実である。

次に，内部推薦の入学制度に関する成蹊高等学校との関係について述べる。同じ成蹊学園の中の間柄とはいえ，特に入学試験に関しては，公正で厳格な関係であるべきとの立場で本学部は成蹊高等学校に対して接してきた。例えば，ここ数年間，内部推薦者の入学後の成績は十分には良好でないこと，内部推薦での入学の内定後に入学辞退があったことなどに関し，本学部は成蹊高等学校に対して今後の改善を求めてきた。

➢高校生に対して行う進路相談・指導，その他これに関わる情報伝達の適切性

本項目では，表題に関して，成蹊高等学校と他の一般の高等学校を区別せずに点検・評価を行う。

年 4 回 6 日程度実施しているオープンキャンパスでは，高校生向けに，本学部のカリキュラムに関する説明会や AO マルデス入試に関する説明会を設けている。また，このような全体説明会だけでなく，進路決定や入学試験対策のアドバイスを求める高校生からの個別の質問や相談に対して，学部の専任教員が答える個別相談のコーナーも設けている。これらの全体・個別の説明会について，来場者にアンケートで尋ねたところ，「概ね満足した」との回答が多く寄せられている。

模擬講義のための高等学校への講師の派遣は，主に高等学校からの要請に応じたものではあるが，現役高校生に経済学や経営学がどのような学問かを伝える良い機会になっている。ここ数年間，1 年に 10 件程度，都内の高等学校を中心に講師を派遣しているが，これは，本学部の規模を考えると十分な派遣数だと言えよう。

最後に，間接的な情報伝達の手段として，ウェブサイトを通じての入試広報を行っている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

指定校推薦の入学制度に関しては，上で述べたような推薦枠の見直し制度及びその基準について，高等学校側への周知に努めてきた。指定を外されたために強い不満を表明する高等学校に対しては，高い透明性を確保するために，より一層の情報開示努力を行う必要があるだろう。そのことにより，指定枠が削減された高等学校への説明責任が果たされるだけではなく，より優秀な生徒が推薦される効果があると期待できる。

オープンキャンパスや高等学校での模擬講義への講師派遣に関しては，特に改善すべき点は見当たらない。

（7）外国人留学生の受け入れ

【現状の説明】

本学では，教育研究を活性化させる観点から受け入れ方法の多様化を図っており，AO マルデス入学試験に

おいて外国人特別受験（募集人員：若干名）を実施している（ちなみに，AO マルデス入試では，一般受験，外国人特別受験以外に，帰国生を対象とする帰国生特別受験，社会人を対象とする社会人特別受験も実施している）。AO マルデス入試外国人特別受験の出願資格は，①出願時において日本国籍を有しない者，②外国において通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（修了見込みの者を含む）または本学が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者，③勉学を目的として日本に在留することができる者，の条件をすべて満たす者としている。入学者の選抜は，本学部においては 1 次審査として，主に志望理由書，活動報告書等出願書類を対象とする書類審査，資料理解力審査（2007 年度以前は講義理解力審査），英語基礎力審査（2006 年度以前は英文理解力審査）を課し，1 次審査合格者を対象に，2 次審査として個人面接形式で，志望理由書，活動報告書等の内容を中心に行う自己表現力審査を課すという 2 段階選抜方式により行っている。

本学部の AO マルデス入試外国人特別受験の 1 次審査受験者数は，2003 年度 0 名，2004 年度 4 名，2005 年度 5 名，2006 年度 4 名，2007 年度 10 名，2008 年度 1 名であり，2 次審査合格者数，入学者数は，ともに 2003 年度 0 名，2004 年度 2 名，2005 年度 2 名，2006 年度 1 名，2007 年度 0 名，2008 年度 0 名となっている。

なお，本学では，外国人留学生の受け入れは協定留学生の受け入れという形でも行われている。協定留学生は特定の学部に所属することが望ましいが，現状では，多くの協定留学生は国際教育センターに所属し，その傍らで各学部開講科目を履修している。本学部の授業科目を履修した協定留学生は，2004 年度 4 名，2005 年度 1 名，2006 年度 7 名，2007 年度 3 名，2008 年度前期 2 名である（詳細については 3.1.1.3 を参照）。

【点検・評価】

➢留学生の本国地での大学教育，大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生の受け入れ・単位認定の適切性

AO マルデス入試外国人特別受験においては，書類審査や資料理解力審査（2007 年度以前は講義理解力審査），英語基礎力審査（2006 年度以前は英文理解力審査），自己表現力審査を通じて，学力審査のみならず，文章や口頭での表現力などの能力も含めて審査することで，留学生の本国地での大学教育，大学前教育の内容・質の認定を多元的に行っていると評価できる。このように，AO マルデス入試では，従来の学力試験では測ることのできない文章の能力や表現力なども審査する多元的な入試の特性を最大限に生かし，適切な外国人留学生の受け入れに成功している。実際，実質競争倍率でも厳しい選抜になっており，そのような観点からも，適切な外国人留学生の受け入れを実施していると言える。なお，AO マルデス入試外国人特別受験の入学者の外国人留学生と他の入学者の間で単位認定の取り扱いに差はなく，適切に行っている。

また，協定留学生についても，国際教育センターと緊密な連携をとりながら，本国地での大学教育，大学前教育の内容・質の認定の上に立って，受け入れを適切に行っている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記のように，外国人留学生の受け入れは適切に行われており，当面，改善・改革すべきことは特にはないと考える。

（8）定員管理

【現状の説明】

本学部では，2004 年からの学科統合に伴い，入学定員及び収容定員を変更した。学科統合の初年度にあたる 2004 年度は，2000 年度以降に始めた臨時定員増の調整年度の最後の年でもあった。すなわち，1999 年度

の 490 名（経済学科 290 名，経営学科 200 名）から漸次減じて 2003 年度には 446 名に，さらに，経済経営学科初年度の入学定員については 435 名とした。この定員を固定して，完成年度（2007 年度）における収容定員を 1,740 名と設定し，現在に至っている。

表 4.1 は 2008 年 5 月現在の入学定員，在籍者数の現況を示したもの，表 4.2 は 2003～2008 年度の入学者と入学定員の推移を示したものである。表 4.1 に見えるように，統合した新学科は 2007 年度に完成年度を迎え，旧 2 学科の在籍学生は 24 名を残すのみとなっている。

なお，本学部では当該期間中，編入学生を受け入れていない。

表 4.1　入学定員及び在籍者数

学　科	入学定員	編入定員	収容定員	在籍学生数	B/A	在籍学生数							
			総数	総数		第1年次		第2年次		第3年次		第4年次	
			(A)	(B)		学生数	留年者数（内数）	学生数	留年者数（内数）	学生数	留年者数（内数）	学生数	留年者数（内数）
経済学科	-	-	-	14	-	-	-	-	-	-	-	14	14
経営学科	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	10	10
経済経営学科	435	-	1,740	2,072	1.19	527	-	465	2	514	5	566	57
計	435	-	1,740	2,096	1.20	527	-	465	2	514	5	590	81

表 4.2　入学者と入学定員の推移

	2003年度※	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	入学定員に対する入学者数の比率（2003～2008年平均）
入学者(A)	518	471	527	516	467	527	
入学定員(B)	446	435	435	435	435	435	
A/B*100	116.1%	108.3%	121.1%	118.6%	107.4%	121.1%	115.7%

※経済学科，経営学科の合計

【点検・評価】

➢学生収容定員と在籍学生数，(編)入学定員と(編)入学者数の比率の適切性

学生収容定員と在籍学生数の比率については，2002 年度において前者が 1,927 人であったのに対して後者は 2,279 人で，超過率は約 18%であった。これに対して 2008 年 5 月現在で在籍学生数（2,072 名）の収容定員（1,740 名）に対する超過率は，約 20%である。したがって，この間この比率は改善されていないと言える。その最大の原因は，合格者の歩留まり予想と結果の誤差にあり，表 4.2 に示されるように，年度ごとに入学者の変動が見られる。特に 2008 年度については E 入試（全学部統一入試）の導入もあって，2006 年度以降の入学者数の漸減傾向が多少とも逆転し，2008 年度の 4 年次の留年者の多さ（新学科生 57 名と旧学科生 24 名）とともに，在籍学生総数を押し上げた。後者については，新カリキュラムにおいては進級要件を課しておらず，成績不良学生が留年者として 4 年次以降に滞留している。

とはいえ，この超過によってクラスや授業の運営に支障を来してはいない。入学定員と入学者数の比率についても，上記のようにある程度の変動はあるものの，学科統合の前後でそれほど違いはなく（平均超過率

115.7%），許容範囲を超えるものではないと考える。

➢著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性

上記のとおり，欠員も著しい定員超過も生じていないと考える。

【将来の改善・改革に向けた方策】

比率については許容範囲を超えるものではないとはいえ，学生収容定員と在籍学生数の比率の適正化に努めることが望まれる。その改善は，基本的には入学定員と入学者数の比率の改善であり，したがって入学者歩留まり予想の成否に依存している。そのために，今回得られた初回 E 入試結果の諸データを踏まえつつ，歩留まり予想についての一層の精緻化を目指し，A 入試，C 入試及び E 入試を巡る受験生の相関的・全体的な動きについてのより的確な把握に努めるべきである。

（9）編入学者，退学者

【現状の説明】

今回の自己点検・評価対象期間中は，編入学の募集を行っていない。また，転科学生は 2003 年度以降 1 名もなかった。転部学生は 2 名（2007 年度 1 名，2008 年度 1 名）おり，いずれも本学理工学部からの転部であった。退学者数（除籍者数を含む）の推移は，下表のとおりである。

表 4.3　退学者数(除籍者数を含む)の推移

	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
経済学科	6(1)	3(0)	12(2)	8(1)	3(0)
経営学科	2(0)	0(0)	6(3)	3(0)	2(0)
経済経営学科	―	6(0)	5(0)	11(1)	16(5)
計	8(1)	9(0)	23(5)	22(2)	21(5)

※(　)内は除籍者の数
※学籍異動日でカウント

【点検・評価】

➢退学者の状況と退学理由の把握状況

退学者の全体数の推移には増加傾向が見られるが，退学理由について見ると，進路変更，家庭の事情などの退学者本人の個人的なものが大半であり，従来からの変化はない。また，除籍の理由はほとんどが納付金滞納によるものである。例年 4 年次以降の学生の退学者数が多い。これについては 2007 年度が新学科の完成年度にあたること，そして新カリキュラムにおいては年次ごとの進級要件がなく，ストレートに 4 年次まで進む制度であるために，未履修科目の負担が多かれ少なかれ過重に累積してしまう学生がいることが要因であると考えられる。だが，退学理由を見ると，1 年次の退学者の退学理由と同様に，一身上の都合などが大半で，特に新たな制度ないしカリキュラムに固有の問題とは考えにくい。

なお，本学部では AAB 委員会（Academic Advisory Board）による学修指導や退学勧告制度により，学修状況の管理・改善に努めている。退学勧告制度は，学期ごとの修得単位数が 3 学期連続して 8 単位未満の学生

または学期ごとの GPA が 3 学期連続して 1.0 未満の学生に対して実施するものである。しかし，これは成績不良学生に対して退学を迫ることそれ自体を目的としているのではなく，運用にあたっては学業意欲を高め，良好な学生生活に立ち戻ることを促すことを主眼としている（3.1.1.2 の（3）を参照）。したがって，表にある退学者数とは基本的には無関係である。

➢編入学生及び転科・転部学生の状況

転部審査にあたっては，カリキュラム等の制度面と転部志望学生の能力・適性・意欲について慎重に行っている。上記 2 名の転部学生は学修上の問題もなく，転部は好結果をもたらしているものと考える。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記の「編入学生及び転科・転部学生の状況」については特に問題はない。「退学者の状況と退学理由の把握状況」については，学生の一身上の事由に関わる事柄については基本的に対応不能であるとはいえ，引き続き AAB 委員会並びに退学勧告制度等を通じて，問題を抱えた学生に対する学修及び学生生活面でのマンツーマンのきめ細かな指導にあたり，退学者数の引き下げに努めることが肝要であると考える。

4．2．2　工学部

（1）学生募集方法，入学者選抜方法

【現状の説明】

工学部で 2004 年度まで実施してきた学生の募集方法は，以下のとおりであった。

① 一般入学試験(A 方式)：　「数学」,「理科」,「外国語(英語)」の 3 教科総合点によって判定する。

② 一般入学試験(C 方式)：　大学入試センター試験を利用し,「数学」,「理科」,「国語または外国語」の 3 教科総合点によって判定する。教科の組合せは学科によって若干異なる。本学部では 1997 年度より導入した。

③ 指定校推薦：　本学部が指定した高等学校の生徒で，定められた推薦基準を満たし，かつ，校長の推薦する者を面接によって判定する。

④ 内部推薦：　成蹊高等学校の生徒で，定められた推薦基準を満たし,かつ，校長の推薦する者を面接によって判定する。

⑤ AO マルデス入試：　2003 年度入試より導入された。ペーパー試験では測りきれない，1）広い視野と深い考察力，2）柔軟な発想力，3)興味と意欲，4）解析・考察する能力を備えた学生を求めて行う。1 日目に実験または演習による実技／思考力審査を，2 日目に面接を行い，それらの総合点によって判定する。

⑥ 海外帰国生特別選抜試験：　定められた出願資格を満たす者について，書類審査と質疑応答審査によって判定する。この入試は，前身の海外帰国子女入学生試験を 2001 年度より名称変更したものである。

⑦ 社会人特別選抜試験：　定められた出願資格を満たす者について，書類審査と発表・質疑応答審査によって判定する。本学部では 1996 年度より導入した。

【点検・評価】

➢学部等の学生募集の方法，入学者選抜方法，殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には，その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

1997 年度の C 方式入試の導入により，1998 年度に受験者数の増加を見たが，以後は全体的に減少し，2004 年度ではその 78%までになった。

本学部では，学科による入学後の学習内容の違いを勘案して，一般入試（A,C 方式）における理科及び数学の入試科目設定が微妙に異なっていた。このため，本学部の複数の学科を併願して受験することができなかった。

指定校推薦による入学者は，堅調に推移していた。これは，受験生や入学者の出身校や成績などを調査し，推薦依頼する高等学校の選別を図った努力の結果である。全体的に指定校推薦による学生は入学後も良好な成績を修めていることから考えて，適切な入試方式と考えられる。

成蹊高等学校からの本学部への推薦入学者数は少ないが，概して優秀な成績を修め，大学院へ進学している者が多い。

社会人特別選抜及び帰国生特別選抜による入学者は，例年数名程度で，特に問題はなかった。

【将来の改善・改革に向けた方策】

社会に少子化と理系離れが進行する昨今，理工系の入学者選抜で入学者の質と量を維持するためには，本学部の存在を社会及び受験生にアピールするとともに，入試選抜方法の多様性を充実させていく必要がある。

（2）入学者受け入れ方針等

【現状の説明】

入試方法によって，注目する学生の資質に多少の違いがあるが，基本的に本学で学ぶことにより成長が期待される学生を受け入れられるよう努めてきた。

A 方式及び C 方式は，ペーパーテストで各科目の学力を見るものである。A 方式は全問記述解答形式及び記述式を含むマークセンス方式試験であり， C 方式は大学入試センターが実施するマークセンス方式試験の結果を利用している。推薦入試では，指定校及び内部推薦ともに受験生 1 人に数名の面接試験担当教員が，志望動機や将来の進路の希望などを質問して，適性を判定する。AO 入試では，普通のペーパーテストは行わず，実験課題や問題を審査員の目前で解決させ，その手際や論理性などを採点した。また，学科によっては正解が必ずしも 1 つではない設問に対して時間をかけて解答させることで，思考力を審査しようとした。いずれの場合も，審査員への質問を許しており，問題解決に向けたコミュニケーション能力も評価の対象となった。

【点検・評価】

➢入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係

一般入試（A,C 方式）は既に長い実施歴を持ち，本学の大学教育に耐え得る学力・思考力を見ることを目途として実施してきた。多くの学生がこの試験によって入学しており，学生の受け入れの可否を判断する方式として，一定の機能を果たしていたことは疑いない。また，指定校推薦に関しては，これまでの受験者の志望動向を勘案して，本学部では一部の学科のみを推薦対象とすることもあったが，ほとんどの者が専門教育課程に進んで，実力を伸ばしている。いずれの方式で入学した学生も，本学部の理念・目的にかなう人物に養成できているので，本学の理念・目標に合致した入試方式と考えている。

➢**入学者受け入れ方針と入学者選抜方法，カリキュラムとの関係**

入試制度が多様になり，学生の入学時の既習水準にばらつきが目立つようになった。そのため，大学の入学後の勉学に影響が大きい物理と数学に関しては，入学時に Placement Test を実施し，その結果を用いて，1 年次の履修において実力別のクラス編成をしている。受講者の水準にあわせて効率の高い教育を施し，しかも進級時点で一定の学力水準が確保できるようにしている。指定校推薦や AO 入試によって入学した学生の一部に，この Placement Test の結果が芳しくない者が見られるが，推薦入学者の場合は最後の数カ月における勉強量の差が現れていると推測される。しかし，AO 入試学生については，学力審査を行わずに異なった基準から就学可能性を判定していることの限界なのかもしれない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学部では，推薦指定校を学科単位で選定していたが，理工学部に移行した際に撤廃した。基本的に，学科間での入学者数に大きな隔たりのできないように導いていくことが望ましい。

入学時の学生で学力に格差が大きいことには，実力別クラス編成をした 1 年次のカリキュラムで対応している。こうした対応は上級年次でも望まれる。特に，理科・数学に関しては，演習を充実させて，計算能力を含む基礎学力を鍛錬していく必要がある。

（3）入学者選抜の仕組み

【現状の説明】

入学者選抜は，前年度の 10 月下旬に実施される AO マルデス入試よりスタートする。AO 入試では，通常の学力試験では現れて来ない，実験能力や思考力を見る試験を課していた。続いて，11 月下旬から 12 月上旬にかけて，推薦指定校から推薦された志願者の指定校推薦入試が行われた。年が明けた 1 月中旬に，主に面接試験による本学部志願者に対する内部推薦入試が行われた。1 月中旬の土・日曜日に行われる大学入試センター試験の成績を一般 C 方式入試では利用している。一般入試（A 方式）は，2 月 11 日に実施されていた。

【点検・評価】

➢**入学者選抜試験実施体制の適切性**

A 入試の受験生数は現在より相当に多かったが，入試の種類が少なかったために，入試業務に数多くのマンパワーを注ぎ込むことができたことから，いずれの入試においても大きな問題は生じなかった。

➢**入学者選抜基準の透明性**

A 方式では，複数の採点者を確保して，1 つの問題を最低 2 名で採点する等の工夫を各科目でしていた。出題については，各科目に出題チーフを含めた 3 名以上の出題者が選任されており，問題分野のバランスなども含め相互に問題案を批判的に見ることで，公正性・妥当性を確保していた。

C 方式入試では，大学入試センターより報告されるデータをもとに，入試委員会で合格ラインを設定するのみであり，公正性・妥当性について全く嫌疑の生まれる余地はない。

推薦入試は面接試験を主体とする方式であり，恣意性を排除できないが，審査は複数の教員が担当し，公平を期していた。入学後に成績不振などの問題を持つ学生が出た場合には，それ以後の推薦依頼を取り消すなどの処置に反映されたので，高等学校と本学とで相互の信頼関係を維持させる方向の仕組みがあったと言える。

本学部のAO入試は，受験生に実験をやらせ，その際の準備・手際や思考力，あるいは試験担当者とのコミュニケーション能力などを採点するものである。これは非常に主観の入りやすい選抜方法であるが，多数の教員の採点結果として判定されるので，特定の審査員の意見によって合否が決まる余地は全くなく，適正に実施できていた。

➢入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況

入学者選抜の公正性・妥当性を高めるのには，人力と時間以外に有効な改善法はない。かつて，採点の恣意性や採点ミスを減らすために，マークシートによる採点方式が導入され，採点の負担が軽減されるメリットもうたわれたが，結果として，出題の選択肢を作成する段階でミスが生じた例が多く，発見が容易でないことも分かった。こうしたトラブルには，出題委員以外に問題点検委員を設けることで，ミスを減らす努力をした。

【将来の改善・改革に向けた方策】

課題は理工学部において検討されるが，問題点検委員を増員することが，ミスを減らす上で基本的な解決策となるであろう。

（4）入学者選抜方法の検証

【現状の説明】

工学部時代には事実上，代々の各科目入試出題チーフと出題委員が充分に時間をかけて，試験問題を点検していた。ミスを皆無にするまでの仕組みが存在したわけではなかったが，入試は大変安定して行われ，出題範囲も含めて出題委員間で充分に議論を交わして問題が練り上げられたため，大きなトラブルはなかった。

本学部の受験者数は，どの学科も長期的に見て減少する傾向にあったものの，学科によって多少の差があり，入試制度改革への熱意には温度差があった。しかし，困っている学科の主張にあわせて制度の変更を容認して，本学部全体の志望者数と質を維持するように努めてきたと言える。

入学者数は，全体として本学部の募集定員から大きく外れないように意識されていたが，AO方式，推薦，A方式，C方式など，方式別の入学者数に関して，その数や比率が現在ほどに議論されることはなかった。

一般入学試験（A,C方式）では，例年，合格発表者数と最終的な入学者数との比率に大きな変動があった。毎年，細心の注意を払って予測を行ったが，時として定員の倍近い入学生を受け入れることになったこともあれば，ごく稀に入学生数が定員に満たないこともあった。

推薦入学に関しても明記された厳密な定員はなく，指定校より推薦を受けた受験生を面接し，適性と判定される学生を入学させていた。しかし，指定校推薦者を受け付けた時点で志望学科に偏りが出ることがあり，それがA方式で受け入れる学生予定数に波及し，さらにA方式の合格ラインの変動につながって学科間の違いが拡大される結果となった。そこで，推薦を依頼する高等学校によっては学科指定の枠を設けるなどの対策を講じたこともあり，本学部の入試としてやや統一性に欠けるところもあった。

【点検・評価】

➢各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

以前は，時間的にも人的にも入試問題を練る余裕があった。入試実施担当者は出題ミスに目を光らすよりも，入試出題委員が充分に力を発揮できるよう，作業環境や事務調整に配慮した。いくつかの出題ミスはあ

ったが，事前に発見できたために，出題委員会の外側に新たな検証体制の必要性を感じなかった。

【将来の改善・改革に向けた方策】

出題ミスが社会問題に波及するような昨今の状況を考えると，今後は，出題者と問題検証とを組織的に分けて，批判的に問題の候補を検証することが必要であろう。これらは，理工学部で検討されることになる。

(5) AO 入試（アドミッションズ・オフィス入試）

【現状の説明】

AO マルデス入試は 2003 年度に導入され，本学部としての実施は 2 年間のみである。10 月末の土日の 2 日間をかけて試験を行った。土曜日には，実験・演習等にかかわる実技能力や社会活動・研究活動で必要となる論理的思考力を見ることに特化した試験を行った。そして日曜日には，時間を長めにとった面接試験を行った。本学部のどの学科も，実験能力や学問・科学への興味の深さなどを有する学生を発掘することを目的として，簡単な物理実験，化学実験，論理問題などを課し，他の入学試験とは一線を画した選抜方法をとっていた。面接試験では，志望動機や将来の希望に関する質問に加えて，前日の試験結果と理科あるいは数学に関する一般的内容に対する応答を採点した。基本的には，大学での勉学に必要であるが，学力試験で評価しにくい学生の潜在力を見極めることを主旨とした。

【点検・評価】

- **AO 入試（アドミッションズ・オフィス入試）を実施している場合における，その実施の適切性**

AO 入試による学生で，低学年では勉学にやや遅れをとっていたが，最終的に卒業研究等で研究室のリーダーシップをとるような学生が現れ，これまでの入試とは異なった人材の発掘に成功したと考えている。しかし，制度実施後数年を経て，入学後の成績が芳しくない例が増えている。AO マルデス入試導入時は，受験対策を立て難いと考えていたが，高等学校の進路指導教員や予備校などによって，AO 入試への対策が施されるようになったようである。そして，受験生も入学後のことを考えないで，入学の一手段として，AO 入試に合格するためだけの対策を採るようになったことが，適正な人材発掘を困難にしている原因の 1 つであろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

受験生側の AO 入試対策によって，次第に学生の潜在力を正しく見ることが困難になってきた。大学での勉学に適した学生を正しく評価できるように試験方法を工夫することが求められるが，結局は AO マルデス入試でも，基礎的な学力試験を課したり，高等学校での成績を評価対象とすることによって，大きな判断ミスを避けるようにするしかない。

(6) 入学者選抜における高・大の連携

【現状の説明】

高校生に対しての進路相談・指導は，工学部時代に既に現在とさほど変わらない規模で行われていた。例えば，オープンキャンパスや業者が行っている関東近郊の大学説明会・系統別説明会，そして本学部が企画するレクチャーデリバリーに，本学部教員が高等学校まで出講していた。さらに，入試センター職員は全国各地で開催される進学説明会に出張して，本学の広報活動を全学的に行っていた。

それ以外にも，高校生あるいは教員を対象として，一日体験化学教室（主として応用化学科），基礎コンピュータ演習（物理情報工学科），また，オープンキャンパスにおける研究室公開等を，各教員あるいは学科の負担のもとに行っていた。

【点検・評価】

➢推薦入学における，高等学校との関係の適切性

指定校推薦に関しては，高等学校との間の紳士協定とも言えるような信頼関係のもとで粛々と行われた。所定の成績・人物等の基準を満たしている在学生を推薦指定校の校長名で推薦してもらい，それを尊重して面接試験のみを行い，特に問題がない限りは入学を認めていた。推薦を依頼する高等学校に毎年若干の変更があったが，それまでの推薦実績によるものであり，これも信頼を強化する方向に働いていた。しかし，他大学も推薦入学生を重視する方向にシフトしているので，推薦入試においても学力の高い学生を確保するのが，今後は次第に難しくなるであろう。

指定校推薦入学は，本学部の最終期においても推薦希望者を減らすことなく，全体として 100 名前後で推移していた。これは，絶えず推薦指定校のリストを見直し，本学工学部の方を向いていると思われる高等学校をリストに加えてきた努力の結果であると考えている。

一方，成蹊高等学校からの推薦入試者数は，本学部最終期においては希望者が 10 名前後にまで減ってしまった。この現象は，成蹊高等学校における生徒の理系離れの実情によるものが大であると推察されるが，同校の進路指導方針によるところもあると思われる。

➢高校生に対して行う進路相談・指導，その他これに関わる情報伝達の適切性

高校生に対する進路相談・指導に関しては，工学部時代において既に，現在とあまり遜色のない体制で実施しており，業者が設定する大学説明会，系統別説明会，それに工学部自らが企画立案したレクチャーデリバリーに，教員自らが積極的に赴いていた。また，体験教室や基礎コンピュータ演習なども高校生あるいは教員との距離の近いところで質問を受けながら，専門分野や大学に関してやさしく説明しており，当時としてはかなり進歩的な情報発信活動を行っていたと言える。本学部の最終期には，本学部の教員が各高等学校の進路指導担当者を訪問して面談するなど，本学部をアピールする戦略もとられていた。高等学校の教員と面識を得ることは，学生の入学後の教育指導で効果があり，実際，推薦入学者も増やすことはできた。しかし，労力に見合うほどには受験生や推薦志望生の増加につながらず，訪問の効果は小さいと判断して，理工学部スタートとともに中止された。

【将来の改善・改革に向けた方策】

各学科で行っていた広報企画を，実施規模を大きくして学部のイベントにするよう，工学部当時から言われていた。例えば，学科独自で様々な体験教室を実施しても，期日や方針など学部としての一貫性がないと大きく報道されないために，注目されにくかった。

また，推薦入学者及び AO 入試合格者には，入学前に起きがちな学力停滞を予防するために，入学準備プログラムを課している。これをより実効のあるものにするには，プログラムの内容を入学者の実力に合わせて実施するなど，入学予定者へのきめ細かい対応が必要である。

(7) 外国人留学生の受け入れ

【現状の説明】

外国籍を持つ受験生のための入試として，選抜入試を実施したことはない。また，本学部に在籍した留学生は少なく，多くて年に 1～2 名であった。理工学部に改組された際に，定められた出願資格を満たす者について，書類審査と質疑応答審査によって合否を判定する外国人特別選抜入試が導入されている。

【点検・評価】

➢ 留学生の本国地での大学教育，大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生の受け入れ・単位認定の適切性

工学部時代に在学した留学生は協定留学生であったので，送り出す大学側で，人物・学力・語学力等は既に保証されていた。留学生の本国地での大学教育や単位認定には，全く問題はなかった。

【将来の改善・改革に向けた方策】

国際化が急速に進む状況に鑑み，実施状況を常に点検し，必要に応じて制度を整備していく必要がある。

(8) 定員管理

【現状の説明】

21 世紀知識基盤社会における科学技術の社会的要請に応えるために, 2005 年度に工学部を理工学部へと改組した。これに伴い，工学部学生の募集は，2004 年度をもって停止となった。最後の数年間の入学者数は，表 4.4 に示すとおり，学科によって入学者に多少の変動はあったが，定員の約 1.0 倍から 1.3 倍に収まっていた。

表 4.4　入学定員に対する入学者数の比率の推移

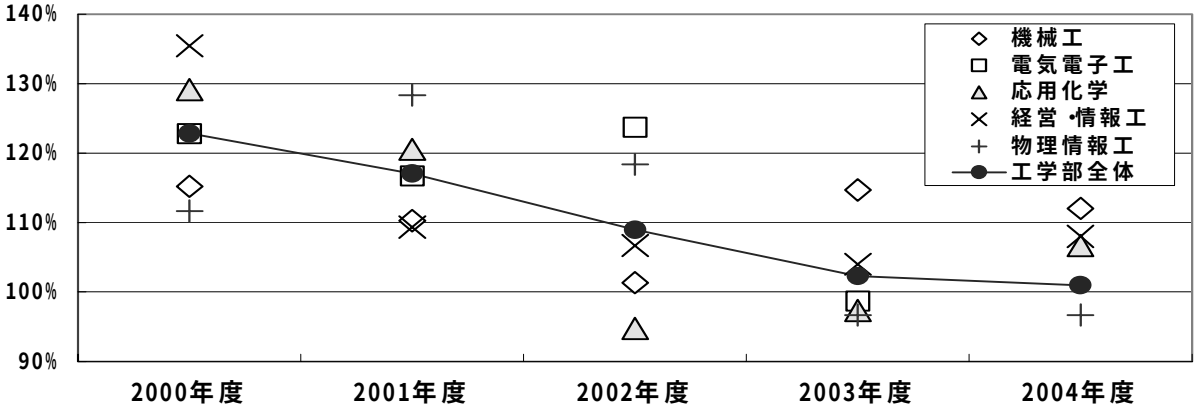

【点検・評価】

➢ 学生収容定員と在籍学生数，(編)入学定員と(編)入学者数の比率の適切性

定員管理に特段の問題はなかったと考える。

➢ 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性

該当しない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

理工学部において対応がなされる。

(9) 編入学者，退学者

理工学部の項で述べる。

4．2．3　理工学部

(1) 学生募集方法，入学者選抜方法

【現状の説明】

理工学部では，2008 年度入学者選抜にあたって，学生募集方法としては大きく分けて，入試によるものと推薦によるものを設定した。入試方式では，本学独自の入試と大学センター試験を利用した入試に分けられる。本学独自の入試としては，A 方式，E 方式，AO 方式（帰国生・外国人・社会人特別受験を含む）の 3 種類，大学入試センター試験利用の入試には C 方式と S 方式の 2 種類を実施した。

A 方式は「数学・理科・英語」の 3 教科型入試で，本学部独自の作問である。E 方式は 2008 年度入試から導入された 2 教科型の全学部統一入学試験で，本学部志願者は「英語・数学」を受験しなければならない。このうち英語受験は全学部共通であるが，数学受験を指定したのは 2008 年度においては本学部のみであるため，数学の作問は本学部で行った。AO 方式の一般受験は，学科独自の実技／思考力審査と面接審査による選抜である。AO 方式の中で行われる帰国生・外国人特別受験は書類審査と質疑応答審査，社会人特別受験は書類審査と口頭発表・質疑応答審査による選抜である。C 方式は「数学」・「理科」・「国語または外国語」の 3 教科型入試，S 方式は「数学」・「理科」・「地理歴史または公民」・「国語または外国語」の 4 教科で「理科」のみ 2 科目受験を必要とする 5 科目入試である。なお，S 方式の合格者は，全員が学修支援奨学金給付対象者となる。これらの入試の中で AO 方式は 10 月下旬の実施で，11 月中旬に合格発表が行われる最も早い入試である。他の入試は E 方式，C 及び S 方式，A 方式の順で行われ，いずれの入試も併願可能である。A，C，S 方式では，複数学科志願も可能としている。ただし，A 方式では複数学科に志願した場合でも，合格を出すのは最大 1 学科のみである。

推薦入学では，成蹊高等学校からの推薦（内部推薦）と指定校推薦を実施した。本学部への成蹊高等学校からの推薦志願者数はここ数年伸び悩んでいるところであり，2008 年度も本学部全体で 3 名という結果であった。また，特定の成績基準を満たし，指定された期間内に申し出れば，他大学を受験しても本学への推薦を受け入れるという新しい制度が導入されたが，本学部では該当する志願者はいなかった。

指定校推薦では，新規指定校 11 校を含む 336 校 407 名を推薦依頼し，117 名の応募があった。2008 年度入試では過去 8 年にわたって推薦生のいなかった高等学校への推薦依頼を止めた。推薦のない空白年数がどのくらいで指定を解除するかについては慎重に検討した結果であるが，この基準を受けて，事実 5～7 年推薦のなかった高等学校 6 校からの推薦があった。

2008 年度入試で設定した本学部各学科の募集定員及び入試経路別募集人数を，下表に示す。

表 4.5　募集定員及び入試経路別募集人数

	学科	定員	AO	推薦	E方式	C方式	S方式	A方式
募集数	物質生命理工学科	120	10	35	10	22	3	40
	情報科学科	120	10	32	10	25	3	40
	エレクトロメカニクス学科	120	10	32	10	25	3	40
	計	360	30	99	30	72	9	120

【点検・評価】

➢学部等の学生募集の方法, 入学者選抜方法, 殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には, その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

現状で述べたように，A，E，AO，C，S の 5 つの方式の入試を実施している。A 方式は各学科に必要な総合的な学力を 3 教科で試験するものであり，本学部の選抜方式の根幹をなすものである。また，推薦入学者の基準についても，本来はこの A 方式で十分に合格できる水準の学生を獲得するために定められていると考えている。大学入試センターを利用する C 方式は，地方の高校生にも本学部を志願するチャンスを全国的に広げることを目的としている。したがって，A 方式，C 方式，推薦を合わせて前表のように全体の 8 割を占める募集数を設定することは，少なくともこれまでは妥当と考えられる。

AO 方式については 4.2.3 の（5）で詳細を述べるが，本学部にとっては，各学科の特徴ある教育を受けるに値する学生を獲得するためには必要な入試である。

C 方式と同様に大学入試センター試験を利用する S 方式については，合格者を全員奨学生待遇で受け入れることから，予算措置の関係上少ない定員となっているが，合格者には各学科で中心的な存在になって欲しいという期待がある。この S 方式は，2008 年度入試で導入 2 年目である。前年度は各学科 6 名の合格者を出したが入学者はいなかったため，2008 年度入試では各学科 11～12 名の合格者を出したところ，物質生命理工学科 2 名，情報科学科 4 名，エレクトロメカニクス学科 2 名が入学した。事実上，S 方式の合格ラインを 2 年目に下げた形であるが，他方式の合格者に比べて奨学生待遇に相応しいレベルに合格ラインを設定している。今後の S 方式の意義について期待どおりであるかを検討するために，今回入学した学生をはじめとして追跡調査が必要である。

2008 年度入試から新たに導入された E 方式については，基礎学力重視という全学的な共通意識から，本学部では英語と数学の 2 教科入試となった。基礎学力重視の観点と将来他学部が数学受験に参入しやすい形をとるため，マークセンス方式の解答形式と記述解答形式が混在する出題を行った。これが A 方式と異なる大きな特徴である。A 方式が最も遅い時期に行われる入試であることも影響して，ここ数年 A 方式の競争率が下がる傾向にあり，2008 年度は 2.9 倍であった。C 方式の競争率は 3 倍から 4 倍を変動している。このような状況の下で，E 方式の競争率が A 方式や C 方式と比べてあまり高くならないように募集定員を 10 名と設定した。結果として 2008 年度の競争率は 4.2 倍，各学科の入学者は 12 名～16 名となり，初回の入試としては募集定員を満たすことができた。ただし，基礎学力重視とはいえ，理数系科目としては数学のみでの選抜であるため，今後各学科での入学者の学修状況を追跡していく必要がある。

成蹊高等学校からの内部推薦者数は，2008 年度も本学部全体で 3 名と非常に少なかった。これについては成蹊高等学校の進路指導担当教員とも懇談の上，本学部の広報活動を成蹊高校生に対して一層拡充する必要があることを確認した。

2008 年度の推薦指定校の選定にあたっては，過去の入学者の高等学校別学修状況の追跡調査を行い，新規指定校や指定校解除の検討を慎重に行った。今後，同様のデータ分析を継続し，一般入試入学者で学修状況

が良好な高等学校については，過去に指定を解除された高等学校も含めて指定する。また，今回，新しい試みとして，普通科と工業科の中間的な高等学校である，都立科学技術高等学校（共学）を新たに指定校に加えた。工業高等学校に関しては，理工系分野への大学進学を考えている高校生もいるとの調査報告を受け，今後推薦に加えていくことを検討する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生の受け入れ方針は学部のあり方を決定する極めて重要な要素であるとの視点に立ち，学生受け入れポリシーの一層の明確化，入試と入学後の学業との整合，入試における透明性のさらなる向上に努める。第 1 点に関しては，優れた学力の学生とともに，一定の学力レベルを維持した上で，できる限り多様な才能を有する学生を集める方針をさらに明確にし，各方式でこれを具体化する。第 2 点に関しては，多様化する入試方式において，学力以外の能力を問う入試方式での入学者の学力の問題や，未履修の数学及び理科科目などに伴う問題を軽減し，すべての学生が脱落することなく学業を続けられるようにするために，入試問題，事前学習指導，カリキュラム編成，授業方法などを総合的に勘案し，方向づけすることに努める。第 3 点に関する大きな問題としては，入学定員と実際に入学する学生数との間に乖離があることである。これは，合格者に対する入学者の割合が年度ごとに大きく変動する中で極めて困難な問題を含んでいるが，長期的なデータの蓄積，外部情報の収集の強化による予測精度の向上を目指し，できる限りの低減を行う。また，以上の諸点を含む入試情報の適切な開示を行い，より多くの受験生に理解される学生受け入れ態勢とすることを目指す。

本学部各学科にとって相応しい学生を獲得するために，新しい入試方式を導入することは継続的に検討する必要がある。ただし，入試方式を細分化し過ぎて方式別定員が小さいものが多くなると，受験者数の確保や歩留まり予測が困難になるので注意が必要である。現在の S 方式は奨学金給付が伴うために，各学科 3 名という少数定員の入試となっているが，入学後の学修状況の追跡によっては別の入試に置き換えることも検討すべきである。奨学金については，A，E，C 方式についても上位合格者に給付する制度を実施しているので，これをもっとアピールすることで，受験生及び入学者獲得に結びつける方が良いかもしれない。

また，年度ごとの入試問題の難易度や合格発表数の変動が，翌年の受験者数や歩留まりに影響することが確認されている。しかし，その変動の大きさについては予測が難しくもあり，募集定員を安全に満たす方策を考える必要がある。理工学部になってからの入試実績データは 4 年分とまだ少ないため，予測精度を上げるためにはまだしばらくの年数を必要とするが，合格者の手続状況を見ながら入学者数の安定確保を行うために，国公立大学の 2 次合格発表日程に配慮した補欠合格日程の設定を行うことも当面必要と考えられる。

各入試方式の効果を検討するだけでなく，推薦指定校の選定にも関わるため，今後は入学後の学修状況に関して，入試方式別及び出身別の追跡調査が重要である。今回は，分析するためのデータ整理は学部の入試担当者の作業であったが，本学入試センターや履修課が適切に連携してデータ分析が行えるようなシステム強化を検討する必要がある。

成蹊高等学校からの内部推薦志願者が少ない状況については，成蹊高校生対象説明会参加者へのアンケート回答からその一要因が推察できる。それは，成蹊高校生が本学部の教育・研究環境をあまり知る機会がないことである。従来は，3 年になり，理工系進学希望がある程度固まった後に，希望者が 1 回だけ模擬講義を受けたり本学部説明会に参加したりする程度であった。今後は成蹊高等学校と調整を図り，1 年や 2 年の段階で本学部について知ってもらう機会を増やすとともに，ひいては成蹊高等学校で理工系への進学希望者が増加するように，本学部からの協力を申し入れていく必要がある。

(2) 入学者受け入れ方針等

【現状の説明】

本学部を受験する受験生層は，本学部を目指して努力する受験生から他大学及び上位大学との併願で受験する受験生まで，現状ではかなり幅広い状況にある。ただし，大きな流れとしては，少子化に加えて長く続く理系離れの影響も受け，全体的に受験生層が偏差値の低い方へシフトしている傾向が見られる。一方，各学科としては，それぞれの専門分野で産業界にできるだけ実践的なスキルを持った人材を輩出していくため，基礎教育に重点を置くと同時に，専門教育の質を低下させないように努力している。このような状況で，本学部に相応しい学生を獲得するために，現在の入試方式が設定され，基本的には多様な人材を求めるという基本姿勢のもとに各種の入試方式を実施してきた。多様な入試方式は，客観的に統一された基準の下での学生選別に反することではあるが，結果として，多様な入試形態によって入学してきた学生が相互に啓発しあう好ましい状況が随所に見られた。

本学部では，定員の 1.2 倍を超えないようにという条件のもとで，教育研究上で問題が生じないような入学者数を目指して受け入れ方針を設定しているが，事前予測は難しい。例えば，物質生命理工学科は国公立大学と併願する受験生が多く，3 月 21 日前後の国公立の合格者発表日の後で入学手続きをする者が多い。結果として，2008 年度はその後の駆け込み手続きが非常に多く，特に C 方式の合格者はその「大部分」が駆け込みで入学手続きを行う事態となった。

【点検・評価】

➢ 入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係

本学部では，学生一人一人の個性を尊重した上で，基礎から応用まで系統立てた教育を行い，自ら問題を発掘してそれを解決できる能力を備えた人材の養成を目指している。現状設定されている入試方式は，独自の問題ときめ細かい採点方法により，本学部各学科に相応しい学生を選抜する目的で行っている A，E，AO 方式をはじめ，全国から広く共通総合力の高い受験生を獲得するために行っている C，S 方式で構成されている。それぞれの入試方式からの学生が共存することで，学生間で良い刺激が相互に得られ，学習意欲や専門分野への志を高めることができていると考えられる。

本学では，基礎的な能力さえ満たしていれば，その後の教育により，大学・学部等の理念・目的・教育目標は達成できるものと考えている。しかしながら，近年は，選抜結果総数の縛りが学園・大学からかけられており，さらに，基礎的な能力を見るための入学試験ではあるものの，試験時間は決して十分とは言えない状況である。そのため，基礎的な能力を満たしているのか，現在の判断が本当に適切であるのか，断定することは難しい。しかしながら，学修を積んで研究室に配属された 4 年次の学生の多くは勉学に対する意識は非常に高く，基礎的な能力は十分持っているものと判断される。よって，大学・学部等の理念・目的・教育目標に基づいて，教育研究が実施できているものと判断される。

➢ 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法，カリキュラムとの関係

理科教科の受験が設定されている A，C 方式であっても，受験する理科は 1 科目だけを選択するため，受験生が志願学科に必要な理科科目を十分に修得しているとは限らない。E 方式や AO 入試では，理科についての基礎学力を直接評価しないままに入学してきている。したがって，入学時点では不十分な科目があることを前提としてカリキュラムを設定している。特に AO 入試合格者と推薦入学者については，入学する前に入学準備プログラムを実施し，数学・理科・英語についての自己学習を促している。入学後の共通基礎科目では，

基礎教育重視の観点から学科に関わらず必修で数学及び理科を履修するカリキュラムとなっている。そのため，入学直後に入学者全員が理科の Placement Test を受け，その結果でクラス分けを行い，適切なレベルから学習が始められるように配慮している。とはいえ，各学科の専門科目の履修を開始する時点までに，より進んだ学習に必要な理科や数学の基礎科目の学力を十分に身につけているとは限らない。クラス編成の方法や学生の自己学習を促すように，カリキュラムや教育環境をさらに整備していく必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

各学科の専門科目に入った段階の学生で，従来に比べて，数学や理科についての知識の不足を感じることがある。その原因としては，学生自身の自己学習不足によるところもあるが，それを解消していくためにも，基礎科目から専門科目への知識の連続性を明確にし，学生にそれを意識させる必要がある。そこで，共通基礎と専門学科の間でその連続性について相談し，ある程度専門学科に合わせた科目内容になるような調整が円滑に行われるようにするべきである。

各学科においては，基礎を確実にして実践的な応用能力が養えるように，専門教育をより一層充実させるべく，2010 年 4 月実施（2009 年は一部前倒し実施）を目指したカリキュラム改定の検討を行っている。

（3）入学者選抜の仕組み

【現状の説明】

入試の中で時期的に最も早く行われる AO 入試では，その審査内容が各学科の特色を反映するものであるため，各学科で担当委員を定め，出題及び問題管理，AO 入試当日の実施までを学科別に行っている。詳細については 4.2.3 の（5）で述べる。

A 方式全科目及び E 方式数学については，出題委員の選任，入試監督者の選出は学部入試委員会が行っている。これら科目については試験終了後，答案整理を経て速やかに採点作業に入る。採点委員は出題委員が兼ねるが，必要に応じて採点委員を増員する。A 方式の英語と理科，E 方式の数学は一部記述を含むマークセンス方式の解答形式で，A 方式数学のみが全問記述解答形式を採用している。2008 年度 A 方式の受験者数は 1,059 名，E 方式の受験者数は 517 名であったため，最も採点に時間の要する A 方式数学を含め，採点作業はいずれの科目も 2 日間で完了した。

各科目における採点は，基本的に同じ問題について同じ採点者が全受験者の分を採点する。採点及び得点の集計については，1 問につき 2 名以上でクロスチェックを行っている。採点が完了した答案は厳重に管理され，記述解答の採点結果の入力・マークシートの読み取り作業が行われた後，全受験者の得点データが入試副委員長に渡される。特に A 方式では，理科の選択科目と学科併願の関係で，特別なデータ処理が必要となる。最終的に総得点順のリストを作成して，学部入試委員会で合格ラインを定める。

C 及び S 方式については，大学入試センターから渡される集計結果を待ち，得点順のリストをもとに合格ラインを定めている。

【点検・評価】

➢入学者選抜試験実施体制の適切性

入試実施体制はどの入試方式でも，試験問題及び受験環境すべてにおいて，全受験生が公平に受験できるように配慮されており，問題は特にないと考える。

➢**入学者選抜基準の透明性**

各入試の合格ラインの設定は，学部入試委員会において検討され，全受験者の選抜はここで設定された基準に従ってのみ実施され，例外の生じる余地が生じない体制をとっている。したがって，入学者選抜基準の透明性は確保されていると言える。

➢**入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況**

入試実施前の試験問題については，出題委員チーフと入試副委員長によって厳重に管理され，必要最小限の担当者以外には目に触れないようになっている。また，入試採点結果及び合格ラインの設定については，不正な操作が加わらないように入試副委員長によって管理されている。特に，最も複雑な A 方式の合格ラインについては，2 名の入試副委員長による 2 種類の処理結果の付き合わせにより，ミスがないことを確認している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

入試のための問題作成から採点，集計まで，作業リストを作成し，複数の人間あるいは部署で，独立に点検するのが公正性を確保しつつ，ミスを減らす最善の策である。今後も，さらに充実した体制を整えていく必要がある。

（4）入学者選抜方法の検証

【現状の説明】

入試問題の作成に関しては，まず，各教科の出題範囲を超えた内容になっていないことを確認するため，出題委員が高等学校で採用されている同じ科目の教科書の異なる種類を何冊かチェックしながら作成する。その他，問題文の点検作業についても，まず同じ科目の出題担当者間で行っている。出題委員によるこの自己チェックに加えて，出題ミスをなくすために 2008 年度入試では，学部内チェック，他学部チェック，第三者チェックを組み合わせて多重チェックを実施した。

また，実際に各方式が適正な入試方式であったか，入試委員会において，入学後の学生の成績を入試方式別に把握し，選抜方法の違いにより大きな相違がないか点検している。

【点検・評価】

➢**各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況**

入試問題に関しては，出題委員による自己チェック，学部内チェック，他学部チェック，第三者チェックという複数のチェックを行っている。結果として，入試実施後の事後点検において出題ミスが発見されることはなかった。ただし，入試実施当日における問題訂正は，いろいろな科目でときどき生じている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

事後点検でミスが発覚したことはないとはいえ，入試当日に問題訂正をすることは，スムーズな試験の進行にとって好ましいことではない。基本的には問題の点検を注意深く繰り返し行って，出題ミスをなくすようにしなければならない。問題点検委員に過度の負荷がかからないようにする一方で，問題内容・出題範囲・図や文字・記入欄などチェックリストを作成して，確認すべき項目を明確にして，見落としが生じないようにする工夫が必要である。また，入試科目によっては学部あるいは学内から点検委員を確保することが難し

い可能性が予想されれば，例えば，成蹊高等学校の担当分野の教員に協力を依頼する可能性などを検討しておく必要があろう。

入試業務に起こるミスの可能性を減らすには，問題点検委員の数を増やすなど，多くの眼でチェックするしかない。ただし，多くの眼に触れる分だけセキュリティは低下する。また，分野によっては出題者が特定されやすい場合もある。入試で出題に関するミスを減らすには，例えば，過去に出題された良問を再出題する方式などを真剣に検討する必要がある。

推薦入試では，高等学校側から提出された成績表・志望調書などを精査する方向に行く必要がある。また，過去数回の実施を経て，AO マルデス入試での出題方式や実施方法などの情報が知られるようになってきたため，一般入試に対するのと同様，不正の起きる可能性を減らすために，実施体制を恒常的に点検する機構の設置も検討する必要がある。

入試問題の作成や入試実施の業務は，大学にとって極めて重要な業務である。しかし，入試出題委員が公表されることはない。それ故，入試出題委員は公開される業務分担とは別に出題作業を負担することになり，多忙を極める。出題委員ばかりでなく，入試を安全に実施するには，現在の教職員の個人的負荷を増やして対応するのではなく，余裕をもって入試を実施できるよう，日常業務に必要なマンパワーを適正な新規雇用によって充当するのが正攻法であろう。

(5) AO 入試（アドミッションズ・オフィス入試）

【現状の説明】

本学部では，学力のみを問うペーパー試験では測りきれない以下の資質を備えた学生を，AO マルデス入試を通じて選抜している。

① 広い視野と深い考察能力： 自然環境・身の回りの現象に対する広い視野と深い考察能力があること。
② 柔軟な発想力： その視野と考察力を基礎とした柔軟な発想を持つこと。
③ 興味と意欲： 数学や理科，あるいは科学技術に対する興味を持ち，その修得に対する強い意欲があること。
④ 解析・考察する能力： 実験結果を解析・考察する能力があること。

審査は，書類審査と実技／思考力審査及び面接審査で行うが，2008 年度からは，受験者の負担を軽減するため，実技／思考力審査と面接審査を 1 日で行うように変更した。書類審査は 3 学科共通の配点で 20 点としているが，実技／思考力審査と面接審査については各学科の特徴ある審査方針のため，試験時間や配点を次のように設定した。

表 4.6　試験時間，配点等

審査	内容		配点
書類審査	全学科	提出された書類をもとに，理学・工学・科学技術を学ぶ意欲と適性を審査します。	20
実技/思考力審査	物質生命理工学科	実験・課題内容に関する説明を受けた後，実験を行い，課題に対するレポートを作成します。疑問点，不明な点が生じた場合は，審査員に自由に質問することができます。	50
		審査時間は120分程度	
	情報科学科	数学的思考力・論理的思考力・問題解決能力を問う演習問題が出題されます。内容は簡単ですが途中経過を丹念につめていく必要があります。審査員に対して質問することができます。	50
		審査時間は120分程度	
	エレクトロメカニクス学科	与えられたテーマについて文章で説明してもらいます。疑問点，不明な点が生じた場合は，審査員に質問することができます。	30
		審査時間は90～120分程度	
面接審査	物質生命理工学科	提出された志望理由書・活動報告書，そして実技審査で作成した課題レポートの内容について口頭で試問します。	30
		審査時間は一人15分程度	
	情報科学科	提出された志望理由書・活動報告書の内容を中心に，数学・理科の基本事項について口頭で試問します。	30
		審査時間は一人15分程度	
	エレクトロメカニクス学科	提出された志望理由書・活動報告書に書かれたことを中心に面談を行います。	50
		口頭試問では高校までの数学や理科(特に物理)において基礎的な事柄を理解しているかどうかを確認します。場合によっては黒板を使って説明することも可能です。	
		審査時間は両方で30分程度	

AO 入試における各学科の募集定員は，10 名である。2008 年度の受験者数は，物質生命理工学科が一般受験 23 名と帰国生特別受験 1 名及び外国人特別受験 2 名，情報科学科が一般受験 34 名と帰国生特別受験 1 名及び外国人特別受験 1 名，エレクトロメカニクス学科が一般受験 17 名と社会人特別受験 1 名であった。厳正な審査の結果，合格者は，物質生命理工学科で一般受験 11 名と帰国生及び外国人特別受験生 3 名，情報科学科で一般受験 15 名，エレクトロメカニクス学科で一般受験 10 名と社会人特別受験 1 名となった。このうち，入学手続者は，3 学科の一般受験合格者全員と物質生命理工学科の外国人特別受験 2 名という結果である。このように，AO 入試一般受験者の多くは強い入学希望を持って受験しており，合格者の入学辞退は例年ほとんどない。

【点検・評価】

➢AO 入試（アドミッションズ・オフィス入試）を実施している場合における，その実施の適切性

AO 入試では，各学科の特徴を踏まえた審査実施のため，学科ごとに AO 入試担当者を定め，この担当者を中心に，実技／思考力審査問題の作成から入試実施当日の業務分担を調整している。AO 入試は「受験生一人一人の顔が見える審査」であるため，各学科でほとんどの教員が審査に携わることになっており，現状では

この方式で実施そのものはうまく機能している。以下は学科別の点検・評価である。

＜物質生命理工学科＞

学業以外の能力を測るために実技試験を実施し，実効的に多岐にわたる能力を持つ学生を積極的に受け入れる入試制度として機能している。事前のオープンキャンパスでの説明会に参加する学生の反応を見ても，明確な意思を持って受験を目指すものが多く見受けられた。実技試験という高校生にとって不得手な試験形態にも関わらず，募集人数に対して受験者数は 2 倍を上回り，その中から学習意欲の高い受験生を適切に選抜できたと考えている。

＜情報科学科＞

2008 年度は試験日程を 1 日に集約し，受験者の負担を軽減したが，受験者数は前年度より減少した。これは，この変更が十分認知されなかったか，前年度の倍率が高かったので敬遠されたためである。出題に関しては，思考力審査問題を，ややタイプの異なった 2 問にしたことで，受験生を適正に評価することができた。面接では，採点者により評価点の付け方に差があったので，班ごとに標準偏差を用いて正規化した。ただし，最終合否判定では，自分の面接した受験生を推奨する傾向が見られ，合格者数が定員よりかなり増加する結果となった。

＜エレクトロメカニクス学科＞

2008 年度 AO 入試で採用した，身近な工業製品の説明文を作成する試験は，この方向の能力及び工学に対する興味の深さを測る上で効果的な選抜方法であったと考える。面接試験もコミュニケーション能力や積極性を知る上で効果的であった。選抜方式として，AO 入試は有効に機能していると考えるが，試験にかけているマンパワーを含めたコストの割には，AO 入試で募集する人数は 10 名と少ない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2008 年度の AO 受験者数は，以前に比べて少なかった。これは，前年度の出題傾向及びその難度に受験生が敏感に反応した結果とも考えられるが，何とか募集定員を満たす合格者を出すことができた。AO 入試は本学部にとっては意義ある選抜方式であるため，今後とも出題傾向や難易度の設定に十分配慮するとともに，受験生が極力受験しやすい日程を選ぶことも重要である。また，オープンキャンパスをはじめとする各種説明会で，AO 入試の特徴を分かりやすくアピールしていく必要がある。

AO 入試で入学した学生は，基礎学力の不足により進級が困難となるケースが他の入試方式より多い傾向にある。思考力を審査する問題を出す学科においては，異なったタイプの問題を複数準備した場合，単純に得点を合計して判定するのではなく，1 問でも極めて悪い得点のある場合には慎重に審査する必要があるようである。また，面接において基礎学力を確認すること，面接審査員による評点の差を少なくするために，1 人の審査員当たりの受験者数を増やすことなどの改善点が指摘されており，検討する必要がある。

（6）入学者選抜における高・大の連携

【現状の説明】

本学部の紹介はもちろんであるが，長く続いている理工系離れからの回復を図るため，レクチャーデリバリーを通じて，高校生に理工学の面白さ，産業界に直接結びつく最先端の技術を紹介している。2008 年度はレクチャーデリバリーや系統別説明会の依頼件数が 30 件程度であった。このほかにも，各学科で一日体験科学教室を実施して，理工系に興味を持つ高校生の開拓を行っている。

7 月と 9 月に開催されるオープンキャンパスでは，学部・学科説明会や AO ガイダンス，各学科で 2～4 研

究室を公開している。2007 年度から年度末 3 月に開催されることになったミニオープンキャンパスにおいても，学部説明会や研究室紹介ポスター展示，実験室見学などを実施している。

成蹊高等学校に対しては，6 月に模擬講義，7 月に成蹊高校生対象説明会を行い，本学部の実験室環境や研究室紹介も行った。それ以外の推薦指定校に対しても 7 月に指定校対象説明会を行い，指定校の教員との個別面談や実験室見学などを実施した。

指定校推薦による入学者及び AO マルデス入試の合格者に対しては，一般入試受験者が学力を増進させる 1 月から 2 月の時期に，学力の停滞を予防して，**4** 月からの学修に備えるために，数学・理科・英語の各科目について毎日少しずつの自己学習を促す入学準備プログラムを実施している。

【点検・評価】

➢推薦入学における，高等学校との関係の適切性

7 月に行った指定校対象説明会では，指定校の進路指導担当の教員との個別面談を実施しており，その中でこれまでの入学者実績や成績追跡調査を報告し，継続的な推薦を依頼するための信頼関係を保つよう努め，意思疎通を図っている。

➢高校生に対して行う進路相談・指導，その他これに関わる情報伝達の適切性

横浜・秋葉原・新宿で行われる理工系進学希望者相談会に本学部のブースを設けて参加したり，本学で行うオープンキャンパスにあわせて学部・学科説明会や研究室公開を行ったりすることで，本学部の教育理念や理工系分野の最先端の面白い技術の紹介を積極的に行ってきている。参加者は，他学部の説明会参加動員数には及ばないが，それでも各種相談会をはじめ，一日体験科学教室に参加した高校生が入学してくる事例も少なからずあり，ある程度本学部の良いアピールができているものと考えられる。

一方，成蹊高等学校に対しては，模擬講義 1 回と説明会 1 回の開催にとどまっており，必ずしも十分ではない。それは，成蹊高等学校からの本学部推薦志願者が今年度は 3 名しかいなかったことからも，改善すべき点として挙げられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

推薦指定校との良好な関係を築くためには，入学後の学修状況を出身高等学校に報告するなどの配慮が必要である。その報告は必ずしも成績がふるわない方の内容ばかりでなく，その高等学校出身者が頑張っている状況を伝えて，後に続こうと考える高校生を導くようにすべきである。また，折に触れてレクチャーデリバリーを紹介し，高等学校低学年のうちに理工系分野の面白さを伝えていく必要がある。

成蹊高校生対象説明会に参加した生徒からのアンケートによると，「成蹊の理工学部でこんなに面白い研究が行われていることを知らなかった」という感想が目にとまる。本学部の教育・研究環境が成蹊高校生に伝わる機会が少ないと考えられる。できれば，進路希望が確定する前の 1 年生や 2 年生の段階で，各学科の模擬講義を年に数回実施したり，本学部の見学や説明会を実施したりして，本学部を知る機会を増やす具体策を成蹊高等学校側の進路指導担当教員を通じて調整していくべきである。

（7）外国人留学生の受け入れ

【現状の説明】

本学部では，現在，エレクトロメカニクス学科に AO 入試外国人特別受験による 1 名の外国人留学生が在籍

している。

受け入れの条件は，高等学校に相当する学校を卒業若しくは卒業見込みであって，数学が 13 単位以上，かつ，理科の合計修得単位数が 10 単位以上修得しているなど，入学した後に理工学の学修に支障がない者を受け入れている。既修内容を証明する書類とともに願書を提出させ，書類審査と面接試験を行う。入学後において，カリキュラム上では特別扱いしていないが，勉学上の問題については，学年担任，教務委員，学科主任などが，生活上の問題については国際教育センターが，それぞれ相談に乗っている。

【点検・評価】

➢留学生の本国地での大学教育，大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生の受け入れ・単位認定の適切性

エレクトロメカニクス学科の外国人留学生の受け入れに関しては，書類審査と質疑応答審査を通じて十分な審査を行ったため，本国地での大学教育，大学前教育の内容・質の認定は適切と考えている。本学部としての統一的な対応は難しいため，今後，外国人留学生の希望者が出た場合にも，志望先の学科で志願者について個別に判断するしかない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

外国人留学生の志願者については，個別対応で処理することが必要である。しかし，広報活動の一環として,各学科各学年に配当されている専門科目について,その履修に必要な前提知識を明示し，代表的な前提科目としてどんな科目を履修していれば留学しやすいかという情報をホームページなどで公開することが望まれる。

（8）定員管理

【現状の説明】

2008 年度入試における本学部の方式別募集数と手続締め切り直後の確定人数を，下の表に示す。

表 4.7　2008 年度募集数

	学　科	定員	AO	推薦	E 方式	C 方式	S 方式	A 方式
募集数	物質生命理工学科	120	10	35	10	22	3	40
	情報科学科	120	10	32	10	25	3	40
	エレクトロメカニクス学科	120	10	32	10	25	3	40
	計	360	30	99	30	72	9	120

表 4.8　2008 年 3 月 25 日手続完了状況

	学　科	定員	AO	推薦		E 方式	C 方式	S 方式	A 方式	合計
				指定	成蹊					
募集数	物質生命理工学科	120	13	44	1	13	27	2	62	162
	情報科学科	120	15	39	0	16	30	4	48	152
	エレクトロメカニクス学科	120	10	34	2	12	34	2	62	156
	計	360	38	117	3	41	91	8	172	470

本年度は E 方式導入初年度であり，歩留まり予想が難しいことから，募集定員を下回ることのないように

合格者数を設定したところ，結果として，定員よりも 110 名多い入学手続き者数を得た。S 方式を除いて，どの方式も定員よりも多い入学者となった。この人数を用いて，本学部の収容定員比率を下図に示す。

表 4.9　収容定員比率

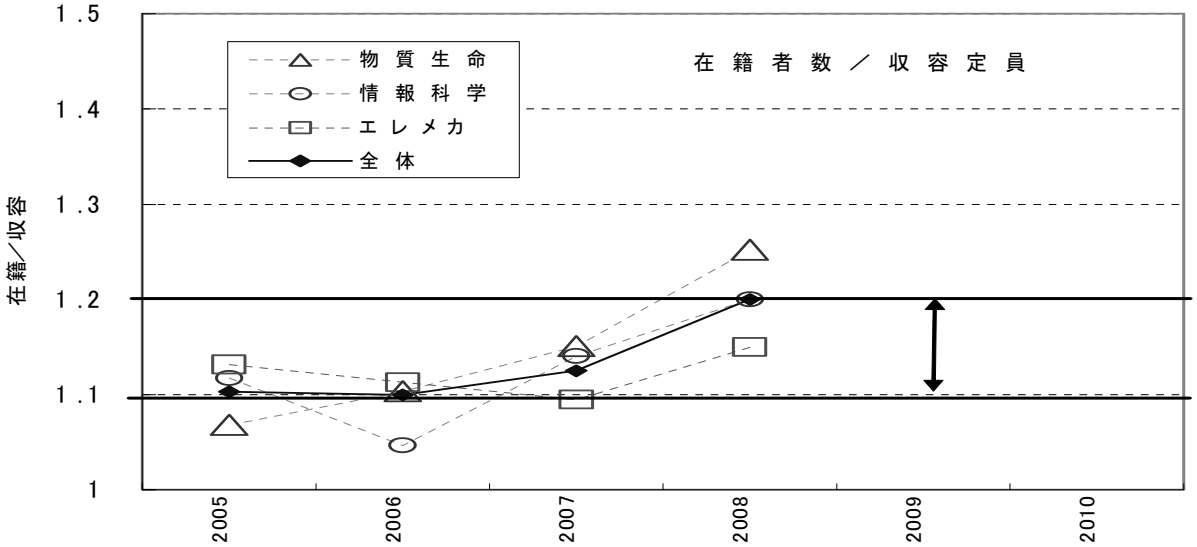

学部全体としての収容定員比率は 1.20 近辺となっている。ただし，この先 2 年間でどの学科も定員の 1.2 倍まで新入学者が伸びてしまうと，学科によっては 1.3 倍に近い収容定員比率となり，本学部全体でも 1.24 倍まで上昇するおそれがある。したがって，学部全体で収容定員比率を 1.2 倍以内に抑えるようにするならば，今後 2 年間においては抑制気味に入学者数を決定するよう，合格ラインの慎重な設定が必要となってくると考えられる。

【点検・評価】

➢学生収容定員と在籍学生数，(編)入学定員と(編)入学者数の比率の適切性

現状で示したように，収容定員比率が上昇傾向にある。2008 年度入試は，どの入試方式でもそれぞれ少し多めの入学者となったが，特に A 方式の入学者が多くなった。これについては，情報科学科とエレクトロメカニクス学科の 1 次手続締め切りで例年にないほど手続者が増加し，その後 2 次手続締め切りまで緩やかに手続者数が増加する傾向を示したのに対して，物質生命理工学科では，国公立の 2 次発表の結果を見て手続者が大幅に増加するという傾向を示したことが原因である。

学科別に見た場合，収容定員に対する在籍学生数比が 1.14 倍で適正なレベルであるエレクトロメカニクス学科を含めて，2008 年度の入学者数は入学定員に比べて 1.3 倍前後となっているため，通常の授業や実験の運営に大きな影響を及ぼしつつある。この状況が次年度へ向けてさらに悪化しないような調整が必要である。

➢著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性

本学部については，恒常的な欠員はなく，定員超過も過度に生じてはいない。しかし，今後のためには，さらに精度の高い入学者数の予測が必要となってきた。

【将来の改善・改革に向けた方策】

精度の高い歩留まり予測をするためには，予測の元となるデータが必要であるが，本学部としては完成年

度を迎えたばかりで，その元となるデータが過去 3 年分と少ない。したがって，今後のためにも統計データを整理していくことが重要である。本学部の受験者層の動向は，前年度入試の難易度に影響を受けながら志願者数が変動し，受験者層の学力レベルに連動して歩留まり率も変わると考えられるが，現在から過去 4 年分のデータでは予測誤差が大きい。その年度の状況を見て決めていく必要があるが，まだあと 2 年くらいは安定した予測は難しい可能性もある。学部全体での収容定員比率をあまり上げないようにするためには，全体として定員を満たすのであれば，入試方式別の定員を一部下回る入学者であっても容認し，その後必要に応じて定員の見直しを行っていく方向もある。また，初期の合格発表者の歩留まりが低かった場合の解消策として，C 方式の補欠合格を 3 月末に実施する方法が有効であると考えられる。

（9）編入学者，退学者

【現状の説明】

本学では編入学定員を設けておらず，また，編入学の制度はあるが，募集を行っていない。

退学者に関しては，年度によって変動はあるものの，毎年各学科で数名出ている。退学の理由は様々であるが，最も多いのは，本学に設置されていない学部や分野を有する他教育機関への進路変更である。実務に興味が湧いて資格取得を目指して専門学校に移る場合，講義についていけない場合，また，経済的理由により退学を余儀なくされている場合などがある。願い出には，本人のほかに保証人の押印が必要である。

【点検・評価】

➢退学者の状況と退学理由の把握状況

学年ごとに配置されている学年担任及び学科主任が，願い出の度に対応している。多くの場合，本人の申し出によって状況が認識されるが，本人にとって最適な選択肢であったかどうかを，押印があるとはいえ，父母など保証人が願い出を承知しているかを問い合わせたり，事態を解決するための相談に乗ったりすることも多い。退学の事由は主任教授会で報告され，その議を経て教授会にて議題として討議し，承認されるため，各人の退学の事情を教授会メンバーが共通認識できるようになっている。

➢編入学生及び転科・転部学生の状況

転部は非常に稀である。一方，本学部では第 2 希望の学科で合格する場合があることから，強い意思と同時に標準以上の成績を修めることを条件に転科を認めることにしていたが，その申請も極めて少ない。学生の強い転科の意思をサポートする十分な体制や環境がなかったのかもしれないが，学科としては，入学した学生に当該学科の魅力を伝えることに成功しているとも言える。

【将来の改善・改革に向けた方策】

問題はないと考えている。しかし，各分野での標準的なカリキュラムを設定・消化しながらも，さらに広い知識が得られるように，学科間のカリキュラムを相互乗り入れできるようにする体制が望まれる。

4．2．4　文学部

(1) 学生募集方法，入学者選抜方法

【現状の説明】

文学部の学生募集及び入学者選抜の方法は，第 1 に，1 年次からの学生の受け入れに関わる制度として，①一般入学試験，②AO マルデス入試，③推薦入学選考，第 2 に，2 年次または 3 年次からの学生の受け入れに関わる制度として，④編入学・学士入学試験，⑤転部・転科試験，第 3 に，試験や推薦による選考以外の方法での学生の受け入れ制度として，⑥単位互換制度，⑦科目等履修生・聴講生制度，⑧協定留学生制度，に分類することができる。②～⑤については，4.2.4 の各項で具体的に取り上げられており，⑥～⑧についてはここでは扱わないことにするので，①の一般入学試験を中心に説明する。

一般入学試験は，志願者に対して一斉に行う入学試験の結果に基づいて，教科に関する総合的理解度を判定し，入学者の選考を行う制度であり，学生募集の中心をなすものである。これまで本学部独自の試験問題による入試制度である「A 方式」と，大学入試センター試験を利用した「C 方式」との 2 種類が実施されてきたが，2007 年度入試からは「S 方式」，2008 年度入試からは「E 方式」が加わり，現在では 4 種類となっている。S 方式は，C 方式と同様に，大学入試センター試験を利用した入試制度で，E 方式は本学独自の試験問題による全学部統一入試制度である。なお，2008 年度入試における入試種別ごとの募集人員は，以下のとおりである。

表 4.10　入試種別ごとの募集人員（2008 年度）

	一般入学試験				AO 入試	推薦入学	合計
	A 方式	E 方式	C 方式	S 方式			
英米文学科	60	6	8	2	6	38	120
日本文学科	43	6	8	2	2	22	83
国際文化学科	52	6	7	2	5	28	100
現代社会学科	48	6	8	2	6	30	100
学部　計	203	24	31	8	19	118	403

A 方式は，本学を会場として毎年 2 月 12 日に実施される。試験科目は，「国語」（国語総合，現代文，古典），「外国語」（英語Ⅰ，英語Ⅱ，リーディング，ライティング），「地理歴史」（日本史 B，世界史 B のいずれか 1 科目を選択）の 3 教科である。ただし，英米文学科志願者については，2008 年度入試まではリスニングテストを課していたが，一定の役割を終えたことや運用の困難性から，今後は実施しないことになっている。配点は，国語が 4 学科とも 150 点，外国語が英米文学科で 200 点，日本文学科で 100 点，国際文化学科と現代社会学科で 150 点，地理歴史が 4 学科とも 100 点となっている。解答形式は，世界史がすべてマークセンス方式で，他の 3 教科・科目は「一部記述を含むマークセンス方式」である。

E 方式は，収容能力や受験生の利便性を考えて，本学だけでなく外部会場も設置し，2008 年度入試の場合，2 月 3 日に実施された。試験科目は，「国語」（国語総合（近代以降の文章），現代文），「外国語」（英語Ⅰ，英語Ⅱ，リーディング，ライティング）の 2 教科である。A 方式と比較すると，教科として「地理歴史」がないこと，「国語」に古典の科目が含まれていないことが特徴である。また，配点は，国語が日本文学科で 300 点，他の 3 学科で 200 点，外国語が日本文学科で 200 点，他の 3 学科で 300 点となっている。解答形式

は，すべてマークセンス方式である。

C 方式は，1998 年度入試から導入されており，募集人員は各学科 8 名程度である。試験教科・科目と配点については各学科で若干異なるが，「国語」・「外国語」・「地理歴史，公民，数学または理科」の 3 教科の合計点での選考となっており，基本的な部分は共通だと言える。

S 方式の募集人員は，各学科とも 2 名である。試験教科・科目と配点については，各学科で多少とも異なるが，「国語」と「外国語」の 2 教科を必須とし，「地理歴史または公民または数学または理科」の高得点 3 科目を合わせて，5 教科・科目の合計点での選考となっており，基本的な部分は共通だと言える。

【点検・評価】

➢学部等の学生募集の方法，入学者選抜方法，殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には，その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

一般入学試験の志願者数は，本学部全体で，2006 年度入試が 4,893 名，2007 年度入試が 4,749 名であったが，E 方式を導入した 2008 年度入試では 6,949 名と増加している。2008 年度入試における入試種別ごと内訳は，以下のとおりである。なお，競争率は，志願者数から欠席者数を除いた数を，合格者数で除した数値である。

表 4.11　2008 年度入試結果

	一般入学試験（志願者数）				一般入学試験（競争率）			
	A 方式	E 方式	C 方式	S 方式	A 方式	E 方式	C 方式	S 方式
英米文学科	676	461	525	22	3.0	8.3	4.9	4.4
日本文学科	662	354	450	20	5.7	8.5	5.2	5.0
国際文化学科	868	543	505	26	4.3	9.6	5.5	4.3
現代社会学科	855	520	445	17	5.9	9.4	5.4	5.7
学部　計	3,061	1,878	1,925	85	―	―	―	―

A 方式と C 方式は，志願者数・競争率の点で安定した推移を示してきたが，年度によっては A 方式で競争率が 3 倍台になる学科もあり，注意が必要であろう。E 方式は導入初年度ということもあり，志願者数が多く，競争率も高くなっている。S 方式は募集人員が少ないこともあり，志願者数は低迷している。

E 方式の「国語」は，文科系 3 学部で同一問題を使用しているため，古典が含まれておらず，本学部の選考としては科目の適切性について検討が必要であろう。また，「国語」は理工学部の「数学」と同じ時間帯で試験が実施されるため，75 分という長時間になっており，出題と受験生の負担が懸念される。4 学部で同一問題の「外国語」は，E 方式入試が 2 科目のみで重点的に基礎学力を評価しようとするところから，試験時間は 90 分と長くなっている。このことが，どのような効果を持っているか，今後の検証に委ねられよう。

C 方式が大学入試センター試験利用の 3 教科型であるのに対し，S 方式は 5 教科・科目型である。多教科の総合的な学力を選考基準にして導入された S 方式ではあるが，本学部志願者層と試験科目の設定とが適合していない可能性もある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

A 方式と C 方式については，これまでも募集人員に関して各学科で微調整が行われてきたが，引き続き，推薦入学選考の募集人員と関連づけながら，検討していく必要があろう。

E 方式については，前述のように，試験科目の運用上の問題についての検討が必要と思われる。また，入学試験の日程が A 方式と近接しており，業務負担の改善策が必要と思われる。

S 方式については，志願者数が少なく入学者も数えるほどなので，入試制度としての十分な検証は困難であるが，廃止案を含めた検討作業が必要であろう。前述のように，試験科目の設定と本学部志願者層との不適合が考えられるが，全学部統一方式の入試制度であるので，全学的な委員会での検討が要請される。

(2) 入学者受け入れ方針等

【現状の説明】

一般入学試験は，教科に関する総合的理解度の判定によって入学者の選考を行う入試制度であり，本学部募集人員 403 名中，261 名が割り当てられている。中でも 3 教科の筆記試験による A 方式の募集人員は 203 名で，入試制度としての中心的で基準的な位置を維持している。

E 方式は，A 方式に比して，より基本的な 2 教科に重点を置き，1 回の試験で文系複数学部に併願できることが特徴となっている。入学者は，まだ 1 年次生のみであるので，入学後の成績など，今後の検証が必要である。

C 方式は，本学所在地から離れた地域に居住する者にも受験機会を与えること，A 方式ではカバーできない教科・科目による本学部受験を可能にすること，ひいてはより多様な学生を受け入れることを目的に導入されている。また，すべての学部・学科に併願可能となっている。S 方式の導入に際して募集人員が減らされたことがあったが，概ね順調に推移している。

S 方式は，C 方式の目的のうち，教科・科目の多様性をさらに拡大しつつ，合格者全員に「成蹊大学学修支援奨学金」が給付されるところが特徴になっている。

上述のように，各入試方式内部で学部間や学科間の併願が可能になっているだけでなく，各方式は他の方式とも併願が可能になっているので，特定の学科を志望する受験生に対して，一般入学試験の制度内にあっても，より多くの受験機会を提供している。全体として，AO マルデス入試や指定校推薦入学とあいまって，入試制度の多様化が進められてきている。

【点検・評価】

➢入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係

本学が個性尊重の人格教育を伝統としている点で，入試制度の多様化は妥当な方針と思われる。実際に，入学者の多様性も，入試種別の多様性によって担保されていると判断してもよいだろう。ただし，入試制度の多様化は，学内の限られた人的・時間的資源を有効活用して，いたずらに浪費することのないように配慮されるべきであろう。そして，本学部が言葉や言語を用いて世界を切り拓くといった教育目標を持つ点で，「国語」と「外国語」を基本にした入試制度は，適切なものと考えられる。この受け入れ方針は，AO マルデス入試の 1 次審査の試験科目においても妥当であるが,AO マルデス入試と指定校推薦による入学予定者には，英語や文章作成を中心とした入学準備プログラムが提供されている。

➢入学者受け入れ方針と入学者選抜方法，カリキュラムとの関係

本学部の A 方式入試は，2008 年度までの英米文学科志願者へのリスニングテストを除けば，全学科同一問題で実施されてきたが，英米文学科は「外国語」に，日本文学科は「国語」に，それぞれ配点の比重を高めている。同様の傾斜配点は，E 方式・C 方式・S 方式入試においても見られる。また，国際文化学科と現代社

会学科については，他の 2 学科と比較すれば「地理歴史」の配点が相対的に高く，世界や社会に対する関心をより強く持っている志願者に配慮していると言える。

もっとも，本学部・学科のカリキュラムが，高等学校教育における教科・科目と直接的に接続しているわけではないので，志願者には，学部・学科のカリキュラムについて一定程度の理解や認識が必要とされている。本学で主催されるオープンキャンパスでの体験講義や，高等学校側の依頼による模擬講義の提供，ネット上に公開されたシラバスなどが，そのような理解や認識を深める機会として役立っていると思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学部・学科のカリキュラムを志願者にとってさらに魅力的なものに改善していくと同時に，入学者の勉学態度や学業成績の観点から，より適切な入試制度が展開できるようにしていく必要がある。少なくとも，入試種別ごとの募集人員の見直しは，今後とも継続していくべきだろう。本学部の 2008 年度入試における志願者数の増大は，E 方式入試の導入によるところが大きいが，現実には併願数の増加が背景にあろう。そのような意味で，本学部・学科を中心的に志願する層に対する入試制度を新たに考える可能性があるかもしれない。ただし，限られた人的・時間的資源の中では，入試制度にのみに注力するのではなく，教育分野と研究分野を含めた資源の布置状況を把握した上で，全体的な最適配分を目指すべきであるのは言うまでもない。

（3）入学者選抜の仕組み

【現状の説明】

一般入学試験の A 方式と E 方式については，本学部内で結成されたチームによる出題と採点，あるいは全学的に結成されたチームによる出題と採点が行われている。この結果が電算処理され，選考資料となっている。また，C 方式と S 方式については，大学入試センター試験における志願者の教科・科目別成績の合計点を，電算処理によって計算したものを選考資料としている。そして，これらの資料を用いて，本学部・学科が入試種別ごとに合否判定の選考を行っている。なお，併願の場合でも，それぞれの出願学部・学科ごと，入試種別ごとに，選考と合格発表はなされている。

本学部の入学定員は 403 名で，2008 年度の入学者数は 475 名であり，入学定員の 118%にあたる。同じく 2008 年度入試での一般入学試験の募集人員は 266 名で，志願者数は 6,949 名，合格者数は 1,203 名，入学者数は 288 名であり，募集人員の 108%にあたる。一般入学試験の入試種別ごとの募集人員と入学者数の関係を各学科別に見ても，それほどの乖離は認められない。ただし，S 方式入試は例外で，合格者のうちで入学するものの割合は非常に低く，入学者数は募集人員を満たしていない。

【点検・評価】

➢ 入学者選抜試験実施体制の適切性

一般入学試験の各種入試方式において，出題・採点・選考にかかわる入学者選抜は適切に実施されてきたと言える。つまり，出題・採点における人為的・機械的錯誤が防止されているとともに，入試種別ごとの募集人員の継続的な見直しと妥当な歩留まり予測とによる選考で，入学者数の適正化が実現できていると判断できる。したがって，現行の選抜試験実施体制が機能的に問題であるとは考えられないが，入試制度の多様化を実現するために，出題・採点の負担だけでなく，選考にかかわる負担も増大していると言える。このような過度の負担が，選抜の適切性を危うくする可能性にも注意が必要であろう。

➢入学者選抜基準の透明性

入試関連情報については，大学全体で一括して公表されている。大学案内の冊子，過去問題の冊子，ホームページなどが，その媒体となっている。また，予備校や出版社などが提供する情報もあろう。合格者数，競争率，科目別平均点，合格者最低点，補欠合格者数などは公表されており，また，希望者には個別に採点結果の開示を行っているので，選抜基準の透明性は一定程度確保されてきたと考えられる。今後は，正解の公表や，採点結果の全志願者への通知などが課題となるかもしれない。なお，AO マルデス入試については，過去問題の解説として例解が公表されている。

➢入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況

第三者的な組織によって，入学者選抜とその結果を公正性・妥当性の観点から監査することは，入試に関わる機密保持の上で困難と思われる。また，内部的には各種の錯誤に対して厳しいチェックが行われてきたことや，特段の問題が生起してこなかったことから，その必要性自体が認識されていないようである。志願者や社会一般の疑念が存在する場合には，そのようなシステムの導入が検討されよう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

入試業務については，教職員が一丸となって献身的に取り組んできた。将来に対してもこの体制を維持していくことが大切である。ただ，前述のように，過度の負担も看過できないので，より効率的・能率的な運用策も検討される必要があろう。

（4）入学者選抜方法の検証

【現状の説明】

本学部の入試問題は，科目ごとに結成される出題チームによって作成されている。作問時に出題範囲や難易度等に関する入念な検討が行われるが，万全を期すため，出題チーム以外のメンバーによるチェックも複数回実施される。入試実施以前に行われる事前チェックでは，出題範囲や難易度の検討に加え，問題文に誤字・脱字がないか，設問に正解がなかったり，2 つ以上存在したりする可能性はないかといった点に重点を置いて検討が行われる。一方，入試実施後の事後チェックでは，出題チームや事前チェックに携わったメンバーとは異なるメンバーが再度出題範囲や難易度，出題上の問題点などについて確認する作業を行っている。また，選択科目（日本史・世界史）については，あらかじめ定めた基準以上に平均点の差が開いた場合，得点調整を行う体制を整えている。さらに，全科目の全設問につき平均点を算出して出題チームにフィードバックし，翌年度以降の入試問題作成に生かしている。

【点検・評価】

➢各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

【現状の説明】で詳述したように，本学部の入試問題は複数の主体による何重ものチェックを経て作成される仕組みになっている。過去 5 年間を見ても，入試問題をめぐる不備はほとんどが事前に発見されるか，試験当日の問題訂正で対応できる程度の軽微なものにとどまっており，合格発表後に出題上の問題点が発見されて追加合格者を出すといった深刻な事態は生じていない。これらの実績に照らし，入試問題をめぐる各種ミスの発生を防止するためのチェック体制は，今のところ十分満足できるレベルで機能していると言ってよい。また，選択科目の得点調整が必要になる事態も生じておらず，日本史・世界史両科目の難易度は，概

ね出題チームの想定した範囲内で均衡を保っている。この点に関しては，全設問の平均点を出題者にフィードバックし，翌年の出題に生かす仕組みがうまく機能していると見なしてよいだろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

科目によっては，出題チームのメンバーが前年と大きく入れ替わることがある。現在，前年度の問題を作成する過程で問題になったことや，入試をめぐって学内で新たに決定された事項などは，入試業務全体を統括する立場の者が必要に応じて新チームのメンバーに伝えているが，このような引き継ぎを科目単位で確実に実施する体制を整えることが望ましいだろう。

【現状の説明】及び【点検・評価】で述べたように，現在入試問題を検証するために複数の人員が関与し，入試の実施前後に厳しいチェックを行っている。このような体制は今のところ成功裡に機能しているものの，一方で問題漏洩の潜在的可能性を高めていることも否めない。複数の目による入試問題の検証と機密保持という両立しがたい条件をどのように満たしていくかは，常に問われ続けられなければならない難問である。

(5) AO 入試（アドミッションズ・オフィス入試）

【現状の説明】

本学部では，2003 年度入試より AO 入試を導入し，10 月から 11 月にかけて選考を実施している。導入の狙いは，いわゆる筆記試験による学力考査では測れない能力と資質の評価を通じて入学者を選考することである。また，募集の枠組みとして「一般受験」,「帰国生特別受験」,「社会人特別受験」,「外国人特別受験」の 4 種類を設けており，この点でも，より多様な入学希望者に対して門戸を開く入試となっている。選考は 1 次審査と 2 次審査からなる。1 次審査では「書類審査」（志願理由書及び活動報告書を中心とする審査),「英語基礎力審査」（英検等の成績が所定の基準を満たす者については申請により試験を免除),「文章読解力・表現力審査」（小論文試験）が課される。1 次審査の合格者に対して課される 2 次審査では，課題テーマに関するプレゼンテーションと，これについての質疑応答を中心とする「発表・質疑応答審査」を行い，最終的な合格者を決定する。さらに，合格者に対しては，TOEFL 対策課題や課題図書の内容要約・感想執筆などからなる入学準備プログラムを課し，早期に進路を決定した受験生の緊張感を持続させ，スムーズに大学教育に適応できるよう工夫している。

【点検・評価】

➢AO 入試（アドミッションズ・オフィス入試）を実施している場合における，その実施の適切性

一般受験枠では 2004 年度入試（2003 年度に実施）から 2008 年度入試（2007 年度に実施）まで，学部全体で 239 名，178 名，217 名，188 名，159 名と毎年一定の数の志願者を集めている。これらの数字から見て，AO 入試は入学希望者にとって，入学のための 1 つの選択肢として定着している。また，AO 入試による入学者の中には演習などの場で強い積極性を示す者が多いという評価も少なからぬ教員の間で分け持たれており，「筆記試験による学力考査では測れない能力と資質の評価を通じて入学者を選考する」という入試の目的は果たされていると言えよう。一方，帰国生枠，社会人枠，外国人枠については志願者が少ない状態が続いている。特に社会人枠と外国人枠については，学部全体で志願者が数名というのが実状である。現在，これらの特別枠は AO 入試についてのみ設けられていることを考えると，多様な入学希望者に対して門戸を開くという意味で，この制度について一層の広報に努める必要がある。さらに，現行の AO 入試が特別枠の利用希望者にとって敷居の高いものになっていないか，再度検証することも必要だろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

【点検・評価】で記したように，特別枠に対する志願者が少ない現状を踏まえ，その理由の分析に基づく広報戦略や出題方式の見直しなどを行う必要がある。また，AO 入試の選考に関しては，他の形態の入試に比べて 1 人当たりの受験生の選考に注がれる人的･時間的資源がどうしても多くなる傾向が否めない。これは，AO 入試の趣旨に照らせば不可避の事態ではあるが，近年，入試形態の多様化に伴って入試業務に係る負担が著しく増加している状況に鑑み，現行の選考方法に改善の余地がないか，検討を加える余地はある。例えば，現在解答がすべて記号化されている英語基礎力審査をマークセンス方式に切り替えることで，採点時間を短縮するといった方策も検討する価値はあるだろう。

（6）入学者選抜における高・大の連携

【現状の説明】

推薦入学には，指定校推薦入学と，成蹊高等学校からの推薦入学とがある。

指定校推薦入学は，本学部独自の指定校に，全学部共通枠として全学入試委員会が決定した指定校を加え，これらの指定校に所定の推薦基準を満たす生徒若干名の推薦を依頼し，推薦された生徒に面接試験による選考を行った上で受け入れる入試制度である。

本学部独自の指定校の決定には，受け入れ学科を限定しない枠組みと，学科を限定する枠組み（＝学科指定）とがある。学科指定があるのは，現在，英米文学科と日本文学科の 2 学科である。両枠組みの併用は，被推薦者が入学希望学科を選択する自由を最大限保障しつつ，同時にまた，入学希望者が特定の学科に集中しないようにするためである。指定校の選定については，概ね一般入学試験における本学部の入学者数を基準に決定しており，例えば学科を限定しない枠組みについては，過去 5 年間の入学者累計が 5 名に達した高校を推薦指定校候補としている。また，推薦依頼人数の増員・減員にも，厳密な基準を設けている。

成蹊高等学校からの推薦入学は，同校在学中の成績や学習態度及び同校が実施する推薦テストの結果など，大学と同校との間で定められた基準を満たし，同校が推薦する生徒を，面接試験を行った上で受け入れる入試制度である。面接・選考は例年 1 月に行われる。また，2008 年度入試より，成績上位者に対しては，他大学受験も可能とする内推併願制度を導入し，入学の意思決定が 3 月段階でできるようになった。

【点検・評価】

➢推薦入学における，高等学校との関係の適切性

本学部独自の指定校の選定については，学科を限定しない枠組みの場合は，既に述べたような本学部入学者数に基づく基準があり，学科指定の枠組みでも，日本文学科の学科指定は概ねこれに準ずる基準を設けている。また，指定校の取り消しや推薦依頼数の減員・増員についても，過去 5 年間の推薦入学者数の実績や，推薦入学者の入学後の成績などを検討して厳正な判断を行っている。毎年様々な高等学校から指定校に選定してほしいという希望が出されているが，以上のような厳密な基準を満たさない限り選定することはなく，本学部の指定校の選定は概ね適切であると言える。ただし，推薦入学者の入学後の成績を見ると，学科によっては入学者の成績が他学科に比べて劣る場合があり，学科指定の指定校の選定については，若干の見直しが必要かも知れない。

毎年 7 月に開催される推薦指定校関係者を対象とした大学説明会では，本学部の推薦入学の方針を説明し，また，個別の相談の機会を設けているので，高等学校側との意思疎通も図られていると考えられる。

➢**高校生に対して行う進路相談・指導，その他これに関わる情報伝達の適切性**

年 3 回 5 日間にわたって開催されるオープンキャンパスの際，高校生に対する学部説明会,体験講義，AO 入試ガイダンス，教員と高校生 1 対 1 で行う学科別の個別相談，AO 入試相談を実施している。2007 年度からは，年度末の 3 月にもミニオープンキャンパスが開催されている。また，オープンキャンパスや大学説明会の会場などで配布している大学案内･AO マルデス入試ガイド･入学試験問題集･本学紹介 DVD などにおいて，本学部の教育や入試に関する紹介を行っている。特に，オープンキャンパスにおける教員との個別相談は，本学部に対する相談者が常に多く，好評を得ており，本学部の進路相談・指導は概ね適切に行われていると言えよう。

また，本学部独自に制作したパンフレットでは，教員と在学生の対談の形で各学科の魅力を伝えるようにしているとともに，本学部のホームページでは，ミニ授業や卒業生の近況を掲載するなど，高校生に対して十分な情報伝達に努めていると考えられる。

さらに，AO 入試と指定校推薦入学の合格者に対しては，入学以前の段階で入学準備プログラムを提供し，早期に進路を決定した高校生に，大学で学ぶための準備や得意分野をさらに伸ばすための取り組みを十分に行えるよう，学習の指導をしていることも評価されよう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

指定校推薦入学において，特定の学科に志願者が集中したり，予想をかなり上回る入学者数となってしまった学科があったりしたため，近年では学科別の予測値を慎重に考えながら，指定校推薦の依頼人数を決定することにしている。そのため，概ね予想どおりの人数の推薦入学者が入学するようになってきているが，さらに望ましい入学者数になるよう,また,一般入学試験と推薦入学選考のバランスが適切に保たれるよう，枠組み別の依頼数の検討を継続していきたい。

成蹊高等学校からの推薦入学については，一時期，入学者数に減少傾向が見られたが，最近はある程度一定の人数が保たれつつある。ただ，学科によっては予想する人数に達しないこともあり，成蹊高校生やその父母を対象とした本学部説明会や，成蹊高校生を対象として本学で開催される模擬講義などにおける説明や指導をさらに充実させていきたい。

（7）外国人留学生の受け入れ

【現状の説明】

本学部に正規生として在籍する私費外国人留学生は現時点では存在しないが，海外協定校からの協定留学生（及び外国人聴講生）が本学部の授業を履修することがある。

本学部に限らず，留学生の入学（来日）時には，国際教育センターの職員がガイダンスやオリエンテーションを行うなど，きめ細やかな対応を行っている。また，本学ではセメスター制での授業を行うとともに，留学生のための宿舎（「国際交流会館」）や奨学金制度も完備しており，留学生が勉学する条件や環境は整っていると思われる。

なお,国際教育センターでは,留学生と学部生が一緒に勉強できる「実践国際交流授業」を開講しており，留学生の物理的な受け入れ環境の整備のみならず，日本人学生のコミュニティに溶け込む工夫もなされている。

【点検・評価】

➢留学生の本国地での大学教育，大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生の受け入れ・単位認定の適切性

協定留学生については協定留学制度（国際教育センター担当）の枠内で，また，私費留学生については外国人特別受験制度（大学入試センター担当）の枠内で，それぞれの担当のセンターが事前に書類審査を行い，かつ，教授会でも審査を行うことになっている。受け入れの形態によって程度の差はあるが，いずれの場合も，本国地での大学教育や大学前教育の内容や質を認定する仕組みは担保されている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

留学生を受け入れる体制は概ね整っていると評価できよう。しかしながら，日本の他の大学が必死に留学生を確保，あるいは発掘しようとしている中で，協定留学生の受け入れが中心となっている現状は，比較的悠長な受け入れ方針であるとの印象は否めない。

優秀な留学生を集めるためには，①海外に存在する本学の同窓会などの組織を通じた広報，②海外の日本大使館の文化広報部や日本文化センターでのパンフレットによる宣伝，③大学教職員による海外での留学相談会の開催，④奨学金制度の拡充，そして，⑤専任教員による研究を通じた大学知名度の向上，が考え得る有効な方策であろう。

（8）定員管理

【現状の説明】

当学部の学生収容定員と在籍学生数，その比率は次表のとおり（2008 年 5 月 1 日現在）である。

表 4.12　収容定員及び在籍学生数

学科	収容定員（A）	在籍者数（B）	比率（B／A）
英米文学科	480	603	1.26
日本文学科	332	425	1.28
国際文化学科	400	504	1.26
現代社会学科	400	498	1.25
計	1,612	2,030	1.26

2008 年度入試における募集定員と入学者数，その比率は次表のとおりである。

表 4.13　募集定員及び入学者数

学科	募集定員（A）	入学者数（B）	比率（B／A）
英米文学科	120	134	1.12
日本文学科	83	101	1.21
国際文化学科	100	119	1.19
現代社会学科	100	121	1.21
計	403	475	1.18

【点検・評価】

➢学生収容定員と在籍学生数，(編)入学定員と(編)入学者数の比率の適切性

学生収容定員と在籍学生数の比率（定員超過率）は，学部全体では 1.26 倍，学科では 1.25～1.28 倍の間で推移している。また，2008 年度入試における募集定員と入学者数の比率についても，学部全体では 1.18 倍，学科別では 1.12～1.21 倍の間で推移している。

これらの定員超過率は，文部科学省が定める設置等に係る認可基準である平均入学定員超過率（過去 4 年間の平均が 1.3 倍未満）ないしは日本私立学校振興・共済事業団が定める私立大学等経常費補助金配分基準（収容定員超過率 1.5 倍未満，入学定員超過率 1.3 倍未満）に照らしあわせても，著しく高い水準にあるとは考えられない。

➢著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性

本学部では，著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じているとは認められない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学部では特段の問題は認められないが，定員超過の負担軽減を図るためにも，定員超過率はできるだけ低い水準に抑えるべきである。ついては，入試選考にあたっては，著しい定員超過が生じないよう，引き続き安定的かつ適正な入学者数の確保に努めることが重要である。

（9）編入学者，退学者

【現状の説明】

本学で編入学試験としているのは，短期大学卒業者・卒業見込者で，さらに専門的知識の修得を目指す者に対して学習機会を与えるためのものであるが，学則に規定はあるものの，現在は募集を行っていない。また，特に編入学の定員は定めてはいない。

本学または修業年限 4 年の他大学卒業者・卒業見込者で，本学部でのさらなる専門的知識の修得を目指す者に対して学習機会を与えるための学士入学試験は，毎年若干名の募集を行っている。過去 5 年間では，2004 年度と 2005 年度，英米文学科にそれぞれ 1 名の志願者があって合格し，両年度ともその 1 名が入学している。また，2005 年度に日本文学科に 1 名，2008 年度に英米文学科に 1 名の志願者があったが，受験または入学をしていない。

本学の他学部に在籍していて，本学部での専門的知識の修得を希望する者を対象とする転部試験については，過去 5 年間では 2004 年度に 1 名の志願者があり，合格して工学部応用化学科から本学部現代社会学科へ転入をしている。また，本学部に在籍していて，入学した学科以外の学科での専門的知識の修得を希望する者を対象とする転科試験も行っている。過去 5 年間では，2005 年度に英米文学科から現代社会学科へ 1 名と日本文学科から英米文学科へ 1 名，2007 年度に英米文学科から現代社会学科へ 1 名と現代社会学科から国際文化学科へ 1 名の，計 4 名の転科希望者が転科試験を受験し，合格して転科をしている。

退学者については，過去 3 年間の人数を示すと，2005 年度 24 名，2006 年度 11 名，2007 年度 26 名である。学科別に示すと，2005 年度は，英米文学科 5 名，日本文学科 5 名，国際文化学科 8 名，現代社会学科 6 名，2006 年度は，英米文学科 5 名，日本文学科 3 名，国際文化学科 3 名，2007 年度は，英米文学科 6 名，日本文学科 9 名，国際文化学科 4 名，現代社会学科 7 名となる。3 年間の累計では，英米文学科 16 名，日本文学科 17 名，国際文化学科 15 名，現代社会学科 13 名であり，特にどの学科の退学者が多いということはなく，毎

年在学者の 4%程度が退学していると言える。

【点検・評価】

➢退学者の状況と退学理由の把握状況

退学理由としては，一身上の都合のためというものが最も多く，次いで進路変更のため，他大学入学のためというものが多い。その他，病気治療のため，納付金滞納のため等の理由がある。退学の申請には指導教授の了承が必要で，退学希望者と指導教授との面談を行うなどして退学理由の把握に努めているが，その際の学生への指導等についてはそれぞれの指導教授の判断によっており，現状のままでよいか，検討課題となろう。

➢編入学生及び転科・転部学生の状況

編入学試験については, 全国的に短期大学がかなり減少しているという現状では志願者の増加は見込めず, 志願者の学力にも低下の傾向が見られたので，募集停止は妥当な判断と考えられる。また，学士入学試験についても, 既に示したように志願者が極めて少ないので, このまま募集を続けるべきか検討する必要がある。

転部・転科については, 希望者があれば試験を行うという現状に特に問題はないと言える。試験に合格し，転部・転科した学生が既に修得した単位についても，当該学科の専門科目等に内容の近い科目があればできる限り読み替えて単位認定し，その後の履修に無理が生じないよう十分な配慮が行われている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

退学者については，進路変更や他大学入学を理由とする場合はやむを得ない面があるが，一身上の都合のためとする場合には，指導教授と学生との相談の機会を増やしたり，学生相談室のさらなる活用を勧めたりするなどの対策を考え，退学者の減少に努めたい。

編入学・学士入学の募集を行うかどうかについては，毎年，本学部入試総務委員会で議論し，教授会で決定している。特に，募集を続けている学士入学は，現在では，本学でも本学部以外では法学部が募集しているだけであり, 他大学の状況等も参考にしながら, 今後も試験を続けるべきか慎重に判断することにしたい。ただ，多様なキャリアパスを確保するための大学側の対応として，積極的に位置づけることもあり得るかもしれない。

4．2．5　法学部

（1）学生募集方法，入学者選抜方法

【現状の説明】

法学部では，大学全体の方針のもとに，以下のとおりの入学者選抜方法を採用している。（　）内の数字は各選抜方法の募集人員を表し，例えば（100,50）は，募集人員が法律学科 100 人，政治学科 50 人，合計 150 人であることを表す。

一般入学試験

A 方式（100，50）では，次の 3 科目を入試科目として課している。

国　　語　「国語総合」(近代以降の文章),「現代文」
選択科目　「日本史 B」,「世界史 B」,「政治・経済」,「数学Ⅰ, 数学Ⅱ, 数学 A 」のうちから 1 科目選択
外 国 語　「英語Ⅰ, 英語Ⅱ, リーディング, ライティング」

E 方式（20, 10）は全学部統一入試であり, 次の 2 科目を入試科目として課している。
国　　語　「国語総合」(近代以降の文章),「現代文」
外 国 語　「英語Ⅰ, 英語Ⅱ, リーディング, ライティング」

C 方式（36, 24）は大学入試センター試験利用の 3 教科型入試であり, 次の科目を課している。
国　　語　「国語」(近代以降の文章)
外 国 語　「英語」,「ドイツ語」,「フランス語」,「中国語」,「韓国語」のうちから 1 科目選択
選択科目　「世界史 B」,「日本史 B」,「地理 B」,「現代社会」,「倫理」,「政治・経済」,「数学Ⅰ・数学 A」,「数学Ⅱ・数学 B」,「物理Ⅰ」,「化学Ⅰ」,「生物Ⅰ」,「地学Ⅰ」のうちから 1 科目選択

S 方式（4, 2）は大学入試センター試験利用 5 科目型入試であり, 次の科目を課している。
外 国 語　「英語」,「ドイツ語」,「フランス語」,「中国語」,「韓国語」のうちから 1 科目選択
選択科目　「国語」(近代以降の文章),「世界史 B」,「日本史 B」,「地理 B」,「現代社会」,「倫理」,「政治・経済」,「数学Ⅰ・数学 A」,「数学Ⅱ・数学 B」,「簿記・会計」,「情報関係基礎」,「物理Ⅰ」,「化学Ⅰ」,「生物Ⅰ」・「地学Ⅰ」のうちから 4 科目選択

AO マルデス入試
一般受験（6, 4）
特別受験：帰国生, 社会人, 外国人（若干名）
本学部の AO マルデス入試は, 書類審査, 論述力審査, 自己表現力審査及び討論力審査により選考を行っている。

推薦入学試験（84, 50）
指定校推薦入学試験, 成蹊高等学校推薦入学試験
指定校推薦入試試験では, 学業・人物ともに優秀な卒業見込み者を, 指定した高等学校から推薦してもらい, 講義理解力を審査した上で選考を行っている。成蹊高等学校推薦入学試験では, 学業・人物ともに優秀な卒業見込み者を同校校長に推薦してもらい, 面接審査を経て選考する。

その他, それぞれ若干名であるが, 学士入学, 転部入学, 転科入学で学生を受け入れている。また, フルタイムの正規生のほかに, 研究生, 委託生, 聴講生, 科目等履修生, 特別聴講生及び留学協定などに基づく外国人留学生を受け入れることもある。選考方法はそれぞれ異なるが, 基本的に書類審査, 面接を併用して行っている。

【点検・評価】

➢学部等の学生募集の方法，入学者選抜方法，殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には，その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

2007 年度入試から S 方式，2008 年度入試からは E 方式を採用して，基礎学力を備え，多様な能力や個性を持った学生が入学できるよう図った。また，社会へ向けた大学の開放，国際化の現状に対応するため，社会人，外国人，帰国生の受け入れを，AO マルデス入試を通じて現在も継続している。聴講生の受け入れも，地域や社会へ向けた大学の開放を具体化する制度として，重要な役割を果たしている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

入学試験の多様化によって，個性的かつ将来性のある人材が確保できる反面，入試業務の負担が極端に増加しつつある。入学試験の多様化を踏まえた上で，入試業務負担をできる限り抑えるためには，不可欠な業務と省略できる業務を腑分けして，業務全体の簡素化と体系化を目指さなければならない。

（2）入学者受け入れ方針等

【現状の説明】

一般入学試験の A 方式，C 方式，S 方式では，従来どおり高等学校までの学習成果を試す方法を用いることによって，入学後の勉学に必要な基礎学力の有無に基づく選抜を行っている。2008 年度入試から E 方式がさらに採用されたのは，基礎学力の点でも，一律ではなく，多様な個性の入学者に道を開く方針からである。その一方で，従来型の試験方式では，どうしても見逃される能力や個性がある。例えば，リーダーシップ，独創性，深い問題関心，コミュニケーション能力などがそれである。ゼミナール学習などの場において，他の学生たちに良い刺激となる優れた能力と個性を持つ受験生を選抜するために，一般入学試験の 1 方式として AO マルデス入試が実施されている。また，かねてより推薦入学試験を通じて入学した学生は，大学生活においても勉学意欲を維持する割合が高いため，この点で他の学生に良い刺激を与えてきた。これを重視して，推薦入学試験は今後も一定の募集人員を保って続ける方針である。

なお，2008 年度入学試験の結果は，次表のとおりであった。

表 4.14　入学試験結果

			志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
		A方式	2,252	1,988	446	267
		E方式	1,371	1,327	194	34
		C方式	2,091	2,087	510	83
		S方式	76	76	16	2
		AOマルデス入学試験	123	117	19	17
一般入学試験		小計	5,913	5,595	1,185	403
	帰国生	AOマルデス入学試験	5	3	0	0
	社会人	AOマルデス入学試験	2	2	0	0
	外国人	AOマルデス入学試験	2	2	2	1
特別受験		小計	9	7	2	1
		指定校推薦(外部推薦)	148	148	148	148
		成蹊高校推薦（内部推薦）	32	32	32	31
推薦入学試験		小計	180	180	180	179
		総計	6,102	5,782	1,367	583

【点検・評価】

➢入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係

合理的な思考と判断，現状の確かな分析と未来を構想する想像力の育成には，日々の勉学と学生生活を通じて，多様な個性が互いに刺激し合い，複数の視点から物事を捉える経験が特に重要である。多様な個性に道を開く前記の受け入れ方針は，この教育目標の実現に向けた，現時点における具体的な措置である。

➢入学者受け入れ方針と入学者選抜方法，カリキュラムとの関係

入学した後，受験で選択しなかった社会科の科目は必要に応じて知識の補強ができるように，また，各学生の得意な科目はより知識を深化できるように，様々な教養科目が配置されている。語学科目についても，各学生の個性と意欲に応じて，英語，ドイツ語，フランス語，スペイン語，中国語，韓国語から選択し，学習できるように，自由度の高いカリキュラムを設けた。さらに，C 方式と S 方式で入学した学生で，英語以外の語学が既習の場合は，その語学を中級，上級から履修し始める選択肢も用意されている。このため，各人の事情に合った語学力の育成が，入学当初から可能である。以上と併行して，1 年次から基本的な専門科目や演習を履修することによって，専門に特化されない幅広い教養と専門的な知識を身につけるための素養が，各学生の関心と意欲に応じて共に得られるカリキュラムになっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現時点で，入学者受け入れ方針を改善しなければならない問題は，特に認められない。2008 年度入試で E 方式を新たに導入したが，その効果もまだ不明な現状にあって，今後は学習意欲が高い入学者を増やすために，入学後の学生が在学期間中にどのような成績を残しているかを入学試験方式別に追跡調査して，将来の改善に向けた出発点にしたい。

（3）入学者選抜の仕組み

【現状の説明】

一般入学試験 A 方式　全科目マークセンス方式

国　　語　　配点 100 点　試験時間 60 分
選択科目　　配点 100 点　試験時間 60 分
外 国 語　　配点 120 点　試験時間 60 分

一般入学試験 E 方式　全科目マークシート解答

国　　語　　配点 200 点　試験時間 75 分
外 国 語　　配点 300 点　試験時間 90 分

一般入学試験 C 方式

国　　語　　配点 300 点
大学入試センター試験の配点 100 点を 300 点に換算する。
外 国 語　　配点 400 点
「英語」は大学入試センター試験の筆記試験（200 点満点）とリスニングテスト（50 点満点）の合計得点を 400 点に換算したものと，筆記試験（200 点満点）の得点を 400 点に換

算したもののうち，高い方を合否判定に使用する。「英語」以外は大学入試センター試験の配点 200 点を 400 点に換算する。

選択科目　配点 300 点
大学入試センター試験の配点 100 点を 300 点に換算する。
複数科目を受験した場合は，高得点の科目を合否判定に使用する。

一般入学試験 S 方式

外 国 語　配点 200 点
「英語」は大学入試センター試験の筆記試験（200 点満点）とリスニングテスト（50 点満点）の合計得点を 200 点に換算したものと，筆記試験（200 点満点）のうち，高い方を合否判定に使用する。

選択科目　配点 800 点（200 点×4）
大学入試センター試験の配点 100 点を 200 点に換算する。
5 科目以上受験した場合は，高得点の 4 科目を合否判定に使用する。

指定校推薦（外部推薦）　専任教員の模擬講義を受講させて，その内容を文章にまとめさせる。
成蹊高等学校推薦（内部推薦）　文章読解力問題及び文章表現力問題を課した後，個人面接を行う。

学士入学，転部入学，転科入学の各試験　書類審査と口頭試問により合否判定する。
研究生　書類審査（場合によっては口頭試問）により合否を判定する。
委託生　書類審査により合否を判定する。
聴講生　書類審査で受け入れの可否を判定する。
科目等履修生　書類審査により合否を判定する。
特別聴講学生　教授会において受け入れを承認する。
外国人留学生　書類審査及び筆記試験（1 次試験）と面接試験（2 次試験）で合否を判定する。

以上のように，多様な選抜試験と受け入れ制度を，大学案内，募集要項，入試パンフレットその他で説明していることに加え，オープンキャンパスにおける説明会及び個別相談コーナーで，教員がより個別具体的に説明する場を設けている。

【点検・評価】

➢入学者選抜試験実施体制の適切性

各入学試験の趣旨や形式の違いは，受験生本人や受験指導にあたる高等学校教諭に伝わりにくいのが現状であり，この点での改善を試みなければならない。

なお，入学試験の実施にあたっては，臨時保健室，臨時受験室を設置して，受験生の健康状態や交通機関の遅れに即応できる体制をとっているほか，入試本部との連絡を迅速かつ正確にする連絡網を設けて，問題発生に即応できるように，かねてより努力している。

➢入学者選抜基準の透明性

志願者数，受験者数，合格者数，競争率，合格最低点，科目別の平均点など，入学試験の結果を大学案内

の入試情報として公表しており，透明性は確保されている。また，希望者には，個別に入試成績の開示を行っている。

➢入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況

一般入学試験 A 方式の選択科目で，科目ごとの平均点に顕著な差がある場合は，大学入試センター試験の方法に準じた得点調整を行う。ただし，平均点に顕著な差が認められる試験結果は，これまでのところ稀であった。

【将来の改善・改革に向けた方策】

多様な選抜試験のメリットが生かされるためには，受験生が各入学試験の趣旨や形式の違いをよく理解した上で，自分自身に合った入学試験に臨む必要がある。このため，【点検・評価】に示した改善を粘り強く，また，効果的に行わなければならないだろう。

（4）入学者選抜方法の検証

【現状の説明】

一般入学試験 A 方式の問題作成は，科目ごとの作成班がこれに従事し，数多くの作成会議を重ねた後，例年では 9 月頃に入稿する。また，作成班とは別に，科目ごとの点検班が組まれ，作成された問題に誤りや不適切さがないか，出題範囲からの逸脱はないかを，校正期間中に 2 回から 3 回点検し，さらには実施直前に再度の問題点検及び作成班と合同の検討会議を行っている。実施後も，第三者に問題の点検を委託し，出題ミスが判明した場合は即座に対応してきた。

AO マルデス入学試験の 1 次筆記試験の問題は，作成班が検討会議を重ねて作成し，点検班による問題チェックと検討会議を経て実施される。2 次の討論力試験のテーマは，1 次筆記試験の問題内容との関連を考慮しつつ，受験生各人の個性を引き出しやすいテーマが AO 入試委員会で考案され，1 次筆記試験の問題作成班と検討を重ねた上，1 次筆記試験の終了直後に公表される。

推薦入学試験その他で実施されている筆記試験では，明確な出題範囲という制約がないため，以上に述べられたものよりはやや簡素な手続きで問題作成と点検を行ってきた。

【点検・評価】

➢各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

2006 年度入試から，前年度の一般入学試験 A 方式における出題ミスに対する反省に基づき，科目ごとの点検班が作成班の問題を組織的・計画的に点検するシステムへと移行した。その後もさらに，他学部の教員からも必要に応じて点検を受けるなど，出題ミスの予防に向けたシステムの強化を試みて現在に至っている。しかし，予防は完全でなく，実施中または実施後に不適切な箇所が確認されるケースはなくなっていない。このため，今後も予防システムを充実するために，創意工夫と持続的な努力が必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

点検班による組織的･計画的な点検は, 2005 年度以前の手続きに比べて一定の効果をもたらした。しかし，科目ごとの点検班も一度入念に点検した問題については，どうしても先入観が生じてしまう。このため，点検作業を何度も重ねていく中で，細かな見落としを発見し尽くすのは困難であった。1 つの方策として，各

点検班を特定科目に固定せずに，その都度新たなメンバーが問題点検するシステムも考えられる。ただし，点検作業をそこまで複雑に計画すると，かえって混乱が生じる可能性も予想される。そこで，当面は現行システムの定着を図りつつ，ノウハウの蓄積を目指すことが必要だろう。

（5）AO 入試（アドミッションズ・オフィス入試）

【現状の説明】

AO マルデス一般入学試験を実施している。1 次審査と 2 次審査からなり，1 次審査は資料読解力と文章表現力を試す筆記試験を課し，1 次審査合格者の中から，2 次審査の討論力試験で優れた個性が認められた受験生を選抜する。

1 次審査では，高校生でも読み解ける内容の文章が与えられ，限られた時間内に受験生がその文章をどれだけ正確に読み取り，深く理解できるかを試す。さらに，独自の問題発見を重視した論述試験によって，発見した問題を正確に表現し，また，検討する力が試される。この資料読解力・文章表現力試験の成績（80 点）と書類審査（20 点）の合計を合否判定に使用している。

1 次審査の合格者は，2 次の討論力試験と自己表現力審査を受ける。まず，1 次試験の合格者数に応じて，5 名か 6 名が 1 グループとなり，討論力試験に臨む。1 グループにつき 2 名の専任教員が審査する。テーマは 1 次試験の終了直後に公表されるため，受験生には 2 次審査の実施日まで，自学自習による主体的な受験準備が可能である。討論力試験では，コミュニケーション能力やリーダーシップ等に加えて，日頃の自学自習がどの程度なされているのかも評価される。討論力試験の後，各グループの審査員 2 名による個別の面接（自己表現力審査）が行われ，グループ討論の中で発揮できなかった点を補足してもらうことその他で，受験生一人一人の個性と勉学意欲を審査する。

討論力試験と自己表現力審査の結果は集計され，審査員全員と AO マルデス委員による検討会議を経て，審査員相互の評価基準に差があれば調整しつつ合否を判定する。しかし，事実上は，際立って評価の高い受験生だけで募集定員が満たされてしまうため，微妙な調整が必要になることはまずない。

なお，AO マルデス入学試験は，帰国生，社会人，外国人の特別受験という形式でも実施している。一般入学試験との違いは，1 次試験の合格者に 2 次の討論力試験を課さず，自己表現力審査の結果だけで合否を判定する点である。

【点検・評価】

➢AO 入試（アドミッションズ・オフィス入試）を実施している場合における，その実施の適切性

法律や政治について考える場では，多くの文献を正確に読み取り，理解した内容と自分自身の問題関心を対話させる能力が要求される。そのために必要な読解力は，法律や政治に関係した文章に限らず，様々な分野の文章を読み解く努力によって育まれ，自分自身の問題関心そのものを深化させる。

以上の理由から，AO マルデスの 1 次審査では，法学や政治学に直接関係しない文章を選んで出題し，受験生が与えられた文章をどれだけ正確に読み取り，深く理解できるかを試してきた。

課題文は例年，読みやすいながらも，内容的には奥の深い問題を解説した文章が選択されている。これは，AO マルデス入試の趣旨に沿った選択であり，課題文から学んで独自の問題発見をする受験生がいれば，積極的に評価する姿勢で臨んできた。2 次審査の形式は 1 次審査と大きく異なるが，趣旨と意図は以上と同様であり，マークセンス方式の客観評価ではこぼれ落ちてしまう，各受験生に固有の想像力や問題関心に評価が向けられている。

AO マルデスで受け入れた学生は個性豊かな場合が多く，特に演習で活躍するなど，受け身になりがちな他の学生に良好な刺激を与えている。しかし，個性豊かとはいえ，語学をはじめ基礎学力の不足した学生がこの方式で入学するケースも多少はある。これを補うために，合格発表から入学するまでの期間，基礎学力の補強に向けた「入学準備プログラム」を合格者全員に課してきた。内容は，英文記事の読解と要約，教養的な書物の読解と要約，法学や政治学を学ぶための準備になる基本的な書物の要約と意見論述であり，合格者はこの順序でプログラムをこなし，返却された添削から学びながら入学の準備をする。他に効果的な方策が見当たるまで，同プログラムの地道な実施は，適切な対応だと考えている（なお，入学準備プログラムは，推薦入学試験の合格者にも実施している）。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学部の AO マルデス入学試験は上述のように，マークセンス方式の試験と形式が大きく異なっているため，その意図や趣旨についての誤解も少なくない。例えば，高等学校までの学習レベルを超えた専門知識が求められる入学試験であるかのような，事実から懸け離れた先入観が一人歩きしている。実際には，読み書きという基本中の基本学力と，日頃から培われた自学自習の勉学姿勢や本人にしかない個性に評価のまなざしが向けられている。この実情と真の意図を伝えていくことが将来の課題である。また，入学準備プログラムにリストアップされる書物は，今後も入学予定者に入手可能な良書を選定していかなければならない。

（6）入学者選抜における高・大の連携

【現状の説明】

本学部では，高・大連携による入学者選抜として，本学部が指定した高校からの推薦（指定校推薦）と，成蹊高等学校からの推薦（内部推薦）との 2 つの推薦入学制度を採用している。

高校生への学部紹介・進路指導の場としては，1 年に 4 回程度開催されるオープンキャンパス，教員が高等学校に出向いて行う模擬講義，そして，成蹊高等学校の生徒に対して行われる説明会などがある。

【点検・評価】

➢推薦入学における，高等学校との関係の適切性

指定校推薦制度に関しては，本学部への推薦の実績数，入学後の成績及び一般入試での実績などに基づき，毎年推薦枠の見直しを行っている。

内部推薦に関しては，日頃より高等学校の校長及び進路指導の教員などとの接触を通じて，学業・人柄ともに優れ，また，意欲のある学生を推薦してくれるよう努力している。

指定校推薦制度を通じて入学する学生は，概して成績の優秀なものが多いが，高等学校での推薦のあり方によっては法律学・政治学を学ぶことを第 1 目標としていなかったケースもある。この点では，高等学校との意思疎通をより一層図っていくことが必要であろう。

➢高校生に対して行う進路相談・指導，その他これに関わる情報伝達の適切性

高校生に対する進路相談や指導が最も大規模に行われているのは，前述のオープンキャンパスにおいてである。本学に直接来校し，模擬講義や模擬演習を受講し，学部説明や個別相談の場を利用することは，高校生にとって貴重な情報伝達の機会である。

また，高等学校の要請に応えて，模擬講義のために教員が出向くこともあり，本学部での学修のあり方を

直接説明する良い機会となっている。進路指導の高校教員との対話も，情報伝達の適切な場として捉えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

入試センターのスタッフによる高・大連携の推進とあいまって，オープンキャンパスや模擬講義などを通しての高校生への進路相談・指導は概して適切なものと考えられる。ただ，高等学校によっては本学部について十分な知識を持っていないこともあり，一層のコミュニケーションが必要であろう。特に，学部としてどのような学生を求めているのか，アドミッション・ポリシーにおいて一層明確なビジョンを示すことが必要だと考えられる。

(7) 外国人留学生の受け入れ

【現状の説明】

本学部では，2 通りの方法で外国人留学生を受け入れている。1 つは AO マルデス入学試験で，外国人学生を若干名受け入れている。該当するのは，出願時に日本国籍を有さず，外国において 12 年の学校教育を修了した者，若しくはそれと同等の学力があると認められる者である。選考方法は，書類審査，論述力審査，自己表現力審査（個別面談方式）の 3 つからなっている。

また，国際教育センターを通して受け入れる協定留学生が，所属先として本学部を選ぶ場合もある。この場合は，国際教育センターが選抜を担当し，本学部では適当な指導教員を選び，履修上の指導を行っている。

【点検・評価】

➢留学生の本国地での大学教育，大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生の受け入れ・単位認定の適切性

外国人留学生は，多種多様なバックグラウンドを持ち，一律の筆記試験などでその学力や可能性を測ることはできない。したがって，書類審査や自己表現力審査を重視する AO マルデス入試は，外国人留学生の選考に最も適切な方法であると考えられる。また，論述力審査を通じて，入学後，法律学・政治学の学修のために必要な日本語読解能力と筆記能力とを見ることができる。その点でも，現在の選考方法は妥当であると考える。単位認定については，外国人留学生に対して特別の措置はとっていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

外国人留学生の選抜方法については，現在，適切に行われており，改善すべき点は見られない。ただ，志願者数を増やすことは，本学部の国際化・多様化のために必要であり，日本での勉学を希望する学生の間における本学や本学部の認知度を高める努力が必要である。

(8) 定員管理

【現状の説明】

年度別の入学者数は，次表のとおりである。

表 4.15　年度別の入学者数

	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
法律学科	315	323	333	281	356
政治学科	170	149	172	145	227
合　　計	485	472	505	426	583

また，2008 年度の在籍学生数は，次表のとおりである。

表 4.16　在籍学生数（2008 年度）

	1年	2年	3年	4年	計
法律学科	356	308	325	363	1,352
政治学科	228	157	165	172	722
合　　計	584	465	490	535	2,074

【点検・評価】

➢学生収容定員と在籍学生数，(編)入学定員と(編)入学者数の比率の適切性

近年，やや定員超過の傾向にあり，2008 年度は政治学科で前年度比 56%増の入学者を受け入れた。来年度の入試では，やや超過ぎみの在籍学生数を定員に近づけるべく，何らかの対策を講じなければならない。

➢著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性

恒常的に著しい定員超過になっているとは考えていない。また，恒常化しないよう，かねてより努力してきている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

入学試験を急速に多様化した影響で，合格者のうち実際に入学する人数を正確に推定することが，非常に困難になっている。このため，入学定員と入学者数の比率を適正に保つ方策としては，各入学試験で合格ラインを的確に定める材料（過去の実績）の蓄積と整理がまず必要である。また，その上で，多様化した入試方式の一部を整理統合する対策も検討したい。

（9）編入学者，退学者

【現状の説明】

本学では編入学定員を設けておらず，また，編入学の制度はあるが，現在募集を行っていない。

年度別の退学者数は，次表のとおりである。

表 4.17　年度別の退学者数

	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
法律学科	11	13	17	19	0
政治学科	7	8	6	9	0
合　　計	18	21	23	28	0

【点検・評価】

➢退学者の状況と退学理由の把握状況

退学の理由は把握されており，その都度教授会で報告と承認がなされている。退学のほとんどは，健康上の理由，経済上の理由，進路変更のためであり，その場合，妨げるのは困難であると考えている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

退学者数が増大する場合には，これを食い止めるための措置をとる必要があるが，現段階では改善・改革の必要性は特に感じていない。

4．3　大学院研究科

4．3．1　工学研究科

（1）学生募集方法，入学者選抜方法

【現状の説明】

工学研究科では，広い対象の入学希望者に対する選抜方法として，一般入学試験（博士前期・後期課程）のほかに社会人特別選抜試験（博士前期・後期課程），飛び級入試（博士前期課程）を行うとともに，学部での成績優秀者に対しては，内部推薦制度を採用している。

博士前期課程の一般入学試験では，専攻ごとに基礎科目・専門科目・英語の筆記試験と面接試験を行って選抜しているが，本学出身者で 3 年次までの成績が優秀な学生については，面接試験のみで選抜している。

一方，博士後期課程では，専門科目と英語の筆記試験と関連専門分野及び修士論文に関わる口述試験，面接試験の組合せ，あるいは口述試験，面接試験によって合否を決めている。また，博士後期課程の推薦試験として，修士論文の中間発表と学力認定に関する面接試験を実施して合否を決定している専攻もある。推薦及び飛び級入試以外は，入試の機会が年に 2 回設けられており，第 1 次募集は 9 月上旬に，第 2 次募集は 1 月中旬に，それぞれ 1 日で行われている。

社会人特別選抜は，原則として 2 年以上勤務経験のある者を対象にしており，在勤のままでも，休職，退職した者でも，受験資格がある。一般入学試験と同様に第 1 次募集を 9 月上旬に，第 2 次募集を 1 月中旬に行い，面接及び口述試験によって選抜している。

飛び級入試（博士前期課程）は，学部 3 年次在学者のうち成績が特に優秀で，かつ，研究者または高度専門職業従事者となることを強く希望する者に対して本研究科への出願資格を与えるものである。

過去 5 年間の入学志願者数及び合格者数の状況は，下表のとおりである。

表 4.18　入学志願者数状況及び合格者数状況

研究科名	専攻名		入試の種類		2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	入学定員に対する入学者数の比率(2004～2008年平均)
工学研究科	電気電子工学専攻	博士前期(修士)課程	一般入試	志願者	30	22	24	18	16	
				合格者	22	18	23	17	14	
				入学者(A)	22	17	23	16	14	
				入学定員(B)	8	12	12	12	12	
				A/B*100	275.0%	141.7%	191.7%	133.3%	116.7%	171.7%
		博士後期(博士)課程	一般入試	志願者	1	0	0	0	0	
				合格者	1	0	0	0	0	
				入学者(A)	1	0	0	0	0	
				入学定員(B)	4	4	4	4	4	
				A/B*100	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%
	応用化学専攻	博士前期(修士)課程	一般入試	志願者	21	16	17	17	17	
				合格者	20	14	17	17	17	
				入学者(A)	18	13	16	14	17	
				入学定員(B)	16	16	16	16	16	
				A/B*100	112.5%	81.3%	100.0%	87.5%	106.3%	97.5%
		博士後期(博士)課程	一般入試	志願者	1	5	3	0	2	
				合格者	1	5	3	0	2	
				入学者(A)	1	5	2	0	2	
				入学定員(B)	4	4	4	4	4	
				A/B*100	25.0%	125.0%	50.0%	0.0%	50.0%	50.0%
	機械工学専攻	博士前期(修士)課程	一般入試	志願者	12	17	14	14	15	
				合格者	11	14	12	11	14	
				入学者(A)	9	14	12	11	14	
				入学定員(B)	16	16	16	16	16	
				A/B*100	56.3%	87.5%	75.0%	68.8%	87.5%	75.0%
		博士後期(博士)課程	一般入試	志願者	0	1	0	0	1	
				合格者	0	1	0	0	1	
				入学者(A)	0	1	0	0	1	
				入学定員(B)	4	4	4	4	4	
				A/B*100	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	25.0%	10.0%
	情報処理専攻	博士前期(修士)課程	一般入試	志願者	13	10	10	12	14	
				合格者	9	10	9	12	12	
				入学者(A)	9	10	8	11	12	
				入学定員(B)	8	12	12	12	12	
				A/B*100	112.5%	83.3%	66.7%	91.7%	100.0%	90.8%
		博士後期(博士)課程	一般入試	志願者	1	1	0	0	2	
				合格者	1	1	0	0	2	
				入学者(A)	1	1	0	0	2	
				入学定員(B)	4	4	4	4	4	
				A/B*100	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	50.0%	20.0%
	物理情報工学専攻	博士前期(修士)課程	一般入試	志願者	13	10	26	12	14	
				合格者	13	10	22	12	10	
				入学者(A)	12	10	22	12	10	
				入学定員(B)	8	8	8	8	8	
				A/B*100	150.0%	125.0%	275.0%	150.0%	125.0%	165.0%
		博士後期(博士)課程	一般入試	志願者	0	1	0	0	0	
				合格者	0	1	0	0	0	
				入学者(A)	0	1	0	0	0	
				入学定員(B)	2	2	2	2	2	
				A/B*100	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%

【点検・評価】

➢大学院研究科の学生募集の方法，入学者選抜方法の適切性

内部推薦入学者と一般入試入学者の定員上の定めはないが，各専攻とも推薦入学者が過半数を占めており，その割合は増加する傾向にある。また，飛び級入試による入学者のある年もある。内部推薦基準は，GPA による成績上位の 2 分の 1 となっている。飛び級入試では，出願資格は 3 年次までに 4 年次配当の必修科目を除く卒業所要単位を修得し，修得単位数の 3 分の 2 以上（ただし，機械工学専攻は 85%以上）の科目が「S」または「A」の成績評価を受けていて，さらに，入学試験に合格することが必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

特に大きな改善が必要であるとは考えられない。ただし，内部推薦，飛び級の評価については，今後検討の余地がある。これについては以降に記載する。

(2) 学内推薦制度

【現状の説明】

博士前期・後期課程ともに学内推薦制度を有する。博士前期課程については，4 年次進級時点での成績上位者（GPA による成績順位で上位 2 分の 1 以内）に対する推薦入学制度がある。成績の要件を満たし，推薦入学を希望する学生に面接試験を実施し，合否を判定している。

博士後期課程については，推薦入学を希望する学生に修士論文の中間発表と学力認定に関する面接試験を実施し，合否を判定する。これらの推薦制度に従って応募した学生は，ほとんどが合格となる。

【点検・評価】

➢成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における，そうした措置の適切性

技術者となろうとする理工系学生は，大学院まで進学して研鑽を積むことが望ましい。上位 2 分の 1 の成績を修めていれば，そのための最低条件は満たしているという考え方である。大学院こそ，少人数教育を実現しやすい環境であり，学生を選別することよりも，より上位の教育訓練を施して，さらに成長させようという趣旨である。大学院まで進む学生には，この期待に応えて広い見識を身につけてもらいたい。ただし，見識を広めることを期待するこの教育方針と，GPA による成績評価法には矛盾があることを指摘しておきたい。GPA はやさしい科目を多くとり，全体の履修科目数を少なくすることによって高得点になる。したがって，幅広い知識を身につけようとして，未知の分野の学習を始めると成績を下げる危険が出てくるのである。

大学院への推薦入学制度は適切に機能しており，進学者数を確保するのに役立っている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

ある程度の数の大学院生を確保することに成功しているが，優秀な学生が大学院に進学しない例も多い。教員は，学生に対して魅力ある大学院研究室を作る努力が望まれるし，さらにその魅力を伝えるための努力が望まれる。一方，大学院生に対しては，進学にあたって奨学金や授業料免除などの経済的支援が望まれる。特に優秀な学生には強く進学を期待するので，そうした学生に対する奨学金をより充実させたい。また，教員は，普段の授業や進路指導などを通じて，社会（企業）からは，技術者として大学院修了者を求める需要が多いことを伝える必要がある。

(3) 門戸開放

【現状の説明】

一般入学試験制度により，大学卒業見込みの者，あるいは大学卒業と同等の学力を持つ者は受験することができる。一般入学試験において，本学の学生あるいは卒業生が特別の配慮を受けることはない。また，受験情報として，外部からの受験生が不利になることもない。過去問題などは，本学入試センターから入手できる。しかし，実際の入学生については，外部からの入学者は数えるほどであり，大部分は内部進学である。

また，一部の研究室ではあるが，博士後期課程に社会人や外国人留学生が応募して入学を認められている例は，博士前期課程よりむしろ多い。

【点検・評価】

➢他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

制度的に，外部からの受験生が不利となることは全くない。また，自大学の学生に高得点を与えるような差別は全くない。専門科目の試験においてさえ，出題にあたっては，極力普遍的な記述とするように努めている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現状で大きな問題があるという認識はほとんどないが，他大学からの受験生は非常に少ない。他大学からの受験生を受け入れることを目指すならば，他大学からの受験生をむしろ優遇する方向でルールを定める必要があろう。

(4)「飛び入学」

【現状の説明】

飛び級入試（博士前期課程）は，学部 3 年次在学者のうち成績が特に優秀で，かつ，研究者または高度専門職業従事者となることを強く希望する者に対して，本研究科への出願資格を与えるものである。出願資格は 3 年次までに 4 年次配当の必修科目を除く卒業所要単位を修得し，修得単位数の 3 分の 2 以上（ただし，機械工学専攻は 85%以上）の科目が「S」または「A」の成績評価を受けていて，1 月に実施される入学試験に合格することが必要である。どの専攻も，平均して年に 1 名程度ずつ飛び級入学者を受け入れている。

【点検・評価】

➢「飛び入学」を実施している大学院研究科における，そうした制度の運用の適切性

飛び入学は入学者数が限られているものの，学生の大学院への進学意識を高めるためには適切であり，これまでのところでは，優秀な人材の確保と効率的な教育を実現してきた。しかし，成績評価が GPA 制度に移行し，S の評価が導入されたときに，飛び入学による大学院受験の出願条件が実質的に緩和され，出願条件を満たす学生数が当初に比べてかなり増えている。本当に志が高く，卒業研究を免除するに値する学生かどうかを出願条件から判定することが困難になったため，入学試験において一般受験生よりも厳しく審査を行うべきだという意見も出ている。飛び入学制度が現状で良いのか，あるいは出願条件若しくは審査を厳しくするべきか，検討する時期にきている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

新しい成績評価制度の下で，飛び級入学した学生がどのように成長していくかを見た上で，必要に応じて制度のあり方が検討されるであろう。

(5) 社会人の受け入れ

【現状の説明】

社会人特別選抜は，原則として 2 年以上勤務経験のある者を対象にしており，在勤のままでも，休職，退職した者でも，受験資格がある。一般入学試験と同様に第 1 次募集を 9 月上旬に，第 2 次募集を 1 月中旬に行うが，学力試験は行わず，面接及び口述試験によって選抜している。ただし，会社に籍を置いたまま，夜

間あるいは週末を利用して授業を受けるような制度はない。

【点検・評価】

➢大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

社会人受け入れの数は多くなく，主として博士後期課程で受け入れられている。研究指導の実施状況は，個々の事情に応じて様々である。ただし，研究成果については，研究科委員会で認定された複数の審査員によって厳格に審査された後，研究科委員会での審査を受けるなど，厳格な手続きのもとで運用されている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現状で，特に問題はない。しかし，今後課程入学者を増やすためには，社会に還元される研究成果，あるいは世間で関心を集める研究成果をできるだけ広く発信して，本研究科への注目を集める必要がある。

（6）科目等履修生，研究生等

【現状の説明】

大学院の講義を受ける必要があるものに対して，科目等履修生，研究生の受け入れを行っている。特に，本学の 4 年次生で大学院の推薦入学を希望する学生に対しては，8 単位までの科目等履修を認め，学部から大学院にかけての中期の学習，研究計画を立てやすいよう便宜を図っている専攻もある。

【点検・評価】

➢大学院研究科における科目等履修生，研究生，聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

研究生，聴講生はほとんど受け入れの実績がなく，要件等に特に問題はない。科目等履修生の申請については就学を希望する事情をできる限り掌握し，適切に指導している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現時点で特に問題はないが，科目等履修生の受け入れに関しては，就学の意思確認及びその申請の是非を科目担当教員の判断に任せているところが大きく，より合理的で客観的な適用基準があれば，その方向に変更していくことになろう。

（7）外国人留学生の受け入れ

【現状の説明】

外国人留学生を対象とした入試制度があり，面接試験によって合否を決定している。

【点検・評価】

➢大学院研究科における外国人留学生の受け入れ状況

研究科全体として，外国人留学生の受け入れ事例は非常に少ない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学院全体として，広く国際的に学生を受け入れられるよう，改善が必要である。ただし，外国人留学生

をより広く，かつ，多く受け入れるためには，学費の減免あるいは奨学金などを充実させるだけではなく，寮などの住環境，学生食堂での朝食や夕食の提供，その他の生活環境を整備していく必要がある。

（8）定員管理

【現状の説明】

入試形態には，一般入学試験，社会人特別選抜，飛び級入試があるが，定員を定めているのは，一般入学試験のみである。各専攻の入学定員と入学者数は表 4.18 のとおりである。内部推薦試験による合格者は，一般入学試験に含めて示している。

【点検・評価】

➢大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率及び学生確保のための措置の適切性

収容定員に対する在籍学生数の比率は，専攻によって多少の差異がある。博士前期課程については定員を若干下回る専攻はあるものの，概ね定員を上回っている。しかし，定員を大幅に逸脱する状況は生じておらず，全体としては適切な状況にある。一方，博士後期課程への進学者は極めて少なく，同課程の在学生比率は低い。研究活動の活性化を図る上で，この点の改善が望まれる。

表 4.19　博士前期課程専攻別入学者数

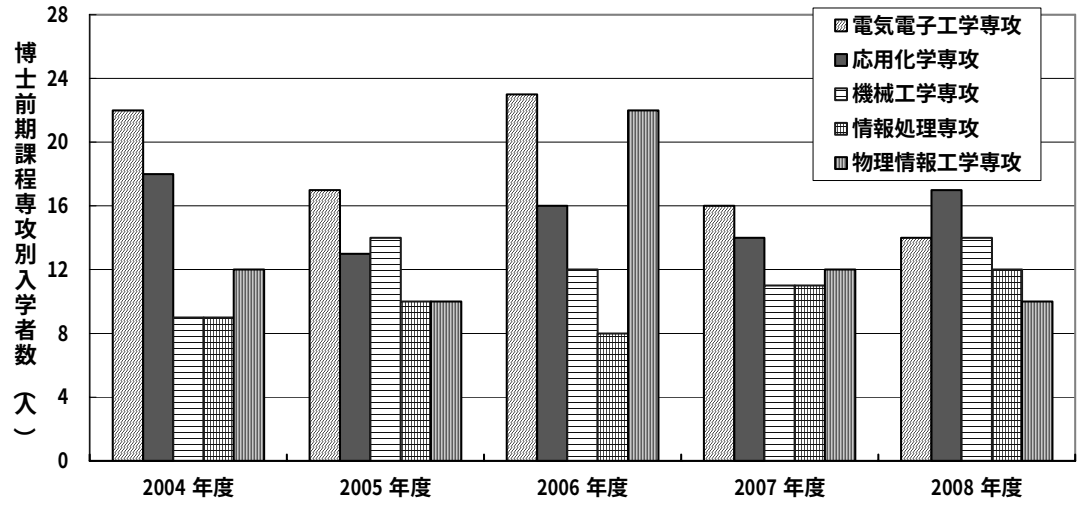

➢著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

博士前期課程では，特に問題はない。一方，博士後期課程で指導する学生を持つ教員は限られている。博士後期課程への進学者が少ないことを考えると現時点でやむを得ない面もあるが，より一層研究活動を活発化するとともに，博士後期課程学生を優遇する制度を検討する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

博士前期課程は現状でも特に問題はないが，より一層の大学院進学を奨励する制度が望まれる。さらに，博士後期課程の学生数を確保するための措置としては，社会人の積極的受け入れ，学費のさらなる減免などが考えられる。

最も効果的なのは，学費の減免あるいは奨学金の充実である。諸外国の傾向あるいは国内でも最近は，研

究費を学生の経済援助に充てることも認められている。制度としてオープンで，不正流用が起きないように注意する必要があるが，他大学院で行われている有効な方式があれば，本学でも採用を前向きに検討することが望まれる。

4．3．2　経済経営研究科

（1）学生募集方法，入学者選抜方法

【現状の説明】

経済経営研究科は，それまでの経済学研究科と経営学研究科を統合する形で 2007 年度に設置された。入学者選抜は両研究科のこれまでの方法を踏襲しており，博士前期課程の入試は，基本的には一般入学者選抜試験と，学内の成績優秀者を対象としたエントリー型 AO 入学者選抜試験の 2 つの方式で構成されている（後者は学内推薦制度に類似した制度であるため，(2) で記述する)。

長期履修プログラム及び社会人プログラムを除くすべてのプログラムを対象として，経済学専攻及び経営学専攻ともに，一般入試は毎年 10 月に実施され，筆記試験（一般論理試験，小論文または専門科目）及び面接によって考査が行われている。また，社会人プログラムの一般入試は毎年 2 月に実施しており，小論文と面接により考査が行われている。長期履修プログラムは，本研究科の科目等履修生として 9 月から半年間，本研究科の科目を履修した者を対象にして，年度末に面接によって考査を行っている。なお，一般入試の学生募集要項は毎年 6 月頃に公表することとしている。

博士後期課程の入試は，毎年 2 月に修士論文（または特定課題研究の成果）の審査及び英語の筆記試験と面接によって考査が行われている。

【点検・評価】

➢大学院研究科の学生募集の方法，入学者選抜方法の適切性

本研究科の経済・マネジメントコースは，学生が博士前期課程修了後，経済学や経営学の専門的な学力や知識を活かした専門的な職業に従事することを教育目標に掲げている。このため，博士前期課程の入学者選抜においても，研究者としての資質を考査するのではなく，将来社会人となるために必要な基礎学力や柔軟な応用力などを考査することが重要である。現在の一般入試の筆記試験は，論理力や分析力を測る「一般論理試験」と思考力や応用力を測る「小論文または専門科目」であり，同コースの設置目的に合致するものである。多様な学生を受け入れることを目的として，専門科目を必須としない入試を行ってきたが，経済学や経営学の基礎知識の不足が入学後の学修に若干支障をきたす例も散見される。ただし，高度税務プログラムの志願者に対しては，円滑な学修を行っていくためには会計や税務に関する高度な知識が不可欠であることから，当初から小論文ではなく専門科目を選択させることとしているが，これは教育課程の特色を踏まえた適切な選抜方法であると言える。

また，社会人プログラムの入試は 2 月に実施されるが，これは募集要項の公表から試験までの間に十分な間隔をとり，社会人が入試に備えて十分な学修ができるように配慮したものである。さらに，社会人の利便性に配慮し，入試は土曜日に実施することとしている。

博士後期課程の入学者選抜においては，独立の研究者たり得る資質をチェックする観点から入試科目を上

記のように定めており，適切と考える。

【将来の改善・改革に向けた方策】

博士前期課程の入試において，小論文を選択する受験生が毎年少なく，小論文選択者と専門科目選択者を客観的に比較することが困難な状況が生じている。また，本研究科の博士前期課程で円滑な学修を行っていくためには，大学の学部において必要最小限の経済学や経営学を修得していることが必要であることが，前述のように経験的に明らかとなってきた。このため，2009 年度入試からは小論文を廃止し，すべての受験生に専門科目の受験を義務づけることとした。

また，経済・マネジメントコースの趣旨として，社会的な適応力を見ることも重要であり，面接における質問内容や面接の仕方などに関して，受験生の社会性を測るための一層の工夫を行っていかなければならないものと考えられる。

なお，博士後期課程に関しては，特に改善を要しないと考える。

（2）学内推薦制度

【現状の説明】

学部の成績優秀者を対象とした学内推薦型の入試として，「エントリー型 AO 入試」を実施している。毎年第 1 期と第 2 期の 2 つの期間を設けている。学内の学生及び経済学部卒業後 3 年以内の者を対象として大学院進学相談会（第 1 期は 4 月及び 5 月，第 2 期は 9 月）を行い，エントリーを行った学生に対して面接（第 1 期は 7 月，第 2 期は 10 月に実施）を行った後に入学を許可している。基本的には学生の成績を基準にして（原則として GPA3.0 以上）入学許可を行うが，その際に，エントリーシートに基づいて学生の学習意欲等を十分に確認することとしている。経済学部以外の他の学部の学生の場合は，出願にあたってさらに簡単なエッセイを課している。

【点検・評価】

➢成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における，そうした措置の適切性

大学院進学にあたっては，学生に対して研究科に関する十分な情報が提供されていることが必要であるという考え方に基づいて制度設計がなされている。このため，まず進学相談会において学生に研究科の特色や内容等を十分に説明し，学生と十分に話し合うことによって，学生の関心と研究科の内容のミスマッチを防いでいる。また，単に成績基準のみを用いた推薦制度と異なり，本制度では学生の学習意欲や関心のありか等をエントリーシートによって確認し，その情報を研究科の多くの構成員が共有することにより，入学を許可することができるかどうかを総合的に判断しているため，入学後の研究指導の円滑化に寄与している。また，エントリー及びエントリー面接などの段階的な進行により，「自分は大学院に進学する」という学生の決意を学生自身に再確認させ，その後の学修のモチベーションを大きく向上させる効果を有していると考えられる。また，この制度は卒業後 3 年以内のものに対しても適用されているため，学資の問題でいったん社会人として働くことを余儀なくされた学生にとっても，大学院進学の道を開くものとして歓迎されている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

経済学部以外の学部からの学生の受け入れに関して，入学許可を行う基準としてどのようなものを用いるべきかは，試行錯誤を繰り返している状況である。経済学部と同様の成績基準で良いかどうか，また，それ

以外にどのようなものを基準とすべきかなどについては，今後さらに改善の余地があると考えられる。経済学や経営学を全く学習していない者を入学させた場合に，入学後の円滑な学修に若干支障を生じる事態が散見されるため，必要最小限の経済学や経営学の学習をしていることを確認する必要が生じていると思われる。この点について基準をどのように作っていくべきかについては，今後さらなる検討が必要である。

(3) 門戸開放

【現状の説明】

制度としては，5 大学大学院研究科単位互換協定などにより他大学院研究科の大学院生を受け入れることは可能であるが，受け入れ実績はない。

【点検・評価】

➢ **他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況**

他大学の大学院生を受け入れることは，本研究科の大学院生に適切な刺激を与えることとなり，学習意欲も高まると期待される。それにより，他大学の大学院に本研究科の大学院生を受け入れてもらうことも可能になると思われる。これによって，限られた教員で多様な大学院生のニーズに，より的確に応えることができるようになると思われる。したがって，上記のように実績がないことは懸念される。

【将来の改善・改革に向けた方策】

既存の制度を活用しつつ，まず，他大学の大学院に本研究科の大学院生を受け入れてもらうことを検討することが効果的と思われる。また，現在ホームページなどを通じて本研究科の教員の専門領域や業績を公開しているが，さらに広く周知することで，他大学大学院生の関心を喚起することも考えられる。

(4)「飛び入学」

【現状の説明】

飛び入学は実施していない。

【点検・評価】

➢ **「飛び入学」を実施している大学院研究科における，そうした制度の運用の適切性**

学部において 3 年次で卒業可能な早期卒業制度を導入し，その制度を利用した学部生が内部進学をしている。以前実施していた「飛び入学」はその導入にあわせて廃止したものであり，廃止は適切であると思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

特にない。

（5）社会人の受け入れ

【現状の説明】

経営学専攻の経済･マネジメントコースに，2 年制の一般プログラムに加えて，1 年制の社会人プログラム，4 年制の長期履修プログラムを開設し，問題意識の高い社会人学生が集中的または長期間にわたって学修することを可能としている。

【点検・評価】

➢大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

一般の学生が 2 年間で学修するカリキュラムを 1 年間で集中的に学修する社会人プログラムは，基礎能力と問題意識が高い社会人に適合している。2008 年度は初めて受験生がなかったものの，例年数名の受験生がある中から毎年 1～2 名の社会人学生を継続的に受け入れており，当プログラム設置の意図は達成されていると評価できる。なお，現行の社会人プログラムは，経営学研究科において 2001 年度に開設されたファイナンスコースを継承し，特別ビジネスコース（2003-2004 年度），短期 MBA プログラム（2005-2006 年度）と制度・名称の変更を経て，2007 年度の経済経営研究科統合をもって社会人プログラムに名称変更されたものであるが，社会人向けの 1 年間集中プログラムとしての位置づけは不変である。

一般の学生が 2 年間で学修するカリキュラムを 4 年間で長期的に学修する長期履修プログラムは，問題意識が高いが多忙な社会人に適合しており，2005 年度に 1 名の入学者があった。残念ながら，当該学生は転職の都合により修了には至らなかったが，1 週間に 1 日の通学を 4 年間継続するこの学修スタイルにも社会人のニーズが存在することは確認できた。

【将来の改善・改革に向けた方策】

社会人の教育ニーズは確実に増加しているが，社会人向け大学院の競争激化や経済環境の変化など，社会人学生の受け入れ状況は大きな変化にさらされている。1 年制の集中学修と少人数教育のメリットを活かして，きめ細かな指導が行われていることを，広報を通じて発信し，社会人学生の受け入れを継続的に確保していくことが重要である。

（6）科目等履修生，研究生等

【現状の説明】

正規の大学院生以外の受け入れとしては，科目等履修生が中心である。成蹊大学大学院科目等履修生規則・同施行細則に基づいて，1 年間 12 単位を上限として演習以外の開講科目の履修を認めている。現状では，大学院進学を希望する経済学部 4 年次生から例年 1～2 名程度の履修生があり，本研究科入学後には，修得単位は単位認定されている。なお，研究生，聴講生の制度はあるが，近年の受け入れ実績はない。

【点検・評価】

➢大学院研究科における科目等履修生，研究生，聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

科目等履修生の受け入れは，成蹊大学大学院科目等履修生規則･同施行細則に基づき，履修目的の明確性，十分な履修能力，正規大学院生への影響を考慮した上で，研究科委員会において適切に決定している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

経済学部生に対する大学院授業の提供という意味では一定の意義がある科目等履修生制度であるが，他の潜在的な履修希望者への対応については今後の検討が必要とされる。

(7) 外国人留学生の受け入れ

【現状の説明】

外国人留学生に対する入学試験時の特別な配慮や，入学後の特別なプログラム・科目の配置は行っていない。過去 2 年間の外国人留学生の入学者はないが，経済学研究科，経営学研究科のときには 1～2 名の入学者があった年度もあった。

なお，2004 年度から 2006 年度までの 3 年間，中華人民共和国の 3 つの大学（上海交通大学，同済大学，復旦大学）と学生交流協定を結び，同 3 大学から合計 9 名の学生を経営学研究科に受け入れた実績がある。

【点検・評価】

➢大学院研究科における外国人留学生の受け入れ状況

外国人留学生に対して特別な扱いは行っていないので，入学者に占めるその比率は限定的である。しかし，この条件で入学する留学生の質は高く，2006 年度に博士（経営学）を取得した留学生もいる。本研究科の規模を考慮すれば，こうした外国人留学生の受け入れ状況は妥当であると評価できる。加えて，学生交流協定などによる質の高い留学生の受け入れも，意義は大きいと言えよう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

外国人留学生の質の維持は，本研究科の運営にとって今後も重要な要件である。入学試験での基礎能力，とりわけ日本語能力の確認を十分に行う必要があると同時に，入学後も外国人留学生が学修に専念できるような環境の維持，指導の充実が求められる。

(8) 定員管理

【現状の説明】

2007 年度にスタートした本研究科において，2007 年度の入学者数は両課程合わせて 7 名，2008 年度は同 9 名であった（入学定員，収容定員とも不変である）。2008 年 5 月現在の専攻別の入学定員，収容定員及び在籍者数の状況は下表のとおりである。2008 年度の在籍者数は前期・後期課程合わせて 15 名である。1 名減じているのは 2007 年度入学者のうち 1 名が 1 年制の社会人プログラムの学生であり，修業年限 1 年で修了したためである。

表 4.20　博士前期課程

	入学定員	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	B/A
経済学専攻	6	12	2	0.17
経営学専攻	10	20	12	0.60
計	16	32	14	0.44

表 4.21　博士後期課程

	入学定員	収容定員(A)	在籍者数(B)	B/A
経済学専攻	3	6	0	0.00
経営学専攻	3	6	1	0.17
計	6	12	1	0.08

【点検・評価】

➢大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率及び学生確保のための措置の適切性

収容定員に対する在籍学生数の比率に関しては，本研究科全体で 5 割に達していない状況は変わらないが，入学者数が 2 年目にわずかながら増えて若干の改善は見られる。入学定員との関係では，在籍者数は概ね適正であると言える。

➢著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

上記にもかかわらず，特に本研究科経済学専攻の在籍者数の欠員の状況は否めない。学生確保のために各種の広報媒体を通じているが，著しい改善が見られていないのが実情である。

また，両専攻とも博士後期課程の入学者数と在籍者数は著しく少ない状況である。この欠員については，依然として研究者を目指す学生が極めて少ないという構造的な要因が背景にある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

【点検・評価】のうち経済学専攻の定員充足に向けては，2009 年度募集において，経済学検定試験（ERE）の所定の検定結果により専門科目試験（経済学）を免除する制度を導入することを決めている。この措置に加えて，広報活動をさらに実質的に強化することを通じて応募の機会と可能性を広げることによって，状況改善を目指す。

4．3．3　法学政治学研究科

(1) 学生募集方法，入学者選抜方法

【現状の説明】

博士前期課程の入学試験を，第 1 期として 10 月に，第 2 期として翌年 2 月に，また，博士後期課程の入学試験を 2 月にそれぞれ実施している。

博士前期課程の試験科目は，次のとおりである。

＜法律学専攻＞

外国語（筆記試験）

英語，独語，仏語のうち 1 つ選択（辞書利用可）

専門科目（筆記試験）

以下の（A），（B）両群のそれぞれから１科目，あるいは（A）群から２科目選択

（A）憲法，民法，商法，刑法，刑事訴訟法，民事訴訟法

（B）労働法，法社会学，刑事学，英米法，国際法，行政法，知的財産権法

口述試験

＜政治学専攻＞

外国語（筆記試験）

英語，独語，仏語のうち１つ選択（辞書利用可）

専門科目（筆記試験）

以下の（A），（B）両群のそれぞれから１科目選択

（A）政治学，行政学，国際政治学

（B）西洋政治史，西洋政治思想史，日本政治史，日本政治思想史，東洋政治史，国際政治史

口述試験

また，年度別の入試結果は，以下の表が示すとおりであった。

表 4.22　入試結果（博士前期課程）

専攻名		2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
法律学専攻	志願者	3	2	1	3	2
	合格者	2	2	1	0	0
	入学者	2	2	1	0	0
	入学定員	8	8	8	8	8
政治学専攻	志願者	13	6	6	4	6
	合格者	5	2	2	1	1
	入学者	3	2	2	1	1
	入学定員	4	4	4	4	4

博士後期課程の試験科目は，次のとおりである。

＜法律学専攻・政治学専攻＞

外国語（筆記試験）

英語，独語，仏語のうち１つ選択（辞書利用可）

口述試験

修士論文（またはこれに代わる論文）の内容及び研究計画について尋ねる。

また，年度別の入試結果は，以下の表が示すとおりであった。

表 4.23　入試結果（博士後期課程）

専攻名		2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
法律学専攻	志願者	2	0	2	2	0
	合格者	0	0	1	0	0
	入学者	0	0	1	0	0
	入学定員	4	4	4	4	4
政治学専攻	志願者	3	0	2	4	1
	合格者	1	0	1	3	0
	入学者	1	0	1	3	0
	入学定員	2	2	2	2	2

【点検・評価】

➢大学院研究科の学生募集の方法，入学者選抜方法の適切性

① 学生募集の方法の適切性

本研究科の目指す高度な専門教育の趣旨や法科大学院との性格の違い等は，学生に伝わりにくいのが現状であり，この点での改善を試みなければならない。

② 入学者選抜方法の適切性

現行の入学者選抜方法そのものには特段問題はなく，選抜は適切に行われているものと認められる。ただし，今後は入学者選抜方法の多様化に向けた検討と改善が必要であろう。

なお，筆記試験の問題はもちろんのこと，受験者数，合格者数など，入学試験の結果をも公表し，選抜過程の透明性確保にも努めている。この点は適切と考える。

【将来の改善・改革に向けた方策】

志願者数の減少が著しいことから，広報の一層の強化が必要と思われる。既に大学院案内のパンフレットや大学の公式ホームページを通じ情報提供に努めているが，本研究科での教育・研究の内容や研究科で身につけることのできる知識と力について，より充実した情報の発信を試みなければならない。また，志願者の増加を図るため，学内選考や社会人枠を別枠として設けるなど，入学者選抜方法の多様化に向けた検討も必要であろう。

(2) 学内推薦制度

(3) 門戸開放

(4)「飛び入学」

(5) 社会人の受け入れ

以上については，実施していない。

(6) 定員管理

【現状の説明】

入学定員は，博士前期課程で法律学専攻 8 名，政治学専攻 4 名，博士後期課程で各 4 名，2 名である。2008 年度の在籍学生数は，次表のとおりである。

表 4.24　在籍学生数（2008 年度）

専攻名	博士前期課程			博士後期課程				
	1年次	2年次	小計	1年次	2年次	3年次	オーバードクター	小計
法律学専攻	0	0	0	0	0	1	0	1
政治学専攻	1	1	2	0	3	1	2	6
合　　計	1	1	2	0	3	2	2	7

【点検・評価】

➢大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率及び学生確保のための措置の適切性

入学者の減少により定員未充足となっており，学生確保のためのさらなる措置を講じ，改善する必要がある。

➢著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

著しい欠員が生じていることから，広報の一層の強化が必要と思われる。既に大学院案内のパンフレットや公式ホームページを通じて情報提供に努めているが，これまでのところ，目立った改善には結びついていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本研究科での教育・研究の内容や研究科で身につけることのできる知識と力について，より充実した情報の発信を試みなければならない。また，論文以外の課題をも修了要件とする制度を設けるなど，多様な学生像を想定した対応を始めるための検討も必要である。

4．3．4　文学研究科

（1）学生募集方法，入学者選抜方法

【現状の説明】

文学研究科の学生募集方法には，一般選抜と，本学部卒業見込者・本研究科前期課程修了見込者を対象とした内部選抜とがある。一般選抜の募集人員は，博士前期課程が英米文学・日本文学・社会文化論の各専攻 8 名，博士後期課程は各専攻 4 名である。内部選抜の募集人員は，博士前期課程・博士後期課程ともに各専攻若干名である。

博士前期課程の一般選抜は，日本文学専攻のみ年 2 回，第 1 期の 10 月と第 2 期の 2 月に実施され，英米文学専攻と社会文化論専攻は年 1 回 2 月に実施されている。博士前期課程の内部選抜は，すべての専攻で第 1 期・第 2 期の年 2 回実施されており，英米文学専攻と社会文化論専攻の第 1 期は学内推薦制度による選抜のみが行われている。博士後期課程は，一般選抜・内部選抜ともに年 1 回 2 月に実施されている。

博士前期課程の各専攻には，コースが設けられている。3 専攻ともに研究コース・総合コースがあり，英米文学専攻にはこれに加えて英語教育コースがある。どのコースを履修するかは出願時に希望するが，入学後のコース変更も可能である。また，博士前期課程の通常の修業年限は 2 年であるが，修業年限を 4 年とすることが認められる長期履修制度もあり，出願時に選択できる。

入学者選抜方法は，専攻により異なる。

博士前期課程の一般選抜は，英米文学専攻ではプレゼンテーション試験及び口述試験，日本文学専攻では筆記試験またはプレゼンテーション試験（どちらかを出願時に選択）及び口述試験が行われる。社会文化論専攻では出願するコースによって試験内容が異なり，研究コースは外国語（英語・ドイツ語・フランス語のうち 1 カ国語を選択）と専門科目（西洋史・日本史・文化人類学・社会学のうち 1 科目を選択）の筆記試験及び口述試験を行い，総合コースは小論文及び口述試験を課している。なお，社会文化論専攻においては，

社会人（学部卒業後 3 年以上経過した者）と外国人留学生の志願者に対して，専門科目に代えて小論文試験を実施しており，外国人留学生の場合は，外国語として日本語の筆記試験を課している。

博士前期課程の内部選抜は，日本文学専攻のみ第 1 期・第 2 期とも一般選抜と同じ試験である。英米文学専攻と社会文化論専攻は，上述のように第 1 期は学内推薦制度による選抜で，口述試験が行われ，第 2 期は一般選抜と同じ試験が行われる。

博士後期課程については，英米文学専攻は一般選抜・内部選抜ともに，専門科目と外国語（ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語のうち 1 カ国語を選択）の筆記試験及び口述試験を行っている。日本文学専攻は，一般選抜は修士論文（またはそれに代わるもの）と専門分野に関して，内部選抜は専門分野に関して口述試験を行っている。社会文化論専攻では，一般選抜は外国語（博士前期課程に同じ）と小論文の試験及び口述試験，内部選抜は口述試験が行われている。英米文学専攻と社会文化論専攻の口述試験は，修士論文（またはそれに代わるもの）及び研究計画に関するものである。

【点検・評価】

➢大学院研究科の学生募集の方法，入学者選抜方法の適切性

博士前期課程の学生募集方法について，まず，試験の回数・時期に関しては，ここ数年志願者・入学者が減少していることを考えると，より多様な入試を行うなどの見直しが必要になってきたと言える。また，2004 年度入試よりコースを設け，コース別の出願になっているが，この点に関しては，博士後期課程に進学することを必ずしも希望しない学生が，総合コースに出願することによって大学院に進学しやすくなるなど，ある程度の成果は得られてきた。しかし，総合コースの志願者も減少しており，改めて検討が必要であろう。博士後期課程については概ね適切な学生募集方法をとっていると言ってよいが，試験の時期に関しては，検討する余地があるかもしれない。

入学者選抜方法は，博士前期課程については，英米文学専攻・日本文学専攻ではプレゼンテーション試験（日本文学専攻ではさらに筆記試験も）の課題が志願者の専門によって選択できること，社会文化論専攻では各コースに適した各種の筆記試験が行われていることや，社会人・外国人留学生に対する配慮が行われていることなど，全般的に適切な方法がとられていると考えられる。ただ，やはり志願者の減少に対応するためには，さらに多様な選抜方法を行って受験生が選択できるようにしたり，総合コース・英語教育コースが求めている現職の教員や職業人，高度な知識を身につけたいと考える社会人等に対して，より相応しい選抜方法を考えたりするなどの様々な配慮が必要であろう。博士後期課程については，専門性を重視する出題を行うなどの努力がなされていて，適切な選抜が行われていると言えるが，内部選抜において，英米文学専攻のみが筆記試験を実施している点は，検討課題となろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

博士前期課程の学生募集方法については，まず，英米文学専攻と社会文化論専攻は，第 1 期においても，一般選抜や学内推薦制度によらない内部選抜を行うことが可能か，また，日本文学専攻においても学内推薦制度を採用することが可能かなどの点を，今後検討すべきである。入学者選抜方法についても，総合コースの志願者に対しては，研究コースとは異なる，より一般的な出題をプレゼンテーション試験（英米文学専攻・日本文学専攻）・筆記試験（日本文学専攻）・小論文試験（社会文化論専攻）において行うなどの配慮を考える必要がある。現職の教員や専門職業人の志願者を対象とした相応しい選抜方法や，より深く高度な知識を備えたいと希望する社会人を対象とした負担の軽い選抜方法を新たに考えることも検討したい。

以上のように，大学院で勉学を行いたいという志願者が進学しやすい募集方法･選抜方法をさらに検討し，

博士前期課程の志願者の増加を図ることが緊急の課題であると言える。

博士後期課程についても，入学者選抜方法に関して，日本文学専攻は口述試験のみとなっているが，英米文学専攻と社会文化論専攻においても負担の軽減が可能かどうか検討し，志願者の増加を図る必要があろう。特に，英米文学専攻の内部選抜については，他専攻にあわせて口述試験のみにするなどして，志願者の負担の軽減化を早急に考える必要がある。加えて，各専攻でどのような研究ができるのかを具体的に広く知らしめるために，広報活動をもっと充実させる必要がある。そのためには，各専攻の教員紹介をより詳しく行い，研究内容を分かりやすく説明した魅力的なパンフレット類を製作すると同時に，それを大学のホームページにおいても容易に見られるようにしておくことが大切である。

（2）学内推薦制度

【現状の説明】

英米文学専攻及び社会文化論専攻の博士前期課程の入試では，本学文学部の学生を対象として推薦入学制度が設けられており，その年度 3 月卒業予定者の中で学業成績の優秀な者は，第 1 期（秋期）の口述試験によって合否が判定される。

学内推薦制度利用者数は，以下のとおりである。

表 4.25　学内推薦制度利用者数

学内推薦制度	英米文学専攻			社会文化論専攻		
	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者
2004年度	0名	0名	0名	1名	1名	1名
2005年度	1名	1名	1名	1名	1名	1名
2006年度	0名	0名	0名	0名	0名	0名
2007年度	0名	0名	0名	0名	0名	0名
2008年度	0名	0名	0名	0名	0名	0名

なお，日本文学専攻では，学内推薦制度を設けない代わりに，第 1 期（秋期）と第 2 期（春期）の 2 度，入学試験を実施して，受験機会を広げている。

【点検・評価】

➢成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における，そうした措置の適切性

本研究科の学内推薦制度には明確な成績基準が設けられており，適切に運用されている。しかし，【現状の説明】に掲げた表のとおり，この制度の利用者数は多くない。

ところで，以下のような理由により，学内からの進学はより一層促されるべきであると考えられる。

まず，大学院は他大学・大学院出身者や社会人，外国人留学生などに対して広く門戸を開き，多様な経歴の人々が活発に交流し，啓発し合う場となるべきであるが，その一方で，学内からの進学を促すことにより，学部教育と大学院教育の一貫性を保持することも必要である。また，現在，収容定員に対する在籍学生数の割合は，博士前期課程・博士後期課程ともに 4 割程度であり，著しい欠員が生じている。定員管理のためには，他大学・大学院の学生や社会人，外国人留学生の受け入れとともに，学内からの進学もまた，促進する必要がある。

このように，学内からの進学，特に成績優秀者の進学を促していくべきと考えられるが，そのためには学内推薦制度をより一層活用することが望まれる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学内推薦制度利用者を増やすためには，この制度の周知に努めていく必要がある。

しかし，学内推薦制度以外にも，学内からの進学を促すための方策が必要である。例えば，大学院・学部共通科目の開講は，学部生が大学院・大学院生を知る機会となり，進学を促す効果が期待できること，大学全入時代となり，学部生の年齢の均一化が進む中で，多様な年齢層の人々が交流する貴重な機会となること，学部・大学院双方に，より多様な科目を用意することが可能となること，以上の諸理由から検討されて然るべきだと考えられる。

(3) 門戸開放

【現状の説明】

本研究科の入試は，内部選抜と一般入試に分かれる。内部選抜の対象は，博士前期課程の場合，その年度3月に本学の文学部を卒業見込みの者，博士後期課程の場合，その年度3月に本研究科博士前期課程を修了見込みの者である。そのうち，英米文学専攻または社会文化論専攻の博士前期課程を志望する成績優秀者は，学内推薦制度を利用することができる。しかし，それ以外の者は，一般と同じ入試を受けることになる（ただし，入学考査料は免除される）。学内からの進学者は，さほど優遇されているわけではないのである。

一般入試受験者の多くは，他大学・大学院出身である。詳細は【点検・評価】欄に記す。

本研究科は，他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」のほか，別種の「門戸開放」も行っている。2004年度より博士前期課程を大きく改革して，コース制を採用した。英米文学専攻は，〈研究コース〉，〈総合コース〉，〈英語教育コース〉の3コース，日本文学専攻及び社会文化論専攻は，〈研究コース〉，〈総合コース〉の2コースを設けた。従来型の大学院にあたる〈研究コース〉に加え，〈総合コース〉，〈英語教育コース〉を置いたことにより，研究者を目指す学生のみならず，学校教員や博物館学芸員などの高度な専門的職業人を目指す学生，あるいは高度なレベルの生涯学習の場を求めている社会人に対しても，門戸が開かれたのである。

各コースの志願者等の数は，以下のとおりである。

表 4.26　各コースの志願者数等

博士前期課程		英米文学専攻			日本文学専攻		社会文化論専攻	
		研究コース	総合コース	英語教育コース	研究コース	総合コース	研究コース	総合コース
2004年度	志願者	2名	1名	2名	1名	3名	5名	5名
	合格者	1名	0名	2名	1名	1名	3名	5名
	入学者	1名	0名	2名	1名	1名	3名	5名
2005年度	志願者	3名	0名	1名	4名	2名	4名	3名
	合格者	2名	0名	1名	4名	2名	4名	0名
	入学者	2名	0名	1名	4名	2名	2名	0名
2006年度	志願者	2名	0名	3名	3名	3名	4名	9名
	合格者	2名	0名	3名	2名	1名	3名	6名
	入学者	2名	0名	3名	2名	1名	2名	6名
2007年度	志願者	2名	3名	1名	3名	1名	6名	5名
	合格者	1名	1名	1名	1名	1名	3名	3名
	入学者	1名	1名	1名	0名	1名	3名	3名
2008年度	志願者	0名	0名	0名	3名	0名	1名	4名
	合格者	0名	0名	0名	2名	0名	0名	2名
	入学者	0名	0名	0名	2名	0名	0名	2名
2004～2008年度入学者数合計		6名	1名	7名	9名	5名	10名	16名

英米文学専攻の〈英語教育コース〉と社会文化論専攻の〈総合コース〉は特に多くの学生を集めており，この門戸解放は，一定の成果を収めていると言えよう。

【点検・評価】

➢他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

【現状の説明】に述べたように，一般入試受験者は他大学・大学院出身者が多数を占める。ただし，その年度 3 月よりも前に本学文学部を卒業した者や本研究科博士前期課程を修了した者，あるいは本学他学部を卒業した者や本学大学院他研究科を修了した者も，一般入試を受けることになる。そのような本学出身者の数を，下表では「一般入試」欄の（　）内に示した。

表 4.27　一般入試

博士前期課程		英米文学専攻		日本文学専攻		社会文化論専攻	
		内部選抜	一般入試	内部選抜	一般入試	内部選抜	一般入試
2004年度	志願者	2名	3名（0）	1名	3名（1）	4名	6名（0）
	合格者	2名	1名（0）	1名	1名（1）	4名	4名（0）
	入学者	2名	1名（0）	1名	1名（1）	4名	4名（0）
2005年度	志願者	2名	2名（0）	3名	3名（1）	2名	5名（1）
	合格者	2名	1名（0）	3名	3名（1）	2名	2名（1）
	入学者	2名	1名（0）	3名	3名（1）	1名	1名（0）
2006年度	志願者	1名	4名（2）	1名	5名（0）	4名	9名（3）
	合格者	1名	4名（2）	1名	2名（0）	3名	6名（3）
	入学者	1名	4名（2）	1名	2名（0）	3名	5名（2）
2007年度	志願者	0名	6名（3）	0名	4名（1）	1名	10名（1）
	合格者	0名	3名（3）	0名	2名（1）	1名	5名（1）
	入学者	0名	3名（3）	0名	1名（0）	1名	5名（1）
2008年度	志願者	0名	0名（0）	1名	2名（0）	2名	3名（0）
	合格者	0名	0名（0）	1名	1名（0）	2名	0名（0）
	入学者	0名	0名（0）	1名	1名（0）	2名	0名（0）
2004～2008年度 入学者数合計		5名	9名（5）	6名	8名（2）	11名	15名（3）
博士後期課程		英米文学専攻		日本文学専攻		社会文化論専攻	
		内部選抜	一般入試	内部選抜	一般入試	内部選抜	一般入試
2004年度	志願者	1名	1名（0）	2名	4名（0）	0名	2名（0）
	合格者	0名	1名（0）	2名	2名（0）	0名	0名（0）
	入学者	0名	1名（0）	2名	1名（0）	0名	0名（0）
2005年度	志願者	2名	1名（0）	2名	1名（0）	0名	0名（0）
	合格者	2名	0名（0）	1名	0名（0）	0名	0名（0）
	入学者	2名	0名（0）	1名	0名（0）	0名	0名（0）
2006年度	志願者	0名	0名（0）	0名	3名（0）	1名	1名（0）
	合格者	0名	0名（0）	0名	3名（0）	1名	0名（0）
	入学者	0名	0名（0）	0名	3名（0）	0名	0名（0）
2007年度	志願者	0名	1名（1）	2名	3名（0）	1名	2名（0）
	合格者	0名	1名（1）	2名	1名（0）	1名	1名（0）
	入学者	0名	1名（1）	2名	1名（0）	1名	1名（0）
2008年度	志願者	0名	0名（0）	0名	2名（0）	1名	1名（0）
	合格者	0名	0名（0）	0名	0名（0）	1名	0名（0）
	入学者	0名	0名（0）	0名	0名（0）	1名	0名（0）
2004～2008年度 入学者数合計		2名	2名（1）	5名	5名（0）	2名	1名（0）

2004～2008 年度入学者数合計のうち，一般入試受験者の占める割合は，英米文学専攻博士前期課程で 64%，

博士後期課程で 50%，日本文学専攻博士前期課程で 57%，博士後期課程で 50%，社会文化論専攻博士前期課程で 58%，博士後期課程で 33%，本研究科全体では博士前期課程で 59%，博士後期課程で 47%である。門戸開放は，比較的よく行われていると言えよう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本研究科は，他大学・大学院出身者，あるいは専門的職業人を目指す学生や生涯学習の場を求める社会人に対して，広く門戸を開いてはいる。しかし，収容定員に対して著しい欠員が生じている現状（4.3.4 の（8）を参照）を鑑みるに，より一層門戸を開放していく必要がある。コース制の採用によって開かれた門戸をさらに広げ，教員を目指す学生などをより一層受け入れていくための方策が講じられるべきであろう。

（4）「飛び入学」

実施していない。

（5）社会人の受け入れ

【現状の説明】

社会文化論専攻の博士前期課程〈研究コース〉では，社会人入試を行っている。すなわち，①外国語，②専門科目，③口述試験によって選考するところを，社会人（学部卒業後 3 年以上経過した者）については②に代えて，①外国語，②小論文，③口述試験によって選考するのである。なお，英米文学専攻は博士前期課程入試を AO 入試方式で実施し，日本文学専攻は博士前期課程入試をプレゼンテーション試験または小論文試験の選択により行っているため，両専攻とも特に社会人入試制度を設けてはいない。

また，本研究科では，2004 年度より博士前期課程を大きく改革して，コース制の採用とそれに伴うカリキュラム改定及び長期履修制度の導入を行った。コース制については，「(3) 門戸開放」に記したとおりである。長期履修制度とは，働きながら大学院で学ぼうとする社会人などのための，4 年間で博士前期課程を修了する制度であり，全専攻の全コースで希望できる。長期履修を選択した場合，授業料は通常の 2 年分を 4 年間で分割して納めることになる。この改革により，高度なレベルの生涯学習の場を求める社会人に対しても，門戸が開かれたのである。

【点検・評価】

➢大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

社会文化論専攻博士前期課程〈研究コース〉社会人入試の志願者等の数は，以下のとおりである。

表 4.28　社会文化論専攻博士前期課程〈研究コース〉社会人入試の志願者数

社会人入試	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
志願者	0名	1名	0名	0名	0名
入学者	0名	1名	0名	0名	0名

社会文化論専攻博士前期課程〈研究コース〉以外については社会人入試がなく，一般入試によって社会人を受け入れている。博士前期課程における社会人学生を「入学時に学部卒業後 3 年以上経過している者」と規定するならば，社会人学生数は以下のとおりである。

表 4.29　博士前期課程社会人学生

		英米文学専攻	日本文学専攻	社会文化論専攻
2004年度	志願者	1名	1名	2名
	入学者	0名	1名	2名
2005年度	志願者	1名	2名	3名
	入学者	0名	2名	1名
2006年度	志願者	1名	2名	3名
	入学者	1名	2名	3名
2007年度	志願者	1名	0名	0名
	入学者	0名	0名	0名
2008年度	志願者	0名	0名	1名
	入学者	0名	0名	0名
2004～2008年度 入学者数合計		1名	5名	6名

社会人入試受験者は極めて少ない。これは，社会文化論専攻を志望する社会人は〈研究コース〉よりも〈総合コース〉を目指すことが多いため，と考えられる。社会人学生は決して多くはないが，さほど少ないわけでもない。全体の中で社会人学生が占める割合を，2004～2008 年度博士前期課程入学者数合計について調べると，英米文学専攻 14 分の 1 すなわち 7%，日本文学専攻 14 分の 5 すなわち 36%，社会文化論専攻 26 分の 6 すなわち 23%となっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本研究科の収容定員に対して著しい欠員が生じている現状（4.3.4 の（8）を参照）を鑑みるに，社会人の受け入れを一層進めるための方策が必要である。ただし，学生の質は維持されなくてはならない。

そこで現在，社会人にアピールする広報を工夫しようという取り組みが始まっている。詳細については，「4.3.4 の（8）定員管理」に記す。

（6）科目等履修生，研究生等

【現状の説明】

本研究科における科目等履修生，研究生等の受け入れは，成蹊大学大学院学則第 38 条（研究生，聴講生，委託生及び科目等履修生）及び同第 39 条（特別聴講学生＝協定に基づく他大学の大学院生の受け入れ）に準拠し，然るべく実施されている。

本研究科における 2003 年度～2008 年度の種別ごとの受け入れ実績（通算）は，次のとおりである。

研究生 4 名，聴講生 1 名，委託生 0 名，科目等履修生 10 名，特別聴講学生 13 名

【点検・評価】

➢大学院研究科における科目等履修生，研究生，聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

上記大学院学則第 38 条及び第 39 条は，成蹊大学学則第 9 章（研究生，聴講生，委託生，科目等履修生，特別聴講学生及び外国人留学生）第 43 条（研究生），第 44 条（聴講生），第 45 条（委託生），第 45 条の 2（科目等履修生）及び第 45 条の 3（特別聴講学生）に準じる形で規定されており，大学学則第 9 章各条には各種別の内容が具体的に規定されている。

本研究科においてもこの諸規定に準拠して受け入れがなされており，受け入れの可否はすべて研究科委員会の議に付される。受け入れ方針・要件の適切性と明確性はほぼ妥当であると考えられ，現在のところ特段

の問題が提起される状況にない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学院を取り巻く環境変化もあり，本研究科では近年，正規の学生の出願と受け入れがやや低調な状況にある。大学院活性化のためには，まず第 1 に正規生の入学勧誘をより積極的に行うことが望まれるが，同時に上述の各種学生の受け入れにも積極的になる必要があろう。また，後者については，専門性を追求することを主旨とする生涯教育・再教育の機会提供，あるいは他大学院との横断的交流等の意味があり，正規生の受け入れとは少し異なる意義がある。

将来に向けた改善・改革策は，大学院の存在意義そのものを再検討する中で，現状の徹底した洗い直しを図ることが肝要であろう。

（7）外国人留学生の受け入れ

【現状の説明】

本研究科の英米文学専攻，日本文学専攻，社会文化論専攻のいずれも，外国人留学生に門戸を開放している。どの専攻も外国人留学生の応募の条件を，博士前期課程では，外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者あるいはそれと同等以上の学力があると認めた者で 22 歳に達したもの，博士後期課程では，外国において修士または専門職学位に相当する学位を授与された者あるいはそれと同等以上の学力があると認めた者で 24 歳に達したものに門戸を開放している。

英米文学専攻は，研究コース，総合コース，英語教育コースの 3 コースに分けているが，いずれのコースも外国人留学生に門戸を開いている。入学試験は，博士前期課程では AO 入試で実施し，課題についてのプレゼンテーションと質疑応答，口述試験で行っている。博士後期課程では，修士論文またはそれに代わるもの，専門分野そのほかに関する口述試験によって選抜している。

日本文学専攻は，研究コース，総合コースの 2 つのコースに分けられている。外国人留学生はこの 2 つのコースのいずれのコースも応募できる。入学試験は，博士前期課程では出願時に筆記試験，プレゼンテーション試験のどちらかを選択させ，口述試験とあわせて選抜し，博士後期課程では口述試験によって選抜している。

社会文化論専攻は，研究コース，総合コースの 2 つのコースに分けられているが，他の専攻同様，どちらにも外国人留学生は応募できる。博士前期課程の選抜は，研究コースでは外国語として日本語（辞書使用可），専門科目，口述試験によって，総合コースは小論文，口述試験によっている。博士後期課程では，日本語（辞書使用可），口述試験によって選抜している。

いずれの専攻も，外国人留学生が応募しやすく，それぞれの研究課題を深める条件を備えている。私費外国人留学生には，願い出により授業料等納付金の半額が減免される。また，学生が必要とする図書の充実，指導教授によるきめ細かな指導，アドバイスなど，様々な研究上の環境を整備している。

【点検・評価】

➢大学院研究科における外国人留学生の受け入れ状況

過去 6 年間の在籍者数は，次のとおりである。

2003 年度：　博士前期課程　日本文学専攻 1 名・社会文化論専攻 1 名

2004 年度：　博士前期課程　社会文化論専攻 1 名

2005 年度：　博士前期課程　社会文化論専攻 1 名，研究生 1 名
2006 年度：　博士前期課程　日本文学専攻 1 名・社会文化論専攻 1 名
2007 年度：　博士前期課程　日本文学専攻 1 名・社会文化論専攻 2 名
　　博士後期課程　社会文化論専攻 1 名
2008 年度：　博士前期課程　日本文学専攻 1 名・社会文化論専攻 1 名

各専攻の博士前期課程の定員は 8 名，博士後期課程の定員は 4 名であるから，外国人留学生の在籍者数の比率は平均 2 割前後であり，在籍比率は高い。中国，韓国等アジアからの留学生の応募が多く，今後もこの傾向は続くと思われるが，インドネシア，フィリピン，ベトナム，インド，タイ等の国々からの留学生が少ない。さらに，オセアニア，ヨーロッパ，アメリカなどの国々からの留学生が極端に少ないので，今後はこれらの国々の大学との協定などの可能性を探り，留学生を受け入れていくべきであろう。留学生の大半が総合コースを希望して入学してくるが，その傾向についての検討も今後に向けて必要かと思われる。その 1 方策として，学部において留学協定を結んでいる海外の大学からの留学生を受け入れる可能性を検討すべきであろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

＜将来の改善＞

① 日本社会は，海外の高度な知識・技術を有する人材を必要としている。こうした人々の日本の大学院における再教育は不可欠である。本研究科の各総合コースは，これらの外国人を留学生として受け入れることのできるコースであるが，今後このコースの中に外国人留学生のための特別科目を設けるなどして，外国人留学生が学びやすい環境を構築すべきであろう。

② 1 年間等の中，短期の外国人留学生には，学生のニーズに応じて英語をはじめとする外国語で講義する可能性を検討すべきである。

＜改革に向けた方策＞

① 各研究科の日本語，英語をはじめとする外国語によるホームページを作成し，魅力ある教育を受けることが可能であることをアピールする。

② 外国人留学生向けの入学試験を再検討する。

③ 外国人留学生の研究ニーズが多様化しているので，全研究科の講義，演習科目等を横断的に履修し，高度な研究を行えるよう，その充実を図る。

（8）定員管理

【現状の説明】

博士前期課程は各専攻とも，入学定員 8 名，収容定員 16 名，博士後期課程は各専攻とも，入学定員 4 名，収容定員 12 名である。よって，本研究科の収容定員は，博士前期課程 48 名，博士後期課程 36 名である。

現在の在籍者数は，博士前期課程 19 名，博士後期課程 15 名であり，内訳は以下のとおりである。

表 4.30　在籍者数

博士前期課程	1 年	2 年		合　計 （在籍学生数/収容定員）
英米文学専攻	0 名	5 名		5 名（0.31）
日本文学専攻	2 名	1 名		3 名（0.19）
社会文化論専攻	2 名	9 名		11 名（0.69）
博士後期課程	1 年	2 年	3 年	合　計 （在籍学生数/収容定員）
英米文学専攻	0 名	1 名	2 名	3 名（0.25）
日本文学専攻	0 名	3 名	5 名	8 名（0.67）
社会文化論専攻	1 名	2 名	1 名	4 名（0.33）

【点検・評価】

➢大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率及び学生確保のための措置の適切性

本研究科の収容定員に対する在籍学生数の比率は，博士前期課程が 0.40，博士後期課程が 0.42 となっている。比率が 1.0 を大きく下回っており，著しい欠員が生じていると言わなければならない。学生確保のための，より適切な措置を講じる必要がある。

➢著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

本研究科は，より開かれた大学院を目指して，2004 年度から博士前期課程を大きく改革した。「4.3.4（3）門戸開放」と「4.3.4（5）社会人の受け入れ」に記したように，コース制の採用及び長期履修制度の導入により，研究者を目指す学生のみならず，高度な専門的職業人を目指す学生や高度なレベルの生涯学習の場を求める社会人に対しても，門戸を開いたのである。

この改革の効果であるが，博士前期課程の入学定員に対する入学者数の比率は，2000～2003 年の平均が，英米文学専攻 0.28，日本文学専攻 0.56，社会文化論専攻 0.31 であったのに対し，2004～2008 年の平均は，英米文学専攻 0.35，日本文学専攻 0.35，社会文化論専攻 0.65 となっている。社会文化論専攻については確かに効果があったと言えるが，英米文学専攻の入学者数は微増，日本文学専攻は落ち込んでいる。近年の景気動向なども影響していようが，定員確保のためのさらなる方策が必要と言えよう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2007 年度末に，大学院入試志願者の減少に対応するための臨時プロジェクトが立ち上げられ，始動したところである。現在は，大学ホームページにおける本研究科の紹介を充実させることに取り組んでいる。また，本研究科を紹介するパンフレットの作成も検討中である。公開講座の際などに配布する一般向けと，より詳細な学生向けと，2 種類のパンフレットを作成して，より幅広い層に向けて広報していくことを検討している。しかし，広報のみならず，より抜本的な対策も必要であろう。本研究科修了者の就職状況の改善，定員数の見直しなども検討していくべきである。

4．3．5　法務研究科

（1）学生募集方法，入学者選抜方法

A　未修者入学試験について

【現状の説明】

(1) 未修者入学試験に関する基本方針

法曹養成制度改革の一環として法科大学院制度が設けられた際の重要な理念の 1 つは，多様な人材から法曹を養成することであった。そのため成蹊大学法科大学院では，開設当初から法学未修者及び社会人，すなわち法学部以外の出身者及び仕事をしながら法科大学院で学ぶことを希望する者に対して就学の機会を保証することを重視している。夜間，土曜日も開講していることが本学の大きな特徴であるが，入学試験の際にも未修者と既修者では異なる試験を行い，それぞれ一般のほかに社会人枠を設けてきめ細かな選抜を実施している。なお，本学の入試における社会人とは，入学時において職務経験 3 年以上の者を言い，職種や常勤か非常勤かという区別は問わないが，アルバイト的なものは除外している。

全体の入学定員は 50 名で，内訳は，法学未修者 30 名，既修者 20 名とするのが基本である。このような内訳としたのは，法科大学院の標準的な修業年限は 3 年間であり，一部科目の履修が免除される既修者コースは例外と考えられるので，未修者をより多く受け入れることが制度の趣旨により適合するという考慮によるものである。未修者については入学試験に合格後，本人の申請により，4 年または 5 年の長期履修を選択することができ，これによって，仕事を続けながら法科大学院の課程を無理なく修了することが可能である。また，入学定員 50 名のうち，30%程度は法学部以外の出身者と社会人が占めるように選考時に配慮しているが，この割合は定員ではない。したがって，志願者数や入学試験の結果によって柔軟に合格者を決定することになるが，入学者の中に社会人が占める割合は，2004 年度入試（2004 年 4 月入学）では 48%，2005 年度入試（2005 年 4 月入学）では 53%，2006 年度入試（2006 年 4 月入学）では 44%，2007 年度入試（2007 年 4 月入学）では 52%であり，当初の想定より多くなっている。

(2) 選抜基準（未修者）

未修者の選抜方法は，一般・社会人とも，①書類審査，②適性試験，③筆記試験，④面接による。

①の書類審査は，大学の成績，志望理由書，資格・経歴を評価するものである。大学の成績及び資格・経歴については一定の基準を設けて，これに該当する者には所定の加点を行う。この加点の基準については一律に適用しており，不公平となることはないが，微妙な内容を含むため公開はしていない。基準はかなり高く設定しており，極めて成績のよい者でなければ加点されない。資格・経歴については履歴書で判断するほか，各自が評価して欲しいと希望する事項について（旧司法試験短答試験合格，TOEIC のスコア等），それを証明する書類を任意提出書類として提出するように求めている。未修者の場合は，大学の成績が最大 10 点，資格・経歴等が 5 点加算される。この基準については毎年の書類審査の際に全教員の合議で決定しているが，こちらもかなり高く設定しているので，極めて優れた資格・経歴を有する者のみが加点される。この基準についても微妙な内容を含んでいるので具体的内容は公開していないが，客観的な基準を設けて一律に適用している。

②の適性試験については，大学入試センターまたは日弁連法務財団のいずれのものでもよく，後者を受験した者については同財団の公表している換算表により換算を行っている。

③の筆記試験は，未修者については小論文を課している。一般，社会人とも法学未修者であることが前

提であるから，法的な知識を問うものではなく，社会科学的な思考力，文章力を問うものであり，設問は共通である。これまでの設問はすべてホームページで公開している。採点の際には出題担当者が採点基準を作成し，これに基づいて 1 人の答案を複数の採点者が採点することにより評価の客観性を確保しているが，採点基準自体は公開していない。

④の面接は，未修者試験では一般，社会人とも受験者全員について実施している。本学は定員 50 名の少人数教育を特徴としているため，高い意欲と協調性を持った人材を選考する必要性が極めて大きい。よって，人柄やコミュニケーション能力を見ることが面接の主な目的であり，法律的な知識を問うものでない。面接の評価については，ある程度相対評価的な観点を取り入れて，最大で 25 点を付与している。面接の際には評価基準を作成して，評価の客観性を確保しているが，採点基準自体は公開していない。

2005 年度以降は書類審査，適性試験，筆記試験の成績による，いわゆる足切りは行っておらず，未修者試験のすべての受験者が面接を受けている。実務家教員を含む法科大学院の専任教員全員が 2 人 1 組となって面接に臨んでいるが，2 日間にわたり朝から夕方まで長時間を要している。教員にはかなりの負担となっているが，きめの細かい入学者選考を行うために面接は必要であるということについては理解が得られている。

なお，上述のとおり，未修者試験については一般，社会人とも同じ内容の試験が行われているが，社会人は一定の合格者の枠が設けられていることによって，やや競争率が低くなる傾向があり，その点では一般枠よりも有利であると言える。

以上のように，未修者の入学試験は，①書類審査，②適性試験，③筆記試験，④面接によっているが，2007 年度入学試験からは情報公開を進めるため，前年度の配点を「参考」として入試要項に掲載している。2006 年度以降は変更しておらず，全体で 100 点満点のうち，未修については一般・社会人とも，①15 点，②30 点，③30 点（小論文），④25 点である。この配点によると，未修については適性試験と小論文の配点が同じ 30%にとどまるため，どちらかの得点が低くても，他の項目の得点により挽回することが可能である。

【点検・評価】

➢大学院研究科の学生募集の方法，入学者選抜方法の適切性

本学法科大学院は，社会人や法学部出身者以外を含めた多様な人材から法曹を育成することを目的として，多彩な経歴を有する学生を受け入れる方針をとっている。実際に，会社員，医師，元外務公務員など様々な経験や職歴を有する学生が入学しており，働きながらでも修了できるカリキュラム・時間割を十分に活用して法曹を目指しており，社会人入学者から多数の司法試験合格者を輩出している。よって，本学法科大学院の学生受入方針は教育上の基本方針と適合していると言うことができる。

選抜基準，選抜手続きは，未修者については一般，社会人とも同じ内容であるが，社会人と法学部出身者以外で入学定員の 30%以上を占めるという枠を設けており，実際に社会人が全入学者の 50%程度を占めているので（既修者も含む），本学の学生受入方針に適合している。その内容も一律に適用しているので，公平かつ公正ということができる。

学生受入方針，選抜基準，選抜手続きは各種パンフレット，ホームページで常に公開されており，実際の志願者に必要な細目は入試要項によって適時に公開されている。特に，書類審査，適性試験，小論文，面接の評価割合を公開していることは，評価の客観性を高めていると言える。

しかし，未修者については一般と社会人で選抜方法がまったく同一となっており，今後は何らかの差異を設けることが必要であるかどうかを検討する必要がある。また，資格・経歴の評価基準は前述の理由により

公開していないが，志願者からはこの点に関する質問が多いので，現状のままでよいかについても検討の余地がある。また，社会人の定義にややあいまいな点があるので，より明確にすることも検討の余地があろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

【点検・評価】の最後で記述したような問題点を認識しているが，現在のところ直ちに改善を要するほど問題があるわけではないので，具体的な方策の検討は行っていない。

B　既修者入学試験について

【現状の説明】

(1) 既修者入学試験の基本方針

多様な分野から法曹を育成するために一般と社会人に分けて入学者選抜を行っていることは，未修者試験の項目で述べたとおりである。社会人の定義は実務経験 3 年以上というものであり，未修者の場合と同様である。入学定員 50 名のうち 30%程度を社会人と法学部以外の出身者が占めるように選抜を行っていることも前述のとおりである。

(2) 選抜基準（既修者）

既修者の選抜方法は，一般，社会人とも，①書類審査，②適性試験，③筆記試験によるが，社会人についてのみ，さらに④面接を課している。

①の書類審査，②の適性試験の評価方法は，未修者試験と同様である。ただし，書類審査による加点は未修者が最大15点であるのに対して,既修者は筆記試験のウエイトが高いために最大10点となっている。大学の成績及び資格・経歴については，未修者の場合と同様に，一定の基準を設けてこれに該当する者には所定の加点を行う。この加点の基準については，内部では客観的な基準を設けて一律に適用しており，不公平となることはあり得ないが，微妙な内容を含むため基準の公開はしていない。基準はかなり高く設定しており，極めて成績のよい者でなければ加点されない。資格・経歴については履歴書で判断するほか，各自が評価して欲しいと希望する事項について（旧司法試験短答試験合格，TOEIC のスコア等），それを証明する書類を任意提出書類として提出するように求めている。既修者の場合は，大学の成績が 5 点，資格・経歴等が 5 点加算される。この基準については毎年の書類審査の際に全教員の合議で決定しているが，こちらもかなり高く設定しているので，極めて優れた資格・経歴を有する者のみが加点される。この基準についても微妙な内容を含んでいるので具体的内容は公開していないが，客観的な基準を設けて一律に適用しているので，不公平になることはあり得ない。

③の筆記試験は，一般，社会人とも，憲法，民法及び刑法の 3 科目について筆記の論述試験を行っている。試験科目，試験問題は一般，社会人とも同じである。既修者は修業年限が 2 年間であり，基礎的な法律知識があることが前提であるから，一般と社会人との間で試験科目と試験問題に差を設けていない。ただし，筆記試験の合格最低点は，一般の方が高くなる傾向がある。これまでの試験問題はすべてホームページで公開している。採点基準は各科目の出題者が作成し，採点は各問題について複数の採点者が担当することにより，客観性を確保している。採点基準は公開していない。

なお，既修者の筆記試験は憲法，民法，刑法のみであるため，入学後は既修者であっても民事訴訟法及び刑事訴訟法は「民事訴訟法 I」及び「刑事訴訟法 I」から履修することが原則である。この 2 科目の履修の免除を希望する者は免除の申請を行い，大学で優秀な成績を修めた者，及び旧司法試験の論文試験において民事訴訟法または刑事訴訟法で優秀な成績を得た者，または日弁連法務研究財団「法科大学院既修者

試験」の民事訴訟法，刑事訴訟法で優秀な成績を修めた者に限り，個別の認定によって履修を免除している。この認定を受けて履修を免除される者は，毎年数名程度である。免除の決定は入学後に行うので，入学試験と免除の基準は特に関係がない。

④の面接は，既修者については社会人のみ行っている。これは，社会人については学力だけでなく，面接によって評価の観点を広げることが多彩な人材確保につながること，また，法律知識以外にも就業経験によって得られた識見を問うことが望ましいという考慮に基づいている。よって，面接は既修者試験とはいえ，法律知識を問うものではない。社会人枠の受験者は，面接の評価が加わる分だけ筆記試験の評価のウエイトが小さくなり，評価の多様性が図られている。競争率も一般枠より低いので，この点で社会人はやや有利である。面接の評価については，ある程度相対評価的な観点を取り入れて，最大で 15 点を付与している。面接の際には評価基準を作成して評価の客観性を確保しているが，採点基準自体は公開していない。

なお，一般枠の受験者については法律科目の筆記試験の結果がかなり大きなウエイトを占めることになり（後述のように 75%），面接による人物評価がまったく行われないことになるが，本学の少人数教育の理念を活かすためには既修・一般についても面接を行うべきであるという意見が教員の間にあり，今後の課題となっている。

前述のように，2007 年度入学試験からは情報公開を進めるため，前年度の配点を「参考」として，入試要項に掲載している。2006 年度以降，全体で 100 点満点のうち，既修・一般については，①10 点，②15 点，③75 点（法律科目筆記），④なし，既修・社会人については，①10 点，②15 点，③60 点（法律科目筆記），④15 点である。この配点によると，既修・一般については筆記試験の成績が決め手となり，既修・社会人については筆記試験の重要性が高いものの，適性試験と面接も一定のウエイトを占めていると言える。

【点検・評価】

➢大学院研究科の学生募集の方法，入学者選抜方法の適切性

既修者選抜については法律科目の筆記試験の成績を極めて重視しており，特に一般では 75%のウエイトを占めているが，このように法律科目の学力を極度に重視することが適当かどうかは検討の余地があろう。これまでのところ，面接を課さないことによって問題のある人物が入学したというような事実はないが，法科大学院の教授会ではある程度評価の多様性を確保するために面接を実施する必要があるという提言がなされている。

また，社会人の既修者にはこれまで旧司法試験を目指してきた者がかなり多かったが，その数は必然的に減少していくので，今後は社会人既修者の志願者自体が減少していく可能性もある。よって，社会人既修者にとって，より受験しやすい選抜方法を検討することも重要な課題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

前記のように，既修・一般についても面接を行うことが望ましいという意見があるが，教員の負担がかなり増すことになるのでなお検討中である。

（2）学内推薦制度

実施していない。

（3）門戸開放

「(5) 社会人の受け入れ」を参照されたい。

（4）「飛び入学」

実施していない。

（5）社会人の受け入れ

【現状の説明】

入学定員 50 名のうち，30%程度は法学部以外の出身者と社会人が占めるように選考時に配慮しているが，この割合は定員ではない。したがって，志願者数や入学試験の結果によって柔軟に合格者を決定することになるが，入学者の中に社会人が占める割合は，2004 年度入試（2004 年 4 月入学）では 48%，2005 年度入試（2005 年 4 月入学）では 53%，2006 年度入試（2006 年 4 月入学）では 44%，2007 年度入試（2007 年 4 月入学）では 52%であり，当初の想定より多くなっている。

【点検・評価】

➢大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

上記の社会人の定義はややあいまいであり，派遣とアルバイトの違いも明確ではない。アルバイトは除外し，主婦は含めるという扱いをしているが，この点が明確に公表されていないことも問題である。また，高等学校卒業後，大学入学前に 3 年以上の職務歴がある新卒者が社会人枠で応募してきたが，このようなケースは想定外であった。

しかし，本学法科大学院は夜間と土曜日も開講し，社会人のために丸の内にサテライト・オフィスも開設するなど，他のあらゆる法科大学院に増して社会人のための配慮をしている。その結果として，社会人及び他学部出身者の割合は次表のように毎年 60%を超えており，入学者の多様性の確保については十分な実績を上げている。このことは，毎年ホームページで発表している合格者の年齢構成，職種などをみても明らかであろう。

表 4.31　入学者の多様性の確保

	入学者数	実務等経験者	他学部出身者（実務等経験者を除く）	実務等経験者又は他学部出身者
入学者数 2008年度	53名	31名	3名	34名
合計に対する割合	100.0%	58.5%	5.7%	64.2%
入学者数 2007年度	56名	29名	7名	36名
合計に対する割合	100.0%	51.8%	12.5%	64.3%
入学者数 2006年度	61名	27名	10名	37名
合計に対する割合	100.0%	44.3%	16.4%	60.7%
3年間の入学者数	170名	87名	20名	107名
3年間の合計に対する割合	100.0%	51.2%	11.8%	62.9%

【将来の改善・改革に向けた方策】

丸の内サテライト・オフィスの活用方法や夜間・土曜日の開設科目の充実について，検討を重ねているところである。

（6）科目等履修生，研究生等

【現状の説明】

科目等履修生のみ，本学法科大学院の教育及び研究に妨げのない限り，選考の上，受け入れている。過去4年間の受け入れ状況は，次のとおりである。

＜科目等履修生の受け入れ状況＞

2004年度　三鷹市役所職員1名，政策研究大学院大学9名

2005年度　三鷹市役所職員2名，政策研究大学院大学4名

2006年度　三鷹市役所職員2名，政策研究大学院大学5名

2007年度　三鷹市役所職員1名

【点検・評価】

➢大学院研究科における科目等履修生，研究生，聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

三鷹市役所からの受け入れは，三鷹市役所との協定に基づくものである。政策研究大学院大学から受け入れている科目等履修生は，ほぼ全員が社会人であり，勤務先は，東京税関，日本道路公団，福岡県，佐賀県，文部科学省，国土交通省，東京ガスなど多彩で，本学の学生にとってもよい刺激となるし，将来的に本学を受験してもらえる可能性もあり，それなりの意義があると理解している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

あくまでも正規生が優先であり，より多くの科目等履修生を受け入れることは考えていない。

(7) 外国人留学生の受け入れ

実施していない。

(8) 定員管理

【現状の説明】

法務研究科の入学定員は 50 名で，収容定員は 150 名であるが，既修者は 2 年間で修了できるため，実質的な収容定員は 150 名を下回ることになる。

入学年度ごとの入試結果は，次のとおりである。

表 4.32　入試結果

年度	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
2004	1,531	1,231	114	71
2005	822	794	90	43
2006	555	524	111	61
2007	669	640	98	56
2008	657	624	87	53

【点検・評価】

- **大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率及び学生確保のための措置の適切性**
- **著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性**

法科大学院開設初年度の入学者が多かったため，翌年度は入学者を抑制したが，2006 年度からは入学定員を少し上回る入学者を毎年確保しており，著しい欠員や定員超過の状況にはない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2008 年 12 月 5 日，中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会座長が，修了者の多くが司法試験に合格していない状況が継続しているといった状況にある法科大学院については，早ければ 2010 年度を目途に，抜本的な入学定員のあり方の見直しに取り組む必要があると発言し，さらには，そのような状況にない法科大学院についても，教育体制や入学者の質をより充実する観点から，入学定員の見直しに取り組み，法科大学院全体としての入学定員の適正化に寄与することが求められていると考えると発言したことについて，文部科学省が各法科大学院を置く大学長に通知している。このことから，本学においても，入学定員を充足しているか否かという観点だけでなく，日本における法科大学院全体としての入学定員の適正化という観点から入学定員の見直しを検討せざるを得ない。本学としては，まだ明確な方針を打ち出してはおらず，今後，難しい舵取りを迫られることになる。

Ⅱ．本　章

5．学生生活

5. 学生生活

【到達目標】

成蹊大学では，多くの課題を抱える21世紀の社会に貢献する専門性を備えた教養人を育成することを教育目標とし，学生生活に対する具体的な取り組みとして，相談体制の充実による学生支援の実践，就職個別相談，課外活動・社会貢献活動に対する支援，奨学金の拡充など，学生サポートを重点的取り組みの1つに定めている。

これらの取り組みを進めるためには，学生が安心して教育を受けられる環境を整備し，課外活動や全学的な体育行事（学内陸上競技大会，レガッタ，四大学運動競技大会），学園祭などを通じて人間性を涵養することが重要である。特に，学生の実情や性向は多様化し，一人一人に応じたきめ細かな対応が求められている中にあって, 本学では, 学生一人一人の満足度を高めることができる学生支援体制の構築を目指しており，学務部，学生部，学生相談室，大学保健室，キャリア支援センター，国際教育センターといった組織がなお一層の連携を図ることで，総合的な学生支援を行うとともに，学生支援の質を高める方策に取り組む。

5. 1　学生への経済的支援

【現状の説明】

成蹊大学は，到達目標に掲げるとおり，学生が安心して教育を受けられる環境を整備し，有意義な学生生活を送ることを通じて人間性を涵養することができるよう，適切に配慮する必要がある。

本学には，学生の就学を援助することを目的とした各種の奨学金制度がある。また，学生生活における緊急な出費に対する経済措置として，短期貸付制度の学生金庫がある。さらに，自宅外学生の部屋探しへの支援や，学業を続けることを目的とする学生へのアルバイト紹介など，学生生活全般に関係する経済的支援を行っている。

(1) 奨学金制度

本学では，「大学基礎データ」表 44 のとおり，各種奨学金を用意している。

就学援助を目的とする奨学金には，本学独自の制度である学内奨学金と外部団体が募集する学外奨学金がある。学外奨学金のうち本学で応募受付をするものは，候補者を学内で選考して大学が外部団体へ推薦することになる。また，それぞれの奨学金には，返還の必要がない「給付奨学金」と卒業後に返還の義務がある「貸与奨学金」の 2 種類に大別され，それぞれに経済状況と学業成績の基準を満たした学生の中から経済的条件を優先に選考するものと，成績を優先に選考する奨学金がある。

本学独自の奨学金で，経済状況を優先して採用するものには，成蹊大学給付奨学金（2007 年度は 1 年次生対象），成蹊大学貸与奨学金（学部生），卒業生団体の成蹊会育英奨学金（貸与）がある。家計基準を満たした学生の中から成績を優先して採用するものは, 成蹊大学給付奨学金(2007 年度は 2 年次生以上対象)，岡野奨学金（給付），関育英奨学金給費生があり，大学院生を対象とするものには成蹊大学貸与奨学金（大学院生），成蹊大学法科大学院貸与奨学金がある。

学外奨学金で本学が候補者を推薦するものには，本学の奨学生総数の約 8 割を占める日本学生支援機構奨学金（大学第 1 種・第 2 種奨学金，大学院第 1 種・第 2 種奨学金）をはじめとして，日揮・実吉奨学会，

中村積善会，安藤記念奨学財団，里見奨学会，三菱 UFJ 信託奨学財団，旭硝子奨学会などがある。

奨学金には給付と貸与の 2 つの方式があるが，貸与奨学金にはさらに無利子貸与と有利子貸与がある。日本学生支援機構第 2 種奨学金を除くほとんどの貸与奨学金は無利子貸与になる。本学の成蹊大学貸与奨学金，成蹊大学法科大学院貸与奨学金，成蹊会育英奨学金も無利子貸与である。また，家計支持者の事情や災害などから家計に急変があった場合の奨学金として，成蹊大学貸与奨学金，日本学生支援機構奨学金に，応募期間以外に学生の必要に応じてその都度採用が決まる応急採用の制度がある。

学修支援を目的とする学内奨学金で，学業成績から選考するものには，成蹊大学学修支援奨学金（給付），成蹊大学学業奨励奨学金（給付），成蹊大学社会人入学生奨学金（給付），成蹊大学清水建設奨学金（給付），成蹊大学法科大学院給付奨学金，大学院 2 年次以上を対象とする成蹊大学大学院給付奨学金がある。

奨学金額は，奨学金の種類で異なるが，概ね給付方式で年額 90,000 円から 300,000 円，また，授業料等納付金年額の 4 分の 1 額から 2 分の 1 額など，貸与方式では月額 30,000 円から 120,000 円まで（大学院は 150,000 円まで）あり，本人が受給額を選択できるものもある。

本学の学生が留学するための奨学金としては，成蹊学園留学奨学金（給付）及び成蹊学園三菱留学生奨学金（給付）がある。

なお，成蹊学園創立 100 周年記念事業の 1 つに奨学基金の充実があり，寄附金及び自己資金あわせて 23 億円を基金に積み上げる計画であるが，この記念事業の実施にあたり奨学金制度の一部を見直し，次に掲げる給付奨学金を「成蹊 100 周年記念奨学金制度」と位置づけて，2007 年度から運用を開始した。

① 成蹊大学給付奨学金（改定）

［目　的］　学部生の育英を図るため。

［資　格］　学部に在学する学生であって，勉学の意欲がありながら，学資の援助なしでは学業の継続が困難な者（40 名）。選考にあたっては，主たる学費負担者の失業，死亡，病気及び災害等の被害による家計困窮者に特段の配慮を行う。

［給付額（期間）］　年額 300,000 円（1 年間）

※　従来は経済困窮度に加え，学業成績を基準としていたが，学業成績の基準を廃止し，経済困窮度のみで奨学金を給付する制度に改めた。

② 成蹊大学学修支援奨学金（新規）

［目　的］　学部生の学修を支援するため。

［資　格］　次に掲げる入学試験において所定の成績を修めた 1 年次生。

1) 一般入試 A 方式，C 方式及び E 方式

それぞれの入学試験における合格者のうち，各学部が定める成績上位者に含まれる者

2) 一般入試 S 方式　　各学部とも，合格者全員

2 年次以降は，その前年度に奨学金の給付を受けた者で，通算 GPA が所属学科の上位 10% 以内にあるものとする。ただし，各年次において受給者が 15 名に満たない場合は，通算 GPA の上位者から候補者を総計 15 名に達するまで追加することができる。

［給付額（期間）］　1 年次生：　授業料の 2 分の 1 相当額

2 年次生以上：　年額 150,000 円（1 年間）

③ 成蹊大学社会活動支援奨学金（新規）

［目　的］　学生の社会性の向上及び人格形成の促進に寄与することを目的として行われる活動に対し，

支援するため。

［資　格］　学生と専任教員が一体となって，「社会貢献，地域貢献に関する活動」及び「学術的な調査研究活動」を国内で行う学生または学生等による団体に対する奨学金（正課における活動を除く）。採用数は，1年度あたり20件以下。

［給付額（期間）］　1件あたり20万円を上限。ただし，学長が特に認めた場合には，40万円まで増額給付することができる。（1年間）

④　成蹊学園留学奨学金（新規。成蹊学園国際教育センターにおいて2006年4月から運用）

［目　的］　本学の学部生及び大学院生並びに成蹊中学・高等学校の生徒に対する外国への留学を奨励するため。

［資　格］　本学の学部又は大学院に在学する者で，留学が許可され，かつ，次に掲げる能力を有しているもの。

(1) 短期留学及び中期留学

ア　英語圏の大学へ留学する場合　TOEFL(iBT)のスコアが61以上，TOEFL（CBT）のスコアが173以上，TOEFL(PBT)のスコアが500以上又はTOEFL(ITP)のスコアが500以上。

イ　英語圏以外の大学へ留学する場合　留学目的に即した語学能力

(2) 長期留学

ア　英語圏の大学へ留学する場合　　TOEFL(iBT)のスコアが79以上，TOEFL（CBT）のスコアが213以上，TOEFL(PBT)のスコアが550以上又はIELTSのスコアが6.0以上

イ　ドイツ語圏の大学へ留学する場合　　ドイツ語技能検定試験2級以上

ウ　フランス語圏の大学へ留学する場合　　実用フランス語技能検定試験2級以上

エ　タイ語圏の大学へ留学する場合　　実用タイ語検定試験2級以上取得

オ　韓国語圏の大学へ留学する場合　　ハングル能力検定試験2級以上

カ　前5号以外の外国語圏の大学へ留学する場合　　留学目的に即した語学能力

［給付額］(1) 短期及び中期協定留学奨学金　　100,000円（合わせて15名）

(2) 長期協定留学奨学金　　年額 450,000円（10名）

長期留学奨学金（長期協定留学以外）　　年額 660,000円（10名）

長期留学特別奨学金（アメリカン大学）　年額 900,000円（留学生全員）

長期留学特別奨学金（長期協定留学・長期留学奨学金給付対象者のうち，特に優秀な者）　年額 900,000円（2名）

(3) 博士後期課程海外研究支援奨学金　　年額 960,000円（若干名）

なお，以上のほか，本学の学生及び成蹊高等学校の生徒の留学を対象に，成蹊学園が給付する制度として「成蹊学園三菱留学生奨学金」がある（三菱グループ各社からの100周年募金による寄附金を原資とする。成蹊学園国際教育センターにおいて運用する）。

［目　的］　本学の学部生及び大学院生並びに成蹊高等学校の生徒が外国に留学し，教育機関等において研鑽を積むことを奨励するため。

［資　格］　本学の学部または大学院に在学する者で，協定留学（JSAF協定留学を除く）または認定留学のいずれかにより外国の大学または研究機関（留学先機関）に留学が認められた者のうち，次の要件を満たすもの。

(1) 留学の出発時点で，学部または大学院に 2 年以上在学していること。
(2) 留学先機関での学修・研究計画が明確であること。
(3) 留学先機関からの受入許可通知が届いていること。
(4) 学業成績（GPA3.5 以上），人物ともに極めて優秀で，かつ，健康であること。
(5) 学部生が英語圏に留学する場合は，次のいずれかの基準を満たしていること。
ア　TOEFL‐iBT スコア　92 以上
イ　TOEFL‐CBT スコア　237 以上
ウ　IELTS スコア　6.5 以上
(6) 大学院生が英語圏に留学する場合は，次のいずれかの基準を満たしていること。
ア　TOEFL‐iBT スコア　100 以上
イ　TOEFL‐CBT スコア　250 以上
ウ　IELTS スコア　7.0 以上
(7) 英語圏以外に留学する場合は，留学目的に即した前 2 号の基準に相当する語学能力を有すること。

［給付額］　年額 1,200,000 円。ただし，特に優れた成果を期待できると認めた者については，1,000,000 円を限度として増額給付する。

(2) 緊急時における短期貸付制度

学生生活において不測の事態により急にお金が必要になった場合には，原則として一人暮らしの学生を対象に，最高 10,000 円まで無利子で 1 カ月以内の貸付を行う学生金庫がある。

(3) その他学生への経済的な支援

地方出身学生が大学生活を始める上で，住居探しをしなければならない。それを支援するため学生向けの物件を豊富に扱っている「学生情報センター」と提携し，2・3 月に学生会館内に紹介所を設け，学生専用住居を仲介料なしで新入生対象に紹介している。

また，学業を続ける上でアルバイトが必要な学生に対しては，学業や健康に支障がない範囲でアルバイトを認めているが，学生向けアルバイトの業種管理を行うとともに，「アルバイト情報ネットワーク」と提携して信頼できるアルバイト先を紹介している。

その他，経済的支援策として，授業料等納付金の減免制度とティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントの制度があり，その概要は次のとおりである。

① 授業料等納付金の減免制度

学部の 4 年次生のうち修業年限を超えて在学する者で，その年度の始めにおいて卒業所要単位のうち未修得単位が 8 単位以下のものや，卒業延期制度（卒業要件を満たしたまま在学を延長する制度）に基づく学部・大学院の卒業延期者，博士前期課程または博士後期課程の修了所要単位を修得している者が，標準修業年限を超えて在学する場合などは，授業料等納付金の 2 分の 1 を減額している。また，留学や休学の場合は，授業料等納付金の 3 分の 2 を減額している。そのほか，本学部の卒業生が本学大学院に入学する場合や本学に学士入学，再入学する場合などは，入学金を免除している。

なお，学部及び大学院の正規課程に在学する修業年限内の私費外国人留学生に対しては，授業料等納付金の 2 分の 1 を減額する授業料等減免制度を置いている。

② ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタント

本学では，本学大学院在籍者を対象としたティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントの制度を置いている。

ティーチング・アシスタント（TA）については，A 種 TA（学部・博士前期課程・法科大学院における実験・実習・演習等の授業科目の教育補助業務に従事するもので，本学博士後期課程に在学する学生のうちから採用される）及び B 種 TA（理工学部の実験・実習科目，情報教育用施設・3 号館 CALL 教室を使用して行う各学部の授業科目の教育補助業務に従事するもので，本学博士前期課程に在学する学生のうちから採用される）がある。TA の雇用期間は 1 年（更新可）で，A 種 TA，B 種 TA とも 1 週 10 時間以内，年間 200 時間以内である。ちなみに，2008 年度の採用状況は A 種 TA では 15 名（工学研究科 5 名，法学政治学研究科 4 名，文学研究科 6 名）で，在籍者に対する採用率は 46.9%，1 名平均 160.3 時間である。また，B 種 TA では 48 名（工学研究科 43 名，経済経営研究科 1 名，文学研究科 4 名）で，在籍者に対する採用率は 27.9%，1 名平均 62.9 時間である。

リサーチ・アシスタント（RA）は，本学の学術研究における一層の研究支援体制の充実を図ることを目的として採用するもので，本大学院博士後期課程に在学する，将来研究者となる意欲及び優れた能力を有する者のうちから採用する。2008 年度は工学研究科博士後期課程に在学する学生 1 名が，ハイテク・リサーチ・センター整備事業の RA に採用されている。

なお，国内外の博士学位取得者または博士課程満期退学者で，本学での研究に専念することを希望する者のうちから採用するポスト・ドクター（PD）制度も置いており，2008 年度は，ハイテク・リサーチ・センター整備事業に 4 名，アジア太平洋研究センターに 3 名，計 7 名の PD が採用されている。

【点検・評価】

➢奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性，適切性

2007 年度における本学の奨学生の延べ人数は，大学では 1,859 名で大学生数の 24.3%を占め，大学院では 305 名で大学院生数の 80.1%を占めている。この奨学生のうち日本学生支援機構奨学金の受給人数は，大学で 20.9%，大学院で 24.7%を占めている。また，本学の奨学生全体で日本学生支援機構奨学金を受給している者は，大学で 85.8%，大学院で 35.1%を占めている。

日本学生支援機構奨学金の大学生採用内示数は大学院を除いて近年増えており，2007 年度の日本学生支援機構奨学生は 1,595 名（第 1 種 599 名，第 2 種 996 名）で前年度比 11.5%増になる。2006 年度は 1,430 名（第 1 種 572 名，第 2 種 858 名）で前年度比 7.3%増になり，2005 年度は 1,333 名（第 1 種 554 名，第 2 種 779 名）で前年度比 8.9%増になる。また，2004 年度は 1,224 名（第 1 種 526 名，第 2 種 698 名）で，2003 年度は 1,256 名（第 1 種 571 名，第 2 種 685 名）である。

この状況から，貸与奨学金を希望する学生は，日本学生支援機構奨学金と成蹊大学貸与奨学金を併願することにより採用される確率が高くなっており，奨学金による経済的支援は受けやすい環境になっていると言えるが，そのほかの各種奨学金の採用定数は増えずに，むしろ低金利の影響から減少している奨学金もある。

成蹊大学給付奨学金は，従来学業成績を基準としたものであったが，学業成績を基準とする学修支援奨学金を設けたことに伴い，2007 年度 1 年次生より経済状況を基準として選考することに改正し，さらに，学費負担者の失業，死亡，病気，災害などの被害による家計困窮者に特段の配慮を行う制度とした。他の給付奨学金が学業成績を基準とするものであることに比して，経済状況を基準とした奨学金を設けたことは，制度として大きな意味がある。このように，本学の給付奨学金の拡充に伴い，全体として給付方式の奨学金を応募する学生が増加しており，貸与奨学金を含め，本学における奨学金制度は有効に機能しているものと評価

できる。

また，経済的な緊急時に対して支援を行う短期貸付制度である学生金庫は，ATM 機の普及により保証人からの送金が容易に受けられることもあって利用者は減少しているが，一人暮らしの学生への緊急時の対応として必要な制度である。

なお，ティーチング・アシスタント等の有効性，適切性については，「8. 教員組織」を参照されたい。

➢各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性

本学の奨学金制度をホームページに掲載するとともに，「学生生活ガイドブック」の学資サポート欄に奨学金制度を掲載し，各種奨学金の案内と応募方法について説明している。また，年度初めのオリエンテーション期間に，学部 1 年次生対象，2 年次生以上対象及び大学院生対象にそれぞれ「奨学金説明会」を開催している。そのほか，学生生活課では，奨学金について随時相談に応対する体制をとっており，また，奨学金専用の掲示コーナーを設けて，個人情報の保護には十分留意しながら情報提供や各種手続きの案内などを行っており，各種奨学金情報は漏れなく周知されているものと判断している。

なお，本学の奨学金システムの改修に伴い，2007 年度から Web 登録による出願とし，学生の利便性を高めた。

【将来の改善・改革に向けた方策】

① 成蹊大学給付奨学金のさらなる拡充について

成蹊大学給付奨学金は，経済的基準により選考するが，さらに家庭事情に特段の配慮をする必要があり，2 つの基準が存在することになる。このため，個々の状況に応じてそれぞれ判断することになり，必ずしも客観性が確保されているわけではないため，同一奨学金に複数の選考方法を課すことを改めて，それぞれの奨学金の目的による選考基準に応じた独自の奨学金に分割することも視野に入れて再検討する必要があるであろう。

また，近年給付方式の各奨学金を希望する学生が多い傾向にあるが，採用人数には限りがあることから，応募者数に対する受給率は厳しい状況にある。成蹊大学給付奨学金には毎年 240 名前後の応募があり，採用人数は 40 名である。このような状況を踏まえると，今後採用人数を増やすことなどを検討する必要があろう。

② 成蹊大学学修支援奨学金の実態について

成蹊大学学修支援奨学金は，2007 年度から一般入試の各方式の成績優秀者を対象とし，1 年次に奨学金を給付する制度である。また，この制度の特徴として，2 年次以降の継続採用がある。1 年次の受給者が 2 年次に継続して採用されるためには 1 年次の成績が基準となるが，1 年次生が継続して 2 年次に採用されることが各学部とも少ない状況にある。その結果，継続できなかった人数は各学部の 2 年次生の採用枠となり，新たに成績上位者から選考することになる。つまり，入試成績が優秀で採用された 1 年次生が，1 年次の成績による継続基準を満たさず，2 年次に奨学金を受給できないという状況が多くみられることから，当該学生に与える精神的な影響を考えると，1 年次に採用された者が進級ごとに継続的に採用される制度を改め，学年ごとに新たに成績基準で成績上位者から採用する制度に改めたほうがよいと考えられる。このように制度改正しても，1 年次の受給者は毎年度の成績がよければ，結果として継続して 4 年次まで奨学金を受給できることになる。

③　成蹊大学貸与奨学金の必要性等について

近年の経済状況から，奨学金の受給を希望する学生が増えている。貸与方式の奨学金の応募者が採用される率は近年，日本学生支援機構奨学金の採用数が増加していることから高くはなっているが，それは有利子貸与の第 2 種で 1 年次生を対象とするものが中心であり，無利子貸与の第 1 種の採用人数は少ない。さらに，2 年次生以上の採用人数枠がもっと少ないことから，資格があっても 1 年次の出願を逃すと採用のチャンスが厳しくなる。本学貸与奨学金の存続性について問いただされている向きがあるが，この意味からも本学独自の貸与奨学金の必要性があり，存続させるべきである。

また，奨学金の返還に関する業務は，入金処理を除いて学生生活課が担当しているが，台帳管理など重複する部分もあることから，返還金を収納し，会計処理をしている部署に移管して，一括管理をすることを検討する必要があろう。

④　地方出身者への経済的支援について

地方出身者が親元を離れて東京の大学に入学するためには，授業料等納付金に加えて住居費や食費などの生活費が大きな負担となるため，地方出身者を大学が受け入れるには，経済的な負担を軽減するための支援が必要である。地方出身学生のための学生寮の建設，自宅外学生を対象とする奨学金制度や教育ローン金利助成奨学金などの経済支援を目的とする諸施策の検討が必要である。

⑤　短期貸付制度の充実化について

現在，学生生活における緊急時への対応として，お金が急に必要になった場合は最高 10,000 円まで無利子で 1 カ月以内の貸付を行う学生金庫があるが，これをさらに学生生活における重要な経済支援と位置づけて，貸付額の増額及び貸付期間の延長を含めて制度の充実化を検討する必要がある。

5．2　生活相談等

【現状の説明】

(1) SEIKEI 架け橋プロジェクト

SEIKEI 架け橋プロジェクトとは，「学生満足度向上」，「学生活力の大学運営への活用」を目的として，2005 年 11 月からスタートさせた「学長と成蹊生の交流プロジェクト」である。

具体的には，下記 3 点について取り組んでいる。

①　「学長直行便(学長意見箱)」の設置

大学構内 3 箇所に学長直結の意見箱を設置し，大学運営に対する学生からの積極的な提言を求めている。原則として記名式で，回収は毎月 2 回。授業方法やカリキュラム，履修・成績などの教務に関する事項や教職員に関する事項から，施設・設備，喫煙などの学生のマナー，ゴミ分別など学生生活全般に至るまで，広範にわたった投書が開始から 3 年で約 330 通寄せられている。投書に対しては，学長がすべて目を通し，内容に応じて関連部署と協議の上，投書した学生に回答するとともに，必要に応じて改善を指示する。投書内容と回答は，学内のホームページに掲載して学生に公開するとともに，教職員間での問題の共有化も図っている。

② 「学長オフィスアワー」の開催

夏期休業期間を除く 4 月～12 月に毎月 1 回，学長オフィスアワーを設けている。本学で学ぶ学生であれば，正規生，聴講生など区別なく誰でも予約なしで参加することができる。また，毎月 1 回の定例開催に加え，メール受付による個別開催も行っており，多岐にわたる学生の意見聴取に努めている。2006 年 4 月から 2008 年 12 月までで約 40 名の学生が参加。オフィスアワーで学長と意見交換した内容については，学内のホームページで逐次報告している。

③ 「学長と語る会」の実施

毎回テーマを設定し，そのテーマに沿った学生を学長室に招いて意見交換を行っている。2007 年 4 月に第 1 回を開催し，2008 年 12 月までに計 4 回開催している。今までに「新入生」，「卒業を控えた 4 年生」や，2007 年度からスタートさせた「社会活動支援奨学金」受給団体の代表学生などを迎え，意見交換している。語る会の様子についても，学内のホームページで逐次報告している。

学生が日頃から思っていることや感じていること，あるいは大学生活をより良くするための提言など，学生が直接学長と話ができる環境を本プロジェクトにより整備したこと，また，この取り組みを通じて「ボランティアセンター」の設立準備室ができたことなど，一定の成果を上げてきていると考えている。

本プロジェクトの今後の課題は「継続性」である。特に「学長直行便」については，投書数に対し回答の準備が間に合わず，時宜にかなった回答とはならないといった問題も出てきており，プロジェクトの有効性を保ちつつ，また，学生の興味関心，参加意欲を低下させることなくプロジェクトを継続させていくことが求められる。この課題への対応としては，同じような意見が繰り返し寄せられることも多いため，学長の見解を学生が少しでも把握しやすくなるようホームページのリニューアルを行うこと，ホームページの更新にあたっては，その周知に注力することなどの検討が必要と考えている。

また，「学長直行便」では，本来関係部署に申し出ることで，より早く解決できる事例もあり，学生と関係部署との距離感を縮められれば，さらに早く学生の要望に対応でき，満足度を高めることができるものと思われる。「学長直行便」については当初から，積極的な提言よりはむしろ不満・苦情といったものが多く寄せられている現状は続いているが，少しずつ積極的な意見も出るようになってきており，今後も運用の改善に努め，大学と学生との信頼関係を引き続き築いていくこととする。

(2) 学生部

① 学生生活課における生活相談

学生生活課の業務は，学生が豊かな学生生活を実現するために支援することを目的としている。奨学金や学生の住居・アルバイト紹介などの経済的支援，拾得物の取扱いなど学生の厚生に関する全般の業務，また，課外活動への支援として部室・学生会館の管理運営及び体育施設・教室等の使用管理などの業務がある。これらの学生生活にかかわる広範囲な業務について，学生がそれぞれの目的に応じて学生生活課の窓口で諸手続きをとることになる。この手続きに関連する問題については，それぞれ相談を受けて問題解決に向けて対応することになるが，解決が難しい問題などについては，学生部として対応することになる。さらに，問題の内容によっては大学の所管部署の連携による問題解決への対応が必要となる。

② 学生部長オフィスアワーの実施

これまでは，学生が学生部長に相談や話がしたいことがあれば，申し込みを受けて時間調整などにより対応する体制を採っていたが，学生サポートの一環として，2008 年度から，学生部長が直接学生の生活全般について質問や相談などに応じるための「学生部長オフィスアワー」を毎月 1 回昼休み時間に実施することにした。

(3) 学生相談室

① 学生相談室の設置

本学学生相談室は，本学学生の充実した大学生活を支援することを目的に，1994 年 4 月の開室以来，学生の心理的な問題の解決や，全学生の心の健康の促進支援，人間的な成長発達と良好な人間関係の支援などを行ってきた。開室時間は，月曜日から金曜日の 10 時から 18 時である（学生の利用しやすい時間帯を考慮し，2004 年に 17 時から 1 時間延長した）。

② 学生相談室の活動

＜相談活動＞

1) 個別相談（学生，家族及び教職員）

2007 年度の総相談件数は 427 件（面接回数延べ 2,480 件）であった。このうち，学生の相談件数は 246 件で，面接回数は延べ 2,107 回であった。2003 年以降，継続相談の方針の変更により，延べ面接回数は 1,000 回を超え，2005 年以降は 2,000 回以上となっている。家族及び教職員へのコンサルテーションも大幅に増加し，2007 年度の家族の相談件数は 39 件（面接回数延べ 127 件），教職員の相談件数は 98 件（面接回数延べ 182 回）であった。

2) 性格・適正等各種心理検査

自己分析・自己理解を目的として，TEG 東大式エゴグラム・VPI 職業適性検査や「箱庭」体験等を実施している。2007 年度の実施件数は 38 件（延べ 65 回）であった。

3) 入学前相談

入学予定者に対して，大学生活への適応援助を行っている。2008 年度入学予定者の相談件数は 31 件であった。

＜教育活動（心理教育プログラム）：全学生対象＞

1) こころの豊かさのためのプログラム

心身の健康の増進と自己理解・自己表現スキルの学習を目的としたプログラムで，2003 年までは夏期休業期間中に「サマーセミナー」を実施していたが，より多くの学生の参加を促すために，授業期間中，年 2 回の実施とした。1 回目は「ヨガ」,「太極拳」など身体に働きかけるプログラムを，2 回目は「アサーショントレーニング」,「話し方」など自己表現・コミュニケーションスキルの習得を目的としたプログラムを設定している。

2) グループ活動

学生相談室をオープンにし，来談しやすくすることと，学生の他者理解・コミュニケーション技能の体験を目的として，5 月に「らんちょんミーティング」，11 月に「茶話会」を実施している。

3) 談話室

学生相談室に談話室を設けてあり，心の休息の場,「居場所」，交流の場として学生に利用されている。

＜コミュニティ活動＞

1) 教職員対象学内研修会（2008 年度より「学生相談懇話会」に名称変更）

教職員を対象とした学内研修会として，年 2 回実施している。1 回目は「教職員の学生相談室体験」，「学生相談室から見た大学生」，「現代の大学生の親子関係を考える」等，カウンセラーによる話題提供と参加者とのディスカッションを中心に行い，2 回目は精神科医等の外部講師を招聘し，「大学生の精神医学」，「大学生の自殺について」，「大学生のメンタルヘルスと学業上の問題」等をテーマとした講演会を実施している。

2) 学内支援連絡会

学生支援に対する学内機関の協働を進めていくことを目的に，学生部学生生活課・大学保健室，キャリア支援センター，学務部授業課・履修課の各課長・事務長（大学保健室は養護教諭）をメンバーとして，前・後期各 1 回（7 月と 3 月），各部署の現状報告と各部署と学生相談室の連携事例について意見交換を行っている。

＜研究活動＞

1) 『学生相談室年報』の発行

2006 年度より『学生相談室報告』を改題した。相談実践に関する共同研究，実践研究論文とカウンセラーの論考を掲載し，カウンセラーの実践研究発表の場となっている。

2) 学生相談室カウンセラーの共同研究

本相談室における実践研究を日本学生相談学会年次大会において発表，機関研究誌に投稿し，掲載されている。

3) 事例研究会，ケースカンファレンス

週に 1 回，主に新規ケースのカンファレンスを行っている。3 月に外部講師をスーパーバイザーとして招聘し，事例研究会を行っている。

＜広報活動＞

学生相談室だより「for ゆう」の発行，新入生オリエンテーションでの活動紹介，「学内広報誌（ZELKOVA，成蹊大学新聞等）」・「成蹊大学案内」・「入学手続要項」等への記事掲載，学生相談室ホームページの更新などにより，本相談室の活動を広く紹介している。

(4) 大学保健室

大学保健室の活動は，大きく分類すると，以下の 4 点を目的としてなされている。

＜集団・個人の健康状態の維持・増進＞

1) 健康診断による疾病の早期発見，健康状態の確認

定期健康診断，事後処置による 2 次検査，運動部心電図検査，麻疹抗体検査，保健所の指示による結核定期外健康診断等を実施し，全員に結果を通知している。

2) 学生全員に対する保健指導，健康相談

定期健康診断の際に全員を対象として，保健師による保健指導，養護教諭による健康・心理相談を実施している。

3) 健康・心理相談

来室者や他部署からの紹介により，学生・教職員を対象として，産業医・校医・精神科医・臨床心理士・保健師・看護師・養護教諭が個別に医療・心理・健康相談に応じている。また，受診の必要性を判断し，紹介状を作成して医療機関への紹介を行っている。

4）近隣医療機関との連携

近隣の医療機関と連絡をとり，紹介・連携可能な医療機関を確保している。

5）感染症罹患歴・予防接種歴の調査・啓蒙

6）留学生の送り出し，受け入れ時の診断書の発行・確認及び医薬品の持ち出し・持ち込みに対する情報提供

7）健康診断証明書の発行

＜学内での応急手当・救命救急活動＞

1）急病者・負傷者への応急処置

2）学内諸行事での救急医療活動

3）短期留学・諸行事に向けての医薬品・救急箱の準備

4）学生・教職員に費用負担を掛けず，スムーズに医療機関へ移送できる体制の整備

＜健康教育＞

1）学生・教職員向けのテーマ別健康教室の開催

2）健康の自己管理に向けた計測機材の貸出しや測定（体重・体脂肪・身長・血圧・視力・握力・色覚・聴力・一酸化炭素濃度測定）

3）学生との合同によるアルコールに関する教育ビデオの作製及びアルコールパッチテストを行う際の学生向け放映

4）学校行事等の際の救護活動

学校行事の開催に際して学生団体担当者と合同で救護体制を組み立て，マニュアルを毎年更新している。また，報告書の作成を通して行事中の医療救護の傾向を分析し，学生・関係部署と共有している。

5）学生団体リーダー対象の講演会等の開催・援助

6）理工学部安全管理教育への援助

7）運動部合宿への栄養指導（希望団体対象）

8）災害時の応急手当についての講習会の実施

9）学生・教職員・父母を対象とした AED（自動体外式除細動器）を用いた応急手当講習・普通救命講習・上級救命講習・応急手当普及員講習・資格取得後のフォローアップ講習の実施及び AED の設置管理

10）理工学部生の採血，都内看護専門学校の実習生受け入れ等，教育・研究活動への協力

11）ホームページによる健康・医療情報の提供

12）学生食堂のウェルネスフェア開催の後援など，健康・食育活動の実施

＜地域社会への貢献と相互協力＞

1）献血・骨髄バンクへの登録活動の実施（年 2 回）

2）感染症発生時の調査・報告・対応

3）AED の設置箇所のホームページ公開

4）救急救命法の練習機材の貸出し

(5) 成蹊学園ハラスメント防止人権委員会

2002 年 4 月 1 日に「成蹊学園セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する規則」が施行され，同日付けで「成蹊学園セクシュアル・ハラスメント人権委員会」を設置して，教職員，学生・生徒・児童を含む

本学園の構成員すべてを対象とした防止・啓発活動及び相談・救済活動に取り組んでいる。また，2007 年度からはアカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメントをも取り組みの対象とし，委員会の名称を「成蹊学園ハラスメント防止人権委員会」に変更した。

＜防止・啓発活動＞

1) 「成蹊学園セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン」を作成し，大学においては次のリーフレットとともに，構成員及びその保証人に配布している。

・ 教職員用リーフレット（役員並びに非常勤講師及び派遣スタッフを含む全教職員に配布）

・ 大学生・大学院生用リーフレット（4 月の書類配布時に配布。保証人には父母懇談会で配布）

2) 防止啓発ポスターの作成

2003 年度から毎年ポスターを作成し，構内各所に掲示している。2006 年度まで毎年，啓発活動の一環として構成員から標語を募り，優秀作品を表彰するとともに，ポスターに掲載した。

3) ホームページ

委員会活動開始当初よりホームページを開設し，随時内容を更新している。

4) アンケート調査の実施

成蹊学園におけるセクシュアル・ハラスメントの実態を把握し，今後の対策を考える上での基礎資料とすること，また，構成員のセクシュアル・ハラスメントに対する意識を高めることを目的に，教職員，大学・大学院生，中・高生，小学生保護者を対象に，2003 年 9 月にアンケート調査を実施し，分析を行った。調査結果の概要は，ホームページ上で公開している。

5) 研修会・講演会の実施

2003 年度　大学教員全員を対象として，各学部教授会において講義形式の研修会を実施

2004 年度　職員全員を対象として，参加型演劇を取り入れた研修会を実施

学生を対象として，参加型演劇を取り入れた研修会を実施

2005 年度　学生を対象として，学生相談室との共催による研修会を実施

2006 年度　教職員を対象として，パワー・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントについての講演会を実施

＜相談・救済活動＞

ハラスメントに関する相談は，委員会の委員である学内相談員と学外の専門カウンセラーである専門相談員が受け付けることとしているが，学園内各所に設置する相談受付窓口を利用して相談を申し込むこともできるシステムになっている。専門相談員の設置については，2003 年度に実施したアンケート結果に基づき，相談者が相談しやすい体制を整備するため 2005 年度から導入したもので，週 1 回学園で相談の任にあたっている。2007 年度からは，問題解決の機能強化を図るため，外部の専門家をスーパーバイザーとして登用し，全般的なアドバイスを受ける体制を整えた。

相談については面談を原則としているが，電子メールや電話でも相談を受け付けている。

問題の解決にあたっては，相談員との相談だけでは問題の解決に至らない場合には，相談の内容に応じて「通知」，「調整」，「対策委員会」の 3 つの措置を講ずる体制としている。

【点検・評価】

➢学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

(1) 学生相談室

学生相談室では，学生の心の健康保持・増進について現状の説明で述べたとおり，個別相談だけでなく，

幅広い活動を展開することによって，適切に機能していると考えている。

(2) 大学保健室

大学保健室では，現状の説明で述べたとおり，毎年定期健康診断を実施し，これに伴い全学生を対象に保健指導を行っている。また，定期健康診断以外にも，各種検査や希望者に対するアルコールパッチテストの実施，健康の自己管理に向けた計測機材の貸出しや測定を行っている。さらに，年間を通じて校医・養護教諭等による健康相談を受け付けている。その他，2007 年度に流行した麻疹の集団感染発生に対しても速やかに措置を講じ，次年度に向け，全新入生・在学生に感染症罹患歴・予防接種歴の調査・啓蒙を行った。安全・衛生への配慮では，特に救急救命の技術の啓蒙を重視している。応急普及指導員認定講習を実施し，資格認定された学生・教職員の実績は，2003 年度から 2007 年度にかけて 298 名以上，上級救命講習会受講者も学生・教職員あわせて 100 名を超えている。これは，学生・教職員が共同して学ぶ良い機会にもなっている。

以上のとおり，学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮は適切になされていると評価できる。

➢ハラスメント防止のための措置の適切性

① 防止・啓発活動

1) 当初から取り組んできたセクシュアル・ハラスメントについては，アンケートを含め様々な防止・啓発活動を行ってきており，一定の効果をもたらしていると考えられるが，2007 年度から新たに取り組みの対象としたアカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメントについての防止・啓発活動が今後の課題となる。

2) 様々な構成員に対して，各々適切な防止・啓発活動を実施する必要がある。そのためには，各学校や役割の違いによる実情を把握し，効果的な具体策を策定することが求められる。これをどのように解決するかが今後の課題となる。

3) 学生を対象とした研修会を実施するにあたり，従来は学生団体に所属する学生が主な参加者となっていたが，今後は一般学生の参加率を向上させることが課題となる。

② 相談・救済活動

1) 現行では，委員会委員が「学内相談員」となり，相談の受付から解決までのすべての役割を担っている。相談員研修等を実施してはいるが，委員にとっては精神的にも相当な負担があり，また，問題解決の専門性という面からは必ずしも万全の体制とは言えない。

2) 問題解決の手段として，「通知」，「調整」，「対策委員会」の措置を講ずることとしているが，「対策委員会」に至る前段階での解決手法について具体的な整備がなされていない。また，弁護士等の専門家の関与が必要な場合における措置が十分でない。

➢生活相談担当部署の活動上の有効性

学生相談室の相談活動上，有効であると考えられる点を以下に示す。

1) 大学組織上，学生相談室の独立性が確保されているため，中立的な立場での相談が可能である。

2) 予算的に独立が保たれており，独自の活動が可能である。

3) 相談室の規則が制定されており，相談室委員会は各学部・関係部署からの委員で組織されている。この

ため，相談活動が客観的に評価される体制になっている。

4) 専任カウンセラーが配置されている。カウンセラーは臨床心理士資格を持ち，専門的な相談に応じられる。また，専任カウンセラーは 2004 年に文学部所属教員となった。これは，大学が教育機関であり，研究活動に加え，人間的教育が求められている現在の社会的状況に責任を持って応える上で必要な要件である。

5) 専任の事務職員が配置され，多様な活動の企画や運営を迅速かつ適切に行うことができる。

6) 個人面接室のほかに，談話室スペースとグループ面接室がある。活動の多様性を可能にし，相談のほかに，心理教育プログラムの実施が可能である。

➢生活相談，進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況

学生相談室では，2003 年までは専任カウンセラー1 名，非常勤カウンセラー（週 2 回）1 名であったが，2004 年に専任カウンセラーが文学部教員となったことに伴い，非常勤カウンセラーの勤務日数が週 4 日になった。2005 年には相談件数の飛躍的な増加により，週 4 日のカウンセラー（契約職員）を 2 名増員した。さらに，2006 年度は事務補助と受付対応にも高度の専門性が必要との認識から，臨床心理士養成大学院を修了したコンサルティングスタッフ（週 5 日，契約職員）が増員された。

（2008 年度の配置状況）

相談室長：　文学部教授

専任カウンセラー：　文学部准教授・臨床心理士（財団法人日本臨床心理士資格認定協会認定）

カウンセラー：　3 名　契約職員・臨床心理士（同上）　各週 4 日

コンサルティングスタッフ：　2 名　学生相談室主幹，契約職員・臨床心理士（同上）　週 1 日

➢学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況

学生の生活全般の傾向を把握するとともに，学生の意見を知り，様々な要望に対処していくことは，大学の責務である。この目的を達成する意味から 2002 年度に第 1 回学生生活実態調査を実施し，調査結果をもとに，本学の制度や施設設備の改善と学生が求めているものへの取り組みなどに活用した。さらに，2006 年度に第 2 回学生生活実態調査を実施し，全学の 2・3 年次生 3,706 名を対象として調査を行い，回収率は 40%に達しなかったが，多くの学生の協力で学生生活の様々な側面での実態・現状を把握する上で示唆的なデータを得ることができた。調査項目は前回の項目を基本とし，さらにデータの活用を目的として項目を整備するとともに，自宅学生と自宅外学生の生活上の差異についても調査を行った。調査内容は，住居形態や経済的状況，授業・学習に対する姿勢，課外活動・アルバイト，学生の健康調査，悩みや課題への対応，社会的活動の意識や実態，施設や設備に対する要望，セクシュアル・ハラスメントの理解と実態，本学への満足状況と期待などの 9 分野で構成されている。

これらの調査結果をもとに，施設・設備関連では，課外活動施設の部室の内外装改修，学生食堂や休憩場所の席数及びスペースの確保，教室空調の柔軟な対応などに反映させるとともに，学生生活関連の意見については，職員の学生対応の姿勢改善などに活用した。

【将来の改善・改革に向けた方策】

(1) 学生部

大学を取り巻く状況が厳しさを増している中で，いかに学生の満足度を上げていくかは，大学の死活にかかわる問題である。しかし，本学の現状においては，学生生活の中で学生が抱えている様々な問題が円滑に解決されているとは言い難い状態がある。その原因と考えられるのは，学部組織や事務部門が，それ

ぞれの業務を行いつつ，その業務を行う視点から学生に対処せざるを得ないという問題そのものに起因するとともに，問題解決能力が低い学生が入学してきていることによるものと考えられる。

このような状況を踏まえて，学生の現実の生活で起こっている様々な問題を解決することをトータルで支援し，学生の問題解決能力を高めていくことは，学生の大学に対する満足度を高めるだけでなく，教育の一環として重要である。このことから，学生が学業・生活等で抱える様々な問題を解決するための支援を行うために，教員及び部署間の各職員との連携による学生相談プロジェクトをつくる必要がある。

(2) 学生相談室

① 長期欠席や単位未修得学生，休学・復学学生に心理的問題が存在する可能性が少なくない。各学部や学務部との連携は，経済学部 AAB 委員会（Academic Advisory Board）との連携や学生支援連絡会の設置などで徐々に推進しているが，なお一層の連携強化が望まれる。学生相談室委員の活用や各学部の単位未修得学生・休学学生の把握が，今後の課題である。

② 入学時に特別な支援を必要とする学生を把握するためには入試センターと，在学中の学生支援に学生自身のピアサポートを活用するためには学生部と，就職に関する学生支援にはキャリア支援センターとの連携の充実が望まれる。現状を把握した上で課題を整理し，具体的な方策を打ち出す必要がある。障がいのある学生の入学から卒業までの支援については，情報の共有，必要な措置に関する検討・実施等を目的として，学長，学長補佐，学生部長，企画運営部長，関係学部の担当者，授業・学生生活・学生相談・就職・図書館・情報等に関係する部署のほか，学園総務課，管財課で構成される「成蹊大学ノーマライゼーションネットワーク（通称「SUN ネット（Seikei University Normalization Network)」)」を活用することになるが，このネットワークにおける学生相談室の役割を明確にし，また，学内への啓発にも主導的に関わっていく必要がある。

③ いのちに関わる問題，事件性のある問題等，危機管理についてのマニュアル作成とシステムの構築は急務である。

④ 精神医学的な問題や様々な困難とニーズを抱える学生に対応するために，大学保健室との連携を行ってきたが，今後は，学生相談室勤務の精神科医の必要性を視野に検討することも必要と考える。

⑤ 個人情報の取扱いと管理についての課題（面接記録の保存と管理，危機対応の際の守秘義務の例外に関する同意書の導入など）の整理と対応が必要である。

⑥ 対象の多様化に伴う幅広い活動を行うため，カウンセラー及びコンサルティングスタッフの資質のより一層の向上のための研究及び研修の充実，余裕のある活動を行うための方策が必要である。

(3) 大学保健室

法科大学院の開設など，社会人学生の増加，学生及び教職員の校内滞在時間の長時間化は，学内における救急対応リスクを増す要因となっている。AED の設置や BLS（1 次救命処置）講習会を通じて，学生・教職員の自助能力の向上を目指していく必要がある。また，新型感染症や生活習慣病対策など，個人と集団に向けての新しい啓蒙・教育活動がより重要になると考えられるので，これらの活動の拡充を検討する必要がある。

(4) 成蹊学園ハラスメント防止人権委員会

① 防止・啓発活動

委員会委員を「大学チーム」,「小中高チーム」,「職員チーム」に分け，各構成員の実情に合った研修

内容，実施方法，実施時期等を検討し，2009 年度までに各構成員別の研修活動を実施することとした。

② 相談・救済活動

以下の方策を実施する方向で，2008 年度中に規則改正を含めた現行の組織体制及び問題解決体制の強化，改善を図る予定である。

1) 現行では，委員会委員が「学内相談員」となり，相談の受付から解決までのすべての役割を担っているが，委員は「相談受付窓口」として相談を受け付け，専門相談員への取次ぎを行う。
2) 従来の「通知」,「調整」,「対策委員会」という手続きを見直し，これを「調整」,「通知」,「調停」,「調査」とする。この場合において，解決の手続きを踏む際には，公正な立場で迅速かつ適切な措置をとるため，必ず小委員会を設けることとする。小委員会の構成員には，委員会委員のほかに，必要に応じてスーパーバイザー，弁護士等の専門家を加えることとする。
3) 専門相談員（非常勤）を 1 名増員する。専門相談員を増やすことにより，相談者だけではなく，加害者対応（加害者とされる者への対応を含む）の強化を実現する。
4) ハラスメント問題に精通した弁護士に協力を依頼できる体制を整備する。
5) 専門相談員及びスーパーバイザー等の専門家を委員会委員に委嘱できるよう，制度改正を行う。

5．3 就職指導

【現状の説明】

成蹊大学では，2006 年 4 月に就職部を改組し，大学附属機関として設立されたキャリア支援センターが中心となって就職指導を行っている。本センターでは，前回の自己点検・評価で提起された学生たちの目的意識の変化や就職観・職業観の変化という課題に対応するために，従来から行ってきた就職指導・支援を継続・強化するとともに，教育支援機関として学部教育と連携し，社会が求める人材養成を目指している。

本センターでは，キャリア意識の発達の段階に応じた指導・支援が重要と考え，1 年次生から 3 年次生の 9 月（前期）までをキャリア教育支援，3 年次生の 10 月（後期）以降を就職支援と位置づけ，学生が納得のいく進路選択ができ，卒業時に「成蹊大学に入学してよかった」と思えるような指導・支援を心掛けている。また，本センター設立と同時に，従来の就職連絡委員会を廃止し，新たにキャリア教育委員会を発足させ，キャリア教育に関する企画・立案，社会人に求められる能力育成という視点からの学部教育への提言など，各学部教育との連携を図りながら，人材養成と就業観の醸成を図る施策を講じている。

① キャリア教育支援

低学年次に対しては，社会人に求められる力や主体的に進路選択ができる力を身につけさせるため，意識づけと気づきに重点を置いて，キャリア意識の発達の段階に応じた指導・支援を行っている。

1 年次生には，夢や憧れは持っているが，進路選択や職業選択に自覚がほとんどない，進路に対する「萌芽期」と位置づけて，学生個々の能力や資質を伸ばす上で最も重要な勉学やクラブ活動などの学生生活のモチベーションを高めることに重点を置いた指導を行っている。

2 年次から 3 年次にかけては，学生が卒業後の進路や就職を意識し始め，大学生活にも慣れ，様々な目標に向かって取り組むことができる，進路に対する「熟考期」と位置づけて，社会との関わりを意識させながら，「なりたい自分」に気づくきっかけを提供することに重点を置いた指導を行っている。

この方針の下，以下の取り組みを行っている。

＜キャリアガイダンス＞

「キャリアガイダンス」は，4 月のガイダンス期間に新入生と 2 年次生を対象に行っている。

入学時に行う「キャリアガイダンス」では，社会人になるための重要な準備期間である学生生活の意義や過ごし方などについて説明し，勉学やクラブ活動などに対する意識の高揚を図っている。また，本センターの利用方法などについても説明を行い，利用の促進を図っている。

2 年次の「キャリアガイダンス」では，社会が求める人材像や能力，業界・企業の採用のタイミングなどについて具体的な事例を交えて説明し，進路に対する不安の解消と今後の学生生活の過ごし方の重要性を再認識させている。

＜キャリアプランニング特別講座＞

経済学部では，2004 年度から 1・2 年次生を対象に正課授業として「キャリアプラニング 1・2」を開講している。この授業では，本学での学生生活を通じて人間的な成長を遂げ，自立した社会人・職業人としてビジネスライフを築いていく力を獲得するために必要となるキャリア設計に関する知識の習得を目指しており，独自の教材を開発して使用している。

文学部，法学部，理工学部ではカリキュラム化されていないため，本センターが経済学部の授業とほぼ同じ内容で「キャリアプランニング特別講座 1・2」を課外講座として開講している。

＜キャリアボード＞

低学年からの就業観の醸成を目的に，「自分の将来や学生生活を考える，きっかけ作りの場」として，1・2 年次生が，職場で活躍する OB・OG に会ってインタビューした話をまとめた訪問記，インターンシップ体験記，公務員試験の合格体験記などを本学のホームページ上に掲載して公開している。

＜インターンシップ＞

学外に出て，社会や企業で働く社会人と直接触れ合い，学生と社会人との意識の違いを実感し，自分に不足していることや今後の進路選択に向けての意識を高めるきっかけ作りの場として，3 年次生を対象にインターンシップを行っている。全学部で正課授業として単位化されており，文科系 3 学部と理工学部でそれぞれ運営している。

文科系 3 学部のインターンシップは共通カリキュラムで行っており，前期の準備セミナー（2 単位）と後期のインターンシップ（実習と事後指導で 2 単位）の両科目の履修を義務づけている。前期の準備セミナーでは，企業や団体から講師を招いて行う講義，グループディスカッション，グループワーク，個人発表などを通して，インターンシップの準備に必要な知識の修得や能力開発を行っている。本センターでは，準備セミナー履修者を対象に，インターンシップ実習に向けてのマナー講座などのインターンシップ支援行事を開催している。また，インターンシップ受入企業の告知及び募集のほか，実習が決定した学生に対し，個別に手続きや実習に向けての心構えなどの指導を行っている。実習後は，後期の授業期間に実習参加学生を対象に，実習から得たことや感想を共有化させ，進路選択など自分の将来を考えることに役立てることを目的として，事後指導を行っている。

理工学部では，民間企業または公的研究機関等の組織における業務を体験し，それら組織の中での業務の位置づけ，役割の大切さを実感し，大学卒業後の進路の設定に役立てることを目的として，インターンシップ（1 単位）を開講している。学科ごとに行う事前指導・実習・事後指導を通じて，実習先の開拓，実習計画の作成，実習の実行，報告書の作成による自己評価というステップを経験し，自主的にものごとを進めていく力の育成を行っている。

＜公務員試験対策講座＞

公務員を目指す学生を対象とした「公務員ガイダンス」を 4 月に開催し，主に 1・2 年次を対象とした公務員試験基礎講座と 3 年次以上を対象とした公務員試験対策講座を学内で開講している。また，公務員基礎講座は，企業就職を目指す学生の一般教養試験の対策講座も兼ねている。

＜キャリア相談担当者の配置＞

就職支援の相談担当者とは別に，専任のキャリア相談担当者を配置し，学生の進路・就職に関する相談に対応している。

② 就職支援

学生が進路を決定する決断期は，学生の就職活動状況や個性に応じたきめ細かいサポートが不可欠との考えから，就職支援の中心を個別相談に置いている。その方針のもと，学部ごとに専任の相談担当者を配置した個別相談体制を柱に，就職活動に必要な情報提供や就業観を啓蒙するための各種就職支援行事を組み合わせながら，総合的な就職支援を行っている。

就職活動に向けた支援は，3 年次生の 10 月初旬の学部別就職メインガイダンスから開始している。このガイダンスでは，各学部の相談担当者がこれから就職活動を始める学生に対し，就職活動の心構えや就職活動を成功させるためのアドバイス，就職活動に向けた手続きや注意事項などを話すとともに，個別相談利用を高める第一歩として相談担当者を紹介する場ともしている。

10 月下旬から行うグループガイダンスで，本格的に相談担当者と顔合わせを行う。このグループガイダンスは，各学部の担当者が担当学部生を 15 名程度のグループに分け，ゼミ形式で各グループ 1 時間ずつレクチャーを行う。そこでは，就職活動の進め方，企業の選び方，履歴書の書き方など就職に関する疑問・質問に応え，不安や疑問を取り除くことで，就職活動に取り組む意欲を高めるとともに，あわせて，個別相談，資料室の活用，各種行事参加などのメリットを伝え，本センターの利用を促している。

大人数から少人数へと段階を経て，進路方針調査書（求職登録）の提出後，12 月から個別相談を開始する。個別相談では，個々の学生の個性に応じたエントリーシート作成の指導や面接指導，企業紹介，複数内定への対応など，就職活動に関するあらゆる相談を納得のいく内定が得られるまで，終始一貫継続して行っていく。また，各担当者は電子メール等を利用して学生への情報提供や進捗の把握などに努め，学生とのコミュニケーションを図っている。

一方，支援行事については，学部別就職メインガイダンス後から，就職講演会，就職模擬テスト，就職活動報告会，学内企業セミナー，公務員合格体験報告会，公務員採用試験制度説明会などを行い，就職活動へのモチベーションの高揚を図るとともに，就職活動を行う学生全員に共通する就職情報の提供を行っている。特に，講演会，就職活動報告会，学内企業セミナーについては，毎年，前年度の反省と個別相談から見えてくる学生の意識などを踏まえ，講演会のテーマ決め，報告学生の人選，企業の選定などについて，毎年見直しをしながら実施している。

【点検・評価】

➢学生の進路選択に関わる指導の適切性

まず，学生自らが望む進路に進むためには，能力や資質を高めなければならない。そのためには，進路選択や職業選択に自覚がほとんどない入学時期から就職等に向けたマニュアル的な進路指導を行うよりも，「社会人基礎力」のような社会人として活躍するための力を，学部教育と連携して育成することが進路指導の第一歩と考える。このことは，毎年，多くの企業の人事担当者と懇談を行う中で，異口同音に勉学やクラブ活

動などの学生生活を通じて成長した人材を欲していることからも，大学としてその要請に応えることになると考える。したがって，進路選択の決断期に至るまでは，学生生活における目的意識と就業観の醸成を主眼に置き，勉学やクラブ活動などの学生生活に積極的に取り組ませるための意識づけと社会との関わりから「なりたい自分」に気づくきっかけを与えるキャリア教育支援の方針は適切と考える。

しかしながら，本センターが設立して 2 年が経過したが，本学に合ったキャリア教育支援プログラムの開発は試行錯誤の段階であり，また，全学共通の成蹊教養カリキュラムが検討中ということもあり，学部教育との連携が十分に取れているとは言えない状況である。

次に，進路選択の決断期では，学生は初めての経験となる就職活動への不安を持ち，氾濫する情報量の多さに戸惑いながら，進路を決定していかなければならない。このような不安や疑問は学生個々で状況は異なり，また，就業観・職業観の発達度合いにも差があることから，フェイス・ツー・フェイスの個別相談は不可欠と考えている。個別相談を柱とした就職支援は，従前より連綿と行われてきているものだが，現在，本学が行っている個別相談の特徴は，学部ごとに 1 名の担当者を配置し，その担当者が終始一貫継続して内定を得るまで指導するところにある。繰り返し相談を行うことを念頭に，1 回の相談時間は原則 15 分と短いが，何度も学生と顔を合わせることで，担当者は学生の性格や特徴，志望の変化，進捗状況などを踏まえて指導することができる。多い日には 1 学部で 30 名を超える相談者が来室し，担当者は年間延べ文科系学部でそれぞれ 1,500 名以上，理工学部でも 1,000 名弱の学生の相談を行っている。この利用者の多さからも分かるように，本学の個別相談のスタンスは学生のニーズにも合っており，学生個々に応じた指導ができる進路選択の指導としては適切と考える。

入学時から行うキャリア教育支援と個別相談を柱に，グループガイダンス，講演会，模擬テスト，学内企業セミナーなどの支援行事を組み合わせた総合的な就職支援によって，本学の就職状況は，表 5.1 のとおり就職環境の厳しいときからでも堅実な実績を保っている。

表 5.1　就職状況

年　　度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
有効求人倍率	1.30 倍	1.35 倍	1.37 倍	1.60 倍	1.89 倍	2.14 倍
就 職 率	73.5%	71.4%	78.7%	79.2%	83.4%	87.2%
内 定 率	99.7%	98.8%	98.6%	98.9%	97.8%	97.7%

注）有効求人倍率：リクルートワークス研究所調べ　　就職率：就職者数／卒業生数－大学院進学者数
内定率：就職者数／就職希望者数　　（就職者には，家業・自営含む）

➢就職担当部署の活動上の有効性

就職活動を行う学生は，初めての経験に不安を持ち，インターネットなどからの情報が氾濫する現状において，不安の内容や聞きたい疑問も学生によって異なっており，マス的な行事を中心とした指導方法では一方通行となってしまい，学生の個々の状況に応じた指導は難しい。その点，個別相談を柱とした本学の支援体制は有効な指導体制と言える。学部ごとに専任の担当者を配し，内定を獲得するまで終始一貫継続して相談を繰り返す指導体制は，学生と相談担当者のコミュニケーションを深められ，より適切な指導をする上で有効と考える。

個別相談を就職指導の柱としている以上，本センターの利用率を高めることが不可欠であるが，そのために，学部メインガイダンスでの担当者紹介，グループガイダンスでの顔合わせと本センター利用の有用性のアピール，担当者からの電子メールによる情報提供などを行うことで，毎年，個別相談の利用率は 8 割を超

えており，高い利用率を維持している。

また，個別相談以外の各種支援行事についても，個別相談から見えてくる学生の考え方や気質，100 社を超える企業訪問や来訪される企業の人事担当者との懇談から見えてくる課題から，実施内容や時期などを毎年検討して実施することで，学生の就職活動に取り組む意識や就業意識の高揚に努めている。

一方，キャリア教育支援においては，2006 年度から本格的に開始したこともあり，前年の反省や学生からの要望などを取り入れて，毎年改善しながら各支援プログラムを実施している。キャリアガイダンスやキャリアプランニング特別講座などに本センターの職員が出席・参加し，学生と顔を合わせることで，本センターの利用を身近なものにするよう努めている。特に，インターンシップ参加が決まった学生には，個別に手続きや注意事項などを指導することによって，就職支援における本センターの利用促進につながっている。

また，キャリア教育委員会が行っているキャリア教育支援プログラムの開発や，学部教育を通じた人材養成の提言などは，ゼミや授業などの学部教育を通じて学生の能力を高めることを企業が要望していることからも，委員会の取り組みの方向性は正しいと考える。しかし，キャリア教育支援プログラムの開発は試行錯誤の状況であり，学部教育との連携も，成蹊教養カリキュラムが 2010 年から施行予定ということもあり，継続検討課題となっている。

➢学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性

学生への就職ガイダンスは，就職活動の段階，つまり，本格的に就職活動を開始する時期，就職意識が高まり始めた時期に応じて，総論的内容から各論的内容へと説明内容を具体化していくとともに，大人数のガイダンスから少人数のガイダンスへと，実施形態も変えて行っている。

まず，学部ごとに行う「就職メインガイダンス」を 3 年次の 10 月の 1 週目に計 4 回行い，その後，10 月下旬から 11 月中旬にかけて，15 人程度のグループに分けてゼミ形式で行う「グループガイダンス」を各学部それぞれ約 30 回行っている。

ガイダンス実施にあたっては，授業に支障が出ないよう「就職メインガイダンス」の開始時間をできるだけ授業終了後に設定したり，「グループガイダンス」の指定日が授業と重なった場合は，出席日の変更を認めたりと，参加しやすい環境作りに努めている。また，出席できない学生については，配布資料を受け取りに来た際に，担当者が個別にガイダンスの概略を説明している。

400 人前後の多くの学生を対象に説明等を行う就職メインガイダンスでは，本センターからのメッセージを学生に十分に伝えることにはどうしても限界がある。このため，就職活動に取り組む意識や理解度を高める上で，少人数で行うグループガイダンスの意義はとても大きく，その後の個別相談をはじめとする本センターの利用を促進する重要なガイダンスとなっている。

これらのガイダンスの出席率は表 5.2 のとおり高くなっており，その後に行う就職講演会，就職模擬テスト，学内企業セミナーなど，本センターが主催する各種行事への参加者や個別相談の利用者の多さからも，ガイダンスの効果は上がっていると考える。

一方で，3 年次の 10 月以前でも進路や就職に対する不安や疑問を持った学生もおり，それらの学生に対応するためにキャリア相談担当者を配置し，個別相談を行える体制をとっている。また，1・2 年次のキャリアガイダンスや 3 年次のインターンシップガイダンスなどで，社会が求める人材像や能力，業界・企業の採用のタイミングなどについて説明や情報提供を行い，就職ガイダンスまでのフォローを行っている。

表 5.2　ガイダンスの出席率

年　　度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
メインガイダンス	83.2%	84.4%	76.5%	86.4%	86.7%	87.2%
グループガイダンス	80.3%	83.2%	75.8%	85.7%	86.5%	88.5%

注）2004 年度以前のグループガイダンスは，経済学部，文学部，法学部のみ実施。
　　2006 年度以降のグループガイダンスは，公務員希望者対象のグループガイダンス出席者を含む。

➢就職統計データの整備と活用の状況

就職統計資料として，1997 年度より 1 年間の活動状況や就職・進路状況をまとめた『就職年次報告書』を刊行しているが，報告書に載せるデータは，現在「Job Hunter」という学内者専用システム内にデータベース化しており，日々，求人・企業情報や学生の進路・就職情報などを入力して，データの蓄積・整備を図っている。

本センターでは，このシステム内のデータを就職相談における情報源とするとともに，『就職年次報告書』をはじめ，学生に配布する「卒業生就職状況」，父母に配布する「就職状況説明資料」，各種説明会やガイダンスで使用するパワーポイントなどの各種資料作成に活用している。

特に就職相談においては，企業や採用の特徴，内定者の活動状況，OB・OG の在籍状況が重要な情報と考えている。そこで，3 年前より，相談担当者間の情報の共有化を図り，人事異動があっても情報が継承できるように，来訪企業などの人事担当者との懇談内容や内定者の活動状況などを入力することとした。また，OB・OG の在籍情報については，以前より企業からいただくデータを基にデータの更新を行っている。

一方，学生にとってこの「Job Hunter」は，1 年次生から学内で利用でき，就職活動生は申請をすれば自宅からも利用できる。学生は，求人情報，OB・OG 情報，セミナー情報などを，業種，職種，求人受付日，ゼミ，クラブ名などを組み合わせて検索することができ，3 年前のシステムバージョンアップを機に，本センター資料室でしか閲覧できなかった学生の就職活動記録をシステム上で閲覧できるようにした。これにより，就職活動生はもとより就職活動前の学生も，就職に関する情報が得やすくなった（ただし，システム上では OB・OG の氏名などの個人情報は閲覧できない）。

また，本センターの資料室には，企業に関する資料，内定者の就職活動記録，就職関係資料等を整備しており，多くの学生が相談の待ち時間などを利用して，「Job Hunter」や各種資料を活用している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

①　キャリア教育支援

学生が自分の進路を自ら模索し，決定していく過程においては，「社会人基礎力」のような力や資質を学生に身につけさせるとともに，就業意識の高揚を図っていかなければならない。そのためには，学部教育とキャリア教育が一体となって，それに取り組むことが不可欠である。

現在，キャリア教育への取り組みは，学部ごとに検討・実施されており，全学的な方針の下にキャリア教育が体系的に行われていないことが課題となっているが，その改善・改革に向けた取り組みとして，キャリア科目を取り入れた成蹊教養カリキュラムの検討が大学で進められている。

この取り組みは，2010 年の施行を目指した全学的なカリキュラム改編で，全学部の学生が共通の授業を通してキャリア科目を受講することができるようになり，体系的なキャリア教育の促進が期待される。この改編に伴いキャリア教育委員会では，今まで各学部や本センターが行ってきたキャリア教育（支援）の見直しを行いながら，キャリア科目の授業計画について検討を進めている。

また，キャリア教育委員会では，社会人に求められる能力育成という視点からの学部教育への提言も継続して行い，教育改善につなげることを目指していく。

これらの取り組みとあわせ，本センターでは，学生たちの目的意識の変化や就職観・職業観の変化に対応するため，企業や個別相談から得られる学生の資質などの情報を収集して教育に生かしていく体制作りと，正課授業以外で行う支援プログラムの見直しを継続して行っていく。

② 就職支援

就職支援における課題は，現在本学が行っている個別相談を柱とした総合的な就職支援体制を継続・強化していくことである。そのためには，就職・採用活動に関する情報の質を高め，本センターが学生にとって，時代にあった有益な情報提供の場とならなければならない。

そこで，まず第 1 に，企業情報や採用情報の蓄積と共有化を図っていく。インターネットや会社案内などで得られる一般的な情報というよりも，企業と本学の関係，人事担当者の考えや要望などの情報が重要と考えており，今後も企業訪問を継続し，その懇談内容や会社の雰囲気などを訪問記録としてまとめ，共有化を図っていく。また，来訪企業との懇談内容を「Job Hunter」に継続して蓄積するとともに，相談にタイムリーに活用できるようルール作りを進めていく。

第 2 に，学生の就職活動情報の蓄積と共有化を図っていく。内定者の活動記録は，就職活動生のみならず，相談担当者にも有用な資料となっているので，その充実を図っていく。また，個別相談を通じて得られる学生の活動の様子などは，その後の相談に重要な資料となるので，各担当が「Job Hunter」に入力するとともに，相談にタイムリーに活用できるようルール作りを進めていく。

第 3 に，相談スキルの継承を図っていく。お互いのスキルアップを図るとともに，人事異動により相談担当者が変更となっても対応できるよう，日頃行っている相談担当者全員による求人企業の情報交換，上述の情報の蓄積と共有化，相談経験者からのレクチャーなどを継続して行っていく。

5．4 課外活動

【現状の説明】

大学の課外活動は，学生の自己責任における自主的活動であり，この活動を行う団体は自らの責任において行うものである。また，課外活動は正課と同様に，教育目標の人格形成に欠くことのできないものであり，集団活動を通して健全な心身の発達を促すことが期待される。このため本学は，課外活動団体の健全な発展を奨励し，支援を行っている。

本学の課外活動団体には，体育会所属団体，文化会所属団体，欅祭本部，新聞会，それに届出団体の体育系サークル・文化系サークルの団体があり，総数で 160 の団体がある。団体に参加している学生は，延べ数で約 5,900 名おり，全学生の 77.2%（男 76.8%，女 77.8%）を占めている。

課外活動に参加している学生の参加団体を区分すると，音楽系や美術系などの文科系が 61 団体で約 1,900 名おり，全学生の約 25.2%を占め，体育会所属団体とスポーツ系サークルを含めた体育系が 99 団体で約 4,000 名おり，全学生の約 52.2%を占めている。

また，文化会所属団体（欅祭本部・新聞会を含む）は 44 団体で約 1,690 名おり，体育会所属団体は 41 団体で約 1,300 名がいる。これら文化会・体育会所属団体は合計 85 団体で約 3,000 名おり，全学生の 38.7%

を占めている。

サークルなどの届出団体に参加している学生は，複数の団体に参加している例もあるが，体育系サークルや文化系サークルの届出団体は 77 団体で延べ約 2,900 名が参加し，38.5%を占めている。届出団体のうち，活動が長年継続し，実績を積み上げると上部団体に加盟することができる。しかし，同学年の学生で構成している団体が比較的多く，構成員が卒業すると廃部になる一方，新入生が新たに同学年でサークルを新設して団体登録する例が多い傾向にある。

① 課外活動団体の主な活動について

課外活動団体に対しては，顧問教授制度を設けており，また，文化会・体育会所属団体への補助金の交付や部室の貸与などを行い，活動を支援している。

文化会所属団体及び文科系届出団体は主に教室を使用して活動をしているが，定期的に教室を使用して活動している団体には長期教室使用を認め，昼休み時間，放課後に教室の貸出しをし，音楽団体には防音装置のある音楽練習室を貸し出している。また，日頃の活動の発表の場として，定期的な発表会，演奏会，他大学との交流会などを行っている。

体育会所属団体は，各団体が所属する学生連盟や協会の大会で好成績を上げるために日々練習に励み，目標に向かって活動を行い，それぞれの団体が加盟する学生連盟や協会などが主催する春期及び秋期の定期戦（公式戦）などに出場している。また，体育施設は各使用団体が調整をして放課後に使用しているが，優先使用団体が使用しない場合は，一般学生に施設を貸し出している。

② 課外活動団体の社会貢献への取り組みについて

これまで，地域・社会貢献活動を実施している主な課外活動団体は，環境問題の啓発活動を行っている「環境企画サークル Echo-Cube」，国境・文化を越えた相互理解への活動を行っている「国際協力サークル M.I.X」，防災・応急手当などの普及活動を行った「A.B.C.Rescue」などがある。また，本来の活動のほかに地域・社会貢献活動を行っている「地域交流研究会」，「マジシャンズクラブ」，「馬術部」，「ライフセービング部」などがある。

また，本学では，学生の社会性の向上及び人格形成の促進に寄与することを目的として「社会活動支援奨学金」を設け，2007 年度に募集を行い，スリランカプロジェクト 2007「国際協力サークル M.I.X」，Vege Re;vo（ベジレボ×Cafe）「環境企画サークル Echo-Cube」，フェアトレード普及活動「Seikei Fair Friends」の 3 団体が採用され，それぞれ地域・社会貢献活動を行った。

③ 課外活動団体の大学行事への取り組みについて

課外活動団体の各自の活動計画に加えて，学内行事として 5 月に学内陸上競技大会，6 月に学内競漕大会（成蹊レガッタ），11 月に欅祭が開催され，全学生参加行事として学生間及び団体の交流が図られている。また，大きなイベントとして四大学運動競技大会があり，学習院大学，成城大学，武蔵大学及び本学との間で繰り広げられ，体育系団体の対外試合としての「正式種目」と，一般学生がチームを編成し，学内予選を経て代表チームとして対外試合を行う「一般種目」の 2 種類の対戦が行われる。体育会本部は，これら大学行事に直接かかわり，大会を運営している。「正式種目」と「一般種目」の合計点で総合優勝を決めるが，本学は 2003 年度に総合優勝をしてから，これまで毎年 2 位に甘んじている。また，四大学運動競技大会の各種目に参加して優勝した本学の団体に対し，スポーツ特別奨励表彰を行っている。

また，文化会所属団体の日頃の活動の発表の場である学園祭としての欅祭には，体育会所属団体，届出団体も参加し，開催期間に延べ約 30,000 人を超える来場がある。欅祭を運営している欅祭本部は約 100 人

で構成され，各部局に分かれて年間の運営にかかわる活動をしている。欅祭における展示団体で優れた展示発表をした団体に対しては，学長賞・学生部長賞・欅祭本部実行委員長賞・優良賞などの各賞を設けて表彰している。

【点検・評価】

➢学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導，支援の有効性

① 課外活動における健康管理及び事故防止対策について

課外活動を行う上では，健康管理を十分に行うと同時に，事故発生を可能な限り回避しなければならない。そのため，学生生活課において，機会を捉えて次のような指導や対応を行い，事故防止に努めているが，大きな事故も起きておらず，一定の効果が認められる。

1) 事故管理面から運動部員を対象に，毎年心電図検査を実施している。
2) 安全と健康に関する意識の高揚を持たせる必要から，スポーツを行う上での栄養管理に関する講習会を実施している。
3) 年度初めの活動前に，文化会本部，体育会本部が企画するリーダーズキャンプなどに参加し，各団体の新責任者に対して課外活動における責任の自覚と危機管理について説明を行い，事故防止への意識高揚に向けた指導を行っている。
4) 毎年各団体へ「課外活動手続一覧」を交付しているが，そこでも課外活動中における事故防止対策及び事故発生時の対処について説明している。
5) 近年の温暖化による気温上昇の現象から，スポーツ活動中における熱中症対策として，施設面での改善及び安全指導を行っている。
6) 大学保健室に協力して救急救命講習会を開催し，学生の救急救命の意識向上に向けた啓蒙活動を行っている。
7) 山岳活動団体への指導として，山岳事故防止の観点から，体育会所属団体のワンダーフォーゲル部，文化会所属団体の歩く会に対して，活動シーズンごとに「山岳遭難対策協議会」を開催し，事故防止に努めている。

② 課外活動使用施設の支援について

学生会館 3 階には，文化会本部，体育会本部，欅祭実行委員会の部室及び登録団体が使用する各会議室と，一般学生が自由に利用できる談話室を設置している。また，体育会や文化会，登録団体が入居する部室棟として，西部室（4 棟）がある。

主に教室を使用して活動している文化会所属団体及び文科系届出団体のうち，定期的に教室を使用する団体に対しては長期教室使用を認め，昼休み時間，放課後に貸出しをしている。また，音楽団体は，防音装置のある学生会館地下の音楽練習室，西部室音楽練習室を使用している。

体育施設としては，大学体育館（トレーニングルームを含む），大学小体育館，南体育館（第 1・2 武道場），400m グラウンド（ラグビー場を含む），アーチェリー場，ハンドボール場，サッカー場，野球場，南・北プール，柔道場，卓球場，テニスコート，馬場，弓道場があり，正課授業後及び休日に施設貸出しをしている。また，定期戦に向けて集中的に活動する場合の宿泊施設として，学内に合宿所がある。サッカー場は 2000 年度に人工芝に改修し，大学テニスコートも 2007 年度に人工芝化の改修を実施した。これにより水はけが改善され，グラウンドの使用効率が高まったことで有効利用が図れるようになり，一般学生への施設貸出しが拡大した。

以上の施設は本学のキャンパス内に集中しており，教育研究活動と課外活動が同じ敷地で行えることから，学生の利便性は非常に高い。

なお，校外施設として，漕艇部艇庫，ヨット部艇庫，また，課外活動で利用できる寮として，箱根寮，虹芝寮がある。

③　課外活動参加者増への取り組みについて

課外活動に参加することが学生生活を有意義なものにし，人間形成に大きく貢献することから，学生部は各団体の新入生の勧誘活動に対して支援を行っている。新入生を迎えての年度初めの期間は，各学部のオリエンテーションや Placement Test などが行われるが，上部団体の文化会本部・体育会本部が中心となり，各団体に働きかけ，規律を守った勧誘活動を奨励するとともに，企画を立案し，構内における課外活動団体の展示やミニコンサート，教室での相談受付などの新入生歓迎活動が繰り広げられ，活気に満ちたキャンパスとなっている。また，新入生歓迎行事の最終日には，使用教室の片付けは当然のことであるが，参加団体全員参加によるキャンパス内清掃を実施している。このような取り組みの成果から，新入生の課外活動への参加率が向上している。

④　課外活動補助金の援助について

大学は課外活動を奨励するため，文化会・体育会所属団体の活動を援助する目的から活動資金の一部を補助している。また，大学行事を運営する体育会本部，欅祭実行委員会，新聞会に対しても運営費の一部を補助し，援助をしている。さらに，スポーツ活動などから比較的ケガをする確率が高い団体の部員に対しては，スポーツ団体傷害保険の加入を勧め，保険料の半額を援助している。

⑤　課外活動を奨励するための優秀な活動に対する表彰について

大学は，課外活動を奨励するとともに，さらにその活動内容を高めるため，年間の課外活動において，優秀な成果を上げた個人・団体に対して成蹊大学賞を設け，表彰している。表彰には，学術，芸術，スポーツ，文化活動及び社会活動の 5 部門を設けている。また，優秀な成績を収めた体育会所属団体に対しては，優秀団体賞と優秀個人賞を設け，表彰している。

そのほか，四大学運動競技大会の各種目に参加して優勝した本学の団体に対してはスポーツ特別奨励表彰を，欅祭における展示団体で優れた展示発表をした団体に対しては，学長賞・学生部長賞・欅祭本部実行委員長賞・優良賞などの各賞を設けて表彰している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

①　課外活動の活性化に伴う使用施設の充実化について

1) 情報図書館の建設により，学生団体本部棟が取り壊され，文化会本部，体育会本部，欅祭実行委員会の 3 団体が学生会館 3 階の会議室に移転したが，そのため学生会館の会議室が減少し，授業時間帯で授業のない学生が使用できる施設が不足している。このため，課外活動施設の充実を図るため本部棟を建設し，学生会館の会議室復旧を検討する必要がある。

2) 屋外体育施設のうち，サッカー場，ハンドボールコートが人工芝になり，また，大学テニスコートも年次計画的に人工芝になっているが，正課授業と課外活動での使用効率が飛躍的に向上し，効果を発揮している。このことから，400m グラウンドをはじめ，他の屋外体育施設についても人工芝化を検討する必要がある。また，年間の屋外体育施設の土の入れ替え等のメンテナンス経費を勘案し，長期的に算定すると，

費用対効果の面からも人工芝化にする必要性が出てくるものと考えられる。

3) 南プールは，春期・秋期の活動において，水温を高め，保温する装置が完備されているが，屋外施設の保温装置であることから光熱水費がかさんでおり，天候にも左右される。このため，室内プールに改修し，施設使用の効果を高めることを検討する必要がある。

4) 旧 1 号館は課外活動で学生に好まれて使用されていたが，情報図書館の建設に伴い取り壊され，旧 1 号館に代わる教室として 2 号館を改修した。しかしながら，2 号館は演習棟として整備され，授業との関係から課外活動で使用できないため，全体的に課外活動で使用できる教室が不足している。このため，2 号館を課外活動で使用することを検討する必要がある

5) 教室に設置している情報機器は，課外活動での使用が制限されているが，文化会団体の発表会等において学生が使用できるようにする必要がある。

② 課外活動団体の顧問，指導者の位置づけについて

課外活動団体に対して，顧問教授制度を設けているが，課外活動は自主的な活動であるという立場から，大学における顧問教授，指導者（コーチ等）の位置づけが明確にされていない。このことから，大学における位置づけを明確にし，制度化する方向で検討する必要がある。また，課外活動に直接指導にあたっている指導者に対して旅費等の必要経費の支給，また，その責任ある指導に対する手当等についてもあわせて検討する必要があろう。

③ 課外活動中の事故防止対策の確立について

課外活動の事故は絶対に防止しなければならない。特に危険性の高い活動に対しては，危機管理の認識と事故防止策が重要である。また，万が一に不慮の事故が発生した際には，大学の社会的責任から事故処理の適切さが求められる。このため，日頃から課外活動団体の指導者，OB 会などと関係を密にする体制を構築する必要がある。

④ 課外活動団体による地域・社会活動への支援について

社会的に大学生の社会貢献活動が求められているが，本学では学生の社会活動への参加を奨励するため，2007 年度に社会活動支援奨学金を制定して募集をしたが，まだ応募件数が少ない状況にある。このため，学生の社会活動を支援する意味から，社会活動に関心があり，意欲的な学生を支援する指導体制を構築する必要があり，現在，学生によるボランティア組織とその活動を支援・監督する教職員組織について検討している。

⑤ 近隣住宅に隣接している西部室の問題について

大学周辺がまだ住宅が少ない時代に現在の場所に西部室を建設したが，住宅に隣接しているため騒音等の苦情が近隣から多く寄せられている。もちろん，施設使用上の問題であることから，指導し，是正する必要があるが，基本的には課外活動施設の立地として相応しい場所でないことから，将来的にはメインキャンパス内の相応しい場所へ移転することを検討する必要があろう。

⑥ 課外活動補助金の必要性について

大学の活性化を図るためにも課外活動の充実化は必要であり，課外活動に対する支援として活動団体への補助金による支援が重要であることから，今後も活動資金等の支援を発展的に継続していく必要がある。

Ⅱ．本　章

6．研究環境

6. 研究環境

【到達目標】

成蹊大学における研究活動は，その成果を絶えず教育に還元し，また，学会，講演会，公開講座，出版等により発表される成果を通じて，学術の推進や社会の発展に大きく寄与することを目的とする。

教育活動と並び大学において重要な活動である研究を推進し，学部，大学院，アジア太平洋研究センター等において活発な研究活動が展開できるよう，研究費や研究助成，研究図書等の充実を図るとともに，研究支援の専門部署である研究助成課を設置し，研究支援体制を強化しているが，さらに研究活動の活性化を図るため，次に掲げる事項に重点的に取り組む。

① 科学研究費補助金，受託研究費等の外部資金獲得の推進及び学内における競争的環境の形成による研究活動の活性化。

② 研究成果の公開，社会への還元の促進。

③ 学内における研究組織の整備及び外部研究機関等との連携。

6. 1 大学

(1) 研究活動

【現状の説明】

専任教員の研究活動は，教員個々の所属学会等での活動のほか，経済学部，文学部，法学部では大学内の組織としてそれぞれ学部学会を置き，紀要等の発行や研究発表会，内外からゲストスピーカーを招いての研究会など，活発な活動が行われている。また，理工学部では，学科内，学科間の共同研究プロジェクトが盛んに行われており，特に 2004 年度に採択された文部科学省の競争的資金であるハイテク・リサーチ・センター整備事業により，研究活動の大幅な活性化が図られている。

また，本学が設置する唯一の研究所である「アジア太平洋研究センター」において，共同研究プロジェクトやパイロット・プロジェクトを通じて活発な研究活動が展開されている。

これらの研究活動の成果は，各学部，アジア太平洋研究センターが発行する紀要等や本学の出版助成制度を通じて，あるいは教員が所属する学内外の学会・研究会等を通じて広く社会に公表されている。

以上についての詳細は，各学部及びアジア太平洋研究センターの項目を参照されたい。

なお，本学では，より多くの教員の情報交換の場として，あるいは大学院生・学部生への教育に資するため，所属学会・研究会の年次大会，学術発表・討論のための集会等を本学において開催することを奨励しており，会場の無償提供とともに，2007 年度までは受け入れた学会等の参加人数や本学教員の参加者数に応じて 5 万円から 15 万円の学会等開催補助金を交付していたが，補助金に関しては予算の見直しに伴い，2008 年度から廃止されることとなった。

【点検・評価】

- **論文等研究成果の発表状況**
- **国内外の学会での活動状況**

上記いずれも後述する各学部及びアジア太平洋研究センターの項目を参照されたい。

なお，教員の研究活動状況は，毎年，業績書に研究成果を記入し，内容を更新して管理しており，また，本学ホームページの教員一覧により公表されているが，研究分野や研究内容により，一概に論文等の発表状況だけで業績を語ることはできないものの，研究業績が必ずしも充分でない教員も見受けられることから，研究活動の活性化を図るためにも学内において競争的環境を形成するとともに，業績評価に関する何らかの指標を導入する必要があると思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学術の推進や社会の発展に大きく寄与することを目的とする研究活動は，本学においては学部・研究科等により運用されており，必ずしも学部・研究科の壁を超えて大学として取り組む体制ができているわけではないため，本学の研究に対する理念とそれに基づく研究目標を明確化し，学長や学部長のリーダーシップのもと，研究レベルの維持向上を図るとともに，全学的に取り組む体制や仕組みを構築することが必要であろう。特に，競争的資金獲得を目指すためには，21 世紀 COE プログラム等の大規模研究の申請を行うためのプロジェクトを組織し，大学としての中長期計画を策定するなど，戦略的に取り組む必要がある。このため，副学長を委員長とし，各学部及び法科大学院各 1 名並びに研究助成課長を委員とする「研究推進委員会」を 2009 年 4 月に設置する方向で検討を進めている。

また，研究活動の成果は広く社会に公表することが不可欠であり，紀要の発行などにより，その環境は整備されていると言えるが，今後は社会への発信力を高めるため，本学のホームページなどの活用を推進する必要がある。特に，教員個々のページで研究活動の成果を公表しているが，データベース化されておらず，検索もできないことから，社会への情報発信とともに，本学教員間でそれぞれの研究内容を確認し，学際的な共同研究の機運を高めるためにも研究者データベースの構築が課題であり，導入に向けて検討を進めているところである。

理工学部及び工学研究科については，研究活動をより組織的に推進するため，理工学研究所の設置に向けて検討を進めている。

なお，各学部，アジア太平洋研究センターにおける将来の改善・改革に向けた方策については，該当の項目を参照されたい。

（2）教育研究組織単位間の研究上の連携

【現状の説明】

本学には，唯一の研究所として「アジア太平洋研究センター」が設置されており，学際的な研究活動を行う場となっている。同センターと学部・大学院との連携については，後述のアジア太平洋研究センターの項を参照されたい。

【点検・評価】

- **附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係**

後述するアジア太平洋研究センターの項を参照されたい。

➢ **大学共同利用機関，学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係**

特に記載することがない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学では，学部・研究科が研究活動のベースとなっており，共通の研究組織はアジア太平洋研究センターのみである。今後さらに研究活動を活性化させるためには，現在設置の検討を進めている理工学研究所のほか，大学としての戦略的な展開を図るための組織が必要であるが，研究を組織的に推進するための委員会として，副学長を委員長とする「研究推進委員会」を 2009 年度に設置する方向で検討を進めている。将来的には全学的な組織を設置し，学部の専門分野に応じた研究や学部横断的な研究，産学連携など研究全般を統括する全学研究機構のような機関が必要となるであろう。

なお，アジア太平洋研究センターにおける将来の改善・改革に向けた方策については，後述する同センターの該当項目を参照されたい。

（3）経常的な研究条件の整備

【現状の説明】

経常的な研究条件の整備として，本学における個人研究費，共同研究費，研究時間の確保，研修の機会，研究室等が挙げられる。

① 個人研究費，研究旅費

＜個人研究費＞

個人研究費は，専門分野における研究の遂行を促進し，研究目的の達成に資するため，「成蹊大学個人研究費に関する内規」による全学共通の交付基準に従い，専任教員個人に対し一律に定額の研究費が交付される。個人研究費が交付される専任教員は，経済学部，文学部，法学部及び法科大学院の教授，准教授，専任講師，特別任用教授及び客員教授であり，それぞれ年額 35 万円が支給されている。また，理工学部については，専門科目担当の専任教員に対して実験実習に関する理工学部予算が配分されるため，その配分を受けない教養科目担当の専任教員についてのみ，文科系学部と同様，個人研究費が支給されている。

なお，個人研究費の年度別交付総額（個人研究費の当該年度末の精算額）は，次のとおりである。

表 6.1　個人研究費　年度別交付総額　（単位：千円）

年　度	2005	2006	2007
経 済 学 部	15,556	14,740	14,564
理 工 学 部	1,400	1,400	1,400
文　学　部	15,319	15,118	14,632
法　学　部	12,947	12,756	12,191
法科大学院	―	5,341	6,202
交付総額	45,222	49,355	48,989

＜海外・国内研究費＞

海外及び国内において研究，調査等に従事する研究員に対し，海外にあっては航空賃及び滞在費，国内にあっては受入研究機関等に支払う研究料，研修委託費等や交通費，移住通学で発生する家賃等に使途を

限定した研究費が専任教員個人に交付される海外・国内研究員制度があり，各学部及び法科大学院の教授会の推薦により，理事長が認めた研究員に対し，次のように研究費が交付される。

海外研究員：　研究期間が 2 カ月以上 2 年以内であり，研究期間に応じ，次の額を限度として交付する。

2 カ月以上 6 カ月以内	150 万円
6 カ月を超えて 2 年以内	300 万円

国内研究員：　研究期間が 6 カ月以上 2 年以内　　120 万円

また，この研究費は，理工学部及び法科大学院については海外で開催される学会等への出張費用にも充当することができるようにしており，各人 1 年度につき 1 回に限り，理工学部では 30 万円，法科大学院では 75 万円を限度として交付される。特に理工学部においては，助教及び助手に対しても，出張する地域に応じ 10 万円から 20 万円の範囲内で交付されることから，活発な交付申請がなされている。

なお，海外・国内研究費の年度別交付額は，次のとおりである。

表 6.2　海外・国内研究費　年度別交付額　　（単位：千円）

年　度	2005	2006	2007
経 済 学 部	1,403（ 1 名）	6,000（ 2 名）	6,000（ 2 名）
理 工 学 部	3,684（15 名）	4,024（18 名）	3,000（12 名）
文　学　部	6,454（ 3 名）	9,436（ 4 名）	5,184（ 4 名）
法　学　部	3,000（ 1 名）	3,000（ 1 名）	3,245（ 3 名）
法科大学院	1,020（ 2 名）	1,427（ 3 名）	420（ 1 名）
交付総額	15,561（22 名）	23,887（28 名）	17,849（22 名）

＜国際学術会議参加航空運賃助成＞

全学共通の交付基準により，「本学の専任教員が海外で開催される国際学術会議に参加する場合に，その航空運賃の一部または全部を助成」するもので，助成予算額は 250 万円である。4 学部及び法科大学院のほか，アジア太平洋研究センターを対象とし，各人 1 年度につき 1 回に限り，20 万円（アジア太平洋研究センターが派遣する参加者は総額 70 万円）を限度に交付される。

なお，航空運賃助成費の年度別交付額は，次のとおりである。

表 6.3　国際学術会議参加航空運賃助成　年度別交付額　　（単位：千円）

年　度	2005	2006	2007
経 済 学 部	200（ 1 名）	501（ 3 名）	200（ 1 名）
理 工 学 部	620（ 4 名）	625（ 4 名）	611（ 4 名）
文　学　部	169（ 1 名）	0（ 0 名）	268（ 2 名）
法　学　部	0（ 0 名）	199（ 2 名）	440（ 3 名）
法科大学院	0（ 0 名）	0（ 0 名）	59（ 1 名）
アジア太平洋研究センター	665（ 4 名）	692（ 5 名）	0（ 0 名）
交付総額	1,654（10 名）	2,017（14 名）	1,578（11 名）

注）アジア太平洋研究センターの助成は，2007 年度以降研究助成課の下で全学的に一括して行われるようになったため，2006 年度をもって休止している。

＜学会出張旅費＞

理工学部を除く各学部及び法科大学院においては，上記以外に当該学部，研究科の予算から，各教員に対し年間 1 回を限度として，学会出張に対する旅費（学部，研究科によって 7 万円～10 万円）が交付され，活発な利用がなされている。

＜理工学部特別研究費，工学研究助成資金＞

個人研究費が交付されない理工学部専任教員（教授，准教授，専任講師）の研究費としては，理工学部特別研究費及び理工学研究助成資金がある。

前者は，理工学部の総予算額の 4 分の 1 相当額を研究費として充当し，それを傾斜配分するものであるが，これについては理工学部内で各専任教員の研究業績を審査の上，研究計画 1 件につき 500 万円を限度として交付額を決定している。

後者は，奨学寄附金の一部を原資とする成蹊学園理工学研究助成基金から研究助成金が交付されるものである。

なお，理工学部特別研究費及び理工学研究助成資金の年度別交付額は，次のとおりである。

表 6.4　理工学部特別研究費　年度別交付額　（単位：千円）

年　度	2005	2006	2007
交付額	43,050（20 名）	42,420（22 名）	40,580（21 名）

表 6.5　理工学研究助成資金　年度別交付額　（単位：千円）

年　度	2005	2006	2007
交付額	10,577（12 名）	13,164（13 名）	13,998（14 名）

注）金額は受入額ではなく，申請額（予算化した額／年度途中分を含む）である。

② 教員個室等の教員研究室

経済学部，文学部，法学部の専任教員に対しては，教員研究室棟である大学 10 号館に 1 室約 30 ㎡の個人研究室を，理工学部の専任教員（助教を除く）に対しては，専任教員個々に研究室を有するほか，1 室約 22 ㎡の個人教員室を，法科大学院の専任教員に対しては，主として法務研究科が使用する西 1 号館に，専用の教室，図書室等とともに 1 室約 32 ㎡の個人研究室を有しており，それぞれ研究用机，脇机，椅子，応接セット，スチール書架，電話機，流し台などが整備されているほか，学内 LAN が整備されており，学内外との情報交換に活用されている。

また，教員が共同で使用する研究室として，大学 10 号館には経済学部，文学部，法学部それぞれに，専門図書や閲覧スペース，コピー機，パソコン等が整備された 1 室約 130 ㎡の共同研究室を 2 室ずつ有しており，これらの共同研究室には助手（専任，契約）を配置し，研究の支援を行っているほか，大会議室 1 室，中会議室 2 室，各フロアに小会議室 1 室を設け，研究会や打合せ等のスペースとしても活用されている。

なお，本学名誉教授の研究活動を支援するため，共同利用ではあるが，名誉教授室を置いている。

③ 教員の研究時間の確保

専任教員（教授，准教授及び専任講師）の責任授業コマ数は，経済学部，文学部，法学部及び理工学部

の教養科目担当の専任教員については大学院の授業を含め週 5 コマ以上の授業を担当し，理工学部の専門科目担当の専任教員については実験実習関係の科目，卒業研究及び輪講を担当し，かつ，それ以外の授業科目（大学院を含む）を 3 コマ以上担当することが定められている。また，法科大学院では週 4 コマ以上の授業を担当し，助教については制度導入の趣旨に則り，経済学部，文学部及び法学部の助教は週 3 コマ，理工学部の助教は週 1 コマまたは 2 コマの授業と実験実習を担当することとし，過度な授業担当による研究時間の減少に歯止めをかけている。

なお，大学として公な出校日数の規定はなく，授業による出校は概ね文科系教員は週に 2 日から 3 日である。授業以外に委員会出席，入試業務等の負担は増大傾向にあるものの，それ以外の週日は研究活動の時間に充当することが可能である。

④　研究活動に必要な研修機会の確保

研究活動に必要な研修機会としては，海外・国内研究員制度（海外研究員は研究期間が 2 カ月以上 2 年以内，国内研究員は研究期間が 6 カ月以上 2 年以内で，通算して認められる研究期間は 5 年を限度）があり，各年度において，各学部 3 名以内，法科大学院 1 名（ただし，夏期休業期間を利用する場合は，この人数には含めない）を派遣することができる。

⑤　共同研究費

共同研究費としては，専任教員からなされる交付申請に基づき，本学研究助成審査委員会の審査を経て，1 カ年から 3 カ年までの研究計画 1 件につき，共同研究 300 万円，個人研究 70 万円を限度として研究助成のため交付される研究助成金がある。

研究助成金は，毎年 1,000 万円が助成予算に計上されている。研究助成金制度は，個人研究費受給資格者のみが申請できるが，単に個人研究費の補填効果だけではなく，文科系学部の専任教員にとっては，十分とは言えない学外団体による研究補助態勢を補う効果を持っている。

なお，研究助成金の総額は，毎年度計上される予算に前年度までの繰越金を加えた額であり，年度別交付額は，次のとおりである。

表 6.6　研究助成金　年度別交付額　（単位：千円）

研究助成年度	2005	2006	2007
予 算 額	10,017	12,658	10,000
個人研究①	3,200　（ 5 名）	4,778　（ 7 名）	2,798　（ 4 名）
共同研究②	4,159　（ 2 名）	7,880　（ 3 名）	5,000　（ 2 名）
合計（①＋②）	7,359　（ 7 名）	12,658　（10 名）	7,798　（ 6 名）

注）「研究助成年度」とは助成金の交付が開始される年度であり，2 カ年にまたがる研究計画の場合には，交付額が各年度に振り分けられて予算に繰り入れられる。

【点検・評価】

➢ 個人研究費，研究旅費の額の適切性

個人研究費，研究旅費の額については，他私学と比べて遜色はないものと思われ，教員が研究活動を行う上で必要となる研究費は確保されていると言える。

なお，各学部教授会が取り決めた基準により，学部の経常予算から配分される研究助成費もあり，学会出張費のほか，各学部の学会補助金として支出されている。また同様に，学部予算のうち，図書費の配分につ

いては各学部教授会が配分基準を取り決めているが，これは大学図書館に購入する学部・学科ごとの専門図書の選択を内容とするものであり，研究費に密接に関連する経費である。

➢ 教員個室等の教員研究室の整備状況

個人研究室や共同研究室の整備状況については上述のとおりであり，夜間においてもカードキー等で建物への出入りが可能なため，研究活動に支障のある状況は存在しない。

➢ 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

専任教員の責任授業コマ数は上述のとおりであるが，授業以外に，教授会，研究科委員会等の会議や大学・学園の各種委員会などへの出席，入試関係業務，公開講座の担当等日常的に多様な業務があるほか，夏期休業期間中にはオープンキャンパスや入試問題の作成などの業務もある。このため，責任授業コマ数は抑えているものの，まとまった研究時間を確保するのは難しい状況にあり，海外・国内研究員制度のさらなる充実と，中期研修制度の導入が望まれる。

➢ 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

研究活動に必要な研修機会を確保するための方策としては，海外・国内研究員制度があり，1 回の研修で最長 2 年の研究期間（通算して認められる研究期間は 5 年を限度）を確保している。また，研究費も研究期間等に応じ最大 300 万円（通算 600 万円まで）を交付しており，制度としては整備されていると考えられる。しかしながら，制度上は最短で 7 年ごとに制度を利用できることとしているが，実際には授業計画や学部運営，学生の研究指導等があり，利用したいときに利用できない状況がある。

➢ 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

共同研究費（個人研究を含む）は，学外の研究者を含め，同一分野や学際分野の研究に有効に活用されており，特に研究経歴の短い専任教員にとっては，この資金を得ることで研究課題を計画的に追究することが可能となり，その研究活動の促進効果が期待されるものである。

しかしながら，申請額が予算額を下回る年度もある。このことから，申請の少ない科学研究費等の競争的資金をいかに獲得するかの仕組み作りとともに，学内において競争的環境を形成するなど，研究費に関する制度のあり方を再検討する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

経常的な研究条件は以上のとおり概ね整備されていると言えるが，研究費は理工学部において業績等に応じ傾斜配分しているものの，文科系教員の個人研究費や研究旅費は一律の基準による支給となっている。このため，研究内容によっては研究費が不足する場合もあり，研究助成金で補っているところもあるが，限られた資金のなかで基準を超えて重点配分するためには，研究成果や研究業績等に応じた支給額の決定など柔軟な運用が図れる制度の検討や，競争的資金への積極応募による資金確保が求められる。

また，研究時間や研修機会の確保については，現行の海外・国内研究員制度に加えて，6 カ月を単位とする中期研修制度の導入を検討中であるが，日常的には会議等の簡素化や担当業務の効率化を図る必要があり，大学としての意思決定の迅速化を図る組織の構築とともに，各種委員会の統廃合について検討中である。また一方で，担当業務に関しては特定の教員に集中する傾向があり，業務量の平準化が大きな課題である。

共同研究に関しては，申請件数が減少傾向にあり，予算が余る状況もあることから，個人申請ベースに加

えて学部・研究科ベースなど組織的な申請を認めるなど，研究の活性化に寄与する研究費制度のあり方について，全般的な検証と制度設計が必要である。

なお，これらの研究費に関する検討は，2009 年 4 月に設置予定の研究推進委員会で議論されるものと思われる。

（4）競争的な研究環境創出のための措置

【現状の説明】

本学における科学研究費や研究助成財団等への申請・採択状況については，後述の各学部・研究科の該当項目を参照されたい。

なお，本学においては，それらへの申請は教員個人に任されており，組織的な取り組みには至っていない。

【点検・評価】

- **科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況**

点検・評価についても後述の各学部・研究科の該当項目を参照されたいが，科学研究費補助金については，本学専任教員を研究代表者とする交付申請は少ないものの，本学専任教員が研究分担者となって，科学研究費補助金を受けた共同研究に参加する者は多く，科学研究費補助金の交付申請を想定しつつ，研究課題の追究と研究計画の策定を図る者も多い。

【将来の改善・改革に向けた方策】

科学研究費補助金をはじめ，各種助成金への関心を高め，申請件数の増加及び交付額の増額を図ることが望まれるが，申請・管理事務を行っている研究助成課がなお一層の支援を行うことにより，教員の事務的負担を軽減することも必要である。

また，申請は教員個人に任されており，申請しなくてもペナルティがあるわけではなく，申請を義務とすることも現状の教員意識からすると困難であると言えるが，少なくとも科学研究費補助金は全員が研究代表者か研究分担者として申請がなされるよう教員の意識改革が必要であり，また，申請意欲を高めるためにも，採択された者に対する追加の支援制度の導入も検討する必要がある。

（5）研究上の成果の公表，発信・受信等

【現状の説明】

専任教員の研究活動の成果は，各学部において，紀要等の刊行や学部学会主催の研究会，シンポジウム等により定期的に公表している。また，授業や公開講座，講演会等を通じて研究の成果を公表するとともに，教育に還元している。

本学には，研究成果の公表を支援するため，全学共通の交付基準により，個人別に交付される研究助成費として，「学術研究成果出版助成」がある。これは，「成蹊大学学術研究成果出版助成規則」に基づき，「本学専任講師以上の専任教員の学術的価値の高い著作で，かつ，市販性の少ないもの」を助成の対象とするもので，4 学部長及び法務研究科長を委員とする審査委員会の審査を経て，学長が助成者及び助成金額を決定する。助成予算額は 200 万円であるが，申請状況に応じ増額している。

なお，出版助成費の年度別交付額は，次のとおりである。

表 6.7　術研究成果出版助成費　年度別交付額　（単位：千円）

年　度	2005	2006	2007
助成額	2,000　（1 名）	2,000　（1 名）	3,000　（2 名）

教養関係の学術研究成果の公表については，多様な研究成果を自由に発表する機会を確保し，個人研究及び共同研究の充実による幅広い研究課題への取り組みを推進することを目的として，一般研究報告委員会の審査を経た論文を掲載する『成蹊大学一般研究報告』がある。

また，学会や研究会の年次大会等を積極的に受け入れることにより，研究発表や情報交換会を通じて最新の研究成果に触れる機会を設けている。

さらに，本学における研究成果に対する表彰制度としては，学術研究並びに教育上特に功績のあった者に対する教職員表彰制度と，本学の同窓会組織である社団法人成蹊会による学術表彰制度がある。

なお，各学部・研究科及びアジア太平洋研究センターにおける具体的な状況については，後述する項目を参照されたい。

【点検・評価】

➢ **研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性**

研究論文・研究成果の公表を支援する措置としては，学術研究成果出版助成については予算の増額が望まれるものの，申請者の多くに配分されているため，制度としては有効に機能していると言えるが，かなりの頻度で申請し，交付を受けている者もおり，申請者の固定化が懸念される。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学教員の研究成果の公表状況は一定の水準にあると考えているが，積極的に研究成果を公表している教員に対しては，なお一層の支援が必要であるとともに，あまり積極的でない教員に対する方策を検討する必要があり，全般的に研究レベルの維持向上を図る必要がある。

また，学術の推進や社会の発展に大きく寄与するためにも，国内の学会誌に限らず，外国の学会誌や学術誌への掲載を奨励するための制度や，インターネットによる積極的な情報発信の仕組みも大学として整備する必要がある。

6．2　経済学部・経済経営研究科

（1）研究活動

【現状の説明】

各教員は，毎年，年度初めに提出が義務づけられている業績書により研究成果を報告し，研究業績表を更新している。経済学部において，学部の研究組織である経済学部学会が編集・発行する『成蹊大学経済学部論集』は，学部内の教員が自由に研究の成果を発表できる場である。掲載された論文に対しては編集費が支払われており，研究成果の公表を奨励する役割を果たしている。また，分野によっては全学的な紀要である『成蹊大学一般研究報告』に研究成果を掲載する機会も与えられている。研究助成に関しては，（3）に詳述

するように，学内のアジア太平洋研究センターが主管する共同研究プロジェクトないしパイロット・プロジェクトに対する助成，学術研究助成制度による個人研究や共同研究に対する助成，さらに，出版に対する助成の制度がある。また，これらのより恒常的な研究基盤とあわせて，学外の競争的な研究資金が活用されている。また，65 歳での定年後，所定の研究実績のある教員に対しては，特別任用教授として最大 3 年間の再雇用が認められ，さらに所定の研究業績のある教員に対しては，名誉教授の称号を贈呈している。当該教員の研究機会の増大は，その他の学部教員への影響を通じて研究の全体的な活性化につながっている。

【点検・評価】

➢ 論文等研究成果の発表状況

学部内の研究組織である経済学部学会を通じた研究は，概ね活発に行われていると言ってよい。2002～2007 年度における『成蹊大学経済学部論集』の発行数（掲載内訳），研究会開催数，D.P.(ディスカッション・ペーパー)の発行の状況は，下表のとおりである。

表 6.8 『成蹊大学経済学部論集』の発行数等

	論集掲載数			論集送付数		研究会	D.P.
	論文	研究ノート	その他	大学	その他	開催数	発行数
2002 年度	16	4	0	255	64	5	7
2003 年度	14	4	1			5	7
2004 年度	13	3	0			6	4
2005 年度	11	4	0			4	9
2006 年度	13	5	0			0	3
2007 年度	18	4	2			0	2

『成蹊大学経済学部論集』は原則として年に 2 回発行され，十分な数の研究成果が公表されている。研究会は海外研修から帰国した教員による研究成果の報告や，新規採用の教員によるその主要な研究内容の報告が中心となっているが，2006 年度と 2007 年度はその種の候補者がいなかったため開かれなかった。学内外の委員等の業務の過重負担などもあって，通常の研究会が稀にしか開催されていない現状には若干憾みが残る。D.P.は 100 部を上限として，学会会員に対して学会の予算で随時作成しているものであり，研究成果公表の一環として機能していると考える。

他方，教員の 2007 年度の論文等の公刊数（上記論集掲載分も含む）は，著書 11，論文 18（うち，海外投稿 3），その他 14（うち，海外投稿 4）であった。この数年にわたって全般的かつ着実に研究成果の公表が行われている。

➢ 国内外の学会での活動状況

教員の大半が 2 つ以上の学会に属し，14 人の教員が国際的ないしは外国の学会（ないし複数の学会）に所属している。それぞれの学会での研究発表や大会参加については申し分のない活動状況であり，10 名前後が学会での理事，評議員を含めて何らかの役職を有し，学会での枢要な役割を果たしている。

➢ 当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況

これについては，6.2 の（2）の国際的な共同研究についての活動を参照されたい。

➢ **研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況**

これについては，6.2 の（2）及び（4）を参照されたい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究活動は活発であり，経済学部学会も『成蹊大学経済学部論集』発行を中心に十分機能しており，特段の改善点は見当たらない。

（2）研究における国際連携

【現状の説明】

国際的な研究環境は，大学ないし学部の教員（ないし研究者）の個別的な派遣・受け入れの制度によって作られている。これを通じて恒常的に研究上の国際連携ないし国際交流の機会が設けられており，国際的な共同研究の契機が生まれることが期待される。2003～2007 年度における派遣・受け入れ状況は下表のとおりである。派遣は例年短期の場合が多いが，その大半は旅費・滞在費等の経費負担が私費によるものである。個人的な発意に基づいて，海外での研究調査を通じて国際的な連携が維持されている。

受け入れについてはごく短期間の滞在が中心であるが，講演やセミナーを通じて交流の機会が与えられてきている。2005 年度はカナダのコンコーディア大学アサン（Syed M. Ahsan）教授（受け入れ研究者，幸村千佳良教授），2006 年度はサンディエゴ大学グレンジャー（Clive W.J Granger）教授（受け入れ研究者，井上智夫教授），そして，2007 年度にはカリフォルニア大学ハミルトン（James D. Hamilton）教授（受け入れ研究者，井上智夫教授）を受け入れた。

表 6.9　派遣及び受け入れ

＜派遣＞

	2003 年度		2004 年度		2005 年度		2006 年度		2007 年度	
	短 期	長 期	短 期	長 期	短 期	長 期	短 期	長 期	短 期	長 期
新規	13	2	17	0	22	0	25	2	19	2
継続	0	2	0	3	0	1	0	0	0	2

＜受け入れ＞

	2003 年度		2004 年度		2005 年度		2006 年度		2007 年度	
	短 期	長 期	短 期	長 期	短 期	長 期	短 期	長 期	短 期	長 期
新規	2	0	0	0	1	0	1	0	1	0
継続	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注）派遣・受け入れともに，1 年未満を短期，1 年以上を長期とする。

【点検・評価】

➢ **国際的な共同研究への参加状況**

本学部の中神康博教授は，本学アジア太平洋研究センターの助成を得て，韓国のキム・テジョン（Taejong Kim）教授（KDI School of Public Policy and Management）とともに「日韓プロジェクト」を立ち上げた。これは,2003 年度から 3 年間のプロジェクトとしてスタートし，日本側から 8 名，韓国側から 4 名の研究者が参加した。同プロジェクトの目的は，分権化が叫ばれる中で日韓両国が直面する初等・中等教育の問題，

とりわけ学校選択と教育財政の問題を取り上げ，両国の初等・中等教育の歴史的な背景と現状分析を踏まえながら，経済学の立場から理論的・実証的な分析を試みることであった。その成果は，中神康博・Taejong Kim 編著『教育の政治経済分析－日本・韓国における学校選択と教育財政の課題』（シーエーピー出版，2007 年）としてまとめられ，斯界での高い評価を得ている。

また，本学部の上田泰教授（海外研修中），義村敦子教授及び浅沼雅行職員（成蹊中学・高等学校事務室）は，アメリカ合衆国インディアナ大学のデニス・オーガン（Dennis Organ）教授とともに 2008 年 1 月に「日本的組織市民行動の研究」という研究テーマで共同研究を立ち上げ，目下遂行中である。組織構成員が組織のために行う自発的貢献行動である組織市民行動の研究は，欧米を中心として盛んに行われているのに対して，日本ではほとんど行われていない。そこで，組織市民行動の概念の提唱者であるオーガン教授との連携によって，その市民行動の先行要因（組織市民行動の多寡に影響する要因）について，日本独自の要因をも考慮に入れつつ実証研究を行っている。現在，データ回収が終わった段階であり，引き続きデータ解析，論文執筆へと進められており，豊かな研究成果が期待される。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学において従来の海外研修・国内研修に関する規則を改めて，研究者が研究に専念できる機会を拡充すべく，より包括的な短・中・長期の研修制度の策定の検討が行われている。これによって，研究の国際連携のさらなる活性化が期待される。

(3) 経常的な研究条件の整備

【現状の説明】

個別の教員に独立した研究室が提供されており，助手 1 名及びこれをアシストする派遣職員 1 名が勤務する共同研究室，セミナー室がある。個人研究室の機器の整備状況は各人各様であるが，IT 機器はほぼ全員が設置済みと思われる（個人研究費で購入したものが大半であろう）。

研究論文発表の場として，年 2 回発行の『成蹊大学経済学部論集』がある。研究予算面では，個人研究費，学会出張費，海外での発表への運賃支給，共同研究予算の提供，在職中 3 回までの海外・国内研究制度，学術研究成果出版助成制度などがある。全体として，研究環境はよく整備されている。

【点検・評価】

- **個人研究費，研究旅費の額の適切性**

個人研究費は 2001 年度より 5 万円値上げされ，1 人当たり年額 35 万円支給されている。また，学会出張費は年 1 回 10 万円を限度，海外での論文発表の際の渡航運賃助成が 20 万円を限度として支給される。別途，学部の図書予算があり，概ね妥当な額であると思われる。

- **教員個室等の教員研究室の整備状況**

すべての教員に個人研究室が割り当てられている。数室の空きがあり，外国人特別教員用などに留保されている。

- **教員の研究時間を確保させる方途の適切性**

教員の授業負担は大学院・演習を入れて 5 コマで，授業負担の面では比較的恵まれているが，委員会業務・

入試業務などの負担があるため，教員は必ずしも授業以外の時間を各自の研究のために充当できる状態にはない。

➢ **研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性**

海外研究･国内研究制度が設けられている。その内容については前述の大学の項に記載のとおりであるが，制度上は 1 人につき 3 回まで，1 年につき原則 3 人まで（協議により 4 人まで可）この制度を利用することができる。海外研究実績については（2）に見られるように，2003 年度 4 名（新規 2 名，継続 2 名），2004 年度 3 名（継続 3 名），2005 年度 2 名（新規 1 名，継続 1 名），2006 年度 2 名（新規 2 名），2007 年度 4 名（新規 2 名，継続 2 名）であった（ただし，2005 年度 2 名中の新規は短期の海外研究であった）。

研修機会は概ね確保され，適切な運用がなされており，今後とも継続的な制度利用が望まれる。

➢ **共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性**

学内の共同研究助成制度には，アジア太平洋研究センターの共同研究プロジェクト（1 件 3 年で 600 万円），パイロット・プロジェクト（1 名 1 年 50 万円）と本学の研究助成制度（共同研究 300 万円，個人研究 70 万円）とがあり，希望者は申請によりほぼ研究助成を受けることができるが，世代交代により若手研究者が増加しているので，より充実した予算が必要になるものと思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記のように，授業外負担が増大傾向にあるため，それにより教員の研究時間が圧迫されているのは問題であるが，研究環境は設備面，予算面，制度面で比較的充実していると考える。

（4）競争的な研究環境創出のための措置

【現状の説明】

本学部における2005年度から2007年度にかけての研究助成金等の採択状況を，3つの表に整理する。

なお，これらの表中の項目で「割合」とあるのは，本学部の各年度研究費総額において，該当する研究助成金等が占める割合のことである。

表6.10　学内・共同研究費

	金 額（円）	割 合（%）
2005 年度	4,514,000	6.83
2006 年度	4,330,000	6.34
2007 年度	3,784,000	4.89

表6.11　学外・科学研究費補助金

	金 額(円)	申請件数	採択件数	採択率(%)	割 合(%)
2005 年度	3,400,000	3	1	33.33	5.15
2006 年度	3,200,000	3	2	66.67	4.69
2007 年度	12,600,000	4	1	25.00	16.29

表 6.12　学外・民間の研究助成団体等からの研究助成金

	金　額（円）	割 合（%）
2005 年度	1,700,000	2.57
2006 年度	0	0.00
2007 年度	1,950,000	2.52

【点検・評価】

➢ 科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況

助成金等の総額が研究費総額に占める割合は 10%から 20%程度で，必ずしも満足のいく状況とは言えないが，助成金額は全体として年々増加する傾向が見られ，改善の兆しがある。

急激に進められる学部・研究科ないし全学的な組織改革作業のために専任教員が総動員され，そのために研究時間を大幅に割かなければならない状況が続く中で，一部の専任教員に限定されるとはいえ，学内外からの研究助成を得て高度な研究を実行し，着実に成果を生み出していることには，一定の評価を下し得ると思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究助成申請の活性化には，各教員により魅力的な研究計画が策定されることが必要で，そのためには各教員が十分な研究時間を確保できることが不可欠である。現在，短期・長期の海外研修・国内研修の制度があって，そうした機会を教員に提供する役割を果たしている。この制度の活用を促すために，一層の拡充が求められる。

（5）研究上の成果の公表，発信・受信等

【現状の説明】

① 学会出張や論文執筆等のために個人研究費（35 万円）が配分される。加えて，国内学会出張費（10 万円限度），海外学会での発表に対する運賃助成（20 万円限度）があり，さらに，選考による全学的措置である研究助成金予算（個人 70 万円，共同 300 万円限度）の利用や出版助成もなされている。本学アジア太平洋研究センターからの海外学会発表のための出張運賃助成（他の資金との併用可，20 万円限度）も得られる。なお，同窓会組織である成蹊会より，選考による学術助成（全学対象，年 2 件程度，25 万円），学術賞（全学対象，隔年 2 件程度，副賞 25 万円）が与えられている。

② 受信面では，通常の必要を満たす経済関係の専門誌（約 250 タイトル）やオンライン・ジャーナル（約 1000 タイトル），データベース（約 10 タイトル）の購入が図書館予算でなされている。加えて，他大学等からの経済関係の大学紀要等の専門誌の寄贈を受けている（約 320 機関）。発信面では，本学部学会の機関誌『成蹊大学経済学部論集』（年 2 回発行）を約 320 の各大学や研究機関へ配布している。また，必要に応じて本学部教員のディスカッション・ペーパーが発行されているが，配布は当該教員に委ねられている。なお，一般教養部門専用の機関誌『成蹊大学一般研究報告』も随時発行・配布されている（年 1～2 回程度）。

【点検・評価】

➢ 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

国内学会出張助成は年平均 20 名（1 名平均 7 万円程度），海外学会については年平均 1 名（20 万円程度）

の支出がなされ，出版助成も年平均 1 件（75～200 万円程度）の割合で与えられている。大学の研究助成も本学部に対し，年平均 2 件の個人研究，1 件の共同研究資金が与えられている。アジア太平洋研究センターからも本学部に，年平均 1 名程度の助成がなされている。成蹊会からの学術助成も本学部には年平均 0.5 件与えられ，また，4 年に 1 名程度の割合で学術賞も授与されている。

以上より，各助成金なども過不足なく活用され，必要な支援措置は整っていると言えようか（なお，前回の自己点検・評価報告書（2002 年）に今後の課題として顕彰制度などの導入が指摘されていたが，上記のように成蹊会が代わって実施した形となっている。また，本学部にはまだ受賞者はいないが，本学園の教職員表彰制度もある）。

➢ 国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

専門誌等は数年ごとに見直し変更がなされ，一応必要を満たしているが，購入費用は毎年のように上昇するため，総額がさして増加し得ない状況では，残しておきたいものも削られることがあり，十分とは言えない状況にある。学部学会の機関誌には毎年 20 本前後の論文やノートが発表され，成果も上がっており，現行の予算や運営方式を差し当たり変更する必要はない（ほかに，学外スピーカーも参加することのある本学部学会による学内研究会なども開かれている）。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上述したように，図書館の雑誌購入予算に若干の問題はあるものの，与えられた条件下での適応のためもあろうが，差し当たり改革は必要ないと感じている（なお，前回の自己点検・評価報告書では，学部改革に多くの時間や労力を取られていることが最大の問題であるが，2002 年度には一段落すると指摘されていた。大学院の経済と経営の研究科の統一等，若干長引いたが，2004 年度以降の学生には新シラバスを提供できる等，やっと決着してきていると言えよう）。

6．3　工学部・理工学部・工学研究科

（1）研究活動

【現状の説明】

研究活動は，主に個人ベースで行われるが，助手あるいは助教と協力して進める場合，あるいは卒業研究に配属された学生及び大学院生の協力を得て実施する場合も多い。

研究分野にもよるので，論文数だけで研究活動を評価するのは適当でないが，理工学部教員が年間に発表する研究論文数は約 150 報，解説・総説約 30 報，著書約 30 冊，学会口頭発表約 300 件，特許出願約 10 件，特別講演約 50 件，科学研究費約 20 件である。学科当たりにすれば，原著論文 40～60 件程度，口頭発表 40～60 件程度，特別講演 10 件程度の研究発表実績がある。近年，管理等及び入試，教育に要する時間がますます増大しつつあり，研究活動に割く時間が減少しつつあることが実感される。これらはすべて相互に関連するので，より効率の高い時間配分が必要である。外部資金についても，文部科学省の科学研究費補助金，日本私立学校振興・共済事業団による学術研究振興資金，受託研究や奨学寄附金を継続的に受領している。

また，企業からの委託研究費や寄附金を受け入れている教員も多くおり，科学研究費補助金申請や学術研

究振興資金への積極的な応募によって研究活動の活性化に努めている。

本学部の研究費は，共通基礎の数学，英語，体育の専任教員は個人研究費，物理，化学の専任教員は学部の 3 学科と同じ予算立てによる研究費であるという予算形態の違いがある。個人研究費は理工学部以外の大学教員と同じ金額，同じ使い方である。物理，化学の予算は主として理学基礎実験を運営する費用に充てられるので，研究費として使える自由度は大きくはない。

【点検・評価】

➢ 論文等研究成果の発表状況

研究成果は審査付き学術論文，図書，総説，国際会議，国内学会，特許などの形で随時公表されているが，上記のように非常に活発であると言ってよい。このような各教員の研究活動に関しては，自己点検・評価を継続的に行っているので，容易に確認できる。まず，各年度の初めには，各教員はそれまでの研究論文，研究発表，著書・訳書，その他の発表などの研究業績に関する内容や学内での役職，学外での活動状況データを更新し，大学に報告することが義務づけられている。さらに，同じくより詳細なデータを用いて理工学部独自の自己点検・評価を行い，教育・研究の両面から前年度の自己点検を行っている。この自己点検の位置づけは，あくまでも教員個人が年度を区切りにして，その年の教育・研究についての活動を振り返り，次年度に向けての対策に資するというものである。しかし，その報告項目である研究論文，学会発表等の外部への研究内容の発表，書籍の出版，企業等からの委託研究等の外部資金の導入状況などは，前年度までの実績を 9 月頃までにまとめ，『成蹊大学理工学研究報告』に掲載・公表されていて，研究成果の 2 次情報がまとめられていることになる。

これを見ると，教員によって発表量に多少の偏りがあるが，概ね全体として活発に研究を行い，成果発表も行っていると判断できる。

➢ 国内外の学会での活動状況

多くの教員が各分野の学協会や研究会で，会長・副会長，理事・評議員・代議員，あるいは編集委員長・委員，世話人などの活動を行っており，妥当である。また，研究分野によっては，定期的に外部の研究者を集め，本学でセミナー等が開催されている。

➢ 当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況

本学部及び本研究科では，学部生及び大学院生の教育にあたり，学会での研究報告を通じた実践的教育に力を注いでいる。この結果，ここ数年において，何人かの大学院生が学会賞あるいは最優秀発表賞などを受賞するという実績を上げている。

また，外部からの研究費を得たり，表彰を受けたりするなど，高い評価を得ている教員は多く，共同研究の実施を含めて，研究成果の社会への還元も行っている。

さらに，次項で述べるように，研究科教員のグループとして研究プロジェクトを遂行している例がいくつかある。ただし，現時点において，本研究科としての特定の研究活動は持っていない。

➢ 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

2004 年度に工学部初の学科横断型大型研究プロジェクトとして，文部科学省に私立大学研究高度化推進プログラムの 1 つであるハイテク・リサーチ・センター整備事業を申請し，採択された。工学部においては，従来は学科を超える共同研究の数は限られていたが，この事業によって，学部（形式的には研究科）を横断

する 3 つのプロジェクトが計画された。これは，工学部に所属する教員のうち半数近くが参加するという，本学部始まって以来の大きな規模の共同研究プロジェクトと言えるものである。2005 年度の学科再編と理工学部への移行を目前に控えた時期にこのようなプロジェクトが採択されたことは，学部全体の研究活動の活性化に大きく寄与した。また，本計画の作成，ワークショップやシンポジウム，そして，各年度の報告書の作成等を通じて，研究内容や人的資源の交流，研究設備や技術の相互利用等が従来に比べて大幅に増える結果となった。

このハイテク・リサーチ・センター整備事業では，“ 人にやさしい次世代無機材料の開発と評価 ”，“ 人にやさしい次世代有機・バイオ材料の開発と評価 ”，“ 人にやさしい次世代生活サポートシステムの開発と評価 ” の 3 つのプロジェクトが進行している。2004 年から 2008 年度末までの 5 年間の研究プログラムとして採択されたハイテク・リサーチ・センタープロジェクトでは，特に設備（大型機器 7 台の導入），人的資源（ポスト・ドクター4 名やリサーチ・アシスタントの採用など），金銭面（研究費毎年 1,900 万円）の充実が図られ，これによって所属教員の研究活動は大幅に活性化される結果となった。このプロジェクトには理工学部の 20 の研究室が参加しているが，これらの研究室の論文発表は（5）に示すように非常に活発である。また，実用的観点からの研究も進んでおり，例えば家庭用テレビの見やすさの制御の研究では，既に大手電機メーカーによって製品に採用されている。

日本私立学校振興・共済事業団からの学術研究振興資金による研究助成も，ほぼ継続的に受けている。2004 年度までは，「バイオインスパイアに基づく分子機能発現」のテーマを応用化学科の 4 名の教員が担当した。2007 年度からは，物質生命理工学科の 5 名の教員によって，「有機・薄膜系ナノ構造材料の創製と精密測定（ナノ材料理論と製膜・評価技術の開発）」のテーマのもとに実施されている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

これまでの研究は，個人単位で行われている場合が多く，学科としての特色となりにくい面があった。研究室間の協力を進め，実質的に研究グループを形成して，大きく深い内容のプロジェクト研究の実施を可能とし，外部に発信できる体制が望ましいと思われる。現状に鑑みるに，理工学部，工学研究科を挙げて研究を活性化し，総合的，戦略的な研究への取り組みを行うことを目的として理工学研究所を設置することは，大きく新しい潮流を生み出す礎石となる可能性がある。また，共通基礎の教員で研究を推進できる人材がいる場合は，予算上の措置及び卒業研究生や大学院生の配属など行うことができると，学部と研究科の双方に好ましい結果をもたらす可能性も考えられる。また，理工学部における研究活動は，大学院生の教育と指導を通して行われているものが多い。より優れた研究成果を上げるためには，大学院の充実が必須である。このためには，学生や社会人にとって大学院を魅力あるものとする必要があり，また，社会で高い評価を受けるような研究成果を発信することによって，文部科学省をはじめとする学外の研究助成を獲得し，最新設備の導入や充実を図って良い循環を形成する必要がある。

ハイテク・リサーチ・センタープロジェクトは 2008 年度をもって終了となるが，本学初の学部横断型研究プロジェクトとして共同研究を活性化させた点で大きな成功であった。しかし，共同研究が表面的にとどまっている部分もある点や，開始時に予測できなかった教員の退職による研究リーダー・研究者の交代もあって計画に一部支障が生じたことは，大型プロジェクトを企画する上で，今後はよく考えておくべき改善点である。今回，2008 年度私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に申請した「人と環境に優しい統合化された社会システム研究基盤整備」が文部科学省から内定を得ている。大型研究資金を得るためには，普段から学内研究者間の交流が必要であり，学部（さらには大学）として重点研究領域の策定や研究活性化のための体制作りが急務である。学部長を含んだ学科の枠を超えた構成員によって，研究活性化の方策を話し合う場を定

期的に持つことが望まれる。

（2）研究における国際連携

【現状の説明】

国際連携を持つ研究については，教員が個別に実施している例はある。実施例として，公的外部資金を通じて米海軍との共同研究，米国自動車会社からの受託研究などがある。組織としての国際連携は，実施していない。

【点検・評価】

- **国際的な共同研究への参加状況**

教員が個別に参加しており，組織としては参加していない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

国際連携を促進させるためには，まずは個々の教員が行っている国際的な共同研究に対し，組織として支援体制を構築することが望まれる。

（3）経常的な研究条件の整備

【現状の説明】

4 年次生，大学院生の研究指導などの研究室運営や国内での学会発表に必要な費用は，年度ごとに一定額が確保されており，この予算は学科間，教員間でバランスがとれたものとなっている。また，学部予算の約 4 分の 1 を研究の活性化のために傾斜配分したり，一部はプロジェクト申請・審査を経て配分したりするなど，研究活動に積極的な教員に対しては予算上の配慮がなされている。これら利用できる研究費は，他大学と比較しても遜色のないものである。しかし，大型設備・装置の導入は，文部科学省の私大助成に依存しているのが実情である。

一方，教員が自ら研究を実施するための時間は，非常に限定されている。教育活動（卒業研究，修士論文，博士論文などの指導）と並行させながら研究活動を実施しているのが，専門課程の教員の現状である。そのような特長を生かした本学なりの研究活動を行い，成果を出している教員も多い。

学生実験・実習の実施を目的とした 14 号館の完成に伴い，1 研究室当たりのスペースは増えたが，分野あるいは実験系・理論系によって必要設備に差異があるため，研究室によってスペースに差がある。学科によっては共通スペースが確保されており，研究発表やミーティングの実施など，多目的な利用への対応を可能にしている。

【点検・評価】

- **個人研究費，研究旅費の額の適切性**

国内旅費は研究費に含まれるが，海外で行われる国際会議等への出張旅費は別枠で確保されており，研究旅費については柔軟な運用がなされている。

➢ **教員個室等の教員研究室の整備状況**

専任講師以上の教員には約 22 ㎡の個室が与えられている。助教には数人に対して一部屋が与えられる。このような個室の整備は，定期試験，入試等の実施には不可欠であるが，その一方で，教員室を学生に開放し，効率的運用を図っている教員もいる。

1 研究室の広さとしては，実験系では約 200 ㎡，理論系では 120～150 ㎡が配分されている。

➢ **教員の研究時間を確保させる方途の適切性**

入試の多様化，授業時間の確保，研究室管理に要する時間，学科・学部運営に関わる事務的作業の増大など，年々，研究時間の確保が困難になりつつある。

➢ **研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性**

研究会，学会参加などによって生じた休講などは必ず補講によって補われていて，教員としての責務を果たしている。研究会や学会活動などの研究に関係する活動の必要性と教員としての責務遂行の適正バランスの判断は難しいが，ほとんどの教員は，研究行動を多少自粛して教育面の任務を果たしていると考えられる。現時点で大きな問題は生じていない。

➢ **共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性**

現状では該当しない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教員の研究活動は，特に大学院生や卒業研究生への教育活動と協調的に進めていくことが不可欠である。この点をいかにうまく行うかは，教員の工夫にかかっており，これを方策として画一的に行うことには無理がある。また，本来の教育活動や研究活動に加えて，広報業務，行政業務，資金獲得行動にどれほど時間を割くのが適切であるのかを十分に検討して，効率的に役割分担を進めることによって，絶対的な時間不足を解消していく必要がある。

（4）競争的な研究環境創出のための措置

【現状の説明】

従来からの研究活動は主に個人ベースの研究を主体とする活動であったが，研究を組織として総合的に把握し，研究の有用性を広報するなど，研究を戦略的に展開することが，外部資金獲得に有利な状況として醸成されつつある。したがって，文部科学省からの科学研究費等の資金の獲得までを含めて，外部との連携を強めていくことが必須となってきている。

また，研究活動は，教員が単独あるいは学部生や大学院生との共同で行っているが，研究自体が大学の使命であると同時に，研究の遂行と達成が教育水準の向上に役立っている。このため，研究活動を奨励する目的で，1993 年より，年間の学部研究総予算の約 4 分の 1 にあたる研究費を研究実績に応じて審査の上配分する研究予算傾斜配分制度を実施しており，研究業績を向上させるのに貢献している。

【点検・評価】

➢ 科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況

科学研究費補助金の申請は本学部で年間約 30 件行われているが,新規採択の比率は 1 割前後である（大学基礎データの表 33 参照)。申請件数・採択件数ともに少ないとまでは言えないが，理工系大学の水準としては今一歩の努力を期待したいところである。ただし，外部資金獲得のために積極的に努力し，また，実際に，申請が継続的に採択されている教員もいる。

➢ 基盤的研究資金と競争的研究と競争的研究資金のバランスとそれぞれの運用の適切性

本学は，同規模他大学に比して，基盤的研究資金に関して恵まれていると言える。基盤的研究資金によって研究がある程度実施できているのであれば，競争的資金を獲得する努力には力が入らないのはやむを得ない面もある。実際，基盤的研究資金は目先の有用性だけを研究対象として追求しなくても済むので，研究対象に余裕ができる。しかし，そのような場合でも，有用性を強調する必要はないが，できる限り研究内容を公開して実施状況をアピールする義務はあると思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教員に対して，競争的資金への応募をより一層奨励することは，研究の活性化に寄与するであろう。また，組織としての研究を活性化し，総合的で戦略的な研究への取り組みを効率的に行うことによって，大型予算を獲得できることが期待されるので，学部及び研究科を挙げて，理工学研究所の設置を目指している。

(5) 研究上の成果の公表，発信・受信等

【現状の説明】

工学部・理工学部・工学研究科において行われている研究活動の成果は，学内で年 2 回刊行される,『成蹊大学理工学研究報告』に加えて，国内外の主要な学術雑誌，国際会議，国内学会の講演会，企業等でのセミナー・講演会等さまざまな機会を通して発表されている。また，各教員の研究活動に関する自己点検・評価は継続的に行われ，年度初めに前年度の研究論文，研究発表，著書・訳書，その他の発表などの研究業績に関する内容を理工学部長に報告することが義務づけられているが，それらの成果発表の概要そのものも,『成蹊大学理工学研究報告』において発表されており，広く内外に公開されている。

研究成果発信の場そのものを提供するものとして，研究集会，学会を学内で開催することは意義深い。最近の学会の招致については，2005 年度に日本学術振興会第 141 委員会 SIMS 新技術 WG 研究会，フラットパネルディスプレイの人間工学シンポジウム 2006，塗装技術協会の 3 件，2006 年度にフラットパネルディスプレイの人間工学シンポジウム 2007，2007 年度に第 43 回日本交通科学協議会総会・学術講演会，日本経営工学会，日本材料科学会基礎講座の 3 件がそれぞれ開催され，活発な活動が行われている。

さらに，理工学部各研究室のホームページにおいて，研究内容，発表状況等に関する情報が，インターネットを通じて公開・発信されている。現在，学内の広報委員会の主導により，電網環境の整備が進められており，今後，外部からのアクセスもより容易になるであろう。

また，工学部時代の 2004 年に発刊された『産学連携情報～社会貢献を目指して～』を通して，本学部全構成員の研究成果を社会に発信し，同時に外部社会からの要求，情報を積極的に受け取ることで研究活動を活発にして，大学における研究の社会的意義を明確化する仕組みも構築されている。

文部科学省が支援する私立大学研究高度化推進プログラムの 1 つであるハイテク・リサーチ・センター整

備事業が 2004 年度から 2008 年度にかけて進行中であり，各研究者はこの研究プロジェクトを通しても，研究成果の公表を行っている。2006 年度には 500 ページを超えるハイテク・リサーチ・センター中間報告書を発行し，大学等に送付した。また，Web 上でこの冊子の紹介を行い，希望者にも配布した。2004～2006 年度において，本プロジェクトの所属教員の論文発表件数は 240 件（うち，査読付論文が 176 件），著書等 57 件，学会発表 504 件にのぼっており，本プロジェクトの活発な活動を裏付けている。また，2005 年度以降毎年シンポジウムを開催している。これには本学の研究者の研究発表のみならず，毎回学外の著名研究者を特別講演者として迎えており，このシンポジウムは一般の多数の聴講者にも好評である。また，『成蹊大学理工学研究報告』誌上には毎年すべての研究者の年次報告を掲載しており，これは Web 上からも見ることができる。

【点検・評価】

➢ 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

現在，研究論文を学術誌等に投稿掲載するに際して，必要に応じて学会会員登録費，投稿料，別刷り代等の支出を各種研究予算から支出することが可能になっており，支援体制は整っていると言える。また，研究発表を行うための学会出席についても，国内学会出張旅費の支出，海外での研究発表活動を支援する海外出張制度も充実しており，毎年多くの申請があり，ほとんど申請どおり認められている。大学院生が行う研究発表に関しても，「大学院生学会発表補助金制度」が設けられており，国内海外を問わず毎年多くの学生の応募申請が行われており，研究発表の機会を増やすとともに，大学院生の研究に取り組む気概を高揚させる非常に有効な制度となっている。

➢ 国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

研究成果に関する最新情報を受信する方法は，学術誌，特に電子版で提供される学術誌情報が重要であるが，現状では必要経費の制約等により，そのアクセスの利便性はかなり不十分であると言わざるを得ない。この問題は，2006 年 9 月に新築された大学情報図書館での機能充実に伴い，今後大きく改善されるものと期待されるが，高騰を続ける雑誌購入の困難性を軽減する具体的な手立てが求められている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究成果発信の場として，研究集会や学会を本学内で開催することは，本学の教員として誇れるだけでなく，本学自体の広報活動としても有効な手段と考えられる。本学部教員の多くが国内外の学会に役員，理事，評議員等として選出されているので，今後も引き続き学内での学会招聘活動が行われるものと考えられる。このような学会開催を奨励するために，学会開催補助制度を復活させるとともに，会場の提供及び施設使用料の無料化の維持が求められる。

本学部には，学会・産業界で著名な研究者も多い。ハイテク・リサーチ・センタープロジェクトは，研究資金の導入だけでなく，成果発信の 1 つの手段にもなった。今後，同種の大型プロジェクトを導入し，個人レベルだけではなく，グループやチームとしての成果発信をより効率的に行っていく必要がある。

6．4　文学部・文学研究科

（1）研究活動

【現状の説明】

教員の研究活動の詳細は，毎年更新される各教員の「履歴書・業績書」によって知ることができる。しかし，この記録の更新は個々の教員が事実上任意で行っているため，最新の研究活動の状況を全面的に把握できないという問題点を抱えている。だが，本報告書の別冊「教員総覧」や国内外の学会での活動状況などから判断する限り，ここ 5 年間の各教員の研究業績や学会活動などは，それ以前と変わらず一定の水準を維持している。10 年ほど前から学内行政や教育面での負担が増大する中でのこの現状は十分評価されるべきであるが，同時に，そのような負担の増大が個々の教員の研究活動を今後大いに制約していくことは目に見えており，看過し得ない問題となっている。

【点検・評価】

➢ 論文等研究成果の発表状況

別冊「教員総覧」における教員個人データが示すように，本学部教員の多くは過去 5 年間に少なくとも 5 本の論文を発表しており，教育や学内行政の負担が増大する中でのこの研究成果は大いに評価されるべきであろう。同時に指摘しておくべきは，本学部の教員が主として携わっている人文・社会科学系の研究は長い時間を要することが多く，論文の点数主義に最もなじみにくい学問分野であるということである。その意味で，論文の本数はあくまで参考にしか過ぎない。

➢ 国内外の学会での活動状況

国内外の学会での本学部教員の活動状況は国内にやや偏っているものの，平均的なものと評価できよう。ここ 5 年間における国際学会での基調講演や発表は，計 17 件にのぼっている。とりわけ若手教員の中には国際的レベルで活躍している教員もみられる。

➢ 当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況

本学部・研究科の教員が中心となって，2003 年度から現在まで計 6 冊の『成蹊大学人文叢書』が刊行されており，本学部・研究科の教員が研究をたゆみなく積み重ねていることを証す活動として特筆される。『文学の武蔵野』(2003 年)，『レトリック連環』(2004 年)，『病と文化』(2005 年)，『公助・共助・自助のちから』(2006 年)，『明治・大正・昭和の大衆文化』(2008 年)，『ミステリーが生まれる』(2008 年)がそれである。また，国際文化学科教員による論集『国際文化研究の現在－境界・他者・アイデンティティ』(2005 年)も，それに加えることができよう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学部・研究科の教員が，今後ともこれまでの研究活動のレベルを維持し，さらに高めるためには，研究条件の改善を図ることが必要不可欠であろう。そのためには学内行政の合理化などとともに，定期的なサバティカルの制度化などが考慮されるべきである。その上で，点数主義になじみにくい学問分野における研究活動の成果を検証し得るシステムを考案する必要がある。本学部では，自由な雰囲気の中から優れた業績を生みだしてきたという歴史があり，今後も個々の教員の研究マインドを尊重しつつ，新しい評価方法を模索

していきたい。

（2）研究における国際連携

【現状の説明】

学部単位での国際的な共同研究の実施や研究協力協定の締結は行われていない。また，海外研究拠点も設置していない。大学組織を通じての国際提携は，アジア太平洋研究センターの共同研究プロジェクトが中心となっている。本学部教員が主宰する同センターの 2007 年度のプロジェクトは 2 件が実施され，海外から招請した研究者を囲んでの研究会などが開催された。

【点検・評価】

➢国際的な共同研究への参加状況

短期・長期留学制度など教育面での国際提携と比較して，研究面での組織的な国際提携は立ち後れ，研究者の個人的な提携が中心となっている。また，海外研究者との交流を支援する制度も，特に設けられていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究における国際提携は，アジア太平洋研究センターを中心とするか，あるいは大学間での取り決めで推進すべきだとの考え方もある。しかし，中国や台湾の大学は，学部を教育機関としてだけではなく，研究組織として位置づけ，国際シンポジウムを開催したり，海外から研究者を招聘したりしている。そうした状況を踏まえ，学部としての国際提携への取り組みを考慮すべきである。

（3）経常的な研究条件の整備

【現状の説明】

本学には，教員の研究活動を支援し，促進させるための制度がいくつか設けられている。図書予算のほかに，個人研究費として 1 人当たり年間 35 万円，学会出張費（国内）として年 1 回（7 万円）が専任教員全員に支給されている。国際学会への出張費は特に設けられていないが，学内の助成制度を利用することができる。

研究室に関しては, 教員一人一人に比較的大きな研究室が与えられており, 充実した環境であると言える。

一方，教員の研究時間を確保させる方途ははっきりと確立されておらず，改善が望まれる。

研修制度としては，海外・国内研究員制度が設けられており，毎年複数名の教員に研修の機会が与えられている。研究費は期間に応じて異なるが，1 年間の長期海外研修は 300 万円，短期海外研修は 150 万円，国内研修は 120 万円が限度として支給されている。

また，学内の研究助成制度として個人研究と共同研究を対象にしたものがあるが，本学部の教員も，そのいずれにおいても毎年助成金を交付されている。

【点検・評価】

➢個人研究費，研究旅費の額の適切性

個人研究費は，2001 年度に支給額が 30 万から 35 万円に引き上げられた。しかし，図書費，機材設備に対

する経費としてはまだ十分とは言えない。特に，昨今の情報技術の進展に伴い，文科系分野の研究においてもコンピューターやその周辺機器を含んだ機材設備が必要不可欠となっている。これらの機材の導入や更新などのためにも支給額の増額が望まれる。

➢教員個室等の教員研究室の整備状況

この点に関しては，特に問題は見られない。各教員は比較的空間に余裕のある研究室を 1 つずつ与えられており，研究・教育を円滑に進める一助となっている。今後は個人研究室での喫煙の規制や研究室のゴミの分別など，健康・環境に関する方策が検討課題となろう。

➢教員の研究時間を確保させる方途の適切性

近年，教員が研究に専念する時間が著しく減少していることは，最も改善が望まれる点である。各種委員会の仕事量の増大，入試形式の多様化に伴う入試関連の業務の増加，FD 等の業務の導入，さらには授業回数の各セメスター15 回制の導入など，近年の大学をめぐる改革のほとんどすべてが教員から研究時間を奪うことにつながっている。教員の研究時間を確保させる方途の適切性を評価する以前に，そのような方途を確立しなければならない。しかしながら，これは単に本学部のみの問題ではなく，上記業務が 1 学部に限定されるものではなく大学全体の業務であることから明白なように，大学全体で対応しなければならない問題である。教員の研究時間を確保することは喫緊の課題であり，そのことをまず大学全体が認識すべきだろう。

➢研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

研修制度としては，海外・国内研究員制度が設けられており，毎年複数名の教員に研修の機会が与えられ，活発な研究活動が展開されている。

本学部では 2002 年度より，新たな海外・国内研修制度に基づき，本学部の内規が制定された。これにより，勤務年数，年齢，研修経験の有無などを総合的に考慮し，研修機会の公平な分配が図られている。

➢共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

本学部には「共同研究費」と名のつくものはないが，学内の様々な助成金制度を利用することで，個人研究費以外の研究費用を調達することが可能となっている。学内の助成金制度とは次のものがある。

① アジア太平洋研究センター共同研究プロジェクト
② 成蹊大学研究助成
③ 学術研究成果出版助成

①と②には，個人研究と共同研究の 2 種類があり，個人研究の場合，①は期間 1 年で 50 万円，②は 2 年間で 70 万円が支給される。共同研究の場合，①は期間 3 年間で 600 万円，②は 3 年間で 300 万円までが支給される。本学部教員の場合，研究は個人単位のものが多いが，複数の教員による研究を含めて，上記の諸制度は毎年度有効・適切に活用されていると言える。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学部の研究活動の諸条件をめぐる整備状況で最も改善が望まれるのは，上述したように，研究時間の確保である。昨今の大学をめぐる状況の変化に伴い，大学教員の研究以外の仕事量が増えるのは仕方がないことだろう。しかしながら，大学にとって最も大きな資産は，教育と研究の質であることを忘れてはならない。そして，教育と研究は別個に存在しているものではなく，相互に依存している関係にあることを認識するこ

とも重要だろう。大学教員は研究者であり，教育者である。良い研究をせずに，良い教育は成り立たない。このような大学教育の原点をもう一度確認し，研究・教育に専念するために，より多くの時間と自由を教員に与える方途を確立することが望まれる。

物理的側面で改善が望まれるのは，高まる機材設備の必要性に伴う個人研究費の増額であり，電子ジャーナルやデータベースの導入である。後者に関しては，本学図書館の主導により行われるべきことであり，本報告書においても別項目に記載されるべき事柄かもしれない。しかしながら，電子ジャーナル・データベースの有無は研究の質の向上に直結しているので，特にここに記すこととする。現在，本学図書館において文科系の電子ジャーナル・データベースはごくわずかしかない。しかし，世界的に紙による文献が電子化されたものに取って代わられている現状を鑑みれば，数年後に本学の研究環境が他との比較において著しく劣悪なものになることが予測される。そのような研究環境では，教育・研究の質が低下せざるを得ないだろう。将来を見通した研究環境の整備が必要である。

（4）競争的な研究環境創出のための措置

【現状の説明】

本学部では，研究補助金及び助成金に関しては，科学研究費補助金受け入れが主である。具体的な採択数は，下記のとおりである。

2002 年度は，新規採択分は基盤研究 C(一般)の 1 件（研究期間は 2 年間）で，継続研究は 3 件（基盤研究 B が 1 件，基盤研究 C が 2 件）であった。2003 年度は，新規採択分は基盤研究 A(海外)が 1 件（研究期間は 4 年間）で，継続研究は 3 件（基盤研究 B が 1 件，基盤研究 C が 2 件）であった。2004 年度は，新規採択は 0 件で，継続研究が 2 件(基盤研究 A が 1 件，基盤研究 B が 1 件)であった。2005 年度は，新規採択が基盤研究 C(一般)で 1 件（研究期間は 2 年間）と継続研究 1 件（基盤研究 A）であった。2006 年度は，新規採択分は基盤研究 C(一般)の 1 件（研究期間は 3 年間）で，継続研究 2 件（基盤研究 C）であった。2007 年度は，新規採択分は 0 件で，継続研究が 2 件（基盤研究 C）となっている。

また, 特別研究員奨励費は, 2005 年度に期間 3 年で 1 件, 2007 年度に同じく期間 3 年で 1 件となっている。

2002 年から 2007 年までの科学研究補助金の採択状況を分析すると, 新規採択は毎年 1 件あるいは 0 件で, 継続研究は平均して毎年約 2 件ということになる。また，この期間に 37 歳以下の若手研究者を対象とした若手研究 A・B は 0 件であった。

【点検・評価】

➢科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況

科学研究費補助金について，2002 年度は 2 件申請があり，1 件（基盤研究 C）のみ採択，2003 年度は 2 件（そのうち若手研究 B が 1 件）の申請があり，同じく 1 件（基盤研究 A）のみ採択であった。2004 年度は 2 件（そのうち若手研究 B が 1 件）の申請があり，採択は 0 件であった。2005 年度は 4 件（そのうち若手研究 B が 1 件）の申請があり，1 件（基盤研究 C）が採択，2006 年度は 2 件申請があり，同じく 1 件（基盤研究 C）が採択された。2007 年度は，合計 3 件（そのうち若手研究 A が 1 件）の申請があり，採択は 0 件であった。本学部教員の専門領域では，研究のほとんどが個人ベースで，かつ，長期・持続的に行われるものであるため，そもそも競争的研究資金の申請になじまない面があることは否めないが，決して満足すべき状況ではない。

➢**基盤的研究資金と競争的研究と競争的研究資金のバランスとそれぞれの運用の適切性**

2002 年度継続研究の 1 件（応募額 500 万円以上 2,000 万円以下の基盤研究 B）と 2003 年度新規採択分 1 件（応募額 2,000 万円以上 5,000 万円以下の基盤研究 A）以外は，新規及び継続研究ともに基盤研究 C（1 人または複数の研究者による独創的・先駆的な研究で応募額 500 万円以下）への応募が主である。その研究が必ずしも大規模なフィールドワークまたは高額な機材を使った実験を基にしたものではない本学部の性質上，基盤研究 C がその研究規模に適していると考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記の採択状況から，文科系の学問分野として現在の日本社会にどのような貢献ができるのかを勘案し，研究の目的と規模に適した種目に応募することが急務である。特に，若手研究への採択数を増やすために，研究の構想を練る時間的余裕が必要なのではないかと考える。

近々に予定されている大学全体としての研究推進組織の設置により，こうした問題への組織的な取り組みが進むことにも期待したい。特に，助成金等に関する公募情報のいち早い取得と教員への広報や，煩雑な申請事務支援のための事務組織の拡充が望まれる。

（5）研究上の成果の公表，発信・受信等

【現状の説明】

本学部では，本学文学部学会により，『成蹊大学文学部紀要』の発行や研究会・講演会の開催，研究会活動が行われている。学内の研究会活動としては，ほかにも各学科主催の研究会，大学院生を中心とする研究発表会，本学部教員が主催する研究会，学内外の助成金によって招聘した外国人研究者による講演会活動が活発に行われている。

学会所属の状況をみると，国際学会，全国組織の学会から地方レベルの学会に至るまで，各教員は複数の学会に所属し，種々の研究活動を行っている。学会誌編集委員，学会理事，運営委員など，学会の運営に直接関与する者も少なくない。

【点検・評価】

➢**研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性**

紀要・研究誌としては，『成蹊大学文学部紀要』，『成蹊人文研究』，『成蹊國文』，『成蹊英語英文学研究』がそれぞれ年 1 回刊行され，研究成果の公表の場として広く活用されている。本学文学部学会がほぼ年に 1 巻のペースで出版している『成蹊大学人文叢書』（既刊 6 巻）の執筆者もほとんどが本学部教員であり，共通テーマのもとでの研究成果が一般の目に触れる機会を提供している。単著については，大学の研究成果出版助成制度が活発に利用されており，研究成果の公表を支援する措置は適切かつ有効に運用されていると言えよう。

また，学会出張費や学内の助成制度を利用して，国内外の学会に多数参加し，研究成果の発表や研究者との交流が行われており，以上の支援措置は有効活用されている。

このほかにも，各学科主催の研究会，大学院生を中心とする研究発表会，本学部教員が主催する研究会，学内外の助成金によって招聘した外国人研究者による講演会活動が活発に行われている。

➢国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

本学部が刊行する『成蹊大学文学部紀要』,『成蹊人文研究』,『成蹊國文』,『成蹊英語英文学研究』は，あわせて国内 620，国外は 96 の大学・研究機関へ送られている。これとの交換で各送付先大学・機関からの寄贈誌も数多いが，その他の寄贈誌と同様に本学部共同研究室または大学図書館に受け入れて，本学部教員及び学生・一般の利用に有効に活用されている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学部では，本学文学部学会により,『成蹊大学人文叢書』の出版や研究会・講演会の開催，研究会活動が活発に行われている。学内の研究会活動として，ほかにも各学科主催の研究会，大学院生を中心とする研究発表会，本学部教員が主催する研究会，学内外の助成金によって招聘した外国人研究者による講演会活動をさらに活性化していくことが望ましい。

個人レベルでみると，それぞれが所属する学会で，学会の運営に直接関与する，しないの区別なく活動を行っている。

6．5　法学部・法学政治学研究科

（1）研究活動

【現状の説明】

この 5 年間の教員個々人の研究活動は，教育及び学内行政の負担が増しているにもかかわらず，一定の水準を維持しているものと評価できる。それは，以下の研究成果の発表状況，国内外の学会での活動状況が示すとおりである。また，学部全体の共同研究はないものの，法律学科の法科大学院との共同の研究会，政治学専攻の大学院生，オーバードクター，ポスト・ドクターを交えた研究会，法学会による海外研修報告会や学術講演会が行われ，紀要である『成蹊法学』も年 2 回の発行を維持している。

本学部は，各学問分野のリーダー，トップクラスの学者を輩出してきた伝統があるが，この点では日本学術会議会員（政治学），日本平和学会会長，日本フィヒテ協会賞受賞者が挙げられるくらいで，まだ十分とは言い難い。法科大学院設立に伴って法律学科スタッフが若返ったことも一因であるが，ここ十年余り教育及び学内行政の負担が増し，個々人の研究活動を制約してきたことも見逃せない。

【点検・評価】

➢論文等研究成果の発表状況

別紙教員個人データが示すように，各人 5 年間に少なくとも 5 本は論文等を発表し，これに達していない教員は例外的である。ただし，レフェリーつき雑誌への投稿が多くはないこと，外国の雑誌への投稿が稀であることは，なお努力の余地があることを示している。

➢国内外の学会での活動状況

国内での学会における教員個々人の活動は，特に挙げない。

国際的な舞台での活動としては，オランダ・アメリカ学会における報告（2003 年 6 月），国際政治学会（IPSA）

南アフリカ大会における報告（2003 年 6～7 月），京都アメリカ研究サマー・セミナーにおける報告（2003 年 7 月），プノンペン大学における講演（2004 年 3 月），プノンペン経済法科大学における講演（2005 年 3 月），国際政治学会(IPSA)福岡大会における報告（2006 年 7 月），ニュージーランド・アジア学会国際会議における報告（2007 年 11 月），中国人民大学法学院における講演（2008 年 4 月）などが挙げられる。途上国の法制度整備支援を含めて，本学部教員が国際的レベルの活動をしていることは評価される。

➢当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況

当該の教員 5 名が主催，参加しているアジア太平洋研究センター・プロジェクト「デモクラシーとナショナリズム」（2007～2009 年度）は，国内はもとより，イギリス，中国等の研究者とも連携した共同研究で，2009 年 3 月に国際シンポジウムを予定している。

➢研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

組織的な取り組みではないが，財団法人櫻田会からの政治研究助成により，「グローバリゼーションと国際政治システムの構造変容」，「日本の市町村合併」，「欧州国際統合の将来」，「アメリカ「国際主義」の系譜」などの個人研究が進められている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学部・研究科が「研究者の共同体」でもあり続けるために，研究条件の改善を図りながら，何よりも研究のマインドを大切にすべきである。『成蹊法学』を，紀要にありがちの甘さを払拭した学術誌として充実させること，最近若手教員から提唱され，開始されたヴォランタリーな研究懇談会を軌道に乗せること，さらには，学科・系横断的なコア・グループを中心とした 21 世紀 COE プログラムを立ち上げる準備をすることなどが方策として考えられる。

（2）研究における国際連携

【現状の説明】

現状では，本学部と北京大学国際関係学院との研究交流（協定に基づき 1992 年以来，毎年研究者の交換派遣，北京と東京隔年で開催の学術討論会）が維持されている。長年築かれた信頼関係に加え，改革開放及びグローバル化の進展，世代交代により問題意識及び研究方法の接近が見られるようになり，学術的に意義深いものと言える。

なお，海外からの客員研究員は，中国，英国，その他から毎年度 1～2 名を受け入れ，研究の機会を提供するとともに，学部スタッフにもプラスとなっている。

【点検・評価】

➢国際的な共同研究への参加状況

上記北京大学国際関係学院との毎年の研究交流だが，特定のテーマで，定められた期間に行う通常の意味での共同研究ではない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学部が北京大学国際関係学院との上記研究交流を維持するのは，容易ではない（中国研究者，中国人スタッフが数名いるから，彼らの負担で維持できている）。このほか，アジア太平洋研究センターを窓口として，上海の同済大学，復旦大学，韓国の高麗大学とも接点があるが，研究における国際連携を構築するには全学的に取り組み，アジア太平洋研究センターを窓口とするほかはなさそうである。大学として長期的な構想，「特色づくり」のもとに判断すべきであろう。

（3）経常的な研究条件の整備

【現状の説明】

研究条件としては，研究室，図書等のインフラ面，研究費＝資金面，教育及び学内行政から解放された研究時間及び研修期間が考えられる。これらはいずれも次項で詳述するとして，最大の問題はここ十年余り，学生の学力低下及び社会からの要請に応じた教育の負担増，入試の多様化及び教育の緻密化（行き届いた学生へのケア）に伴う会議その他の学内行政の負担増が著しく，研究に専念できる時間が減少し，集中しづらくなってきたことである。授業の持ちコマが週 5 である上，「持ち出し」授業もある。また，セメスター制導入により前期試験及び採点が加わるなど，教育と研究との両立を図る余裕がなくなってきた。

【点検・評価】

➢個人研究費，研究旅費の額の適切性

個人研究費年間 35 万円，研究・教育用図書費（1 人当たり換算）30 万円，学会出張補助上限 7 万円は適切だと思われる。難を言えば，学会出張が複数回に及ぶ場合，個人研究費から支出しなければならず，その分だけ図書購入等を減らさざるを得ない点が問題である。

➢教員個室等の教員研究室の整備状況

10 号館研究棟は，竣工して 14 年経過したが，当時言われた都内随一を維持しているとは言えないまでも，スペースはまずまず十分であり，使い勝手も悪くない。清掃や設備点検，書架増設も適宜行われている。ただし，2006 年 9 月に新規開館された図書館が研究室から遠くなり，不便になったことはややマイナスである。

➢教員の研究時間を確保させる方途の適切性

教員の研究時間は，自ら工夫し，遣り繰りして確保すべきものだが，学部としては教授会の開催回数を少なくし，会議時間を短くし，各種委員会も少なく，短くする伝統が守られてきた。研究時間の積極的な保障としては海外研修があるが（次項），5 年なり 7 年なりの間隔で享受できる研究専念期間＝サバティカル制度が他大学並みに存在しないことが最大の問題である。

➢研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

本学の海外研修規則は，就職後比較的早く海外研修に 1 年間出ることができ，さらに 1 年延長することもできた点で（2001 年度より当初から 2 年間），メリットが大きく，優れた研究者養成に貢献するものであった。しかし，同時に 3 名までしか利用できず，学部・学科内の事情，学内行政の都合等からフル回転で利用されたとは言い難い。利用が遅れる教員もあり，2 度目の利用（14 年後）に与った者は少ない。

➢**共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性**

共同研究費は，理工系のように研究室単位には存在せず，本大学研究助成，アジア太平洋研究センター・プロジェクトに応募，採択された場合に支給される制度である。人文・社会科学系の場合はこの制度の方が望ましく，現に有効に運用されていると判断される。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記の研究時間の確保については，増加の一方をたどる各種委員会を合理化し，会議回数及び時間を思い切って削減することが先決である。また，サバティカル制度を早急に実施すべきであろう。あわせて，研究こそ教育の土台であり，大学の生命であるという原則を再確認し，教員の間に研究マインドが横溢するような学科・学部・大学づくりが求められる。

（4）競争的な研究環境創出のための措置

【現状の説明】

競争的な研究環境は，研究の発展のために望ましいとされるが，中小規模の大学，そして人文・社会科学系の学部にとっては，必ずしも単純な問題ではない。科学研究費補助金に積極的に応募すべきことは言うまでもないが，採択されるためには個人研究ならばユニークなテーマや方法が求められるし，共同研究ではコアとなるスタッフが少ない不利を克服しなければならない。本学部においては，2004 年度 21 世紀 COE プログラムに応募したが，手続き的な問題があり不採択に終わったことによって，競争的資金導入にややシュリンクしていることも指摘せざるを得ない。

【点検・評価】

➢**科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況**

科学研究費補助金交付は 2003～2006 年度が各 1 件，2007 年度が 2 件（萌芽研究の継続と若手 B 新規）で，他大学はもとより他学部に比しても少ない（もとより，共同研究の一員としての参加は除いてある）。記録が残っている応募状況は 2005 年度 3 件，2006 年度 0 件，2007 年度 2 件であり，もともと申請が少ないため採択がごく少数という結果になっている。総じて，国公立大学や他の私立大学に比して消極的である。

他の団体からの助成としては，社団法人信託協会，全国銀行学術研究振興財団，財団法人櫻田会などがあり，特に櫻田会は政治学科教員が毎年 1 名ずつ助成を受けている。

➢**基盤的研究資金と競争的研究と競争的研究資金のバランスとそれぞれの運用の適切性**

基盤的研究資金としては，個人研究費（年間 35 万円）及び研究・教育用図書費（1 人当たり約 30 万円），学会出張補助（1 回 7 万円まで）がある。このほか，学内における競争的研究資金としては，アジア太平洋研究センターの共同研究及びパイロット・プロジェクト，大学レベルで国際的学術活動に関する助成（航空運賃 20 万円まで），本大学研究助成（個人 70 万円，共同 300 万円まで，期間は 1～3 年）がある。これらのうち，特に本大学研究助成の申請手続きが容易で，採択されやすいこと（2003，2004 年度各 1 件，2005 年度 3 件，2006 年度 4 件，2007 年度 3 件）がかえって，学外の競争的資金，特に科学研究費補助金申請に対する消極性を生み出している憾みがある。基盤的研究資金と競争的研究資金のバランスの是非はにわかに判断し難いが，学内外のバランスが経営的に見れば悪いことは確かである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

科学研究費補助金申請を増やすことは言うまでもないが，それが大学の助成等と比較して，手続きの煩雑さをカバーして余りあるメリットを有するものだということを，採択者の研究成果の公開を通じて説得的に示す措置が必要であろう。

また，学科・系横断的な共同研究の企画で 21 世紀 COE プログラムに応募すべきだと思われる。

（5）研究上の成果の公表，発信・受信等

【現状の説明】

研究成果の公表は，もとより教員個々人が行うものであるが，大学・学部としても促進，支援している。大学ホームページの教員紹介プロフィール欄，同じく各種の賞を受けた教員の紹介，各学部紀要（本学部は『成蹊法学』）及び『成蹊大学一般研究報告』，本学出版助成，成蹊学園と成蹊会の学術表彰などである。ただし，研究成果の一般向け公表を，大学広報の一環として積極的に行うというところにまでは及んでいない。

【点検・評価】

➢研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

本学出版助成は，助成金なしには出版が不可能な事情に鑑みると実に有益な制度であるが，問題もある。出版希望が毎年同数出されるとは限らないにもかかわらず，年度の限度額が決まっていて，希望が多いと 1 件当たりの助成額が減少してしまう。ただ，そのような場合は，予算の増額等により，できるだけ印刷費の 5～6 割程度の助成となるよう調整している。

➢国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

現在の大学のインターネット環境では，国内外の大学や研究機関の研究成果を発信，受信することはできる。ただ，当方が外部から受信，ダウンロードすることは盛んでも，個々人がホームページ上に論文を掲載して発信する点，さらには紀要をデジタル化する点においては立ち遅れている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究マインドの醸成，研究活動の活性化に応じて，成果発表の出版助成を拡充すべきである。

研究成果の広報は，受験生（大学院生を含む）対策としてのみならず，優秀な研究者を集める人事政策としても重要であり，積極的に推進すべきである。それは，研究成果の日常的なチェックなしには実現できず，大学の将来構想とセットで検討することが望ましい。「○○分野に強い成蹊大学」，「××分野で，こんなユニークな研究者」といった UI（ユニヴァーシティ・アイデンティティ）づくりの一環ともなる。

6．6　アジア太平洋研究センター

（1）研究活動

【現状の説明】

アジア太平洋研究センターの研究活動は，①研究プロジェクトの実施，②研究成果及びジャーナルの刊行，③センター主導の活動，④その他の研究活動支援や研究機会提供，の 4 つに大別できる。

① 研究プロジェクトの実施

本センターの中心的事業である研究プロジェクトには，複数の研究者によって 3 年間にわたり行われる「共同研究プロジェクト」と，単独の研究者によって単年度で行われる「パイロット・プロジェクト」がある（後者は，将来における本格的な研究プロジェクトへの発展を視野に置いたものである）。2003 年度から 2007 年度までの 5 年間で，計 13 本の共同研究プロジェクト，計 6 本のパイロット・プロジェクトが実施されている。2007 年度現在，進行中の共同研究プロジェクト及びパイロット・プロジェクトは，次のとおりである。

＜共同研究プロジェクト＞

1）言語のダイナミズム研究（3 年度目）

研究題目：　言語のダイナミズム ― 日本語・英語・アジアオセアニア諸語 ―

リーダー：　森　雄一（文学部）

研究目的：　主として，日本語・英語・アジアオセアニア諸語を対象とし，言語の持つ動的な特性を解明する。

2）アメリカの表象研究（3 年度目）

研究題目：　21 世紀の日本で“アメリカ”という表象をいかに作り上げていくのか

リーダー：　下河辺美知子（文学部）

研究目的：　アメリカがグローバルな覇権を獲得した時代にあって，世界は“アメリカ”という記号にどのような意味と力を読み取るべきかを再考し，日本とアメリカとの新しい関係を問い直す。

3）アート・政治・アジア研究（2 年度目）

研究題目：　「アート・政治・アジア」研究に関する理論的枠組の構築

リーダー：　李　静和（法学部）

研究目的：　アジアのポストコロニアルな状況，現在新たに進行しているグローバリゼーションのもとで，多様な芸術表現と政治の関係について考察し，アーティストと研究者のネットワークを作る。

4）デモクラシーとナショナリズム研究（1 年度目）

研究題目：　デモクラシーとナショナリズム ― アジアと欧米

リーダー：　加藤　節（法学部）

研究目的：　アジアと欧米とにおけるデモクラシーとナショナリズムとの関係の諸相を解明する。

＜パイロット・プロジェクト＞

1）アメリカ文化における戦争の痕跡（権田建二，文学部）

2) アジア・太平洋地域におけるネットワーク構造（小林　盾，文学部）

3) アジアのオリンピック ― 東京～ソウル～北京そして東京（鈴木　滋，経済学部）

② 研究成果及びジャーナルの刊行

本センターの研究活動は,「その研究成果の社会への還元」を目的の 1 つとしている。研究活動の成果は,直接的には次の 2 種類の形態のいずれかの方法で公表されている。

第 1 に，共同研究プロジェクトの成果は，原則としてプロジェクト終了から 1 年以内に「成蹊大学アジア太平洋研究センター叢書」として公刊されている。2007 年までに刊行された単行本は全部で 27 冊である。

第 2 に，本センターの学際的な研究紀要として『アジア太平洋研究』を年 1～2 回発行している。本紀要は「日本，北米を含むアジア太平洋地域に関する問題や，政策課題の理論的・経験的研究を促進する」ために，アジア太平洋地域と国際間の相互関係に重点を置いている。本紀要の論文は，本センターが招聘する客員研究員の寄稿論文，一般投稿論文及び本学教員による論文からなり，パイロット・プロジェクトの成果も本紀要に掲載される。

③ センター主導の活動

①で述べた研究プロジェクト以外にも，本センターは年度ごとにテーマを設定して，セミナー・シンポジウム・公開講座などを開催している。2003～2005 年度は，下記をメインテーマとして連続講演会を年 3～4 回の頻度で開催していた（連続講演会の詳細は「7．社会貢献」の項を参照)。

2003 年度：　「北東アジアの平和を求めて」

2004 年度：　「ことしは選挙の年」

2005 年度：　「安全と安心を考える」

2006 年度以降は，次のテーマでワークショップ・シンポジウムを開催した（この点に関しても「7．社会貢献」の項を参照)。

2006 年度：　「東アジアの歴史と主体を考える」

2007 年度：　「日本のゆくえ ― 保守主義とはなにか」

④ その他の研究活動支援や研究機会提供

①～③のほかにも，本センターでは下記の諸活動を行っており，アジア・太平洋地域に関する研究活動を支援したり，研究機会を提供したりしている。

＜海外研究者の受け入れ＞

本学の研究者が，研究推進のために海外の研究者と交流を希望する場合であり，かつ，その活動が本センターの目的にかなっている場合，センターとしてその研究者を招聘し，日本滞在中の研究活動を支援している。2003～2007 年度は延べ 54 名の海外研究者を受け入れた。

＜特別研究員の採用と客員研究員の受け入れ＞

採択された共同研究プロジェクトや本センター独自の研究活動で一定の役割を担うことのできる若手研究者を，特別研究員として採用している。特別研究員には研究室と研究資材を提供している。また，本学研究者に受入研究者がいる場合，若手研究者を客員研究員として招聘し，研究環境等を提供している。

＜学術研究員の採用＞

2007 年 7 月より，本学大学院生で，将来の研究者を目指す学生や研究を深めたい学生を学術研究員として採用し，大学院の指導教員とともに当該学生の研究活動を支援している。これは，上記と同様に若手研究者の養成支援を目指すものである。同時に，学生が指導を受けたいと考える学外の研究者を本センターが招聘し，当該学生のために講演会やセミナー，個別指導などを行ってもらう学術研究員メンター制度なども用意している。なお，2007 年度は 7 名の学術研究員を採用した。

＜研究会や講演会の後援＞

本学の研究者や，研究者からの推薦がある団体・個人が行う研究会や講演会に対し，広報等を協力するなどの後援を行っている。

＜国際的学術活動に関する助成及び国際会議参加助成＞

本学の専任教員が海外で開催される学術的な国際会議に参加し，アジア太平洋地域に関連する研究報告などを行う場合に，往復の航空運賃を助成している。毎年数名の教員がこの制度を利用し，海外での研究発表を行っている。

＜日本研究関係図書情報サービス及びアジア太平洋地域に関する研究資料の収集・整理・保管＞

本センターでは独自の資料収集を行っており，諸外国で刊行された日本に関する文献，アジア地域の統計資料，中国関係資料，世界銀行出版資料，アジア経済研究所出版資料など，特色のある資料を収集・整理・保管している。これらはプロジェクト参加者だけでなく，学内教員，大学院生，学部生，さらに学外にも公開されている。2008 年 3 月現在，蔵書数は約 10,500 冊（洋書：約 7,900 冊，和書：約 2,600 冊）である。

【点検・評価】

➢論文等研究成果の発表状況

2003～2007 年度に公刊された「成蹊大学アジア太平洋研究センター叢書」は，以下の 12 冊である。

『ことばと共生 ― 言語の多様性と市民社会の課題』（桂木隆夫編），三元社，2003 年

『経済現象と法』（松下満雄編），商事法務，2003 年

『現代中国的制度与文化』（石剛編著），香港社会科学出版社，2004 年

『からだはどこにある？ ― ポップカルチャーにおける身体表象』
（日比野啓，村山敏勝，三浦玲一，吉原ゆかり編著），彩流社，2004 年

『生産と流通の近代像 ― 100 年前の日本』（松本貴典編），日本評論社，2004 年

『マス・メディアと冷戦後の東アジア ― 20 世紀末北東アジアのメディア状況を中心に』
（奥野昌宏編），学文社，2005 年

『日韓の地方自治と地域開発』（小原隆治・趙文富編），第一書院，2005 年

『家族の変容とジェンダー ― 少子高齢化とグローバル化のなかで』
（富田武・李静和編），日本評論社，2006 年

Nation-States and Media: The Question of National Identity,
Kenji Suzuki ed., 明石書店，2007 年

『辺縁のアジア ― ＜ケガレ＞が問いかけるもの』

（阿部年晴，綾部真雄，新屋重彦編），明石書店，2007 年
『日常生活の誕生 ― 戦間期の日本の文化変容』（バーバラ・佐藤編），柏書房，2007 年
『教育の政治経済分析 ― 日本・韓国における学校選択と教育財政の課題』
（中神康博・Taejong Kim 編著），シーエーピー出版，2007 年

また，研究紀要『アジア太平洋研究』では，2003～2007 年度の間に計 47 本（第 25～32 号，約半数が英語論文）の論文を掲載している。最新号（第 32 号）に掲載された論文の著者及び題目は以下のとおりであるが，叢書の公刊とあわせ，活発な研究活動とそれに伴う研究成果の発表がなされていると評価できる。

- Evelyn Schulz, The Revival of the Roji in Modern Japan: The Role of Indigenous Urban Structures in the Discourse of the Urban
- Chiharu Tsurutani, Acquisition of Geminate Consonants by English Speaking Learners of Japanese
- Xie Wangyuan, The Feature and New Development of China's Criminal Law Legislation: 1997-2007
- Gavin Parker & Akihiko Takata, Governance and Community Management of Public Assets: The Experience of Musashino, Japan
- 墓田桂「スリランカにおける国内避難民問題」
- 丁妍「中国における中等職業教育教員の現状と問題点 ― 技術労働者学校教育を中心に」

【将来の改善・改革に向けた方策】

2.6 で述べたように，本センターは専任の研究者を持たず，研究活動は学部に所属する個々の教員の自発性に依存しているという状況にある。だが，その割には学際的かつ広範なテーマのもとでプロジェクトを展開しており，多くの成果も生み出してきている。特に 2003～2007 年度は 12 冊の叢書を刊行し，本センターにおける研究活動が以前に比して活発になりつつあることを示している。本センターのオリエンテーションやプロジェクト報告会などを通じて，センターに対する教員の関心が増してきた結果と考えられる。

とはいえ，固有の継続的研究者集団が存在しないという難点が払拭できているわけではない。現在の共同研究プロジェクトの期間は 3 年（しかも，3 年目は出版に向けて研究成果をまとめる段階となるので，研究に充てるのは事実上困難となっている）であり，本センターの所員や特別研究員の所属期間も限られているため，長期にわたる継続的な研究計画はもちろんのこと，3～5 年の期間の研究計画ですら立てにくいという問題は依然として残っている。また，共同研究プロジェクトは学内の専任教員が 2 名以上参加することが要件となっているが，専任教員の多くない本学においては，学内で 2 名以上の教員を集めるということ自体が非常に難しい研究テーマも存在する。さらに，学部の授業の負担が同等に課されている状況で，中心的役割を担って研究を進めていく教員が出てきにくいという構造も問題点として挙げられる。本センターが研究機関としての存在意義を高めていくべきだとすれば，上記の問題に対処する必要がある。

その対策としては，2.6 の【将来の改善・改革に向けた方策】で触れたとおり，プロジェクト・メンバーの授業コマ数や業務の軽減，本センターの研究活動の中核的な担い手の養成といった策がまずもって講じられるべきであろう。

その他，目下のところ実行可能なのは若手研究者（特にポスト・ドクター，大学院生など）に照準を当てた支援策である。若手研究者支援制度をさらに充実させるとともに，本センターの研究紀要『アジア太平洋研究』を成果公表の場として活用するためのインセンティヴが高まるようなシステムを構築すべきである。そこで，2006～2007 年度においてはジャーナル関連諸規程（「論文執筆要領」，「研究紀要『アジア太平洋研究』投稿論文要領」，「研究紀要『アジア太平洋研究』報告・依頼論文要領」など）を整備したが，まだ残さ

れた課題は多く，例えば，査読の体制が完全に整っているとは言い難い（この点も前述の専任教員の少なさと関連している）。査読を滞りなく進めるための仕組みを確保する一方で，学内のみならず学外からの一層の投稿増加を目指して PR に努めるべきだと思われる。

（2）教育研究組織単位間の研究上の連携

【現状の説明】

本センターは，設立から今日まで本学唯一の研究センターとして学際的な研究活動を実施している。研究活動の主体である研究プロジェクトは，本学の学部・大学院の専任教員から提案募集し，さらに他大学や他の研究機関の研究者とも連携して進めている。また，2007 年度からは若手研究員の養成を目標として，本学の大学院生を対象とした学術研究員制度による研究支援も開始された。本センターそれ自体には専属の教員，研究員，学生はいないため，研究活動のすべては本学の各学部（経済学部，法学部，文学部，理工学部）及び法科大学院の教員や，本学大学院出身者を含む特別研究員によって行われている。

本センターでは，外国人招聘客員研究員制度として，本学に 1～3 カ月滞在して研究に従事する制度がある。また，研究プロジェクトを通して行われる学術交流や，学術交流協定を結んでいる海外の大学との学術交流がある。これらは，本センターや本学の専任教員の進めるプロジェクトに沿って行われている。

共同研究プロジェクトの成果は，「成蹊大学アジア太平洋研究センター叢書」として市販図書を発刊することが義務づけられており，それらは本センターの成果であるとともに，各教員の所属する学部・研究科での成果でもある。また，研究紀要『アジア太平洋研究』は査読付き研究紀要であり，学内外の研究者の投稿論文が掲載されている。その一部は，本センターのプロジェクト研究の成果であるとともに，本学の教員の成果でもあり，研究上の密接な関係があると言える。

本センターの研究を支えるスタッフとしては，所長以下 4 名の所員がいるが，すべて 4 学部の専任教員から選任されており，その運営にあたっては，同じく 4 学部の専任教員から選任された運営委員があたっている。本センターの事務組織は，大学の事務組織である研究助成課に属しており，その事務的サポートの上に企画，運営，研究活動全般にわたり本学の 4 学部とその大学院に所属する教員が一体となってセンターを支え，運営している。

【点検・評価】

➢附設研究所を設置している場合，当該研究所と大学・大学院との関係

研究活動の中心である共同研究プロジェクトは，学内の専任教員がコアメンバーとして本センターの募集に応募し，採択されると 3 年間実施される。2008 年度は 6 件の応募に対して 4 件が採択され，2007 年度は 1 件の応募に対して 1 件が採択された。パイロット・プロジェクトは 1 名の専任教員のみで応募可能であり，研究期間は 1 年である。2008 年度は 1 件の応募に対して 1 件が採択され，2007 年度は 3 件の応募に対して 3 件が採択された。

本センターを運営するスタッフは，所長，所員，運営委員とも本学・大学院の専任教員から選ばれている。2006 年度までは所員は文科系 3 学部からのみ選出されていたが，2007 年度から理工学部からも選出されることとなり，所員，運営委員とも 4 学部から 1 名ずつの体制となった。

本センター及びプロジェクトの研究活動をサポートする特別研究員（任期 3 年）は，大学院博士後期課程修了若しくは満期退学したポスト・ドクターを対象に募集しており，これまでのところ，その多くは本学の大学院出身者である。さらに，学術研究員制度は若手研究者養成制度の一環で 2007 年度から開始され，初年

度 9 人の応募があり，7 人が採用された。学術研究員は，短期メンター制度を利用して国内研究者を招聘してレクチャーを受けるなど，積極的に新制度を活用している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学部組織とは独立した研究所であるので，本来であれば本センターの専任教員や専任の研究員により主体的に研究を進めることが望ましいが，今後とも本学・大学院の専任教員が研究の提案応募を行い，また，本学・大学院の専任教員の兼務で本センターの研究活動を支援していくという現状を変えていくことは困難と思われる。しかし，本センターにおける研究活動やそれを支える業務をすべて通常の学部・大学院における業務に上乗せしていく体制では限界がある。特に，研究活動を行うために外部資金を得ようと思っても，実質的に専任の研究員を置かない本センターの研究体制は脆弱であり，研究を主体的に行える体制ではない。

改善策としては，本センターでの研究活動を行う場合は，学部・大学院における一部業務の軽減措置をとるなど，本センターの研究業務に従事することが，通常の学部・大学院における研究活動（業務）の一部として制度化する方法が考えられる。さらに，本センターが予算配分機能を持つだけでなく，外部資金を獲得できるような体制にするためには，現在のような 4 学部から輪番で選任される所員・運営委員による組織に加え，積極的に本センターを研究活動の中心として利用する専任教員を研究リーダーとした組織を編成して，中長期的テーマに取り組む必要があると思われる。したがって，本センターが主体的にプロジェクトを組織するためには，今まで以上に本学・大学院と制度的な連携を深める必要があると思われる。

(3) 経常的な研究条件の整備

【現状の説明】

個人及び共同研究への助成を通して本センターが果たしている貢献は，研究機関としての大学の質にとって重要な意義がある。

本センターが運営する研究プロジェクトは，主としてアジア太平洋地域に関する研究で，学問的に十分な成果の期待できるものであり，共同研究プロジェクトとパイロット・プロジェクトの 2 種類から構成されている。共同研究プロジェクトは活動期間 3 年で，助成総額は 600 万円（100 万円を上限とする出版助成を含む）を限度とする。メンバーには少なくとも本学専任教員 2 名を含むことが必要である。パイロット・プロジェクトは活動期間 1 年で，助成金額は 50 万円であり，メンバーは専任教員 1 名となる。プロジェクトの数と予算総額並びに支出実績，予算消化率の推移は，以下のとおりである。

表 6.13　プロジェクトの数と予算総額等の推移

年度	助成件数	予算総額	支出実績	予算消化率
2003	7 件（1 件）	12,500,000 円	11,973,042 円	95.8%
2004	7 件（0 件）	14,700,000 円	14,674,707 円	99.8%
2005	7 件（0 件）	14,900,000 円	14,850,214 円	99.7%
2006	9 件（3 件）	13,684,000 円	13,683,132 円	99.9%
2007	7 件（3 件）	9,100,000 円	9,091,209 円	99.9%
2008	7 件（1 件）	12,500,000 円	―――	―――

注）「助成件数」の（　）内はパイロット・プロジェクトの助成件数で，内数。

また，本センターの研究制度には，上記の研究プロジェクト運営のほかに，国際的な研究交流のための制度として，本学教員が海外からの研究者を招聘する場合にその経費と当該研究者の日本における研究環境を提供する制度並びに本学教員が海外で開催される学会等において報告などを行う場合に，その旅費を支援する制度がある。

前者の制度は，飛行機等交通費，滞在費，本学国際交流会館の宿泊費を全額提供し，かつ，個人研究室とパソコン等研究機器を貸し出すものと，本学国際交流会館の宿泊費を支給し，かつ，個人研究室とパソコン等研究機器を貸し出すものと 2 つのコースがあり，本センターの運営委員会が招聘候補研究員の滞在目的の研究テーマ等を審査して決定している。招聘された研究者は，来日目的となっている研究テーマをもとに公開研究会や講演会を開くことや，本センターの研究紀要『アジア太平洋研究』に，滞在中に得られた研究成果を論文として発表することになっている。

この制度による研究者採用人数と滞在日数総数の推移は，次のとおりである。

表 6.14　研究者採用人数と滞在日数総数の推移

年度	予算	採択人数	滞在日数総数
2003	1,670,000 円	3 人	179 日
2004	1,350,000 円	4 人	171 日
2005	1,350,000 円	7 人	303 日
2006	1,350,000 円	2 人	60 日
2007	910,000 円	1 人	30 日
2008	500,000 円	1 人(予定)	30 日(予定)

後者の制度は，本学教員が海外の学会等で報告やチェアマンを行うなど一定の役割を果たす場合に，20 万円を限度に旅費を助成するものである。この助成を受けた場合は，帰国後その報告を本センターの季刊紙に寄稿することとなっている。

この制度による海外への研究者派遣実績は，以下のとおりである。

表 6.15　海外への研究者派遣実績

年度	派遣人数	派遣国別内訳
2003	3 人	南アフリカ，オランダ，カンボジア　各 1 名
2004	3 人	韓国，カンボジア，連合王国　各 1 名
2005	5 人	ルーマニア，カナダ，ドイツ，韓国，アメリカ　各 1 名
2006	5 人	韓国，中国　各 2 名，アメリカ　1 名
合計	16 人	10 カ国

なお，この制度は 2006 年度をもって休止しているが，それは 2007 年度以降この趣旨の助成が研究助成課の下で全学的に一括して行われるようになったからである。

このほかにも，研究室や研究機器を整備し，特別研究員を雇用して研究活動を支援する制度，将来の研究者の養成も兼ねて本学博士課程の学生を学術研究員として採用する制度なども行われている。

【点検・評価】

➢個人研究費，研究旅費の額の適切性

個人に対する研究費支給の制度の第 1 のものは，パイロット・プロジェクトである。これは，1 年完結でその成果を翌年度の本センターの研究紀要に発表することになっており，助成額は 50 万円である。この金額は，近年の航空運賃の急上昇などの社会の変動に対応するには充分ではないと言えるが，本来この制度は，助成を受けた翌年度以降，さらに大きな共同研究プロジェクトへ発展する可能性を含んだ個人の研究を助成することを目的としている点から見れば妥当であると言えよう。また，教員の所属学部予算から配分される個人研究費との併用，科学研究費との併用も認めているので，意欲ある教員にとっては充分であろうと考えている。ただ，この制度の目的が発展途上の斬新な研究を大きな共同研究プロジェクトに展開させるためのものであるので，本来であれば採択件数を多くしたいところであるが，本センターのプロジェクト助成額が大学予算の緊縮により上昇が望めず，既存の共同研究プロジェクトの予算を確保する必要から，表 6.13 で見るように，パイロット・プロジェクトの採用数が絞られてしまうことは残念である。

海外からの研究員招聘の制度についても同様に予算の縮減の影響を直接受けて，近年予算の確保が急激に困難になっているのは表 6.14 を見るに明らかである。しかし，学術的国際交流は本センターの目的の大きな柱であることから，この制度の維持はセンターの研究活動の発展に必要不可欠である。予算の確保が困難になる中で，採用人数を確保するためには，センター予算の配分見直しか，あるいは招聘者 1 名にかかる経費を縮減するなどの制度の変更を検討せざるを得ないであろう。

➢教員個室等の教員研究室の整備状況

本センターは 2004 年度に本館から西 1 号館に移転したが，2007 年度より旧図書館を改修した新 1 号館に移った。西 1 号館が大学の敷地の外に位置していたのに対して，現在では 10 号館の研究棟に接続しており，教員及び大学院生にとってアクセスしやすくなっている。また，特別研究員用に共同研究室や個人研究室を，さらに招聘客員研究員用に個人研究室を確保しており，研究環境も改善されている。

➢共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

本センターにおける共同研究プロジェクトの制度は，センター発足当時から本センター研究活動の中心としてあり，27 年の間，より多くの研究者が助成を受けやすく，活動をしやすくなるように制度的な改良が加えられている。この 3 年間の研究成果は単行本（成蹊大学アジア太平洋研究センター叢書）として刊行されるので，研究者自身にとっても大きな研究の足跡を残せ，かつ，本センターとしても知的な資産が確実に得られ，また，市販性も考慮されていることで，直接社会への知財の提供という貢献も果たしている。この制度は，本センター設立の目的である「学際的・国際的共同研究の推進及びその研究成果の社会への還元」を直接的に展開している制度であり，これからもこの制度を維持発展させていかなければならない。しかし，財源的には厳しさが増しており，表 6.13 を見ると，2003 年度と 2008 年度は助成件数と予算総額が一致しているのであるが，その内訳で比較すると，2003 年度の場合は最も経費の必要な 2 年度目プロジェクトが 2 件，次に経費の必要となる初年度が 2 件，予算額が少なくてよい 3 年度目が 2 件であるのに対し，2008 年度の場合は 2 年度目プロジェクトが 1 件，初年度が 4 件，3 年度目プロジェクトが 1 件である。このように，助成件数を内訳で見ると，研究予算が実質的には縮減されていることが分かる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本センターが本学の研究活動に果たしている役割は，大きな意義がある。本センターは本学唯一の研究機関であり，また，唯一の研究国際化の窓口と言える存在である。また，共同研究プロジェクト助成は，研究者の相乗的な力を発揮するために大きな意義があり，今後も学部や外部機関との連携など発展可能な制度として改善を進めていく。そして，個人の研究プロジェクトに対する助成を厚くすることも，研究の裾野をさらに広げ，かつ，質を上げるために必要であり，パイロット・プロジェクトの間口を広げたり，共同研究プロジェクトとの関係を緩くするなどの方策を検討していくことは意義がある。

なお，18 歳人口の減少に伴って大学の授業料収入が減少することにより，研究に割く大学予算の縮減率はさらに加速していくことも想定され，研究支援財源の維持と発展のためには積極的な外部資金の導入を推進していくことなども検討していかなければならない。

Ⅱ．本　章

7．社会貢献

7. 社会貢献

【到達目標】

成蹊大学における社会貢献の目標は，多くの課題を抱える21世紀の社会に貢献する専門性を備えた教養人として，コミュニケーション力や協調性などの社会的基礎力や，幅広い教養と専門的知識をあわせ持った学生を社会に送り出すことにより，地域社会や国際社会に貢献すること，また，公共団体，学術団体や企業等との連携を深め，研究成果を広く公開することで，学術の推進や社会の発展に大きく寄与することにある。

また，地域社会に開かれた大学，地域における知の拠点としての大学として，本学が有する知的資源を公開し，施設・設備も可能な限り開放しているが，なお一層，公開講座，大学施設の外部貸出し，地域住民への情報図書館の部分開放，地域でのボランティア活動の推進等を通じて，あるいは武蔵野市及び武蔵野地域に立地する大学や高等学校との連携を深めることを通じて，地域社会の活性化を担う存在として，地域社会に根ざした活動を行うことも目標である。

【現状の説明】

中央教育審議会の答申「我が国の高等教育の将来像」（2005年1月28日）において，21世紀は「知識基盤社会」の時代であり，教育・研究機能の拡張（extension）としての大学開放の一層の推進等の生涯学習機能や地域社会・経済社会との連携も常に視野に入れていくことが重要であること，社会貢献の役割を，言わば大学の「第3の使命」として捉えていくべき時代となっていること，「人々が，生涯のいつでも，自由に学習機会を選択して学ぶことができ，その成果が適切に評価される」ような生涯学習社会を構築するためには，各種の主体により多様な学習機会が豊富に提供されなければならず，公開講座をはじめとする各種の大学開放を通じ，質的に高度で体系的かつ継続的な学習機会を提供する者として，高等教育機関やそのコンソーシアム（共同事業体）が重要な役割を果たすことが期待されることが明示されている。

本学においても，その知的資源や施設・設備等を活かし，上記に示されている大学の使命を積極的に果たすべく，主として次の事業を通して社会貢献に取り組んでいる。

① 武蔵野地域における生涯学習の推進

武蔵野地域における生涯学習の推進事業として，聴講生制度がある。この制度により受け入れる聴講生種別として，従来は一般聴講生，武蔵野市民聴講生及び武蔵野市役所職員聴講生の 3 種類があったが，このうち武蔵野市民聴講生は，生涯学習の推進や市民の聴講意欲の高まりに対して 1981 年に本学と武蔵野市との協定に基づき発足した制度である。受け入れ定員は 50～60 名と少ないものの，60 歳以上の市民（1995 年からは 59 歳以下に拡大）を対象とし，聴講料を武蔵野市が負担するなど，当時の地方自治体と大学との連携事業としては画期的な制度であった。

その後，武蔵野市民の生涯学習に寄与することを目的として，武蔵野市役所，武蔵野市内及びその周辺の 4 大学（亜細亜大学，東京女子大学，日本獣医生命科学大学，武蔵野大学）と連係・協力し，1993 年に発足した 5 大学の学長と市長とで構成する武蔵野地域学長懇談会の主催により，1994 年から 5 大学による共同講演会（基調講演と各大学 1 講座の連続 6 講座），1997 年からは共同教養講座（各大学 4 講座の計 20 の連続講座）が毎年開催されている。また，本学の発案に基づき，武蔵野市及び武蔵野地域 5 大学が連携し，それぞれが保有する教育課程，人材，組織，施設等の資源を活用することにより，高度で継続的及び体系的な学習の機会を提供することを目的として，2003 年から「武蔵野地域自由大学」を組織し，地域住

民のさらなる学習意欲に応え，継続的・体系的な生涯学習を推進する役割を担うこととなった。この武蔵野地域自由大学の特徴として，本学や他大学の正規科目の聴講のほか，武蔵野市寄附講座（現在，5 大学とも開講）や共同講演会，共同教養講座等の聴講講座数に応じて，武蔵野地域自由大学独自の称号記（学位）が授与される点を挙げることができる。

このほか，本学の創立 50 周年を記念して,自治体としては全国初の武蔵野市からの寄附講座（講座運営費 200 万円）を 1999 年に受け入れたが，それ以降毎年，学部の正規科目として寄附講座を開講し，本学学生とともに，多くの市民が聴講している。また，聴講した証として毎回修了証を授与しており，武蔵野地域自由大学の称号記の授与とともに，生涯学習推進のための１つのインセンティブにもなっている。

なお，一般聴講，武蔵野地域自由大学聴講及び武蔵野市役所職員聴講の受け入れ総数（実数）は，次のとおりである。

表 7.1　聴講生の年度別受け入れ総数

	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
経済学部	38 名	36 名	32 名	39 名	26 名
理工(工)学部	5	5	23	14	13
文 学 部	158	156	156	196	170
法 学 部	30	26	24	27	23
（複数学部）	—	—	—	—	39
合 計	231	223	235	276	271

注）2008 年度の「(複数学部)」の人数は，1 人が複数学部の科目を聴講する場合に，2007 年度まではいずれかの学部に片寄せして集計していたが，2008 年度からは複数学部の科目を聴講する場合には学部に片寄せして集計はせず,「複数学部」として外数で集計することに変更した人数を表す。

② 公開講座等による研究成果の地域社会への還元

定期的に開催している一般市民向けの公開講座（後述）や，次に掲げるアジア太平洋研究センターによる連続講演会，シンポジウム等を通じて，研究成果を地域社会に還元している。

＜2003 年度＞

◇連続講演会：メインテーマ「北東アジアの平和を求めて」

第 1 回　5 月 29 日　日本は何をなすべきか　　重村　智計 氏（拓殖大学教授）［参加者：290 名］

第 2 回　6 月 29 日　韓国からみた半島の将来　　尹　徳敏 氏 (韓国外交安保研究院教授) ［317 名］

第 3 回 10 月 23 日　前・駐日韓国大使からみた日朝問題

崔　相龍 氏（高麗大学教授・前駐日韓国大使）［210 名］

第 4 回 11 月 27 日　韓国の『太陽政策』(対北包容政策)の評価

朴　権相 氏（前 KBS（韓国放送公社）社長）［160 名］

＜2004 年度＞

◇連続講演会：メインテーマ「ことしは選挙の年」

第 1 回　5 月 11 日　韓国政情と朝鮮半島問題

ヤング・キム 氏（米ジョージ・ワシントン大学名誉教授）［110 名］

第 2 回　6 月 10 日　参院選挙と政局　　岩見 隆夫 氏（政治評論家）［282 名］

第 3 回 11 月 10 日　米大統領選挙と平和の行方

アンドリュー・デウィット 氏（立教大学助教授）［206 名］

＜2005 年度＞

◇連続講演会：メインテーマ「安全と安心を考える」

第 1 回　5 月 19 日　軍事力は安全を保障するか　　前田　哲男 氏（東京国際大学教授）［232 名］

第 2 回　6 月 16 日　中国は本当に脅威か　　上村　幸治 氏（獨協大学講師）　［163 名］

第 3 回　7 月 14 日　デジタル化でプライバシーはどうなる？

櫻井よしこ 氏（ジャーナリスト）　［186 名］

◇国際ワークショップ

2006 年 1 月 7 日～9 日　東アジアの歴史と主体を考える　［開催期間延べ 250 名］

＜2006 年度＞

◇公開研究会

2007 年1月31日　米国から見た安倍政権　ジェラルド・カーティス 氏（コロンビア大学教授）［16 名］

＜2007 年度＞

◇国際シンポジウム

6月16日　「日本のゆくえ ― 保守とはなにか」［100名］

パネリスト：　ジェラルド・カーティス 氏 （コロンビア大学教授）

崔　相龍 氏 （高麗大学教授）

進藤　兵 氏 （都留文科大学教授）

帰　永濤 氏 （北京大学助教授）

コメンテーター：　フロリアン・クルマス 氏 （ドイツ-日本研究所所長，デュースブルグ大学教授）

◇公開研究会

第 1 回　4 月 19 日　冷戦後の日本の保守主義　　帰　　永濤 氏（北京大学助教授）　［36 名］

第 2 回　7 月 3 日　日本の新自由主義　　渡辺　　治 氏（一橋大学大学院教授）［25 名］

第 3 回 11 月 7 日　自民党政権と今後の日米関係　　若宮　啓文 氏（朝日新聞社論説主幹）［18 名］

第 4 回 2008 年 1 月 8 日　Trends and Strategies of Community Development in Nepal

マンガラ・シュレスサ 氏（トリブヴァン大学助教授）［30 名］

◇学術研究員メンターによる公開講演会

2008年 1月21日　中世における動物の図像と説話　　田中　貴子 氏（甲南大学教授）　［45名］

③　IT 講習会・ロボット教室の開催

武蔵野市主催であるが，毎年本学が協力して，本学の施設において，本学の教員による武蔵野市市民講座「初心者 IT 講習会」（詳細は「2.8 学園情報センター」の項を参照）や，市内在住・在学の小学校 5・6 年生を対象とした土曜学校「成蹊大学ロボット教室」を開催している。

ちなみに，2007年度のロボット教室は9月1日・8日・15日に開催し，理工学部の専任教員2名が講師を務め，「ロボットってなに？：先生の講話と研究室訪問（2研究室）」，「ロボットを作ろう：ロボットの製作」，「ロボットで遊ぼう：ロボット製作及び動作実験」のテーマで行った。

④　高大連携の推進

本学は，近隣の 10 以上の高等学校と高大連携の覚書を締結し，高等学校からの聴講生や科目等履修生の受け入れ，図書館の夏期・春期休業期間中の開放，模擬講義の実施，理工学部の研究室訪問，施設見学，本学体育会学生との交流などを行っている（詳細は「3. 教育内容・方法」の項を参照）。

⑤　一日体験科学教室

理工学部では，好奇心旺盛な高校生に対して，科学技術を身近に体験したり，最先端の科学技術に触れたりする機会を提供し，あわせて「理科離れ」が指摘される中，その解決の一助にもなるよう，毎年，一日体験科学教室や研究室公開を実施している。

2007年度の実施概要は，次のとおりである。

＜物質生命理工学科＞

開催日：8月5日（日）9:10 ～ 17:30

内　容：体験講義「生命科学の最先端　～再生医療とクローン～」

実験　「光と結晶」,「カオスってなんだろう」,「髪の毛の断面を覗いてみよう」,「光・X線で分子を見る」,「光学薄膜フィルタの作成」,「微細加工でポートレート」,「油脂含有食品を美味しく食べるには？」,「ホタルの光とフルーツの香り」,「光計測とピンホールカメラ」,「ナノメートルの化学の世界」,「木の葉にメッキ」,「光を当てると色が変わる化合物を作る」,「身近な粉の不思議」　,「セラミックとはどんなもの」

以上　14テーマ

参加者：高校生95 名，高校教諭7 名

＜情報科学科＞

開催日：6月17日・7月1日・9月30日，いずれも日曜日　10:00 ～ 12:00

内　容：体験講義　「Java でアニメーション－数学や物理の理論式をアニメで楽しく確かめよう－」

「対話型アニメをプログラミングしよう」

「情報システムのおはなし－使う身になってつくろう－」

参加者：全体で41 名（うち保護者2名）

＜エレクトロメカニクス学科＞

開催日：7月21日（土）13:00 ～ 16:00，9月下旬から12月上旬の毎土曜日14:00 ～ 17:00

内　容：エレメカ祭り（研究内容のデモ）

「コンピュータを利用した立体の作製」

「コンピュータが試験管　−あなたのゴルフの実力は？−」

「ディスプレイの人間工学　―ケータイからテレビまで目にやさしい表示の実現―」

サタデーオープンラボ（研究室公開）

「電気機械」,「電力系統」,「人間工学」,「知能機械」,「環境・流体」,「計算力学」,「ロボティクス」,「経営システム工学」,「材料力学」,「機械創成」

参加者：エレメカ祭り 25 名，サタデーオープンラボ 15 名

⑥　企業等との連携の推進

企業等との連携としては，まず，主に理工学部において，一般企業等からの受託研究，共同研究を積極的に受け入れており，その研究成果を社会に還元していることが挙げられる。

また，企業等からの寄附講座については，「成蹊大学寄附講座要綱」（寄附金を伴う場合）及び「講師の無償派遣による寄附講座の設置に関する申合せ」（講師のみ派遣の場合）に基づき，本学の学部・研究科の正規科目として受け入れている。寄附金を伴う例としては，社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC），財団法人産業経理協会及び武蔵野市があり，講師のみ派遣の例としては，野村證券株式会社及び新光証券株式

会社がある。各講座とも最新の情報に触れる機会となっており，また，一部の科目は市民にも開放されている。

⑦　インターンシップ生の受け入れ

大学職員の業務に関心のある学生（成蹊大学生，他大学生）を毎年数名，一定の期間受け入れて，大学や法人における業務を経験させている。

⑧　武蔵野市立中学校の部活動指導者の派遣

武蔵野市における少子化やそれに伴う学校規模の縮小，人事異動等による部活動の指導者不足を補い，支援するため，2006 年度から，サッカー部やバスケットボール部などの本学体育会の学生を同市立中学校にスポーツ指導者として派遣している。

【点検・評価】

➢社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

社会との文化交流等を目的とした教育システムとしては，【現状の説明】のうち，市民や地域住民を対象とした「②公開講座等による研究成果の地域社会への還元」や，市民や小学生を対象とした「③IT 講習会・ロボット教室の開催」と，高校生を対象とした「⑤一日体験科学教室」が該当するものと思われるが，これらはいずれも参加者から好評を得ており，毎年開催されていることから，社会貢献事業として評価することができる。

また，本学と交流のあるケンブリッジ大学の学生劇団である「ペンブルック劇団」を国際教育センターが招聘し，本学の学生のほか，本学園の各学校の児童・生徒・保護者及び市民を対象に，2007 年 9 月及び 2008 年 9 月にシェークスピア演劇（英語劇）の上演会を本学において行ったが，いずれも 400 名近い来場者があり，多くの市民にも参加いただいた（公演に先立ち，本学の学生及び成蹊高等学校の生徒を対象に，ペンブルック劇団の学生がセリフや劇の演出について解説したり，参加者全員で歌や踊りを実践したりといった事前ワークショップが開催され，学生にとって劇団員との交流を深め，異文化に触れるよい機会となっていることから，次年度以降も招聘し，交流を深める予定である）。

なお，成蹊学園では，2002 年の学園創立 90 周年記念事業の一環として，小学校から大学まで，及び卒業生や市民を対象に，ウィーン・フィルハーモニー管弦楽団のメンバーである「ウィーン・アルカディア・ピアノ四重奏団」や「ウィーン・アルカディア・デュオ」を招聘し，「成蹊学園フレンドシップ・コンサート」と称して 2002 年から 2006 年まで 5 年間開催した。この講演では，本学の管弦楽団との共演も行われ，毎年 1,000 名を超える入場者があった。また，2007 年からは「成蹊音楽祭」に衣替えし，第 1 部は本学園の児童・生徒・学生・卒業生の音楽団体等，第 2 部はプロの音楽家として活躍する本学園の卒業生による演奏会が行われ，多くの市民を含め 700 名を超える入場者があった。

➢公開講座の開設状況とこれへの市民の参加状況

大学として実施している公開講座は，「公開講座運営委員会」において企画され，運営されている。

公開講座は毎年，前期及び後期にそれぞれ 4 回ずつ，統一テーマのもとに一般市民向けに開講し，武蔵野市及びその周辺から一般市民が多数参加している。100 名前後の出席者が通例であるが，人気のあるテーマを設定した場合は 200 名を超える場合もあり，市民の期待に応えていると評価できる。毎回アンケートをとり，当該企画の反省及び次回以降の企画の参考としている。公開講座の詳細は，次表のとおりである。

表 7.2　成蹊大学公開講座のあゆみ

年度	統一テーマ等	実施日	講座名・演題等	講　師	所属・職名 (当時)	聴講 者数
2003	バイオテクノロジーの発展と 21 世紀における人々の生活と科学 〔コーディネーター： 太田 康信〕	6 月 7 日 (土)	バイオニクスへの挑戦 －第三世代のバイオテクノロジー－	軽部　征夫	東京工科大学 バイオニクス学部長	174 名
		6 月 14 日 (土)	ヒトの設計図から新薬へ	増保　安彦	東京理科大学教授	165 名
		6 月 21 日 (土)	眠れる遺伝子を目覚めさせる	村上　和雄	筑波大学名誉教授	184 名
		6 月 28 日 (土)	進化経済学と複雑適応系	有賀　裕二	中央大学教授	149 名
		7 月 5 日 (土)	バイオテクノロジーと生命倫理	林　真理	工学院大学助教授	169 名
	環境保護と現代の生活 〔コーディネーター： 太田 康信〕	10 月 4 日 (土)	民法と環境特別法	飯島　紀昭	成蹊大学教授	89 名
		10 月 18 日 (土)	中国－経済発展と環境保護の間で－	光田　剛	成蹊大学助教授	70 名
		11 月 1 日 (土)	地球にやさしい健康生活	境　広志	成蹊大学助教授	77 名
		11 月 15 日 (土)	国際環境法の現状	廣部　和也	成蹊大学教授	70 名
2004	グローバル化に対応する社会・制度	6 月 19 日 (土)	国際化からグローバリゼーションへ	遠藤　誠治	成蹊大学教授	170 名
		6 月 26 日 (土)	イスラム社会と国際化	堀内　正樹	成蹊大学教授	165 名
		7 月 3 日 (土)	モノつくりと日本	谷　正紀	成蹊中学・高等学校長	129 名
		7 月 10 日 (土)	税制における国際間の不公平性	成道　秀雄	成蹊大学教授	96 名
	子どもたちの心は今 －佐世保事件を機に考える－	11 月 23 日 (火)	子どもたちとの関わり方を考える	神田　信彦	文教大学教授	91 名
		11 月 27 日 (土)	学校現場からの子育て支援	高柴　光男	成蹊小学校教頭	69 名
		12 月 4 日 (土)	子どもの攻撃性とその対応	横湯　園子	中央大学教授	78 名
		12 月 11 日 (土)	少年非行の現状と少年法の改正	金　光旭	成蹊大学教授	54 名
2005	生活を支え，豊かにする理工学と先端技術	5 月 28 日 (土)	食の安全と安心を求めて：油脂および油脂含有食品の品質管理について	戸谷洋一郎	成蹊大学教授	80 名
		6 月 4 日 (土)	情報社会の窓　電子ディスプレイの生態学：利用者中心のディスプレイ技術への視点	窪田　悟	成蹊大学教授	55 名
		6 月 11 日 (土)	摩擦と人間社会：豊かな人間生活の鍵	佐々木成朗	成蹊大学助教授	75 名
		6 月 18 日 (土)	文化の差による音の感受性の差異について	橋本　竹夫	成蹊大学教授	81 名
		6 月 25 日 (土)	ITS：Intelligent Transport Systems (高度道路交通システム)	青木　正喜	成蹊大学教授	50 名
	戦後 60 年　日本イメージの変遷	11 月 5 日 (土)	韓国から見た日本	鄭　泰憲	高麗大学教授	295 名
		11 月 12 日 (土)	中国から見た日本	天児　慧	早稲田大学教授	236 名
		11 月 26 日 (土)	米国から見た日本	五十嵐武士	東京大学教授	208 名
		12 月 5 日 (土)	日本人の自画像	加藤　節	成蹊大学教授	186 名
2006	知の最前線への誘い	5 月 20 日 (土)	環境とエネルギー	里川　重夫	成蹊大学助教授	133 名
		5 月 27 日 (土)	古代ギリシアの民主政と自然観	瀬戸　一夫	成蹊大学教授	120 名
		6 月 3 日 (土)	経済予測における統計学の役割	井上　智夫	成蹊大学教授	118 名
		6 月 10 日 (土)	紛争と平和と国際社会	墓田　桂	成蹊大学専任講師	150 名
	憲法を考える	11 月 11 日 (土)	立憲主義の意義：第９条は何のために	長谷部恭男	東京大学法科大学院教授	221 名
		11 月 18 日 (土)	"差別はあるが格差のない社会"と"格差はあるが差別のない社会"："法の下の平等"の日米比較	安部　圭介	成蹊大学教授	174 名
		12 月 2 日 (土)	新しい人権：プライバシー権に焦点をあてて	城所　岩生	成蹊大学教授	106 名
		12 月 9 日 (土)	日本国憲法は占領軍の贈り物？：憲法は何故国民に支持されたか	安念　潤司	成蹊大学法科大学院教授	168 名
2007	日本史の蹊(こみち)	6 月 2 日 (土)	江戸時代の経済像：数量経済史が解き明かす新しい姿	松本　貴典	成蹊大学教授	194 名
		6 月 9 日 (土)	近代日本の“開国経験”：福沢諭吉と中江兆民を中心に	宮村　治雄	成蹊大学教授	178 名
		6 月 16 日 (土)	日本の数学の歴史	若林　功	成蹊大学教授	150 名
		6 月 23 日 (土)	北条氏と武田氏	池上　裕子	成蹊大学教授	221 名
	地球温暖化を考え，行動する	11 月 10 日 (土)	地球温暖化の危機と循環型社会：文明論の立場から	里深　文彦	東京農工大学大学院教授	145 名
		11 月 17 日 (土)	京都議定書をめぐる国際政治経済	松下　和夫	京都大学大学院教授	137 名
		12 月 1 日 (土)	温暖化防止と環境ビジネス	藤垣　芳文	成蹊大学教授	125 名
		12 月 8 日 (土)	温暖化防止技術のあり方：地球のしくみと人類の未来から考える	小島　紀徳	成蹊大学教授	124 名

➢教育研究の成果の社会への還元状況

現状の説明で述べたが，武蔵野市と連携して，武蔵野市民や小学生のための各種講座（武蔵野地域 5 大学共同講演会，武蔵野地域 5 大学共同教養講座，ロボット教室など）を通じて，また，公開講座や講演会，シンポジウム等を通じて，地域社会を中心に教育研究の成果を還元している。

また，それぞれの専門分野における専門書や図書の出版，専門誌等への論文投稿において，あるいはテレビでの解説や新聞紙上における論説・論評などを通じて，研究成果を社会に発信し，還元している。

なお，本学の市民聴講生の集まりである「銀蹊会」が主催する講演会や勉強会に，本学から講師を派遣したり，会場を提供したりもしており，市民の勉学意欲に応えている。

➢国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況

2008 年度は次のとおり，各学部等の教員が自分の専門分野に応じ，国の機関において委員等を引き受けている。

経済学部　　1 名（国土交通省）
理工学部　　7 名（文部科学省，総務省，厚生労働省，経済産業省）
文学部　　5 名（文部科学省，外務省）
法学部　　4 名（財務省，総務省）
法科大学院　5 名（経済産業省，法務省，文部科学省）

地方自治体においては，2008 年度は次のとおりとなっている。

経済学部　　4 名（武蔵野市，横浜市）
理工学部　　3 名（武蔵野市，小金井市）
文学部　　6 名（八王子市，町田市，横浜市，武蔵野市，川崎市，武蔵村山市）
法学部　　1 名（武蔵野市）
法科大学院　1 名（豊川市，日進市，相模原市）

このほかに，全国市長会，東京市政調査会，日本都市センター，都市再生機構などの財団法人において活動をしている教員もおり，これらの活動を通じて，本学は，国や地方自治体等の政策形成に貢献していると言える。

➢大学の施設・設備の社会への開放や社会との共同利用の状況とその有効性

本学の教室は，授業等に支障のない場合に限り，学内関係者のほか，国，地方公共団体等の公的機関，学術研究を目的とする学会や研究会，その他適正な使用目的を有するものと認めた団体等に貸し出している。情報教育用施設（パソコン教室等）については一般利用はできないが，武蔵野市が主催する IT 講習会等において，施設・設備を提供している。

また，本学図書館は，1982 年から市民に開放しており，2006 年 9 月に新たに開館した情報図書館においても，市民や高大連携による高校生などに開放し，活発な利用がなされている。

なお，適正な使用目的を有するものと認めた団体等への教室貸出状況（過去 3 年間）の詳細については，表 7.3～表 7.5 のとおりである。

表 7.3　教室貸出状況一覧（2005 年度）

No.	使用月日	使　用　団　体　名	使　用　目　的
1	4 月 17 日	情報処理推進機構	情報処理技術者試験
2	4 月 24 日	東進ﾊｲｽｸｰﾙ　吉祥寺校	公開模試
3	5 月 8 日	代々木ゼミナール	代ゼミ模擬試験
4	5 月 15 日	東京地方裁判所	裁判所職員採用試験
5	5 月 29 日	（財）国際ﾋﾞｼﾞﾈｽｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ協会	TOEIC 英語試験
6	6 月 5 日	代々木ゼミナール	代ゼミ模擬試験
7	6 月 12 日	武蔵野商工会議所	日商簿記検定試験
8	6 月 19 日	東進ﾊｲｽｸｰﾙ	公開模試
9	6 月 19 日	代々木ゼミナール	模擬試験
10	6 月 26 日	（財）国際ﾋﾞｼﾞﾈｽｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ協会	TOEIC 英語試験
11	7 月 10 日	河合塾	河合塾模擬試験
12	7 月 18 日	教育図書 21	統一模試
13	7 月 24 日	武蔵野市	職員採用試験
14	7 月 31 日	代々木ゼミナール	模擬試験
15	8 月 7 日	日本技術士会	技術士試験
16	8 月 21 日	代々木ゼミナール	代ゼミ模擬試験
17	8 月 21 日	教育図書 21	統一模試
18	8 月 23 日～26 日	（財）原子力安全技術センター	放射線取扱主任者試験
19	8 月 28 日	全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士国家試験
20	9 月 4 日	国際観光振興機構	通訳案内業試験
21	9 月 25 日	（財）国際ﾋﾞｼﾞﾈｽｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ協会	TOEIC 英語試験
22	10 月 9 日	河合塾	河合塾模擬試験
23	10 月 9 日	代々木ゼミナール	代ゼミ模擬試験
24	10 月 16 日	情報処理推進機構	情報処理技術者試験
25	10 月 23 日	銀行業務検定協会	銀行業務検定試験
26	11 月 23 日	代々木ゼミナール	代ゼミ模擬試験
27	11 月 27 日	（財）国際ﾋﾞｼﾞﾈｽｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ協会	TOEIC 英語試験
28	12 月 4 日	代々木ゼミナール	代ゼミ模擬試験
29	12 月 4 日	河合塾	河合塾模擬試験
30	12 月 23 日	東進ﾊｲｽｸｰﾙ　大泉学園校	公開模試
31	1 月 15 日	（財）国際ﾋﾞｼﾞﾈｽｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ協会	TOEIC 英語試験
32	1 月 29 日	気象業務支援センター	気象予報士試験
33	3 月 5 日	銀行業務検定協会	銀行業務検定試験
34	3 月 26 日	（財）国際ﾋﾞｼﾞﾈｽｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ協会	TOEIC 英語試験

表 7.4　教室貸出状況一覧（2006 年度）

No.	使用月日	使　用　団　体　名	使　用　目　的
1	4 月 16 日	情報処理推進機構	情報処理技術者試験
2	4 月 23 日	東進ﾊｲｽｸｰﾙ　吉祥寺校	公開模試
3	5 月 7 日	代々木ゼミナール	代ゼミ模擬試験
4	5 月 28 日	東京地方裁判所	裁判所職員採用試験
5	5 月 28 日	銀行業務検定協会	銀行業務検定試験
6	6 月 4 日	銀行業務検定協会	銀行業務検定試験
7	6 月 4 日	代々木ゼミナール	代々木ゼミナール
8	6 月 25 日	（財）国際ﾋﾞｼﾞﾈｽｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ協会	TOEIC 英語試験
9	7 月 17 日	教育図書 21	統一模試

10	8月6日	日本技術士会	技術士試験
11	8月20日	代々木ゼミナール	代ゼミ模擬試験
12	8月22日～25日	（財）原子力安全技術センター	放射線取扱主任者試験
13	8月27日	全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士国家試験
14	9月2日	武蔵野市	武蔵野市職員採用試験
15	9月3日	国際観光振興機構	通訳案内業試験
16	9月10日	銀行業務検定協会	銀行業務検定試験
17	9月24日	（財）国際ﾋﾞｼﾞﾈｽｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ協会	TOEIC 英語試験
18	10月1日	（社）産業環境管理協会	公害防止管理者等国家試験
19	10月8日	（株）全国試験運営センター	河合塾模擬試験
20	10月8日	代々木ゼミナール	代ゼミ模擬試験
21	10月15日	情報処理推進機構	情報処理技術者試験
22	10月22日	銀行業務検定協会	銀行業務検定試験
23	10月22日	（財）国際ﾋﾞｼﾞﾈｽｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ協会	TOEIC 英語試験
24	12月3日	（株）全国試験運営センター	河合塾模擬試験
25	1月14日	（財）国際ﾋﾞｼﾞﾈｽｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ協会	TOEIC 英語試験
26	1月28日	（財）気象業務支援センター	気象予報士試験
27	3月4日	銀行業務検定協会	銀行業務検定試験
28	3月25日	（財）国際ﾋﾞｼﾞﾈｽｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ協会	TOEIC 英語試験

表 7.5　教室貸出状況一覧（2007 年度）

No.	使用月日	使　用　団　体　名	使　用　目　的
1	4月15日	情報処理推進機構	情報処理技術者試験
2	5月6日	代々木ゼミナール	公開模試
3	5月26日～27日	東京地方裁判所	裁判所職員採用試験
4	6月2日～3日	武蔵野市役所	職員採用試験
5	6月3日	銀行業務検定協会	銀行業務検定
6	6月10日	商事法務研究会	法科大学院統一適性試験
7	6月10日	日本貿易振興機構	ビジネス日本語能力テスト
8	6月24日	（財）国際ﾋﾞｼﾞﾈｽｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ協会	TOEIC 英語試験
9	7月8日	関東学生テニス連盟	ルール・審判法講習会
10	7月15日	教育図書 21	模擬試験・保護者説明会
11	7月22日	（財）国際ﾋﾞｼﾞﾈｽｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ協会	TOEIC 英語試験
12	8月19日	代々木ゼミナール	公開模試
13	8月21日～24日	(財)原子力安全技術センター	放射線取扱主任者試験
14	8月25日～26日	東京都社会保険労務士会	社会保険労務士国家試験
15	9月2日	国際観光振興機構	通訳案内士試験
16	9月19日	武蔵野市立小中学校教育研究会	講演会
17	9月30日	（財）国際ﾋﾞｼﾞﾈｽｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ協会	TOEIC 英語試験
18	10月7日	（社）産業環境管理協会	公害防止管理者等国家試験
19	10月14日	代々木ゼミナール	公開模試
20	10月28日	銀行業務検定協会	銀行業務検定
21	11月11日	行政書士試験研究センター	行政書士試験
22	12月1日～2日	（株）全国試験運営センター	河合塾模擬試験
23	1月13日	（財）国際ﾋﾞｼﾞﾈｽｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ協会	TOEIC 英語試験
24	1月27日	気象業務支援センター	気象予報士国家試験
25	2月23日～24日	関東信越厚生局	看護師国家試験
26	3月2日	銀行業務検定協会	銀行業務検定

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学の到達目標の 1 つに，地域社会に開かれた大学，地域における知の拠点としての大学として，武蔵野市及び武蔵野地域に立地する大学や高等学校との連携を深めることを通じて，地域社会の活性化を担い，地域社会に根ざした活動を行うことが謳ってある。この点に関しては，武蔵野市や武蔵野地域にある大学との連携・協力のもと，武蔵野地域自由大学や共同講演会，共同教養講座，IT 講習会，ロボット教室などを通して，到達目標は概ね実現できているものと思われるが，さらに連携・協力を強め，地域社会に開かれた大学，地域における知の拠点としての大学であり続けるべく努力が必要である。

また，武蔵野市との新たな連携も考える必要があり，例えば本学の教職課程の学生を中心に，武蔵野市立の小学校や中学校に学校教育ボランティアとして派遣したり，武蔵野市の中学生や高大連携校の高校生などを対象にした公開講座を開催することも検討に値する。

研究成果の社会への還元については，公開講座やアジア太平洋研究センターのシンポジウム・ワークショップの開催により，地域社会を中心に還元されているものと考えている。特に公開講座は，研究成果を分かりやすく市民に教授し，社会に還元していくという意味において，有意義な社会貢献活動と思われるため，今以上に市民のニーズにあったテーマやタイムリーなテーマをとりあげることも十分意識して企画にあたらなければならないであろう。

なお，多様な学習機会の提供の1つである科目等履修生に関しては，その履修生の多くが教職等の資格課程科目の履修であるため，生涯学習の推進を図る趣旨からは，十分に制度の利用がされているとは言い難い状況である。本学の科目等履修生規則では，生涯学習の推進を目的とし，体系的な学修ができるよう，複数の一般科目を1つのコースとしてまとめ，提供できるように規定されている。しかしながら，制度設置以来，1度もコース科目が設定されたことはない。前述の中央教育審議会の答申に言う「質的に高度で体系的かつ継続的な学習機会を提供する」ために，例えば各学部の環境に関する科目を集め，体系的に配置して履修させるコースを設置するなど，科目等履修生制度の運用について，今後，検討する必要があるのではないかと思われる。

Ⅱ．本　章

8．教員組織

8. 教員組織

【到達目標】

成蹊大学における教員組織は，教育・研究能力に優れ，かつ，各学部・学科及び研究科における基本理念や教育・研究上の目的を達成し得る人材を適切に配置した組織とすることを目標としている。特に，専任教員については，本学が演習，卒業研究等の少人数教育を重視していることから，学生と積極的に関わり，学生の能力を引き出すことのできる指導力のある人材を求めている。

また，教育内容や重点分野への適切な配置，教員の年齢構成，職階，男女のバランス等にも留意し，教育研究水準の維持向上が図れる組織とすること，主要な授業科目は専任教員が担当すること，すべての開講科目における非常勤講師への依存率を50%未満とすることを目標とする。

8. 1 大学

(1) 教員組織

【現状の説明】

本学の教員組織は，大学設置基準第 13 条に定める「学部の種類及び規模に応じ定める教授，准教授，講師または助教の数」（別表第 1 教員）においては，助教を除く専任教員について，学部・学科ごとに本学の定員を定めており，全体で 144 名の定員となっている（設置基準上の必要数は，助教を含め 100 名である）。

助教については定員を定めていないが，2007 年度からこの制度を導入し，運用初年度の 2008 年 4 月 1 日現在，助手から昇任したもの 14 名，新規に助教として採用した者 3 名，計 17 名が理工学部に所属している。文科系学部における助教の採用は，2009 年度以降になる予定である。

一方，大学設置基準第 13 条に定める「大学全体の収容定員に応じ定める教授，准教授，講師または助教の数」（別表第 2 教員）においては，分野（一般教育（人文，社会，自然），外国語（英語，ドイツ語，フランス語，スペイン語，中国語），保健体育）ごとに本学の定員を定めており，全体で 33 名の定員となっている（設置基準上の必要数は 54 名である）。

したがって，本学の定員は大学全体で 177 名であり，設置基準上の必要教員数は 154 名である。

以上のほか，教職課程所属の専任教員の定員が 4 名，法科大学院（大学院法務研究科）所属の専任教員の定員が 15 名となっている。

実員は，法科大学院及び助教を除く専任教員が 173 名，助教を含めると 190 名となる。このほか，大学全体で 17 名（専任及び契約）の助手がいる。

さらに，国際教育センター日本語講師（専任）及び学生相談室カウンセラー（専任）を配置するとともに，必要に応じて外国人特別教員（高度の専門学識を有する外国人で，正規の授業科目を担当する常勤の教員）を雇用している。外国人特別教員の定員は，4 学部全体で前期と後期とをあわせて 2 名である。

法科大学院を除く大学院については，学部・法科大学院の専任教員のうち，大学院担当資格の発令を受けた者が兼担している。2008 年 5 月 1 日現在，資格発令を受けている教員数は，次のとおりである。

工学研究科	48 名
経済経営研究科	39 名

法学政治学研究科	27 名
文学研究科	38 名
法務研究科	6 名
合　計	158 名

【点検・評価】

➢学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格，学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

本学における教育理念は，自由闊達な学風，少人数制に基づく個性尊重の人格教育の継承を基軸としており，少人数制のゼミナールを重視しているため，大学設置基準に定める必要教員数（別表第 1 教員及び第 2 教員の総計）を 23 名，助教 17 名を含めれば，40 名上回る人数を，法科大学院を除く大学全体の専任教員（助手は含まない）の定員としており，大学設置基準を 2 割以上上回る教員数を確保していることから，総じて適切な専任教員数を確保していると言える。

しかしながら，各学科の別表第 1 教員は大学設置基準に定める必要数を上回ってはいるが，定員数が大学設置基準に対して 16 名の余裕がある学科もあれば，1 名の余裕しかない学科もある。定員に余裕のある学科は，2004 年度に 2 学科を 1 学科に改組した経済学部の経済経営学科，2005 年度に工学部 5 学科を理工学部 3 学科に改組した理工学部の各学科である。逆に定員に余裕のない学科は，2000 年度に 3 学科から 4 学科に改組した文学部の各学科，さらに，2004 年度に法科大学院を設置したことに伴い教員を放出せざるを得なかった法学部の各学科である。学科数の変動を伴う改組を行った場合，学科数を増やすと必要教員数が増え，逆に学科数を減らすと必要教員数が減るが，本学の場合，学部間で教員数の融通をすることが非常に困難であるため，学部全体の教員定員は原則として変更することができない。ただし，例えば経済経営学科は 16 名分も教員数に余裕があるが，1 学科とはいえ，学科内に特色ある 5 つのコースを設置しており，コースの内容を考えれば，必ずしも教員数が多すぎるということにはならないなど，当該学部の教育課程がどのように組まれているかという視点も必要である。

また，専任教員 1 人当たりの学生数は，経済学部 46.6 名，理工学部 25.4 名，文学部 46.1 名であるが，法学部は 61.0 名であり，2008 年度の入学者が例年に比べ大幅に増加したことを差し引いても，少人数教育という観点からは，全般的に教員数が不足しているとも言える。しかし，前回の自己点検・評価時（2002 年）では，経済学部 49.5 名，工学部 37.0 名，文学部 47.0 名，法学部 52.3 名であったことから，経済学部と工学部（理工学部）については好転している。一方，経済学部・文学部で専任教員の欠員が各 1 名，法学部で欠員が 2 名あり，また，2009 年度以降，文科系学部の助教採用が予定されていることから，欠員補充や助教採用が果たされれば，専任教員 1 人当たりの学生数の改善が図れるものと考えている。

なお，本学の大学院各研究科の教員は，専門職大学院である法科大学院を除き，学部との兼任である。

➢大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性

「教員は，一の大学に限り，専任教員となるものとする」という大学設置基準第 12 条第 1 項の規定を，本学では当然のこととして遵守している。全教職員に適用される「成蹊学園就業規則」第 8 条には，「教職員で学園に本務を持つ者が他に職を兼ねようとするときは，あらかじめ許可を受けなければならない」と規定しており，毎年 4 月に全専任教員に対して兼職届を提出させている。新規の兼職（各種審議会委員への応嘱を含む）については，経済学部，法学部，法科大学院においては教授会の審議事項となっている。

➢主要な授業科目への専任教員の配置状況

教育目的・目標を達成するためには，学部・学科の主要授業科目は専任教員が担当することが望ましいが，各学部における状況は「大学基礎データ：表 3（開設授業科目における専兼比率）」のとおりであり，また，各学部の項に記載するとおりである。概略すると，主要な授業科目である必修・選択必修科目の専兼比率は，各学部のカリキュラム構成や教員数，開設科目の種類や特性により，必ずしも本学の専任教員が担当していないものもあるものの，概ね 80%を超えており，現状の教員数においては妥当な配置であると評価できる。

また，各学部の専門科目においては専任教員の担当比率が高い一方，教養科目での兼任教員への依存率は高く，60%から 80%であることから，改善が求められる水準にあるが，教養科目においては，2010 年度に導入が予定されている全学共通の成蹊教養カリキュラムにおいて是正されることが期待できる。

➢教員組織の年齢構成の適切性

本学における専任教員（教授，准教授及び講師）の定年は，65 歳である。また，一定の継続的な研究業績があること，休講回数が少ないこと，健康であることの 3 条件を充足していることを前提に，教授会の議を経て学長に申請し，理事長の承認を受けた場合に，1 年任期で最大 3 年まで専任教員として採用される「特別任用教授制度」がある。一方，助教については 3 年の任期制で，研究業績等による審査の上，2 年間延長することができる。

本学の大学全体及び各学部の専任教員の年齢構成は「大学基礎データ：表 21（専任教員年齢構成）」のとおりであり，大学全体で見れば，一番多い年齢層は 56 歳～60 歳で 17.9%，次に多い年齢層は 51 歳～55 歳で 15.3%，その次が 46 歳～50 歳で 14.7%である。また，51 歳以上の教員は大学全体の 48.5%を占めており，全体的に高年齢化しているとも言えるが，前回の自己点検・評価時（2002 年）が 53%であったので，改善は図られている。一方で，31 歳～40 歳で 21.0%，41 歳～50 歳で 26.3%であることから，適切な教育水準と研究活動を維持し，継承するために必要と思われる人的基盤としては，適切ではないにしても，必ずしも年齢構成のバランスが悪いというわけでもないものと考えられる。

➢教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

本学における連絡調整組織は，学部・大学院を基礎とした各組織単位で，例えば学部内に，教務委員会，学科会議のほか，カリキュラム委員会（改編時）などの連絡調整会議を設けているほか，全学の教育研究上の管理運営及び連絡調整にあたっては，学部では学部長懇談会及び全学教務委員会，大学院では研究科長懇談会があり，タテ糸とヨコ糸からなる組織機関となっている。これらの組織を通じて，大学の，あるいは学部・大学院の教育課程編成の目的を実現しており，妥当な組織形態である。

なお，ここで特筆すべきことは，専任教員と非常勤講師との懇談会を全学的な規模で毎年開催していることである。日頃接触する機会の少ない専任教員と非常勤講師が学部の枠を超えて一堂に会することは，意義あることである。そこで交わされた意見は，教育課程編成の上で大いに活かされている。

➢教員組織における社会人の受け入れ状況

2008 年 5 月 1 日現在の全専任教員（教授，准教授，講師，助教）208 名中社会人からの受け入れは 67 名で，構成比率は 32.2%である。助手については 17 名中 5 名で，構成比率は 29.4%である。

2003 年 5 月 1 日現在の全専任教員（教授，助教授，講師）180 名中社会人からの受け入れは 43 名で，構成比率は 23.9%であった。助手については 32 名中 3 名で，構成比率は 9.4%であった。

いずれの構成比率も，5 年間で大幅に向上している。

➢教員組織における外国人の受け入れ状況

2008 年 5 月 1 日現在の全専任教員（教授，准教授，講師，助教）208 名中外国人は 8 名で，構成比率は 3.8%である。助手については 17 名中 1 名で，構成比率は 5.9%である。

2003 年 5 月 1 日現在の全専任教員（教授，助教授，講師）180 名中外国人は 7 名で，構成比率は 3.9%であった。助手については 32 名中 1 名で，構成比率は 3.1%であった。

5 年間での大きな変動はないと言える。

➢教員組織における女性教員の占める割合

2008 年 5 月 1 日現在の全専任教員（教授，准教授，講師，助教）208 名中女性教員は 44 名で，構成比率は 21.2%である。助手については 17 名中 5 名で，構成比率は 29.4%である。

2003 年 5 月 1 日現在の全専任教員（教授，助教授，講師）180 名中女性教員は 31 名で，構成比率は 17.2%であった。助手については 32 名中 10 名で，構成比率は 31%であった。

助手については大きな変動はないが，助手を除く専任教員における女性教員の比率は 5 年間で 4%ほど上昇している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学の教員組織は，大学設置基準に定められた必要教員数を大学全体では大幅に超過しているが，学部・学科によってその余裕人数に幅があるため，今後，学部・学科の利害を超えたレベルにおける学部・学科間の調整により，より適切に教員を配置していく必要があろう。

また，教育課程の編成と運営については，学部にあっては教授会や教務委員会，大学にあっては全学教務委員会において適切な運用がなされているが，2010年度に導入する成蹊教養カリキュラムの運営主体となる全学教育委員会を含め，今後も適切な運営がなされるよう，様々な努力を継続して行う必要がある。

（2）教育研究支援職員

【現状の説明】

本学では，教育研究を支援する職員として，各学部に専任または契約の助手を置くほか，理工学部には専任の技術員を配置しているが，それ以外に専任の教育研究支援職員は配置していない。

一方で，授業補助などの直接的な教育支援とは言えないが，企画運営部企画運営課では，全学 FD 委員会の事務を担当するほか，FD に関する情報収集，講演会等の企画を行っている。学務部では，授業課においては教材印刷や授業評価アンケートに関する事務を，履修課においては教職課程，学校図書館司書教諭課程，学芸員課程，日本語教員養成課程及び社会調査士課程に関する業務を担当している。また，学園情報センター情報システム課では，パソコン教室，CALL 教室，視聴覚教室等の管理・運営やマルチメディア（視聴覚を含む）対応教材作成の補助業務，教員・学生向けヘルプデスクの運営等を行っており，情報教育だけでなく，CALL 教室等を使用する外国語教育についても一部補助している。学園国際教育センター国際課では，日本語・日本事情等の科目の開講や TOEFL 講座，講演会等の国際教育プログラムや，国際理解教育を推進するために必要な教育方法の調査研究，教材研究等の国際教育研究プログラムに関する業務を担当している。キャリア教育に関しては，キャリア支援センターがサポートしている。

研究支援に関する部署としては，2004 年度から企画運営部研究助成課が設置されている。この部署は，個人研究費，海外出張，海外・国内研究，設備・装置等補助金，科学研究費補助金等競争的資金，日本学術振

興会各種補助金，成蹊大学研究助成，学術研究成果出版助成，国際学術会議に係る航空運賃助成，学会開催受け入れ，客員研究員の受け入れ，職務発明，公的研究費の管理など，研究全般に関わる業務を担当するが，大学院生の学会発表等に関する助成や大学院学生研究室の管理など，教員だけでなく，大学院生の研究活動も積極的に支援している。このほか，本学唯一の研究機関であるアジア太平洋研究センターにも研究助成課の職員を配置して，支援を行っている。

【点検・評価】

➢実験・実習を伴う教育,外国語教育,情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

本学には人的補助体制として，助手，ティーチング・アシスタント（TA）制度がある。助手は，理工学部にあっては実験・実習を伴う教育の補助を行い，文科系学部にあっては主に教材や教育活動に必要な資料の作成等を行っている。なお，理工学部においては助手のほか，専任の技術員を配置している。

また，マルチメディア（視聴覚を含む）対応教材作成の補助業務等は，学園情報センター・マルチメディアルームの職員及び専門知識を有する派遣職員が行っているが，外国語教育に関しては，CALL 教室の管理・運営において一部補助業務を行っているものの，専門的にサポートする体制にはない。

現行制度下では，人的補助体制の中で大きなウエイトを占めるのは TA 制度であると言える。

現在の TA 採用人数（A 種：博士後期課程在学生，B 種：博士前期課程在学生）は年間 60 名を超えており，A 種 TA のみであった時代に比べると，大幅に増えている。このように，拡充された TA 制度を効率的に運営していくためには，担当業務についてのガイドラインの作成，マルチメディア・システムの活用に係る支援業務を担当できる TA の確保等が必要であると考えられる。また，TA 制度を教育補助制度としてではなく，奨学制度の一部として考えられているケースもないとは言えない。このことから，採用する側，採用される側の双方に，改めて TA 制度の趣旨を徹底する必要があると考えられる。

➢教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

各学部の助手については，理工学部の助手は各学科や共通基礎に，文科系助手は学部（共同研究室）に所属し，直接的に教育研究をサポートしていることから，教員との連携・協力関係は円滑である。

ティーチング・アシスタント（TA）についても，TA を必要とする教員との直接的な関係にあることから，連携・協力関係という点では問題ないものと思われる。

➢ティーチング・アシスタント（TA）,リサーチ・アシスタント（RA）の制度化の状況とその活用の適切性

ティーチング・アシスタント（TA）制度は，本学における教育効果を高めることを目的として導入されている。A 種 TA は，大学院博士前期課程または法科大学院の課程における実験，実習，演習等の授業科目の教育補助業務に従事しており，本学大学院博士後期課程に在学する学生のうちから採用している。B 種 TA は，理工学部の実験・実習科目，情報教育用施設を使用して行う各学部の授業科目，3 号館 CALL 教室を使用して行う各学部の授業科目の当該授業時間内における教育補助業務に従事しており，本学大学院博士前期課程に在学する学生のうちから採用している。TA の雇用期間は 1 年（更新可）で，A 種 TA，B 種 TA とも 1 週 10 時間以内，年間 200 時間以内である。ちなみに，2008 年度の採用状況は A 種 TA では 15 名（工学研究科 5 名，法学政治学研究科 4 名，文学研究科 6 名）で，在籍者に対する採用率は 46.9%，1 名平均 160.3 時間である。また，B 種 TA では 48 名（工学研究科 43 名，経済経営研究科 1 名，文学研究科 4 名）で，在籍者に対する採用率は 27.9%，1 名平均 62.9 時間である。

リサーチ・アシスタント（RA）制度は，本学の学術研究における一層の研究支援体制の充実を図るため，2004 年度から導入された。本学の RA は，学部，研究科等が実施する研究プロジェクト等の研究活動に必要な補助業務を行うこととなっており，本学大学院博士後期課程に在学する者で，将来，研究者となる意欲及び優れた能力を有するもののうちから採用している。RA の採用は，科学研究費補助金，私立大学学術研究高度化推進事業，競争的資金制度において公的資金を伴う委託研究等のほか，学長が必要と認め，理事長が承認した研究プロジェクト等に限られており，現在は，ハイテク・リサーチ・センター整備事業関係で 1 名採用されているだけである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

文部科学省の「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代 GP)」に採択された新しい中国語学習法である中国語音声教育プログラム「游」が具体化される，理工学部で理工学研究所設置の動きが出るなど，今後は，現在に増して様々な教育研究方法が取り入れられ，それを支援する職員の必要性が生じてくることが予想されるので，その状況を見定めながら時代の要請に対処していくことが必要となろう。ただし，大学の経営上も組織上も，支援職員の増員には限界があるので，各部署における教育研究支援の必要性を見定めながら，バランスをとりつつ体制の充実を図る必要がある。

（3）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

【現状の説明】

本学の採用・昇任（昇格）は，各学部の定めによる採用・昇任の基準に依拠して行われている。その手続きは，まず，専門分野で選考して学部教授会へ提案される。そこでは，研究歴や教育歴，人物を中心に審査され候補者が選定される。その後，学部長，学長を経て理事長に上申され，決定される。採用にあたっては，個々の教員からの推薦によるほか，学会誌や他機関へ募集の公示・依頼や大学ホームページにより公募する方法が採られている。

教員採用・昇任については，各学部の当該基準によって行われており，選考過程も公正であると言える。また，若手教員を採用することによる年齢構成の是正のための努力も行われている。しかし，一部に研究の継承・継続の必要性から公募によらない採用が行われている。この場合は，事前に慎重な選考と審議が行われるなど，公平・公正の原則を貫く努力が必要とされる。

【点検・評価】

➢教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

以前の自己点検・評価では，学部における教員の採用・昇任に関する基準や選考手続きを，時代に即応して整備するとともに，必要により大学としての統一的な基準を制定し，必要な人材を獲得するための制度的見直しをする必要性が指摘されている。しかし，大学としての統一的な基準の制定及び人材獲得の制度的な見直しについては改善の余地を残したままであり，学部ごとに規則を設けている状況である。例えば，理工学部教員（専門）昇任資格基準，法学部専任教員の昇任に関する内規等がある。

➢任期制等を含む，教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

専任の教授，准教授，講師は終身雇用であるが，2007 年度の助教制度の導入時に，助教に対して任期制を適用することとした。具体的には，助教の任期は 3 年であるが，契約の更新を行うことにより教育・研究の

成果が期待できるときは，業績等の審査を経て，1 回に限り更新することができる。この場合の任期は 2 年であり，通算して 5 年まで勤務することができる。

新たに採用される助手については 1 年契約で，最大 5 年まで勤務することができる。

本学を定年退職した教授のうち，退職後引き続き再雇用した者（「特別任用教授」という）の任期は 1 年で，健康状態等に問題がなければ契約更新により，最長 3 年まで勤務することができる。

学部及び法科大学院の客員教授の任期も 1 年で，前者は契約更新により最長 3 年まで（ただし，年齢の上限は 70 歳まで），後者は契約更新により 70 歳（特に必要な場合は 75 歳）まで勤務することができる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教員の募集・任免・昇任に対する基準・手続きは，基本的には各学部が主体となって行っており，学部によりその体制や基準は異なる。

（4）教育研究活動の評価

【現状の説明】

教育活動に対する評価制度は，従前から工学部が独自に学生による授業評価を実施し，教員の自己改善に役立ててきたが，全学的に導入の必要性が認識され，2002 年度から全学的な規模の授業評価が実施されることになった。

研究活動に対する具体的な評価制度は存在しないが，研究活動の活性化を目途に次の策が講じられている。

自己点検・評価時に研究者一覧を作成し，専門分野，研究課題，研究業績（主な著書・論文等），学会活動の公表を義務づけている。

現在，該当する教員に個人研究費が均等に配分されているが，これとは別に「成蹊大学研究助成制度」，「学術研究成果出版助成制度」，「国際学術会議参加に係る航空運賃助成制度」を導入し，研究成果に応じて研究費を傾斜配分する助成制度の拡充を図っている。また，「海外・国内研究員規則」，「海外出張規則」等の規則整備を図り，研究期間，研究費等の研究条件の整備を図っている。

教育活動に対する評価方法については，全学的な規模の学生による授業評価制度が導入されたが，研究活動に対する評価制度の導入については，研究活動を質的側面から評価することが難しいこと，研究分野により研究成果が出るまでの時間的長短があること等から，制度の導入が遅れている。当面は，毎年度「専任教員の研究業績一覧表」を作成したり，研究活動に関する情報のデータベース化を図るなどして，まず，本学の研究活動の実態把握に努めることが必要である。また，教育研究活動の評価にあたっては，FD 活動との連携，活動に対する事務支援体制の確立等，環境整備が必要である。

【点検・評価】

➢教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

毎年度初めに，全専任教員に対して，履歴書，業績書（主要論文・著書，学術論文目録，著書・編集目録，翻訳目録，その他）等の提出を依頼し，既存データの更新を行っている。しかし，提出しない教員もおり，全専任教員の最新データをすべて大学で一元的に管理できているわけではない。そのため，学部・学科の改組，昇任人事，名誉教授の推薦，自己点検・評価，各種公的調査等で必要となるデータを，その都度各教員に作成依頼する必要が生じており，教員の負担感も増大しているので，様々な目的に使用できる教員情報データベースの構築が急務となっている。

教員の教育研究活動に対する評価方法は，大学として確立されたものはなく，専攻分野の異なる教員の評価をどのような体制でどのような基準をもって行うかは，今後の検討課題である。

➢教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

各学部における教員選考方法は，人事教授会が選考委員会を設置する場合，教授会が人事委員会を設置する場合等があり，その方法は教員選考規則等に規定されている。また，採用に関しては，研究能力について一定の基準があるものの，教育能力についてはさしたる基準がないため，応募者に対し，プレゼンテーションを実施する学部が多い。また，昇任に関しても，研究能力については研究業績として一定の基準を有する学部はあるものの，教育能力については数値的な評価が難しいこともあり，主に専任講師や准教授の経験年数を基準としている。

このため，ある程度数値化が可能な研究能力に比べ，数値化が困難な教育能力をどのように評価し，採用や昇任の際に配慮するかについては，FD 活動ともあわせ，今後の検討課題であろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上述のとおり，教員の教育研究活動に対する評価方法は，大学として確立されたものはなく，専攻分野の異なる教員の評価をどのような体制でどのような基準をもって行うかが今後の検討課題となる。

なお，評価内容として，直接的な教育研究活動の評価に加えて，教育行政への貢献度（各種委員会の委員や委員長歴，大学役職歴，入学試験業務歴のほか，出前講義・公開講座等の講師歴など）についても考慮が必要であろう。

8．2　学部

8．2．1　経済学部

（1）教員組織

【現状の説明】

経済学部は，経済学や経営学の専門知識を修得するとともに，広い視野に立って思考し，行動できる，自立した職業人を養成することを教育上の目的としてきた。この目的を着実に実現することを目指して，2004 年 4 月，本学部は従来の 2 学科（経済学科，経営学科）体制を改組し，経済経営学科だけからなる単一学科体制へと統合を行った。この学科統合にあわせて，それまでの教育課程も大幅に刷新され，「社会と環境」，「組織と人間」，「企業と戦略」，「金融と会計」，「経済と政策」の 5 つのテーマを軸に，関連する多様な専門（及び一部の教養）科目を有機的にグループ化して配置する「コース制」を導入するとともに，英語コミュニケーションや情報マネジメントの技能を養成するための 2 つの「特別プログラム」を設置した。

現在，この体制の充実と発展を図るために，それぞれの分野に十分な能力と業績を有する教員を配置するよう努めている。また，個々の教員の能力を向上させ，それぞれの専門性を相互に補完し，総合的に教育研究力量を高めていくために，組織としての努力も続けている。

【点検・評価】及び【将来の改善・改革に向けた方策】

➢学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格,学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

➢大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性

現行のカリキュラムには 5 つのコースを設置しているが，所属先コースは規制せず，1 年次前期・後期に開講されるいくつかのコース準備科目での担当教員による説明及び 1 年次秋に教務委員会が実施するコース説明会でのガイダンスを行った上で，所属先コースの決定は学生自身の自由選択に委ねている。そのため，5 つのコースに所属する学生数にはかなりのばらつきが生じているが，所属しないコースに配置された科目も相当数まで卒業所要単位として認定できるカリキュラムの特徴が活かされて，科目間で履修者数に大幅な格差が生じるような事態は回避できている。とはいえ，所属学生の多いコースに配置された一部科目の中には多数の履修生が集中する授業もあり，そのようなケースについては，次年度に複数のクラスを増設したり，類似した内容の特殊講義を新規に開講したりして，適正規模のクラスサイズが確保できるように努めている。また，専任教員を新規に採用したり，外部の専門家を非常勤講師として招いたりすることを通して，各講義を充実させる努力も続けている。

本学部の専任教員数は，2008 年 5 月現在，教授 33 名，准教授 11 名，専任講師 1 名の合計 45 名である。 これに対して学生数は，全学年合計で 2,096 名（専任教員 1 人当たりでは 47 名）である。なお，2008 年 5 月の時点で海外研修中の教員が 3 名おり，また，客員教授として招聘している教員が 1 名いるので，これらの人数を加減すると，専任教員 1 人当たりの学生数は 49 名となる。本学部で重視している入門演習，コース演習，応用発展演習，卒業研究等の双方向の討論形式授業を展開するためには，専任教員担当による少人数のクラスでの授業が必須であり，その意味では，現状において，専任教員数は十分に確保されていると言える。

➢主要な授業科目への専任教員の配置状況

経済学部の専門科目相当の授業科目（応用発展科目・基幹科目）への専任教員・兼任教員配置状況は，次の表のとおりである。

表 8.1　専門系の科目

		必修科目	選択必修科目	全開設授業科目
専門系の科目	専任担当科目数	8.0	-	115.7
	兼任担当科目数	0.0	-	32.3
	専兼比率　%	100.0%	-	78.2%

また，教養系の科目（人間総合科目・文化コミュニケーション科目・数学情報科目）についての状況は，次の表のとおりである。

表 8.2　教養系の科目

		必修科目	選択必修科目	全開設授業科目
教養系の科目	専任担当科目数	6.3	-	66.4
	兼任担当科目数	19.7	-	90.6
	専兼比率　%	24.3%	-	42.3%

特に専門相当の科目については，専任教員/兼任教員比率（専兼比率）は，必修の科目で 100%を確保し，また，専門系の科目全体で見ても 78%を超えており，適正であると言える。

➢教員組織の年齢構成の適切性

2008 年 5 月での本学部教員組織の年齢構成は，次の表のとおりである。

表 8.3　専任教員年齢構成

職　位	71歳以上	66歳～70歳	61歳～65歳	56歳～60歳	51歳～55歳	46歳～50歳	41歳～45歳	36歳～40歳	31歳～35歳	26歳～30歳	計
教　授		2	4	8	9	5	4	1	0	0	33
	0.0%	6.1%	12.1%	24.2%	27.3%	15.2%	12.1%	3.0%	0.0%	0.0%	100%
准教授	0	0	0	0	0	0	1	8	2	0	11
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%	72.7%	18.2%	0.0%	100%
専任講師	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100%
助　教	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
学部計	0	2	4	8	9	5	5	9	3	0	45
	0.0%	4.4%	8.9%	17.8%	20.0%	11.1%	11.1%	20.0%	6.7%	0.0%	100%

36 歳～40 歳と 51 歳～60 歳に 20%程度のやや大きな塊があるが，教育研究活動を維持する上で当分の間は問題がなく，むしろ壮健な年齢層が充実していると言えるのかもしれない。ただし，長期的には，計画的に若手教員の採用を主軸とする定年者更新人事を進め，年齢構成でバランスのとれた教員組織を実現すべく努力することが求められる。

➢教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

教育課程編成の目的を具体的に実現するための作業は，本学部の教務委員会が中軸となって，日常的に行われている。カリキュラム実施上の問題が生じれば，その状況と対応策が定例の教務委員会で報告，協議され，教授会で提案，承認を経た上で実施される。こうした審議と実施の経過途中のプロセスでは，コース配置科目，プログラム配置科目及び外国語科目等の科目ごとに，3 つの学科懇談会において，改善や対策に関する原案や代替案の検討が行われもする。

現行カリキュラムが完成年度を迎えた 2007 年度からは，学部長の諮問委員会として「カリキュラム等改善委員会」が組織され，そこで，カリキュラムの体系化と厳格化に向けて，より一層の改善のための検討が定期的に進められている。教務委員長，学科主任，学部長など，現在の教務事情に最も通じた教員が構成員となる委員会であるので，そこでは効果的に審議が進められ，また，本学部教員への連絡調整も密であると言

える。こうして現行の体制は概ね有効に機能しており，妥当であると考えられる。

➢教員組織における社会人の受け入れ状況

2006 年度からキャリア教育の専門家として活躍中の社会人（1 名）を，客員教授として受け入れている。客員教授の任期は 1 年で，3 年まで更新可能である。この間の経験から，客員教授としての社会人受け入れの方法は，外部の有能な専門家に本学部教育への協力を仰ぐための，非常に効果的な方法であることが認識された。今後も，こうした形での社会人受け入れが積極的に続けられていくと予想される。

➢教員組織における外国人の受け入れ状況

本学部の専任教員には，1 名であるが，ネイティブの英語教育専門家がいる。当人の日本語能力が優れているので，学生並びに他の専任教員とのコミュニケーション及び学務等の職務実行のいずれにおいても，何ら問題はない。

専任以外としては，ほぼ毎年，3 カ月間程度の期間で，外国人特別教員を受け入れてきている。教員は公募し，本学部の人事委員会で選考して採用を決めている。受け入れ期間中，主として学部や大学院に開設された特殊講義を担当してもらう。その授業は専門的な内容の講義を英語で行うもので，高度な英語聴取力だけでなく，一定水準の専門予備知識まで求められるために，受講生にとっては相当に難度の高い授業である。専任教員が授業運営に加わって，授業担当者と受講生との仲介役を果たさなければならないなど労も多いが，能力があって意欲的な学生には非常に刺激的な授業になっていることも確かである。これまでの取り組みを，今後も可能な限り継続していくべきと考えられる。

➢教員組織における女性教員の占める割合

専任教員 45 名のうち，女性教員は 13 名（教授 5 名，准教授 7 名，専任講師 1 名）で，その割合は 28.9%である。客員教授（女性 1 名），助手（女性 1 名）を加えると，その割合は 30%を超える。専門性や研究教育歴を重視して教員配置を行ってきた結果のことで，必ずしも意図して求めたものというわけではないが，男女共同参画社会の実現に向けての，概ね妥当な男女比構成比率が達成されていると言える。

（2）教育研究支援職員

【現状の説明】

外国語教育にも情報処理教育にも，補助的な人員配置は実施されていない。前者については語学クラスが 30 名前後の少人数クラスであり，担当者 1 人に完全に委ねられているため，後者については新入生の情報関連リテラシーが年々高まったことに伴い，補助的な技術的指導が不要になったためである。大学院生をティーチング・アシスタントとする制度は 1993 年に導入され，「教育補助員に関する内規」によって運用されている。ティーチング・アシスタント要員は A 種（大学院博士後期課程）と B 種（大学院博士前期課程）に分かれており，A 種は学部の専門科目と大学院博士前期課程について，教材準備，演習参加，レポート添削，学習上の質疑応答などの教育補助（及び B 種の補助内容）を行い，B 種は情報教育用施設を使用して行う各学部の授業科目と，3 号館 CALL 教室を使用して行う授業科目について教育補助を行う形である。

【点検・評価】

➢実験・実習を伴う教育,外国語教育,情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

上記のとおりであり，現状では概ね適切に運用されている。

➢教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

本学部共同研究室に専任の助手 1 名が配属され，教育研究面での種々のサポートを行っているが，さらにこれをアシストする派遣職員が教育研究支援職員として 1 名配属されている。サポート業務は，教材のコピー，学部紀要『成蹊大学経済学部論集』の編集，経済学部学会関連事務など広く学部の教育・研究上の領域に関わっており，適切かつ良好な連携・協力関係が築かれていると考える。

➢ティーチング・アシスタント（TA）の制度化の状況とその活用の適切性

2003 年度から 2006 年度まで教育補助として活用されたが，2007 年度及び 2008 年度については A 種，B 種ともに教員からの採用申請はなかった。また，活用されたのはほとんど学部の科目であった（大学院博士前期課程への活用は 1 例のみである）。CALL 教室でのティーチング・アシスタント（TA）については，本学部では全く採用されてこなかった。

まず，A 種の採用実績については，2003 年度 3 名（14 科目 3 名），2004 年度 2 名（6 科目），2005 年度 2 名（11 科目），2006 年度 2 名（7 科目）であった。次に，B 種の採用実績は，2003 年度に 2 名（2 科目），2004 年度 4 名（7 科目），2005 年度 2 名（2 科目），2006 年度 4 名（5 科目）であった。2007 年度と 2008 年度に申請がなかった理由としては，近年 A 種学生の数それ自体が僅少であること，さらに，B 種学生の補助業務が情報教育関連に限定されていることが挙げられる。後者については，情報教育関連については初歩的なリテラシーが底上げされ，必要度が相対的に低下していること，さらには十分高度な情報関係のノウハウが TA 候補学生の中に必ずしも容易に見出せない状況とも無関係ではない。これは，TA として情報教育補助に携わるにあたっての大学院生の資質にばらつきがある（特に B 種）ことによるものである。また，時間給制をとっていて，授業ごとに支払い手続きをとる必要があるなど，運用面での多少とも煩瑣な部分が採用を抑制させていることもある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教育研究支援に関しては必要とされる人員が確保されており，現状では特段の改善・改革の必要はないと考える。ただし，ティーチング・アシスタント（TA）に関しては機能がやや停滞している感があり，再検討の余地が残る。情報教育において，効率的な授業運営のための TA に対する需要は確実に存在する。TA に供すべき大学院生の教育補助者としての能力を引き上げるために，研修の機会を別に設けるなどして十分な資質を備えた TA スタッフを確保していくべきである。これは，全学的な枠組みで考えるべきことでもある。というのも，2010 年度からのスタートを予定している成蹊教養カリキュラムによる全学的な教育の一環として情報関係の科目も予定されているが，理工学部，経済学部以外の学部の学生への初期情報教育に対しては，さらに大きな教育補助業務が必要とされることが明らかだからである。他方，学部レベルで，B 種の業務範囲を情報以外にも広げる可能性（例えば，履修者の多い授業の出席管理，授業内小テストなどの補助業務）も検討すべきだと思われる。

（3）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

【現状の説明】

2004 年度の経済学科，経営学科の学科統合を受け，学部教員の募集・任免・昇任（昇格）すべてを担当する新たな組織として，人事委員会（委員長，第 1 学科主任，第 2 学科主任，第 3 学科主任，教務委員長，人事委員会委員 2 名，合計 7 名で構成される）が発足した。また，必要に応じて学部長と両評議員を含めた拡大人事委員会を開催することができる。

教員選考については，2001 年度より教員選考規則が改正され，従来の学科主体で行う方式から学部全体として行う方式へと改められていた。選考にあたっては，教授会メンバーで構成される教員選考委員会（委員長，経済学科主任，経営学科主任，教養代表，教務委員長及び教員選考委員 2 名，合計 7 名）が中心となって行われていたが，現在の人事委員会のもとでも教員選考の基本的な考え方は変わっていない。

教員選考の通常のプロセスは，次のとおりである。まず，人事委員会が公募などによる応募者の中から複数の候補者を選考し，学部内（専門分野の教員がいない場合には，学部外からもあり得る）から選ばれた審査委員による論文審査を行った上で，人事委員会が最終候補者若干名を選出する。さらに，学部主催のリクルーティング・セミナーを開催し，人事委員会メンバー以外の意見も踏まえながら，人事委員会，拡大人事委員会を通じて最終候補者を絞り込む。本学部専任教員選考基準（1972 年制定）に基づき，専任教員の任用の際の職位を決定した上で，その職位以上の専任教員から構成される人事教授会において，人事委員会による審査報告（候補者の研究業績，教育業績及び人格・識見などに関する報告）があり，それを受けて，投票により任用の可否に関する議決が行われる。この議決について，学長を通して理事長からの承認を得る。このように，選考は極めてフェアーかつ透明性を持ったものと言える。

2004 年度から発足した人事委員会は，教員選考だけではなく，教員の昇任，外国人特別教員，客員教授及び非常勤講師などの決定においても重要な役割を担う。教員の昇任については，人事教授会によって選出された 5 名からなる審査委員会が構成され，審査委員会による人事教授会での報告を受けて，投票により昇任が決定する。外国人特別教員，客員教授も同様の手続きをとるが，人事教授会での審査報告は人事委員長が行うことが慣例となっている。非常勤講師人事については，人事委員会，学部運営委員会での審議を経て，人事教授会で採用を決定している。

特別任用教授（特任教授）についても，人事委員会は特任教授としての条件が満たされているかどうかのチェック機能を果たし，人事教授会における人事委員会による報告を受け，任用が決定される。

【点検・評価】

➢教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

上記のように，公募に関する限り，人事手続きは極めてフェアーであり，透明性を持ったものと言える。これは，経済，経営の学科統合の結果，可能となったものであり，教授会メンバー誰しもが評価するところである。しかし，学部全体として人事を進めることは，新たな課題も生み出しつつある。

第 1 に，人事決定に教授会メンバーの一人一人が直接関わるという意識が生まれたことは決して悪いことではないが，その分，学部としての統一的見解を取りまとめるために，人事委員会と運営委員会の，より強いリーダーシップが求められるようになってきた。

第 2 に，人事委員会の中に採用分野を専門とするメンバーがいない場合，どのように人事を進めるかがしばしば問題となる。教授会メンバーの中に採用分野を専門とする教員がいない場合は外部に論文審査を依頼することにしているが，外部審査担当者の決定も容易なことではない。

第 3 に，従来は主に公募により教員選考が図られてきたが，採用人事の状況次第では，公募以外の方法も検討に加えられるべきかもしれない。

特任教授，昇任等については，現状では人事委員会が中心となって慎重な審査が行われており，その点は評価されるところである。しかし，とりわけ特任教授を巡っては，研究面及び教育面での業績が現行の基準でどこまで客観的に評価されているかは議論の余地がある。教育年数や研究業績数に関する形式的要件について審査を求める現行規則は，審査対象者の教育・研究・大学行政の全般にわたる定量化困難な貢献についても考慮できるよう，より柔軟に適用することが望まれる。

➢任期制等を含む，教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

本学部では，外国人特別教員制度によって海外から教授を招聘し，国際社会プログラムの内容の多様化を図り，キャリア関連の分野で客員教授にそのカリキュラム充実のために尽力してもらうなど，ともすると硬直的になりがちな学部の人的資源に対し，これらの制度を活用して，学部として柔軟な対応を試みている。2007 年度に助教の制度が導入され，本学部でも 2009 年 4 月の採用を予定しているが，今後その運用を巡る議論が必要となってくるだろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

これから数年間にわたって，定年や特任教授の任期切れなどで，複数の教員が本学部を退職することが予想される。その後任をどのような分野で埋めていくかについては，教授会において納得のいく議論が必要であろう。

また，上記のように，現行の採用人事の手続きは本学部内で一定の評価を得てはいるものの，問題がないわけではない。望ましい公募を推し進めるべく，さらなる改善のために努力する一方，公募以外の方法をとるとすれば，それはどのような形があるのか，また，それを円滑に進めるにはどうしたらよいかなど，人事委員会などで十分に議論しておく必要があろう。

（4）教育研究活動の評価

【現状の説明】

学部教員の教育活動に関しては，前述（3.1.1.2 の（4））のように，第 1 に，2004 年度に FD 委員会を創設し，それ以来授業改善を中心とした教育の質の向上を巡る諸問題を継続的に検討している。第 2 に，2002 年度より導入した学生による授業評価については，2006 年度からは全学的な形で，学生が集計結果を Web サイト上で閲覧することが可能になった。研究活動については，毎年度初めに各教員から提出される履歴書及び業績書で記録される。履歴書には，学歴・職歴のみならず，大学内各種委員会，学会における活動，社会における活動も記載され，教員の活動全般が把握される。業績書は，主要著作及び論文などからなる。毎年の履歴書及び業績書は企画運営部企画運営課に保管され，教員の教育研究活動を評価する必要が生じた場合に参照される。また，学部ホームページ上の教員紹介欄に研究業績（主要著書・論文等）10 点まで載せ，更新されることになっており，この学外公開を通じて，教員の研究活動を間接的に学生をはじめとする部外者の評価対象としている。

【点検・評価】

➢教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

FD 委員会では，教授法関連の図書の購入や講演会の開催等を通じて教員の自覚と実践を促す段階でとどまっており，教員間での相互に教育の質の評価を実現するような具体的なことは行っていない。授業評価については，各学期末の数週間のいずれかの授業日を選んで実施している。教員は少なくとも 1 科目について実施を義務づけられており，他の科目については任意であるが，演習・語学関連の科目を除き，概ね大半の講義科目で実施されている。10 項目の質問事項と学生の自由記述欄を設定しているので，評価結果を通じて各教員は自己の科目の絶対的な評価結果を知ると同時に，人気のある授業科目の評価結果や学部全体の平均値とも比較することによって，自己の授業改善に役立てている。

教員の研究活動の評価に関しては，上記の履歴書・業績の記録はもっぱら昇任人事及び在外研究派遣にあたって参照されている。上記の研究業績を基準にして，教員の活動に毀誉褒貶的な特段の働きかけを行ってはいない。

➢教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

新規の教員選考については，前段に述べたとおりである。昇任人事規定には，研究業績条項はあるものの，その運用は教育経験に傾きがちである。というのも，大学院博士後期課程修了を基準として，専任講師職 3 年，助教授（准教授）職 6 年，のち教授職という教育歴重視型になっているためである。教育経験についても，その客観的な能力と実績の評価基準がないため，教育の期間が基本的な手掛かりとなっている。ただし，研究業績のない場合には，昇任が遅れている。昇任以外の教育研究業績の評価については，まず，国内・海外研究への選考にあたって，本学での教職歴 3 年が要件である。また，65 歳の定年後，3 年間に限って再雇用される特別任用教授制度があるが，この制度を利用するためには，一定の継続的な研究業績があること，休講回数が少ないこと，健康であることの 3 条件を充足していなければならない。特別任用教授に対する希望は少なくなく，したがって，多かれ少なかれ継続的な研究活動とその成果を求めるこの制度がある程度のインセンティブを与えていると考えることができる。

以上のように，全体としては諸選考においてその基準がいくぶん教育歴に偏っているものの，現状において特に不満の声も上がっておらず，運用に問題はないと考える。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教育研究活動の評価については，特段問題になるほどの状況にはない。ただし，学生による授業評価の活用等に関して学部内の FD 委員会を通じて検討していく段階に来ている。また，研究に関しては，優れた業績を上げたものへの顕彰制度（現在は本学教職員表彰（不定期。教育功績を含む）と同窓会団体による学術賞（2 年ごと）がある）を充実させることにより，その活性化につなげるべきである。

8．2．2　工学部

（1）教員組織

【現状の説明】

2005 年 4 月に工学部は理工学部へと改組されたが, その時点での工学部は, 機械工学科, 電気電子工学科, 応用化学科，経営・情報工学科，物理情報工学科及び教養担当部門から構成されていた。2008 年 3 月に在学生の卒業によって在籍者がいなくなった応用化学科，物理情報工学科は廃止された。全学年の工学部生が在籍していた 2004 年度における各学科の教員構成は，入学定員が 75 名の機械工学科，電気電子工学科，応用化学科，経営・情報工学科で教授，助教授，講師をあわせた教員が各 9 名，入学定員が 60 名の物理情報工学科は教授 8 名であった。教養担当教員は，自然科学系教員として教授 5 名及び語学担当の教授 1 名と保健体育担当の助教授 1 名から構成されていた。また，各学科には助手枠が 5 名あり，その枠内で専任助手，契約助手が採用され，実験科目・卒業研究の安全な実施と研究推進など様々な業務を通して，学部の運営に貢献していた。また，安全，危機管理の面から，本学部の共通施設的な役割を担う工作実習工場には専任の技術員 1 名が配置され，学生実習，機器試作及び安全管理の業務を担当していた。文部科学省による設置基準大綱化の方針を反映して，教養課程の数学，物理学，化学などの基礎科目が，教養としての授業から専門科目の基礎という位置づけに変わり，専門科目との継続性を重視するように改められ，専門科目として配当された。ただし，教育担当は引き続き教養担当教員が担ってきた。語学教育については，国際共通語としての英語教育，特に技術英語や英会話など役立つ語学教育について，外国人教員など多数の要員を確保し，その充実に努力してきたが，本学部所属の専任英語担当教員は 1 名のみで，多くの非常勤講師に依存していた。

なお，2008 年度は理工学部の完成年度で，応用化学科，物理情報工学科は廃止となった。まだ 3 学科が残っているが，近い将来に廃止される。

【点検・評価】

➢学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格,学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

時代とともに変化する社会の要請と科学技術のあるべき姿に応えるため，2005 年に工学部を理工学部に改組したが，それまで 5 学科体制のもと，学部理念に基づき幅広い教養教育と工学の少人数教育を実施し，有為な多くの人材を養成，輩出してきたと考えている。以前の点検で，物理情報工学科の教員数が 8 名と少ないために，欠員が生じた場合に速やかな補充がかなわないと，学科構成上の問題が出るのとの指摘を受けていたが, そのような事態を招くことなく, 新生の理工学部では, すべての学科で 14～15 名の教員構成となり, そうした問題は解消された。

➢大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性

専門科目を学ぶにあたっての基礎教育科目の重要性を認識し，設置基準大綱化以後も一般教養の組織を維持し，基幹となる科目に対し，明確な責任体制のもとで充実した教育を行ってきた。また，教養所属教員による関連学科や大学院の教育・研究への参加・協力は，大綱化の流れの中で好ましいこととされ，本学部においても，教養所属教員は専門学科の教育・研究に参加できるような体制になっていた。

➢**主要な授業科目への専任教員の配置状況**

本学部所属の専任英語担当教員は 1 名のみであり，英語教育に関しては，多くの非常勤講師に依存している。また，数学，物理といった基礎教育科目に関しても専任教員は各々2 名であり，演習を含む授業の多くを非常勤講師に依存していた。各学科に固有の専門科目に関しては，そのほとんどを専任教員が担当しているが，基礎教育科目に関しては，今後，理工学部で検討する必要がある。

➢**教員組織の年齢構成の適切性**

教授，准教授，講師の構成比率は，圧倒的に教授が多く，教員組織の年齢構成としては高齢化が進んでいる。しかし，近い将来に定年退職となる教員も多くおり，理工学部において，若い教員を増やすことができる。

➢**教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性**

各学科の授業計画の策定や授業内容の検討を行う場として，教務委員会が設けられている。この委員会は各学科及び一般教養からそれぞれ選出された委員から構成され，教務担当事務職員と密接な連携のもとに，授業計画の策定，授業に関する規則の改廃（科目の改廃，名称変更，進級基準・卒業所要単位改正など），追試験の認定，教務に関する諸規則の制定・改廃などを審議している。ここでの議論，検討の結果は最終的には本学部教授会の承認を得ることを原則とするが，この教務委員会が教育課程編成のための連絡調整機関として中心的役割を担っている。そのほか，カリキュラムの基本的見直しなど工学部全体の教育理念に直結する問題などについては，別に委員会を必要に応じて作り，ここで議論がなされてきた。最近では，JABEE に対応したコースを設定できるよう，制度の導入を目指して JABEE 推進委員会が設置されていたが，理工学部への改組，全 4 学部にまたがる適用を目指した成蹊教養カリキュラムの検討もあり，その導入のための委員会活動は中止となった。

➢**教員組織における社会人の受け入れ状況**

専任教員として他の組織に所属する社会人を受け入れた実績はないが，いくつかの教養科目と専門科目において，相応しい社会人を非常勤講師とした採用例は多い。

➢**教員組織における外国人の受け入れ状況**

助手及び契約助手として，実験・実習を分担したり，学生指導に携わった者はいるが，専任教員として講師以上の職務についたものはいなかった。

➢**教員組織における女性教員の占める割合**

工学部においては，教授 1 名，助教授 1 名，助手 6 名の女性教員がいた。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2005 年度の理工学部への改組に始まって，工学部組織は，新学部・新学科へ移行している。今後の改革については，理工学部の項で記述する。

（2）教育研究支援職員

【現状の説明】

2005 年 4 月の工学部の理工学部への改組以来，教員としての工学部組織以外は，理工学部の組織になり，本学部としての教育研究の支援職員はいない。ただし，工学部生に対する実験実習の指導及び補助に，理工学部の助手や助教（2008 年度以降）があたっている。また，情報処理教育については，学園情報センター管理の施設を利用して行われているが，授業ばかりでなく，学生の普段の利用に対して相談員あるいはティーチング・アシスタント（TA）が配置され，補助体制が敷かれている。さらに，卒業研究のための機械や実験器具の製作，工学部プロジェクトとして実施されてきたソーラーカー，フォーミュラカーの製作や工作実習を助手や技術員がサポートしている。

【点検・評価】

➢実験・実習を伴う教育,外国語教育,情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

教育支援職員というよりも，2001 年度以来，大学院生を TA として教育補助に利用できることになったことで，教員が自ら行ってきた演示・管理などの負担を軽減する効果があり，学生への教育に，より集中できるようになったことが特筆できる。また，受け身の学習に慣れてきた最近の大学生にとって，身近な先輩による教育活動は，学生の学習意識を向上させるのに大いに効果があった。

➢教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

TA を勤めた博士前期課程学生とは事前の授業準備も含め，緊密な連携のもとに授業を行うことができている。

➢ティーチング・アシスタント（TA）の制度化の状況とその活用の適切性

博士前期課程学生が TA としての任務を果たすことを通して，自ら自発的に学習を進め，理解を深めることとなり，教育の観点からも非常に大きな効果があった。

【将来の改善・改革に向けた方策】

実験・実習科目を直接担当できる専任職員は少ないが，現実的には増員が望めない状況の下では，TA による教育研究支援によって，実験実習・演習はかなり充実した内容で実施できるようになったと言える。TA 制度が総じて好ましい結果を得ていることから，実験以外の科目でも TA の活用を望む声は多い。まずは演習科目における制度化を検討し，その実現が望まれる。

（3）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

【現状の説明】

教員の採用については，充当申請を，学長を通じて理事長に申請し，それが承認された段階で候補者の人選に入る。広く優秀な人材を集めるという観点から，候補者の選定は学会誌や研究者人材データベース JREC-IN などを通じた公募によることが多いが，内部昇任（昇格）を含めて適当な人材を見いだし得た場合には，必ずしも公募するとは限らない。いずれにしても，研究及び教育能力と意欲，学科内における年齢バ

ランス，専門分野，協調性などを総合的に勘案して最適の候補者を選定するように心掛けている。基本的に，採用する学科の意見が尊重されるが，他学科の複数の教授を含む人事委員会を組織して，真剣に検討されている。

候補者が決定した段階で，学部長は，教授のみをもって構成される第 2 条第 2 項教授会を開催し，出席者の過半数の賛成を得た上で，当該候補者の資格を審査する選考委員会を設置する。この際，職名及び所属学科名（または教養所属）のみが示され，被選考者に関する事項は公表されない。選考委員会は，工学部長，当該学科主任（または教養主任）及び当該学科（または教養）所属教授 2 名，他の各学科及び教養から各教授 1 名で構成される。ここでいう第 2 条第 2 項教授会とは，人事に関する案件を審議する特別教授会である。選考委員会では業績や経歴などに基づき資格審査が行われ，これを通過した後，教授会において採用の可否について無記名による投票が行われ，出席者の 3 分の 2 以上の可の投票をもってこれを可とする。なお，この場合，第 2 条第 2 項教授会構成員総数の 3 分の 2 以上（海外出張者及び休職者を除く）の出席を要する。この教授会での承認を経て，学長に採用を上申する。なお，助手から講師などへの昇任は，採用と同様の手続きを経て行われる。

助手の採用についても，ほぼ上述の方法に準じた採用の手続きで行われる。学科で候補者を選考し，学部長に上申され，上述の選考委員会に代わって，学部長，工学部選出評議員，各学科主任，教養主任から構成される運営委員会において，業績や経歴などをもとに資格審査が行われ，採用の可否を審議する。これを通過した後，教授会に諮り承認を得て，学長に採用を上申する。

専任講師から助教授，助教授から教授への昇任については，学科からの上申に基づいて上記の採用手順と同様に選考委員会が設置され，ここでの審議結果に基づき，第 2 条第 2 項教授会に付託される。選考委員会の審議に際しては，学科の判断が尊重されるが，ここで研究業績，教育経験，年齢などを基準に照らして総合的に判断する。昇任の基準については申し合せ事項があり，教育及び研究の実績に基づいて，採用と同様の手続きと審査を経て行われている。

なお，上述したすべての手順は，2005 年度以降，理工学部に引き継がれており，本学部に関する募集・任免・昇任の人事案件はない。

【点検・評価】

➢教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

望ましい研究分野，年齢，教育体制への理解など，条件を考慮した上で学科から提出される人事提案に，他学科から不満や疑念を入れる余地は少ないが，本学部全体の教育研究体制の将来にとっても望ましい人材であることを十分に説明する必要がある。前回の自己点検・評価以降においても，採用及び昇任の人事は所定の手順を経て行われ，公正性，透明性ともに問題となる点はなく，運用は適切に行われてきた。

➢任期制等を含む，教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

10 年以上前から，新規採用の助手に対して，5 年を限度とする任期制を取り入れて，流動化を促していた。また，専任助手のほかに，1 年を任期とする契約助手も 5 年を限度としていた。講師以上の教員には，任期に期限はない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

理工学部の項で述べる。

（4）教育研究活動の評価

【現状の説明】

教員の研究活動に関する自己点検・評価は，以前より継続的に行われている。年度の初めに各教員は，前年度の研究論文，講演，著書や訳書，その他の研究発表などの研究業績と，今年度の学部内の役職や学外での活動状況を，大学に報告することが義務づけられている。

同じく年度初めに，本学部独自の形式で，研究と教育の両面から前年度の活動状況について自己点検・評価を行っている。研究に関する点検項目として，研究論文，学会発表などの外部への研究内容の発表，書籍の出版，企業などからの委託研究などの外部資金の導入状況などがあり，その内容は『成蹊大学工学研究報告』に掲載され，公表される。権威ある学会誌での研究論文の採択・出版の状況，受賞の状況，国際会議での発表状況，著書の出版状況などから，研究活動の状況をおおよそ評価することができる。この自己点検はあくまでも教員個人が，年度を区切ってその年の教育・研究についての活動を振り返り，次年度に向けての対策を立てるための参考として位置づけられているが，この調査内容は，准教授，教授への昇任に際しては，審査対象として厳しく査定される。また，日本私立学校振興・共済事業団の学術研究振興資金，文部科学省の私大研究設備及び私大研究装置，成蹊学園の特別機器備品，さらに本学部特別研究費の採択に関する審査についても，申請者の研究業績が重視される。一方，教育に関する点検項目としては，学部における講義の準備状況，卒業研究指導状況，大学院における講義の準備状況，修士及び博士論文の指導状況などを報告している。ただし，教育については，評価のための基準が特別にあるわけではない。

教育活動に関する別の点検・評価として，学生からの授業評価アンケートがある。授業科目ごとに毎学期実施されており，授業に対する学生からの評価を受けるとともに，要望事項をくみ上げて授業改善の資料としている。質問項目の形式や意見聴取などの点で，適宜，工夫が加えられている。また，アンケートの結果はホームページ上に掲載され，大学内での閲覧が可能となっている。

【点検・評価】

➢教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

研究に関する自己点検項目は，研究内容よりも論文等の発表件数の評価が中心であり，この点に関しては，以前より大きな変更はない。研究分野の違いにより発表件数に差が出ることはやむを得ないことと了解した上で，現在では件数という評価尺度だけに頼らざるを得ない状況にある。優秀な研究に対しては，分野の近い研究者による客観的評価によって学会等から表彰される。ただ，最近の社会的傾向として，有用性といった視点からの評価が前面に出て，学術的な評価が後退しているように感じられる。企業とは異なる観点で，長い期間をかけて大学でしかできない研究がなされ，それが評価される状況の創出が必要と思われる。

教員の研究活動に関する点検・評価は，その内容が昇任や研究費の配分などに反映されているため，研究評価の方法としては概ね有効に機能していると判断される。ただし，研究実績と異なり，特色ある教育等に対する評価制度は何もない。

授業評価アンケートについては，学生からの評価を受けるという緊張感が，教員の授業内容の改善に役立っていることは事実である。しかし，その結果をどのように利用していくべきか，将来像までは議論されていない。

➢教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

教員選考は，原則として必要な教育研究能力を明確にした公募によって行っており，能力や実績の査定に

よって，選考結果に反映されている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究業績においては，論文数のみが重要ではなく，質の評価こそ重要であって，その特質は学問分野によって大きく異なっていることを基本的な了解事項とする必要がある。また，教育に対する評価方法についても少しずつ検討して整備していく必要がある。次に，授業評価アンケートの結果をどのように反映させるかを検討する必要がある。前回の自己点検・評価で，出講率だけではなく，授業における成績分布，不合格者の割合などを参考にする必要性が指摘されていたが，成績評価は教員個人に任せられており，これは授業内容の難易によっても左右されるので，単純な指標とはならない。現時点で行える考察と方策については，理工学部の項で述べる。

8．2．3　理工学部

（1）教員組織

【現状の説明】

2005 年 4 月の工学部から理工学部への改組により，工学部の機械工学科，電気電子工学科，応用化学科，経営・情報工学科，物理情報工学科の 5 学科体制から，理工学部の物質生命理工学科，情報科学科，エレクトロメカニクス学科の 3 学科体制となった．この改組に伴って専門研究分野が再配置され，教員の所属する学科の組み替えが進み，複数の旧学科教員が連携・協力して新学科の運営にあたるようになった。

物質生命理工学科は，「物質・ナノサイエンス分野」5 研究室，「バイオ・ライフサイエンス分野」5 研究室，「環境・エネルギー分野」5 研究室に分かれているが，分野間の相互交流と協力を最初から進めやすい構成となるようにしてある。新学科になってから 4 名の教員を採用したが，いずれも今後の発展が期待される新分野の研究室を立ち上げ，本学部の設置理念に沿った拡充を行うことができた。2008 年 5 月現在，研究室運営の中心となる，教授，准教授，専任講師の数は，それぞれ 12 名（うち女性 1 名），2 名，1 名である。また，助教 9 名（うち女性 3 名）が在籍し，これに加えて助手 3 名が 15 研究室の運営を支えている。

情報科学科の教育研究内容は，「ハードウェア・ネットワーク」，「ソフトウェア・アプリケーション」，「数理科学・経営科学・計算科学」の 3 分野に大別され，これら分野の研究室に所属する，教授 11 名，准教授 3 名（うち女性 2 名）の計 14 名及び助教 4 名，助手 4 名（うち女性 2 名）から構成され，14 研究室の運営と授業の実施を支えている。2005 年の学科設立当初は，12 名の専任教員から構成されていたが，2007 年度及び 2008 年度にそれぞれ 1 名の増員を図った。

エレクトロメカニクス学科では，「ロボット・メカトロニクス」，「生産技術・人間工学・経営工学」，「機械設計」，「電気電子工学」の 4 領域をカバーし，ものづくりにおける設計から評価に係わる分野の教育研究を行っている。2005 年の学科設立当初は，講師以上の教員数は 16 名であったが，他学科と教員数の平準化を図って 2007 年度以降は教員数 15 名とし，2008 年 5 月現在，教授 11 名，准教授 4 名である。また，助教 3 名（うち女性 1 名）と助手 6 名が所属しており，実験科目・卒業研究の安全な実施と研究推進など様々な業務に貢献している。

改組に伴って工学部の教養部門は共通基礎と改称し，2008 年 5 月現在，教授 5 名（うち女性 1 名），准教

授 1 名，助教 1 名，助手 1 名が所属している。なお，教授及び准教授の専門分野別の数は，自然科学系 4 名，英語担当 1 名，保健体育担当 1 名である。

【点検・評価】

➢学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格,学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

学部，学科の理念・目的等は 1.3 に記述されており，2008 年の完成年度での達成に向け，すべての教員は一丸となって教育研究に努めている。2005 年度の本学部設置時における教員数は，工学部教員が分野別に再配置されたために，物質生命理工学科 16 名，情報科学科 12 名，エレクトロメカニクス学科 16 名と学科によって不均衡があった。これに伴って入学定員数も，120 名，110 名，130 名と差を設けた。しかし，初期の計画どおりに教員数の学科間平準化を図り，物質生命理工学科とエレクトロメカニクス学科から 1 名ずつ減じ 15 名とし，情報科学科は 2 名増として，現在 14 名の体制となっている。これにあわせて，2007 年度から各学科の入学定員を 120 名とした。

1 学科の入学者は，工学部時代の 60～75 名から 120 名と増えたものの，1 学科あたりの教員数が工学部における 8～9 名から 14～15 名へと増員となり，大学設置基準での必要専任教員数を余裕をもって確保できる状態となった。また，2007 年度には助教制度が導入され，助手から助教への任用と新たな助教の採用によって，2008 年度は専任教員数が 17 名増員となり，工学部のときに比べて大幅に増えた。1 学科当たりの学生数は多くなったものの，教員数には幾分かの余裕が生まれたので，例えば，大学教員が研究に専念できる長期研修等の機会を得る可能性もできた。しかしながら，この 2～3 年において，各学科とも 1 学年の実質入学者が 130～160 名となり，学部・学科の理念・目的である少人数教育の思想に照らして，教育課程の種類・性格に対する学生の数は十分に少ないとは言い切れない状況に至っている。しかし，特に低年次の学生に対する基幹科目の授業はクラスを増やすことによって，何とか良好と言える範囲の少人数教育を実現している。その分，授業や実験に対する教員の負担は大きくなっている。

共通基礎では，1990 年代以降，本学部の前身である工学部に配置されていた人文科学，社会科学の専任教員が配置されなくなり，「人間と社会」のうち人間と文化，現代社会の分野はすべて他学部教員や非常勤講師で対応している。また，心と身体の分野は保健体育の専任教員 1 名がその多くの科目を受け持っている。

➢大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性

いずれの教員も, その大部分の時間を教育や研究に充てており, 大学設置基準第 12 条から見て適切である。しかしながら，大学の運営や入試，あるいはその他の管理業務に割かれる時間が増大しつつあるのが現状である。

➢主要な授業科目への専任教員の配置状況

学科専門科目の特殊な分野に関して非常勤講師を依頼している場合もあるが，主要な授業科目は原則として専任教員が担当しており，全体として妥当である。また，助教制度の導入によって，専任教員による，より手厚い教育が可能となった。

理工学基礎系科目（数学，物理，化学）は，助教と助手を除き 4 名の専任教員で担当していた。基礎教育を重視する観点から，専任教員担当比率のより一層の充実が望まれていたが，新たに発足した助教制度を活用して 2008 年度には 8 名の助教がこれらの科目の教育に携わり，大幅に改善された。

➢**教員組織の年齢構成の適切性**

学科によって，教員の年齢構成が多少異なる。物質生命理工学科では，ここ 3 年間で新たに 4 名の新任教員を迎えたことにより，バランスがとれた年齢構成になり，講師以上の教員 15 名の平均年齢は 48.3 歳である。情報科学科の専任教員 14 名の平均年齢は 53.5 歳，エレクトロメカニクス学科の教員 15 名の平均年齢は 53.1 歳であるが，それぞれ活発な教育研究を行うに十分な経験を持ち，行動力を発揮していると言える。

➢**教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性**

2003 年度に工学部改組の検討委員会が立ち上げられ，理工学部への改組とその理念・目的・教育課程の検討が精力的になされ，2005 年 4 月に本学部の設置が実現した。掲げた目標の実現に向けての教育課程の実施等については，教務委員会が引き継いで担当している（委員長は従来互選であったものが，2006 年度から学部長が兼ねるようになった)。この委員会は，各学科及び共通基礎からそれぞれ選出された委員から構成され，教務担当事務職員と密接な連携のもとに，授業計画の策定，授業に関する規則の改廃，追試験の認定，教務に関する諸規則の制定・改廃などを審議している。ここで審議された結果は，最終的には理工学部教授会の承認を得てから実施されることになるが，教務委員会は，教育課程編成のための連絡調整機関として中心的な役割を担っている。また，学部間にまたがる連絡調整機関として，全学教務委員会が大学に設置されている。

全学的に統一された教養教育の導入を検討する場として，4 学部長，学長補佐等を含めた全学教育委員会が設置され，成蹊教養カリキュラムの 2010 年度導入が予定されている。なお，工学部時代には JABEE に対応したコースを設定できるよう，制度の導入を目指して JABEE 推進委員会が設置されていたが，本学部への改組があり，今後に全 4 学部にまたがる適用を目指した成蹊教養カリキュラムの導入が予定されているため，JABEE 推進委員会の活動は中止となっている。

工学部から本学部の新学科に移行した当初は，各学科の特徴とされる複数の構成分野にそれぞれ設けられているカリキュラム間で統一性に欠ける点も若干見受けられたが，2008 年の完成年度を迎える中で問題点の把握に努め，また，成蹊教養カリキュラムの導入も予定されていることから，どの学科でもカリキュラムの見直しが進んでいる。工学部体制を維持しながら，本学部の構想を練っていた時期とは異なり，現在は新学科を構成する教員間における連絡調整が十分に行われるようになり，統一的な方向のカリキュラムが実現されつつある。短期及び中長期にわたるカリキュラムの問題は，定例及び臨時の学科会議で，また，電子メールによる教員間の回報によって極めて密接な連絡調整を行っており，実施状況は妥当であると考えている。

多様な入試方式によって学生が入学するようになったことや，中学・高等学校での学習範囲が浅くなっているために，入学時の基礎学力が不足気味の学生が年々増加している。そのため，1 年次に配当される基礎的な科目の授業内容を，従来の水準で維持できなくなってきた。これに対応して授業内容の変化が生じているが，この点，共通基礎科目担当の教員と 2 年次以降に配当される専門科目担当の教員との間で話合いを持ち，連携良く学生教育に反映させる必要がある。これまでのところ，教員間の個人的な連絡によって，達成度と実施状況の引き継ぎが行われ，ある程度の教育効果は実現できていると考えられる。

➢**教員組織における社会人の受け入れ状況**

専任教員としては，他の組織に所属する社会人を受け入れた実績はないが，いくつかの教養科目と専門科目において，その科目の担当者として相応しい経歴を持つ社会人を，非常勤講師として採用している。一方，民間企業等の経験者という視点では，各学科とも，3 分の 1 から 2 分の 1 が民間企業の経験者である。教員の募集にあたっては，教育歴のある方が好ましいが，大学教員であることが要件となることはなく，人格と

研究歴の視点から採用人事を進めている。

➢教員組織における外国人の受け入れ状況

助手，契約助手あるいは非常勤講師として実験・実習を分担し，学生指導に携わった外国人は過去及び現在ともにいるが，講師以上の職務についたものはいない。

➢教員組織における女性教員の占める割合

物質生命理工学科では，助教以上 24 名の専任教員中 4 名が女性である。情報科学科では，助教以上 18 名の専任教員中 2 名が女性であり，そのほかに助手 2 名が女性である。エレクトロメカニクス学科では，助教以上 18 名の専任教員中 1 名が女性である。共通基礎では，助教以上 7 名の専任教員中 1 名が女性である。本学部の助手を含む全教員 81 名中で女性は 10 名であり，10%強を構成している。教員採用にあたっては，男女の差は全く設けておらず，人物，研究能力，教育能力等を慎重に検討して，適切な人材の確保に努めている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2008 年度に学部完成年度を迎え, 各学科では全教員が深く関わり, これまでの問題点を把握するとともに, 改善に向けてのカリキュラムの見直し作業を進めている。このことにより，学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格に適合し，また，科目によってはより少人数で実施できる，理想的な教育体制が可能となるものと期待される。

科学技術の進展が著しい現在の状況を考慮して，柔軟で幅広く教育研究を遂行できる人材をさらに増やすことが望まれる。また，より少人数の理工学教育を実現するために，助教等の採用人数を増やし，教員組織を補強することも望まれる。助教を理工学基礎系科目に配置することは，教育目標や少人数教育の観点から評価できるものであり，さらに充実させるべき方向と言える。

教員の高齢化に関して，現状でも特に問題はないが，近い将来に定年退職する教員の後任として若手の教員を採用すれば，よりバランスのとれた年齢構成となるであろう。

2010 年度から成蹊教養カリキュラムを全学的に導入する予定であり，現在，共通基礎の課題となっている総合教育科目群の非常勤講師に関する問題は大幅に改善される。また，教育内容について，基礎科目担当の教員と専門科目担当の教員との間で直接に議論できる場を持てるようにすると，学生への教育効果がより高まると期待される。

（2）教育研究支援職員

【現状の説明】

授業・講義・学籍等の事務に関しては学務部の職員が，また，研究費の受け入れや研究室内での安全環境整備に関わる補助業務は研究助成課の職員が対応している。

2007 年度から導入された助教制度によって助手の助教への任用が進み，2008 年 5 月現在，本学部には 14 名の助手がいる。助教への任用が進んだこともあり，専任講師以上の教員数に対して，助手の数は著しく少なくなった。助教は，実験・実習のほかに,いくつかの授業科目を担当し，助手は実験・実習の教育業務に関与し，また，実習工場には専任の技術員がいて，工作実習のほか，研究等に必要な機材の加工，製作などの支援を行っている。ただし，実習を指導できる教員以外の専任職員は 1 名のみであるため，工作実習では非

常勤嘱託に依頼している。

2001 年度より，実験や情報系演習科目にも大学院博士前期課程の学生をティーチング・アシスタントとして採用することが認められ，多くの大学院生が教育支援業務に携わり，効果を上げている。研究に関しては，ハイテク・リサーチ・センター整備事業で採用された時限的ポスト・ドクター1 名（通算では 3 名）が在籍しており，研究室における卒業研究や修士学生の研究に関与し，協力している。

【点検・評価】

➢実験・実習を伴う教育,外国語教育,情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

実験・実習あるいは演習科目においては，担当教員として専任の教授，准教授，講師，助教，助手が指導や採点に携わり，さらに大学院生によるティーチング・アシスタント（TA）の支援を得て，教育指導にあたっている。TA 制度は定着していて，ほとんどの該当科目で有効に機能しているが，TA の負荷が大きい科目では応募者数が少なく，TA を確保するのに苦労している例もある。

外国語教育への支援職員はいない。専任教員 1 名のみで担当し，また，授業科目の多くを非常勤講師に依存している。

➢教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

教育研究を直接支援する職員はほとんどいないが，教育支援は TA によって行われている。この場合，TA と教員とは十分に連携して教育を行っていると言える。

➢ティーチング・アシスタント（TA）の制度化の状況とその活用の適切性

ティーチング・アシスタント（TA）には，博士後期課程学生から採用する A 種 TA と，博士前期課程学生から採用する B 種 TA とがある。A 種 TA は，学部または博士前期課程における実験，実習，演習等の授業科目の教育補助業務を担当する。また，B 種 TA は，①理工学部の実験・実習科目，②学園情報センターを使用して行う各学部の授業科目，③3 号館 CALL 教室を使用して行う各学部の授業科目，において，当該授業時間内における教育補助業務を担当する。ただし，A 種，B 種ともに TA に従事できる時間数は，年間 200 時間を上限としている。

本学部では，ほとんどすべての実験・実習科目において，下表に示す基準に基づいて B 種 TA の活用が認められている。また，この TA 制度に対して多くの博士前期課程学生の協力が得られ，適切な制度の運用が可能となっている。また，いずれも適切に配置されている。

表 8.4　ティーチング・アシスタントに関する基準

履修学生数	TA 数
25名以上54名以下	1名
55名以上84名以下	2名
85名以上114名以下	3名
115名以上144名以下	4名
145名以上	5名

【将来の改善・改革に向けた方策】

TA からの支援が得られるようになったとはいえ，かつてどの研究室にも助手がいた時代に比べると，教員だけで実験や研究を指導する体制は手薄な感があり，何とか切り抜けているという状態に近い。助手を含め，実験・実習科目を直接担当する教育支援職員の増員を望むところであるが，現実的には難しい。このため，1つには，学生への教育効果を維持できる範囲で，実験科目を減らして効率的に運用することが考えられる。あるいは，既に不可欠となりつつある TA による教育支援活動を増員させることが考えられる。

ただし，1 年次の化学系の基礎理学実験など TA への応募者数が少ない科目もある。理学基礎実験は初年度に全学科必修で開講されており，しかも，多様な選抜形態で入学してきた 1 年次生全員が受講している中，自分で実験をするのはこれが初めてという“手間のかかる”学生が多く，TA としての負荷が大きいからである。TA を経験することの教育的効果も大きいことから，例えば，指導実施の状況によっては時給を上げるなど，TA への応募を促すような施策を考えるべきであろう。

実験以外の科目でも，TA の活用を望む声は多い。まずは，演習を含む授業科目においても TA を採用できるように，制度拡張を検討することが望まれる。

（3）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

【現状の説明】

教員の人事に関わる手続きのほとんどは，改組前の工学部のときのものと同じであるが，再録を含めて以下に記す。

教員の採用については，充当申請を，学長を通じて理事長に申請し，それが承認された段階で候補者の人選に入る。広く優秀な人材を集めるという観点から，募集にあたっては，学会誌や研究者人材データベース JREC-IN などを通じての公募を基本とするが，内部昇任を含めて適当な人材を見いだし得た場合には，例外も存在する。いずれにしても，専門分野，その研究及び教育の能力と意欲，学科内における教員の年齢分布，協調性などの人格を総合的に勘案して最適の候補者を選定するように心掛けている。学科の主体性は尊重されるので，学科内で真剣かつ十分な時間をかけて検討し，候補者を決定している。ただし，当該学科のみの思惑に基づく縦割り人事ではなく，それを構成要素とする理工学分野がより一層充実するよう，広範囲の学問領域を視野に入れて人選を進めている。実際，本学部への改組時には学部完成時の将来像の実現に向けて，教員枠の学科間の移動もあって学科を超える人事となったため，採用計画の大枠は学部全体で合意され，運営委員会による人事の適合性，妥当性に関する検討がなされた。

候補者が決定した段階で，学部長は，教授のみをもって構成される人事理工学部教授会（旧名称は第 3 条第 2 項教授会）を開催し，出席者の過半数の賛成を得た上で，当該候補者の資格を審査する選考委員会を設置する。この際，職名及び所属学科名（共通基礎を含む）のみが示され，被選考者に関する事項は公表されない。選考委員会は，理工学部長，当該学科主任（共通基礎主任を含む）及び当該学科（または共通基礎）所属教授 2 名，他の各学科及び共通基礎から各教授 1 名で構成される。選考委員会では，業績や経歴などに基づき資格審査が行われ，これを通過した後，教授会において採用の可否について無記名による投票が行われ，出席者の 3 分の 2 以上の可の投票をもってこれを可とする。なお，この場合，人事理工学部教授会構成員総数の 3 分の 2 以上（海外出張者及び休職者を除く）の出席を要する。この教授会での承認を経て，学長に採用を上申することになる。

2007 年度に，基本的には 3 年任期（3 年目に業績等の審査を受け，2 年の雇用延長が可となることもある）の助教制度が採用され，また，助手についても 5 年任期の契約助手制度となった。助教の採用についても，

ほぼ上述の方法に準じた採用の手続きで行われる。学科で候補者を選考した後，学部長に上申する。資格審査については，上述の選考委員会に代わって，学部長，理工学部選出大学評議員，各学科主任，共通基礎主任から構成される運営委員会において行い，業績や経歴などをもとに採用の可否を審議する。これを通過した後，教授会に諮り，承認を得て，学長に採用を上申する。助手については助教と同じ採用手続きを踏むが，教授会に報告し，了承を得て，学長に採用を上申する。

専任講師から准教授，准教授から教授への昇任については，学科からの上申に基づいて上記の採用手順と同様に選考委員会が設置され，ここでの審議結果に基づき，人事理工学部教授会に付託される。選考委員会の審議に際しては，学科の判断が尊重されるが，ここで研究業績，教育経験，年齢などを基準に照らして総合的に勘案する。

助教制度の導入後の時間的経過が少ないことから，助教から准教授などへの昇任に関する実績はなく，採用は公募が基本である。なお，助教以上の学科所属教員は，博士の学位（理，工等の種別を問わない）を有していることが採用の条件となる。

本学部への改組によって，工学部 5 学科が理工学部 3 学科になったことで，教員群の組み替えが進み，学科間の垣根が低くなり，相互協力の機運が高まったと言える。

罷免に関しては，学園規則に盛り込まれているが，学部としての基準はない。

【点検・評価】

➢教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

募集，任用，昇任に関する運営は，公正で適切に行われている。講師以上の学科教員については，将来大学院において指導担当できる能力を有する，あるいは期待できる人物を基本としており，現在の手続きにより，優秀な人材を採用する目的を達成していると思われる。ただし，公募においては，書類だけでは人物に関する情報が十分に得られないので，教育に携わるのに相応しい人物が選出されるように慎重な判断が要求される。罷免に関しては，そのようなことが生じること自体，一般的に予測することは難しい。学園の規則はあるが，本学部内での判断基準や手続きが特に決まっておらず，公正で客観的な判断がなされるか問題はある。

➢任期制等を含む，教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

助教に関しては，基本は 3 年任期（さらに審査の上，2 年の延長が可となることもある）との年限が定められ，流動性が確保されている。しかし，講師以上に関しては，任期は定められていない。本学にとっては，流動性を高めることは業績顕著な教員の流出につながりやすく，本学に在籍して業績を上げていただきたいという希望もあり，特に流動化を促進するための措置はない。

なお，本学部で任期制助教制度を導入するのに先立ち，工学部のときから専任助手及び契約助手（任期 1 年で更新可）に，5 年を限度とする任期制が導入されていた。

【将来の改善・改革に向けた方策】

公募においては，人物に関する審査をより慎重に行う必要があることを強調したい。

罷免に関しては，特に罪状が軽微な場合に，その教員のプラスの側面に対する評価をどう斟酌するかが今後の課題であろう。任期制については，講師以上に関しても任期をつけるとの考え方もあるが，現時点でこれを導入する機運にはない。なお，任期制は，流動性を高めるという効果はあるが，それに見合った給与があってのことであり，本学で採用している助教制度は給与面での優遇はほとんどないので，教育研究を行う

大学教員の質の向上とそれに見合った待遇を与えるという目的には不十分である。ただし，これは本学だけの問題ではなく日本全体の問題であり，今後社会問題になる可能性があり，他大学も含めて十分に議論する必要がある。任期制は利点とともに問題点もあり，柔軟な運用が求められる可能性がある。

（4）教育研究活動の評価

【現状の説明】

2005 年度に工学部から理工学部へ改組されたが，移行期において学部全体の教員構成は同じであり，2007 年度までは 2 学部が共存して教育研究活動が行われてきた。したがって，工学部と理工学部とで実績に大きな違いはない。工学部の事項の再掲を含めて以下に記す。

大学にとっては，教育と研究は車の両輪にも喩えられるべき活動の重要事項である。研究活動はそれ自体が大学の使命であると同時に，研究の遂行とその達成が教育水準のレベルアップに不可欠である。各教員は研究活動に関する自己点検を行い，論文，書籍，研究発表の状況と，他大学あるいは学協会などにおける社会的活動状況を，大学に対して継続的に報告している。

同様に，本学部独自の形式でも，前年度の研究論文，研究発表，著書・訳書，その他の発表などの研究業績，科学研究費補助金の交付，企業からの委託研究，奨学寄附金などの外部資金導入状況の報告が義務づけられており，その内容は『成蹊大学理工学研究報告』に掲載され，公表されている。これらの業績は，准教授や教授への昇任に際して厳しく査定される。さらに，日本私立学校振興・共済事業団の学術研究振興資金，文部科学省の私大研究設備及び私大研究装置，成蹊学園の特別機器備品，本学部の特別研究費の採択に関しても，申請者の研究業績が審査の対象となる。また，本学部の自己点検では，授業実施と準備の状況，卒業研究の指導方法, 大学院における講義の準備状況, 修士及び博士論文の指導状況などを含めた報告を通じて，教育についても定期的に調査がなされている。

大学全体では，担当する授業及び実験など科目のすべてについて学生による授業評価アンケートを実施しており，行った授業に対して学生から評価を受けるとともに，要望事項をくみ上げて授業改善の資料としている。これらの結果はホームページで公表されている。昇任などの人事審査の際に，この評価結果の高さが参考意見として述べられることはあるが，勤務評価として利用されているわけではない。

【点検・評価】

➢教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

業績リストやアンケート結果などの公表によって，教員が互いの教育研究活動状況を知ることができ，ある程度は評価を行える状況になっている。研究業績が十分でない教員に関しては，昇任が見送られるなど厳しい評価で対応されている。ただし，比較しやすい研究業績においてさえ，分野が異なる場合に評価を比較することは困難である。

一方，教育活動に関しては，学生からの授業評価から，その活動内容についての十分で客観性のある評価を導きだすのは難しい。授業評価アンケートによれば，1 年次生の前期については，高等学校での授業方式に慣れ親しんでいるものがすべてであり，これと異なる方法をとると戸惑うようである。また，同じ教員の講義であっても，いわゆる基礎的で積み上げていく厳格な講義には，分からない，つまらないなどと低い評価をつける一方で，意識づけをねらった広いが浅くて雑駁な講義には高い評価をつける傾向にある。分かりやすい授業，すなわち知識を覚えさせる授業と，自ら考えて問題に取り組む力を養成する授業とは本質的に異なるもので，大学の授業として後者が重要であることを十分に学生に説明する必要がある。さらに，これ

は現代の風潮とも言えるが, 匿名性を背景として, アンケートなどで教員を過激な表現で非難する例もあり, 負の局面のみが無用に強く増幅されている感を拭いきれない。多様な評価情報をどう扱うかは難しい問題であるが, 大局的な視点から評価を行う必要がある。一方, 教員個人ではなく学科全体で実施するような実験・実習等の評価においては, 指摘された問題を複数の教員で共有でき, 事態を客観的に掌握できるので, あらゆる意見は整理されて必ずプラスの方向で活用されることから, アンケートが有効に機能していると言える。

教育手法として最近, 特色ある授業の展開や実験・実習への関与・計画, さらには授業の実施方法などへの寄与を通して, 学生の自己開発力や好奇心を植え付ける方法の重要性が指摘されている。これらに関連して, 各分野の学会や工業教育協会などで, 教育に関する論文に賞を与え表彰する制度を設けるようになってきており, 研究論文以外での評価が与えられるようになってきた。エレクトロメカニクス学科では, 卒業研究のテーマとして, 複数の教員の指導によるフォーミュラカーの製作を取り上げ, 設計から製作までを含んでものづくりを体験する機会を与えるなど, 新しい試みを行っている。教育の効果は長い年月を経過して現れることも多く, また, 相当の準備のもとに実施している地道な教育努力が, その場のアンケートで適正な評価が与えられるとは限らない。教育活動を正当に評価する方法について検討する必要がある。

最近は, 学内ばかりでなく, 広く社会における活動も評価することが要求されており, 調査項目を再検討する必要がある。また, 研究活動, 教育活動, 社会に向けた活動などを総合的に評価する必要があるが, 研究活動以外での評価システムに関する検討はあまり進んでいない。

➢教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

学科や分野によって違いはあるが, 教員の選考にあたって, 応募件数が 200 件を超すこともある。教員選考基準においては, 教育研究能力とその実績を最も優先している。教育能力については判断が難しい点もあるので, まず, 発表論文の数と内容で研究能力の評価を行い, 人数をある程度まで絞り込む。そしてその絞り込んだ中から, 分野, 教育・研究に対する姿勢をも読みとり, 最終的に数名にまで絞り込んだ候補者に, 募集学科の教員に対して 30 分程度のプレゼンテーションを依頼する方法が一般に採用されている。その後, 質疑応答をした後, 原則として当該学科の全教員で討議の上, 1 名の候補に絞り込んでいる。選考の時間的効率を考えると, このように, 研究業績を満たした候補者の中から教育研究面で面接審査して, 総合的な判断を下す手順が最も適切な方法であると考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教員の評価あるいは選考, 昇任などの際に, 分野によって様々な評価基準があり, 特に採用にあたっては後戻りができないことを考えると, 慎重に行わざるを得ない。しかしながら, 学科として多面的に, かつ, 全員でこれを評価していく方法は, 完璧とは言えないまでも公正で客観的な手順であると考えられる。

研究活動に関しては, 上記のように年度ごとに報告が義務づけられ, それらは『成蹊大学理工学研究報告』を通して公表され, 誰もが見ることができるため, 教員の研究に対する積極性を高め, より計画的に研究を進める手段として評価できる。また, これらの内容が昇任に重要な役割を果たすために, 単年度だけではなく長期間にわたる計画の立案と実現の状況がわかり, 研究の流れと結果を評価するのに役立っている。研究活動の実施状況は, 本学部予算の約 4 分の 1 を割り当てている特別研究費の配分に関する査定基準にもなり, 研究実績を上げている教員は, 審査によって多くの特別研究費を得ることができる。研究活動の度合いに応じた研究予算の傾斜配分が実現され, 研究費獲得に積極的になる研究活性化システムの一部として機能している。

研究活動, 教育活動, 社会活動に関する自己点検行為は重要であるが, 同じような点検報告書を繰り返し

て作成することは無駄であり，こうした活動報告を全学的なデータベースとして構築し，単に研究や教育の業績を管理するだけでなく，研究費獲得の申請書などに流用できるようなシステムとする必要がある。

授業評価アンケートの結果は学内で公開されているが，この結果を組織としてどのように利用すべきか，今後，議論していく必要がある。また，出講率だけではなく，授業における成績の分布，不合格者の割合などを検討し，適正な教育が行われているかを評価するなど，結果をより有効に利用する方法について議論する必要がある。現時点では学生の匿名可のアンケートになっているが，誠実に努力する学生にとって好ましい教育法へと改善されていくため，また，教員の力量及び努力を適正に評価するために，学生からも教員からも独立した第三者が，アンケート回答内容と学生の成績との相関も分析する必要がある。完全に匿名のアンケートでないので，教員は学生の成績をつける前にアンケートの回答を知るべきではない。

教員は，これまで以上に教育に力を注ぐことを要請される状況に至っている。現状の説明で述べたように，研究実績は教育実績と強い相関を持つことは一般的な事実であるが，教員資源のより有効な活用のためにも，教員の教育実績に対する評価方法を検討して，評価制度として整えていくことが，大学組織としてより大きな研究成果を得るとともに，教育効果を上げる近道になるであろう。

8．2．4　文学部

（1）教員組織

【現状の説明】

2008 年度における文学部の専任教員数は 44 名（教授 30 名，准教授 13 名，講師 1 名）であり，これに現在欠員の 1 名（2009 年度着任予定）を加えた 45 名が教員定数となっている。

本学部には学長直轄・全学共通の組織である教職課程の教員 4 名が配属されており，この 4 名以外の 41 名を 4 学科に配置して教育を行っている。本学部では，大学設置基準第 13 条に定める別表第 2 記載の教員（2008 年度においては 7 名）もすべていずれかの学科において専門教育にあたっており，以下の点検・評価に関する記述中の数字は，このような学部の現状に基づいたものである。

また，本学部には教育・研究補助者として専任助手 1 名が配されているほか，後述のように博士後期課程の大学院生若干名にティーチング・アシスタントを委嘱して，学生指導の補助を行わせている。

【点検・評価】

➢学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格,学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

英米文学科は，入学定員 120 名に対し，13 名の専任教員を配する。内訳は教授 8 名・准教授 5 名であり，専門分野別ではイギリス文学 3 名，アメリカ文学 4 名，英語学 3 名，英語教育等 3 名からなっている。

日本文学科は，入学定員 83 名に対し，専任教員は 8 名である。内訳は教授 6 名・准教授 2 名であり，分野は日本古代文学 2 名，日本中世文学 1 名，日本近世文学 1 名，日本近現代文学 2 名，日本語学 2 名で構成されている。

国際文化学科は，入学定員 100 名に対し，専任教員定数 10 名であるが，2007 年度より教員 1 名が欠員となっており，現在は 9 名で教育にあたっている。内訳は教授 7 名・准教授 2 名である。分野は国際関係論が

2 名，文化人類学，ドイツ文学・文化，フランス史，イギリス史，アメリカ史，日本史，比較文化論各 1 名である（2009 年度より，これに文化人類学 1 名が加わる予定）。

現代社会学科は，入学定員 100 名に対して 10 名の専任教員がおり，内訳は教授 7 名(特任教授 3 名を含む)・准教授 2 名・講師 1 名である。分野別の構成は社会学 4 名，コミュニケーション研究 3 名，社会文化史，社会福祉，宗教学各 1 名である。

以上のように，本学部 4 学科はいずれも既出の理念・目的に沿った教育を実践するため，限られた教員定数の中で分野のバランスのとれた教員組織を適切に維持してきていると言える。

なお，2008 年 5 月現在の本学部学生総数は 2,030 名であり，専任教員 1 人当たりの学生数は 46 名となる。

➢ 大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性

大学設置基準第 12 条第 1 項，第 2 項に照らして問題となるような事実はない。本学部においては，専任教員の他大学への出講等の兼職について教授会での審議事項としてはいないが，毎年 4 月に提出させる兼職届に基づいて学部長が適宜チェックしている。また，同条第 3 項に規定する教員はいない。

➢ 主要な授業科目への専任教員の配置状況

「大学基礎データ：表 3（開設授業科目における専兼比率）」に見るように，本学部 4 学科の専門教育における専兼比率は，必修科目については 80.9～94.7%（学部全体で 86.0%），全開設授業科目では 35.2～51.2%（学部全体で 44.4%）である。また，教養教育における専兼比率は，開設科目全体で 21.2%となっている。

各学科とも，本学部の基本方針である少人数教育の軸となる演習科目をはじめ，主要科目は専任が担当することを原則としており，海外・国内研究員として研究に専念している教員の担当分以外はこの原則が守られている。

しかし，学部全体についても言えることであるが，特に国際文化学科については，そもそも専門教育においてカバーすべき領域が多岐にわたることから，学生に幅広い分野の講義を選択肢として提供しようとすれば，全体としては兼任教員への依存度が高くならざるを得ないのが現状である。カリキュラム面での豊かさを維持するためには，ある程度は仕方がないと考えている。

➢ 教員組織の年齢構成の適切性

本学部専任教員 44 名の年齢別構成は，31～40 歳 7 名，41～50 歳 11 名，51～60 歳 18 名，61 歳以上 8 名である（詳細は「大学基礎データ：表 21（専任教員年齢構成）を参照）。

56～60 歳の教員が学部全体の 4 分の 1 にあたる 11 名いるため，今後 10 年間にかなりの数の入れ替えが予想されるが，総体的にはバランスのとれた年齢構成であると言える。

➢ 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

本学部における教育に関して，学部全体としての意思の調整・統一を図るのは，学部専任教員全員からなる教授会であるが，実質的に各学科の教育課程編成・授業計画について立案・検討する作業は，各学科の学科会議の場で行われている。通常，学科会議は教授会よりも頻繁に行われ，当該学科のカリキュラムに関する諸問題のみならず，各種の大学委員会・学部内委員会・学部長等から要請された検討事項を議論する場となっている。現在進行中の新カリキュラム策定の作業も，教授会から委嘱されたカリキュラム検討委員会と各学科会議との間のキャッチボールを繰り返しながら，全教員が情報を共有するかたちで行われている。日常の教務事項については，各学科選出の教務委員と教務委員長による教務委員会が同様の機能を果たしてい

る。

学科間で意思を調整する必要があると思われる案件や学部決定事項の立案・準備のためには，学部長は，大学評議員 2 名と各学科主任からなる運営委員会を招集して連絡調整を図る。

したがって，本学部においては，その教育課程に関する情報はおおかたの教員に共有されており，また，学部・学科としての意思決定にはすべての教員が民主的に参画していると言ってよい。近年，情報の共有のために，学科別または学部全員宛のメーリングリストが活用されている。

➢教員組織における社会人の受け入れ状況

これまで特定の授業担当の兼任教員としての社会人の受け入れ以外に，例えば客員教員として社会人を受け入れるなどはしていない。

➢教員組織における外国人の受け入れ状況

本学部専任教員中，外国籍の者は 4 名（アメリカ人 2 名，イギリス人 1 名，中国人 1 名）である。英米文学科所属の米・英各 1 名以外の 2 名は，それぞれ日本社会文化史，比較文化論の研究者であり，その研究業績に基づいて選考・採用されたものである。本学部は，教員採用にあたって外国人を差別扱いするものではないが，かといって外国人教員を積極的に増やそうとしているわけでもない。

➢教員組織における女性教員の占める割合

本学部専任教員 44 名のうち，女性教員は 15 名（34%）である。前項の外国人同様，採用にあたっては差別も優遇もしていないが，結果として妥当な構成比率を達成していると考える。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学部は，学部・学科の理念・目的にかなう教育を提供するため，常に既存カリキュラムの点検と修正を行ってきているが，現在も 2010 年度からの実施を予定する新カリキュラムの検討が進行中である。カリキュラムの改定にあたっては，限られた教員定数の枠内ではあるが，専任教員の専門分野を入れ替えることも柔軟に行ってきた。例えば，英米文学科では伝統的なイギリス文学・アメリカ文学・英語学の 3 分野に加えて英語教育，異文化コミュニケーションの分野の教員を補強してきたし，国際文化学科は学科教育の柱の 1 つである文化人類学，国際関係論系統の教員を増強しつつある。このような教員組織の微修正を効果的に行うためには，学部・学科の教育に関する中・長期的な構想が不可欠であることは言うまでもない。大学・学部行政の面での教員の多忙さが加速する中で，将来構想を議論・検討する余裕はなくなりつつあるが，上述のような教員の年齢構成からして，ごく近い将来に大幅な入れ替わりが想定される現在こそ，長期的な視野に立った人事計画を練る必要があろう。

本学部にあっても，近々に 1～2 名の助教の採用が予定されているが，これら任期付き教員の活用，学部教員組織内での位置づけについても早急に検討が必要である。

（2）教育研究支援職員

【現状の説明】

以下に述べる大学内各部署の職員のほかに，本学部には，教員の教育研究活動を支援するために助手 1 名と契約職員 1 名が配置されており，本学部共同研究室において，後述の『成蹊大学文学部紀要』等の紀要類

の編集補助・発送，図書の発注・整理，教材の印刷等多様な業務をこなしている。また，学芸員課程，社会調査士課程の教育補助要員として各 1 名のパートタイマーを雇用して，教材・資料の準備や課程登録学生の指導補助業務にあたらせている。

本学部では外国語教育の場合，一般教室での読み・書きの授業のほかに，CALL（Computer-Assisted Language Laboratory）教室と MOLL（Magnetic-Optical Language Laboratory）教室を利用し，「話す・聞く」ことに重点を置いた，いわゆる発信型の授業を積極的に行っている。そのため，CALL 教室と MOLL 教室の運営等に関して教育研究支援職員が教員と協力して授業を運営している。

とりわけ，全学科 1 年次必修科目「英語Ⅰ・ⅡCO」及び英米文学科と国際文化学科 2 年次必修科目「英語・Listening/SpeakingⅢ・ⅣCO」では，以下の 3 点に見られるような授業を行っている。

① 従来では，ビデオ教材をスクリーンや TV 画面に一斉に映す授業方式であったが，本学部では，学生は自分が聞き取りにくい部分を何度も繰り返し聞くことを可能にするような，ユーザのリクエストに応じてサーバ上の動画をネットワーク経由でクライアントコンピュータに配信する，いわゆるビデオ・オン・デマンド方式を採用している。

② 学生が Web ブラウザ上の問題に回答をしていくことで自分のペースでの学習することを可能にする，コンピュータによる自動採点と成績集計が可能な Web-Based Learning System「もも吉」を用いている。

③ 学習進度のばらつきがなくなり，効率的な授業が推進されるように，学年ごとに統一教材を選定・作成した上で，専任教員 1 名がコーディネーターとして専任教員及び非常勤講師 4～5 名からなるチームを率いて進度管理を行う，統一授業を実施している。教育研究支援職員と補助職員は，そうした授業形態の維持発展のための補助をしている。

また，情報処理科目は，「情報処理Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」（15 クラス）と教職科目の「情報メディアの活用」（1 クラス）があり，情報処理の基礎とワープロ，表計算，パワーポイントによるプレゼンテーション，ホームページ作成などの実習がコンピュータ教室で行われている。

以上の授業を，教員が教育研究支援職員と補助職員のサポートを受けて実施している。

【点検・評価】

➢実験・実習を伴う教育,外国語教育,情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

本学部の外国語教育や情報処理関連教育の実施に際して必要と思われる人的補助には，①コンピュータ・周辺機器・AV 機器設備の購入及び保守管理，コンピュータのソフトウエアのインストールや保守管理といった，設備維持・管理に関わるもの，②授業用及び学生自習用の教材作成・維持管理に関わるもの，③授業中の指導補助に関わるもの，の 3 つが考えられる。この 3 点に関して，外国語教育と情報処理関連教育それぞれについての点検・評価を行いたい。

外国語教育では，①については，複数の業者との保守契約を締結しているおかげで，特に大きな問題はない。CALL 教室及び視聴覚学習室の設備は導入から 13 年，2002 年度夏期休業中に実施された更新から 6 年が経過し，機器やシステムが老朽化しているので，2009 年度にはさらなる更新を予定している。②については，2002 年度よりティーチング・アシスタント（TA）にも教材作成の補助をさせたり，業者に外部委託したりしている。2007 年度，2008 年度使用の教材については，すべて業者委託となっている。③については，教員には解決不可能な技術的トラブルにはマルチメディアルームの職員がその都度応じてくれている。

情報処理科目では，①については，授業が行われているパソコン教室は学園情報センターの管轄であるが，十分な対応がなされていない。②については，担当教員によってすべてまかなわれているが，その負担が著

しいということはない。③については,「情報処理Ⅰ」の場合では履修者数が多いので，毎年工学研究科の大学院生を TA として各クラスに配置しているが，TA を希望する学生数よりも TA を必要とするクラス数の方が多いため，人員確保に苦労している実情がある。

➢教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

教員とマルチメディアルーム並びに学園情報センターとの連携は概ね良好で,適切に進行している。ただ,絶対的なマンパワーの不足のため，教員と支援職員の負担を軽減する方向に向かっていない。

➢ティーチング・アシスタント（TA）の制度化の状況とその活用の適切性

前述のとおり,「もも吉」を使用する授業に関しては，現状では TA は不要である。「情報処理Ⅰ」については履修者数が多いので，毎年 TA を各クラスに配置しているが，TA を希望する学生数よりも TA を必要とするクラス数の方が多いため，人員確保に苦労している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学園情報センターが，コンピュータその他情報機器設備の保守管理体制を統括している。だが，コンピュータその他の一元化が実現しているとは言い難い。とはいえ，機械的な一元化は既存のプログラムと適合しない場合もあり，教員と教育支援職員との緊密な連携が肝要である。また，CALL 教室での授業の需要が高まっているのであるが，現在 CALL 教室は 3 教室しかないので，CALL 教室増設が強く望まれる。英語が成蹊教養カリキュラムにおいて全学共通の授業となれば，こうした教室の需要はさらに強まるだろう。

教員とマルチメディアルームや学園情報センターを仲介するような存在として，補助職員の常駐が必要である。教材作成の補助を行うのに十分な知識を備えていることに加え，コンピュータその他情報機器設備についても専門的知識を持った人員が必要不可欠なのである。つまり，教員のメディアリテラシーの程度にはばらつきがあり，教材作成は行えるが，それをコンピュータ上のデータに加工する方法が分からない，という教員は少なくない。一方，マルチメディアルームの専任及び契約職員は，教材作成の補助については著作権上の制約があるため，十分な補助ができていない。教員と教育支援職員との円滑な連携を検討する余地がある。

TA に関しては，情報処理の知識と技術を備えた TA を採用し，教育効果の高い授業を行うことが必要である。CALL 教室の授業では指導補助員の常駐は必要ない。むしろ，マルチメディアルームに語学教育に理解のある専任職員が 1 人もいないことで，せっかくの語学マルチメディア教材が活かされていない現状は，改善の余地がある。

（3）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

【現状の説明】

教員の募集については，公募，複数候補者の選定，単独候補者の特定，という 3 通りの方法が存在する。募集方法は各学科が必要とする教育・研究分野の人材の現状を考慮して決定するが，近年は公募の割合が増えている。公募は優秀な人材を広い範囲に求める利点があり，特に若手，新しい学問分野の研究者，外国人などの採用に長所を発揮し得るが，反面で，既に他大学・機関に勤めている人の応募を得にくいなどの短所もあり，他の 2 方法にも優秀な人材を得る上での利点が認められる。3 通りの方法の使い分けによって，より良い人材の採用が行われていると言うことができる。

上記の方法により，各学科は採用候補者の絞り込みを行った上で，学部長に申し出て人事教授会での審議を要請する。人事教授会は候補者の適否を調査するため，選考委員会を設置し，その報告に基づいて審議した上で，無記名投票により採否を決定する。

昇任（昇格）については，各学科で年数の基準及び研究・教育の業績等から昇任に相応しいと認められた候補者について，学科主任が学部長に申し出て人事教授会での審議を要請する。人事教授会は，上記の採用人事と同様の手続きによって可否を決定する。

【点検・評価】

➢教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

上記のうち，募集の方法以外の諸手続きに関しては，「文学部専任教員の採用及び昇任に関する内規」に基づいて行われている。同内規では，採用・昇任は人事教授会で審議・決定すること（第 1 条），採用・昇任は学科主任から学部長に申し出，学部長は人事教授会に付議すること（第 4 条），人事教授会は選考委員会を設置すること（第 5 条），選考委員会の構成（第 6 条），人事教授会は選考委員会の報告に基づいて審議し（第 7 条），無記名投票によって決定すること，決定には専任教員の 3 分の 2 以上の出席と，出席教員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とすること（第 8 条）が定められている。また，第 3 条では専任講師以上の職の基準として，学部卒業後の年数の基準を，原則として，専任講師 5 年，准教授 8 年，教授 15 年とすること，それぞれの職に相応しい研究・教育の業績またはそれに相当する社会的実績及び見識を持った人物であること，という基準を設けている。

以上の規定を持つ内規は，適切に運用されている。

➢任期制等を含む，教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

現時点では任期制は取り入れられていないが，任期制による助教の採用が予定されている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教員の募集において，公募は増加しつつあり，その長所を生かした採用が今後も増えていくことが望ましい。しかし，教育・研究の分野によっては，あるいは求められる人材の条件によっては，他の方法が有効な場合もあるので，各学科で募集方法について十分な検討がなされることが望ましい。

採用・昇任の手続き及び決定は「文学部専任教員の採用及び昇任に関する内規」に基づいて適切に運用されており，問題はないと思われる。

「任期制等を含む，教員の適切な流動化」については，採用が予定されている助教が従来の本学部教員定数の枠外であるように，従来の教員定数を減らさずにそれとは別枠で任期制の教員を採用するとか，客員教授制度を活用するなどの方策がとれれば，教育・研究の活性化に役立つ可能性が考えられる。しかし，任期終了後の職場確保など身分保障の問題は軽視できず，その問題への対応が課題になる。

（4）教育研究活動の評価

【現状の説明】

教育活動に関しては，2002 年度からの学生による授業評価制度が定着実施されている。これは，マークセンス方式と自由記入方式の併用により，授業の内容・方法（教員についての評価）及び記入者である学生自身の受講態度（受講者の自己評価）を問うものである。演習等，こうした評価にそぐわない形式の授業もあ

るため，すべての授業に導入されているわけではないが，専任教員は担当授業のうち最低 1 つにおいて，学生による評価を行うことが義務づけられている。

研究活動については，毎年度初めに本学指定の履歴書・業績書の提出（更新）が義務づけられているほか，国立情報学研究所の「研究者データベース」への登録による研究活動の公開が奨励されている。前者は，昇任人事の際，選考委員会及び人事教授会で，評価の参考として回覧される。なお，このほか，最近では教員ホームページによる自主的な業績公開が進みつつある。

また，授業回数を確保すべく祝日・休日を授業日にあて，夏休み等の長期休暇を短縮して，実施に努力している。

『成蹊大学文学部紀要』,『成蹊國文』,『成蹊英語英文学研究』など毎年刊行し，着実な研究成果が積み重ねられている。『成蹊大学人文叢書』の出版も第 6 巻になり，内外から高く評価されている。

なお，日本文学科では毎年，同学科及び日本文学専攻の学生を対象に日本文学科研究奨励賞を設けているが，既に 19 回を数え，学生たちの関心を呼んでいる。

【点検・評価】

➢教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

授業評価制度については，回数を重ねた上で，必要に応じ将来的に，より的確な評価方法のための再検討を行うことが期待される。

特に現在の授業評価制度は，マークセンス方式にかなりの部分依拠しているため，数量的な処理にならざるを得ない。今後，有効性を高めるために自由記入欄の積極的活用など，考えるべきである。また，現在，専任教員は担当教科の 1 つが義務とされているが，今後は全教科で行うようになることが望ましい。

教員の研究活動の評価については，毎年度，履歴書・業績書，学部ホームページ上の教員紹介欄の記載事項を更新させており，昇任の審査にあたって参照されているが，経常的に教員間相互で点検評価する制度は存在しない。

➢教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

前述の「文学部専任教員の採用及び昇任に関する内規」には，専任教員の採用及び昇任の基準として，学部卒業後の年数（専任講師：原則として 5 年，准教授：同 8 年，教授：同 15 年）を設け，「それぞれにふさわしい研究及び教育の業績又はそれに相当する社会的実績及び見識を持った人物と認めた者を採用し，又は昇任させる」と規定しており，採用・昇任の審査にあたっては，教育研究の能力及び実績が最も重要な要件になっている。65 歳の定年後に再雇用される特別任用教授制度の適用に関する審査の場合を除けば，候補者の教育研究能力・実績についてこれ以外の客観的・数値的基準を設けてはいないが，選考の過程では十分かつ適切な配慮がされていると言える。

【将来の改善・改革に向けた方策】

FD に関する全学的な講演会の実施と平行して，2007 年度から学部の FD 委員会が組織され，関連書籍の収集を進めており，本学部の共同研究室に閲覧可能なライブラリーを設けている。

研究活動情報は，現在学部内では人事評価の手段として活用されているが，外部への公開は事実上各教員の自主性に任されている。前述の「研究者データベース」への登録に加え，個人のホームページを持つ教員では，積極的に業績を掲載する例が増加している。

授業評価は近年，定着を見せ，今後はそれらに示された学生からの評価をどう分析し，どう授業に反映す

るかが問われている。研究活動については，近年の入試業務，学内業務などの激増に伴い，教員個人の研究活動にあてる時間がはなはだしく圧迫されている。業務の効率化，簡素化を早急に検討する必要がある。

8．2．5　法学部

（1）教員組織

【現状の説明】

法学部の専任教員は 34 名であり，その内訳は，法律学科 14 名（教授 6 名，准教授 7 名，講師 1 名），政治学科 12 名（教授 11 名，准教授 1 名），教養関係 7 名（教授 6 名，准教授 1 名），教職課程 1 名（准教授）である。このほか，法律学科には客員教授 1 名及び法科大学院との兼担 2 名がいるが，法科大学院開設に伴う教員移籍及び語学教養でそれぞれ欠員 1 名が生じており，それが未だ完全に補充されていない。

教員の専門分野別構成は，法律学科，政治学科とも，授業科目に対応してオーソドックスなものであるが，法律学科では民事法系，特に民法と商法が比較的多く，知的財産権法のような先端分野の専門家も有している。政治学科は伝統的に政治理論・思想に強かったが，国際政治・地域研究も充実させ，日本の政治過程の専門家も有するようになった。教養では語学が 6 名とウエイトが大きく，中国語は他学部に先駆けて導入した関係で専任が本学部に所属しているが，同じく他学部に先駆けて導入されたスペイン語の専任は本学部所属から離れることになった（これは，教養の教員が各学部のみの意向によってではなく，全学的配置の検討を経て決定されることによる）。新しい学問領域，先端分野の研究の専門家もスタッフに迎えるよう努力しているが，非常勤講師に補完してもらっている面もある。

【点検・評価】

➢学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格,学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

本学部の全専任教員数に対する学生数は，2008 年 5 月現在，教員 1 人当たり 61 名であるが，専門科目を担当する専任教員では，法律学科（客員教授を含み，法科大学院の兼担 2 名を含まない）は 90.1 名，政治学科では 60.2 名となり，法律学科と政治学科とのバランスが悪い。また，法律学科では，「民法ＩA・ＩB」のような少人数制の選択必修科目を十分に提供できていない。

➢大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性

同条の専任教員に関する規定に照らして，特に問題はない。

➢主要な授業科目への専任教員の配置状況

法律学科と政治学科の専門科目の場合，主要な授業科目はほとんど専任教員が担当している。語学に関しても，専任教員が非常勤講師担当の授業内容等に対して十分な配慮を行い，授業科目全体の調整を図っている。また，2004 年のカリキュラムで始まった国際教養科目も，専任が担当している。

➢**教員組織の年齢構成の適切性**

法科大学院開設に伴い，法律学科教員が世代交代したため，30 歳台，40 歳台の教員があわせて全体の 7 割を占めるが，当面，過渡的な現象として受け止めざるを得ない。

➢**教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性**

教務委員会が学部全体の教育課程編成のための委員会として通常の教授会の前に開かれ，そこで審議された案件が教授会に提出され，決定されている。案件が全学的な問題にかかわる場合には，各学部の委員で構成される全学教務委員会で審議がなされる。そのほか，法律・政治各学科会議並びに教養会議が定期的に開かれており，それぞれの案件について各教員の意見を十分に聞いた上で意見を取りまとめ，必要があれば学科主任や教養主任が原案を作成して，最終的には教授会において決定している。また，年 1～2 回程度，法学部懇談会を開催して学部全体の意思疎通を図っているほか，非常勤講師との懇談会を年 1 回開催している。

2004 年度にはカリキュラム改革を行ったが，その際には学部全体でカリキュラム検討委員会を組織して，学部の教育目的とそれに適した教育課程編成を十分に討議し，それに基づいて新カリキュラムを作成した。2010 年度にも，新たにカリキュラム改革が行われる予定であるが，これについても，基本的にはカリキュラム検討委員会を中心にして同様の手続きを踏んでいる。

➢**教員組織における女性教員の占める割合**

女性教員は 8 名であり，全体の 2 割強にあたる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学部の教員数は多くはなく，大学が謳う「少人数教育」が十分行われているとは言えない。それは特に，教養科目と法律学科科目に当てはまる。法律学科については，未補充の教員定数 1 名の早急な補充が必要であり，現在，その実現に努めている。教養科目についても未補充の教員定数が 1 名あるが，そもそも学生数と教員教の関係から非常勤講師に頼らざるを得ない面があり，学生に対する履修科目の指導等の工夫も必要である。しかし，2010 年度から成蹊教養カリキュラムの導入が予定されており，それとの関係で教員組織が検討され，改善が図られる予定である。さらに，今後は助教を採用することも可能となるので，どの分野に助教を置くかを学部で検討すべきである。

他方，2004 年度のカリキュラムから，法律学科と政治学科を横断する科目の設置や，専門（科目）と教養（科目）間の垣根を低くすることが試みられ，狭い専門教育のみに偏らない教育を目指して，カリキュラムや FD の検討を行う委員会が設けられている。さらに，入学してくる学生の基礎的学力の不十分性にも留意して，同委員会を中心にして，一層，教員間の議論を深めていくべきである。

（2）教育研究支援職員

【現状の説明】

本学部には助手が 1 名在籍しており，また，そのほかに，事務的な補助作業に従事する契約職員が 1 名いる。助手及び契約職員は，法学部共同研究室において，『成蹊法学』の編集補助，図書整理あるいは資料の複写・整理など，教員の教育や研究を補助する多様な仕事に従事している。

さらに，ティーチング・アシスタント（TA）制度が設けられている。この制度は，大学院の博士後期課程の学生が，授業を担当する教員の指示に従って，学部における演習などに関して教育補助業務に従事すると

いうものである。ただし，教育補助の業務に従事するといっても，本来は大学院の学生なので，勤務時間は1週10時間以内とし，年間200時間を超えないものとされている。

【点検・評価】

➢実験・実習を伴う教育,外国語教育,情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

本学部には，教員の教育・研究を補助する人員が不十分であり，情報処理関連教育を，専門的知識を持って補助するための人員も配置されていない。パソコンを十分使いこなせる教員ばかりとは限らないので，この点は問題である。ただ，学園情報センターのヘルプデスクが教員のパソコン利用について支援する体制をとっており，改善はみられる。

➢教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

教材の準備等は，助手と契約職員の支援を得て行われている。パソコンやマルチメディア教材などの問題については，学園情報センターのヘルプデスクやマルチメディアルームの職員が全学の教員を対象にしていることもあって，必ずしも万全ではない。

➢ティーチング・アシスタント（TA）の制度化の状況とその活用の適切性

TAは上記のように制度化されてはいるが，TAの活用については学部としての活用が議論されておらず，教員個々の判断に任された状況にある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

近年，学生の基礎的学力不足に対応するための教育を行うために，各教員は従来以上に教育面に集中せざるを得ず，また，大学を取り巻く状況の変動に対応するための各種委員会等の任務も増加している。各教員が強く求めているような研究活動の充実を行うためには，助教の採用やTAの組織的な活用を検討するとともに，各種委員会活動等の効率化を図ることが必要である。

（3）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

【現状の説明】

専任教員の採用にあたっては，通常の教授会において，その採用すべき科目を決定する。これを受けて，専任の教授，准教授及び講師をもって構成される人事教授会が招集される。人事教授会は，採用すべき科目の担当者選考を進めるために，選考委員会を設置する。この選考委員会は5名をもって構成され，当該科目の所属グループ（法律学科・政治学科・教養）以外のグループに所属する委員各1名以上含んでいなければならない。これは，学部全体の意思の一致を確保するための制度的保障である。選考委員会は，選考委員全員一致の賛成によって選考の結果を人事教授会に報告する。選考委員会の報告を受けて，人事教授会は，教授会構成員（海外出張者と長期病欠者は算入しない）の3分の2を定足数とし，審議の上，出席者の3分の2以上の賛成をもって採用を決定する。なお，教員の公募をするケースは近年増えてきているが，多くの場合は専任教員の推薦する候補者の中から選考している。

次に，専任教員の昇任（昇格）にあたっては，学部長はまず，昇任に関する人事教授会を招集する。この人事教授会は，専任の教授と准教授をもって構成されるが，准教授への昇任に関する場合には准教授及び教

授，教授への昇任に関する場合には教授のみをもって構成される。人事教授会は，学部長の提案に基づいて，5 名の選考委員からなる選考委員会を設置する。選考委員会は，選考委員全員の賛成によって人事教授会に選考結果を報告する。選考委員会の報告を受けて，人事教授会は，構成員（海外出張者と長期病欠者は算入しない）の 3 分の 2 を定足数とし，出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもって昇任を決定する。

なお，昇任手続きが開始されるときには，その前提として一定の条件が満たされていなければならない。それは，主として学部卒業後の研究歴である。ちなみに，講師から准教授への昇任には，学部卒業後 5 年から 7 年の研究歴を有すること，そのほか先例として掲げられているのは，5 年の博士課程を修了し，学位を取得したことである。また，教授への昇任の基準としては，学部卒業後 13 年を経過し，かつ，教授に相応しい研究業績のあるものでなければならない。しかし，以上の基準は一応のものであって，事情によって異なっている。

【点検・評価】

➢教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

特に問題点はないが，教員の募集については，公募を増やすことも検討課題であろう。

➢任期制等を含む，教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

任期制については，現在，特別任用教授及び客員教授に適用されている。いずれも 1 年任期で，最大 3 年間雇用できる。それ以外は特にないが，今後採用予定の助教は任期制となる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教員の募集について，公募を増やすことは教員の多様性につながる可能性があり，試みられる価値がある。

（4）教育研究活動の評価

【現状の説明】

教員の研究活動を客観的に評価する材料としては，2002 年に大学基準協会の評価を受けた際に実施された自己点検・評価がある。そこでは，専任教員の 1999 年以降の研究業績の一覧が 5 点（以内）示されている。また，学部ホームページの教員紹介欄では，発表時期の限定はない形で 10 点（以内）の研究業績一覧が掲載されている。このほか，教員が毎年加筆・提出する「研究業績書」がある。

教育面においては，非組織的ではあったが，政治学科が学生による授業評価アンケートを先行して実施した。現在では，全学的な取り組みの一環として各学期末に学生によるアンケートを行い，授業に対する不満，要望等を集約する形で自己点検・評価を行っている。その結果は Web で公開されている。さらに，部分的ではあるが，教員間での授業方法の紹介や検討も行われている。また，政治学科の場合，非常勤の「社会科学方法論」担当教員と学科主任を中心とする専任教員との間で，毎年教育活動に関する懇談会を設けている。

これらが現状であるが，客観的な評価方法そのものは存在しない。

【点検・評価】

➢教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

教員の研究活動の評価は必ずしも容易ではないが，少なくとも，研究業績が論題だけでも公表され，それが誰でも見られるようになったことは前進である。教育活動については，FD に関する検討が始められている。

➢**教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性**

教員の募集の際には研究能力が重視されていることは言うまでもない。ただし，教育活動については，必ずしも十分に判断されるとは限らないので，この点は検討すべき課題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究活動の評価は必ずしも容易ではなく，また，短期的な視点で行い得るとは限らないが，研究業績の公表を行っていくとともに，その「質的」な価値がうかがえるような公表形態を考えてみることも必要であろう。教育活動については，各教員が学生による授業評価をその後の教育に活かすようにすることが大切である。無論，学生による評価には的はずれなものもあり，そのような場合には学生とのコミュニケーションを図ることも必要である。このような作業を学部の FD 検討作業の一環として進めることを検討すべきであろう。

総じて，教員間の意思疎通や情報共有を一層密にすることが必要である。

8．3　大学院研究科

8．3．1　工学研究科

(1) 教員組織

【現状の説明】

本学では，工学研究科のみに所属する教員はおらず，本研究科の構成員は理工学部・工学部との兼任である。大学院における授業担当資格，指導資格については研究実績や教育経験実績などを勘案して基準が設けられ，研究科委員会の審査，議を経て認定される。共通基礎所属の教員も，多くの者が大学院教育や研究に参画しており，特別研究費についても審査の上配分されている。他の研究予算についても，指導学生数に応じて配分がなされている。

各専攻の教員及び研究室構成は，基本的に工学部の組織を引き継いでいるが，学部が理工学部への改組によって，教員の異動が生じ，創設時と幾分異なるものとなっている。各専攻の構成は以下のとおりである。

＜電気電子工学専攻＞

バイオエレクトロニクス，光通信網，ユビキタス工学，画像工学，映像情報，ロボティックス，電気機械，電子デバイス，電力系統の 9 研究室，16 名の教員(教授 7 名，准教授 2 名，助教 3 名，助手 4 名)により構成されており，広範囲にわたる電気工学並びに電子工学を網羅する体制になっている。

＜応用化学専攻＞

2007 年度まで応用化学科の教授 8 名，准教授 1 名で運営されていたが，所属枠の異動によって，2008 年度は教授 6 名及び共通基礎に所属する教授 1 名，准教授 1 名，専任講師 1 名をそれぞれ中心とする，精密有機合成化学，プロセスシステム，環境材料化学，応用錯体化学，天然物応用化学，環境化学工学，細胞分子デバイス，生体分子化学の 8 研究室により運営されている。また，助教 5 名，契約助手 1 名が運営を支えている。

＜機械工学専攻＞

2007 年度までは准教授以上 9 名の構成であったが，1 名の所属枠の異動によって，材料力学，環境・

流体力学，機械工作，心理・物理音響工学，機械創成，計算力学，制御工学，知能機械の 8 研究室の構成に変わり，現在は，教授 5 名及び共通基礎に所属する特別任用教授 1 名，准教授 3 名，助教 2 名，助手 3 名の計 14 名の教員が配置され，そのほかに，専任の技術員 1 名が工作実習工場を管理しており，機械工学の広範囲をカバーする組織となっている。

＜情報処理専攻＞

2007 年度までは経営・情報工学科の教授 7 名，准教授 2 名の 9 名の教員構成であったが，2008 年 4 月に新たに着任した情報科学科の教授 1 名及び准教授 1 名を加え, 11 名の教員により, 人間工学, 統計学, 情報数理，ソフトウエア，認知工学，経営システム工学，情報・生産システム，モデリング＆アルゴリズム，コンピュータシステム，分散システム，知的インタフェース，の 11 研究室により教育・研究が行われている。また，これら教授・准教授のほかに，助教 1 名及び助手 4 名を加えた総勢 16 名のスタッフによって専攻が運営されている.

＜物理情報工学専攻＞

物理情報工学科に所属していた教授 8 名及び共通基礎に所属する教授 2 名の計 10 名の教授及び助教 5 名，助手 1 名が配置され，動的システム，物質情報計測，情報ネットワーク，数理解析，ナノテクノロジー，光システム計測，物理計測，薄膜・表面物性の 8 研究室により運営されている。研究室の枠を超えた細やかな学生指導が実施されている。

この工学研究科も，基礎となる学部の改組に伴う学部の教育・研究との連続性・継続性を確保するため，1 専攻 3 コースからなる理工学研究科に改組することとし, 理工学研究科の 2009 年 4 月開設に向けた設置届出書を文部科学省へ提出し，9 月下旬に受理された。

【点検・評価】

➢大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類，性格，学生数，法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性，妥当性

工学部の理工学部への改組に伴い，本研究科を構成する各専攻（旧学科構成員）の構成人数に，年により幾分かの変遷はあったが，これは改組に伴って生じたもので人数的な問題は何ら生じておらず，法令上の基準は満たしている。

一方，学生数は，博士前期課程はほぼ定員を満たし，学部生よりはるかに少ない数の学生に対して，教員と学生とのマンツーマンに近い状態での少人数教育を行っている。また，2009 年 4 月に開設する理工学研究科は 1 専攻となり，より幅広い分野での教育・研究指導が可能になると考えている。残念ながら，博士後期課程では，学生数が定員を下回る状態が続いている。

➢大学院研究科における組織的な教育を実施するための，教員の適切な役割分担及び連携体制確保の状況

学生には，幅広い分野の科目を履修するよう指導している。また，大学院での実験では，学生は 1 年間をかけて全研究室で実験を行うなど，これらの研究室間の協力連携によって，広範囲にわたり高度な内容を偏りなく修得できるよう留意されている。論文審査にあたっては，専攻ごとではあるが，構成員全員が加わる発表会が開催され，連携を保ちつつ審査が実施されている。2009 年 4 月に開設する理工学研究科での教育研究指導においては，主担当指導教授と副担当指導教授の 2 名からなる複数指導体制を導入し，教育と研究の充実を図ることになっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

理工学部の理念・目的に沿った教育・研究の連続性・継続性を重視し，その具現化を図るための工学研究科の理工学研究科への改組に向けて，理工学研究科設置検討委員会が多くの議論を重ね，詳細かつ具体的な計画を作成した。今後はこれがより実のあるものとなるよう，実行に移し，理工学部並びに新研究科の理念・目的の実現に向けて，全教員が一丸となって行動することが要求される。

研究活動の活性化に向けた取り組みの１つとして，理工学研究科に理工学研究所を設置する構想が検討されている。これは，大学における研究環境が近年大きく変化しており，個人ベースの研究を主体とする従来型の研究からでは資金獲得が困難な状況が生まれていることによる。そこで，新しい状況に積極的かつ継続的に対応していくために，研究を組織的に総合的に把握し，戦略的に展開して，科学研究費等の資金獲得を含めた外部との連携を強めて行くことが必須となっている。理工学研究所が実現されれば，研究活動がより活性化され，さらに総合的で戦略的な研究への取り組みが可能となる。

（2）教育研究支援職員

【現状の説明】

大学院での研究活動において，企業や他大学の共同研究の事務処理に関しては研究助成課，研究機器の購入に関しては学園管財課が関与し，そこに所属する職員の支援を受けている。研究支援職員としては，ハイテク・リサーチ・センター整備事業は今年度限りで終了するが，リサーチ・アシスタント（RA）が採用されており，プロジェクト研究と大学院生の研究に携わっている。

【点検・評価】

➢大学院研究科における研究支援職員の充実度

ハイテク・リサーチ・センター整備事業において，全部で 3 名の RA が採用されたが，現在は 1 名のみである。

➢大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

研究に専念する職員としての採用であり，特に問題はない。

➢大学院研究科におけるティーチング・アシスタント（TA），リサーチ・アシスタント（RA）の制度化の状況とその活用の適切性

大学院の授業や実験に直接関係するティーチング・アシスタント（TA）やリサーチ・アシスタント（RA）はいない。また，過去にもほとんど活用されたことはない。

機械工学専攻において，ハイテク・リサーチ・センター整備事業で RA が 1 名採用されている。この学生はアルバイト等を行わず，もっぱら研究に専念できており，制度の趣旨に則って適切に活用されている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学院博士後期課程の学生が少ないこともあり，教員組織としては，特に改革や改善の必要はない。

（3）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

【現状の説明】

本研究科では，学部教育との連続性・継続性を重視しつつ，学部教育において修得した専門基礎能力をさらに深め，高度な専門性を持つ技術者・研究者の養成を目的としている。研究科構成員は全員学部との兼任であり，任用は両組織を担当できる人物を，公募を原則として，学部の任用手続きに基づいて行われる。すべての教員が理学・工学・医学・農学・情報理工学のいずれかの博士の学位を有し，大学院で開講されている授業にあたっている。大学院の授業担当資格及び研究指導担当資格の付与が教員の昇任（昇格）に関わる事項である。研究指導担当資格に関しては，以下に示す研究科における申合せ事項を厳格に運用することによって，修士や博士の学位付与に関わる教員の質の確保に努めている。研究業績が十分あり，教育研究指導能力を有すると認められるものには，実際に指導する学生がいるかという点も考慮し，准教授であっても博士後期課程の研究指導担当資格を与えることもある。その一方，博士後期課程の研究担当指導資格を有しない教授もおり，その教授が博士論文の審査には関わることもある。また，罷免に関しての研究科の基準はない。

◎　工学研究科博士前期課程研究指導担当資格に関する申合せ

博士前期課程(修士課程)の研究指導を担当する者は，次の基準を満たし，かつ，その担当する分野に関し，高度の教育研究上の指導能力があると認められるものであること。

（1）　博士学位取得後 3 年以上であること。

（2）　博士前期課程授業担当資格取得後 1 年以上であること。ただし，新任教員で適格であることが認められる場合については，この限りでない。

（3）　最近 5 年間における研究業績が顕著であること。

◎　工学研究科博士後期課程研究指導担当資格に関する申合せ

博士後期課程の研究指導を担当する者は，次の基準を満たし，かつ，その担当する分野に関し，高度の教育研究上の指導能力があると認められるものであること。

（1）　博士学位取得後 5 年以上であること。

（2）　博士後期課程授業担当資格取得後 1 年以上であること。ただし，新任教員で適格であることが認められる場合については，この限りでない。

（3）　最近 5 年間における研究業績が顕著であること。

【点検・評価】

➢大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

任用は，学部と大学院の両組織を担当できる人物を，公募を原則として，学部の任用手続きに準じて行っている。専攻に所属するすべての教員が理学・工学・医学・農学・情報理工学のいずれかの博士の学位を有し，大学院で開講されている授業にあたっており，問題はない。ただし，博士後期課程の研究指導担当資格を有しない教授も博士論文の審査にかかわるという点は，若干，大学院の独立性の面から疑問がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2009 年 4 月に開設される理工学研究科でも，募集，任免，昇任に関して，全く同様の手続きを継続して採

用する予定である。点検評価の項の記述以外に，特に問題はない。

（4）教育・研究活動の評価

【現状の説明】

研究活動の主体は大学院にあると言えるが，本学では大学院研究科のみに所属する教員は存在せず，このため教育・研究活動の評価は学部と一体となって評価される。工学部・理工学部については，8.2.2 及び 8.2.3 に記してあるので，ここでは主として組織としての活動について記す。

【点検・評価】

➢大学院研究科における教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

理工学部総予算額の約 4 分の 1 に相当する理工学部特別研究費は研究費の傾斜配分枠であり，理工学部内で各専任教員の業績を審査の上，交付額を決定しており，受給者は 2004 年度 19 名，2005 年度 20 名，2006 年度 22 名，2007 年度 21 名，2008 年度 21 名である。この受給者数は，年度によってそれほど変動はなく，ある面では限られたものだけに配分されているとも言えるが，研究活動の活性化に大きく貢献している。この研究費の支給判断基準の主たる内容は，過去 5 年間の研究論文数である。研究分野によって発表件数に大きな開きがあるので，差が出ることはやむを得ないが，単に件数という尺度で評価することは問題であろう。この審査にあたっては，やはり研究論文のコピーの提出を求め，その内容の厳正なチェックが必要と考えられる。優秀な研究に対しては，分野の近い研究者による客観的な評価によって学会等から表彰されるが，最近は有用性といった評価ばかりが前面に出て，学術的な評価が減少しているように思われる。長期間をかけ，企業とは異なる観点から大学でしかできない研究がなされ，評価される状況の創出が必要である。

また，教員個人ではなく，組織としての研究活動の評価も重要である。2004 年度に，文部科学省が推進するハイテク・リサーチ・センター整備事業に本研究科の研究プロジェクトが採択され，この支援を受けて，研究費だけでなく，多くの先端的な装置や設備が整備され，同時に研究スタッフが新たに加わり，研究が精力的に進められている。このプロジェクトは，工学部・理工学部の異なる学科に所属する多くの教員が，学科を横断して協力した初めての研究プロジェクトであった。2008 年度をもって当事業は終了となるので，これ以降の大型プロジェクトの獲得に向けて教員の相互協力とまとまりが必要である。さらに，日本私立大学振興・共済事業団の学術研究振興資金，文部科学省の私立大学研究設備，私立大学研究装置への申請，採択によって，研究費，研究設備・装置の購入を確保している。学園の補助があって初めて高額の機器・器材が購入されるのであるが，この応募の採択においても，研究業績がもとになっている。

➢大学院研究科の教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の確立状況

実施の状況は，8.2.3 理工学部における教員の教育研究活動の点検・評価として行っているのみである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

複数の研究者が集まって 1 つのプロジェクトを構成し，協力して研究を進めていく体制は，研究内容の複雑化，広汎化，学際化が進んでいる現在では必須となっている。文部科学省や科学技術振興の財団等からの競争的資金や私学振興事業団といった組織からの事業補助の獲得に向けては，単なる個人的な研究活動ではなく，核になる研究者を中心としたグループでの活動が必要である。ハイテク・リサーチ・センター整備事業に替わる大型プロジェクトの立ち上げに向けて，学部・大学院としての組織的な対応を行う必要があるが，

2008 年度私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に，理工学部を研究組織として申請した「人と環境に優しい統合化された社会システム研究基盤整備」が文部科学省から内定を得ており，この事業を通じて，さらなる重点研究領域の策定や研究活性化のための体制作りを行うことが望まれる。

企業や社会の要請を的確に捉え，情報交換の組織的取り組みに向けて，理工学研究所の設置を要望しているが，まだ，実現には至っていない。

（5）大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

【現状の説明】

本研究科だけに所属する教員は存在せず，そのため，任用，昇任にあたっては，大学や学部の定めによる。大学院での授業・研究指導担当資格については，博士前期課程及び博士後期課程のそれぞれに対して，本研究科で定めた申合せに従って付与している。

学生の学位論文の関係から，外部の研究機関と連携して研究活動を行う教員，あるいは他大学，研究機関と情報交換を個人的に行っている教員は存在する。活発な研究活動が行われているが，人事を含めて，大学院あるいは専攻として組織的な交流制度は設けていない。

【点検・評価】

➢学内外の大学院と学部，研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

組織的交流は行っていないが，他機関との教育・研究に関する情報交換は，各教員が個別に実施しており，現状に大きな問題はない。現状に記載したように，すべての専任教員は理工学部の専任教員である。本学には専任教員を独自で有する研究所は存在しないので，他の学部から教員が派遣されることもない。理工系学部としてはやむを得ないものであるが，しかし，改善・改革の項で述べるような方策があっても良いのではないかと考えている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学唯一の研究組織であるアジア太平洋研究センターでは，大学院間の交流を行っている。理工学研究所が実現されれば，同じ手法によって，他の研究機関との人的交流も実現できる可能性がある。

8．3．2　経済経営研究科

（1）教員組織

【現状の説明】

経済学科と経営学科を統合して単一学科構成に改組した経済学部が 2007 年度にその完成年度を迎えることを受けて，本研究科は，2007 年度，それまで独立して運営されてきた 2 つの研究科（経済学研究科と経営学研究科）を統合して発足した。

経済学研究科は研究科統合と同時に廃止され，その教員組織は吸収される形で経済経営研究科に移行した。経営学研究科は現在も存続しているが，在籍する 1 名の大学院生の修了を待って廃止の予定である。経営学

研究科の教員組織は，形式上は兼務という形でこれまでの形態を残しつつ，経済経営研究科の中に吸収された。

本研究科の専任教員は，2008 年 5 月現在，教授 28 名，准教授 11 名の合計 39 名で，全員が経済学部経済経営学科と兼任である。在学生は，経済学専攻 2 名（博士前期課程 2 名），経営学専攻 13 名（博士前期課程 12 名，博士後期課程 1 名），合計 15 名（経営学研究科に所属する学生を含めると総計 16 名）であり，教員 1 人当たりの学生数は少なく，密度の濃い教育研究指導がなされている。

【点検・評価】及び【将来の改善・改革に向けた方策】

➢大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類，性格，学生数，法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性，妥当性

経済経営研究科の教育上の目的は，それぞれの専攻に応じて創造性豊かな研究者を養成すること，及び経済と経営の両分野にまたがる深い専門知識と現代の知識基盤社会を支える広い知的素養を兼ね備えた職業人を養成すること，に置かれている。2 つの研究科が統合され，経済学，経営学，会計学，社会学，言語学等を研究分野とする教員が一堂に会する教員組織が形作られたことで，この教育目標を効果的に実現するための教育的基盤が整えられた。今後は，各分野に十分な業績と指導力を持った教員を配置するべく引き続き努力することで，この体制の充実と発展を図っていきたい。

➢大学院研究科における組織的な教育を実施するための，教員の適切な役割分担及び連携体制確保の状況

本研究科は経済学部を母体とし，本研究科の専任教員は，全員が経済学部経済経営学科と兼任である。そのため，教員間の連携体制には特に問題はない。

研究科の学務に関する決定は，研究科長と 2 名の専攻主任による主導の下に，経済経営研究科委員会において定期的に協議検討される。カリキュラム改正等の大規模な改編を行う場合には，まずそれを専門に検討する特別チームを編成し，次いでそこで作られた原案を研究科委員会で審議し，こうしたプロセスを合議が成立するまで繰り返すという形で，決定が行われてきた。経済学研究科と経営学研究科が独立していた時期には，両研究科合同で重大事案に関するプロジェクト・チームを編成し，また，合同研究科委員会を定期的に開催することで，決定が行われてきた。こうした意思決定のプロセスは適切に機能しており，今後ともその仕組みを維持していくことは妥当であると思われる。

（2）教育研究支援職員

【現状の説明】

8.2.1 の（2）で述べたように，経済学部には，専任教員の教育研究活動を補佐するために専任の助手が 1 名所属しており，それ以外に 1 名の嘱託の教育研究支援職員が配置されているが，これら 2 名は本研究科の研究助手職務も同時に行っている。この 2 名は，互いに協力して，経済学部学会の諸活動への事務的支援，共同研究室の管理及びそこに設置された情報機器群の管理，専任教員が必要とする資料や書籍の収集，コピー等の業務を通して，専任教員の教育研究活動に効果的な支援を果たしている。

大学院生をティーチング・アシスタントとする制度は，1993 年度から実施されている。学部の専門科目の授業並びに大学院博士前期課程の授業において，大学院の学生が，教材準備，演習参加，レポート添削，学習上の質疑応答などを行うもので，大学院生が教育経験を積む機会として効果的であると評価されてきた。リサーチ・アシスタントについては 2004 年度から制度が導入されたが，特定の研究プロジェクト等に限られ

ており，本研究科における採用実績はない。

【点検・評価】及び【将来の改善・改革に向けた方策】

➢大学院研究科における研究支援職員の充実度

わずか 2 名で広範な助手業務を行わなければならないため，専任教員への個別的な研究支援を行う余裕はない。現行の学内体制のもとでは，研究面での支援を個別に必要とする本学の教員は，そのための研究助手を私的に雇用する以外に方法はないが，その経費には，各専任教員に給付される個人研究費などを充てることもできる。

➢大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

研究科の定員が少ないこと，経済学専攻においては入学者数が定員に満たない傾向が続いていることから，本研究科の大学院生に対しては，担当教員によるきめ細かな教育研究指導が行われており，それゆえ教員と研究支援職員との間の連携・協力関係も適切に維持できている。現状以上の研究支援職員の配置は，現在のところ，特に必要とは考えていない。

➢大学院研究科におけるティーチング・アシスタント（TA），リサーチ・アシスタント（RA）の制度化の状況とその活用の適切性

ティーチング・アシスタントについては実績が積まれてきており，今後も積極的にこの制度を活用していくことが望まれる。リサーチ・アシスタントについては，教員との緊密な協力関係の中で研究経験を積む格好の機会が得られると期待されることから，博士後期課程で学ぶ本研究科の学生が十分な人数に達するなど一定の条件が整ったときには，任用を検討することが求められよう。ただし，現状は，まだその段階にはないと思われる。

（3）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

【現状の説明】

本研究科の専任教員は，経済学部経済経営学科の教員組織が基になっている。このため，大学院担当者に欠員が生じた場合，学部教授会にその補充を委託する。専任教員の募集・任免・昇任（昇格）に関しては，経済学部に関する該当部分（8.2.1 の（3））を参照されたい。

【点検・評価】

➢大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

教員の採用，昇任人事とも，従来から民主的な方法と手続きで進められてきており，適切に行われてきたと言える。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記のように，現状において，特に挙げるべき問題点はないと考える。

（4）教育・研究活動の評価

【現状の説明】及び【点検・評価】

➢大学院研究科における教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

大学院では，教員の教育方法への評価アンケートは実施しておらず，各々の教員の対応に任せている。また，教員の論文・著作などの研究業績や学会発表などの実績は，毎年度初めに各教員から提出される履歴書及び業績書等によって記録され，企画運営部企画運営課によって保管されている。すべての専任教員の研究活動成果（タイトル，発表年次，媒体など）の主要なものについては，本学部ホームページでも公開され，毎年更新されている。

専任講師や准教授の学部内昇任にあたっては，人事委員会における審査と教授会での承認を受けるため，それまでの教育研究活動の評価が行われる。しかし，昇任以外での教育研究業績の評価は非常に限定的である。まず，国内・海外研究への選考にあたっては，本学での教職歴 3 年が要件とされる。また，65 歳の定年後，3 年間に限って再雇用される特別任用教授制度があるが，この制度を利用するためには，一定の継続的な業績があること，休講回数が少ないこと，健康であることの 3 条件を充足していなければならない。

➢大学院研究科の教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の確立状況

特別な仕組みは講じていない。上記で述べたように，現状では，教員による自己申告に基づく業績リストの集中的保管及び近年の主要業績のインターネット上での公開程度にとどまっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現時点において，改善・改革に向けた方策は特に検討されてはいない。

（5）大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

【現状の説明】及び【点検・評価】

➢学内外の大学院と学部，研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

学内の大学院との交流としては，本学の他研究科に所属する教員が担当する一部科目を全学的に配置し，各研究科の学生が受講できるようにした制度が設けられている（それを修得すれば，本研究科の学生は「学際分野特殊研究」として単位認定される)。この制度は実際に各研究科の学生によって利用されており，学際的関心を喚起する工夫として有効であると思われる。

学外の民間ないし公的機関との交流としては，本研究科では，経済学，経営学，会計学等のアカデミックな専門科目とは別に，「クリティカルシンキング」，「実務家レクチャー」，「経済経営インターンシップ」といったビジネスや政策の実務面に焦点を置いた授業科目も開設している。これらの科目を通して，社会の現場で活躍中の職業人の生の声を聞く，ビジネスの現場に実際に身を置くなど，本研究科で学ぶ学生に対して，大学内だけでは触れることのできない学問体験の機会が設けられている。学生は，これらの授業科目を積極的に履修しており，一定の成果を上げているものと評価される。

学内外の研究者間の交流については，全学的な研究機関である本学アジア太平洋研究センターで，学内教員及び他大学教員との共同研究への助成が行われている。また，別途に，研究助成審査委員会が組織され，一般的なテーマについての共同研究及び個人研究の助成が行われている。なお，経済学部内には所属する全教員により「経済学部学会」が組織されており，ディスカッション・ペーパーの発行や年 2 回の学部論集の

刊行を行うとともに，学外の研究者や著名人を講師とする学生向け講演会や，教員向け研究会・セミナーも開催している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現時点において，改善・改革に向けた方策は，特に講じられていない。

8．3．3　法学政治学研究科

（1）教員組織

【現状の説明】

大学院担当の専任教員は 27 名であり，その内訳は，法律学専攻 14 名（教授 6 名，准教授 7 名，講師 1 名），政治学専攻 13 名（教授 12 名，准教授 1 名）である。教員は，教授，准教授，講師のいずれであるかにかかわらず，博士前期・後期課程の授業を担当している。

ただし，博士号請求論文の審査は教授があたる。また，専任教員が退職した時点で指導学生が在籍している場合，引き続き非常勤講師として指導を継続してもらっている。教員の年齢別構成は，学部全体のそれと同様に，法律専攻において，30 歳台，40 歳台の割合が大きい。教員の専門分野別構成は学部の項で触れたが，研究者を志す学部生にとっては概ね魅力的であると言えよう。

【点検・評価】

➢大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類，性格，学生数，法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性，妥当性

おおよそは学部の項で述べたとおりであるが，大学院志望者が必ずしも研究者志望ではなく，博士前期課程を修了して企業等に入ることを望む者も増えていることを考えると，そのような大学院志望者にとっても魅力を感じるような授業を行うことも必要になって来よう。

➢大学院研究科における組織的な教育を実施するための，教員の適切な役割分担及び連携体制確保の状況

法律学専攻では，大学院生の人数が少ないこともあり，入学者の専攻分野や研究計画に基づき，適宜，指導が行われている。

政治学専攻では，大学院生全体（OB や OG を含む）と教員参加で，1 年に 6～8 回のペースで政治学研究会を開き，大学院生に対する組織的な教育及び教員間の連携を図っている。

また，留学その他，大学院生の進路の相談などには，研究科の垣根を超えて様々な教員があたっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

前述のような大学院入学志望者の志望動機の変容に対応できるように，シラバス等に工夫を凝らすことが必要であり，また，授業科目の名称の再検討も考える必要がある。

（2）教育研究支援職員

【現状の説明】

これについては学部の項で述べたとおりであるが，共同研究室には助手 1 名及び事務的な補助作業に従事する契約職員が 1 名おり，教材のコピー，教員と大学院生を対象とする研究会開催の補助などの教育研究支援を行っている。

【点検・評価】

➢大学院研究科における研究支援職員の充実度

教材のコピー，大学院生から希望のあった図書の購入手続きなどは，専任教員の指示のもと，研究支援職員が進めており，支援体制は充実している。

➢大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

連携・協力関係は適切である。

➢大学院研究科におけるティーチング・アシスタント（TA），リサーチ・アシスタント（RA）の制度化の状況とその活用の適切性

ティーチング・アシスタントについては，学部の項で述べたように，大学院においては博士前期課程の授業についてのみ補助任務を担う。

リサーチ・アシスタントは，2004 年度に制度が導入されたが，特定の研究プロジェクトに限られているため，本研究科での採用実績はない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学院での授業は基本的に少人数で行われており，現状の支援体制で問題はないと考える。

リサーチ・アシスタントについては，現状では教員各自が研究費を用いて適宜採用しているが，これに関しても，大きな問題はないと考える。

（3）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

【現状の説明】

本研究科の専任教員の地位は，学部における当該教員の地位と連動しており，したがって，本研究科独自の専任教員の募集，任免，昇任（昇格）に関する基準は存在しない。教員の研究科における授業・研究指導担当資格は研究科委員会において審議され，担当資格が認められた教員について担当資格が発令される。

【点検・評価】

➢大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

教員の募集・任免・昇任は，学部の項で述べたとおりである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学部と大学院とが密接に連動しているとはいえ，大学院担当の教員の募集・任免・昇任には，今後大学院

をどのように発展させていくかという独自の問題も絡んでいる。大学院のあり方についての議論の中で，改めてこのような問題も再検討されるべきであろう。

（4）教育・研究活動の評価

【現状の説明】

基本的には，学部の項で述べたとおりである。ただし，大学院生の数が少ないため，学生によるアンケートは教育活動評価の方法としては不適切であり，行われていない。これに代わるものとして，随時，教員と大学院生との懇談会が開かれており，大学院生からの意見や要望を聞き，教育指導の改善に努めている。

【点検・評価】

➢大学院研究科における教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

おおよそ学部の項で述べたとおりである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

おおよそ学部の項で述べたとおりである。

（5）大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

【現状の説明】

研究科としてではなく，学部としてではあるが，北京大学国際関係学院と毎年合同の研究会を開くほか，北京大学から 2 名の研究者を 3 週間ほど招聘し，研究会を開催して交流に努めている。また，不定期であるが，外国の研究者を客員研究員として受け入れたり，外国人特別教員として迎えたりしている。客員研究員の研究分野，地位，本研究科との関わりなどは多様であるが，多くの場合，研究科の教員と学術交流の場が設けられている。

なお，政治学専攻では，本専攻を含め，政治学専攻を持つ都内の 7 大学院との間で単位互換協定を締結している。

【点検・評価】

➢学内外の大学院と学部，研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

北京大学との例年の合同研究会及び同大学からの客員研究員の受け入れのほか，アジア太平洋研究センターを媒介とした交流活動も活発であり，欧米・アジアの研究者と長期にわたる交流を維持している教員も多い。組織的というよりは，個々の教員の専門分野に応じて積極的な交流活動をしていると言えよう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

どちらかと言うと，教員が独自で交流を進めてきた観があり，より組織的に他研究機関との関係を樹立する可能性も探る必要があろう。

8．3．4　文学研究科

（1）教員組織

【現状の説明】

文学研究科に所属する専任教員は，すべて文学部専任教員のうち本研究科委員会で審査・承認された兼任教員であり，研究科専任のいわゆる大学院教授は存在しない。

2008 年 5 月現在，本研究科の専任教員は 38 名（教授 28 名，准教授 10 名）で，文学部専任教員（教職課程所属教員を除く）40 名のほとんどが大学院担当資格を発令されて，大学院の授業及び研究指導にあたっている。

【点検・評価】

➢大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類，性格，学生数，法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性，妥当性

本研究科には，文学部の英米・日本・国際文化・現代社会の 4 学科を基盤として，英米文学専攻・日本文学専攻・社会文化論専攻の 3 専攻の博士前期課程及び博士後期課程が置かれており，各専攻とも入学定員は博士前期課程 8 名，同後期課程 4 名である。これに対して専任教員は，英米文学専攻 12 名（うち，博士後期課程担当資格（授業・研究指導）を持つ者 7 名），日本文学専攻 8 名（同 6 名），社会文化論専攻 18 名（同 10 名）が配置されており，入学者に対してはほぼマンツーマンの指導が行われている。また，同じく学部との兼任で助手 1 名が配置されている。

なお，英米文学専攻・日本文学専攻に比して社会文化論専攻配属の教員数が多いのは，同専攻が学部の国際文化学科・現代社会学科の 2 学科の上に置かれているためで，これら 2 学科分の研究領域をカバーするための配置である。

残念ながら，現在在籍する大学院生が定員を満たしている専攻はないが，以上のような教員組織は，定員どおりの入学者があった場合にも十分に対応し得るものであると考えている。

➢大学院研究科における組織的な教育を実施するための，教員の適切な役割分担及び連携体制確保の状況

本研究科に関する最高議決機関は研究科委員会であるが，教育課程編成に関する実質的な検討・立案の場は各専攻会議である。専攻会議には所属教員全員が参加して，カリキュラムの検討や改善，授業計画，大学院生の研究の進捗状況，学位論文の審査手続き等に関する話し合いが行われている。各専攻会議で練られた原案は，研究科委員会で調整・審議・決定される。

各専攻では，大学院生による研究の中間発表の機会として研究会が随時企画され，そこに教員が参加することで, 教員は自分の指導学生以外の大学院生の研究状況を知るとともに, 教員間の意思疎通を図っている。また，修士論文や特定課題研究の成果の審査にあたっては 3 名ずつの教員が審査委員会を構成して，連携・協力している。

英米文学専攻及び日本文学専攻では，学部の学科会議と大学院の専攻会議の構成メンバーが同じであることから，専攻に関する問題を議論したり，大学院生に関する情報を交換したりしやすい状況にある。社会文化論専攻の場合には，学部の 2 学科の教員を糾合しているため，学科会議とは別に専攻会議を持たなければならず，他専攻に比して日常的な連携体制がとりづらい状況にあるが，専攻主任が各教員との連絡を密にしたり，専攻内のメーリングリストを活用したりするなどしてそれを補っている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

前回の点検・評価では，現在兼任が原則となっている文学部長と文学研究科長，学科主任と専攻主任を分離することの検討の必要性を指摘したが，現在までのところ大学全体としてその方向には動いていない。また，研究科専任教員（大学院教授）の配置についても，入学者数が定員に比して少ない状況下では，その余裕が生み出せないままになっている。

本研究科では，従来の研究者養成のための教育課程に加えて，特定課題研究を前提とする「総合コース」を設けたり，長期履修制度を導入したりすることによって門戸を広げた結果，一時的には入学者の増加をみたが，近年再び志願者の減少傾向が顕著になりつつある。教員組織の観点からの問題点を抽出し，改革への道程に乗せるためにも，まずは一定数の入学者の確保による大学院そのものの活性化が大前提になろう。

（2）教育研究支援職員

【現状の説明】

前述（8.2.4 の（2））の学部専任の助手 1 名と契約職員 1 名は，本研究科の業務も兼務しており，研究科に関する教育研究活動についても教員の補助にあたっている。

【点検・評価】

➢大学院研究科における研究支援職員の充実度

上述の職員が教材のコピー，図書の発注・受け入れ，研究科発行の紀要類の編集雑務などを行っていることを除けば，事実上，大学院研究科独自の研究支援のための職員はいない。

➢大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

上述の職員のうち，特に助手は，本研究科修了者の中から採用されることが慣例であるため，大学院生にとってよき先輩・相談相手として機能しているほか，本人の研究分野に近い教員にとっては有効な研究上の補助者となる場合もあるが，一般的には教員との間に研究上の連携・協力関係は成立しにくいのが実状である。

➢大学院研究科におけるティーチング・アシスタント（TA），リサーチ・アシスタント（RA）の制度化の状況とその活用の適切性

ティーチング・アシスタントについては，学部の項で述べたように，大学院研究科においては博士前期課程の授業についてのみ補助任務を担う。

リサーチ・アシスタントは，2004 年度に制度が導入されたが，特定の研究プロジェクトに限られているため，本研究科での採用実績はない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教員に対する研究上の人的支援策は今日講じがたい状況にあり，また，大学院の授業は基本的に少人数で行われているので，差し当たり，現状を維持するものとする。

(3) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

【現状の説明】

本研究科の教員は学部・学科の教員の中から選任し，研究科単独の募集は行っていない。したがって，学部・学科の教員募集において大学院担当資格についても配慮した人選が行われている。大学院担当資格については，博士前期課程及び博士後期課程それぞれに授業担当，論文演習担当の選任基準が設けられており，それに基づいて各専攻で原案を用意し，研究科長を経て研究科委員会に提案し，当委員会で審議の上決定している。

博士前期課程の活性化と大学院生の増加に対応するため，博士前期課程の授業担当資格を教授・准教授ばかりでなく，条件を付して講師・助教まで拡大し，担当資格対象者の増員を図った。

【点検・評価】

➢大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

大学院担当の選任基準は，「文学研究科授業・論文演習担当者の選任基準」に定められ，それに基づいて運用されている。

まず，博士前期課程の授業担当資格は，次のア，イのように定めている。

ア　当該分野の博士の学位を有する教授，准教授，講師または助教

イ　当該分野の博士の学位は有しないが，当該分野に関し，博士前期課程の授業を担当するに足る研究業績のある教授，准教授，講師または助教

論文演習担当については，上記に加え，論文演習を担当するに十分な研究業績のある教授または准教授とし，講師または助教については，特段の事情がある場合を除き認めないと定めている。

博士後期課程の授業担当資格は，博士の学位を有するか，有しない場合は当該分野に関して授業を担当するに足る研究業績のある者で，原則として 3 年以上の博士前期課程の授業担当の経験を有する教授または准教授，若しくは以上の者と同等以上の研究業績及び経験があると認められる教授または准教授としている。論文演習担当は以上の基準を満たし，論文演習を担当するに十分な研究業績のある教授とし，特に優れた業績等を有する場合には，准教授を含めることができるとしている。

また，手続きについては，「文学研究科授業・論文演習担当者の選任手続に関する内規」に基づいて行われている。博士後期課程の論文演習担当者については，選考委員会を設置し，その報告に基づいて研究科委員会で審議し，決定すること，それ以外については研究科委員会で専攻主任が説明し，審議することが定められている。

選任とその手続きについては，上記の規定に基づいて適切に運用されている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

前回の自己点検・評価において課題として指摘された，博士前期課程の担当資格者の増員は実現した。それによって，博士前期課程の大学院生の増加にも対応できている。しかし，学部の責任授業担当コマ数に加えて大学院の授業担当コマ数が上乗せされるため，教員の負担が過重になる傾向が見られる。この点については，大学院教育の充実の観点からも早急の是正策が求められる。現状では財政的な事情などもあって，学部に属さず大学院に所属する大学院教授の採用ができないでいる。現在の教員定数の枠外で，客員教授なども含め多様な教員採用の方式を模索し，大学院・学部の教育のより一層の充実，学部生・大学院生の勉学・研究意欲の増進と大学院進学率の上昇に役立てる方策を追求すべきであろう。

（4）教育・研究活動の評価

【現状の説明】

毎年度当初に，大学院担当教員と大学院生との懇談会が開かれており，大学院生からの意見や要望を聞き，教育指導の改善が図られている。

また，各専攻科では独自に研究会，研究集会を開催し，大学院生の重要な研究発表の場となっている。『成蹊人文研究』も毎年刊行され，既に 16 号を数える。

なお，日本文学専攻では日本文学科研究奨励賞を設けているが，毎年，大学院生からの応募も多く，その研究水準は高い。

【点検・評価】

➢大学院研究科における教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

教員の研究活動に関しては，個人のプライベート情報など極めて微妙な点が多々あり，軽々しく論じられないことが指摘されている。だが，本研究科としての FD への関心は高くなってきており，関連資料の収集を進めている。また，インターネット，ホームページなどを活用し，研究業績を積極的に公表している教員も増えている。

多彩な学問分野であるゆえ，特に研究科として統一的な評価方法は設けていない。それ故に，教員個々の研鑽への自覚と努力に加えて，教育及び研究への関心と意欲を相互に刺激しあうことも重要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

これは，本研究科のみの問題ではない。基本的には全学的な取り組みが必要であり，そのためには他大学院の例などを検討する必要があろう。また，教育・研究の領域やその方法によって成果の現れ方は様々であるので，一律機械的な数量化による評価は教育・研究の頽廃を招くおそれがあることも考慮し，慎重に検討すべき問題であろう。

本研究科の分野は多岐に分かれ，専門的，個別的である場合が多い。個々の研究課題へ対応していくためには，しっかりとした財政的措置がとられなければならない。

また，図書館，研究室などの一層の整備と充実が緊急の課題である。

（5）大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

【現状の説明】

本学唯一の研究機関である「アジア太平洋研究センター」には，本研究科の教員でもある文学部の教員及び大学院生が数多く関与している。まず，教員について言えば，3 カ年の共同研究プロジェクトをはじめ，単年度のパイロット・プロジェクトなどの事業に他学部よりも多数が参加している。

例えば，センター主催の「国家とメディア」プロジェクトは文学部が中心となり大々的に進められ，センターの業績として大きな足跡を残したと言われている。また，英米文学科の下河辺美知子教授をはじめ，日本文学科の森雄一教授，現代社会学科の小林盾准教授，英米文学科の権田建二准教授らがそれぞれ責任者となったプロジェクトが順調に進捗し，一部は既に出版物となって刊行されている。

大学院生について言えば，2007 年度に発足した同センターの「学術研究員制度」に本研究科からも大勢採用され，学生はセンターの活動に積極的に参加し，かつ，自らの研究をも深めることができた。

【点検・評価】

➢学内外の大学院と学部，研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

「学術研究員制度」は研究機関と大学院の関係を密にするシステムなので，今後とも継続して進められることが望ましい。これまでのところ，研究科同士の交流が特段に深められたとは言えないものの，1 つの足場を形成していることは確かなようだ。

【将来の改善・改革に向けた方策】

「学術研究員」の対象は目下，本学の大学院生に限られている。それも現役であることが求められている。しかし，修了生にも広げることはもちろん，他の大学院にも対象を広げることができれば，大学院生同士の交流もさらに幅広くなり，ひいては彼らの研究成果の深化と拡大にもつながるものと期待される。

8．3．5　法務研究科

（1）教員組織

【現状の説明】

本学法科大学院は，専門職大学院の課程，より正確に言えば，法科大学院の課程を有し，法科大学院学則上，「高度な実践能力を有する法曹を養成するため，法理論と法実務を結合した教育による法的専門能力及び法曹倫理を修得し，かつ，関連分野の基礎的素養を涵養すること」を目的としており，この目的に沿って適切な，かつ，必要数以上の教員を配置している。

本学大学院他研究科に所属する専任教員は，すべて学部専任教員のうち各研究科委員会で審査・承認された教員であり，研究科専属の教員ではないが，本学法科大学院に所属する専任教員（みなし教員を含む）は，全員が法務研究科独自の教員であり，2008 年 5 月 1 日現在で 18 名である。全員が教授（客員教授を含む）であるが，2009 年度以降，准教授の採用も予定している。

18 名のうち 2 名は，法学部（法学政治学研究科博士前期課程）を併任しているが，これは 2004 年度からの 10 年間だけ文部科学省に認められている措置で，2014 度以降は，併任を解かれることになる。

【点検・評価】

➢大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類，性格，学生数，法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性，妥当性

専門職大学院設置基準上，最低必要な専任教員数は 12 名（うち 4 名は学部兼担可）で，専任教員 1 人当たりの学生の収容定員を 15 名以下とする必要があるが，本学法科大学院の専任教員数は 18 名（うち 2 名のみ学部兼担）で，収容定員は 150 名であり，設置基準を充分に満たしている。

同設置基準上必要な実務家教員（実務経験 5 年以上）は 3 人（最低必要教員数の概ね 2 割以上）で，少なくとも 3 分の 1 程度は常勤という条件もあるが，本学法科大学院の実務家教員は当初 4 名（常勤 1 名，みなし 3 名）で，現在は 7 名（常勤 1 名，みなし 6 名）であり，設置基準を満たしている。

各専任教員の科目適合性についても問題ないと思われる。しかしながら，本学法科大学院は夜間と土曜日にも開講し，基本科目を中心に同一科目を二重に配置しており，クラス数が必然的に多くなっている。設置

基準上の必要教員数は満たしているものの，専任教員の負担が大きいことから，対応が求められている。

➢大学院研究科における組織的な教育を実施するための，教員の適切な役割分担及び連携体制確保の状況

本学法科大学院の専任教員は，全員が本学法科大学院専属の教員であり，全員が教授会のメンバーでもあることから，教員間の連携体制には特に問題はない。

本学法科大学院の場合，「憲法」，「行政法」，「民法」，「商法」，「民事訴訟法」，「刑法」，「刑事訴訟法」の各専門分野に少なくとも 1 名の専任教員を配置する必要があるが，憲法を除き，1 名から 3 名の専任教員を配置している。憲法については 2008 年度から欠員となっているが，2009 年度から 1 名の准教授を採用することが決定している。

本学法科大学院の教務に関する決定は，研究科長と教務担当教員による主導のもと，法務研究科教授会において定期的に協議検討される。意思決定のプロセスは適切に機能しており，今後ともその仕組みを維持していくことが妥当であると思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学法科大学院は，法学部の強力な支援と犠牲により必要な人材等を確保した経緯があり，現在の専任教員 18 名体制を確約されているわけではなく，経営基盤が安定した段階で 1 名の教員の枠を法学部に戻す約束になっているが，本学法科大学院が昼夜開講制に近い教育体制を採っており，教員の負担が大きいため，設置基準を大幅に超える現行の教員数でも十分とは言えない状況にある。

このため，本学法科大学院修了生の司法試験への合格率を高めることにより，本学法科大学院の評価を高めることが，学内における本学法科大学院への理解を深め，より多くの教員数を確保する唯一の道であると考える。

（2）教育研究支援職員

【現状の説明】

本法科大学院は，専ら法曹養成のための教育を行うことを目的に，専任教員の対学生比も設置基準の 1：15 を上回っており，当初より教育に力点を置き，少人数教育の実を上げている。しかし，一方法科大学院がその教育水準を確保するためには，教員の質と教育にかける情熱が極めて重要な要素であり，教員個々に大きく依存しているのが実情である。また，研究についても，本学法科大学院も含め大学全体の制度として整備しているが，本学法科大学院における研究支援職員は，現状として配置されていない。

【点検・評価】

➢大学院研究科における研究支援職員の充実度

本学法科大学院の設置認可申請にあたっては，本学法科大学院の基準により研究業績の優れた教員のみが採用され，かつ，文部科学省の厳しい審査を通っており，本学法科大学院としての教員採用専任教員全員が十分な研究業績を上げているが，本学法科大学院は，研究よりも教育に重点を置いた研究科であり，研究支援職員は配置されていないため，各自の責任のもと，研究を行っている。

➢大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

該当なし。

➢大学院研究科におけるティーチング・アシスタント（TA），リサーチ・アシスタント（RA）の制度化の状況とその活用の適切性

本学法科大学院の教員には，大学院博士課程の学生をアルバイトとして授業の補助的な作業につかせる者がいる。しかし，博士課程の学生がいなければ利用できず，しかも，現実に，本学の大学院法学政治学研究科の博士課程に在学する学生は極めて少ない。

ティーチング・アシスタント制度と異なるが，授業補助制度があり，授業の中で 1～2 度ではあるが，その授業内容の一部の専門家である弁護士や実務家を招いて，授業の補助的な役割をしてもらうことをしている。これによって，授業内容の最新の情報や実際の場面で最も問題となっている諸点を学生に伝えることができ，また，専門家同士の議論を通して，より深みのある授業が展開できる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在，研究支援職員は配置していないが，大学において研究と教育とを切り離して考えることができない以上，教育研究支援のためのスタッフを充実していくことが，方向性として必要になると思われる。

（3）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

【現状の説明】

本学法科大学院の専任教員は，設立当初 16 名で全員が教授である。「教授」の資格要件については，設立時においては法科大学院独自の基準を定めていなかったため，法学部の基準をほぼ適用して判断した。現在までのところ，教授の資格に疑義のあるような該当者はいなかったので，すべて教授として認定されてきている。

手続きについては，2005（平成 17）年 2 月に「法科大学院専任教員の採用に関する内規」を，同年 3 月に「成蹊大学法科大学院客員教授規則」を制定しているが，全専任教員が教授であることから，昇格についての基準，手続きは現在設けられていない。

【点検・評価】

➢大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

「教授」の資格要件については，法学部の基準をほぼ適用して判断している。学部卒業 13 年以上，准教授歴 7 年以上，教授にふさわしい業績があることなどである。ただし，実務家教授については弁護士経験 5 年以上の要件をもとに，経験年数，業績（学術的論文のみならず，一般的な論稿，受託した事件等）を加えて教授にふさわしいかどうかを判断している。

専任教員を採用するのは人事教授会であるが，本学法科大学院の場合は教授会構成員全員が人事教授会構成員となっており，教授会の総意により採用を決定できる体制をとっている。

なお，今後，准教授を専任教員として採用することが内定しており，昇格に対する基準・手続きを整備する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在，多くの法科大学院で，法律基本科目のすべてを専任教員が担当できていない状況が生じている。特に小規模な法科大学院の場合，科目担当の専任教員が 1 人という場合もあり，他大学に移った場合に，すぐに補充することが難しい状況にある。本学は夜間の開講により，社会人を受け入れ，多様な人材の受け入れ

と育成に貢献しているものの，反面，教員個々の負担が大きく，より教員を得ることが難しい状況にもある。

その意味で，専任教員の負担軽減を図っていくことも，維持のために必要なことと思われる。

（4）教育・研究活動の評価

【現状の説明】

本学法科大学院は 2004 年度に設置されたばかりで，設置時に全専任教員の詳しい個人調書を作成しており，就任時までの教育研究業績は把握している。設置後に就任した専任教員についても同等の資料を提出させている。

本学就任後の教育研究業績についても，2 年おきに自己点検・評価報告書を刊行し，その中で全専任教員の個人調書のほか，教育研究業績を掲載していること，また，毎年度初めに本学指定の履歴書・業績書の提出（更新）が義務づけられていることから，全専任教員について現在までの教育研究業績を把握している。

しかし，すべて自己申告であり，客観的な評価はなされていないのが現状である。

【点検・評価】

➢大学院研究科における教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

本学ホームページの法科大学院のページに，本学法科大学院専任教員全員のプロフィール（専門及び教育・研究概要を含む）を公開しているが，個々の教員について研究科として統一的な評価方法を設けているわけではない。

部分的ではあるが，教員間で互いに授業を参観し，意見交換をすることが行われているが，本学法科大学院の一致した方針として実施するには至っていない。

本学法科大学院の設置目的が法曹の養成にあることから，研究業績を客観的に評価していこうとする動きはないのが実情である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

近い将来，大学として教員業績データベースの構築をする予定であり，本学法科大学院の全教員の教育研究業績を大学として管理することができるようになるので，対外的に教員の教育研究業績を公開していくための制度設計も可能になる。

大学として全専任教員の教育研究業績を把握することができるようになれば，他学部・他研究科の教員との教育研究上の交流が広がることが考えられ，教員への刺激ともなろう。

（5）大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

【現状の説明】

本学法科大学院設置にあたっては，社会人学生を確保することを目的として，近隣の市役所等と交渉をした結果，三鷹市役所と協定を締結し，科目等履修生を受け入れることとなったほか，政策研究大学院大学からの要請により，社会人学生を科目等履修生として初年度からほぼ毎年受け入れている。

2008 年度には，政策研究大学院大学を代表校，高崎経済大学と本学を連携校とする戦略的連携支援事業「地域活性化型知財戦略人材養成手法の高度化及び学際的地域活性化実践研究」を立案し，文部科学省に共同で申請を行った結果，採択された。

【点検・評価】

➢学内外の大学院と学部，研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

前述の戦略的連携支援事業（教育研究高度化型）の概要は，政策研究大学院大学が知財マネジメント及び知財の理論・実証分析教育を，高崎経済大学がフィールドスタディを通じた地域活性化ノウハウ教育を，本学法科大学院が実践的法技術教育を担当し，相互の得意分野を生かしつつ，補完的に連携することで，地域産業育成のための政策・ビジネスに習熟した知財エキスパートを育成することである。

本学法科大学院のほか，政策研究大学院大学，高崎経済大学大学院地域政策研究科の専任教員及び外部の専門家からなるプログラム委員会を設置し，定期的に委員会を開催して，教育プログラム，研究プロジェクト及び運営システム開発について，検討・検証作業を行い，改善すべき点を提言することが予定されている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

前述の事業は，2008 年度から 2010 年度までの 3 年間にわたって行うことになっており，本学法科大学院が地域の新産業創生・育成のための自治体政策・ビジネス実務に習熟した知財エキスパートの育成に貢献できることは，本学法科大学院の社会的貢献度を高めるだけでなく，教育レベルの向上に寄与するものと期待している。

Ⅱ．本　章

９．事務組織

9. 事務組織

【到達目標】

大学の事務組織は，教育・研究・学生生活を支援することが基本であるが，少子化対策は言うに及ばず，大学のユニバーサル化，高度情報社会の到来など，多様化，複雑化する社会環境の変化に対応するためには，従来の事務処理を行う組織では生き残ることは難しい。

これからの大学職員に求められるものは，絶えず敏感に状況を分析し，大学の短期，中・長期の将来計画を戦略的に構想し，政策に反映することのできる政策スタッフとしての役割であり，部署単位でばらばらに行われている事項を有機的に結合して1つに束ね，強化し，大学全体に展開するなど，コーディネーターやマネージャーとしての役割である。それらの役割を果たすことのできる事務職員により構成される事務組織が本学の目標であり，また，そのような人材を養成することも目標である。

なお，以上の点を遂行するためにも，事務組織と教学組織との役割分担・機能分担を明確にした上で，相互組織の有機的連携を図ることが不可欠であり，そのような組織体こそ，大学の活性化に資することができる組織となり得るものと考えている。

9. 1　事務組織の構成

【現状の説明】

成蹊学園は，1949 年の大学開設より前に，小学校，中学校及び高等学校が開設されており，事務組織としては，各学校の事務室に共通する業務を一括して行う学園事務局が設置されていた。

このため，大学の開設にあたっても，理事会，評議員会などのいわゆる法人業務のほかに，教職員の人事・給与，予算の執行管理，施設の維持保全などに関する業務は学園事務局が一括して行い，教学に直接関わる業務は大学が行う体制をとり，この体制は現在まで続いている。

1997 年 5 月に理事長の諮問に基づき，学園事務局及び大学の事務組織改編を検討するため，学園事務組織検討委員会（以下「検討委員会」という）が設置された。教学上の要請に対し，当時の組織では十分対応できていないこと，また，主要業務の電算化による事務システムがほぼ構築されたことに伴い，日常の業務処理をなお一層効率的に行うために，事務組織及び事務分掌を見直すことが趣旨であった。検討委員会では，事務組織改編の検討と同時に，学園事務局と大学の事務分掌を詳細に分析し，業務の所管部署の再確認，重複して行われている業務のチェック及び業務の簡素化について検討を重ね，1998 年 7 月に学園事務局，1999 年 6 月に大学の事務組織及び事務分掌の整備・改編を行った。改編の主たるものとして，大学では学部事務室体制が廃止され，学部事務室と従来の学務課が所管していた主要業務は企画運営部と学務部が行うこととし，また，教員・学生・研究員等の国際交流に関する窓口を一本化して国際交流事務室を設けることであった。現在の大学の事務組織はこの改編を基礎としているが，その後次のような改編を経て現在に至っている。

つまり，2002 年 10 月の大学情報処理センターと学園情報センターの業務統合に先立ち，2001 年 10 月には大学の情報処理センター事務室が閉鎖され，学園事務局に置かれた学園情報センター事務室に事務の統合が行われ，2002 年 10 月同事務室の名称を情報システム課に改め，情報システムに関する事務の一元化を図った。2004 年 4 月には，学園縦断的な国際理解教育，国際交流及び国際教育研究を行う目的で設置された学園国際教育センターの事務を司るため，国際教育センター国際課が学園事務局に置かれることになり，これに

伴い大学国際交流センターの業務も学園国際教育センターに統合され，大学に置かれた国際交流事務室が廃止された。

また，2004 年 4 月には企画運営部庶務課と企画課を統合して，企画運営課と研究助成課に再編成し，その事務分掌を改めた。企画運営課では学長の主宰する会議，大学の学則等諸規則の制定・改廃，教員人事などの業務を，研究助成課では教員の補助金や学術研究助成，海外・国内出張手続きなどを担当することとなった。なお，国際交流事務室の廃止により，同事務室が所管していたアジア太平洋研究センターにかかる業務を研究助成課の事務分掌とした。

2006 年 4 月には大学に成蹊大学キャリア支援センターを設置し，就職部の業務をこれに統合することに伴い，就職部就職進路課を廃止し，キャリア支援センター事務室が置かれた。2007 年 4 月には大学の入学試験にかかる業務を全学的視点に立って運営するため成蹊大学入試センターが設置されることになり，これに伴い企画運営部入試課を改編し，大学入試センターの下に入試センター事務室が置かれることとなった。

その他，学園事務局の事務組織では，創立 100 周年記念事業募金の事務局として 2001 年 4 月に財務部に募金課が設置され，その後 2007 年 4 月に財務部から総務部に移管された。2006 年 4 月には法人の管理運営機能の強化を図るため，内部監査室が理事長の下に置かれることとなった。

【点検・評価】

➢事務組織の構成と人員配置

上記現状の説明のとおり，現行の事務組織は 1998 年から 99 年にかけて行われた組織改編を基礎とし，その後の環境変化に応じて必要なマイナーチェンジをしながら，創立 100 周年記念事業募金の推進のため募金課を，私立学校法の要請による法人の管理運営機能を高めるために内部監査室を設けるなど新たな部署の設置も行っている。当時の改編の主旨である専門部署体制への切り替えは，時が立つにつれ，それぞれの慣れもあるが，相応に機能はしていると評価できる。ただし，一方では，専門部署という意識が強くなり，与えられた担当業務だけが自分の専門業務だと捉える者も多くなり，業務全体の流れや他業務，他部署とのかかわりに気を配らず，職員相互間のコミュニケーション不足にもつながっていると思われる。これまでにない新たな業務が発生した場合，どの部署が担当するのか，あるいは部署内の誰が担当するのかといった点で速やかな決定を妨げる場合もあり，業務推進の問題点にもなっている。

人員配置として，専任事務職員の増員を抑えており，2002 年度には学園全体で 162 名，うち大学所属の者が 92 名あったが，2007 年度には全体で 161 名，うち大学所属の者が 74 名となっている。大学所属者が減っているのは当時の情報処理センター事務室，国際交流事務室が学園組織に改編されたための影響であり，学園全体の減員率からみて大学の専任事務職員が大きく削減されたとは言えない。一方で，拡大する業務への対応と人事制度の導入に併せて有期の契約職員を 2004 年度から雇用し，各部署に配置しており，2004 年度学園全体で 40 名，うち大学所属 21 名，2005 年度 44 名，うち大学所属 24 名，2006 年度 58 名，うち大学所属 34 名，2007 年度 65 名，うち大学所属 35 名となっている。

適正な人員配置の人数は，他の条件を無視すれば，大雑把にその部署の業務量全体と一般的な職員の処理能力との関係により算定でき，業務の状況に応じて柔軟に各部署の配置人数を変えられることが望ましく，学園でも各部署の配置人数の定員は設けていないが，実際には以前から引き継いでいる人員数を確保する要求が強く，これまであまり大きな配置人数の変更は行っていない。各部署の時間外勤務の時間数をその部署の業務量と判定することには無理があり，必ずしも適当ではないと言えるが，1 つの指標として捉えれば，部署による時間外時間数の差は大きく，現行の配置人数が業務量に対して適正であるとは言い切れない状況にある。また，部署によっては契約職員の比率が高くなっており，契約職員に本来専任事務職員が行うべき

業務を与えている部署もあって，業務運営上の問題も生じている。また，適正な配置には個々人の能力も関係する。単に人数をそろえるのではなく，誰もが一定の業務遂行能力を持つことが必須であるが，現実には少ないながら，その水準に達しない者もいる。

＊2008 年 5 月 1 日現在の大学及び学園事務局の事務組織，職員の人数は，次のとおりである。

＜大学＞

企画運営部	専任事務職員	1 名		
企画運営課	〃	7 名	契約職員	2 名
研究助成課	〃	10 名	〃	4 名
学務部	〃	1 名		
授業課	〃	12 名	〃	4 名
履修課	〃	9 名	〃	7 名
学生相談室	〃	1 名	〃	1 名
学生部				
学生生活課	〃	5 名	〃	3 名
大学保健室	〃	1 名（健康支援センターと兼任）		
図書館事務室	〃	7 名	〃	12 名
キャリア支援センター事務室	〃	7 名	〃	2 名
入試センター事務室	〃	9 名	〃	2 名

＜学園事務局＞

総務部	〃	9 名		
総務課	〃	7 名	〃	1 名
人事課	〃	7 名	〃	1 名
広報課	〃	4 名	〃	1 名
募金課	〃	2 名	〃	2 名
財務部	〃	1 名		
経理課	〃	6 名	〃	4 名
管財課	〃	12 名	〃	1 名
健康支援センター事務室	〃	1 名		
国際教育センター　国際課	〃	5 名	〃	1 名
学園情報センター　情報システム課	〃	8 名	〃	5 名
内部監査室	〃	2 名		

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在の大学の事務組織で改善すべき事項としては，学務部の授業課，履修課 2 課体制の見直しが挙げられる。1999 年の事務組織の改編により 4 学部事務室が廃止され，教務事務の専門部署として学務部が置かれ，その下で授業計画，試験，履修，成績といった業務によってその担当を分けた，いわゆる横割り組織としての授業課と履修課の 2 課体制となった。当時より学生，教員に分かりづらい事務体制との批判もあったが，慣れた面もあり次第にその声は小さくなっている。しかし，一方で，4 学部の事務処理の共通化が進んで横

割り組織のメリットが活きるようにはなってきたものの，授業課，履修課のそれぞれにおいて学部担当者を置いて業務処理を行わざるを得ない状況は変わっておらず，4 学部事務室体制からの完全な脱却はできていない。

また，授業課，履修課の人員配置も，その業務量に応じ随時配置人数の調整を行ってきたが，会議の増加や教務事務の電算化などの影響もあり，2 課の業務バランスが年々変化し，所属職員の業務負担にも差が生じている。業務の繁忙時期にもずれがあり，履修課の繁忙期に授業課に余力があったり，その逆があったりして，部全体の業務効率も悪くなっている。さらに，教務事務が 2 課に分かれることから，担当業務が教務事務の断片的な部分に留まるため，全般的な教務事務の流れを理解した上で判断する能力に不足が見られ，他業務への関心を意識的に持たせ，業務知識を高めていく必要性も生じている。こうしたことから，対学生・教員への教育支援サービスを維持・向上し，職員の教務事務全般の業務知識の向上，業務の効率化を図るため，2009 年 6 月に授業課，履修課の 2 課体制を 1 課体制に改める方向で現在検討を進めている。

その他では，学園事務局に置かれた教学組織である学園国際教育センターの事務組織である国際課，同じく学園情報センターの事務組織である情報システム課の位置づけにやや不明確な点が生じている。それぞれの業務の大半が大学に係わることでありながら，大学の事務組織ではないため，業務の内容によっては大学の意向が反映されないこともある。大学内の事務的な連絡・協議については，大学事務連絡会に正式な構成員として出席し，問題が生じないような体制をとっているが，職員の意識的な部分での曖昧さが生じている。

人員配置については，契約職員も含めて各部署の適正な配置人数を定め，業務の状況に応じ柔軟に変更できる体制に改めるよう努める必要がある。また，個々人の能力アップを図るための意識づけ，研修を行い，業務水準の向上を図ることも重要である。

9．2　事務組織と教学組織との関係

【現状の説明】

図書館，学生部，キャリア支援センター，入試センターなどは，それぞれに各学部の教員を構成員とする委員会と事務組織が置かれており，それぞれの事務組織が当該委員会の事務を担当しているため，その一体性が保たれている。一方，1999 年 6 月の事務組織改編により，それまでの 4 学部事務室を廃止し，その業務を内容により各々の担当部署に移管した専門部署体制となったため，教務関係を扱う事務組織である学務部と各学部教授会，全学教務委員会，全学教育委員会などの教学組織との関係は次のようになった。各学部の教授会には学務部授業課の担当者 1 名が教授会に書記として参加し，また，学部により異なるが，教授会の準備のための打合せ会や学部教務委員会には，授業課長，授業課担当者，履修課担当者が参加して意思疎通を図っている。さらに，各学部共通の教務事項を検討する全学教務委員会は事務所管が授業課であり，教員の委員に加え，授業課長が委員として参加し，また，成蹊教養カリキュラムを検討する全学教育委員会は事務所管が授業課と履修課共同であり，教員委員に加え，学務部長が委員として参加し，教務事務の立場から意見を述べている。

大学全体の意思決定の原案を検討する学部長懇談会及び大学の最高意思決定機関である大学評議会は，事務所管が企画運営課となっており，学長との事前の打合せ，必要な資料の準備等にかかわっている。両会議ともにオブザーバーとして，企画運営部長，学務部長が参加している。

【点検・評価】

➢事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況

事務組織と教学組織との連携協力関係は，総体的にはほぼ保たれている。正式なメンバーとして決定権限を持つ教学組織の委員会などへの参加も増えており，また，正式なメンバーでないとしても，これらの会議に参加する機会は増えており，事務部門として蓄えてきた知識や情報をもとに，事務組織としての意向を表明する場は用意されている。委員会などの事務所管としての役割においても，単なる会議運営の連絡や資料準備に留まらず，議案の選別，提出原案の作成にもかかわることができる体制になっている。ただし，最終的な意思決定は教学組織が行うことから，実質的にどこまで事務組織の意向が反映されるのかはそれぞれの案件によって異なり，事務組織と教学組織との連携協力関係がどこまで有益な結果につながっているのか検証できていないが，GPA 制度，検定試験等による単位認定制度，卒業要件を満たしたまま在学期間を延長する卒業延期制度など，事務提案に基づく制度導入も行われている。

➢大学運営における，事務組織と教学組識との有機的一体性を確保させる方途の適切性

事務組織と教学組織との連携協力関係はほぼ保たれているものの，上述のように，システムとして機能するまでには至っていない。これは，事務組織，教学組織の役割分担，機能分担が明確にはなされていないことが主たる要因である。したがって，事務組織と教学組織との相対的独自性，有機的一体性の確保という点では現状は不十分という評価になる。特に，有機的一体性を確保するには事務組織を改編する方法も考えられるが，それ以前に事務職員の政策スタッフとしての能力開発が必要であり，それぞれが自らの職務における専門的知識・技能と高い職務遂行能力を持つことが条件となる。成果開発型人事制度の導入により，その養成が始まったが，必ずしも期待どおりに機能しているとは言えず，特に行政管理的な役割に対する能力，意識は個人によりまだ相当に開きがある。このため，能力アップ，意識改革が伴っていない段階での組織改編は，有効性が低いと考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

事務組織と教学組織の役割を明確に定義することが必要である。その中で，事務組織と教学組織との一体性を確保するために，事務職員の複数名を教学組織の会議・委員会等に正式メンバーとして参画することをシステム化すること，また，実質的に事務組織に権限委譲できる事項の選別を行い，会議体の整理・省力化につながるような見直しを行えば，より速やかな意思決定が可能となる。

事務職員が大学の行政管理を担うことについては，各大学の状況も様々ではあるが，先進的な大学ほどその傾向は強く，事務職員の役割として認識が高まっていることは事実である。本学においても政策スタッフとしての事務職員の役割をもう一度見直し，明確にした上で，事務職員の能力開発，意識改革を進める必要がある。具体的には，人事制度の見直し，研修制度の整備はもちろんであるが，各部署における必要な能力の提示，適正な人員数を配置することも必要となる。

9．3　事務組織の役割及び大学院の事務組織

【現状の説明】

現在の私立大学を取り巻く社会環境の著しい変化は周知のとおりであり，学校間競争も激化し，生き残りのための様々な改革が各大学で進められている。こうした環境変化の流れの中で大学改革は必然であり，大学運営における事務組織，事務職員への要求も大きく変わり，重要な役割を担うことが期待されるようになってきた。

本学では，学園の継続的な充実・発展のため，専任の事務職員の役割を，それまでの過去の経験から習得した知識や技能の蓄積に基づいて仕事を進める事務遂行スタッフから，過去の経験から習得した知識や技能の蓄積に加え，学園や大学の将来計画に基づいた，組織及び個人の目標を設定し，それを実現する政策スタッフへと位置づけを変えることとした。政策スタッフとして教育研究支援体制のさらなる充実を図るため，事務職員が教育研究の意思決定に積極的に参画することを目指している。こうした職員の役割を実現するため，2003 年度から新たな人事制度である成果開発型人事制度を導入し，職員個人の能力アップと意識改革を図る仕組みを整えた。

一方，事務組織の基本的な役割として，それぞれの組織における職務分掌に従い，意思決定された事項を正確かつ速やかに執行することはこれまで同様に変わりはない。大学においては学生サービスの向上，教育研究活動の支援を中心に，事務組織の日常的な業務は進められている。

また，人件費の抑制と拡大する業務に対応することを目的に，2004 年度から有期の契約職員を雇用することとした。専任事務職員が上記の政策スタッフとしての機能を高めることに応じて，日常的な定型業務を遂行することを役割として各部署に配置されている。

なお，本学では独立した大学院事務室を置いていない。大学院の活性化のため，独立組織を置くべきであるとの意見もあるが，工学研究科の博士前期課程では定員以上の在学生がいるものの，その他の研究科ではいずれも定員に程遠い状況である。現状では，入試に関しては入試センター，教務事項に関しては学務部，大学院生の研究支援は研究助成課で分業し，支障なく対応していること，履修指導や研究指導は基本的に指導教授が行い，事務の関与する余地は少ないことから，大学院事務室を設置する必要性は低い。

【点検・評価】

➢教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性

企画運営部企画運営課は，大学の将来計画，運営にかかわる企画・立案，学長の主宰する会議・委員会に関する事項などについて重要な役割を担い，学長政策の支援事務組織として機能している。大学執行部との意思疎通を図りながら，様々な情報・資料の収集，他大学の状況調査などを行い，企画・立案にも関与し，学長政策の実現に寄与している。

企画運営部研究助成課は，補助金，学術研究助成，海外研究，学部予算などの業務を所管し，主に教員の研究活動を支援し，補佐している。また，本学唯一の研究機関であるアジア太平洋研究センターの運営を所管しており，同センターの活動推進の企画・立案にもかかわっている。

学務部は，主に授業計画，試験，学籍を担当する授業課と，主に履修，成績や教職課程などの資格課程を担当する履修課の 2 課に分かれて学生サービス，教育支援などを行っており，教務事務全般を所管する事務組織として機能している。両課とも学部担当者を置いており，教授会，教務委員会，教授会打合せ会に提出される教務事項の案件についての資料作成などを行っているが，学務部長，授業課長，履修課長が意思疎通を図りながら，事務組織からの企画・立案も行っている。

以上のとおり，教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織として，いずれの部署もそれぞれの役割に応じて適切に機能していると評価できる。

➢学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性

大学における意思決定機関である大学評議会，教授会，各種委員会，あるいは学部長懇談会などにおける事務組織の役割は，情報提供や資料作成などのサポート業務が中心であるが，委員会においては正規の委員となることが増えており，また，事務所管としての政策立案をするなど実質的な意思決定に関わりを持つ状況ができている。

学内における各種意思決定事項の伝達は，それぞれの意思決定機関を所管する事務組織において適切に関係者になされている。具体的には，意思決定機関での議論については事務組織で記録を作成し，関係者に周知されている。大学評議会のような全学的な決定機関における議事は，大学の構成員はもちろんであるが，教職員専用のホームページにより，学園事務局など学園全体に周知されている。また，委員会などの下部組織における決定事項の実施について，上部意思決定機関の承認が必要な場合の各種上申・決裁手続きも，同様に所管事務組織において適切に行われ，決定から執行までの伝達を速やかに行っている。

大学の事務組織内の情報伝達については，学部長懇談会のある週の翌週火曜日に，大学事務組織の部長，課長・事務長を構成員とする大学事務連絡会を開催し，学部長懇談会，大学評議会等での審議内容，決定事項などについて資料を配布し，口頭で報告，連絡をしている。これらの内容は，課長・事務長を通じて各所属事務職員に周知されることになる。

また，教授会・研究科委員会における決定事項についても，書記として出席している授業課職員を通じて学務部の担当者や議案提出部署に周知されるとともに，会議資料一式が企画運営課に届けられており，円滑な事務執行が適切に行われているものと考えられる。

➢国際交流等の専門業務への事務組織の関与の状況

国際交流業務を担当するのは学園国際教育センターであり，所長 1 名，所員 11 名，国際課事務職員 6 名で日常的な運営を行っている。交流事業の立案，協定校の開拓，協定の締結事務，短期留学の引率などには事務職員も関わっており，専門業務への関与は高いものとなっている。同センターは小学校から大学までの学園縦断的な組織であるため，所員には小学校，中学・高等学校の教員が各 1 名含まれている。大学においては，同センターが策定した交流事業等を各学部で機能させ，実現させるために大学国際教育委員会が設けられており，委員長，各学部 2 名の委員に加えて，同センター所員 2 名がこれに加わって調整を図っている。事務組織からは，委員会所管部署の授業課長がオブザーバーとして出席している。

入試業務の担当はこれまで企画運営部入試課で行っていたが，大学の入学試験にかかる業務を全学的視点に立って的確に運営するため，2007 年 4 月に設置された入試センターで行うこととなった。同センターは，センター長 1 名，運営委員 4 名，事務部長，事務長，担当事務職員 9 名で，入試業務の的確な遂行のための諸施策の計画及び管理，入試にかかる企画・立案など日常的な運営を行っている。また，同センターの意思決定及び実務遂行を担う機関として全学入試委員会が設けられており，同センター長を委員長として，運営委員 4 名，各学部 2 名，事務部長，事務長の計 15 名が委員となっている。入試業務においては，企画・立案にも事務が関わりを持つなど，事務組織と一体となって業務が進んでいる。

進路，就職などのキャリア支援業務は，2006 年 4 月にそれまでの就職部を改編し，大学の附属機関として設置したキャリア支援センターが担当している。教員が同センター所長を務めるほか，事務部長，事務長，担当事務職員 7 名の計 9 名の事務職員で構成され，全学生を対象として個別相談を行うほか，講演会・企業

セミナー・ガイダンスなどの各種就職支援プログラムの企画・立案・実施，インターンシップの運営，キャリア教育のサポートなどの業務を行っている。また，同センターの業務を実施するにあたり必要な事項を策定するためキャリア教育委員会が設けられており，同センター所長が委員長となり，各学部 1 名の委員に加え，事務部長，事務長が委員となっている。このように，キャリア支援業務においては教学組織と事務組織が一体となって業務が進んでいる。

➢大学運営を経営面から支えうるような事務機能の確立状況

大学の事務組織では，次のような業務を通じて，大学の運営を経営面からも支えるように努めている。

① 大学各部署における適正な予算管理により, 効率的な予算執行を推進し, 無駄な経費の使用を防止する。

② 企画運営課においては，大学財政委員会の所管事務組織として大学各部署の予算の取りまとめをし，財務部との予算折衝を通じて適正な大学予算の編成を行っている。また，納付金の改定諮問案の回答に対して，他大学の状況など適切な情報を提供し，意思決定のサポートを行っている。

③ 研究助成課では，補助金，研究助成金などの外部資金獲得のため，各種の情報を収集し，関係者に周知・提供するとともに，書類作成のサポートなど申請業務にも関わり，申請件数の増加につながるよう様々な工夫を行っている。図書館事務室，情報システム課なども補助金申請のための事務処理に関わり，大きな役割を果たしている。

また，学園事務局においてはその職制上，経営面に関わる業務が数多くあるが，大学運営との関係においては，納付金，補助金などの収入と人件費，教育研究・管理経費などの支出とのバランスを図り，学園全体の収支状況の悪化につながらない範囲で大学の要望に応えられるよう努めている。財務部において作成した中長期の財政状況見通しなどをもとに，例えば，予算申請限度額の原案作成，納付金改定原案の作成，施設整備計画原案の作成，人件費改定原案の作成などを学園事務局の財務部，総務部で行っている。

➢大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性

大学院の事務は学部と同様に，教務事項については学務部が所管し，研究活動その他庶務関係については研究助成課が所管して，日常的な業務運営を進めている。大学院の充実，将来発展にかかわる検討については学部同様に，企画運営課が学長政策の支援部署として，企画・立案を含めて事務組織としての補佐機能を担っており，現状においては概ね機能しているものと考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

事務組織の専任事務職員が，それぞれの部門で企画・立案などにかかわる政策スタッフとしての役割を果たすという方向性に変わりはなく，すべての専任事務職員にそうした意識を持って業務に取り組むことを期待しているが，実際の現場においては様々な新たな業務が発生し，業務負担が増加して，日常的な業務処理に追われることも多く，すべての専任事務職員が政策スタッフとして機能しているわけではない。また，成果開発型人事制度による個々の能力開発が，必ずしも当初期待した結果とはなっておらず，専任職員全体が政策スタッフを目指すということと，実際の適性から判断し適切な役割を与えざるを得ないというギャップを認識している。こうしたことから，人事制度の見直し，修正，体系的な研修制度の導入が必要であり，現在検討が進められている。

事務職員が大学運営において行政管理面で重要な役割を担うことの必要性は，今後さらに高まっていくことが予想されるが，それに適応する人材の育成が喫緊の課題である。

なお，大学院の事務支援に関しては，概ね機能していると評価しているが，大学院の将来計画において拡充の方針が示され，それにより事務量が増大することになれば，独立した事務室を設置することも検討する必要が出てくるものと思われる。

9．4　スタッフ・ディベロップメント（SD）

【現状の説明】

大学を取り巻く厳しい環境の変化により，大学運営は管理だけではなく，経営という視点も必要になってきている。そのことから事務職員の役割も変化しており，単なる事務遂行スタッフではなく，大学運営の現状，将来を見据え，取り組むべき課題を自ら発見し，迅速かつ適切に解決する能力を身につけた政策スタッフと位置づけ，これを目指すため成果開発型人事制度を取り入れた。しかしながら，その試みが実を結ぶところまでには至っておらず，現在制度の見直しも検討されている。今後，学校間競争が激化することは必至であり，事務職員が大学運営に直接的・間接的に関わる機会が増えることが見込まれる。職員の資質を高めることが教育サービスの向上にもつながっており，人事制度，研修制度などスタッフ・ディベロップメント（SD）の重要性は一層高まっていると認識している。

【点検・評価】

➢事務職員の研修機会の確保の状況とその有効性

事務職員の研修は，2008 年度の例では，①新任事務職員研修，②派遣研修（私立大学連盟主催各種研修，産能大学主催の新任管理職研修，私大庶務課長会主催の職員基礎研修），③特定課題研修（コミュニケーション研修，メンタルヘルスマネジメント研修），④海外研修，⑤グループ研修，⑥自主研修，の枠組みで実施しており，①から③については，それぞれの目的において有効に機能していると評価している。ただし，海外研修においては，国内の大学や関連機関への長期派遣を含めて見直しの時期に来ており，グループ研修，自主研修は実績が限られていることから，有効性の点では必ずしも十分に機能しているとは言えない。また，私立大学連盟の派遣研修などは人数が限られていることもあり，やむを得ないとはいえ，研修機会が公平に確保されているわけではない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

個々の目的における研修制度はできているが，職員としてのキャリアを積んでいく上で，節目節目に行う研修が欠けている。それぞれの年代，職制で必要とされている資質を明確にし，それを高めるための体系的な研修が必要であり，世代別の集合研修制度の導入などが必要であると考えられる。

また，グループ研修や自主研修の実績が乏しいということは，自らが学ぼうとする意欲とは別に，学園が職員に何を期待しているのかを十分には発信していないからとも言える。このため，政策スタッフとして必要とされる技能，考え方，能力などを今後積極的に示すとともに，上位職になるために必要とされる職務経歴（いわゆるキャリアパス）についても示していく必要がある。

9．5　事務組織と学校法人理事会との関係

【現状の説明】

理事会の構成は，理事長 1 名，専務理事 1 名のほか，学長，4 学部長，中・高校長，小学校長，総務部長，財務部長の 9 名の学内理事と，学外理事 14 名と合わせて計 25 名からなっている。理事会にはそのほかに，常勤の監事 1 名，専務理事補佐 2 名，法務研究科長，総務部担当部長，企画運営部長の計 6 名がオブザーバーとして出席しており，総務部担当部長と企画運営部長は事務組織からの出席である。

理事長が職務を遂行するにあたっては，理事長の諮問に応えるための組織として学内理事会を設置しており，理事会提出議案の学内的な意見交換，意思疎通及び内容的な重要度から理事会に諮るまでもない事項の意思決定を行う場となっている。原則として毎月 1 回会議を開催しており，その構成員は，理事長，専務理事，学内理事 9 名で，これにオブザーバーとして，常勤の監事 1 名，専務理事補佐 2 名，法務研究科長，学園国際教育センター所長，学園情報センター長，総務部担当部長，企画運営部長の計 8 名が加わっている。

理事会，学内理事会の事務所管は総務部総務課が担当しており，学園事務局に置かれた総務部と財務部がこれらの運営の中心的な役割を担っている。議案に関わる提出原案の作成，資料の準備は，理事長及び専務理事の意向を確認しながら，それぞれの案件に関わる部署の協力を得て，総務部，財務部が中心になり，取りまとめを行っている。その過程で，学内理事である総務部長，財務部長が理事長及び専務理事と相談し，意思疎通を図っている。

【点検・評価】

➢事務組織と学校法人理事会との関係の適切性

事務職員から総務部長と財務部長の 2 名の理事が選任されていること，総務部担当部長，企画運営部長がオブザーバーとして出席していることから，事務組織の意向を理事会に反映させる仕組みは整っており，また, 理事会の意思決定の参考となる適切な情報提供が事務組織から行われている現状にある。このことから，事務組織と学校法人理事会との関係は適切に保たれている。

学内理事会の当日には，事務組織の部長，課長・事務長が構成員となる学園事務連絡会を開催し，学内理事会での審議内容について報告を行っており，決定事項の事務職員への速やかな周知と執行につながっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在，総務部長と財務部長の 2 名が慣行的に理事に選任されているが，必ずしも決まった枠として確保されているわけではないので，状況によっては理事職から外れることも考えられ，その場合は事務組織の意向が弱まる可能性も否定できない。また，総務部長と財務部長は学園事務局の部長職であり，職制上，大学の教学事項についての権限がないため，大学の事務組織の意向を理事会に反映する点でやや弱い。大学の企画運営部長がオブザーバーとして出席してこれを補っているが，大学の事務組織の他の部長職の出席も検討する必要がある。

Ⅱ．本　章

10．施設・設備

10. 施設・設備

【到達目標】

成蹊大学では，これまで，個性を尊重する少人数教育を実施するため，少人数による授業のための教室を多く確保すること，学生の動線に配慮した施設配置を行うこと，学生の安全に配慮した施設作り・耐震工事を実施すること，国際化，情報化の進展に合わせ，相応しい施設・設備を設置・配備すること，教育研究の中枢となる図書館機能を強化することなど，教育・研究環境の整備を主目標として長・中期の施設計画を立てて実施してきたが，計画された教育・研究環境の整備は一応の終わりを見た。

今後は，学生支援及び地球・地域環境に配慮したキャンパス・アメニティ強化のための施設の増強・環境整備や，点在する事務部署を1つにまとめ，学生サービスを向上させるための事務棟の建設が新たな目標となる。

10. 1　施設・設備等の整備

【現状の説明】

成蹊大学は 5 学部・6 研究科（工学部及び経営学研究科は，在学生の修了を待って廃止）を擁する総合大学であり，東京都武蔵野市吉祥寺北町 3 丁目に所在する。また，同じ吉祥寺キャンパス内に，小学校，中学校及び高等学校を併設する総合学園である。大学の校地面積は 178,001 ㎡，校舎総面積は 115,511 ㎡で，教育研究に使用している施設のうち，床面積が 200 ㎡以上の校舎は 20 棟ある。

現在，2012 年の学園創立 100 周年に向けて様々な事業展開を行っており，施設関係では，法科大学院の開設に合わせてキャンパス西側に西 1 号館を建設，老朽化した 1 号館を取り壊し，その跡地に，全学をネットワーク化し，学術文献や図書資料などの情報を瞬時に検索・利用できる情報図書館を建設した。また，情報図書館開設後には，旧図書館本館及び図書館別館を全面改修し，1 号館・2 号館に改めた。1 号館には，アジア太平洋研究センター，キャリア支援センター，学園国際教育センター，教職課程指導室，日本語教員養成課程室，社会調査士課程室と，演習室 8 室，文科系大学院生のための研究室，メディアリテラシー実習室などを配置し，中庭に面した 1 階西側ウッドデッキに学生談話スペースを新設した。一方，2 号館は，1 階及び地階は引き続き図書館書庫として使用しているが，2 階から 4 階に計 37 室の演習室を有する演習棟として整備した。

なお，省エネルギー対策として，電力消費量の少ない蛍光灯に交換したり，情報図書館，西 1 号館には屋上緑化を施したり，西 1 号館にはさらにソーラーパネルを設置するなどの取り組みを進めている。

【点検・評価】

➢大学・学部・大学院研究科等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

教育用施設として，1・2・3・4・5・7・8・9・14 号館と西 1 号館の合計 10 棟に，130 室の一般授業，演習，実習のための教室があり，14 号館と西 1 号館を除き，基本的に全学部・研究科の共用施設である。

その内訳は，収容人数 50 人以下の教室が 65 室，51 人から 100 人の教室が 36 室，101 人から 200 人の教室が 20 室，201 人から 533 人の教室が 9 室，このほかにパソコン教室が 6 室，CALL 教室が 2 室，MOLL 教室が 1 室，国際教育センターの Extensive Reading（多読）専用教室が 2 室ある。使用にあたっては，人数，授業

内容にあった教室を選択して使用することができる。また，全教室に冷暖房設備が完備されている。

これらの教室の中には，テレビまたはビデオプロジェクターで教材提示できる設備のある教室が 56 室，DVD が利用できる教室が 58 室，カセットテープが利用できる教室が 46 室ある。さらに，各種メディア教材作成のため，マルチメディアルームには，スタジオ，編集機器等が備わっており，オリジナルの教材を作成することができる。

14 号館は，理工学部の学生実験・実習を目的とした校舎で，この中には実験室 10 室，製図室 1 室，実験演示教室 1 室，大学院演習室 5 室，パソコン教室 1 室，そのほかに分析機器室，実験準備室などが設けられている。

研究用施設・設備として，10 号館に，経済学部，文学部及び法学部の教員個人研究室 140 室と共同研究室 6 室がある。個人研究室は床面積が 30 ㎡で，電話，学内 CATV，学内 LAN 接続用の端子が 1 つにまとまった情報コンセント，ミニキッチンが設備され，空調も単独運転できるものとなっている。共同研究室は経済，文，法の 3 学部ごとに，平均 130 ㎡の部屋が 2 室ずつ設けられている。2 室のうち 1 室は，コンピュータ，各種 OA 機器が使える電源容量が確保された電源設備がある。また，理工学部の個人研究室（教員室）は 22 ㎡で，11・12 号館に 51 室ある。11・12・13 号館の 3 棟は理工学部の研究・実験を行う校舎で，3 棟合計の床面積は 15,192 ㎡である。

体育科教員の個人研究室は，大学体育館 3 階に 4 室設けられており，各研究室の床面積は 30 ㎡あり，それぞれ学内 LAN で結ばれている。また，学内 CATV も視聴できる環境になっている。

2006 年 9 月に開館した情報図書館は，正門を入ってすぐの学生の動線上に位置し，床面積は 11,956 ㎡で，55 万冊の開架図書を有するほか，地下に収蔵能力 72 万冊の自動書庫を設け，パソコン検索により要求した書籍をスピーディーに自動搬出できるシステムを導入した。図書館を，静かに研究・勉強を行うエリア，議論を行うことのできるエリアに分け，隣接した位置に，飲食も可能なリフレッシュエリアを設けた。開架書庫は，1 階から 5 階までの南北計 10 箇所に分かれ，その中に情報コンセントを備え，インターネットへの接続を可能とした個室閲覧室 266 室を設けた。また，情報図書館中央のガラス張りの吹き抜け空間に閲覧スペースを設け，その中央空間に 5 つの球体形のグループ閲覧室を設けた。図書館全体での座席数は，1,150 席である。従前の図書館と比べ，利用者数，貸出図書冊数とも著しく増加し，見学者も多数ある状況である。

アジア太平洋研究センターは 1 号館 3 階に設置され，専有の床面積は 705 ㎡であり，所長室，会議室，資料室，事務室のほか，特別研究員室を設けている。また，学園国際教育センターは 1 号館 2 階に設置され，専有の床面積は 566 ㎡であり，所長室，会議室，資料閲覧室，事務室のほか，Extensive Reading（多読）専用教室 2 室を設けている。

施設・設備の整備状況は以上のとおりであるが，本学の理念である少人数教育に適した教室を多く配置しており，その使用率は学部により異なるが，50 名以下の教室と 51～100 名以下の教室で，それぞれ 30%～45%と高い。また，理工学部・工学研究科は実験・実習用の専用校舎を複数有し，各学科・専攻や所属研究室の教育研究内容に沿った先端的設備を導入しており，本学の知の拠点である図書館は，情報図書館の開館によりその機能をさらに高度化している。そのほか，同じキャンパス内に 400mグラウンドやサッカー場，野球場，体育館などの体育施設があり，学生は構内を出ることなく勉学やスポーツに励むことができ，教育研究目的を実現するための施設・設備は適切に整備されていると評価できる。

➢教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

情報教育用施設は，7 号館の 1 階・2 階・3 階，8 号館及び 14 号館の 1 階に合計 1,319 ㎡を専有し，パソコン教室 6 室，多目的パソコン室 1 室及びスタディホール 1 室があり，学生の一般利用が可能な合計 504 台の

パソコンが備えられている。このほかの一般利用のためのパソコンとして，3 号館 2 階の視聴覚学習室に 32 台，情報図書館に 138 台設置されており，情報教育用パソコンとあわせ，674 台となる。1 台当たりの学部生数は 11.7 名であり，理工学部生は所属研究室のパソコンを利用することも多いため，パソコンが不足しているとまでは言えない状況と思われるが，Web シラバスや Web 履修登録など学内でパソコンを使用する機会が増加していることから，検討の余地はある。また，3 号館には 48 台のパソコンを備えた CALL 教室 2 室と，CALL 機能を付加した 32 台のパソコンを備えた MOLL 教室 1 室があり，英語や中国語など外国語の授業で活用されている。このほか，コンピュータ画像を出力するプロジェクター設備を 8 号館の小・中規模の一般教室に設置したり，持ち運び用プロジェクターを用意したりするなどして，コンピュータを使用した授業の増加に対応している。

通信衛星用パラボラアンテナについては，電動式を 2 基，固定式を 2 基設置して，CNN をはじめ，ヨーロッパ，中国などのテレビ放送を受信し，学内 CATV を通じてリアルタイムに視聴覚教室及び各研究室等に送信できるようになっている。

➢大学院専用の施設・設備の整備状況

大学院の文科系研究科の学生研究室として，経済経営研究科 7 室 274 ㎡，文学研究科 12 室 348 ㎡，法学政治学研究科 8 室 190 ㎡の専用室が 1 号館 4 階に設けられており，各室には情報コンセントや個人机が設置され，研究環境は整備されている。また，研究科共通のコピー室も設けられており，学生の利便性を高めている。

法科大学院の学生研究室は西 1 号館 2 階に 8 室 492 ㎡の専用室があり，情報コンセントや個人机などが設置されている。そのほかに，法科大学院の学生専用図書室や，パソコン，プリンタ等を備えた学生ラウンジ，法科大学院を修了した学生の勉学に供するため，修了生専用の自習室も 2 室設けてあり，学習環境は整っている。なお，建物入口や教室，学生研究室，ラウンジ等の入口のドアは学生証に埋め込まれた IC チップで開扉管理がされており，いずれの施設も 24 時間利用できる。

➢大学院学生用実習室等の整備状況

工学研究科の演習室として，12 号館に 1 室，14 号館に 5 室，計 6 室 368 ㎡を設けている。また，法科大学院の演習室として，西 1 号館に 5 室 169 ㎡を設けており，現状の演習室数で支障なく対応できている。

他の研究科は学部との共用で足りることから，専用の演習室は設けていない。

➢社会へ開放される施設・設備の整備状況

情報図書館は，地域住民や高大連携による高校生などに開放している。教室は，授業等に支障のない限り，情報機器の利用を含め，公的機関や学会等の団体に貸し出している。また，一般利用はできないが，武蔵野市が主催する IT 講習会等において，情報教育用施設を提供している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

① 1924（大正 14）年に建設された学園本館は，大学にとっても象徴的な建物であるが，耐震補強を必要とするため，これを保全するとともに，一層の機能化を図る。そのため，耐震工事と合わせて内部改修，バリアフリー化，省エネルギー対策工事を実施し，学生利用エリアを増強し，一方では事務スペースの改善を実施して，機能の効率化を図ることとし，現在，改修工事を行っている。

② 5・6 号館，学生会館及びトラスコン･ガーデン（学生の飲食・休憩スペース）については，1 次耐震診断

を行っているが，2 次診断が未実施のため，これを速やかに実施し，その結果，必要があれば対応措置を施すこととする。

③　2010 年度からの開始を目指している成蹊教養カリキュラムに対応できるよう，必要があれば大教室の整備・拡充を図る。

④　学生支援のための事務組織が分散しているため，これを集約し，ワンフロアでの学生サービスを可能とする施設計画の推進を図る。

⑤　体育施設の整備・拡充を段階的に推進する。400m フィールドトラックについては，学園創立 100 周年記念事業終了後の適当な時期に人工芝化してメンテナンスフリー化を実現し，土埃の飛散防止及び体育会所属学生と一般学生の共存利用を目指す予定である。

10．2　先端的な設備・装置

【現状の説明】

大学院工学研究科は，2004 年度に文部科学省が進める私立大学学術研究高度化推進事業の一環である「ハイテク・リサーチ・センター整備事業」により，私立大学における最先端の個性的な研究プロジェクトとして，設備，研究スタッフ等への総合的な支援を受け，その研究拠点としても先端的な設備・装置の拡充を図った。

また，毎年度，文部科学省の研究設備等整備費補助金（研究設備）及び施設整備費補助金（研究装置），日本私立学校振興・共済事業団の学術研究振興資金などを活用して，先端的な設備，装置を購入している。

なお，2008 年度は理工学部の研究計画が，文部科学省の「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」に採択され，施設の改修や先端的な設備・装置の購入を含め，今後 5 年間にわたり総額 2 億 9,000 万円をかけて研究拠点を形成する研究に取り組むこととなった。

【点検・評価】

➢先端的な教育研究や基礎的研究への装備面の整備の適切性

先端的な設備・装置の拡充については，自己資金のほか，文部科学省の補助金や企業からの受託研究費などを活用して整備を進めている。この結果，理工学部・工学研究科における教育･研究活動を行う上での設備･装置は，概ね適切に整えられている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

先端的な教育研究や基礎的研究を行うための新たな研究拠点の構築を目指す。直近の課題としては，設置が検討されている理工学研究所の整備であるが，2008 年度に理工学部の研究計画が文部科学省の「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」に採択されたことにより，12 号館地下のボイラーを撤去して研究室に改修し，新たな研究拠点として活用するための施設整備や先端研究装置の購入，設置等，研究環境の整備を行うこととする。

10．3　キャンパス・アメニティ等

【現状の説明】

大学正門から中学・高等学校正門まで約 600m 続く欅並木は，1971 年に武蔵野市天然記念物，1996 年に環境庁（現，環境省）から「残したい日本の音百景百選」に指定され，また，1982 年には東京都民の投票により「新東京百景」に選ばれ，都民・市民にも愛されているが，この美しい環境を保つために，毎年定期的に枯れ枝の除去や剪定を行い，欅の落ち葉を腐葉土にして有効利用を図るなど，地域の環境保全・整備に努めている。このほかに，キャンパス内には桜並木があり，毎年 4 月に開催している桜祭は，在学生・卒業生・教職員のほか，多くの市民も集うイベントとなっている。

学生には，キャンパス内の食堂及びカフェテリアが食事及び憩いの場として提供されているが，正門を入ってすぐの前庭やキャンパス中央部のアトリオ（中庭）には芝生が広がり，学生の休憩スペースとなっている。また，2006 年 9 月に開館した情報図書館には飲食可能なリフレッシュエリアを設け，多くの学生が利用している。

なお，2007 年度には，ISO14001 の認証取得を目指し，学園環境委員会の下に ISO 推進部会を設置して，2008 年度から EMS（環境マネジメントシステム）活動を開始したが，2008 年 11 月にその活動が認められ，環境の国際標準規格である「ISO14001」を取得することができた。

【点検・評価】

➢キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

学園の創立 100 周年に向けたキャンパス整備計画は，学園将来構想検討委員会が定める基本方針に従い，財務部管財課が中心となって具現化し，実施している。また，EMS 活動の所管部署も財務部管財課であり，施設建設・改修計画の際に，環境に配慮した統一的な計画の策定と実施をすることができていることから，現行の体制に問題はない。

➢「学生のための生活の場」の整備状況

教職員食堂を第 2 学生食堂に改め，小体育館を学生が飲食･休憩できるトラスコン・ガーデンに改修し，屋外の学生の憩いの場として前庭及び中庭を整備した。また，情報図書館を 3 つのエリアに分け，館内のアトリウムでは学生が談話できるように，1 階出入口横のリフレッシュエリアでは飲食も可能として，学生のための生活の場の充実を図った。さらに，旧図書館を 1 号館に改修した際に，アトリオ（中庭）に面した 1 階西側に学生のための談話スペースとしてウッドデッキを設けた。晴れた日には，前庭やアトリオで談笑する学生が多く，情報図書館に隣接したリフレッシュエリアも多くの学生で賑わっている。

しかしながら，特に雨の日は飲食・休憩場所から学生が溢れている状況もあり，室内の休憩場所をさらに増やす必要がある。

学生の部室棟については，年次計画で実施していた内外壁の改修工事を完了し，また，合宿所の冷房機を交換して住環境を整えた。

➢大学周辺の「環境」への配慮の状況

キャンパスの周辺が住宅地であるため，良好な住環境を維持するための工夫を行っている。グラウンドからの砂塵を最小限に抑制するためにスプリンクラーを設置するほか，防砂林を植えている。また，沿道緑化に努め，年次計画で植栽を行っている。

民家に隣接する馬術部の厩舎及び馬場からの悪臭対策として，2002 年に馬糞から良質の堆肥を作る処理装置を導入し，その堆肥を近隣の農家や一般家庭に無料配布している。また，2006 年には馬場東側隣接地を運動場緩衝緑地として購入し，翌年，整備した。

音楽団体のクラブ活動に対しては，近隣から騒音の苦情が寄せられていたので，学生会館地下を防音設備の整った音楽室に改修してクラブ活動の練習場とした。

また，成蹊学園建学の日（3 月 23 日）の行事の一環として，創立者中村春二の教育方針である「勤労の実践」を具現化するとともに，地域の環境を保全するため，年 4 回，3 月・6 月・9 月・12 月に学生・教職員・卒業生が集まり，最寄りの吉祥寺駅から大学までの通学路を中心とした「地域清掃活動」を展開している。

なお，2008 年度から学園を挙げて EMS 活動に着手したが，学生環境委員会とも協力して，学生を対象とした環境保全活動に対する啓発に取り組み，大学周辺の「環境」への一層の配慮を行うこととした。

【将来の改善・改革に向けた方策】

① 大学の周辺及び地球の環境問題に積極的に取り組み，2008 年度に ISO14001 の認証を取得したが，それを維持・発展させるために EMS 活動を推進する。また，EMS 活動を通じて，環境保全活動に関する組織的な体制を一層強化する。

② 教職員食堂を第 2 学生食堂に改め，また，小体育館を学生が飲食･休憩できるトラスコン・ガーデンに改修したが，さらに学生が飲食・休憩できる場所の拡充を図ることが望ましい。このため，本館の耐震工事に合わせて内部改修を行い，学生の生活の場を増やすこととする。

10．4　利用上の配慮

【現状の説明】

新たに建設する建物については，エレベーター，スロープ及び障がい者用のトイレを設置し，教室内に車椅子で使用できる座席を設けるなど障がい者に対する配慮を行っているほか，既存の建物についても，順次対応している。教室棟を優先してバリアフリー化を進め，対応が困難な 1 教室を除き，すべての教室に車椅子で行くことができるようになったが，2007 年には，学生会館への出入りに車椅子の利用が可能となるようエレベーターを設置した。また，2006 年に開館した情報図書館内に 10 箇所ある開架書庫の中に設けた個室閲覧室については，各閲覧室に 1 つずつではあるが，車椅子利用者が優先的に利用できる閲覧スペースを設けた。

現在も，車椅子を利用する学生及び教職員がいるが，以上のような整備を進めた結果，支障なくキャンパス生活を送っている。

なお，障がいのある学生が通常の学生と同様の学生生活を送り，本学における教育を等しく享受し，勉学に専念できる環境を確保するため，障がいのある学生が入学した場合は，情報の共有，必要な措置に関する検討，実施等を目的として，学長，学長補佐，学生部長，企画運営部長，関係学部の担当者，授業・学生生活・学生相談・就職・図書館・情報等に関係する部署のほか，学園総務課，管財課で構成される「成蹊大学ノーマライゼーションネットワーク（通称「SUN ネット（Seikei University Normalization Network)」)」を設置し，授業や試験，学生生活，カウンセリングなど，入学から卒業まで適切な対応を行うこととしている。

【点検・評価】

➢施設・設備面における障害者への配慮の状況

2006 年に 3 号館 1 階に自動扉を増設し，2007 年には 8 号館 1 階に自動扉を増設，また，学生会館にエレベーターを設置して，障がい者の施設利用に便宜を図っている。また，2006 年に開館した情報図書館には，車椅子利用者のための閲覧スペース及び障がい者用トイレの設置，階段には点字ブロックを配するなどの配慮を行っている。車椅子利用学生の入学に合わせて段階的に着手した施設の障がい者対応も，概ね整備された。ただし，自動扉が設置されていないために，建物への出入りが困難な建物が若干残っているため，その改善を図る必要がある。

➢各施設の利用時間に対する配慮の状況

体育館，グラウンド，教室などの施設は，必要な手続きを行うことにより，早朝，夜間，休日の使用も可能である。

情報図書館は，平日は 8 時 30 分から 21 時，土曜日は 9 時から 19 時までの開館を原則としているが，定期試験期間中には開館時間を 22 時まで延長し，休日も開館するなどして，学生への便宜を図っている。

また，学生食堂の利用時間は 10 時から 17 時まで（平日）であるが，施設内にコンビニエンスストアがあるトラスコン・ガーデンは 7 時から 19 時まで開館し，コンビニエンスストアも 8 時 30 分から 19 時まで営業しており，学生の利便性を高めている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本館の改修工事を行い，新たに学生の生活の場を作ることに伴い，本館 1 階出入口 2 カ所に自動扉を増設し，また，同階に障がい者用トイレを設置して，障がい者も利用しやすい環境を整備する。

10．5　組織・管理体制

【現状の説明】

施設・設備の保守点検については，良好な学習環境が常時確保できるように，使用管理部署と財務部管財課との役割分担を明確にして，迅速な対応をしていくこととしている。

【点検・評価】

➢施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

校地等不動産及び物品の維持・管理は財務部管財課が所管しており，専務理事を総括管理責任者とし，「固定資産管理規則」に基づき適切に管理されている。また，構内の清掃及び日常の樹木の維持管理は財務部管財課が行い，高所の樹木剪定，枯れ枝の伐採，消毒等は外注している。

建物の清掃と警備は財務部管財課が所管し，委託契約を結んで外注している。建物と設備の保守管理は，財務部管財課が行っている。空調設備運転及び衛生給排水設備の維持管理，特別高圧等電気の保守管理，空調設備の点検清掃，消防設備の点検などの設備点検は，委託契約を結んで外注している。

教室の使用管理は学務部授業課で行い，外部貸し出しの受付と管理については，管財課で行っている。

学内 LAN，視聴覚設備及び学内 CATV の管理は学園情報センター情報システム課で行い，視聴覚設備機器の

保守点検は，外部委託している。

食堂，ブックセンター，理容室，トラスコン・ガーデンの売店の営業については，財務部管財課が委託契約を結んで外注している。

体育施設の管理は，学生部学生生活課で行っている。シルバー人材センターの協力を得て，グラウンドキーパー2 人を配して日常のグランド整備にあたっている。

箱根寮の管理については財務部管財課が所管し，管理委託契約を結んで外注している。

➢大学・学部等における施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況

大学を理工学部区域とそれ以外の区域とに分け，防火管理組織を構成し，火災，震災その他の災害の予防及び学生の人命の安全確保に努めている。

また，特に衛生・安全に留意する必要がある理工学部に安全環境整備委員会を設置して，理工学部の教育・研究に関連する環境の整備・保全に努めている。

➢大学院研究科における実験等に伴う危険防止のための安全管理・衛生管理と環境被害防止の徹底化を図る体制の確立状況

「成蹊学園消防計画」に則り，定期的に防災教育を実施するほか，「理工学部安全環境整備規則」により，危険物・薬品類の取扱いに関する教育を行うこととしている。理工学部に設置されている安全環境整備委員会は，卒業研究生や大学院生が安全を確保し，事故を起こすことなく円滑に研究を進める上に必要な安全教育を行うための安全講習会を開催している。

また，2008 年度からは EMS（環境マネジメントシステム）を確立し，体制の強化を図った。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2008 年度から始めた EMS を実施し，維持し，継続的に改善を図ることにより，安全管理・衛生管理と環境被害防止の体制を強化する。

また，隣接地周辺に位置する施設及び樹木等から生じる砂塵，臭気，危険等の防止については，多額の予算を伴う改修が多く，これまで年次計画で改善を図ってきているが，今後も施設計画の優先度と予算の有効活用を図って改善をしていくこととする。

10．6　環境活動

【現状の説明】

近年，環境に対する社会の関心の高まりとともに，教育・研究機関として大学の果たすべき役割を明確に表明することが求められているとの認識から，本学では，2001 年度から本格的にキャンパスクリーン活動として分煙を促進し，その後マンスリー清掃デーを経て，2005 年度から，本学園の建学の日（3 月 23 日）の行事の一環として始めた地域清掃活動（年 4 回）に引き継がれている。また，2003 年度より，ゴミ分別を細分化することによる資源化を進める活動を開始したが，これらの諸活動を成蹊学園全体として組織的に行うため，2006 年 4 月に専務理事を委員長とする成蹊学園環境委員会が発足した。

この委員会のもとで，「チーム・マイナス 6%」運動に参画し，毎年 6 月～9 月にクールビズ，11 月～4 月

にウォームビズを実施し，また，環境を維持向上させるためには本学構成員の大多数を占める学生の参加が不可欠であることから，学生環境委員を公募して，2006 年 7 月に学生環境委員会「桃球」を立ち上げた。現在は大学区域環境委員会の下部組織であり，環境に対する独自のアプローチによる活動を行っている。これまで，環境シンボルマークの公募・決定，箸袋の作成，内部環境監査セミナーへの参加，ISO 読本の作成，学園祭での展示・啓蒙活動（「エコこち展」），学園内のゴミ調査，ペットボトルキャップの回収，オリジナルエコバックの作成など，学生の視点に立った活動を展開している。

また，学園環境委員会の発足に伴い，環境活動を制度的に担保するため，環境に関する国際規格である ISO14001 の取得を目指すこととし，下部組織として「ISO 推進部会」を設置して，取得に向けた準備を行った。その検討を経て，2008 年 4 月に「成蹊学園環境保全活動に関する規則」を制定し，環境管理責任者の専務理事のもとに，環境マネジメントシステム（EMS）に基づく環境保全活動に必要な施策を立案・実施するための学園環境委員会が新たに置かれ，ISO14001 の規格に基づく EMS の運用が開始された。

大学の環境活動は，学園環境委員会の下に置かれた大学区域環境委員会（区域長：学長）と理工学部区域環境委員会（区域長：理工学部長）を中心に，それぞれが 3 年間にわたる実施計画案を作成し，2008 年 4 月から順次実施に移している。PDCA サイクルに基づき実施された活動は，6 月の内部環境監査員による学園全体の内部監査と 7 月・9 月の 2 度の審査機関による外部審査を経て，11 月に ISO14001 の認証を取得した。

本学が実施計画に基づき行う事項は，次のとおりである。

(1) 環境に関する授業・講義・カリキュラムの充実
(2) 環境をテーマとした研究活動の促進
(3) 大学における環境教育・学習について発信・公開するとともに，自らの環境への意識を高める。
　① 環境問題をテーマにした講演会・公開講座の実施
　② （地域）清掃活動
　③ 環境マナー・モラルの向上
　④ 学生・学生環境委員会の環境活動への参加
　⑤ 環境問題の取り組みの周知・広報
(4) 地域住民の意見の取り入れや，協力体制の構築
(5) 電気・ガス使用量の削減
(6) 水の使用量の削減
(7) 紙の使用量の削減
(8) 使い捨て容器・割り箸・レジ袋の削減
(9) グリーン購入の取り組みを促進する。
(10) 化学物質の適正な管理を進める。

【点検・評価】

本学では，小学校，中学・高等学校及び法人事務局のすべてがワンキャンパスにあることを活かして，学園全体として環境活動に取り組んでいる。これは，「個性の尊重」，「品性の陶冶」，「勤労の実践」という成蹊学園の教育理念に基づいた活動として位置づけられている。1924（大正 13）年に本学園が池袋から吉祥寺に移転し，大学の前身となる成蹊高等学校（旧制）が設置された頃は，一面の桑畑であり，ここに教師，生徒が一体となって現在本学の象徴となっている欅や桜などの樹木が植えられ，以後，現在までこの緑豊かな教育環境を形成してきた経緯があり，教育環境については，特に配慮してきている。

大学の環境活動への組織的な取り組みは，学生部が行った分煙対策を中心とするキャンパスクリーン活動

を契機として開始され，現在は，ISO14001 に基づく様々な EMS 活動に取り組んでいる。本規格は多くの企業や一部の大学でも取得されており，電気・ガス・水・紙などについて，環境負荷の低減が行われている。本学においても同様に，環境負荷の低減は目的として記載してはいるが，大学として本学が環境活動に取り組む最大の目的は，いかに環境マインドを持った多くの学生を社会に送り出すことができるかということである。本学で毎年約 1,800 名の環境マインドを持った学生を社会に送り出すことができれば，その卒業生が社会各層で自らができる環境活動に取り組むことで，より大きな成果が期待できると考えるからである。

しかし一方，4 年間を通じて学生の環境マインドを醸成していくためには，大学としての環境への取り組みを風土として根付かせることが必要であり，そのためには，教職員への環境保全の活動取り組みについて，十分に浸透していくことが必要となる。ISO14001 の認証取得に際しては，教職員全員に対する教育・訓練を実施したが，ISO14001 認証取得のプロセスとしての教育訓練であり，環境活動を日常的に根付かせていくための制度的担保，仕掛けをどのように図っていくかが今後求められている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

ISO14001 の取得に際し，大学として 3 年間の環境活動の計画を策定している。これを当初計画に基づき実行し，その結果について検証していくプロセス，いわゆる PDCA サイクルを環境活動の中で適正に機能させていくことが何よりも必要であり，そのためには，このサイクルを通して，教職員一人一人が環境活動の当事者，主体者であるとの意識を持たせ，環境活動の中にできるだけ多くの教職員を巻き込んでいくことができるかが，本学の環境保全活動のためにも，ISO14001 の認証を維持するためにも重要である。

なお，2010 年度から導入する成蹊教養カリキュラムでは，環境に関する科目を 7 科目程度設置する予定であるが，そのうちの 1 科目は環境マネジメントに関する科目とし，その科目の単位を修得した学生には「内部環境監査員」の資格を付与して，以後の内部環境監査の監査員や本学・学生環境委員会が行う環境保全活動に協力してもらう予定である。

Ⅱ．本　章

11．図書・電子媒体等

11. 図書・電子媒体等

【到達目標】

成蹊大学では，本学の教育・研究活動に必要な図書・電子媒体等を選択・収集・管理し，利用者が求める情報や資料を効率的に提供するためのシステムを整備すること，利用しやすい環境を整備することによって，教員・学生の研究及び学生の自力学習への支援を強化すること，情報環境（IT）に対応することなどを目標に取り組んできた。

これらに対しては，2006年9月に新たに建設された情報図書館により，相当程度対応されており，サービス向上が果たされたが，今後も，学内外の学術情報サービスの受発信基地としての機能強化や図書館サービスの強化（特に「ラーニング・コモンズ　学びの場としての図書館の新しいかたち：個性的な学習と教育の支援」への取り組み（後述））が目標となる。

11. 1　図書，図書館の整備

【現状の説明】

図書館の役割は，知識と情報の収納庫として，できる限り豊富な図書，資料，データベースを集積し，学生，教員，さらにはより広範囲の利用者の学習と研究に寄与するところにある。図書館のこうした役割への期待は近年，一層大きくなっており，また，多様化している。それに応えるべく本学では 2006 年 9 月，新しい施設(情報図書館)を建設し，そこに図書館を移転させた。それ以降，利用者数は大幅に増加し，今日に至っている。

表 11.1　図書館利用状況

年間開館日数	開館時間	年間利用者数(延べ数)			年間貸し出し冊数		
		2005 年度	2006 年度	2007 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
300	月～金 8:30 ～ 21:00	344,099 人	428,960 人	549,206 人	135,298 冊	142,175 冊	190,993 冊
	土 9:00 ～ 19:00	教員 13,189 人 職員 1,568 人 学生 329,342 人	教員 12,716 人 職員 2,444 人 学生 413,800 人	教員 12,553 人 職員 2,034 人 学生 534,619 人	教員 14,435 冊 職員 601 冊 学生 120,262 冊	教員 13,103 冊 職員 546 冊 学生 128,526 冊	教員 58,722 冊 職員 1,198 冊 学生 131,073 冊
	日祭日 10:00 ～ 17:30						
	長期休暇中 9:00 ～ 19:00						

大学設置基準の第 38 条に，図書等の資料及び図書館の項目がある。

第 1 項「大学は，学部の種類，規模等に応じ，図書，学術雑誌，視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を，図書館を中心に系統的に備えるものとする」とある。本学は 4 学部を設置しているが，3 学部（経済学部，文学部，理工学部）の学科の再編が行われ，法科大学院も設置された。図書館は，学部等の新たな教育・研究体制を支援するため，学部の改革に合わせてサービス体制を強化した。

第 2 項「図書館は，前項の資料の収集，整理及び提供を行うほか，情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに，前項の資料の提供に関し，他の大学の図書館等との協力に努めるも

のとする」とある。本学図書館においては，紙媒体をはじめとする資料の収集・整理・提供に努める一方で，近年急激に増加してきた電子媒体資料の取扱いについても年次計画で進めてきた。学内 LAN の敷設や，図書館システムの定期的リプレイスなどのインフラ面での環境整備は，利用可能な資料の種類や数を増大させ，利用場所や時間の限定を緩やかにし，あるいは利用者インターフェイスを親しみやすくすることで，資料提供サービスの品質を格段に向上させた。蔵書検索システムである OPAC 等のサービスで紙媒体資料の利用を簡便化するとともに，外部データベースや電子ジャーナルなどの電子媒体資料の利用を実現させることとなった。また，外部に情報発信できるよう，試験的に機関リポジトリとして本学発行の紀要類の電子資料化を完了した。全文を学外に公開するには，著作権等の問題も解決していく必要があり，現段階では，理工学部の紀要を Web 上に公開している。他の大学図書館等との協力に努めることについて，本学の大学図書館相互協力は，国内だけでなく，アメリカ，韓国など国外にも及んでいる。さらに，社会への図書館公開に関しては，公共図書館などの公的機関の紹介状により図書館閲覧利用を可能としているほか，武蔵野地域市民（武蔵野市，三鷹市，西東京市，小金井市，杉並区，練馬区の 6 市区）に対しては，図書館年間利用 IC カードを発行し，利用の便宜を図っている。

第 3 項「図書館には，その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする」とある。本学図書館には，現在管理職 1 人を含む専任職員 8 名，契約職員 12 名が配置され，この要請に応えるべく努めている。また，専任，契約職員を補助すべく，フルタイム換算 14 名の派遣，委託スタッフ，学生アルバイトが採用されている。

第 4 項「図書館には，大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室，レファレンス・ルーム，整理室，書庫等を備えるものとする」，及び，第 5 項「前項の閲覧室には，学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする」とある。閲覧座席数は，1995 年まで約 500 席であったが，150 席のみが静粛な図書館開架書架エリアに設置され，350 席は管理が行き届いていない自由学習室となっていた。1996 年度の図書館改修によって約 300 席増え 808 席となり，すべて閲覧座席は，図書館開架書架エリアに設置された。さらに，学生同士で相談しながらレポートや研究発表原稿を作成することが多い工学部学生用に，図書館別館 3 階フロア全面を配置した。文科系 3 学部でもグループでディスカッションできるように，グループ閲覧室（7 室）を用意し，教員や大学院生用に研究個室（7 室）も設置するなど，図書館としての利便性を高め，また，施設の拡充を図ってきた。2006 年に新設した情報図書館では，過去の利用実態を検討し，すべての学生が利用する図書館を目指した。文学部学生など図書館資料を頻繁に使う学部は入館者数が多いが，図書資料を利用することが多くない学部の学生であっても学習において図書館を利用できる環境を整えた結果，学部間の利用率の差が大幅に少なくなった。情報図書館の新設により設備面での心配が解消されているが，今後も充実させていくこととしている。

【点検・評価】

➢図書，学術雑誌，視聴覚資料，その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性

本学図書館における資料の整備に関しては，専任及び非常勤の授業担当教員による「授業関連図書」，学生からの希望図書，各学部の図書委員が「新刊情報」などによって選定した図書，各学部の専任教員による購入希望図書，そして図書選定担当の図書館職員が選定した図書などを優先的に収集している。また，2003 年度から 2007 年度までの 5 年間で約 2 億円の臨時増額の特別図書予算を投入した。

このような資料収集の結果，本学図書館が 2007 年度末の時点で所蔵している図書は約 108 万冊，雑誌（新聞を含む）は約 7,000 種となっている。図書の受入れ状況に注目するなら，2003 年度以降，毎年 4～6 万冊近い図書資料が受け入れられている。「表 11.2 大学図書館蔵書数」は，2003 年度～2007 年度までの蔵書分

野構成（分類）を示した統計表である。図書資料は，本学が経済学部，理工学部，文学部，法学部の 4 学部によって構成されている事情を反映して，書誌分類上，歴史，社会科学，自然科学，技術，文学などに分類されるものが高い比重を占めていることが分かる。

表 11.2　大学図書館蔵書数

（1）蔵書構成数（※）

分類＼年度		2003		2004		2005		2006		2007	
		受入数	蔵書数	受入数	蔵書数	受入数	蔵書数	受入数	蔵書数	受入数	蔵書数
和書（NDC）	000 総記	5,801	63,716	9,745	73,460	4,431	77,890	6,304	84,191	4,264	88,455
	100 哲学・宗教	658	23,951	968	24,909	632	25,541	348	25,889	800	26,685
	200 歴史	1,491	48,762	1,882	50,626	1,463	52,089	1,600	53,688	2,152	55,831
	300 社会科学	14,705	199,232	12,934	211,984	10,615	222,599	8,644	231,240	8,838	240,064
	400 自然科学	864	30,114	2,053	31,938	989	32,927	1,250	34,176	1,447	35,622
	500 技術	863	35,041	1,224	35,510	1,484	36,994	1,027	38,021	1,386	39,405
	600 産業	921	27,907	1,262	29,161	729	29,890	959	30,838	829	31,667
	700 芸術	706	19,255	914	20,152	762	20,914	627	21,538	1,091	22,629
	800 語学	782	15,887	530	16,393	437	16,830	402	17,230	491	17,717
	900 文学	3,488	80,278	9,101	89,366	2,027	91,393	1,739	93,131	4,143	97,267
	特殊資料分類ほか	0	0	825	825	505	1,331	312	1,643	18,416	20,059
	和書計	30,279	544,143	41,438	584,324	24,074	608,398	23,212	631,585	43,857	675,401
洋書（DDC）	000 総記	194	37,675	1,173	38,847	1,173	40,020	514	40,534	549	41,083
	100 哲学	272	10,891	2,314	13,201	897	14,098	111	14,209	215	14,424
	200 宗教	167	4,192	1,165	5,357	1,536	6,893	34	6,927	89	7,016
	300 社会科学	6,553	111,728	2,934	114,650	2,143	116,793	1,779	118,572	2,389	120,961
	400 語学	695	10,839	6,960	17,720	1,076	18,796	2,383	21,179	1,109	22,288
	500 自然科学	522	29,840	663	30,488	451	30,939	943	31,882	397	32,279
	600 工業技術	347	34,142	448	34,584	238	34,822	866	35,688	293	35,981
	700 芸術	197	4,182	237	4,416	318	4,734	239	4,973	289	5,262
	800 文学	1,479	58,250	1,796	60,042	844	60,886	456	61,342	538	61,880
	900 歴史	833	23,885	1,172	25,057	431	25,488	284	25,772	395	26,167
	特殊資料分類ほか	0	0	374	374	214	588	1,227	1,815	487	2,302
	洋書計	11,259	325,624	19,236	344,736	9,321	354,057	8,836	362,893	6,750	369,643
和書・洋書　計		41,538	869,767	60,674	929,060	33,395	962,455	32,048	994,478	50,607	1,045,044

※　蔵書構成数は，除籍・管理替処理後の冊数である。
※　蔵書構成数は，電子図書数，マイクロフィルム図書数，教員個人研究費図書数，研究助成図書数及び各センター所蔵図書数を含まない。

（2）雑誌所蔵種類数（2007 年度）

	和雑誌	洋雑誌	合計
所蔵種類数	7,596	3,002	10,598
継続受入種類数	3,377	1,246	4,623

（3）電子図書・マイクロフィルム図書・電子ジャーナル（2007 年度）

電子図書	13,976
マイクロフィルム図書	30,327
電子ジャーナル	5,500

これらの資料は，情報図書館の開架約 55 万冊，自動書庫約 30 万冊，一般及び貴重書書庫 2 万冊，大学 2 号館と 10 号館の図書館書庫 18 万冊，法科大学院図書室と学部共同研究室の別置貸出約 3 万冊があり，開架率は約 55%になる。受け入れられた資料は整理され，請求記号順に配架されている。前回の自己点検・評価で指摘した本学図書館における資料の質と量の不十分さは，図書予算の少なさに起因していた。それを解決するため，値引き交渉で安い業者から仕入れることのほか，洋書，洋雑誌を海外から直接購入する方法を採用している。このことにより，年間 4,000 万円ほど安く購入でき，その分を必要な図書・雑誌の購入費用に当てている。また，外部資金（文部科学省補助金など）により，年間 3,500 万円以上の資料を充実させてい

る。その他，学内外の大学教員や蔵書家からの寄贈を受け入れることにより，5 年間で 10 万冊以上を受け入れることができた。

図書の収集方針としては，基本的な図書，研究用図書，そして本学の独自性を示す個性豊かな特色ある図書の 3 つを柱に収集を目指している。基本的な図書に関しては，基本図書予算により，学習用図書を教員や司書が選定し，また，学生・大学院生からの学生購入希望図書として充実させてきた。2 番目の研究用図書としては，各学部単位の図書予算により，教員ごとに購入希望を受け付けている。3 番目の特色ある図書群は，文部科学省補助金「特定図書」や図書館共通予算「教養関係特別図書」といった毎年予算化している図書費のほか，学内外の研究者からも注目を受ける大型コレクションや貴重書があったときに購入するための高額図書積立金を設立し，大学図書館としての質を高める資料を購入している。

表 11.3　コレクション一覧

コレクション名	概　　要
岡義武文庫	政治学者，岡義武（1902-1990）旧蔵の和書（大正，昭和戦前・戦中・戦後の日本の政治，外交等に関する資料）6,570 冊，洋書（戦間期に欧米において刊行された国際政治，外交，社会運動等に関する資料）2,437 冊からなっている。
黒澤清文庫	会計学者黒澤清(1902-1990)旧蔵の会計学関係書 3,657 冊ほか，一次史（資）料多数を含む。
サミュエル E.ソーン文庫	Samuel E. Thorne(1907-)元ハーバード大学教授，英国法制史・中世史を中心とする 2,105 タイトル。平成元年度購入。
高柳賢三文庫	本学初代学長，法学者，英米法の第一人者として知られる高柳賢三(1887-1967)旧蔵の法律関係和・洋書 11,428 冊，その他和洋雑誌，憲法調査会関係資料などからなる。目録有り。
中村春二文庫	成蹊学園創立者中村春二(1877-1924)旧蔵の国文学関係和書 1,474 冊。厳父国文学者秋香(1841-1910)の蔵書を含む。目録有り。（所蔵は学園史料館）
中村正直文庫	明治初期の教育家，思想家，盲人教育の先駆者としても知られる中村正直(1832-1891)旧蔵の一般 洋書 620 冊，昭和 17 年三菱本社より受贈。
ピエール・ベール研究コレクション	16 世紀から 18 世紀に至るまでのフランス哲学・神学思想及び文学に関する文献を中心としたコレクション。
藤井秋夫文庫	元京城帝国大学予科英米学教授，成蹊実務学校卒業生藤井秋夫旧蔵の演劇関係洋書 1,551 冊。
丹鶴叢書	和歌山新宮藩第 9 代当主水野忠央が古今の善本を収集し復刻したもの。昭和 26 年水野家より受贈。全 158 巻 131 冊のうち一部を除きほぼ揃っている。
三菱社誌	三菱本社（合資会社）編集刊 1917～1956。明治 3 年 10 月から昭和 27 年 4 月まで一部を除きほぼ揃っている。東大出版会復刻の原版。
西蔵大蔵経	西蔵大蔵経研究会編集発行 1955～1961。北京影印版 全 168 冊。
武田範之文書	洪疇遺績 越後国頸城郡北方村川上善兵衛所蔵の日韓合邦運動に関する原資料マイクロフィルム。

表 11.4　主要貴重書一覧

簡 易 書 誌	出版年
Aristophanous Comoediae novem / Ed.: Marcus Musurus, in part. with the Scholia.. -- Aldus Manutius,..., 1498.	1498
[Statii sylvarum libri quinque duo : Thebaidos libri duodecim. Achilleidos duo. Orthographia et flexus dictionum Graecarum…] / Statius, P. Papinius. -- in aedibus Aldi...,	[1502]
Florilegium diversorum epigrammatum in septem libros. -- Aldi mense Noue....	1503
Prouinciale seu Constitutiones Anglie cum summarijs atque iustis annotationibus. -- [W. Hopyl for W....	[1505]
De asse et partibus eius, libri V. / Guillielmi Budaei. -- Aedibus Aldi et..., 1522.	1522
Commentarii linguæ græcæ / Gulielmo Budaeo, consiliario regio, supplicum'que libellorum in regia magistro, auctore. -- Opera et impens..., 1530.	1530
Summa Azonis : summa perutilis excellentissimi iuris monarche domini Azonis nuperrime maxima diligentia castigata …. -- quo facilius que studiosissimus quisque	1530
Historia tripertita : habes candidissime lector Historiam tripertitam / Cassiodori Senatoris viri dei de re gimine Ecclesie primitiue …. -- apud Jacobum Gi...	1534
Reginaldi Poli, cardinalis Britanni, Ad Henricum Octauum Britanniæ Regem, pro ecclesiasticæ unitatis defensione, libri quatuor. -- [apud Antonium	[1536]
Libro di consolato : novamente stampato et ricor, rètto, nel quale sono scritti capitoli & stauti & buone ordinationi, … -- Giovanni Padoan..., 1539.	1539
Practica cavsarum criminalium Domini, Hyppolyti de Marsiliis. J.V. doctoris celeberrini Bononien : nuperrime castigata: …	1546
L'arte del navegar, in la qval si contengono le regole, dechiarationi, secreti, & avisi, … Composta per l'Eccel, Dottor M. Pietro da Medina, ... -- Giovanni Battis..., 1555.	1555
Il Petrarca / con l'espositione d' Alessandro Vellutello. -- Vincenzo Valgri....	1560
Xenophontis omnia quae extant opera. -- Henricus Stepha....	1561
Comprehensorivm fevdale : quo tota feudorum materia magno omnium iureconsultorum commodo continetur, … / Ioannis Raynavdi IV, Reconsvlti Avinionens. -- apud H・redes	1561
De concilio liber / Reginaldi Poli, cardinalis. -- apud Paulum Man....	1562
Institvtio Christianæ religionis / Joanne Caluino, authore ; additi sunt nuper duo indices, antè ab Augustino Marlorato collecti: … -- ex officina Fra....	1569
Io. Baptistae Bovii, Ivriscons., Regiensis. De statvtaria vrbis praescriptione tractatvs. -- nunc recéns in lucem editus, … -- cum privilegio	1569
Io. Bodini, andeg. in Parisiorvm senatv advocati, Methodvs, ad facilem historiarvm cognitionem : ab ipso recognita, et mvlto qvam antea locvpletior. -- apud Martinum I....	1572

簡 易 書 誌	出版年
後漢書（古活字版） / 121 巻（目録 1 巻、帝紀 10 巻、志 30 巻、列伝 80 巻） 全 50 冊。特大本（縦横 33.2×23.5ｃｍ）	寛永年間
竹取物語（古活字版） 2 冊（上・下）。一面に 11 行を配している、いわゆる 11 行古活字本の一種。	元和寛永
竹取物語（奈良絵本） 3 冊（上・中・下）。大型奈良絵本 （縦横 30ｘ22cm）	寛文頃写
伊勢物語. 天福本系統.　印記：紅梅文庫	江戸初期写
うつほ物語（奈良絵本）　零本	江戸初期～中期写
枕草子春曙抄 12 巻、3 冊（4 間ずつ合冊）。 中村秋香ほか書き入れ	延宝２跋
源氏物語（蒔絵箪笥） 嫁入り本、全 54 帖。	江戸中期写
詞花和歌集	文明 6 写
徒然草絵詞 1 軸（天地 30ｃｍ、全長 48m） 奥書：詞書は日野資茂、絵は住吉具慶	江戸後期写
付喪神記絵巻　/ 円融房無相[書写] [上巻], 下巻.	江戸後期写
しゃかの御本地	慶安期
女郎花物語（屏風）　奈良絵巻	寛文・延宝頃写
野槌 林羅山著 ; 上巻 1 - 下巻 5.	元和 7
鉄槌 / 青木宗胡著 巻 1 : 上 1 - 巻 4 : 下 2 . --	慶安 2
山槐記 / [向陽林子] 写. 向陽林子（林鵞峰 1618-1680）写	明暦４
一心二河白道 : 子やすのぢぞうのゆらい 土佐少掾|[著]. -- 西村屋 .	延宝年間
徒然草諺解 / 南部草寿[著] 巻 1 - 巻 5. -- 中村七兵衛..., 1677.	延宝 5
金槐和歌集 / [源實朝撰] 巻之上. ～ 巻之下-- [北村四郎.… 賀茂真淵の書入れ有	貞享４
新井白石書状.	明暦 3－享保 10 写

簡易書誌	出版年
Gli Asolani di M. Pietro Bembo. -- nvovamente ristampati, & diligentemente corretti, … fatte da Tomaso Poracchi da Castiglione Aretino. -- Appresso Fab	1584
Epistola de sacramento Evcharistiae / Reginaldi Poli, cardinalis. -- nvnc primvm in lvcem edita, opera Deodati Quistri Cremonensis. -- apud Christopho....	1584
The arte of rhetorike : for the vse of all suche as are studious of eloquence, sette foorthe in Englishe, 1553 : … / by Thomas Wilson. -- I. Kingston.	1584
Vindiciæ secvndvm libertatem Ecclesiæ Gallicanæ, & Regij status Gallo-francorum : sub Henrico IIII. Rege Francorum & Nauarræ. -- sumptibus Ioann....	1593
The survey of London, containing the originall, antiquitie, encrease, moderne estate, … / [John Stow]. -- Rev., by John Hollywood. -- Bank Foot Vicar....	[1598]

簡易書誌	出版年
ちょうちんと[ひょうたん] 夜半亭蕪村[著].	天明 2
鎌倉見聞誌 [安留氏徳書写] ; 1:巻 1-5 - 5:巻 21-15.	明和 9
百富士 河村岷雪作画 ; 1 - 4. -- 西村源六,	天明 5
潮来絶句 富士唐麻呂著, 潮来曲後集 馬琴述 ; [北斎画].	享和 2
川端康成草稿 : 文芸批評に就て 川端康成筆. ペン書四百字詰十七枚完	大正 11 年頃

表 11.5　文部科学省「特定図書」（最近の 5 年間）

申請年度	申請者	タイトル
2007 年度	教養関係	中国近現代重要報刊資料集成
	法学部（政治）	近代日本　政治社会コレクション
	文学部（現代社会）	近現代日本女性学資料・雑誌集成
2006 年度	法学部（法律）	『民法典成立 100 周年叢書』を中心とする近代ドイツ民法学資料集成
	文学部（国際文化）	満鉄調査部資料集および周辺資料コレクション
	経済学部	近代日本　金融･通商資料集成
2005 年度	経済学部	国立国会図書館所蔵昭和前期刊行図書デジタル版集成・経済
	教養関係	国立国会図書館所蔵昭和前期刊行図書デジタル版集成・社会・風俗・習慣
2004 年度	文学部(日本文学)	近世国語国文学資料集成　マイクロフィルム版
2003 年度	法学部(政治)	近代日中関係資料集成　マイクロフィルム版

電子図書館としての環境が整備され，電子ジャーナルなどの電子資料を取り込むことによって質と量の向上を図ることができ，このような状況の中で一定の蔵書の質と量が確保されれば，他大学図書館との相互連携による資料の分担収集の可能性も高まり，他機関との相互協力もより発展すると考える。

図書館において教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備を行うためには，資料費予算の確保が重要であるが，本学図書館の予算は同規模の他大学と比較して多くはない。学園予算編成方針では，図書館の経常予算は年々減少傾向にある。図書刊行物費は図書・雑誌などの価格上昇が年率 8～10%あるため，年間購入図書冊数・雑誌タイトル数を維持することに苦慮している。

2008 年度の人件費を除く図書館経常予算は，下記の合計 257,810,000 円である。

通常予算	図書刊行物費	201,530,000 円
	一般業務	14,657,000 円
	小　　計	216,187,000 円
特別予算		29,125,000 円
助成金対象予算		12,498,000 円

その他，図書館経常予算ではないが，2002 年度より始まった学部ごとの振興事業予算として申請されたプロジェクトの中から，図書刊行物費が毎年 1,500 万円程予算化され，実質的に図書予算増となってきたが，2007 年度予算から振興事業予算が廃止されたため，これらの予算化が困難になり，特別予算として法学部図書費 200 万円のみが認められた。

次の「表 11.6　図書等資料予算配分表（2008 年度）」は，図書刊行物費を各学部学科等の区分に予算配分したものである。

表 11.6 図書等資料予算配分表（2008 年度）

〔経済学部〕

予算費目	予算
教員	9,200,000
学生	180,000
院生(経済)	180,000
院生(経営)	360,000
雑誌	26,810,000
予備	100,000
合計	36,830,000

〔理工学部〕

予算費目	予算
物質生命	6,194,000
情報科学	5,936,000
エレクトロメカニクス	6,452,000
共通基礎	3,557,000
院生(物質生命)	2,070,000
院生(情報科学)	1,984,000
院生(ｴﾚｸﾄﾛﾒｶﾆｸｽ)	2,157,000
合計	28,350,000

〔法学部〕

予算費目	予算
法律	13,198,000
政治	7,972,000
教養　英語	1,464,000
教養　ドイツ語	557,000
教養　フランス語	557,000
教養　体育	557,000
教養　哲学	557,000
教養　中国語	661,000
教養　韓国語	207,000
教養　予備	0
雑誌	11,100,000
予備	0
合計	36,830,000
特別申請予算（法学部）	2,000,000
総計	38,830,000

〔法科大学院〕

予算費目	予算
法科大学院	18,440,000
合計	18,440,000

〔文学部〕

予算費目	予算
英米文学	7,810,000
日本文学	6,460,000
国際文化	5,205,000
現代社会	5,475,000
教養基本	600,000
学生	700,000
雑誌	8,400,000
予備	180,000
高額図書費	2,000,000
合計	36,830,000

〔図書館・教職課程・高額図書〕

予算費目	予算
一般	8,000,000
参考	7,000,000
逐次刊行物	7,000,000
製本	7,000,000
基本図書	7,000,000
視聴覚資料	3,520,000
古典籍	1,000,000
教養関係特別	2,000,000
教職課程	1,630,000
高額図書（当期分）	100,000
合計	44,250,000

〔特別申請予算：学生用図書等資料費〕

予算費目	予算
学習全般（図書館）	870,000
学習（経済学部）	1,370,000
学習（理工学部）	1,370,000
学習（文学部）	1,370,000
学習（法学部）	1,370,000
学習（法科大学院）	400,000
学生用データベース	7,500,000
合計	14,250,000

〔補助金申請予算：文部科学省助成〕

予算費目	予算
特定図書	4,998,000
高度情報利用経費	7,500,000
合計	12,498,000

図書館経常予算は，決して十分とは言えない状況であるが，大学を含む学園の収入が増加しない以上，現状の予算額を有効に使用する手立てを考えるほかない。購入雑誌予算について，特に費用が高い外国雑誌の継続購入の見直しを，図書館委員会を中心に検討した。利用者にできる限り影響を及ぼさないように教員などの利用者へアンケート調査を行い，2007 年 11 月～2008 年 7 月にかけて継続購入雑誌の見直しを行った。その結果，約 240 万円分のタイトル数を削減した。

しかしながら，図書館経常予算が現状維持となれば，図書館資料の図書，雑誌の価格上昇に加え，増加する電子ジャーナル，データベース，電子資料（CD-ROM，DVD）を購入する費用にも対応できない事態となるのは避けられない。

➢図書館施設の規模，開館時間，閲覧室の座席数，情報検索設備や視聴覚機器の配備等，利用環境の整備状況とその適切性

旧図書館部分の総面積は，8,676 ㎡，座席数 808 席であった。2006 年度に新築された情報図書館の規模は，地上 5 階，地下 2 階，延床面積 11,956 ㎡，座席数 1,100 席，収蔵可能冊数 130 万冊（開架書架 55 万冊，自動書庫 72 万冊，その他 3 万冊）である。そのほか，情報図書館外の図書室，資料室，書庫等（40 万冊収蔵可能）があり，それらを合わせると，総延床面積 12,614 ㎡，総座席数 1,150 席，所蔵可能総冊数 170 万冊になる。旧図書館時代での書庫の狭隘化問題は完全に解消され，長期にわたって利用できる設備を持っている。また，図書等資料の開架率の向上については，学生用図書購入費が予算化されたことと開架書架の増設によって，1996 年 22%，2002 年 31%，2007 年 55%と増加している。

設備としては，クリスタルキャレル（個室閲覧室：デスクの横幅が一般的な図書館机の 2 倍に当たる 160㎝）266 室，プラネット（グループ学習室）5 基，メディアルーム，貴重書庫，貴重書閲覧室，多目的室，リフレッシュコーナー，サンクンコートヤード（館外談話コーナー），環境型（人感センサーライト）開架書架，だれでもトイレ（ハンディキャップ者等用）6 カ所，エレベータ 3 基，サーバ室，自動入館管理システムと退館管理用ブックディテクション，館内管理用カメラ，図書館利用 IC カード発行機，利用者用ロッカー，図書館情報システム「NEC E-Cats Library」，CD -Library（DVD，CD 収納・検索システム），業務用パソコン 40 台，利用者用パソコン 170 台，利用者用オンデマンドプリンタ 10 台，情報コンセント 431 口，電源コンセント 550 口，無線 LAN，フリースポット利用による無線 LAN，72 万冊収蔵の自動書庫「ブック・ロボ」を設置している。自動書庫の出納ステーションは 3 カ所あり，利用者自身により OPAC 検索した資料を約 2 分で指定した出納ステーションに呼び出せる。機器関係では，大型（60 インチ）プラズマテレビ 2 台，デジタル TV35 台，AV 機器 45 台，上向き複写機（Book Pro），貸出用のブック型パソコン 16 台，車椅子利用者への配慮としての専用の学習机 10 室（クリスタルキャレル），一般利用者と車椅子利用者の両者が利用しやすい丸型テーブル 10 台，入館車椅子用スロープ（傾斜角度 3 度）を設置し，スタッフがすぐに応対できる 4 つの利用案内カウンターを整えている。

複写サービスに関して，コイン式複写機は 9 台設置しているが，資料の複写にあたっては，（社）日本複写権センターと国公私立大学図書館側との間で次の点を遵守することとなっており，これに基づき適切に運用している。

① 図書館が文献複写のために利用者の用に供する各コピー機について，管理責任者（及び運用補助者）を定める。
② コピー機の管理責任者は，司書またはそれに準じた者とする。
③ 図書館は，各コピー機の稼動時間を定めて掲示する。
④ コピー機の管理責任者は，管理するコピー機による文献複写の状況を随時監督できる場所で執務する。

⑤　図書館は，コピー機の稼動記録を残す。

これらは，図書館等における複製を規制する著作権法第 31 条を基にしており，館内において，利用者は，自由にコピーを取ることはできない。本来，図書館（専任司書等）が主体となって複写することが前提となっており，著作権法施行規則第 1 条の 2 に定める有資格者，すなわち司書またはこれに相当する職員が置かれていることが複製できる条件とされている。

また，閲覧室の座席数については，情報図書館に 1,100 席，それ以外の図書室などに 50 席あり，合計 1,150 席を用意している。これは，学生収容定員に対する座席数の割合として 16%にあたり，試験期間を除き，学生の学習に対して十分な席数を確保している。閲覧座席は，利用者の館内での快適性・利便性を追及した閲覧室作りを行っており，電子機器の利用を前提とした閲覧机を整備している。

開館時間は月曜日から金曜日 8 時 30 分～21 時（学期末試験時は 22 時まで延長），土曜日 9 時～19 時となっている。日曜日・祝日（授業，試験期間），蔵書点検期間，入学試験期間，オリエンテーション期間も開館することにしており，年間開館日数は 300 日になる。これは，国公私立大学の平均 268 日（文部科学省「2006 年度学術情報基盤実態調査」）と比較しても多い。また，法科大学院図書室は，年間を通じて 365 日 24 時間常に閲覧・貸出及びパソコン・データベースの利用ができる。開館日数・時間に関しては，増加延長するために建物のセキュリティ対策を行った。また，利用者が少なくなる 20 時 30 分以後の時間帯においては，1 階のみの部分開館で低コスト化を図り，今後の増加延長にも対応できる体制となっている。

図書館ネットワークの整備に関しては，全閲覧フロアに LAN が敷設され，学内 LAN 及びインターネットへのアクセスが可能となっており，パソコンの設置のほか，学内ネットワーク型プリンタ，情報コンセント，無線 LAN，フリースポットの無線 LAN が整備されている。利用者は，設置パソコンや持ち込みパソコンでインターネットによる情報検索・電子メールの受発信・就職情報の収集や図書館の資料を手元に置きながらパソコンを使ったレポート作成などができる。また，インターネットが利用できる貸出用ノートパソコンも用意している。情報提供サービスとしては，雑誌記事索引・新聞全文データベース・判例データベースなど各種オンラインデータベースの利用契約を結び，図書館内設置の端末のみならず，学内に設置されているパソコンからアクセスできるようになっている。また，CD-ROM や DVD のデータベースや電子ジャーナルについても，CD/DVD サーバ・システムが稼動しており，ネットワークを介して利用できる。多様なネットワークを用意し，図書館内での電子資料へのアクセスの利便性を高くすることで，印刷資料と電子資料を図書館内において場所に縛られずに利用者が使用できるようになった。

図書館利用者に対するその他利用上の配慮などについては，毎年改善を行っている。

4 月に新入学部生・大学院生を対象とした図書館オリエンテーションや，年間を通して「新聞・雑誌記事の探し方」,「文献探索案内」などのガイダンス（図書館情報リテラシー）を個人及びゼミを対象に随時開催している。ゼミや講義を対象とした図書館司書による文献探索ガイダンスは，図書館アトリウムに浮かぶプラネット（グループ学習室）において年間を通じて実施しており，利用者が自分で必要としている資料や文献を効率的に的確に探索することができる能力を高める情報リテラシー教育として活用されているが，これを効果的に実施するためには図書館職員自体の資質向上が大きなポイントであり，若い専任職員を本学の学部構成にあった有能な司書に育てる必要がある。

図書館利用者からの要望については，1995 年度に設置した投書箱「図書館利用者の声」により集められ，即座にホームページなどで回答し，具体的な改善に結びついている。しかし，利用者からの要望を受け取る最善の方法は，紙やメールでの投書によるものでなく，対面での解決である。本学図書館では，4 つのカウンターを有効に利用して，利用者からの要望を吸い上げる体制を整えたので，直接，利用者から意見を聞くことができ，改善するスピードが格段に良くなった。また，学内における図書館の管理運営機構として，図

書館協議会と図書館委員会があり，図書館利用者へのサービスが検討される体制を整えてある。図書館協議会（学長が議長）は，本学図書館の中・長期計画の策定，その他の重要事項を協議するために置かれ，必要に応じ，年間 1～3 回開催される。そこでは，図書館の中・長期計画の策定に関する事項，図書館の基本方針に関する事項，図書館の予算編成方針に関する事項，その他図書館に関する重要事項が検討され，サービスする上での組織及び予算措置を決定する。図書館委員会（図書館長が議長）は，図書館運営の具体的事項を検討するために，授業期間中の毎月 1 回（年間 7～8 回）開催される。

2000 年度より，「授業関連図書コーナー」として，各学部のシラバスに掲載された「テキスト・参考書」や教員が指示した資料を集中配架するコーナーを新設した。現在，教員にもこのコーナーが認知され，学生も活発に利用している。

学生などの利用者が図書を探すのに最も有効な方法としては，開架図書を増強することである。本学図書館では，開架冊数を 1995 年までの約 11 万冊から 1996 年約 23 万 7,000 冊，2006 年 55 万冊へと強化した。また，授業関連図書コーナー，中国語図書コーナー，国際教育センター語学学習図書コーナー，日本近現代文学個人別作家コーナー，OECD 出版物コーナー，就職・資格関連図書コーナーなど，学生のニーズに沿った形での図書選定と配架をすることで，学生支援を行い，好評を得ている。このように，開架閲覧室の改善に関しては，質・量ともに評価することができる。

図書館利用者の範囲及び貸出条件に関しては，「成蹊大学図書館利用規則」で定めており，利用者範囲と利用条件を 2006 年に改正し，大幅に拡大させた。次の表「図書館利用者の館外貸出利用条件」に記載してある。

表 11.7 図書館利用者の館外貸出利用条件

号数	利　用　者	貸出利用条件
1	大学専任教員（特別任用教授，客員教授，特別任用助手及び契約職員（大学助手）を含む）	200 冊（※1） 図書 1 カ月（※2），雑誌 1 週間 法科大学院図書室 図書 1 カ月（※2），雑誌 1 週間
2	学園の理事，評議員，監事，名誉理事，日本語講師，常勤講師，専任職員，特別任用職員及び契約職員（大学助手を除く）	40 冊 図書 1 カ月 雑誌 1 週間
	大学の名誉教授，元図書館長，外国人特別教員，ポストドクター，特別研究招聘教授及び特別共同研究員	
	成蹊高等学校，同中学校及び同小学校の専任教諭（特別任用教諭を含む）	
3	大学大学院（法科大学院を除く）の学生，研究生，委託生及び外国人留学生	40 冊（※1） 図書 1 カ月，雑誌 1 週間 法科大学院図書室 図書 10 冊，1 週間，雑誌不可
4	大学法科大学院の学生（科目等履修生を含む）	10 冊，図書 2 週間，一般雑誌 1 週間 法科大学院図書室 図書 10 冊，1 週間，雑誌不可
	大学法科大学院修了生のうち，大学西 1 号館自習室使用の許可を受けている者	
5	大学大学院の修士課程及び博士前期課程の修了者並びに博士後期課程満期退学者のうち博士論文提出の準備を行う者	40 冊，図書 1 カ月，雑誌 1 週間
6	大学の非常勤講師及び客員研究員	40 冊，図書 1 カ月，雑誌 1 週間
7	大学学部の学生，研究生，委託生及び外国人留学生	10 冊，図書 2 週間，一般雑誌 1 週間

号数	利　用　者	貸出利用条件
8	大学大学院（法科大学院を除く）及び学部の科目等履修生及び聴講生	3 冊 図書 2 週間 雑誌不可
	成蹊高等学校の生徒のうち，図書館の利用教育を受講した生徒	
	成蹊中学校の生徒のうち，図書館の利用教育を受講し，かつ，保護者の許可を得た生徒	
	大学の大学院修了生（第 4 号及び第 5 号に規定する者を除く）及び学部卒業生	
	成蹊高等学校（旧制を含む）卒業生並びに成蹊中学校及び成蹊小学校の卒業生のうち 18 歳以上の者	
	高大連携による大学学部の聴講生（高校生）	
	4 大学（学習院，成城，武蔵）協定による利用者	
	学園に勤務する派遣職員及び委託職員で，所属長からの申請に基づき図書館長の許可を得た者	
	桃友会会員（勤続 20 年以上で退職し，または定年退職した旧教職員等）	
9	武蔵野地域市民 （武蔵野市，三鷹市，西東京市，小金井市，杉並区，練馬区）	館内閲覧のみ，貸出しなし
10	第 1 号から第 9 号に規定する利用者以外の者	館内閲覧のみ，貸出しなし

（※1）貸出冊数は，図書館と法科大学院図書室の合計数とする。
（※2）第 1 号の大学専任教員は，図書の貸出延長については，手続不要で自動的に借りた年度の 2 月末まで行うことができる。

大学図書館評価を調査したものに，朝日新聞出版発行の「大学図書館ランキング」があるが，本学図書館は A ランクに評価され，2007 年度版から 2009 年度版まで国公私立大学の中で総合 9 位を維持している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

《基本的な方策》

本学図書館は，大学に附属する機関の 1 つとして位置づけられている。利用者は，大学の専任教職員（名誉教授・客員教授・客員研究員を含む），在学生（学部生及び大学院生），非常勤講師のほかに，成蹊学園の小学校，中学・高等学校の専任教職員をも含み，利用上の制限はあるが，高等学校生徒，臨時職員，卒業生，聴講生や，他大学の教職員・学生，地域市民などにも開放していることが特徴と言える。こうした多様な利用者の要望に応え，蔵書の充実と行き届いたサービスの提供を行うためには，それに十分な職員が配置されていなければならない。先にもふれた情報図書館への移転後の利用者の増加は，この点の必要性をさらに高めている。

こうしたなかで本学では，図書館協議会議長を兼務する学長の発議に基づき，図書館長を委員長とし，各学部及び法科大学院から選出された委員各 1 名からなる《大学図書整備検討委員会》が設置され(2006 年)，図書館のあり方についての展望が行われた。同委員会はその答申(2007 年 3 月)のなかで，図書館職員がその数において，また，経験を積む環境においても憂慮すべき状況にあり，その拡充が急務であることを指摘している。事実，専任職員は 1990 年の 29 名から 8 名へと激減しており，加えて，学園内の他の部署への配置転換も行われるため，司書として経験を積むことも容易ではない状況となっている。また，長年，経験を積んだ専任職員がここ数年内に相次いで退職する。したがって，格別の手だても講じられないまま放置されるなら，遠からず，図書館は機能障害に陥ると懸念される。そうした事態を避けるべく，専任職員の拡充と意

欲と能力を具えた契約職員の定着を促すための就業条件の改善が行われることが強く望まれる。

同委員会はまた，選書のあり方に改善がなされるべきであると指摘している。教員が個々それぞれの関心から選書を行うときに生じうる蔵書の偏りを是正するために，全学的な観点からの図書購入が拡充される必要のあることを指摘しているのである。こうした選書のあり方が可能となるよう，予算措置が講じられなければならない。

《個別の方策》

地域公共図書館に対しては，今後協力体制をとる機関が増えることを念頭に置き，本学図書館が収集した専門的学術的資料を生涯学習支援のために公開する地域開放型図書館として，公共図書館と棲み分けをしながらサービス提供を継続する。

また，本学図書館では，日本私立学校振興・共済事業団による経常費補助金「教育・学習方法等改善支援」に，課題名「ラーニング・コモンズ　学びの場としての図書館の新しいかたち：個性的な学習と教育の支援」を申請し，採択された。その内容は次のとおりであり，2010 年度までの期間にわたり，改善計画を遺漏なく進める予定である。

●目的

活字離れが進行し，図書館の存在が薄くなっているが，社会からは大学での高度な人材育成が要求されており，かつてないほど快適な学習・教育環境が求められている。そのため「場所」としての図書館が重要な要素となる。「学びの場」としての図書館の新しいかたちとして，個性的な学習と教育の支援を「ラーニング・コモンズ」として行う。コモンズとは「共有資源」，「公共の場」を意味し，図書館におけるラーニング・コモンズは，伝統的な図書や雑誌に加えデジタル情報やツールを，専門司書のサポートとともに「知の快適空間」として，個人やグループでの学習に提供するものである。ラーニング・コモンズは，学生の問題発見・解決能力やコミュニケーション能力，友人との人的ネットワークを養い，それらは卒業後も大きな財産となる。学部担当のリエゾンライブラリアンと委託派遣スタッフ・学生アルバイトの補助で，学生に少人数学習サービスを展開して，対面サービスを充実できる。授業外の「学びの場」としての図書館が学部を超えた学生交流を支援し，個性を伸ばしながら人生そのものを助けていく学びの拠点となる。

●内容

学部ごとに対応できるスタッフをリエゾンライブラリアン・グループ化し，リーダーを中心とした 4 人一組（フォーマンセル）の組織を配置する。そして，その手助けとして委託派遣スタッフ・学生アルバイトを活用することで，学生数 8,000 人に対して手厚いサービス（少人数教育）を展開できる。

対話コミュニケーションによる応対を充実させることにより，授業で得られない「学び」や社会性を養えるようになり，知の快適空間となる。

「ラーニング・コモンズ」，これは図書館は単に情報探索を支援するだけでなく，利用者の学び全般を支援していくものである。つまり，情報を探し出すことへの支援だけでなく，その情報の使いこなし方や，同じ目的を持つ人との交流をも図書館が支援する。図書館は，一人一人の個性を伸ばし，人生そのものを助けていく「学びの場」として大きな存在価値をもつのである。

本学では，文系・理系すべての学部・学科の学生が，ワンキャンパスで過ごし，所属学部以外の友人との交流や学年の枠を超えたネットワーク作りが可能である。例えば，理工学部の学生が豊富な IT 知識を駆使して文系の学生とインターネットを使ったボランティア活動をする，また，法学部の学生が環境に関する法知

識を活かして経済学部の学生と環境保護活動をする，このような活動を支援する「場」として，図書館は大いに役割を果たすことができる。

人格の陶冶，個性の尊重という建学理念を継承し，「個性を持った自立的な人間の創造」の実践，つまり，司書と学生，学生同士の人間関係に基づく密度の濃い「学び」により，一人一人の個性を伸ばし，豊かな人間性と社会性を育んでいくことができる。

●計画

補助金対象期間内（2008 年度から 2010 年度まで）で，次の点を改善する計画である。

① 飲食・休息，討論・学習会話の可否を段階的にゾーニングし，多様で個性的な学習環境を提供する。

② 学部対応の 4 つのリエゾンライブラリアン・グループによる対面サービス・レポート支援を充実し，レファレンス時間を延長する。リエゾンライブラリアンは，学問分野別司書であるサブジェクトライブラリアンよりも広範囲のエリアのレファレンスを受け持つ。4 つのリエゾンライブラリアン・グループには，学部系リーダーを中心に 4 人一組の応対グループ（フォーマンセル）を組織する。

③ 書庫に埋もれた資料の利用を自動書庫化によって促進する。書庫資料も時間制限せずに，約 2 分で迅速に出納する。

④ 休日開館や時間延長で学生の学習時間を確保しながら，社会人，高校生等学外者への利用開放を進めて社会貢献する。

⑤ 資料を学問体系でフロア配置することで，開架図書 55 万冊を検索が簡単で利用しやすいレイアウトに再構築する。また，キャリア支援，授業関連等のコーナーを設置し，多様な学びを支援する。これらにより，図書館利用者の快適な図書館散策を実現する。

11．2 情報インフラ

【現状の説明】

1997 年度から，図書館トータルシステムとして ILIS/X-WR（富士通）を本格的に導入し，2001 年度に多言語処理できる NeoCILIUS（伊藤忠テクノサイエンス），2006 年度から現在まで多機能な図書館情報システム E-cats Library（日本電気）を稼動させている。このシステム上で，図書館での発注から目録データ作成，貸出返却サービス，利用者用ポータルサイト（My Library）の開設による学外（自宅など）から利用できるサービスを展開している。システム構成の概略は，サーバ 4 台，業務用パソコン 40 台，利用者用パソコン 170 台である。

館内の学術情報へのアクセスを向上させるために，図書分類に和書 NDC9 版，洋書 DDC22 版（OCLC の Web DDC を使用），著者記号（もりきよし）を採用した。NDC と DDC は旧来から引き継がれたもので，多種の版を混在させて使用していたが，最新の分類である和書 NDC9 版，洋書 DDC22 版（OCLC の Web DDC を使用）に統一することにし，図書記号も受入順番号から著者記号に変更した。これにより，図書の分野と著作者が分かりやすい形で書架に並び，学生・教員などの利用者が直接図書を見つけることが簡単になった。また，目録整理業務の効率が上がったため，所蔵書誌件数が増え，OPAC 検索のヒット率が向上した。雑誌についても理工学部等に見られる雑誌が情報として重要な位置を占める場合は，雑誌展示コーナーや開架書架に配架し，利用者が使いやすいようにしている。

TV メディアへのアクセスとして，メディアルームには 35 台のデジタルテレビを設置し，学生・教員が国内外の TV 放送を活用し，情報を入手したり，語学学習に利用している。受信できる放送局例としては，国内の NHK，日本テレビ，TBS テレビ，フジテレビ，テレビ朝日，テレビ東京，MXTV，放送大学，テレビ埼玉，テレビ神奈川，千葉テレビなどのほか，海外の放送局として，CNN インターナショナル，World Net（アメリカ英語放送），コリアサット KBS（韓国語放送），RAI インターナショナル版（イタリア語放送），Deutsche Welle（ドイツ語），TV5（フランス語），TVE（スペイン語）などである。

視聴覚資料は，基本的にメディアルーム開架書架に置き，タトルテープ（盗難防止用感知マーカー）で無断持ち出しをなくすようにしている。紛失のおそれが高い DVD などの管理には，ケースを開架書架に置き，本体を 10 台の CD-Library に 1,500 枚収納し，利用者がカウンターにケースを持って行き，ケースに貼ってあるバーコードを読み取ることで自動的に検索と出納をする。

【点検・評価】

➢学術情報の処理・提供システムの整備状況，国内外の他大学との協力の状況

ホームページによる情報提供（リンク集の作成）のほかに，電子ジャーナルやデータベースを提供している。これらの電子ジャーナルやデータベースは，ほとんどが外部機関から購入し，本学図書館利用者へ提供している。NACSIS-IR，LEXIS-NEXIS，OCLC First Search，Bibliography of Asian Studies，Hein on Line，日経テレコン 21，聞蔵Ⅱビジュアル（朝日新聞），ヨミダス文書館（読売新聞），JOIS など，タイトル数にして 5,500 種類が利用できる。これらは，かつて司書による代行検索が主流であったが，現在では，2,000 万円以上の資金を投入して，直接，利用者が検索できるようにした。また，教員が授業などで学生に使用させるデータについては，教員の求めにより，学生などが利用しやすいように大容量のデータを情報加工（必要な項目にセレクトした簡易版の作成など）したデータも提供している。

表 11.8 主要データベース

DB 等タイトル	概　　要	経	文	法	理工
日経テレコン 21	日本経済新聞や関連誌を中心として,各種ニュース速報や新聞 80 紙超,雑誌 80 誌超,年鑑・白書類に加え,日経新聞等が提供する企業・財務・人物情報,株価,経済統計等広範囲な情報を収録するため,全学的に,研究や学習のみならずキャリア支援の情報源としても役立っている。	○	○	○	○
聞蔵 II ビジュアル	朝日新聞のデータベース。聞蔵 II ビジュアルは 1945 年以降の記事を収録し,新聞のほかに AERA,知恵蔵等も検索可能である。	○	○	○	○
ヨミダス文書館	讀賣新聞のデータベース。ヨミダス文書館は,1986 年 9 月以降の記事を収録している。THE DAILY YOMIURI やよみうり人物データベースも利用できる。	○	○	○	○
JapanKnowledge	辞典や辞書を中心に,出版・新聞各社が長年にわたって培ってきた知識データを集積。事典・辞書系では,日本大百科全書,日本人名大辞典,imidas,現代用語の基礎知識,大辞泉,ランダムハウス英和大辞典,Cambridge 英英辞典などを収録。記事系では,週刊エコノミスト,JK Who's Who,会社四季報,NNA などを収録。その他に,東洋文庫約 20 万ページ,Rand McNally 世界地図,映像記録,年表など非常に広範囲の情報が提供されている。	○	○	○	○
eol ESPer	総合的な企業財務情報を提供するデータベースである。企業属性情報,マーケット情報,財務情報,有価証券報告書等の原文データから成る。	○	○	○	○
法律判例文献情報（D1-Law.com）	昭和 57 年以降に発売された法律関連文献や判例集の書誌情報を集める文献情報データベース。			○	
TKC 法律情報データベース	LEX/DB,法律時報文献月報検索,私法判例リマークス,法学協会雑誌データベース,判例体系インターネット版などが利用できる,広範囲な内容の判例法令情報データベース。			○	
GBRC: Global Business Research Center	GBRC（特定非営利活動法人グローバルリサーチセンター）が提供する 2 誌（赤門マネジメント・レビュー,ABAS: Annals of Business Administrative Science）を閲覧できる。	○			

DB等タイトル	概　　要	経	文	法	理工
JDreamII	科学技術振興機構（JST）が提供する大学等研究機関向のデータベースであり,国内外の科学技術関連情報の検索が可能で,殆どの記事に抄録がついている。				○
理科年表プレミアム	『理科年表』の創刊から最新年度までのデータを提供する。				○
LexisNexis	全世界のリーガル情報（米国他各国の法令,判例,特許,法律文献）,ニュース（New York Times,Economist等主要新聞,雑誌,通信）,ビジネス情報（SEC Filings,D&B,Hoover's等企業情報,各種ビジネスレポート),特許･知的財産情報(欧米の特許全文と代表図面,日本特許の英文抄録,米国登録著作権や商標等）,人物情報など極めて広範囲な情報を収録。	○	○	○	○
OCLC FirstSearch	WorldCatを始めとするOCLC提供のデータベースサービスである。代表的なデータベースとしては,7,600万件以上の書誌情報を収録するWorldCat,16,000誌以上から科学技術・医学・社会科学・ビジネス・人文科学・大衆文化等広い分野にわたって雑誌の記事索引と目次情報を提供するArticleFirst,経済誌に掲載された記事の抄録・会議録や合集に掲載された記事の主題索引・図書の抄録・博士論文タイトルの主題索引を収録したEconLit等が挙げられる。	○	○	○	○
Source OECD	経済協力開発機構の報告書,統計集,データベースをPDFファイルで提供するオンラインサービス。	○			
JSTOR Business Collection	経済学・経営学・会計学の重要な論文が掲載されている学術雑誌47タイトルを,初号から収録する（最近発行の号は除く）電子ジャーナルコレクションである。	○			
ScienceDirect	冊子体で購読していた雑誌をオンラインで参照可能とするコンプリート・コレクションを導入。	○			○
SSRN	社会科学分野を広くカバーするネットワークサービス。	○		○	
HeinOnline	主にアメリカ発行の法学の主要定期刊行物など2千以上のタイトルの2,800万頁を超える膨大なコンテンツをフルテキストで提供するデータベース,国際法データベースFILRD（Foreign and International Law Resource Database）も導入。			○	
Westlaw Japan	法律分野を中心とする,広範囲で有用な情報を有するデータベースである。新日本法規出版が提供していた法令・判例コンテンツに,その他の書籍,雑誌コンテンツを加え,海外で定評のあるWestlaw Internationalのテクノロジーを取り入れながら,内容・機能共に最先端のリサーチサービス環境を提供している。			○	
MLA International Bibliography	MLAによって編纂されている1926年以来の文学・言語学・民俗学等の学問分野のオンラインデータベースであり,200万件を超える記事情報を収録している。		○		
Bibliography of Asian Studies	1971年以降の主に海外出版の人文・社会科学系のアジア研究に関連する文献の検索が可能。雑誌論文以外に,図書の章として掲載された論文も収録されている。		○		
Early American Imprints, Series I Evans Digital Collection 1639-1800	American Antiquarian Society収蔵資料の内,1639～1800年の米国内刊行出版物の網羅的な集成をデジタル化してインターネットで提供している。この時期のあらゆる文化的側面を一次資料から調査可能とする。		○		
World Shakespeare Bibliography Online	1962年から現在までの,シェイクスピアに関する幅広い研究情報が検索可能。		○		
朝日新聞戦前紙面データベース DVD-ROM	昭和元年(1926)12月～昭和20年(1945)12月の記事を収録。	○	○	○	○
明治の讀賣新聞 CD-ROM	明治7年(1874)11月～明治45年(1912)7月の記事を収録。	○	○	○	○
大正の讀賣新聞 CD-ROM	大正元年(1912)7月～大正15年(1926)12月の記事を収録。	○	○	○	○
昭和の讀賣新聞 CD-ROM　戦前・戦後	昭和元年(1926)12月～昭和45年(1970)12月の記事を収録。	○	○	○	○
国立国会図書館所蔵昭和前期刊行図書デジタル版集成 : 社会科学部門	国立国会図書館所蔵の昭和前期の団体著作物・個人著作物を幅広く収録,DVD-ROMで提供されている。発禁図書,パンフレット類などの従来日の目を見ることのなかった資料が30%にのぼるといわれ,この時期の研究に不可欠の基本文献に位置づけられる。膨大なコレクションの中で,当館では,政治,経済,社会,風俗・習慣などを所蔵。	○	○	○	○
NEEDS CD-ROM	NEEDS（Nikkei Economic Electronic Databank Syste）は,日経マクロ経済データ（日経総合経済ファイル,生産・出荷・在庫統計,金融統計,法人企業統計季報,為替・金利日次データを収録）をCD-ROMに収録。日経財務データは，全国証券取引所上場会社,及び,ジャスダック上場会社の,単独本・連結本決済データを収録する。	○			
新編国歌大観 CD-ROM版	「新編国歌大観」全10巻1162集の歌集本文を収録。		○		

DB 等タイトル	概要	経	文	法	理工
國華 DVD-ROM	國華 DVD-ROM は,明治 22 年に岡倉天心,高橋健三,フェノロサらによって創刊された美術研究誌「國華」を電子復刻したものである。現存する美術史としてはわが国最古,世界でもフランスの「Gazette des beaux-arts」に次ぐ古い歴史を持つものである。国内及び海外の大学・美術館・博物館や研究者にとって欠かせない基本資料であり,多彩な機能により,5 万ページに及ぶバックナンバーの瞬時の検索が可能。		○		
文芸倶楽部 -明治篇-（近代文学館 7） DVD 版	「文芸倶楽部」は,「明治文庫」,「春夏秋冬」,「世界文庫」,「逸話文庫」,「文芸共進会」等の雑誌,叢書を統合して,明治 28 年に発刊された。「文芸倶楽部 -明治篇- DVD 版」では,明治 28 年の創刊号から,明治 45 年（大正元年）の 12 月号まで,18 年間・284 冊,10 万ページを超える内容がデジタル化されている。総目次・執筆者索引は,書籍版と CD-ROM が別途用意されており,見出しの閲覧,効率的な検索など,用途に応じた使い分けが可能。		○		
主要法律雑誌 DVD	判例タイムズ,旬刊金融法務事情,労働判例,金融・商事判例,最高裁判所判例解説,判例百選の最新情報を蓄積。			○	
邦文法律雑誌記事索引 DVD	最高裁判所図書館が監修して採録している,雑誌,論文,研究報告,紀要などの書誌情報である。1958 年から蓄積された書誌情報は,約 33 万件に及ぶ。			○	
Retailing in The US CD-ROM	ロンドンを本拠点とする調査会社 Euromonitor International による,米国小売産業について詳細な調査,戦略的分析,成長予測（～2010 年）等を包含した報告書。	○			

他大学等との協力については,紹介状による相互利用及び NACSIS-ILL システムの利用館を中心とした国内の国公私立大学のほか，国立国会図書館，公共図書館，専門図書館など各種機関と相互の文献複写と資料の貸借を行っている。また，国外の図書館との相互利用として，NACSIS-Global ILL 協定によるアメリカ合衆国(Columbia University，Cornell University，Duke University，Princeton University，University of California-LA，Yale University など北米 65 館)，韓国(ソウル大学，高麗大学，延世大学，西江大学，成均館大学など 263 館)などの大学図書館や,英国の British Library Document Supply Centre を通じて British Library 及び英国内の図書館から文献複写と現物貸借のサービスを受けている。他の国々についても国際図書館間決済手段である IFLA バウチャーを用いて，資料の取寄せを行っている。

さらに，大学間での紹介状を不要とし，直接の来館利用と個人館外貸出しができる例としては，学習院大学・成城大学・武蔵大学・本学の 4 大学図書館相互利用協定に基づく相互の学生・教員への図書貸出サービスがある。4 大学図書館相互利用において個人館外貸出しが可能となったことは，単に自宅からの近距離に利用可能な図書館ができたと言うだけでなく，利用者にとっては所属の図書館同様の空間的・時間的・資料的広がりができたことになると言えよう。

他大学から依頼される文献複写受付は年間約 1,000 件，図書貸出受付は年間約 400 件で，本学から他大学に依頼する文献複写申込みは年間約 1,700 件，図書借受申込みは年間約 350 件である。また，紹介状等による他大学からの来館利用者は年間約 600 名,紹介状等による本学から他大学への利用は年間約 400 名である。ここ 5 年間の増減はなく，傾向として他大学からの資料取寄せや他大学図書館へ訪館での利用が多いと言える。

その他，大学間の単位互換制度及び高大連携プログラムによる個人館外貸出サービス，横河電機株式会社図書室と本学図書館との相互利用，武蔵野市立図書館との協力体制による本学図書館資料の利用が簡便にできる。

本学図書館における国内外の他の大学・大学院との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性は，評価できるレベルであると考える。

➢学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

学術資料の記録・保管は，主に図書館で担当し，学術資料を記録・保管するために「成蹊大学図書館資料

収集・管理規則（制定：大学評議会　最新改正 2006 年 3 月 8 日）」と「成蹊大学図書館資料収集・管理規則取扱要領」，資料保管を解除するために「成蹊大学図書館資料除籍・廃棄規則」を制定している。本学では，経済学部，理工学部，文学部，法学部の 4 学部すべての学生が，ワンキャンパスで過ごす。この長所を活かすため，本学図書館は分館を持たず，集中型を採用している。ただし，文学部や法科大学院には図書室があるが，これら資料を別置する上で「図書館資料の別置及び保有の取扱いに関する内規（制定：図書館委員会最新改正 2005 年 11 月 11 日）」を定め，図書館長に申請し，資料の重要性や購入価額の点から審議する必要がある場合においては，図書館委員会の判断を必要とし，さらに原則として，図書館と図書室にそれぞれ複本を購入して置くことが義務づけられている。このため，極力 1 つの図書館に資料を集中でき，図書予算の無駄を省くとともに，学術資料の記録・保管の分散が少なく，安全で安定した資料提供サービスを行えるようになっている。

学術資料の保管場所について，旧図書館の建物は，複合型共同利用の建物で，火元や人的管理に問題があったが，新設された情報図書館は，純粋に図書館のみの建物であり，管理に適している。貴重書，準貴重書，稀覯書，コレクションなど保管に留意する必要がある資料に対して，貴重書，準貴重書，稀覯書を収蔵する貴重書庫と貴重書室を用意し，温度，湿度の管理と火災，紛失・盗難から守っている。膨大な冊数になるコレクションについても教員研究棟（10 号館）地下に厳重に管理され，10 万冊以上収蔵できる図書館保存書庫（集密書架）を持っている。雑誌の記録・保管については，最新号が到着すると受入処理を行い，OPAC 検索できる状態にしてから雑誌展示書架に配架し，当該年度を超えると雑誌を製本して雑誌書架に配架している。短期保存雑誌（保存期間 10 年以内）については，展示書架期間が終わると，製本せずに管理できる自動書庫で保管している。マイクロフィルム，マイクロフィッシュなどのフィルムも温度・湿度が安定し，紛失するおそれがない自動書庫等に納庫している。原稿などの冊子になっていない資料や劣化・破損があっても重要な図書などは，中性紙箱や袋を利用して保管し，閲覧サービスに供する場合は，図書館スタッフが資料を取り出し，資料の散逸を防ぐようにしている。

学術資料の配架方法については，原則として図書と雑誌を資料区分し，和書・和雑誌の分類は NDC9 版，洋書・洋雑誌は DDC22 版を採用している。これは，一般的に図書を個々に分類順に配架し，標準化することで，学生等の初心者でも図書を探しやすく，利用しやすいように配慮したものである。また，個人文庫やコレクションといった図書は，体系や関連性を重要視し，集合体として保管することで，研究者への配慮をしている。その他，科学研究費補助による研究成果報告書，本学出版助成による刊行物，博士論文は，スムーズに閲覧できる方法で保管している。

データベースや電子ジャーナルなど電子的な学術資料の多くは，サーバ室内に NSCDNet や Fisc を整備し，格納している。音楽・映像といった視聴覚的な CD，DVD などの資料は，図書館内に専用フロア（メディアルーム）を設置し，CD Library などを利用して管理している。

以上のとおり，本学図書館における学術資料の記録・保管は適切に行われており，評価できるレベルにあると考える。

なお，本学園に関係する資料については，記録・保管を学園史料館が担当している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学術情報へのアクセスについては，大型の資料集成として刊行された資料は OPAC 検索が資料名のみであり，コンテンツの検索ができないという問題点が残っている。そのため，利用者にはコンテンツの図書情報が分かりづらく，非常に高額な資料でありながら活用が極めて低い状態である。例えば，英国初期近代印刷文献集成（Early English Books)などのマイクロフィルムや国立国会図書館所蔵昭和前期刊行図書などの DVD 資

料のコンテンツは，膨大な図書等を含んでいるが，通常の図書のようにネット上での OPAC 検索ではヒットしない。このような資料については，コンテンツ内の書名検索ができるようにすることが必要である。よって，年次計画を立て，OPAC 検索により，コンテンツ内の図書名を検索できるようにする。

データベース及び電子ジャーナルの利用においては，年々増え続ける商業ベースのオンラインデータベースと利用者のニーズをどのように取捨選択し，また，予算をどのようにして生み出していくか，ゼロシーリングが続く今日，図書館にとっては大きな問題である。本学図書館では，高価な海外の電子ジャーナルやデータベースに関して，多くの大学とで共同購入する大学図書館コンソーシアム方式による契約を促進していくとともに，図書館ガイダンスや図書館情報リテラシーにより利用を増やすための努力を続け，費用対効果を検討していくことにする。

情報の発信については，現在，本学紀要のデジタルコンテンツ化による目次，抄録，本文の全文文字検索や稀覯書等をイメージデータ化することにより，オンライン上での閲覧が可能となっている。しかし，これらを十分に活用するためには著作権を処理しなければならない。また，予算措置も行わなければならない。本学図書館では，理工学部の紀要については著作権の処理を解決し，Web 上で論文を見られるようになっているので，今後は，他学部の紀要についても順次，著作権上の問題を解決していかなければならない。
このように，学術情報の記録・保管については，図書，雑誌，特殊資料などマテリアルとしては十分に実行されているが，電子化の面では十分とは言えない。今後，本学所蔵資料や本学発行の紀要などの電子化を進めるために，著作権の処理と予算措置について図書館から積極的にアピールすることとする。

ILL サービスでは，教員の文献複写や図書借受の申請を電子メールで受け付けしているが，学生に対しても同様のサービスを展開する。これまで 200 名の教員へ行われていた学術情報サービス提供を，膨大な対象者である 8,000 名の学生に対しても同様に行えるように体制を整える計画である。また，国外の他の大学との学術資料の相互利用のための条件整備としては，人的交流も含め，情報交換と信頼関係を築かなければならない。そのために，今後，大学相互協定のある図書館との結びつきを強くし，太いパイプを作ることを目指すこととする。

Ⅱ．本　章

12．管理運営

12. 管理運営

【到達目標】

教育理念等に基づく教育・研究が適切に行われるためには，管理運営組織がそれぞれ有機的連携のもと，効果的に機能するとともに，公正で迅速な意思決定，管理運営のできる仕組みを有していることが必要であるが，成蹊大学は，社会の変化に対応した大学改革を進めていくために，学長等のトップのリーダーシップを強化していくこと，個々の管理運営組織の目標達成にとどまらず，全学的視点に立った意思決定のできる管理運営組織となることが目標である。

また，本学は学校法人成蹊学園が設置している学校の1つであり，かつ，学園が小学校から大学までの縦断組織として設置している学園国際教育センター及び学園情報センターの主要部分を担っている。このため，大学内の学部・研究科，附属機関や各種委員会との連携にとどまらず，上記の各センターを含む学園設置の学校縦断的な組織・委員会との連携も強化し，効率的な管理運営体制を確立することも目標となる。

12. 1　大学

(1) 学部教授会と評議会との間の連携及び役割分担

【現状の説明】

教授会の権限は，大学学則に次のとおり規定されており，この規定を受けて，各学部において教授会に関する規則が制定されている（法科大学院（大学院法務研究科）も同様である）。

（教授会）

第 12 条　この大学の各学部に教授会を置く。

2　教授会は，各学部の専任の教授をもって構成する。ただし，当該学部が必要と認める場合には，専任の准教授，講師及び助教を構成員とすることができる。

3　教授会は，次の事項を審議する。

(1) 学長の推挙に関する事項

(2) 学部長の互選に関する事項

(3) 教授，准教授，講師，助教及び助手の人事に関する事項

(4) 評議員及び各種委員の互選に関する事項

(5) 評議会に付議すべき原案の作成に関する事項

(6) 教育課程に関する事項

(7) 入学，卒業，転部，転科，休学，留学及び退学に関する事項

(8) 学生の指導，厚生及び賞罰に関する事項

(9) 教育及び研究に関する事項

(10) 学部長の諮問する事項

(11) その他教授会の必要と認める事項

4　教授会規則は，この学則に基づき，各学部において定める。

学則上，教授以外の教員は必ずしも教授会の構成員とはならないが，各学部の教授会規則では，准教授，講師も教授会の構成員となっている。教授会の開催回数は，月に 1 度または 2 度となっている。

【点検・評価】

➢学部教授会と評議会との間の連携及び役割分担の適切性

本学の大学評議会（以下「評議会」という）は，各学部，法科大学院その他の機関に共通する重要事項を審議するために置かれており，学長，各学部長，法務研究科長及び各学部から選出された 2 名の教授をもって組織されている。議長は学長で，評議会の審議事項は次のとおりである。

（1）学部間，学部・研究科間等の連絡調整に関する事項
（2）学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項
（3）予算案編成及び決算処理の方針に関する事項
（4）学部，学科その他重要な施設，組織等の設置及び改廃に関する事項
（5）人事の基準に関する事項
（6）学生定員に関する事項
（7）学生の厚生補導及びその身分に関する事項
（8）学長の諮問する事項
（9）その他大学の運営に関する重要な共通事項

以上のとおり，評議会と教授会の役割は，ともに規則で規定されている。

評議会と各学部（法科大学院を含む）の教授会以外に，各学部長及び法務研究科長を主要構成員とする学部長懇談会（学長の諮問機関として位置づけられている）があり，評議会と教授会の，言わば橋渡しを行っている（大学院については同様の位置づけで，各研究科長を主要構成員とする研究科長懇談会がある）。

評議会に提出する議題は，事前に学部長懇談会で議論をしており，教授会の意見を聴く必要のある事項は，学部長が教授会に持ち帰って意見を聴き，学部長懇談会に報告している。その上で，必要があれば事案の内容の変更等を行っているため，教授会の意見を反映したものが評議会に提出されるのが通例である。

ただし，教授会の審議事項ではない事項についても教授会の意見を聴くことが多いので，必ずしも教授会と評議会の役割分担が明確に区分されているわけではない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学校教育法施行規則第 143 条は，「教授会は，その定めるところにより，教授会に属する職員の一部の者をもって構成される代議員会，専門委員会等（次項において「代議員会等」という）を置くことができる。2　教授会は，その定めるところにより，代議員会等の議決をもって，教授会の議決とすることができる」と規定しているが，本学の教授会ではこの規定は適用されていないため，おおよそのことは教授会で審議・懇談し，報告している。

このため，例えば，教務に関することは教務委員会で審議し，その決定をもって教授会の議決とすることができれば，教授会業務が軽減され，教員はより多くの時間を教育研究に割くことができるようになると思われる。

（2）学長の権限と選任手続

【現状の説明】

本学における学長の選任は，1969 年から選挙によって行われることとなった。本学において大学が開設された 1949 年から 20 年間は理事会による選任であったが，1969 年 4 月に「成蹊大学学長選考規則要綱」及び「学長選挙管理規定要綱」が定められ，直ちに選挙が行われた。

1976 年にはこれら要綱の不備を改め，新たに「成蹊大学学長選考規則」が定められた。この規則が 1988 年に改正され，さらに，2000 年に全部改正された。その後，3 度にわたり改正が行われている。

現行規則によれば，学長は学の内外を問わず，大学の本質と使命に関し，高邁な見識を有し，かつ，本学の建学の精神を理解する者の中から選考される。第 1 次選挙の選挙資格者は，投票日前 10 日において在職する本学の専任の教授，助教授，講師，助手，日本語講師，カウンセラー，国際教育センター常勤講師，学園養護教諭，大学の事務組織に所属する主査以上の職を有する事務職員である。

得票数が選挙資格者総数の 3 分の 1 を超え，かつ，有効投票総数の過半数に達した者を当選者とする。これによって当選者が確定しない場合には，直ちに決選投票が行われる。

学長の任期は 3 年で，再任は妨げないが，引き続き 3 期にわたって在任することはできない。

この選挙の管理は，各学部において選出された各 2 名の委員をもって構成される選挙管理委員会がこれにあたる。

なお，学長選考規則の根拠は大学学則にあり，大学学則第 8 条で，「学長はこの大学を統轄する。学長の選考基準については，別にこれを定める」と規定されている。

注：現行の学長選考規則では,准教授, 助教の規定がないので, 次回の学長選挙（2009 年秋）までに改正を行う必要がある。

【点検・評価】

➢学長の選任手続の適切性，妥当性

学長を選考する必要が生じると，選挙事務を管理するため「学長選挙管理委員会」を設置して，学長選考規則に則り，候補者の選出，候補者への投票結果通知，意思確認等を慎重に行っている。投票に際しては，投票用紙を厳格に管理し，不正が発生しないよう万全の体制がとられており，選任手続きは適切に行われている。

➢学長権限の内容とその行使の適切性

大学学則第 8 条で「学長はこの大学を統轄する」と規定されているが，学長権限を包括的に規定した学内規則はない。しかし，個々の規則で，「○○の許可は，教授会の承認を経て，学長が行う」のように規定されており，当該事項は学長の権限となる。例えば，学内規則に基づく権限には次のようなものがあり，学長は，学内規則に基づき，必要な権限を適切に行使している。

① 人事に関するもの

名誉教授の決定，学長補佐，各機関長，各センター所員，大学院協議会委員，大学院担当教員，各種委員会委員長等の任命。

② 学籍に関するもの

正規生・科目等履修生・聴講生等の受け入れ等の許可，学生の休学・復学・退学の許可，学生の留学，留学期間の延長・短縮等の許可。

③　会議に関するもの

議長として，大学評議会・大学院協議会・図書館協議会・現代 GP 推進統括委員会等の招集。

④　予算に関するもの

学長が使途を定めて使用できる予算（2008 年度は年額 750 万円までの範囲）として 2008 年度から導入された学校振興予備費の使用申請。

➢学長補佐体制の構成と活動の適切性

学則上，学部長は学長を補佐することとなっているが，学部長は学部の学務を統轄することとなっており，学部の利害を超えて全学的見地から学長を支援することには時として困難な場合がある。学長への支援体制を強化するため，2004 年 7 月に学長補佐制度に関する規則を大学評議会の議を経て制定し，後期から 2 名の学長補佐を学長が任命した。職務は，学長の企画立案業務，学長の渉外業務，その他学長の特命事項となっており，様々な企画による大学改革が，以前にも増して強力に推進されるようになってきている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学長選考規則において，大学の構成員である事務職員の一部を選挙資格者に加えたが，その他の事務職員及び学生については今後の検討課題であり，今後，学長選考規則検討委員会を開催して，その是非について検討する必要があろう。

学長の権限は，個々の規則において規定されているべきであるが，最終権限者が誰なのか明確に規定していないものも散見されるので，今後の規則の改正にあたっては，その観点からの見直しが必要となろう。学長の権限についての総括的な規則を制定することも一案であろう。

また，学長補佐制度のほか，成蹊教養カリキュラムの統括責任者，研究に関する統括管理責任者等を想定して，副学長制度の導入について検討していたが，2009 年度から副学長制度が導入されることとなり，1 名の副学長が選任されることとなった。

（3）意思決定

【現状の説明】

本学の意思決定は，原則として，学長が，大学院については大学院協議会及び研究科長懇談会と，大学については大学評議会及び学部長懇談会と連携して行っている。当然のことながら，これらの連携には教授会や研究科委員会が関わっているほか，各種委員会や図書館，各センター等が関わる場合もある。さらに，最終的には学内理事会及び学園理事会の決定を必要とするものもある。

意思決定のプロセスに先立ち，学長，学長補佐，学部長，事務系部長，各センター長，学生部長，学園など，様々なところから問題提起があるが，その内容は企画運営課で整理され，まず，学部長懇談会や研究科長懇談会で検討・立案を行っている。さらに，必要に応じ，学部長あるいは研究科長がそれぞれ学部教授会や研究科委員会に事案を持ち帰り，意見を聴いている。

その上で，学部長懇談会または研究科長懇談会で協議し，必要に応じて大学評議会または大学院協議会に諮っている。大学評議会や大学院協議会に諮る必要のないものは，学部長懇談会や研究科長懇談会の議を経て学長が決定している。

【点検・評価】

➢大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

大学の意思決定プロセスの確立状況は，現状の説明で述べたとおりである。

規則上，教授会の審議事項ではない事項についても，大学評議会での審議の前に学部長懇談会で議論した上で，学部長を通じて教授会の意見を聴いている。この学部長懇談会と教授会（研究科長懇談会と研究科委員会も同様）との行き来等で意思決定に時間がかかっていることが以前指摘されていたが，2007 年度から，各学部の教授会開催スケジュールを学部長懇談会及び大学評議会を中心として組み立てるよう全学的な調整を行ったため，意思決定の時間がある程度短縮されるようになった。しかし，緊急度の高い事案に迅速に対応できる体制とはなっていない。

この理由としては，本学では伝統的に学部間の調整が最優先されており，実際に大学評議会に関する申合せの第 1 項で,「この評議会は，学内機関としての統一意志の決定機関とする。ただし，各学部及び法務研究科（以下「学部等」という）の自主性を十分尊重した上で，学部等間の隔意ない話合いを通じて，大学としての重要事項につき合意に達することを主旨とする。したがって，多数決による決定方法をなるべく避ける」と規定されているとおりである。

大学評議会の議題は，あらかじめ合意形成されたものばかりとなっているが，その背景には以上のような事情がある。しかしながら，従来，形式的に審議・決定することの多かった大学評議会を活性化させ，実質的な審議も行うよう，重要事項についてはあらかじめ合意形成するのではなく，大学評議会で懇談をしてから次回以降に審議･決定する方法も最近では多く採られるようになり, 改革が進んでいるものと評価できる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

環境変化に機動的に対応できるような迅速な意思決定を可能とするよう，大学評議会を実質的な議論のできる場とし，さらに，場合によっては多数決で決定することも可能となるよう，大学評議会及びその意思決定において連携している会議体のあり方を見直しているところであり，関係規則を整備する作業が進められている。

（4）評議会などの全学的審議機関

【現状の説明】

全学的審議機関としては, 大学院においては大学院協議会があり, 大学全体においては大学評議会がある。

大学院協議会は, 必ずしも大学院における最終議決機関ではなく, 大学院協議会で審議･決定した事案を，再度，大学評議会で審議・決定するのが通例である。大学院協議会だけで審議・決定できるのは，実質的に博士の学位授与だけであり，例えば大学院学則等は，大学院協議会で審議・決定した後，再度大学評議会で審議・決定している。

【点検・評価】

➢大学評議会などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性

大学評議会については大学学則に次のとおり規定されており，この規定に従って適切に運用されている。

（評議会）

第 13 条　この大学の各学部，大学院法務研究科（法科大学院）その他の機関に共通する重要事項を審議する

ため評議会を置く。
2　評議会は，学長，各学部長，法務研究科長及び各学部から選出された 2 名の教授をもって組織し，学長が議長となる。
3　評議会は，次の事項を審議する。
（1）学部間，学部・研究科間等の連絡調整に関する事項
（2）学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項
（3）予算案編成及び決算処理の方針に関する事項
（4）学部，学科その他重要な施設，組織等の設置及び改廃に関する事項
（5）人事の基準に関する事項
（6）学生定員に関する事項
（7）学生の厚生補導及びその身分に関する事項
（8）学長の諮問する事項
（9）その他大学の運営に関する重要な共通事項
4　評議会に関する規則は，別に定める。

大学院協議会については大学院学則に次のとおり規定されており，この規定に従って適切に運用されている。

（大学院協議会）
第 35 条　本大学院に大学院協議会を置く。
2　大学院協議会は，学長，各研究科長，各研究科から選出された教授である委員 2 名をもって構成する。
3　必要があると認めるときは，学長は，法務研究科長を大学院協議会に参加させることができる。
4　大学院協議会は，次の事項を審議する。
（1）各研究科に共通の事項
（2）各研究科間の連絡調整に関する事項
（3）学生の賞罰に関する事項
（4）博士の学位の授与に関する事項
（5）大学院学則，学位規則その他重要な規則の制定改廃に関する事項
5　大学院協議会に関する規則は，別に定める。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学院協議会が，大学院における最終議決機関であると規定されていないため，博士の学位授与に関する事案を除き，大学院協議会で審議・決定された事案が再度大学評議会に出されるので，大学院協議会の位置づけを再検討し，博士の学位授与だけでなく，大学院関係の重要規則も大学院協議会で最終議決できるようにする方法が考えられる。

もう 1 つの方法は，大学院協議会を廃止し，現在の大学評議会と大学院協議会の機能を大学評議会に一本化する方法である。

本学のように大学院の規模が小さい大学では，大学院協議会を定期的に開催する必要性が低く，廃止しても，大学評議会が十分大学院協議会の機能を吸収できるのではないかと思われる。

（5）教学組織と学校法人理事会との関係

【現状の説明】

学校法人成蹊学園寄附行為においては，理事総数 25 名中 7 名（1 号理事）は，「総長，学長，各学部長，各校長のうち理事会において選任された者」と規定されており，総長がいないため，学長，学部長（4 名），校長（2 名）の 7 名全員が理事となっている。

この寄附行為においては，教学組織と学校法人との関係は特に規定されていないが，寄附行為の次に重要な規則として位置づけられる成蹊学園規則の中で，

「各学校における研究教育及びそれに伴う業務は，各学校が担当する」

「大学に学長を置き，学長は，大学全般を統轄する」

「学部に学部長を置き，学部長は，学長を補佐して学部の運営に当たる」

「法務研究科に研究科長を置き，研究科長は，学長を補佐して法務研究科の運営に当たる」

と規定されている。

なお，学内から選任された理事からなる学内理事会という理事長の諮問機関があり，月に 1 度の頻度で学内において開催されている。理事長，専務理事，総務部長，財務部長のほか，学長，各学部長，各校長が参加している。また，オブザーバーとして，法務研究科長，学園国際教育センター所長，学園情報センター長，専務理事補佐，学園監事，企画運営部長等が出席している。

【点検・評価】

➢教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担，権限委譲の適切性

成蹊学園規則において，「各学校における研究教育及びそれに伴う業務は，各学校が担当する」と規定されているが，組織運営上，問題がないとは言えない。それは，端的に言えば，大学附属機関の学園組織化である。

1981 年に大学の附属機関としてスタートした「情報処理センター」は，2002 年 10 月に学園の機関との位置づけで，「学園情報センター」として再スタートを切った。さらに，1993 年に大学の附属機関として設置された「国際交流センター」は，2004 年 4 月に，小学校から中学・高等学校，大学まで一貫して国際理解教育を行うための学園縦断型組織である「学園国際教育センター」として生まれ変わった。

この学園国際教育センターは学園の機関であり，大学においては学園国際教育センターの下部組織として，成蹊大学国際教育センターが置かれている。成蹊大学国際教育センターは所長と所員で構成されているが，所長と所員は学園の国際教育センターの所長と所員が兼ねているため，大学の国際教育に関する実質的な意思決定は学園国際教育センターにおいて行われている。したがって，大学の国際教育に関しては，学長と学園国際教育センター所長との定例打合せ会（月 1 回）を通じて意思疎通を図っている。さらに，学園国際教育センターで企画された内容を大学において検討する機関として国際教育委員会が設置されており，委員長と各学部選出の委員に加え，学園国際教育センターから英語教育担当及び国際理解教育担当の 2 名が委員として出席し，国際教育委員会と学園国際教育センターとの意思疎通を図っているが，2010 年度に導入される成蹊教養カリキュラムにおいて学園国際教育センターが提供する英語科目についても，同カリキュラムを運営する全学教育委員会とその下部組織である英語部会とも意思疎通を図ることになるなど，意思疎通を図る必要のある委員会等が複数存在する。

また，学園国際教育センターの専任教員として採用されている英語の常勤講師は，学園の機関に所属しているため，たとえ大学の授業科目だけを担当していても，大学においては専任教員ではなく，非常勤講師と

して扱われている。しかしながら，実質的には大学の授業を担当する専任教員であることから，私立大学等経常費補助金の申請にあたっては，専任教員として扱われるといった分かりにくい組織となっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学国際教育センター所長は，学園国際教育センター所長としては専務理事の指揮下にあるため，常時，学長と専務理事との間で意思疎通を図る必要があり，また，学園国際教育センターと関係する大学組織は，大学国際教育センター，大学国際教育委員会，全学教育委員会の英語部会とがあり，それぞれに役割は異なるものの，関連する委員会が複数あることは，意思疎通の面で，あるいは迅速な意思決定の面で問題が生じやすく，したがって，組織面の整備を行う必要があると思われる。このためには学園国際教育センターの位置づけを再確認し，大学との役割分担を明確にすることが必要であろう。

また，学園情報センターは事務組織であり，教学組織ではないため，大学においては情報教育委員会を設置して，大学における情報教育に関する基本方針や施設，設備，機器，教材等の管理運営などを審議しているが，将来的には学園情報センターが大学の情報教育を担う可能性もあり，国際教育センターに似た構造的問題を内包している。

（6）法令遵守等

【現状の説明】

学校法人の運営を適正に進めるには，様々な法令を遵守する必要がある。教育基本法，学校教育法，私立学校法，私立学校振興助成法といった学校法人の存立に関わる基本的な法令の遵守はもちろんであるが，各業務に応じて関連する様々な法令に注意を払いながら，社会的責任を十分に果たすべく心掛けることも必要である。また，ハラスメント，個人情報の漏洩，公的資金の不正使用，補助金の不正受給，入学に関わる不正などの不祥事が起きると，学校法人の社会的責任が問われるばかりでなく，大学のイメージダウンになり，経営的なダメージにもつながる危険性がある。そういう視点からも，組織及び構成員である教職員全員が一丸となって，法令遵守を心掛けている。

大学運営にあたり，業務の遂行上関わりを持つ法令等の改正により，大学内で定めた関連規則等を改正して業務運営を変えなければならない場合には，該当する業務の担当部署と大学内の規則のとりまとめ部署である企画運営部企画運営課が調整を図りながら，企画運営課が主体となって滞りなく規則の改正原案を作成し，所定の改正手続きを取る手順になっている。関連する規則が学園で定めたものである場合には，学園事務局の総務部総務課が主体となり，企画運営課，該当の担当部署との調整を図り，規則改正手続きが進められている。

なお，法令の改正情報の把握は，基本的には該当する業務の担当部署が情報収集を行い，遺漏のないように努めている。

【点検・評価】

➢関連法令等及び学内規程の遵守

関連法令等については一部を除き，遵守されていると評価する。遵守されていない例として，労働基準法において時間外労働命令権を取得するための規定である，いわゆる「36 協定」がこれまで締結されていないということがあるが，これは，対象となる労働者の同意が得られなかったということ，労働者にとっての実害もないという理由で法人組織側も積極的な働きかけが欠けていた面もある。学園組織として法令遵守を謳

っている以上，欠けている点があれば，積極的な改善に取り組む必要がある。

学内規則については，基本的には業務を進めていく上で関連規則を確認しながら，遵守して業務遂行を行う習慣ができており，大きな齟齬はないものと評価している。ただし，業務実態が規則と乖離しているが，実質的な障害は起きていない例，規則として裁量範囲が大きいため，規則の主旨を逸脱して運用してしまっている例もあるので，そうした例について見直し，改める必要がある。実際に業務を進めていく上では，場合によっては法令や学内規則を離れて運用することの方が業務目的にかない，有効であったり合理的であったりすることもあるが，学校法人としての社会的責任からも，法令の許す範囲での執行をしなければならない。

遵守のチェックは，私立学校法の改正により監事機能の強化が求められ，2005 年 10 月に就任した常勤の監事，2006 年 4 月に設置した内部監査室が業務の監査の範疇で行うことになっており，実際に機能し始めている。

➢個人情報の保護や不正行為の防止等に関する取り組みや制度，審査体制の整備状況

① 個人情報の保護について

個人情報の保護の取り組みについては，2005 年 4 月施行の「個人情報の保護に関する法律」に先立ち，2005 年 2 月に理事長から，「個人情報の取得，利用及び提供に関する基本原則」，「個人情報の適切な管理方法」，「法令等の遵守」，「コンプライアンス・プログラムの継続的改善」の 4 つを柱とする「個人情報保護方針」が示され，これに基づき学園において「成蹊学園個人情報の保護に関する規則」を制定し，2005 年 4 月 1 日から施行している。

大学では 2005 年 4 月，学生に対する『成蹊大学における個人情報保護の取扱い』文書において，次の 5 つの項目についてそれぞれの取扱いを定め，文書配布，掲示，ホームページに掲載するなどの周知をし，大学として個人情報の保護を教職員一丸となって進めていくことを強く表明している。現在では，毎年度新入生に対して，入学手続時にこの周知を行っている。併せて，大学教員は個人情報管理者となることから，個人情報の適正管理に努めるよう理解と協力を求めている。

- 情報取得の目的と利用について
- 第三者への提供について
- 業務委託に伴う安全管理
- 本人への情報開示等について
- 個人情報の管理体制等について

また，大学が直接教職員本人から取得し，管理する大学所属教職員の個人情報の取扱いについては，2005 年 4 月「大学における個人情報保護の取扱いについて」という学長発信文書により，次の 5 つの項目について，その取扱いを教職員に周知している。

- 大学内の雇用管理に関する個人情報の取扱い
- 成蹊学園個人情報の保護に関する規則への対応
- 個人情報の取得と利用目的の特定
- 第三者への個人情報の提供について
- 個人情報の開示，訂正等について

「成蹊学園個人情報の保護に関する規則」には，教育・研修の条項があり，年 1 回以上教育・研修責任

者（専務理事）が，管理統括者（専務理事，学長，校長），管理責任者（学部長，研究科長，附属機関長，センター長，所長，室長，部長，教頭）及び管理者（各学校教員，課長・事務長）に対して個人情報保護に関する教育・研修を実施することが規定されている。2005 年度には全教職員を対象に「情報セキュリティに関する学内意識の共有化」と題した研修を 2 回実施，2006 年度には小，中高の全教員を対象に少人数による研修を計 13 回実施したが，2007 年度の研修実施はない。教育・研修活動については，研修対象者，研修回数で不足の状況にある。また，同規則において監査の条項があり，成蹊学園内部監査規程により監査を実施することになっている。これまでのところ監査は実施されていないが，個人情報管理者のうち課長及び事務長に対し，所属部署における同規則の運用状況について，内部監査室の調査及び面談が実施された。

規則的な整備と個人情報取得の部分での取扱いは十分な評価ができるが，これまでのところ情報漏えいやクレームなどがなく，大きな問題は生じていないということもあり，規則制定の当初はかなり神経質に細かい点まで気にかけていたことが，時の経過とともに薄れてきている。取得した個人情報の管理，持出し等については各部署や教員に任せられており，その実態が十分に把握できていないという点は課題である。また，個人情報の管理責任者，管理者が，どれだけの意識と責任を持って個人情報を扱っているかの検証ができていないことも，課題として挙げられる。

② 不正行為の防止について

本学において行われる研究活動について，不正行為が生じた場合に対応するため，2007 年 3 月に「成蹊大学における研究上の不正行為に関する規則」を制定し，不正行為の定義や申立窓口の明示，申立以降の手続き等を定めるとともに，全教員に対し，研究倫理の向上を図るよう周知した。

また，科学研究費補助金の不正使用等が社会問題となったことから，文部科学省等から配分される競争的資金を中心とした公的研究費の適正な運営と管理を行うため，2007 年 11 月に「成蹊大学における公的研究費の取扱いに関する申合せ」を制定し，全教員へ周知徹底し，不正行為の防止を図っているが，これに関連し，科学研究費補助金にかかる補助事業の遂行を円滑に執り行うため，2005 年 3 月に制定した「成蹊大学科学研究費補助金の取扱いに関する申合せ」を改正し，不正防止の機能をさらに高めている。補助金, 研究助成金の事務所管は企画運営部研究助成課であり, 外部からの公的資金の取扱いも同課が所管し，不正防止のための諸活動を心掛けている。

前記の両申合せには監査に関わる条項を設けており，研究助成課担当者が立ち会い，内部監査室担当者が支出内容や購入物品の監査を行うなど，適切に対応している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

社会的責任を果たすという点で，法令遵守の方針を繰り返し教職員に周知することが必要である。また，実際の業務運営が，学内規則を遵守して行われているかどうか再確認をする必要がある。その結果，遵守できていないのであれば遵守するよう改める。業務実態と学内規則とがかけ離れているため遵守できていないのであれば，規則を改正する。その場合，法令に基づく学内規則であれば，法令の許す範囲での規則改正が可能であれば改正し，法令上，規則改正ができないのであれば，業務運営の方法を変更する。

これまで，基本的には担当する業務の担当部署が法令を気にしながら，規則関連の所管である学園事務局で言えば総務課，大学で言えば企画運営課と連絡・調整の上，学内規則の制定・改正を行って，遺漏のないようにしてきたが，業務の拡大に伴い関連する法令も増加し，担当部署の負担も増加している。法令遵守と言うだけではなく，社会的規範やモラルの遵守を含めてコンプライアンスを全般的に担当する部署の設置も

将来的には検討する必要がある。

12．2　経済学部・経済経営研究科

12．2．1　教授会，研究科委員会

【現状の説明】

経済学部教授会は，専任講師以上の本学部専任教員（特別任用教授を含み，客員教授を含まない）で構成する。教授会の役割は，①「成蹊大学学則」（第 12 条），②「成蹊大学経済学部規則」及び③「成蹊大学経済学部教授会規則」にそれぞれ記載されており，②は本学部の教育課程，③は教授会の所管事項と議事手続きを定めている。②の改正は学部教授会の決議を経て，大学評議会・学内理事会に付議して成立する。

教授会への付議事項の多くは学部内各種委員会が原案作成にあたる。教授会との関係で特に重要なのは，運営委員会，人事委員会，教務委員会，入試委員会の 4 つの常設委員会と，3 つの学科懇談会（第 1 から第 3 まで 3 つあり，第 1 学科懇談会は経済・経営の専門科目，第 2 学科懇談会は国際社会・情報分析両プログラム，第 3 学科懇談会は教養系諸科目の教育課程をそれぞれ所管）である。

これらの中で，運営委員会は総括的な役割を持ち，学部長が主宰する。メンバーは学部評議員 2 名，教務委員長，人事委員長，3 名の学科主任及び学部長であり，教授会に付議する重要事項はあらかじめここで協議する。なお，運営委員会は，大学院経済経営研究科に関連する事項も取り扱う（運営委員会のメンバーである第 1 学科主任・第 2 学科主任は大学院の専攻主任を兼ねており，学部長は研究科長を兼任する）。

教務委員会，入試委員会はそれぞれの委員長が主宰し，専任の教務委員で構成されるが，それに加え，運営委員会メンバー（人事委員長を除く）は，職務上，両委員会のメンバーになる。

人事委員会は，人事委員長と専任の人事委員から構成される。採用人事の基本方針は運営委員会で協議し，教授会の承認を経て確定される。人事委員会は，この方針に基づき，具体的な募集・人選（公募が多く，外部レフェリーを依頼することもある）を行う。人選の最終段階では学部専任教員に公開して面接を行い，適性を判断する資料とする。人事委員会が候補者を適切と認めた場合，拡大人事委員会（このときだけ学部長・評議員が加わる）・運営委員会を経て人事教授会に付議するが，人事教授会は，新規採用・昇任候補者の予定就任職位以上の専任教員のみで構成し，決議要件も加重される（通常は過半数，人事教授会の場合は 3 分の 2 の多数決）。なお，人事委員会は，運営委員会・学部長から相対的に独立しており，採用の際の具体的な人選の作業はすべて人事委員会に委ねられる。

第 1 学科懇談会から第 3 学科懇談会は，それぞれの学科主任が主宰し，それぞれの所管する分野の教育課程について取り扱うが，「懇談会」の名称が示唆するように，ルーチン的な業務処理は主目的ではない。カリキュラムの運用，改善などについて，所属者が自由に意見を出すのが主目的である。ここで出された各種提案は学科主任が運営委員会等に取り次ぎ，具体的な案としてとりまとめていくことになる。なお，各学科懇談会のメンバーは固定しておらず，毎年の担当科目の変動に応じて変化する。

以上が主な常設委員会であるが，カリキュラム改正のような重要な案件は，特別委員会を組織して原案を作成するのが常である。この場合，特別委員会に対して学部長が諮問し，答申を運営委員会等で審議した上で教授会に付議する。

経済経営研究科は，「学部の上に立つ大学院」であることから，現行カリキュラムは学部とほぼ同じ考え方

になっており，経済・経営の両分野が統合されている（研究科長は学部長が兼任)。ただし，学部よりも専門性が重視されるので，経済学・経営学の 2 専攻を置き，それぞれに専攻主任を置いている（現在は，第 1 学科主任，第 2 学科主任が兼任)。

本研究科の特性として，狭義の経済・経営系の諸科目のほか,「国際理解科目」がカリキュラムに加わっている。したがって，経済経営研究科委員会は，経済学・経営学を専攻する専任教員ばかりではなく,「国際理解科目」(例えば,「Advanced Media English」,「Regional Studies」のような科目がある）を担当可能な教員も含めて構成されている。

研究科委員会は，教授会と同じ日程で開催される。研究科長（学部長)・両専攻主任が共同で運営にあたるが，業務の多くは両専攻主任が処理している。本研究科は学部に比べて学生規模がはるかに小さいため，学部に存在する教務委員会・入試委員会等に相当するものはなく，授業運営・入試業務などの日常業務は専攻主任が各教員に割り振って処理する。カリキュラム改正や入試制度の改編などの重要事項は，学部の場合に準じ，運営委員会を経て研究科委員会に付議されることになる。

【点検・評価】

➢学部教授会の役割とその活動の適切性

教授会は年間 15 回程度開催し, 前述のとおり, 学部の各種委員会からの提案事項を協議して可否を決する。

教授会と学部の各種委員会との連携は良好であり，各種委員会において原案作成が行われ，教授会においてそれを審議し，場合によっては若干の修正を加えて成立を目指すという大まかな分業慣行が確立している。

また，重要案件についてはまず懇談事項として取り扱い，合意形成がほぼなされた段階で協議事項として取り扱うことが慣行化している。人事教授会を除けば，教授会議事のほとんどはコンセンサスによって成立しており，本学部の教授会の役割・運営は概ね適切と考えられる。

教授会ではこのほか，学部・大学・理事会等の各種会議の会議報告も行われるが，最近は事前に電子メールでの報告がなされることも多い。ただし，電子メールによる場合でも，報告内容は議事録に記載している。

➢学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性

本学部の意思決定メカニズムでは，教授会・運営委員会が総括的な役割を持っている。運営委員会メンバーのうち学部長・評議員は教授会の選挙で選ばれ，他は学部長が指名し，教授会の承認を得て選出される。学部長・評議員は運営委員会ばかりではなく，教務・入試の両委員会にも常時出席するので，狭義の執行部の権限がかなり強い組織形態と言えるであろう。この点が，学科統合以前の学部内組織（経済・経営の両学科の分立の色彩がかなり強かった）との顕著な違いであるが，教授会との対立のような学部運営上での問題は起こっておらず，むしろ効率的な組織になっている。

➢大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性

上記したように，本研究科は学部に比べて学生規模がはるかに小さいため，組織形態は学部よりずっと簡素化されたものになっている。学生規模が小さいことは，それ自体として別個の点検対象であろうが，現状を前提とすれば，研究科委員会の組織は適切に運営されていると考えられる。

➢大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

本研究科は経済学部と同様に，経済学・経営学を統合し，国際性の涵養にも重点を置いた教育形態をとっており，教授会メンバーと研究科委員会メンバーとはほとんど重複している。

したがって，組織上は別々の会議体であるが，教授会と研究科委員会との間での意見の相違は基本的に起こりようがない。一例を挙げれば，本学部の早期卒業制度は，主として学部の成績優秀者が大学院に進学するのを容易にすることを意図した面がある。早期卒業制度は教授会の所管，それの受け皿になる大学院のカリキュラムは研究科委員会の所管だが，実際には同時に合意形成が進行した。

このように，両会議体の間の関係は良好であり，適切に運営されている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学部教授会及び研究科委員会の組織形態，役割及び運営は，現状では概ね適切であり，学部長・研究科長と教授会・研究科委員会（各種委員会を含む）との分業関係は良好と考えられる。したがって，特に緊急を要する組織上の改革の必要性はないと考えられる。

12．2．2　学部長，研究科長の権限と選任手続

【現状の説明】

学部長（任期 2 年，再任は 1 回に限ることが慣例化している）は，「経済学部長の選出等に関する規則」に従い，教授会（特別任用教授を含む専任の教授・准教授及び講師で，3 分の 2 以上の出席を要する）の選挙により，専任教授から選出する。過半数を得た者がいないときは，上位 2 者により決選投票を行って決定する（同数票の場合には年長者）。学部長が任期満了前に欠けたときは，あらかじめ定めた順序に従って学部長事務取扱を置き，早急に学部長選挙を行う。

研究科長に関しては，大学としての「研究科長の選出に関する申合せ」及び「経済学部長の選出に関する留意事項」があり，学部長と研究科長を兼任することが望ましい旨の規定があるので，特に選挙を行わないことが慣例化している。ただし，研究科統合を行う前後の移行期には，2 つの旧研究科が経済経営研究科と併存していた。このため，旧研究科の正規生が修了するまでは，学部長（経済経営研究科長・経済学研究科長を兼任）とは別に経営学研究科長を置いていた。現在，経済学研究科は既に廃止され，経営学研究科には通常の修業年限を超えた学生がいるだけなので，経済経営研究科長・経営学研究科長は学部長が兼任している。

また，学部長は教授会によって選出され，教授会・各種委員会の決定事項に基づいて権限を行使するものであり，学部長がその資格において単独の判断で権限を行使することはあり得ない（リコールの規定はないが，権限行使を誤れば教授会により解任されるであろう）。したがって，カリキュラム改正や新規採用のような事項は言うに及ばず，応嘱・海外出張・海外研修・授業運営に関する日常事項（定期試験の運営）など，広範囲の事項の処理が教授会の承認を経て実施される慣行になっている。

学部内の役職人事は，学部長・評議員を除き，選挙で決まるものはない。学科主任（3 名）の選出は学部長の権限である。また，その他の役職についても学部長が原案を作成し，学科主任選考案と同じく，教授会の承認を得るのが慣行である。その意味からすれば，学部長の権限はかなり強いと言い得るが，教授会の意思を超えた権限行使は不可能である。

【点検・評価】

➢学部長，研究科長の選任手続の適切性，妥当性

学部長の選任手続きは明瞭であり，適切と考える。研究科長についても同様である。

➢学部長や研究科長の権限の内容とその行使の適切性

学部長の権限の内容及びその行使の適切性は，選出母体である教授会の監督機能の適切性とあわせて評価すべきものである。現状での両者の間に特に大きな問題はなく，良好な緊張関係が維持されていると考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

特に改革を要する点があるとは思えないが，今後とも教授会と学部長との間の良好な緊張関係を維持するよう努力を重ねる必要がある。

12．3　工学部・理工学部・工学研究科

12．3．1　教授会，研究科委員会

【現状の説明】

2005 年度に理工学部が設置されたことから，従来の工学部教授会が理工学部教授会と呼称が変更された。また，2007 年度から職制の変更により，助教授が准教授となった。本学部教授会は，本学部所属の専任教授，専任准教授及び専任講師をもって構成され，次の事項を審議する。

① 学長の推挙に関する事項
② 学部長の選出に関する事項
③ 教授，准教授，講師，助教及び助手の人事に関する事項
④ 評議員及び各種委員の選出に関する事項
⑤ 評議会に付議すべき原案の作成に関する事項
⑥ 教育課程に関する事項
⑦ 入学，卒業，転部，転科，休学，留学及び退学に関する事項
⑧ 学生の指導，厚生及び賞罰に関する事項
⑨ 教育及び研究に関する事項
⑩ 学則及び重要な規則の改廃に関する事項
⑪ 学部長の諮問する事項
⑫ その他教授会の必要と認める事項

教授会は，人事，教育，研究など本学部の運営に関するほとんどすべての事項について最高の意思決定機関であり，その決定は大学，学園からも最大限に尊重される。教授会は，海外出張者，休職者を除く構成員の 2 分の 1 の出席をもって成立し，その議事は出席者の過半数をもって議決する（可否同数のときは，議長の決するところによる）。ただし，採用人事にあたっては，充当の妥当性について，あらかじめ学長を通じて学園理事長の判断を仰ぐことになっており，充当許可が下りた段階で具体的な人選に入る。専任教授，専任准教授及び専任講師の任用に関する事項は，あらかじめ選考委員会を設置し，業績などの経歴についての慎重な審議検討を経て，専任教授のみをもって構成する教授会（人事教授会）において審議承認することになっている。人事教授会は，海外出張者，休職者を除く構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し，議事は出席者の 3 分の 2 以上の多数をもって可決される。なお，学部と研究科は一体不可分の関係にあることから，

学部全体の管理運営に関する重要事項の基本原案作成，調整に関しては，学部長，評議員，各学科主任，共通基礎主任からなる運営委員会があたっている。運営委員会は，基本的には教授会開催にあわせて開かれていて，執行部としての役割を担っている。

助教の任用に関する事項は，この運営委員会において，経歴，業績についての慎重な審議検討を経て，教授会において審議承認することになっている。なお，助手の任用に関しては，運営委員会の審議検討を経て，教授会で報告了承を取ることになっている。

教授会のための議題整理は，学部長，各学科主任，共通基礎主任からなる主任教授会（ただし，補佐として事務職員が加わる）で行われる。

工学研究科の最高意思決定機関として，工学研究科委員会がある。その構成は，専任教授とし，場合により専任准教授及び専任講師を加えることができるとしているが，実際は，大学院担当資格のあるすべての専任准教授及び専任講師も参画している。この研究科委員会は，次の事項を審議する。

① 研究科長及び大学院協議会委員の選出に関する事項
② 大学院教員の選考に関する事
③ 規則の制定改廃に関する事項
④ 学位に関する事項
⑤ 入学，退学，休学，留学，転学，除籍その他学生の身分に関する事項
⑥ 試験に関する事項
⑦ 学生の指導，厚生及び賞罰に関する事項
⑧ 教育課程に関する事項
⑨ その他研究科に関する事項

研究科委員会は構成委員の 2 分の 1 をもって成立し，過半数をもって決するが，上記各項目のうち，第 1 号から第 4 号までの事項については，3 分の 2 以上の出席を必要とする。研究科長に関しては，創設当初には学部長と異なる一時期もあったが，学部と研究科の一体運営の必要性から，また，研究科長は学部長が兼任するとの申合せが大学レベルで存在するため，本研究科もこの申合せに従い，学部長が研究科長を兼ねている。なお，上記第 2 号の審議議決は研究科委員会構成員のうち教授のみをもって構成する委員会（人事工学研究科委員会，第 3 条第 2 号研究科委員会）が行う。また，博士学位論文の提出があったときは，研究科長は研究科委員会にその審査を付託し，研究科委員会は，当該研究科所属の博士後期課程指導資格のある専任教員 3 名以上からなる審査委員会を設ける。その審査を経た後，学位授与に関わる審議議決は，研究科委員会構成員のうち資格を有するメンバーをもって構成される特別な委員会（博士学位論文工学研究科委員会，第 3 条第 4 号研究科委員会）が行う。研究科委員会のための議題整理は，研究科長，各専攻主任及びオブザーバーとして出席の共通基礎主任からなる専攻主任会（ただし，補佐として事務職員が加わる）で行われる。

【点検・評価】

➢学部教授会の役割とその活動の適切性

教授会での審議事項は，上記したように多くのものがあり，長時間をかけて議決されている。工学部から理工学部への改組にあたって，学生定員数にばらつきがあったが，2007 年度から全学科同数となった。3 学科体制での各学科の最終教員数については，理工学部改編検討委員会での検討結果を受けて教授会で承認されたものに沿って，教員の充当が進められた。他学科への教員採用枠の移動と担当科目については，本学部の設置の趣旨に基づき運営委員会で確認し，了承されていたものである。人事については，当該学科若しく

は共通基礎の意向が通常十分尊重され，選考の方法は適切であると考えられる。また，理工学部改組後には，本学部全体に関わる共通的な人事に関しては，選考委員会にかける前に，学科の意向を尊重しつつ，運営委員会で方針を検討し，本学部全体の意向を反映させるようにしている。

なお，審議事項のうち，形式的で必ずしも教授会で諮る必要のないと考えられるものについては事務部門とも調整し，適宜，見直しをして整理すべきである。

以上のとおり，教授会はその責務を果たし，その活動については大きな問題は認められず，適切である。

➢学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性

教授会での審議，懇談・報告事項等に関しては，教授会開催に先立って開催される主任教授会や運営委員会で議題として取り上げられ，十分な時間をかけて協議されている。この検討内容が教授会構成員に周知され，各学科でのさらなる検討を経て，教授会において審議決定される。

なお，学部長は，運営委員会，主任教授会，専攻主任教授会の議長を務めるとともに，教務委員会，安全環境整備委員会といった教務・教育や安全管理に関する委員会の委員長をも務め，これらの会議での協議事項が教授会での議案にもなる。以前は，事務部門が学部長の業務を大いに補佐する立場にあったが，人員の削減が進められた結果，最近は大幅に減っており，事務部門の強化，効率化が望まれる。

上記の連携協力関係及び機能分担に関しては，特に問題となるようなことはないが，教授会及び委員会決定に対して，構成員のすべてが十分自覚し，対応することが求められる。

➢大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性

工学研究科委員会は，大学院教学上の事項，人事などすべてについて最高の意思決定機関であり，ここにすべてが集約されていることは長所とも言える。しかし，大学院入試関連業務，カリキュラム等の検討に関しては各専攻に委ねられており，専攻主任会で調整が図られるものの，研究科としての一体感は不十分と思われる。研究科委員会の充実のために，新たな組織あるいは仕組みの必要性も含めて検討すべきであろう。

➢大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

本学では，法科大学院を除き，学部教員が大学院を兼任するのが基本であり，そのため大学院研究科委員会と学部教授会の構成員は，ごく一部を除き同じである。大学院は工学部の 5 学科を基礎とする 5 専攻，学部は理工学部を基礎とする 3 学科と共通基礎からなるため，専攻主任と学科主任とは異なるところもあるが，異なる学科の教員間に連帯感が芽生え，両者の運営に関する問題は生じていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

理工学部の完成年度（2008 年度）を迎え，学部と大学院の教育の連続性・継続性から，大学院工学研究科 5 専攻も理工学研究科 1 専攻 3 コース制に改組するための設置届出書をこの 7 月に文部科学省に提出し，9 月下旬に受理された。この改組によって，学部の 3 学科構成と大学院の 3 コース構成が同一となること，また，設置検討委員会で検討されている入試体制やカリキュラムの一本化が図られ，この実施に伴い会議の効率化を含め，改善が図られるものと考えられる。

12．3．2　学部長，研究科長の権限と選任手続

【現状の説明】

学部長は，本学部教授の中から「理工学部長選出規則」の定める手続きにより，本学部教授会が選出する。この場合，海外出張者，休職者を除く構成員の 3 分の 2 以上の出席を必要とし，単記無記名投票において過半数を得た者を当選者とするが，この条件に達しない場合は上位 3 名までの得票者について同様の手続きを踏む。しかし，その場合においても当選者がない場合には，上位得票者 2 名による決選投票を行い，得票数の多い者を当選者とする。その他，あらゆる場合を想定して，当選者の決定方法が定められている。任期は 2 年間で，再任は妨げない。なお，学部長の選出は任期満了の少なくとも 1 か月前までに，また，学部長が欠けた時若しくは辞任した時は速やかに行うこととなっている。

研究科長は学部長が兼任するとの申合せが大学レベルで存在するため，工学研究科もこの申合せに従い，学部長が研究科長を兼ねている。

なお, 規則上, 学部長と本学部選出の大学評議員は学部長候補者を推薦することができるとされているが, 実際に行われた例はまれである。また, 学部長としての抱負や公約についてあらかじめ語られることはなく, 通常は候補者なしのまま，選出が行われ，当選者自身すら予測していなかった結果となることがある。候補者が特定されないままでの選挙には，改善の余地があるとの指摘もあったが，代替案は出ていない。また，学部長としての抱負や公約についてあらかじめ述べてもらってはどうかという提案もあったが，取り入れられるところまでには至っていない。

【点検・評価】

➢学部長，研究科長の選任手続の適切性，妥当性

学部長の選出手続きは充分透明であり，妥当と考えられる。また，大学，学園からの干渉などは一切存在しない。

学部長の選出にあたり，候補者の推薦は考えられるが，これによって学科間で軋轢を生じる可能性もあるため，慎重な扱いが必要である。

また，学部長としての抱負や公約についてあらかじめ述べる点については，学長選挙において，第 1 次選挙の結果，学長候補として選出された上位 3 名に対し，所信表明の機会を与えた上で，学長を決める第 2 次選挙を行うが，決定までに 1 カ月以上の期間を要するので，評議員や機関長，大学・学部の各種委員会の委員長等も決定しなければならない学部においては，学部長の選出にあたり同様の手続きをとるのは時間的に難しい。

➢学部長や研究科長の権限の内容とその行使の適切性

学部長及び研究科長は，学長が主宰する学部長懇談会，研究科長懇談会に出席し，大学全体として取り扱うべき事項を協議し，大学評議会及び大学院協議会に諮る審議事項を整理するとともに，大学全体の管理運営の円滑化と充実を図ることに努める。これらの会議において協議された事項を教授会及び研究科委員会に持ち帰り，学部及び研究科の意見を集約する役割を担うとともに，学部教授会等の意見を取り込み，上記会議に反映させている。学部内において学部長は，運営委員会，主任教授会，専攻主任教授会の議長を務めるとともに，入試委員会，教務委員会，安全環境整備委員会といった教育，教務や安全管理に関する委員会の委員長を務め，これら会議での協議事項が教授会，研究科委員会での議案にもなる。また，理工学部教員の研究費使用や学部，大学院予算の執行の適切性についてもその確認を行っている。学部及び大学院の運営に

関しては，教授会及び研究科委員会の審議を通して大きな問題を生じることなく行われていると考える。以前は，事務部門が学部長の業務を大いに補佐する立場にあったが，人員削減が進められた結果，最近は大幅に減っており，事務部門の強化と効率化が望まれる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学部長個人がリーダーシップを発揮して諸施策を推進する手法もあろうが，学部運営を円滑に行うには，教授会の総意によって選出された大学評議員を含めた運営委員会と主任教授会において，重要事項に関する協議を行い，合意に達することが重要である。また，インターネットの発達が目覚しい中でも，まだ，お互いが時間をかけて直接議論し合う場を持つことも重要であり，不可欠であろう。

12．4　文学部・文学研究科

12．4．1　教授会，研究科委員会

【現状の説明】

教授会については「成蹊大学文学部教授会規則」，研究科委員会については「成蹊大学大学院文学研究科委員会規則」に基づいて，それぞれ文学部及び文学研究科の最終議決機関としての役割を果たすべく，教授会については 1 年に 16 回，研究科委員会については 1 年に 8 回，原則として水曜日の午後に開催されている。

審議内容は，学生の身分に関する学籍，単位の認定・成績評価，カリキュラム内容の決定，各種入試の合否判定，教員の採用・昇任及び学部長（研究科長）・大学評議員の選出などの人事，その他本学部・本研究科の運営に関わる全般的な問題である。これらの中の多くの問題については，前もって各学科会議・専攻会議あるいは入試総務委員会や教務委員会など学部内の各種委員会において検討され，その結果を踏まえて，教授会あるいは研究科委員会において審議・決定されることになっている。

上記の問題の中で，特に学部の専任教員の採用・昇任については，別途人事教授会が開かれ，「文学部専任教員の採用及び昇任に関する内規」に基づいて設置される選考委員会の原案をもとに，教授会構成員全員の無記名投票によって可−否の決定が下されている。

また，学園全体・大学全体の動きを学部・研究科に周知徹底させるため，学園理事会や学内理事会，大学評議会や大学院協議会，学部長懇談会や研究科長懇談会など学園・大学における上部諸会議の内容，その他大学内の各種委員会の審議事項などが報告されている。しかし，これらの報告にはかなりの時間を要するため，一部の委員会報告についてはあらかじめ電子メールによる報告で代替するという形をとることによって，時間短縮を図っている。

なお，近年は，教授会・研究科委員会における審議事項・報告事項ともに増加の一途をたどっており，教授会については開会時間が 4〜5 時間に及ぶことも珍しくないのが現状である。

【点検・評価】

➢学部教授会の役割とその活動の適切性

学部内の諸問題の処理については，教授会は有効に機能していると評価できる。ただし，大学全体あるいは学園全体の問題ではあるが，それが学部のあり方に大きく関わるような問題について，教授会がどこまで

関与し，どこまで学部としての意思決定が可能であるのかという点については，必ずしも分明ではない。今後，学部のあり方に大きく関わるような問題が，学部を超えた大学あるいは学園の会議で決定されることが多くなるであろうと予想されるだけに，教授会の役割の明確化が一層必要になるであろう。

➢学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性

学部内の諸問題の意見集約と処理に関しては，学部長は教授会の議長として有効に機能していると思われる。しかし，学部長は学部の代表であるとともに，学園理事会・学内理事会・大学評議会・学部長懇談会など上部の会議の構成員でもあり，そこでの決定を教授会に伝えるという役割も負っている。つまり，学部長は学部の意思を上部に反映するという立場であるとともに，上部の決定を学部に伝えるという立場でもある。教授会の場において，問題によっては上部会議の決定と学部の意向とが食い違う場合もあり得る。その結果として，教授会での議論が紛糾するような事態も起こっている。そうした事態を調整し，教授会を生産的な議論の場にし，適正な結論を導き出すためには，学部長が教授会議長を兼任するという現在のあり方が妥当かどうか，改めて検討する必要があるかもしれない。

➢大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性

大学院研究科委員会の役割については「成蹊大学大学院文学研究科委員会規則」の定めるところによっており，当面問題はないものと思われる。

➢大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

研究科の規模が学部に比べて小さいため，どうしても研究科の問題は教授会に従属する形で取り扱われがちなのが現状である。一例として，研究科委員会は教授会の終了後引き続いて開催されることが多いが，教授会が往々にして長時間に及ぶため，研究科委員会の段階では出席者が既に疲労困憊しており，重要な問題を見落としがちになるという傾向が見られる。研究科の充実を目指すためには，研究科の教授会への従属状態を見直す必要があろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

① 国際教育センターや全学教育委員会など，学部の枠を超えてカリキュラムや教員人事を立案・実行する組織が動くようになり，本学部も教育課程や教員人事において一部それに参加することになっている。しかし，そのことと教授会が決定する学部固有のカリキュラムや教員人事とをどのように腑分けし結合すればよいのかという点については，検討が十分になされているとは言えない。今後，学部教育に責任を持つ本学部教授会としては，この問題を具体的に整理し，学部の独自性や個性を喪失させることのないよう，整合的な方針を見出していく必要があろう。

② 【点検・評価】で指摘した，学部長の 2 つの立場がもたらす問題を解決する方策としては，教授会の議長を学部長が兼任するのではなく，別に議長を選任することが，円滑な教授会運営にとって有効なのではないかと考えられる。独立した議長によって議題や報告事項の整理があらかじめ行われていれば，教授会の時間短縮にも効果を発揮するであろう。

③ 研究科委員会が教授会に従属しているため，研究科委員会の審議がおろそかになる傾向があるという点については，現在は教授会と研究科委員会が同日開催の場合，教授会が先に，研究科委員会はその後に行われていることに主たる原因がある。別々の日の開催が理想的であるが，現実的にはそれが難しいとすれば，議題・報告事項の分量は研究科委員会の方が圧倒的に少ないので，むしろ研究科委員会を先に，教授会を後

にというように順序を入れ替えて開催するということも一方として考えられよう。

12．4．2　学部長，研究科長の権限と選任手続

【現状の説明】

本学部・本研究科では，大学における研究科長の選出に関する申合せに従い，学部長が研究科長を兼任することになっている。したがって，学部長の選任手続きが同時に研究科長の選任手続きであるが，その選出は「文学部長選出規則」に則って，透明性を維持しつつ，民主的に行われている。

文学部長・文学研究科長の権限についても，「成蹊大学文学部教授会規則」及び「成蹊大学大学院文学研究科委員会規則」に基づいて，本学部・本研究科の代表として，大学評議員・学科主任・大学院協議会委員・大学院幹事などの補佐を受けつつ，その権限が行使されており，特に問題はない。

【点検・評価】

➢学部長，研究科長の選任手続の適切性，妥当性

特に問題はなく，適切に実施されていると評価できる。

➢学部長や研究科長の権限の内容とその行使の適切性

組織の簡素化という点では学部長と研究科長の兼任は有効であるが，本学部と本研究科の理念・目標は必ずしも同一ではなく，それぞれ独自の問題を抱えている。また，教授会の審議事項や報告事項が増加の一途をたどっていることを勘案すれば，両職の兼任が望ましいかどうかは検討すべき課題であろう。特に今後，大学院の充実を目指すとすれば，文学研究科長を文学部長とは別に選任するということは検討されて然るべきであろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学部と本研究科とではそれぞれ理念・目標を異にし，また，教授会と研究科委員会とでは構成メンバーを異にしている以上，それに見合った形で学部長・研究科長は選出されるべきものと考える。そのためには，本研究科の理念・目標にあった「文学研究科長選出規則」を新たに定めるべきであろう。また，文学研究科長を補佐する委員として現在，大学院幹事が選ばれているが，大学院幹事の役割を明確化し，より有効な補佐ができるよう工夫すべきである。

さらに補足的に言えば，これは本研究科だけの問題ではなく他研究科をも含めた大学全体の問題であるが，大学院担当の事務部門を現在のように学部事務室が兼務するということではなく，独立した大学院事務室を設置し，日常的な大学院事務を所管するとともに，大学院の維持・発展のための情報を収集し，それらの情報をもとに大学院の将来的な戦略を継続的に検討し，各研究科長に提案していくことが必要だと思われる。

なお，「大学院設置基準」の第 31 条（事務組織）には，「大学院を置く大学には，大学院の事務を処理するため，適当な事務組織を設けるものとする」と規定されており，現状はこの規定を十分に満たすものになっていないことを指摘しておきたい。

12．5　法学部・法学政治学研究科

12．5．1　教授会，研究科委員会

【現状の説明】

法学部内規には，教授会は学部長が招集し，議長を務めること，教授・准教授・専任講師で構成し，全構成員の 3 分の 2 を定足数とし，出席者総数の過半数をもって議決すること，等とある。教授会での主な審議事項としては，学部長・評議員の選出，教育課程に関する事項，入学・卒業・休学・退学・留学等学籍関連事項，学生の指導及び賞罰，規則の制定改廃，大学評議会の議案作成，教育・研究に関する事項等がある。教員の採用及び昇任に関しては別途人事教授会の規定があり，採用については，人事教授会の構成員は教授会と同じであること，人事教授会は同教授会の承認に基づいて設置された選考委員会の原案につき，無記名投票により出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもって可否を決定すると規定されている。なお，特別任用教授及び客員教授の採用については，教授会で行っている。昇任についての人事教授会の構成員は，准教授への昇任に関する場合には准教授以上，教授への昇任に関する場合には教授のみであり，人事教授会の承認に基づいて設置された選考委員会の原案について，採用に関する場合と同様の手順により可否を決定すると規定されている。

研究科委員会についても，規定に基づいて同様の運営が行われている。なお，規定によれば同委員会の構成員は研究科所属の専任教授をもって構成し，場合によって准教授及び専任講師を加えることができるとされているが，現状では准教授及び専任講師も大学院担当資格の発令が承認され次第，委員会の構成員として出席している。

【点検・評価】

➢学部教授会の役割とその活動の適切性

教授会は上記の規定に基づいて運営されており，会議報告，審議事項，懇談事項や委員会報告を含む議事運営はスムーズに行われている。教授会構成員間の意思疎通も滞りなく，その役割と活動に関しては適切であると判断される。研究科委員会についても同様である。

➢学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性

学部長は教授会によって選出されており，学部長は教授会を招集し，議長を務めている。教授会での主な議案は，学部長，評議員（2 名），法律・政治学科主任及び教養主任（3 名）の合計 6 名からなる執行部においてあらかじめ審議，検討され，必要に応じて各学科会議及び教養会議の意見・要望を踏まえて原案を作成している。また，教務関係及び入試関係については別途教務委員会及び入試総務委員会が設置されており，学部長及び執行部との連携のもとに運営されている。原案作成，審議の進め方などに関する合意形成はスムーズであり，教授会と学部長との連携協力関係及び機能分担は適切であると判断される。

➢大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性

特に問題はなく，適切であると判断される。

➢大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

本学部では，学部長が研究科長を，法律・政治学科主任が法律学・政治学専攻主任を兼ねており，研究科

所属の教員は全員教授会の構成員でもある。したがって，研究科委員会と教授会との相互関係は適切であると判断される。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2010 年度から成蹊教養カリキュラムがスタートする予定であり，それに伴って，学部のカリキュラムは全学共通部分と学部固有部分の 2 つから構成されることとなる。これまでは，学部の教育課程や定期試験等については基本的に教授会に決定権があったが, 今後は学部カリキュラムの一部が全学的な体制の下に置かれ, 運営されることとなる。これは，教授会にとっては極めて大きな変化であり，したがって，教授会及び学部教務委員会と全学教育委員会との連携や分担などのあり方が重要な案件とならざるを得ない。この点については，2008 年度において十分に検討され，議論されるべきであろう。

12．5．2　学部長，研究科長の権限と選任手続

【現状の説明】

学部長及び研究科長の権限は，教授会・人事教授会及び研究科委員会を招集し，議長を務めること，学部及び研究科に関わるあらゆる事項に関する審議を促し，学部及び研究科としての決定をとりまとめること，学長主宰の大学評議会・大学院協議会及び学部長懇談会・研究科長懇談会において学部教授会の意見や要望に配慮しつつ，大学全体の決定に関与すること，さらには理事として，学園理事会・評議員会及び学内理事会に出席し，学園の運営にも関わることなど多岐にわたっている。学部長の選任手続きは，教授会での無記名投票における相対多数による。学部長の任期は 2 年であり，再任を妨げない。学部長は大学での研究科長の選出に関する申合わせに従い，研究科長を兼ねる。

【点検・評価】

➢学部長，研究科長の選任手続の適切性，妥当性

特に問題はなく，適切かつ妥当と思われる。

➢学部長や研究科長の権限の内容とその行使の適切性

学部長及び研究科長の権限は上記のように極めて多岐にわたっているが，執行部を通じて教授会・研究科委員会との連携のもとに行使されており，概ね適切であると判断される。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学部事務室が廃止され, 学部長への事務のサポート体制が必ずしも十分なものではなくなったこと, また, 学部長が出席する大学及び学園の会議の数がここ数年の間に増大してきていることなどから，近年学部長の職務が増えており，それに伴って負担や権限が学部長に集中してきている。今後もこの傾向が進むと予想されるが，その場合には学部長の負担が過剰になりすぎる一方，1 人の教員に多くの権限や情報が集中してしまうという弊害も生まれかねないであろう。こうした問題への対応として，事務体制の強化や執行部内での役割分担の徹底などが考えられるが，目下大学では事務組織の再編や副学長の設置などが予定されており，学部長に関わる上記の問題は，こうした動向を見据えながら慎重に検討されるべきであると思われる。

12．6　法務研究科

12．6．1　教授会

【現状の説明】

法科大学院教授会（規則上の正式名称は，2006 年度までは「成蹊大学大学院法務研究科委員会」であったが，2007 年度に規則改正を行い，「成蹊大学法科大学院教授会」と称することとなった）は，みなし教員も含めたすべての専任教員（2006 年度においては 16 名，2007 年度においては 20 名，2008 年度においては 18 名で，全員が教授である）で構成されており，運営・教育課程を含めた重要事項を審議する（成蹊大学法科大学院学則第 7 条，成蹊大学法科大学院客員教授規則第 12 条第 1 項参照)。教授会の運営については内規が定められており，構成員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立し，議事は，出席者の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによることとしている。法科大学院教授会が審議する事項は，①研究科長の選出に関する事項，②法科大学院の教員の選考に関する事項，③法科大学院学則，学位規則その他重要な規則の制定改廃に関する事項，④法務博士（専門職）の学位に関する事項，⑤入学，休学，復学，留学，転入学，編入学，退学，再入学，除籍その他学生の身分に関する事項，⑥長期履修学生の取扱いに関する事項，⑦試験に関する事項，⑧学生の指導，厚生及び賞罰に関する事項，⑨教育課程に関する事項，⑩その他法科大学院に関する重要事項であるが，法科大学院に関わるすべての問題について最終的な決定権を有しているわけではない。法科大学院は大学の一組織である以上，大学評議会が最終的に決定する問題もある。ただし，その対象となる問題は，通常の学部の場合よりは狭く，全学的に関連のある共通の問題や学生処分など重要な問題のみが対象となる。法科大学院に関わる問題を大学評議会の議題として提示する場合，学長は研究科長と協議の上決めるものとされている。

【点検・評価】

➢教授会の役割とその活動の適切性

教授会は，法科大学院教授会内規の規定に基づいて運営されており，会議報告，審議事項，懇談事項や委員会報告を含む議事運営はスムーズに行われている。法科大学院は，実務家教員も教授会構成員となっているため，研究者教員と実務家教員も含めた教授会構成員間の意思疎通も十分に図られている。しかし，一方，本学法科大学院は小規模で，教授会構成員も比較的少なく，さらに，日々の組織運営は，実務家教員を除く研究者教員が事実上あたることになるため，個々の教員の努力によって支えられているのもまた事実であり，一部の教員に過度な負担がかからない方策が必要である。

➢教授会と研究科長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性

研究科長は教授会によって選出されており，研究科長は教授会を招集し，議長を務めている。原案作成，審議の進め方など，合意形成に至る必要な議論とプロセスを経ており，教授会と研究科長との連携協力関係は適切であると判断される。

なお，法科大学院は教育にかける労力が極めて大きく，一方，管理・運営にあたる人員は限られているため，研究科長の負担は大きなものにならざるを得ない状況にある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

専門職大学院として唯一，学位が国家試験の受験資格となる法科大学院は，質の高い教育が求められ，そ

の結果，規模に関係なく一定の基準をクリアするために多岐にわたる要請に応える必要がある。小規模な法科大学院ほど教員個人にかかる負担が大きく，個々の教員の高いマインドによって支えられている。このため，今後，一定水準の運営を担保していくためには組織的な対応が必要であり，教員組織が一体となって実効性のある組織運営を行う努力が必要となる。

12．6．2　研究科長の権限と選任手続

【現状の説明】

法科大学院の運営責任者として，法務研究科長が置かれている（成蹊学園規則第 8 条第 3 項，成蹊大学法科大学院学則第 6 条第 1 項)。法務研究科長は，学長を補佐し，法科大学院の学務を統括する（同学則第 6 条第 2 項)。法務研究科長は，法科大学院教授会において選出されるのであるが（同学則第 6 条第 3 項)，最初の法務研究科長は，開設準備委員会の議を経て指名され，成蹊学園理事長によって任命された。法科大学院発足後は研究科長選出の内規が制定されている。

また，研究科長の権限は，教授会を招集し，議長を務めること，研究科に関わるあらゆる事項に関する審議を促し，研究科としての決定をとりまとめること，学長主宰の大学評議会等において教授会の意見や要望に配慮しつつ，大学全体の決定に関与すること，さらにはオブザーバーとして，学園理事会及び学内理事会に出席し，学園の運営にも関わることなど多岐にわたっている。

【点検・評価】

➢研究科長の選任手続の適切性，妥当性

特に問題はなく，適切かつ妥当と思われる。

➢研究科長の権限の内容とその行使の適切性

上述のとおり，研究科長の権限は多岐にわたっているが，権限の内容については特に問題はなく，また，その行使にあたっても法科大学院の執行部との密な連携が図られていることから，適切かつ妥当と思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

特に改善を要する点は認められない。

Ⅱ．本　章

13．財　務

13. 財務

【到達目標】

成蹊大学は，教育理念等に基づき有為な人材を社会に送り出すこと，研究成果を社会に還元することを使命としており，そのためには，絶えず教育・研究の質的向上を目指すことが必要であるが，人的資源を含め，教育・研究環境を整備することが重要であり，そのために必要かつ十分な財政基盤の確立を目指す。

このためには，安定した財源を確保するための入学者数･在学者数の安定的確保を引き続き行うとともに，人件費比率の抑制，予算単位ごとの予算規模の恒常的な見直しによる予算規模の抑制などを行うことにより，10%以上の帰属収支差額比率を大学として維持すること，教育・研究活動の活性化のための外部資金の獲得などが目標となる。

13. 1　中・長期的な財務計画及び教育研究と財務

【現状の説明】

私立大学は，人材育成と研究成果を社会に還元することが使命であり，建学の精神や教育理念に基づいた自主性が重んじられる。一方で，その財源の一部が補助金や寄附金で構成されることから，公共性も極めて高くなっている。この使命の達成には，教育研究条件を永続的に維持し，さらに充実・向上させることが必要であり，そのための財務状況の健全化と安定化が求められる。

過去 5 年間の大学連続消費収支計算書（表 13.1）から大学における収入の状況を見ると，帰属収入は 110 億円台で安定しており，そのうちの 80%近くを納付金収入が占めている。

支出については，有期雇用の教職員や派遣職員を活用することで終身雇用の教職員数を増やさず，業務量の増大に対応すること，教職員給与のベースアップを行わないこと，入学試験業務に従事した場合に支給する入学試験手当について，検定料収入に応じて原資総額を定めることなどにより，人件費の抑制を図っている。また，その他の経費についても，各予算単位の理解と協力を得て節減努力がなされており，教育研究活動の必要経費を確保するために，経費節減に配慮した予算執行が行われていると言える。

現在，2012 年の学園創立 100 周年に向けて様々な事業計画が立案・実行されているが，その記念事業募金計画の中に，学園国際教育センター運営資金（事業総額 10 億円。自己資金 5 億円・寄附金 5 億円），奨学基金（事業総額 23 億円。自己資金 3 億円・寄附金 20 億円），大学施設設備整備資金（事業総額 60 億円。自己資金 50 億円・寄附金 10 億円）がある。施設設備の整備については，自己資金を中心として基本金を計画的に積み上げ，借入れを行わずに計画を実行している。また，新たに成蹊 100 周年記念奨学金制度（成蹊大学学修支援奨学金・成蹊大学社会活動支援奨学金・成蹊学園留学奨学金・成蹊大学給付奨学金）を設けて，学業成績優秀者，社会貢献に強い意欲を持つ者，海外留学を目指す者，経済的困窮者など様々な学生を支援する体制を整えた。

過去 5 年間の連続貸借対照表（学園全体）（表 13.2）から学園の資産及び負債の状況を見ると，2007 年度末の時点で，資産の合計額は 877 億 7,000 万円，負債の合計額は 92 億 6,100 万円となっており，資産合計から負債合計を差し引いた純資産額は 785 億 900 万円となっている。また，基本金は 811 億 3,000 万円となっている。

表 13.1　大学連続消費収支計算書（2003 年度～2007 年度）

（単位：百万円）

科　　目	2003年度			2004年度			2005年度			2006年度			2007年度		
	金　額	構成比率	趨勢率	金　額	構成比率	趨勢率	金　額	構成比率	趨勢率	金　額	構成比率	趨勢率	金　額	構成比率	趨勢率
消費収入の部															
納付金	8,954	79.3 %	100 %	8,687	77.4 %	97 %	8,881	78.5 %	99 %	8,810	76.3 %	98 %	8,910	76.6 %	100 %
手数料	724	6.4	100	574	5.1	79	602	5.3	83	592	5.1	82	700	6.0	97
寄付金	251	2.2	100	219	1.9	87	195	1.7	78	251	2.2	100	262	2.3	104
補助金	715	6.4	100	1,029	9.2	144	887	7.9	124	1,057	9.2	148	975	8.4	136
資産運用収入	297	2.6	100	293	2.6	99	295	2.6	99	298	2.6	100	320	2.7	108
事業収入	87	0.8	100	154	1.4	177	149	1.3	171	156	1.4	179	199	1.7	229
雑収入	262	2.3	100	271	2.4	103	303	2.7	116	375	3.2	143	272	2.3	104
帰属収入計	11,290	100.0	100	11,227	100.0	99	11,312	100.0	100	11,539	100.0	102	11,638	100.0	103
基本金組入額	△ 1,587	△ 14.1	100	△ 2,241	△ 20.0	141	△ 2,328	△ 20.6	147	△ 1,922	△ 16.7	121	△ 642	△ 5.5	40
消費収入計	9,703	85.9	100	8,986	80.0	93	8,984	79.4	93	9,617	83.3	99	10,996	94.5	113
消費支出の部															
人件費	5,365	47.5	100	5,580	49.7	104	5,576	49.3	104	5,798	50.2	108	5,539	47.6	103
教育研究・管理経費	3,893	34.5	100	4,121	36.7	106	4,129	36.5	106	4,290	37.2	110	4,254	36.6	109
借入金等利息	82	0.7	100	73	0.7	89	65	0.6	79	56	0.5	68	48	0.4	59
資産処分差額	47	0.4	100	232	2.1	494	36	0.3	77	13	0.1	28	8	0.1	17
徴収不能引当金繰入額	12	0.1	100	9	0.1	75	6	0.1	50	6	0.1	50	14	0.1	117
徴収不能額	23	0.2	100	17	0.2	74	7	0.1	30	8	0.1	35	12	0.1	52
消費支出計	9,422	83.4	100	10,032	89.5	106	9,819	86.9	104	10,171	88.2	108	9,875	84.9	105
当年度消費収支差額	281	2.5		△ 1,046	△ 9.5		△ 835	△ 7.5		△ 554	△ 4.9		1,121	9.6	

（注）1. 構成比率は、各年度の帰属収入を100としたものである。
2. 趨勢率は、各科目について2003年度を100としたものである。
3. 教育研究経費・管理経費の中には、それぞれ減価償却額を含んでいる。

表 13.2　連続貸借対照表（2003 年度～2007 年度）

（単位：百万円）

科　　目		2003年度			2004年度			2005年度			2006年度			2007年度		
		金　額	構成比率	趨勢率	金　額	構成比率	趨勢率	金　額	構成比率	趨勢率	金　額	構成比率	趨勢率	金　額	構成比率	趨勢率
資産の部	固定資産	[67,601]	80.9 %	100 %	[68,686]	81.6 %	102 %	[76,171]	88.6 %	113 %	[76,370]	87.4 %	113 %	[76,451]	87.1 %	113 %
	有形固定資産	(40,611)	48.6	100	(40,448)	48.1	100	(42,020)	48.9	103	(43,561)	49.9	107	(44,546)	50.7	110
	土地・建物等	34,640	41.5	100	34,278	40.7	99	35,864	41.7	104	37,288	42.7	108	38,125	43.4	110
	機器備品・図書・車両	5,971	7.1	100	6,170	7.4	103	6,156	7.2	103	6,273	7.2	105	6,421	7.3	108
	その他の固定資産	(26,990)	32.3	100	(28,238)	33.5	105	(34,151)	39.7	127	(32,809)	37.5	122	(31,905)	36.4	118
	第2・3号基本金引当資産	10,274	12.3	100	11,475	13.6	112	11,724	13.6	114	11,434	13.1	111	10,689	12.2	104
	その他の特定引当資産等	16,716	20.0	100	16,763	19.9	100	22,427	26.1	134	21,375	24.4	128	21,216	24.2	127
	流動資産	[15,945]	19.1	100	[15,487]	18.4	97	[9,832]	11.4	62	[10,989]	12.6	69	[11,318]	12.9	71
	現金・預金	8,311	10.0	100	8,086	9.6	97	8,517	9.9	102	9,795	11.2	118	10,094	11.5	121
	前払金等	7,634	9.1	100	7,401	8.8	97	1,315	1.5	17	1,194	1.4	16	1,224	1.4	16
	合　　計	83,546	100.0	100	84,173	100.0	101	86,003	100.0	103	87,359	100.0	105	87,769	100.0	105
負債及び基本金の部	固定負債	[7,503]	9.0	100	[7,054]	8.3	94	[6,704]	7.8	89	[6,170]	7.1	82	[5,666]	6.5	76
	長期借入金	1,390	1.7	100	1,207	1.4	87	1,036	1.2	75	863	1.0	62	689	0.8	50
	退職給与引当金等	6,113	7.3	100	5,847	6.9	96	5,668	6.6	93	5,307	6.1	87	4,977	5.7	81
	流動負債	[3,930]	4.7	100	[3,470]	4.2	88	[3,401]	4.0	87	[3,837]	4.4	98	[3,595]	4.1	91
	前受金	2,373	2.8	100	2,569	3.1	108	2,473	2.9	104	2,420	2.8	102	2,642	3.0	111
	未払金等	1,557	1.9	100	901	1.1	58	928	1.1	60	1,417	1.6	91	953	1.1	61
	負債合計	11,433	13.7	100	10,524	12.5	92	10,105	11.8	88	10,007	11.5	88	9,261	10.6	81
	基本金	70,747	84.7	100	73,775	87.6	104	76,572	89.0	108	79,092	90.5	112	81,130	92.4	115
	消費収支差額	1,366	1.6		△ 126	△ 0.1	△ 9	△ 674	△ 0.8	△ 49	△ 1,740	△ 2.0	△ 127	△ 2,622	△ 3.0	△ 192
	(純資産)	(72,113)	86.3	100	(73,649)	87.5	102	(75,898)	88.2	105	(77,352)	88.5	107	(78,508)	89.4	109
	合　　計	83,546	100.0	100	84,173	100.0	101	86,003	100.0	103	87,359	100.0	105	87,769	100.0	105

（注）1. 構成比率は、各年度の資産の部合計及び負債・基本金の合計をそれぞれ100としたものである。
2. 趨勢率は、各科目について2003年度を100としたものである。

【点検・評価】

➢中・長期的な財政計画の策定及びその内容

今後 5 年間の消費収支の見通しを立て，納付金改定や予算編成方針を決定することとしている。帰属収入の 80%近くを占める納付金収入は，大学全入時代の到来や好転しない経済状況から，納付金の増額改定を行うことは難しい状勢である。学生数の確保ができているため，納付金収入は安定しているが，その増額を見込むことはできない。このため，中・長期的な財政計画における教育研究環境の充実のための財源として，帰属収支差額比率 10%の確保を目標として，財務運営を行っていく必要がある。所定数の学生確保ができるように，魅力ある大学であるための改革を継続的に実施すると同時に，さらなる経費節減政策や人件費抑制

政策も図っていかなければならない。

➢教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤(若しくは配分予算）の確立状況

教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤の充実度については，帰属収入の 80%近くを占める納付金収入が安定しており，一方では，経費の節減や人件費の抑制により，大学に限ってみれば，帰属収支差額比率を 10%以上とすることができている。また，新たな借入れを行わず，これまでの借入金の償還を計画的に行っていることにより，負債は減少している。一方，資産については特定引当資産が増加しており，教育振興資金引当特定資産，国際交流資金引当特定資産，学術研究助成資金引当特定資産，工学研究助成資金引当特定資産，特定図書引当特定資産，教育研究充実引当特定資産を設けて，財政基盤の充実を図っている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

① 帰属収入の 80%近くが納付金収入であることから，入学定員の見直しを行うなどして，収入の安定化・多角化を図る。

② 資産運用について，リスク回避を最優先とする保守的な運用方針を改め，長期的な視点に基づいて国内株式を運用し，保有資産の増加を目指す体制を整えた。これにより，今後も保有資産の増加を目指していく。

③ 勤務形態の多様化の推進，特に給与水準の高い初任給の見直し，専任教員の所定コマ数以上の授業担当の徹底，履修者数過少科目の見直しなどにより，人件費の一層の抑制を図る。

④ 補助金を獲得できる事業への予算の重点配分を行い，教育研究活動の充実を図る。

13．2 外部資金等

【現状の説明】

学校法人は，その収入の大部分を学生生徒等納付金収入で占めていることから，教育経費への配分を第 1 に考え，研究費については，外部の競争的資金を獲得してこれに充てることが望ましいことは言うまでもない。このため，研究支援を専門に行う研究助成課を設け，事務支援体制の強化を図った。

寄附金については，奨学寄附金のほか，2012 年に学園創立 100 周年を迎えるため，記念事業実施のための募金事業を展開している。

資産運用については，2002 年に「資金等の管理運用に関する取扱基準」を制定して運用している。この取扱基準では,「資金等の運用にあたっては，元本回収の確実性に配慮して安全かつ有利な商品を購入するものとし，リスクが高く元本が著しく保証されない商品を購入してはならない。」と定めている。理事長の下に理事・評議員・監事の一部で財務懇談会を構成し，大所高所から学園全体の資産運用体制について助言を受け，長期的な視点に基づいて国内株式を運用し，保有資産の増加を目指す体制を整えている。現在のところ，米国のサブプライムローン問題などの影響を受けて国内株式市場が低迷したことにより，保有資産増加について大きな成果を得ることはできていない。

【点検・評価】

➢文部科学省科学研究費，外部資金（寄附金，受託研究費，共同研究費など），資産運用益等の受け入れ状況

文部科学省科学研究費の採択件数及び交付額の推移は表 13.3 のとおりであり，採択件数及び交付額のいずれも減少傾向にある。

表 13.3　文部科学省科学研究費の採択件数・交付額

	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
採択件数（件）	27	24	19	16	17
交付額（千円）	39,800	54,280	46,220	31,100	31,750

奨学寄附金の申込み件数及び申込み額の推移は表 13.4 のとおりであり，申込み件数及び申込み額のいずれも増加傾向にあり，特に 2007 年度は大幅に増加した。

表 13.4　奨学寄附金の申込み件数・申込み額

	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
申込み件数（件）	20	16	19	16	25
申込み額（千円）	12,250	8,250	9,800	11,906	20,130

受託研究費の受託件数及び受託額の推移は，表 13.5 のとおりである。2006 年度までは概ね 30 件，1 億 2,000 万円程度であったが，2007 年度には大幅に増加した。近年は，地球環境研究総合推進費（環境省）や新エネルギー・産業技術総合開発機構からの受託研究費など，多額の研究費を受ける場合もあり，2007 年度の受託額は，それぞれ 6,900 万円，4,900 万円となっている。

表 13.5　受託研究費の受託件数・受託額

	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
受託件数（件）	22	29	29	28	41
受託額（千円）	57,596	123,435	119,633	126,027	168,296

資産運用益のうち，基金運用収入及び受取利息・配当金収入は，緩やかな増加傾向にある。また，施設設備利用料収入については「学園施設貸出規則」を改正して，増収を図ることにした。なお，2007 年度においては，米国のサブプライムローン問題などの影響を受けて国内株式市場が低迷したことにより，別途評価損が生じた。

そのほか，文部科学省が推進する私立大学学術研究高度化推進事業の研究助成金を受けて，大学院工学研究科の「ハイテク・リサーチ・センター整備事業」が 2004 年度から 5 カ年計画で進んでいる。また，文部科学省が行う大学改革推進等補助金を受けて実施した「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」が 2006 年度から 3 カ年計画で進んでいる。さらに，2008 年度は理工学部の研究計画が，文部科学省の「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」に採択され，今後 5 年間にわたり総額 2 億 9,000 万円をかけて，研究拠点を形成する研究に取り組むこととなった。

学園創立 100 周年記念事業募金は，記念募金 25 億円，施設充実資金 25 億円の募金総額 50 億円を目標として，活動を展開している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

① 文部科学省科学研究費については，申請件数の減少がそのまま採択件数の減少に連動している。競争的資金の獲得意識を高めるとともに，バックアップ体制のさらなる充実を図り,申請件数・採択件数の増加につなげる必要がある。

② 奨学寄附金については，学術研究の推進及び教育の充実のために効果的に活用しなければならない。今後も，2007 年度程度の奨学寄附金を獲得できるように努めていくことが望ましい。

③ 受託研究費については, 公募制のものには積極的に応募することが必要であることは言うまでもないが, 企業・団体等との共同研究を一層推進させるためにも，教員の研究成果を広く社会に公開するための仕組みや体制を整える必要がある。

④ 資産運用については, 投資元本の保証を前提として中・長期的視野に立ち, 増収を図ることが望ましい。

13．3 予算編成と執行

【現状の説明】

近年の財務状況を見ると，支出が増加する一方で，収入は増加しない構造となっている。このため，予算の配分にあたっては，その妥当性・適切性を検証し，経費の節減に努める一方で，教育研究活動の充実・活性化のための投資を行う予算を捻出している。

その実現のため, 前年度の予算申請限度額を踏襲して予算申請の上限を定めるこれまでの方式を改め, 2006 年度予算からは，現行の組織体制と予算執行体制が形成された 2004 年度の予算総額を基準とし，各予算単位の予算執行状況により個別に予算申請限度額を定める方式とし，適切な予算執行に向けて学園全体で力を合わせて取り組んでいく体制を整えた。

本学では，予算をより透明度の高い形で決定できるよう，学園予算委員会を設置した。この委員会では，年度の予算計画や配分計画並びに各部署から申請された予算について査定を行っている。特に，将来における施設建設を含む事業計画の財源を確保すべく，併設する高等学校・中学校・小学校も含めた学園全体の帰属収支差額比率が 10%以上となることを目指して予算の調整を図っている。学園全体では，この数値を維持できなかった年度もあるが，大学に限れば 10%以上の状況を維持できている。

【点検・評価】

➢予算編成の適切性と執行ルールの明確性

予算の編成にあたり，経費・施設設備関係予算については,まず 7 月上旬に開催される学内理事会で編成方針を審議し，同月末に開催する学園予算委員会において各予算単位の予算申請枠を定め，その結果を所管の財務部経理課から各予算単位に通知する。予算委員会には，学長や事務系部長職も出席し，審議に加わっている。その後,大学財政委員会の議を経て予算申請が行われ,各予算単位からヒアリングを行った上で,1 月に開催する学園予算委員会で検討・決議し,各予算単位へ仮決定の通知が行われ，3 月に開催される学内理事会の審議を経て，学園理事会で正式に承認される。

各予算単位とも,経費節減に配慮した予算執行に努めており,2007 年度は予算不足となる予算単位もなく,効果を上げている。

予算の執行については，1 品が 10 万円以上の備品，物品，印刷及び製本に関しては,「固定資産及び物品調達規則」の規定により，必ず調達担当の財務部管財課を通して発注することとしている。本規則に基づく発注は，経費の節減に奏功しているものと評価している。また，文部科学省科学研究費などにも適用しているため，研究費不正使用の防止にもなっている。なお，30 万円を超える高額品の決裁については，部長の決裁が必要である。

2007 年には，不正行為，不誠実な行為等を行った業者との取引きを停止するために「固定資産及び物品調達等の契約に係る取引停止等の取扱要綱」を制定した。

【将来の改善・改革に向けた方策】

予算単位ごとに通常申請業務と特別申請業務とに分けて，予算編成及び執行を行っているが，ランニングコストについては目的別の管理に至っていないため，業務・目的・機能といった多角的な検証を行うには，さらなる改善が必要である。また，人件費については予算委員会で審議されないため，適切性の審議が必ずしも十分でない。このため，人件費予算の査定方法について，検討する必要がある。

13．4　財務監査

【現状の説明】

監事は，法人の財産状況及び業務を監査し，理事会及び評議員会に出席するとともに，監査報告書を提出する役割を担っている。2005 年 10 月から監事を 3 名とし，そのうちの 1 名を常勤とした。財務部経理課は，毎月の計算書類を各監事に提出し，報告を行っているが，加えて常勤の監事は，業務の状況を把握するために，主たる役職者（教育職員・事務職員とも）と毎月面談を実施している。監査報告に先がけて，総務部長と財務部長とが各監事に事業報告案及び決算案に基づいて説明を行い，監事間で協議の上，監査報告書を作成している。

一方，公認会計士は，取引記録，予算，現預金等の実査及び計算書類の監査を行っている。2006 年度からは，この監査を監査法人に依頼しており，期中の監査も含めて，2007 年度は年間 59 日の監査を実施している。監事と内部監査室の事務長は，公認会計士の監査結果について，その都度説明・報告を受けている。

【点検・評価】

➢監事監査，会計監査，内部監査機能の確立と連携

監事監査及び公認会計士による監査は適切に実施されており，また，監事は公認会計士による監査結果の説明・報告を受けており，それぞれの役割を担いながら，適切に連携がなされている。

2006 年 4 月に内部監査室を設置し，特定の内容についての監査を適宜実施している。個人研究費の執行方法など，内部監査を通じて改善がなされている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

決算案の策定から，会計監査，理事会での審議・議決までの日程が過密であることから，効率的かつ確実

な業務執行を行うための体制の整備が望まれる。

13．5　私立大学財政の財務比率

【現状の説明】

財務状況の適切性，健全性を評価するために，他の私立大学の平均との比較を行い，また，本学における経年の推移をまとめると，消費収支計算書関係比率については表 13.6，貸借対照表関係比率（学園全体）については表 13.7 のとおりとなる。なお，他の私立大学の平均については，日本私立学校振興・共済事業団発行の「今日の私学財政」の財務比率を用いている。

表13.6　消費収支計算書関係比率

財　務　比　率		2003	2004	2005	2006	2007
比率項目	算　式（×100）	年　度	年　度	年　度	年　度	年　度
人件費比率	人件費 / 帰属収入	47.5 %	49.7 %	49.3 %	50.2 % (47.9)	47.6 %
人件費依存率	人件費 / 学生生徒等納付金	59.9	64.2	62.8	65.8 (60.8)	62.2
教育研究経費比率	教育研究経費 / 帰属収入	29.2	31.1	30.4	30.5 (31.2)	30.5
管理経費比率	管理経費 / 帰属収入	5.3	5.6	6.1	6.7 (6.9)	6.1
借入金等利息比率	借入金等利息 / 帰属収入	0.7	0.7	0.6	0.5 (0.4)	0.4
帰属収支差額比率	帰属収入－消費支出 / 帰属収入	16.5	10.6	13.2	11.9 (12.8)	15.1
消費収支比率	消費支出 / 消費収入	97.1	111.6	109.3	105.8 (99.9)	89.8
学生生徒等納付金比率	学生生徒等納付金 / 帰属収入	79.3	77.4	78.5	76.3 (78.7)	76.6
寄付金比率	寄付金 / 帰属収入	2.2	1.9	1.7	2.2 (1.6)	2.3
補助金比率	補助金 / 帰属収入	6.4	9.2	7.9	9.2 (9.1)	8.4
基本金組入率	基本金組入額 / 帰属収入	14.1	20.0	20.6	16.7 (12.7)	5.5
減価償却費比率	減価償却費 / 消費支出	15.3	15.6	16.1	15.7 (12.4)	17.1

（注）2006年度欄の（ ）内は、医歯系大学を除く大学部門の平均

―日本私立学校振興・共済事業団発行「今日の私学財政」より―

表13.7　貸借対照表関係比率

財　務　比　率		2003	2004	2005	2006	2007
比率項目	算　式（×100）	年　度	年　度	年　度	年　度	年　度
固定資産構成比率	固定資産 / 総資産	80.9 %	81.6 %	88.6 %	87.4 %	87.1 %
流動資産構成比率	流動資産 / 総資産	19.1	18.4	11.4	12.6	12.9
固定負債構成比率	固定負債 / 総資金	9.0	8.3	7.8	7.1	6.5
流動負債構成比率	流動負債 / 総資金	4.7	4.2	4.0	4.4	4.1
自己資金構成比率	自己資金 / 総資金	86.3	87.5	88.2	88.5	89.4
消費収支差額構成比率	消費収支差額 / 総資金	1.6	-0.1	-0.8	-2.0	-3.0
固定比率	固定資産 / 自己資金	93.7	93.3	100.4	98.7	97.4
固定長期適合率	固定資産 / 自己資金＋固定負債	84.9	85.1	92.2	91.4	90.8
流動比率	流動資産 / 流動負債	405.7	446.3	289.1	286.4	314.8
総負債比率	総負債 / 総資産	13.7	12.5	11.7	11.5	10.6
負債比率	総負債 / 自己資金	15.9	14.3	13.3	12.9	11.8
前受金保有率	現金預金 / 前受金	350.2	314.8	344.4	404.8	382.1
退職給与引当預金率	退職給与引当特定預金(資産) / 退職給与引当金	66.6	69.6	72.9	77.0	81.4

【点検・評価】

➢消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率における，各項目毎の比率の適切性

①　消費収支計算書関係比率について

消費収支計算書関係比率は，他大学の平均と比較して著しい相違はない。

人件費比率は，給与改定（ベースアップ）を実施せずに定期昇給のみとしていることや，諸手当の抑制，勤務形態の多様化の推進などにより，2006 年度に一時的に 50%を超えたものの，それ以外の年度では 50%以下となっており，2007 年度は他の私立大学の平均程度に落ち着いている。人件費は，消費支出のうちの最も高い比率を占めており，この比重が高くなると消費支出全体を膨張させ，支出超過を招くことにつながり，また，併設する小・中・高等学校を含めた学園全体で見ると一層高い比率となるため，今後も抑制のための施策を講じていく必要がある。人件費依存率についても概ね横ばいで，60%台前半を推移している。

基本金組入率は，校舎の建設・改修計画により，第 1 号及び第 2 号基本金の組入れが行われ，自己資金の充実が図られた。

②　貸借対照表関係比率について

2007 年度の貸借対照表関係比率（学園全体）については，固定資産構成比率が 87.1%，流動資産構成比

率は 12.9%である。固定資産構成比率は緩やかな増加傾向にあり，反対に流動資産構成比率は緩やかな減少傾向にある。校舎等の建設が多数実施されたが，計画的な資金の積上げにより行われたため，急激に構成が変化することなく，対応できている。

一方，固定負債構成比率は 6.5%で，この比率が減少傾向にあるのは，かつての校舎建設時の借入金が毎年計画的に返済され，新たな借入れが行われていないことによる。なお，資金的な面においては，借入れ返済準備金を積み立て，いつでも繰上げ償還に対処できるようにしている。

自己資金構成比率は毎年増加し，2007 年度には 89.4%に達した。反対に，総負債比率は 10.6%と毎年減少している。こうした財務比率の推移から，本学の純資産は着実に増加し，資産取得の資金は自己資金で賄われていることを示している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

① 今後，さらなる厳しい社会状況に対処しながら将来計画を実行するにあたっては，中長期的視点から計画的に取り組む必要がある。このため，中長期の財政計画を策定し，この計画の上に立って，毎年度の予算編成がなされることが求められる。また，この計画に将来の具体的な事業計画を盛り込んで，適宜必要な施策や改善を行っていくことも必要である。

② 財政計画の策定にあたっては，収入の大半を占める納付金の改定は避けられない課題であるが，保証人の負担が過大とならないように，納付金の引き上げには十分配慮し，できるだけ抑制に努めなければならない。しかし，教育研究活動の一層の拡充及び大学の将来計画の実行を確実なものとするために，必要により納付金の改定を行うことも考えられる。そのような施策の実行は慎重に行うべきであり，できる限り納付金以外の収入の途を拡充させ，併せて経費の縮減を図って支出を抑制していくことが求められる。

Ⅱ．本　章

14．自己点検・評価

14. 自己点検・評価

【到達目標】

成蹊大学における自己点検・評価活動の主目的は，その活動を通じて，何が課題であり，改善が必要であるか，何が本学の強みかなどを明らかにして改善・改革に活かすことにあり，また，文書化することで，当該部署に限らず全学的に問題意識を共有し，協力して改善・改革に取り組むことにある。

また一方で，本学は，2000年に大学基準協会から大学基準に適合しているとの認定を受け，また，学校法人成蹊学園としてではあるが，2003年度に（株）格付投資情報センター（R & I）による格付け（AA-）を取得し，2008年度まで毎年度格付け（AA-）を維持している。今回，この自己点検・評価報告書をもとに，財団法人大学基準協会による大学評価を受けることにしているが，本学における教育・研究水準の維持向上を図るためにも，これら第三者から助言や勧告を含めて客観的な指摘を受けることで，本学における教育・研究活動等のさらなる改善に役立てることとしたい。

なお，今回の自己点検・評価の結果や大学評価の結果を受けて，該当委員会が策定する改善計画等を組織的に検討し，大学改革に活かすためのプロセスの確立及びその恒常化を図ることも，今後の目標となる。

14. 1　自己点検・評価

【現状の説明】

いわゆる 1991 年の「設置基準の大綱化」により，自己点検・評価の努力義務が規定されたことを受けて，従来より大学の現状を把握し，分析する活動が不足しているとの認識のもと，検討を進めた結果，1994 年 1 月に「成蹊大学自己点検・評価実施に関する規則」を制定し，学長の下に自己点検・評価委員会（大学委員会）を設置して，自己点検・評価活動を開始した。また，各学部（大学院を含む）・各機関に自己点検・評価委員会（個別委員会）を置いて，当該機関における自己点検・評価の実施委員会とした。

これらの委員会のもとで，同年中に自己点検・評価を行い，その結果を 1994 年度末に「成蹊大学の教育と研究の現状」と題した報告書にまとめ，刊行した。以後，4 年周期で点検・評価を行うこととし、今まで 1998 年度と 2002 年度に自己点検・評価報告書を刊行したが，1998 年度の自己点検・評価報告書をもとに大学基準協会に相互評価の申請をし，その結果，大学基準に適合している旨の認定を受けた。

4 度目の自己点検・評価は 2006 年度に行う予定であったが，改正学校教育法により，2004 年 4 月から 7 年以内に文部科学大臣が認証する評価機関による評価を受けることが義務化されたことを受けて，前回から 6 年後となる 2008 年度に自己点検・評価を行い，2009 年度に大学基準協会による大学評価を受けることとした。

大学委員会の任務は次のとおりであり，個別委員会の任務は，当該機関に関する項目について点検・評価を行い，大学委員会に報告することである。

① 自己点検・評価を全学的に企画・立案し，運営すること。
② 個別委員会からの報告を統括整理し，または全学にかかわる項目等について点検・評価を行い，本学の自己点検・評価として取りまとめること。
③ 成蹊大学自己点検・評価報告書等を作成すること。
④ 自己点検・評価の結果（外部評価等による指摘事項を含む）に基づき，全学にかかわる改善を要する

事項の改善方法，改善計画等を策定し，並びに各学部及び附属機関等から報告を受けた改善を要する事項の改善方法，改善計画等について検討し，学長に報告すること。

【点検・評価】

➢自己点検・評価を恒常的に行うためのシステムの内容とその活動上の有効性

本学では，今まで 3 回の自己点検・評価を行って来ており，その中で，顕在化した問題を解決し，改善が図られているものも多い。しかしながら，改善が必要と指摘したものの，その改善が図られず，繰り返し指摘しているものや，報告書の作成には相当の労力を必要とすることもあり，作成そのものが目的化し，その後の改善を怠っているものも散見される。

それらを指摘し，改善を促す役割を果たすのも大学委員会の役割であり，任務の 1 つに，「自己点検・評価の結果（外部評価等による指摘事項を含む）に基づき，全学にかかわる改善を要する事項の改善方法，改善計画等を策定し，並びに各学部及び附属機関等から報告を受けた改善を要する事項の改善方法，改善計画等について検討し，学長に報告すること」とある。また，個別委員会は当該機関の改善を要する事項の改善方法，改善計画等を大学委員会に報告する必要があるが，それらは学長からの諮問に応じて行われることが多く，必ずしも主体的な取り組みとして行われているわけではない。

もちろん，諮問事項以外にも各機関は日常的に問題点を検討し，改善の努力を払っているが，それを組織的に検証し，評価するシステムは本学では確立しておらず，いわゆる PDCA サイクルを恒常的に回していくための仕組みを整備する必要がある。

このためには，まず何よりも，自己点検・評価を行うことが大学改革につながるということを再認識し，その意義を大学構成員全員が共有しなければならないであろう。

➢自己点検・評価の結果を基礎に，将来の充実に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

大学委員会に対して，学長から，毎年異なる諮問がなされるが，自己点検・評価終了後は，自己点検・評価結果に基づく改善計画等の策定についての諮問が中心となってくる。

しかしながら，改善が必要な事項は大学全体に影響を及ぼすものも多く，大学委員会で実質的に検討することは難しいこと，学長が直接関係部署や附属機関，委員会等に指示・依頼し，解決することも多いことから，自己点検・評価の結果に基づく改善計画等の策定から実行までの一連の作業を大学委員会が把握し，検証することは難しい。

このような状況もあり，大学委員会の主目的は自己点検・評価報告書を作成することにあると考えられる傾向があり，自己点検・評価報告書を作成しない年度は，委員会の活動が低迷しがちであることは否めない。

このため，自己点検・評価の目的はそもそも大学改革にあり，自己点検・評価の結果を受けて計画的に改善していくことを通じて，恒常的な大学改革を推進していくという姿勢が，大学委員会や個別委員会においても，そして個々の教職員においても必要であろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

自己点検・評価は，改正学校教育法により，認証評価機関による評価が 7 年に 1 度とされたことから，従来の 4 年に 1 度の周期ではなく，今後は 7 年に 1 度の周期で実施していくことになろう。また一方で，専門職大学院である法科大学院は 5 年に 1 度の周期で実施していくことになる。

今回は，2008 年度に法科大学院の認証評価を受けることとし，そのタイミングにあわせて大学評価を行う

こととしたが，今後どのような周期でどのような内容の自己点検・評価を行っていくかは検討段階にあり，今後の課題である。

また，自己点検・評価が終了すると，その実施結果の検証をしていく意欲が薄れがちであるが，学長の強いリーダーシップのもと，大学委員会には自己点検・評価の結果を踏まえ，改善計画を策定していくことが求められる。一方で，改善計画の実施は大学委員会の役割ではなく，関係部署・機関の役割となるため，強い権限を持った委員会等が全体的見地から改革を強力に推進していく必要もあろう。

このため，大学委員会を，自己点検・評価を主目的とした委員会ではなく，大学改革推進会議のような大学改革に重点を置いたものとし，自己点検・評価から自己点検・評価実施後の改善計画の策定，さらにはその改善計画の実施を一体的に管理する位置づけにした方が，大学改革を効率的に進められる可能性があり，今後の検討課題であろう。その際には，大学基準協会の評価基準である「達成度評価」,「水準評価」という視点を意識し，自己点検・評価をより実質的なものにするための工夫も忘れてはならない。

14．2　自己点検・評価に対する学外者による検証

【現状の説明】

自己点検・評価に対する学外者からの検証は，法科大学院で制度化されているだけで，大学のその他の組織では行われていないのが実情である。

2002 年度実施の自己点検・評価後に，その自己点検・評価結果をもとにした第三者による検証の実施を検討し，実施案の策定も行ったが，2004 年度以降，認証評価機関による評価が法律により義務づけられ，自己点検・評価を取り巻く環境が大きく変わったことから，第三者による検証は見送られた経緯がある。このときの議論では，外部の認証評価機関による評価を受けるのであれば，その他の第三者による検証は不要ではないかという意見が多く寄せられていた。

【点検・評価】

➢ 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置は，本学では特に講じていない。その理由としては，本学の自己点検・評価はあくまでも大学評価を受けることを前提に行っており，第三者機関である認証評価機関による評価によって，自己点検・評価の客観性・妥当性を担保することができると考えているからである。

また，自己点検・評価報告書をホームページに掲載し，学内や学外から批判や助言を受けることで，評価の客観性や妥当性を検証することもできるものと考えてはいるが，実際に意見が寄せられることは少なく，意見を聴取する仕組みを検討する必要もあろう。

しかしながら，本学を一番厳しい目で見ているのは，在学生や保証人，卒業生，卒業生の就職先の企業，受験生，入学者の母校である高等学校，近隣住民，武蔵野市などのステークホルダーであり，それらの意見を聴取し，検証を行うことを恒常化すれば，より客観性・妥当性の確保につなげることができよう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

ステークホルダーからの意見聴取は，例えば入試センターでは高等学校訪問を行っており，高等学校の教

員から直接，本学に対する評価を聞くことができる。また，キャリア支援センターも企業訪問を通じて，企業からの意見を吸収することができる。さらには，学内各部署も，例えば授業課では授業評価アンケートにより，企画運営課では学長直行便や学長オフィスアワーの制度により，学生の意見をある程度吸い上げることができる。

しかし，これらの情報源からシステマティックに自己点検・評価項目に係る情報を吸い上げる体制にはなっておらず，自己点検・評価体制そのものを見直すか，法科大学院のように外部評価者委員会を設けるか，いずれか，あるいは両方の対応が必要となるのではないかと思われる。次回の自己点検・評価に向けての課題となろう。

14．3　大学に対する指摘事項及び勧告などに対する対応

【現状の説明】

本学は，2000 年 3 月 7 日付けで，財団法人大学基準協会から「大学基準」に適合しているものとして，「相互評価の認定を行うことが適当である」旨の評価結果が下されたが，その際，勧告として次の 2 点が指摘されている。

① 工学部の機械工学科，電気電子工学科，経営工学科，計測数理工学科において収容定員に対する在籍学生数の比率が高いので改善されたい。

② 全学部において，講義室，演習室が狭隘なので，改善されたい。

本学は，上記勧告の趣旨に添った対応策を講じるとともに，勧告と同時に指摘された助言の趣旨も可能な範囲で参酌し，その改善実施の概況に関して改善報告書をとりまとめ，2003 年 7 月に大学基準協会に提出したが，「今後の改善経過について再度報告を求める事項はなし」との検討結果をいただいた。

【点検・評価】

➢文部科学省からの指摘事項及び大学基準協会からの勧告などに対する対応

大学基準協会に対しては，2003 年 7 月 25 日付けで改善報告書を提出した。その中で，2 つの勧告に対しては次のとおり対応した。

＜勧告 1＞「工学部の機械工学科，電気電子工学科，経営工学科，計測数理工学科において収容定員に対する在籍学生数の比率が高いので改善されたい。」

学科の在籍学生数比率が理工系学科で 1.20 倍以上の場合に勧告を受ける。1999 年 5 月 1 日現在の比率は，機械工学科 1.23 倍，電気電子工学科 1.24 倍，経営工学科 1.36 倍，計測数理工学科 1.28 倍であったが，これ以外の学科は基準値以内であった。

入学定員に対する入学者数の比率（工学部 5 学科の平均）を，2001 年度は 1.17 倍，2002 年度は 1.08 倍，2003 年度は 1.01 倍と着実に下げる努力を強化した結果，2003 年度における収容定員に対する在籍学生数は，電気電子工学科と物理情報工学科でそれぞれ 1.24 倍であったが，その他の学科では基準に達した。

＜勧告 2＞「全学部において，講義室，演習室が狭隘なので，改善されたい。」

評価の対象とする講義室，演習室及び学生自習室の合計面積を学生総数（大学院生を除く）で割って得た在籍学生 1 人当たり面積が 2.0（工場等制限地域では 1.5）㎡以下である場合に勧告を受ける。本学の当時の面積は 1.38 ㎡であった。

しかしながら，2002 年度において工学部実験実習棟（総面積 6,760 ㎡）の竣工による演習室の増加があったこと，2000 年度から段階的に臨時的定員の 2 分の 1 の削減が行われて学生数が減っていること，工学部の改修工事の終了により，一時的に研究室に転用されている講義室棟の 2 室が講義室に戻されること，工学部校舎内の演習室が増加すること，法科大学院棟が 2003 年度中に完成し，4 階部分が大学共用施設となることなどから，2005 年度は 1.51 ㎡となり，基準値に達する見込みとなった。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学では，2004 年度の経済学部の学科の改組，2005 年度の工学部から理工学部への改組などを行っているが，これらはすべて届出であったため，上記以外に指摘や勧告は受けていない。

2009 年度に大学基準協会に大学評価を申請するが，そこで付されるであろう勧告や助言，参考意見を真摯に受け止め，本学の改善や改革につなげたいと考えている。

Ⅱ．本　章

15．情報公開・説明責任

15. 情報公開・説明責任

【到達目標】

成蹊大学では，本学を含む成蹊学園の財務状況や認証評価結果を含む自己点検・評価の結果，教育研究活動の状況などを，さらに積極的に公開することにより，社会に対する説明責任を果たすこと，本学のステークホルダーが望む情報を積極的に開示し，理解を得ること，そのための情報開示に係る学内規則を整備することなどにより，本学の信頼性・透明性を高めることが目標である。

15. 1 財政公開

【現状の説明】

本学では，関係法規を遵守して，財務状況について積極的に情報公開することにより，広く本学の活動状況に理解を求めるとともに，本学のステークホルダーや一般社会に対する説明責任を果たすこととしている。

財務状況は，「資金収支計算書」，「消費収支計算書」，「貸借対照表」，「財産目録」，「事業報告書」などについて，求めに応じて閲覧できるようにしている。

また，成蹊学園ホームページにおいて，決算については，2002年度以降の決算の概要や貸借対照表，財産目録，監事の監査報告書（2005年度以降）を，予算については，2003年度以降の予算の概要や円グラフ・棒グラフを用いた図解を公開している。このほかホームページには，消費収支・資金収支計算書及び貸借対照表の経年比較（5カ年推移）や（株）格付投資情報センター（R & I）による格付け情報，事業計画書（2008年度），事業報告書（2004年度以降）を掲載し，いずれも分かりやすく解説されている。

そのほか，教職員には学内報である「園報」で，卒業生や在学生の保証人には「学園広報」により情報提供している。また，学生に対しては，学生向け広報誌「ZELKOVA」や「成蹊大学新聞」に予算・決算の概要を掲載し，情報を公開している。

【点検・評価】

➢財政公開の状況とその内容・方法の適切性

【現状の説明】に記載したとおり，ホームページにより広く財務状況を公開しているほか，教職員，保証人，卒業生及び学生に対しては，紙媒体による配布も行っている。また，分かりやすく伝える工夫もしており，概ね説明責任を果たしているものと考える。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学は，教育・研究を通じて社会に貢献しているが，その活動資金は授業料等納付金のほか，私学助成を受けており，極めて公共性が高い。このため，財政状況の健全性と透明性について広く情報公開するのが責務であり，また，ステークホルダーや社会に対する説明責任を果たすことにもなる。

今後とも，現在の公開内容を，例えば計算書と説明を一覧できる様式に改めたり，目的別に予算管理を行い，事業と予算執行との関わりが明確になるようにしていくことなど，より分かりやすいものとすること，積極的な情報公開をさらに推進することなどに努めていく必要がある。

15．2　情報公開請求への対応

【現状の説明】

国立大学法人においては「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」により，誰もが所定の法人文書の開示を請求できる仕組みが整っているが，私学では類似の法律の適用がないため，本学では情報公開請求に対し，関連規則等を制定して対応するなどの組織的な整備はなされていない状況にある。このため，法人文書の開示請求があれば，請求文書の内容，請求者との利害関係，請求理由などを考慮し，個別対応することになる。

なお，私立学校法の要請による財務情報の公開は積極的に行っており，関連の財務諸表，事業報告書，事業計画書などをホームページで公開するほか，学内の広報誌にも掲載しており，閲覧にも応じている。

【点検・評価】

➢情報公開請求への対応状況とその適切性

私立学校法の要請による財務情報の開示は積極的に行っており，その点での対応は適切に行われているが，その公開情報の種類，公開範囲，公開方法などを学内規則で定めていないため，継続的な統一性に懸念がある。

財務情報以外では，これまで大学においては教育内容，研究成果などを積極的に社会に開示しているが，これは学校法人としての社会的な責任の 1 つであり，大学の諸活動を一般に知らしめることにより，社会の目を意識し，自己改革につなげるためのものでもある。一方，こうした情報開示は入試広報としての面も持ち，志願者の獲得につなげる目的もあわせ持っている。こうした視点から，情報公開の範囲を広げ，量・質ともに充実させる必要性はあるが，運営費の大半が国庫で賄われている国立大学法人と同様の情報公開請求への対応をすることの必然性は必ずしもないと考えられる。

現時点では，法人文書の開示についての検討は進んでおらず，公開請求があった場合の対応は個別対応とせざるを得ない状況である。実際に法人文書等の公開請求はこれまでなかったこともあるが，学校法人に対する情報公開の要求の高まりや個人情報保護との関係など，関連する諸状況を慎重に見極めながら，情報開示のレベルと情報公開請求への対応を考えなければならない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上述のように，今後の学校法人に対する情報公開の要求の高まりを見ながら，情報開示レベルと情報公開請求への対応を検討することになるが，まずは現時点での情報公開に関わる諸規則を整備することとし，所管の総務課を中心に，経理課，広報課の学園事務局のほか，関連する大学の教学組織，事務組織との調整を図り，諸規則の制定に向けて検討を始めることとする。

15．3　点検・評価結果の発信

【現状の説明】

2003 年度以降，本学ホームページに，直近の自己点検・評価において刊行した自己点検・評価報告書と研究者一覧の全ページを公開している。このほか，関連する大学基礎データも公開しているほか，大学基準協会による相互評価結果もすべてにわたって公開している。

【点検・評価】

➢自己点検･評価結果の学内外への発信状況とその適切性

2002 年度に実施した自己点検・評価の結果は，当該年度のうちに報告書にとりまとめ，翌年度，学内では大学専任教員全員及び事務部署や図書館に配布し，学外では文部科学省，私立大学連盟等の関係機関に配布した。また，自己点検・評価報告書の内容を本学ホームページに掲載した旨，各大学に文書で連絡した。

各大学に対して文書連絡だけにとどめた理由としては，もちろん経費節減の面もあるが，ホームページにすべてのページを公開することで，各大学に対するだけでなく，社会一般に広く公開することにもなることが大きな理由であった。誰しもが簡便にアクセスでき，閲覧できるホームページにおいて情報公開したことは，適切な対応であったと評価している。

➢外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

2002 年度実施の自己点検・評価を基に，大学基準協会により行われた相互評価結果は，自己点検・評価報告書同様，そのすべてを大学ホームページに掲載した。当時としては画期的・先駆的な対応であったと自負している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学では，自己点検・評価報告書についてはすべて本学ホームページに公開しており，今回の報告書及び 2009 年度に受ける大学基準協会の大学評価の結果についてもこの方針を貫く予定である。

Ⅲ. 終　章

Ⅲ. 終　章

今回の『成蹊大学自己点検・評価報告書』（以下，報告書）は，1994（平成 6）年度（タイトルは異なる），1998（平成 10）年度，2002（平成 14）年度に続いて 4 回目の報告書である。3 回目までは 4 年ごとの周期で報告書を作成してきたが，4 回目の今回は前回から 6 年後となった。これは，改正学校教育法により 2004 年度以降 7 年に 1 度認証評価を受けることが義務づけられたことにより，自己点検・評価の周期を再検討することとなったことによる。本学は，今回の報告書に基づき，2009（平成 21）年度に大学基準協会による認証評価を受ける予定である。

本報告書が点検・評価の対象として記述しているのは，2003（平成 15）～2007（平成 19）年度の本学の歩みであり，報告書中で示される「現在」のデータは 2008（平成 20）年 5 月 1 日現在のものである。前回の報告書の公表から今日までの間も，本学における改革・改善の努力は止むことなく続けられ，成蹊大学の姿を大きく変えつつある。その詳細は本報告書の本編に譲るとして，ここでは現在進行中の一連の改革の現況と方向性を報告書のまとめに代えて記しておきたい。

1 教育理念・目標を明確にしたこと

本学が伝統としてきた少人数教育と人格教育の特質をより具体的に内外に示すため，2008 年 4 月に大学及び各学部・研究科における基本理念，人材養成方針等を明文化し，学則及び各種規則に盛り込むとともに，大学ホームページ上で公表した。本報告書の冒頭に掲げたこれら理念・目標は，いわば社会に対する本学のマニフェストである。明文化してからいまだ日が浅いため，教職員を含むすべてのステークホルダーに十分に浸透しているとは言い難いが，今後はあらゆる機会と媒体とを通じて周知徹底を図っていかなければならない。

2 教育体制・教育内容の改革を進めていること

時代の変化に対応しつつ教育の質を高める努力の一環として，2004 年度から経済学部を経済経営学科のみの 1 学科体制に改組したのに続き，翌 2005 年度には工学部 5 学科を改組した理工学部 3 学科をスタートさせた。それぞれの学部を基盤とする大学院研究科についても，既存の経済学研究科・経営学研究科を統合した経済経営研究科（2007 年度発足），理工学研究科（2009 年度設置予定）への改組改革を実現し，カリキュラム面でも大幅な改善を施しつつある。特に，新設の理工学研究科は 1 専攻 3 コース制のもとで複数指導教授制をとるなど，斬新な試みを計画しており，その成果が注目される。

学士課程の教育内容に関しては，従来学部ごとに行われていた教養教育のカリキュラムとその運用形態を見直し，2010 年度からの実施を目途に全学共通の教養教育を目指す「成蹊教養カリキュラム」の策定作業を進めている。これは 2005 年度以来，学長のイニシアティブのもと，各学部長が直接参画する委員会で検討・準備が続けられてきたもので，本学の歴史上画期的な変革となるはずである。全学部が同一のキャンパスにある本学の利点を活かしながら，建学の精神の柱をなす「個性の尊重と人格の陶冶による豊かな人間性の形成」，「自力教育の礎を築く」を基本理念として展開される新たな文理融合型の教養教育の具体化にむけて，改革のエネルギーが注がれているところである。同カリキュラムの実施に伴い，各学部のカ

リキュラムも大きく変わることは言うまでもない。そのための改定作業も現在着実に進行しつつある。

本学が早くから取り組んできた国際理解教育・国際交流の充実という面では，大学に置かれていた国際交流センターを発展的に改組するかたちで，2004 年に成蹊学園国際教育センターが設置され，学園内の小学校・中学校・高等学校・大学・大学院のすべてを糾合する国際教育・国際交流プログラムを立案・実行する体制が実現した。同センターの機能は，「国際教養科目」群の充実，学部共通の英語教育の実施，海外協定校の拡充など，様々な面で本学の教育に発揮されつつある。

3 研究環境・体制のさらなる改善が図られつつあること

本学における研究活動を支えるための諸施策については，大学基準協会による大学評価（1999 年）においても「長所の指摘に関わる助言」の 1 項目として評価されているところであるが，現在，さらなる改善のための支援体制が計画されている。その 1 つは，研究専念期間の拡充を図る新たな研修制度の実施であり，従来の長期・短期の海外・国内研究員制度に加えて，中期（6 カ月）のいわゆるサバティカルの導入が予定されている。また，もう 1 つは，新たに設けられる副学長のもとに全学的な研究推進委員会を置いて，研究活動の支援・統括を行う計画である。いずれの改革も 2009 年度からの実施を想定した準備が進んでおり，着実な前進と言えよう。その上で，本編でも指摘されているように，大学の財政状況の見通しが厳しい中で，これまで以上に活発な研究活動を展開するためには，科学研究費補助金など外部資金の獲得に努力することが今後の大きな課題となる。

4 学生支援のための改善努力が続いていること

大学が教育課程・教育内容以外の面でも学生にとって満足できる居場所となるように努めることは当然のことであるが，本学もその点最大限の努力をしていることは評価できよう。いわゆる大学全入時代を迎えて，本学においても学生の性向やその社会的・経済的背景も多様化してきており，個々の学生の実状に応じたきめ細かい対応が求められている。本学では，各種奨学金制度の充実，学生相談室や大学保健室（成蹊学園健康支援センター）を通じた心身両面の健康保持・増進活動，ハラスメント防止のための対策強化，国際教育センターによる留学支援など，学生生活の隅々にわたり支援の質を高める方策を講じている。

学生が日々の生活の中で感じている希望や不満を吸い上げることも，本学が力を注いでいることの 1 つである。全学部で実施している授業評価アンケートをはじめ，学生の目安箱とも言える「学長直行便」や学長オフィスアワーなどを通して，学生の声が本学の教育・運営に反映されている。また，活発な課外活動や全学的な体育行事，学園祭は，学生の本学への帰属意識を高めるとともに，卒業後も母校への愛着を感じさせる伝統となっている。

さらに，2006 年にはキャリア支援センターを設置し，従来から定評のあった就職支援・指導体制を強化する一方，学生たちの目的意識や職業観の変化に対応すべく，学部と連携したキャリア教育機関としての活動を活発化させている。上述の成蹊教養カリキュラムの中にも，学生のキャリア意識の醸成を目指す科目群が置かれる予定である。教務関係の事務組織を学生にとって分かりやすく，利用しやすいものにするための改編計画も 2009 年度に実施に移される。

本学は，障がいのある学生の受け入れにも積極的に取り組む。障がい学生が通常の学生と同様の学生生活を送り，本学における教育を等しく享受して勉学に専心することができる環境を確保することを基本理念として，2007 年に「成蹊大学ノーマライゼーションネットワーク（SUN ネット）」の構築を方針として掲げ，学生と教職員が一体となって，障がい学生を支援する態勢を用意している。

5 入試改革を実行していること

学生の受け入れという面でも，大きな変更を行った。2007 年度入試からは大学入試センター試験を利用する 5 科目型奨学金入試（S 方式）を，2008 年度には全学部統一日程による 2 教科型入試（E 方式）を導入して，入試種別の多様化と志願者の確保を図っている。S 方式については募集定員が少ないこともあって，多数の志願者を確保するには至っていないが，E 方式では，試験会場を学外にも設けた結果，多くの志願者を集め，大学全体としては志願者の漸減傾向に一定の歯止めをかけることができた。諸大学と同様に，本学においても様々な層の入学者を受け入れるための試行錯誤を続けつつ，上記１で宣明した入学者選抜方針（アドミッション・ポリシー）に相応しい人材を確保する努力を怠ってはならないと考えている。

6 施設・設備面で改善が見られたこと

2006 年の情報図書館の完成と旧図書館及び図書館別館の改修（演習用教室の増設）をもって，10 年以上に及ぶ本学の施設整備・再開発計画は一段落した。これにより，上述の大学基準協会による大学評価で改善を勧告された講義室・演習室の充実は概ね達成されたと言ってよい。

新しい図書館は，設備・デザインの両面から内外の注目を集めており，従前の図書館と比べて利用者数，貸出図書冊数ともに著しい増加を示している。正門を入ってすぐという位置からも，本学の新たなシンボルとなるであろう。新築・改修された教室棟についても，視聴覚・IT の面で時代のニーズに応え得る設備を擁しており，学生の評判も良い。バリアフリー化，省エネルギー対策も施されている。もとより，大学の評価は施設や設備で定まるものではないが，近年の入学者の本学志望動機の中でも，オープンキャンパスの際に見た教室やキャンパスがきれいだった，というものが上位にランクされており，本学の施設・環境整備の努力が一定の評価と効果をもたらしていることがうかがえる。

しかしながら，厳しい財政状況の中にあって，古くなりつつあるいくつかの施設をいかに更新するか，学生のための生活の場である食堂・休憩場所等をいかに拡充するか，グラウンドの人工芝化など体育・課外活動・リクリエーション施設をいかに充実させるかなど，残された課題も山積している。

以上のような改革・改善，施設・環境の整備の大きな契機となったのは，2012 年に成蹊学園が創立 100 周年を迎えるというタイミングである。本編（1.1）で詳述したように，現在成蹊学園は創立 100 周年にむけて変革のエネルギーに満ちており，それが一面で本学における様々な改革・改善策を後押ししていると言ってよい。学園理事会はもとより，卒業生・学生の父母を含めたあらゆるステークホルダーの理解・協力と注目を得られるこの機会を，本学における教育研究のさらなる前進のために活かすことがわれわれに課せられた責務であろう。そのためにも，今回の自己点検・評価が改革への拠りどころとなることを強く望みたい。

本報告書には，現時点における成蹊大学の全容が余すところなく記述されている。もちろん，長所だけでなく，問題点や今後の課題も数多く書かれている。上述のまとめも決して現状を肯定する趣旨で記したものではない。すべての教職員が本学の長所・短所を実感し，改革・改善を目指すことが，この点検・評価の目的である。

今回も，編集に際して多くの方々に多大なご協力を頂いた。点検・評価の対象範囲が多岐にわたるため，報告書作成に費やされた労力は大変なものである。作成の方法については改善すべき点が多々あるのかもしれない。本報告書の執筆者の方々はもとより，関係したすべての教職員の方々に改めて深謝する。

成蹊大学自己点検・評価委員会委員長　中里　明彦